
1. 定款および規約等

(1) 定 款
改正なし

(2) 規 約 等
改正なし

2. 組織 (1) 会員

2. 組 織

(1) 会 員

① 会 員 数

(平成28年3月31日現在)

種別	区分	26年度末現在会員数	27年度新規加入者数	27年度脱退者数	種別変更	27年度末現在会員数
法 人		61,750	3,484	3,660	30	61,604
団 体		2,290	139	94	16	2,351
個 人		13,720	1,477	1,275	-89	13,833
特 別		0	131	1	43	173
合 計		77,760	5,231	5,030	0	77,961

1) 会費負担口数別会員数

(平成28年3月31日現在)

口数	区分	法 人	団 体	個 人	特 別	合 計
1		32,977	1,858	13,658	127	48,620
2		7,873	246	120	27	8,266
3		12,494	95	32	10	12,631
4		2,834	46	3	4	2,887
5		1,570	37	5	2	1,614
6		702	22	2	1	727
7		77	3	1	0	81
8		1,209	12	2	2	1,225
9		26	2	1	0	29
10		825	22	9	0	856
11		21	0	0	0	21
12		13	1	0	0	14
13		110	1	0	0	111
14		14	0	0	0	14
15		24	1	0	0	25
16		139	1	0	0	140
17		8	0	0	0	8
18		6	0	0	0	6
19		63	1	0	0	64
20		55	2	0	0	57
21		3	0	0	0	3
22		58	0	0	0	58
23		3	0	0	0	3
24		1	0	0	0	1
25		59	0	0	0	59
26		3	0	0	0	3
27		1	0	0	0	1
28		46	0	0	0	46
29		2	0	0	0	2
30		34	0	0	0	34
31		19	0	0	0	19
32		1	0	0	0	1
33		2	0	0	0	2
34		23	0	0	0	23
35		8	0	0	0	8
36		1	0	0	0	1
37		12	0	0	0	12
40		39	0	0	0	39
43		18	0	0	0	18
45		16	0	0	0	16
46		14	1	0	0	15
48		1	0	0	0	1
49		13	0	0	0	13

2. 組織 (1) 会員

口数 \ 区分	法人	団体	個人	特別	合計
50	7	0	0	0	7
51	1	0	0	0	1
52	10	0	0	0	10
54	1	0	0	0	1
55	31	0	0	0	31
56	1	0	0	0	1
57	2	0	0	0	2
58	1	0	0	0	1
60	31	0	0	0	31
62	2	0	0	0	2
64	2	0	0	0	2
65	10	0	0	0	10
66	1	0	0	0	1
69	1	0	0	0	1
70	10	0	0	0	10
75	8	0	0	0	8
80	6	0	0	0	6
85	5	0	0	0	5
90	2	0	0	0	2
95	4	0	0	0	4
100	3	0	0	0	3
101	1	0	0	0	1
105	6	0	0	0	6
108	1	0	0	0	1
110	2	0	0	0	2
113	1	0	0	0	1
115	2	0	0	0	2
120	2	0	0	0	2
125	3	0	0	0	3
130	3	0	0	0	3
135	1	0	0	0	1
145	3	0	0	0	3
150	2	0	0	0	2
162	1	0	0	0	1
165	1	0	0	0	1
170	1	0	0	0	1
180	2	0	0	0	2
185	1	0	0	0	1
200	3	0	0	0	3
215	1	0	0	0	1
220	2	0	0	0	2
235	1	0	0	0	1
260	1	0	0	0	1
270	1	0	0	0	1
305	1	0	0	0	1
320	1	0	0	0	1
380	1	0	0	0	1
424	1	0	0	0	1
610	1	0	0	0	1
820	1	0	0	0	1
合計	61,604	2,351	13,833	173	77,961

2. 組織 (1) 会員

2) 地区別資本金別会員数・口数

(平成28年3月31日現在)

	法人								団体	個人	特別	合計	
	500万円未満	500万円～1千万円未満	1千万円～5千万円未満	5千万円～1億円未満	1億円～3億円未満	3億円～10億円未満	10億円以上	法人計				件数	口数
千代田	1,027	357	2,564	588	328	203	381	5,448	344	869	0	6,661	26,356
中央	1,209	403	2,851	682	413	270	371	6,199	239	964	0	7,402	23,886
港	1,291	444	2,389	569	324	255	383	5,655	268	832	0	6,755	23,368
新宿	1,036	337	1,757	311	127	74	124	3,766	188	715	0	4,669	11,784
文京	505	161	1,070	140	49	30	35	1,990	63	370	0	2,423	5,263
台東	802	230	1,655	245	86	55	55	3,128	107	418	0	3,653	7,571
北	479	130	610	72	19	13	18	1,341	58	458	0	1,857	3,240
荒川	440	124	650	68	18	6	5	1,311	45	372	0	1,728	2,810
品川	655	149	1,095	244	96	93	110	2,442	78	412	0	2,932	8,318
目黒	488	130	617	70	37	13	14	1,369	32	377	0	1,778	3,038
大田	787	187	1,429	206	67	40	40	2,756	89	609	0	3,454	7,005
世田谷	909	172	971	118	27	24	19	2,240	103	797	0	3,140	4,846
渋谷	1,282	409	1,779	247	107	69	94	3,987	154	638	0	4,779	10,600
中野	495	114	613	83	23	14	23	1,365	65	443	0	1,873	3,349
杉並	634	158	839	91	27	6	8	1,763	63	629	0	2,455	3,712
豊島	753	214	1,127	142	54	10	41	2,341	73	444	0	2,858	5,533
板橋	624	149	990	121	33	15	17	1,949	50	702	0	2,701	4,337
練馬	683	167	856	77	21	12	9	1,825	47	751	0	2,623	3,710
江東	699	187	1,143	190	83	60	73	2,435	71	550	0	3,056	6,996
墨田	562	157	1,082	140	62	24	32	2,059	56	368	0	2,483	5,183
足立	784	236	1,090	119	21	9	7	2,266	43	755	0	3,064	4,598
葛飾	761	201	804	53	11	7	4	1,841	81	758	0	2,680	3,568
江戸川	772	224	1,008	84	19	13	8	2,128	34	602	0	2,764	4,240
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	173	173	259
合計	17,677	5,040	28,989	4,660	2,052	1,315	1,871	61,604	2,351	13,833	173	77,961	183,570

3) 業種別資本金別会員数

(平成28年3月31日現在)

	法人								団体	個人	特別	合計
	500万円未満	500万円～1千万円未満	1千万円～5千万円未満	5千万円～1億円未満	1億円～3億円未満	3億円～10億円未満	10億円以上	法人計				
鉱業	2	1	6	4	1	2	12	28	0	0	0	28
建設業	1,669	517	3,379	462	180	82	139	6,428	1	650	11	7,090
製造業	2,184	663	6,022	1,135	488	381	685	11,558	3	824	25	12,410
電気・ガス・熱供給・水道業	42	1	7	4	6	12	15	87	1	2	0	90
情報通信業	1,839	584	2,608	368	190	108	105	5,802	8	275	11	6,096
運輸業	300	158	1,018	209	83	56	91	1,915	2	1,463	2	3,382
卸売業	2,217	898	6,583	1,218	495	375	314	12,100	10	543	21	12,674
小売業	1,675	436	1,644	187	84	37	85	4,148	2	1,149	7	5,306
金融・保険業	1,432	57	214	35	29	40	172	1,979	88	364	0	2,431
不動産業	1,021	347	1,922	261	127	62	106	3,846	2	745	5	4,598
教育・学習支援業	2,520	608	2,842	364	154	67	47	6,602	562	5,493	52	12,709
宿泊業	54	10	57	13	18	5	18	175	0	8	0	183
飲食店	873	246	470	66	27	10	18	1,710	2	1,139	0	2,851
サービス業	1,646	452	2,107	321	156	71	60	4,813	33	859	13	5,718
医療・福祉	202	59	103	12	13	5	3	397	121	313	4	835
団体	0	1	2	1	0	2	0	6	1,495	1	5	1,507
その他	1	2	5	0	1	0	1	10	21	5	17	53
合計	17,677	5,040	28,989	4,660	2,052	1,315	1,871	61,604	2,351	13,833	173	77,961

※平成19年11月の日本標準産業分類の改訂に準じて業種分類の変更を行った。

4) 地区別業種別会員数

(平成28年3月31日現在)

	鉱業	建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道業	情報通信業	運輸業	卸売業	小売業	金融・保険業	不動産業	飲食店	宿泊業	医療・福祉	教育・学習支援業	サービス業	団体	その他	合計
千代田	9	248	819	10	930	86	1,203	258	236	320	125	17	31	1,692	467	202	8	6,661
中央	4	267	956	5	641	173	1,926	401	258	356	402	16	44	1,344	438	169	2	7,402
港	3	302	740	15	795	207	1,158	298	196	379	191	20	56	1,636	586	169	4	6,755
新宿	2	279	451	8	650	55	557	270	151	309	204	22	43	1,153	421	93	1	4,669
文京	0	172	468	1	258	33	399	182	50	138	103	10	23	392	151	41	2	2,423
台東	1	198	770	3	253	33	1,085	273	82	110	140	28	24	407	167	76	3	3,653
北	1	278	360	3	61	108	232	154	55	119	85	1	23	217	126	32	2	1,857
荒川	0	190	483	1	63	72	260	143	32	85	69	2	31	163	102	31	1	1,728
品川	1	271	565	3	220	137	474	192	92	159	98	9	15	434	204	57	1	2,932
目黒	0	142	254	1	110	35	239	176	47	132	90	2	26	333	171	19	1	1,778
大田	2	398	996	4	102	196	480	226	118	168	99	8	38	337	222	59	1	3,454
世田谷	0	387	288	4	205	102	371	323	104	289	140	0	64	519	264	78	2	3,140
渋谷	2	217	446	6	698	99	705	265	155	338	162	10	54	1,069	458	94	1	4,779
中野	0	203	173	1	148	73	208	189	64	174	95	0	24	321	155	43	2	1,873
杉並	0	334	215	3	132	104	290	270	80	235	125	1	39	364	212	50	1	2,455
豊島	1	272	335	3	308	40	399	201	106	262	101	15	20	523	232	40	0	2,858
板橋	0	410	596	1	68	261	279	228	81	158	91	4	43	257	191	33	0	2,701
練馬	0	543	257	6	82	252	310	217	89	179	100	2	47	330	177	30	2	2,623
江東	1	370	605	3	127	255	561	214	78	143	85	2	34	296	229	53	0	3,056
墨田	0	232	733	2	76	85	545	161	66	103	80	9	21	206	130	34	0	2,483
足立	1	499	657	2	58	405	367	217	101	144	81	0	42	248	213	29	0	3,064
葛飾	0	370	704	3	50	265	264	211	87	144	118	0	52	188	175	47	2	2,680
江戸川	0	497	514	2	50	304	341	230	103	149	67	5	37	228	214	23	0	2,764
特別	0	11	25	0	11	2	21	7	0	5	0	0	4	52	13	5	17	173
合計	28	7,090	12,410	90	6,096	3,382	12,674	5,306	2,431	4,598	2,851	183	835	12,709	5,718	1,507	53	77,961

※平成19年11月の日本標準産業分類の改訂に準じて業種分類の変更を行った。

② 部 会

(平成28年3月31日現在)

部 会 名	所 属 業 種	所属部会員数
商 業	小売業、飲食店、ホテル・旅館業	11,678
商 業 卸 売	卸売業	9,902
工 業	製造業	8,845
資源・エネルギー	鉱業、石油製品・石炭製品(製)、非鉄金属(製)、鉱物・金属材料(卸)、燃料(小)、電気・ガス供給業	760
貿 易	貿易業	2,701
金 融	銀行業、保険業、証券業他	1,145
交 通 運 輸	鉄道、道路旅客・貨物運送、水運、航空運輸、倉庫、保管他	3,328
建 設 ・ 不 動 産	総合工事、職別工事、不動産業	12,493
サ ー ビ ス	事業所サービス、専門サービス業他	19,106
情 報 通 信	放送、広告、出版他	5,708

2. 組織 (2) 特定商工業者

③ 委員会

(平成28年3月31日現在)

委員会名	数	委員会名	数	委員会名	数	委員会名	数
総合政策	17	中小企業	45	経済法規・CSR	43	ものづくり推進	33
組織	18	起業・創業支援	30	知的財産戦略	36	健康づくり・スポーツ振興	37
事業推進	19	国際経済	40	首都圏問題	50	ビジネス・会員交流	34
税制	50	中小企業国際展開推進	39	観光・まちづくり	61		
労働	42	社会保障	36	地方分権推進	31		
若者・産業人材育成	41	エネルギー・環境	40	ICT推進	31		

(2) 特定商工業者

平成27年度特定商工業者の登録状況は以下の通りである。

公告日 平成27年4月17日

資本金または払込済出資総額 1,000万円以上

従業員数 20人以上

(特定商工業者内訳)

(平成28年3月31日現在)

区分	特定商工業者	内訳	
		会員	非会員
個人	85	72	13 (2)
法人	64,355	39,298	25,057 (10,920)
計	64,440	39,370	25,070 (10,922)

(注) 1. 商工会議所法第12条第2項の規定に基づき、上記特定商工業者のうち27年度負担金賦課につき次の通り過半数の同意を得た。

(1) 負担金額 2,500円 (均一賦課)

(2) 同意を得た数 53,842件

2. 表中の非会員欄の () は同意・負担金納入者数

(3) 役員

① 役員の定数および実数

(平成28年3月31日現在)

区分	定数	実数	区分	定数	実数
会 頭	1	1	常 議 員	50	49
副 会 頭	4	11 (注)	監 事	3	3
専 務 理 事	1	1	理 事	4	4

(注) 副会頭に準ずる者7名を含む。

② 役員の氏名

(平成28年3月31日現在)

役員名	氏名	企業の名称および 企業上の役職	役員名	氏名	企業の名称および 企業上の役職
会 頭	三 村 明 夫	新日鐵住金㈱相談役名誉会長	常 議 員	黒 川 光 博	㈱虎屋社長
名誉会頭	岡 村 正	㈱東芝相談役		桑 島 俊 彦	東京都商店街連合会会長
副 会 頭	宮 村 眞 平	三井金属鉱業㈱相談役		郡 正 直	郡リース㈱社長
	石 井 卓 爾	三和電気工業㈱社長		國 分 勘 兵 衛	国分グループ本社㈱会長兼社長
	鳥 原 光 憲	東京ガス㈱相談役		小 坂 敬	㈱小松ストアー社長
	小 林 健	三菱商事㈱社長		後 藤 忠 治	セントラルスポーツ㈱会長
	伊 藤 一 郎	旭化成㈱会長		後 藤 信 夫	㈱帝国データバンク社長
	佐々木 隆	㈱ジェイティービー相談役		後 藤 亘	東京メトロポリタンテレビジョン㈱会長
	前 田 新 造	㈱資生堂相談役		今 野 由 梨	ダイヤル・サービス㈱社長・CEO
	釜 和 明	㈱I H I 会長		櫻 田 厚	㈱モスフードサービス会長兼社長
	田 中 常 雅	醍醐ビル㈱社長		島 村 元 紹	島村楽器㈱会長
	北 山 禎 介	㈱三井住友銀行会長		庄 山 悦 彦	㈱日立製作所相談役
	伊 東 孝 紳	本田技研工業㈱取締役相談役		杉 山 秀 二	㈱商工組合中央金庫社長
専務理事	石 田 徹			鈴 木 實	五十鈴㈱相談役
監 事	石 井 宏 治	㈱石井鐵工所社長		多 田 修 人	日本システムウエア㈱会長
	高 木 茂	三菱地所㈱相談役		田 沼 千 秋	㈱グリーンハウス社長
	小 林 功	㈱東京都民銀行相談役		田 畑 日 出 男	いであ㈱会長
常 議 員	飯 島 彰 己	三井物産㈱会長		野 本 弘 文	東京急行電鉄㈱社長
	池 田 朝 彦	東京レジャー㈱会長		馬 場 彰	㈱オンワードホールディングス名誉顧問
	石 塚 邦 雄	㈱三越伊勢丹ホールディングス会長		平 井 克 彦	東レ㈱相談役
	伊 藤 雅 人	オーデリック㈱社長		廣 瀬 元 夫	廣瀬ビルディング㈱社長
	井 上 裕 之	愛知産業㈱会長		藤 重 貞 慶	ライオン㈱相談役
	江 頭 敏 明	三井住友海上火災保険㈱会長		藤 田 弘 道	凸版印刷㈱相談役
	江 部 努	東日本電信電話㈱相談役		古 屋 勝 彦	㈱松屋名誉会長
	大久保 秀 夫	㈱フォーバル会長		美 安 達 子	㈱電脳会長
	大 島 博	㈱千疋屋総本店社長		森 洋 二	㈱ワールドケミカル会長
	大 山 忠 一	光陽産業㈱会長兼社長		山 内 隆 司	大成建設㈱会長
	岡 田 元 也	イオン㈱社長		山 本 泰 人	㈱山本海苔店副社長
	岡 田 裕 介	東映㈱会長		吉 高 紳 介	デンカ㈱社長
	梶 原 徳 二	梶原工業㈱会長		渡 辺 元	渡辺パイプ㈱社長
	加 藤 雄 一	㈱アドバネクス会長		渡 邊 順 彦	㈱アテナ会長
	神 谷 一 雄	松久㈱社長	常務理事	高 野 秀 夫	
	北 島 義 俊	大日本印刷㈱社長	理事・事務局長	西 尾 昇 治	
	北 村 雅 良	電源開発㈱社長	理 事	間 部 彰 成	
	久 代 信 次	㈱東京ドーム社長		小 林 治 彦	

2. 組織 (4) 議員

(4) 議 員

① 議員の定数および実数

(平成28年3月31日現在)

区 分	定 数	実 数
1 号 議 員	7 6	7 6
2 号 議 員	5 2	5 2
3 号 議 員	2 2	2 2
計	1 5 0	1 5 0

② 議 員

(平成28年3月31日現在)

議 員 名 称	議員の職務を行う者の 役 職 ・ 氏 名	所 属 部 会
(株) I H I	会 長 釜 和 明	工業
愛 知 産 業 (株)	会 長 井 上 裕 之	工業
ア ク サ 生 命 保 険 (株)	副 社 長 幸 本 智 彦	金融
(株) 浅 川 製 作 所	会 長 浅 川 弘 人	工業
(株) 朝 倉 書 店	社 長 朝 倉 誠 造	サービス
旭 化 成 (株)	会 長 伊 藤 一 郎	工業
朝 日 信 用 金 庫	会長兼理事長 小 林 一 雄	金融
(株) ア テ ナ	会 長 渡 邊 順 彦	情報通信
(株) ア ド バ ネ ク ス	会 長 加 藤 雄 一	工業
(株) ア リ ス マ ジ ッ ク	社 長 本 多 保 隆	情報通信
(株) 安 藤 ・ 間	社 長 野 村 俊 明	建設・不動産
イ オ ン (株)	社 長 岡 田 元 也	商業
(株) 石 井 鐵 工 所	社 長 石 井 宏 治	工業
五 十 鈴 (株)	相 談 役 鈴 木 實	商業卸売
い で あ (株)	会 長 田 畑 日 出 男	サービス
(株) 伊 藤 園	会 長 本 庄 八 郎	商業
伊 藤 忠 商 事 (株)	会 長 小 林 栄 三	商業卸売
A N A ホールディングス(株)	相 談 役 大 橋 洋 治	交通運輸
S M K (株)	社 長 池 田 靖 光	工業
(株) エ ス ケ ー ビ ー	エグゼクティブディレクター 滝 久 雄	サービス
(株) N T T ド コ モ	顧 問 山 田 隆 持	情報通信
オ ー ウ イ ル (株)	会長兼社長 小 口 英 器	貿易
(株) オ ー タ カ	社 長 大 高 一 義	交通運輸
オ ー デ リ ッ ク (株)	社 長 伊 藤 雅 人	商業卸売
王 子 ホールディングス(株)	会 長 進 藤 清 貴	工業
大 崎 電 気 工 業 (株)	会 長 渡 邊 佳 英	工業
(株) オンワードホールディングス	名 誉 顧 問 馬 場 彰	商業卸売
鹿 島 建 設 (株)	会 長 中 村 満 義	建設・不動産
梶 原 工 業 (株)	会 長 梶 原 徳 二	工業
(株) 桂 川 精 螺 製 作 所	社 長 石 井 昌 景	工業

議員名称	議員の職務を行う者の役職・氏名	所属部会
(株) 関電工	会長 山口 学	建設・不動産
(株) 銀座テラーグループ	社長 鰐 渕 美恵子	商業
(株) グリーンハウス	社長 田 沼 千秋	商業
グローバルシップ(株)	社長 矢 口 敏 和	サービス
光陽産業(株)	会長兼社長 大 山 忠 一	工業
郡リース(株)	社長 郡 正 直	建設・不動産
国分グループ本社(株)	会長兼社長 國 分 勸兵衛	商業卸売
コスビューティーサイエンス(株)	社長 山 崎 登美子	商業卸売
(株) 小松ストアー	社長 小 坂 敬	商業
三機工業(株)	会長 梶 浦 卓 一	建設・不動産
三和電気工業(株)	社長 石 井 卓 爾	工業
(株) ジェイティーパー	相談役 佐々木 隆	サービス
J. フロントリテイリング(株)	会長 茶 村 俊 一	商業
(株) 塩崎ビル	社長 塚 本 レイ子	建設・不動産
(株) 資生堂	相談役 前 田 新 造	商業
島村楽器(株)	会長 島 村 元 紹	商業
清水建設(株)	社長 宮 本 洋 一	建設・不動産
(株) 商工組合中央金庫	社長 杉 山 秀 二	金融
松竹(株)	会長 大 谷 信 義	サービス
新日鐵住金(株)	相談役 名誉会長 三 村 明 夫	工業
(株) すかいらく	社長 谷 真	商業
スキヤネット(株)	社長 小 池 隆 彦	情報通信
住友商事(株)	相談役 岡 素 之	貿易
住友林業(株)	会長 矢 野 龍	建設・不動産
セイコーホールディングス(株)	会長兼グループCEO 服 部 真 二	商業卸売
(株) 世界貿易センタービルディング	社長 宮 崎 親 男	商業
セコム(株)	最高顧問 飯 田 亮	サービス
(株) セブン&アイ・ホールディングス	社長兼COO 村 田 紀 敏	商業
セントラルスポーツ(株)	会長 後 藤 忠 治	商業
(株) 千疋屋総本店	社長 大 島 博	商業
双日(株)	社長 佐 藤 洋 二	貿易
ソニー(株)	社長兼CEO 平 井 一 夫	工業
第一三共(株)	相談役 庄 田 隆	工業
醍醐ビル(株)	社長 田 中 常 雅	建設・不動産
大成建設(株)	会長 山 内 隆 司	建設・不動産
大東京信用組合	理事長 安 田 眞 次	金融
大日本印刷(株)	社長 北 島 義 俊	情報通信
ダイヤ精機(株)	社長 諏 訪 貴 子	工業
ダイヤル・サービス(株)	社長・CEO 今 野 由 梨	情報通信
大陽ステンレススプリング(株)	会長 横 山 正 二	工業

2. 組織 (4) 議員

議員名称	議員の職務を行う者の役職・氏名	所属部会
(株) 高島屋	会長 鈴木弘治	商業
(株) 帝国データバンク	社長 後藤信夫	情報通信
デ ン カ (株)	社長 吉高紳介	工業
電 源 開 発 (株)	社長 北村雅良	資源・エネルギー
(株) 電通	社長 石井直	サービス
(株) 電脳	会長 美安達子	サービス
東 映 (株)	会長 岡田裕介	サービス
(株) 東急百貨店	会長 鈴木克久	商業
東 急 不 動 産 (株)	会長 金指潔	建設・不動産
(株) 東京會館	社長 藤原幸弘	商業
東 京 ガ ス (株)	相談役 鳥原光憲	資源・エネルギー
東 京 急 行 電 鉄 (株)	社長 野本弘文	交通運輸
東 京 電 力 (株)	社長 廣瀬直己	資源・エネルギー
(株) 東京ドーム	社長 久代信次	サービス
東 京 都 商 店 街 連 合 会	会長 桑島俊彦	商業
(一社) 東京都信用金庫協会	副会長 神保和彦	金融
東京メトロポリタンテレビジョン(株)	会長 後藤亘	情報通信
(株) 東京流通センター	社長 多賀啓二	商業
東 京 レ ジ ャ ー (株)	会長 池田朝彦	サービス
(株) 東芝	相談役 岡村正	工業
東 芝 エ レ ベ ー タ (株)	社長 松原和則	建設・不動産
(株) 東武百貨店	名誉会長 根津公一	商業
東 洋 ド ラ イ ル ー プ (株)	社長 飯野光彦	工業
東 洋 熱 工 業 (株)	最高顧問 野末尚	建設・不動産
東 レ (株)	相談役 平井克彦	工業
戸 田 建 設 (株)	社長 今井雅則	建設・不動産
凸 版 印 刷 (株)	相談役 藤田弘道	情報通信
(株) トプコン	特別アドバイザー 横倉隆	工業
(株) 虎屋	社長 黒川光博	商業
(株) 中村塗装店	社長 中村節雄	建設・不動産
日 本 シ ス テ ム ウ エ ア (株)	会長 多田修人	情報通信
日 本 通 運 (株)	会長 川合正矩	交通運輸
日 本 郵 船 (株)	相談役 宮原耕治	交通運輸
(株) ニフコ	取締役 小笠原光隆	工業
(株) 日本広告社	社長 水野俊作	サービス
日 本 証 券 業 協 会	会長 稲野和利	金融
(学) 服部学園	常務理事 服部津貴子	サービス
(株) パレスホテル	会長 小林節	サービス
東 日 本 電 信 電 話 (株)	相談役 江部努	情報通信
東 日 本 旅 客 鉄 道 (株)	会長 清野智	交通運輸

議員名称	議員の職務を行う者の役職・氏名	所属部会
(株) 日立製作所	相談役 庄山悦彦	工業
(株) ビューティトップヤマノ	会長 山野博敏	商業
ビリングシステム(株)	社長 江田敏彦	サービス
廣瀬ビルディング(株)	社長 廣瀬元夫	建設・不動産
(株) フォーシーズ	会長兼CEO 浅野秀則	商業卸売
(株) フォーバル	会長 大久保秀夫	サービス
富士ゼロックス(株)	会長 山本忠人	サービス
藤田観光(株)	会長 佐々木明	サービス
(株) フジマック	社長 熊谷俊範	建設・不動産
本田技研工業(株)	取締役相談役 伊東孝紳	工業
前田建設工業(株)	特別顧問 前田靖治	建設・不動産
松久(株)	社長 神谷一雄	工業
(株) 松屋	名誉会長 古屋勝彦	商業
丸紅(株)	会長 朝田照男	貿易
みずほフィナンシャルグループ	常任顧問 塚本隆史	金融
三井金属鉱業(株)	相談役 宮村眞平	資源・エネルギー
三井住友海上火災保険(株)	会長 江頭敏明	金融
(株) 三井住友銀行	会長 北山禎介	金融
三井物産(株)	会長 飯島彰己	貿易
三井不動産(株)	会長 岩沙弘道	建設・不動産
三井不動産レジデンシャル(株)	社長 藤林清隆	建設・不動産
(株) 三越伊勢丹ホールディングス	会長 石塚邦雄	商業
三菱化学(株)	特別顧問 富澤龍一	工業
三菱商事(株)	社長 小林健	貿易
三菱電機(株)	相談役 下村節宏	工業
(株) 三菱東京UFJ銀行	特別顧問 三木繁光	金融
三菱マテリアル(株)	相談役 井手明彦	資源・エネルギー
三菱UFJ信託銀行(株)	社長 若林辰雄	金融
(株) 宮入	社長 宮入正英	商業卸売
(株) モスフードサービス	会長兼社長 櫻田厚	商業
森ビル(株)	社長 辻慎吾	建設・不動産
ヤスマ(株)	社長 安間百合子	商業卸売
(株) ヤマシタコーポレーション	社長 山下和洋	サービス
ヤマトホールディングス(株)	会長 木川眞	交通運輸
(株) 山本海苔店	副社長 山本泰人	商業
(医)友和会 太陽歯科衛生士専門学校	理事長 櫻井善忠	サービス
ライオン(株)	相談役 藤重貞慶	工業
(株) 龍角散	社長 藤井隆太	工業
(株) ワールドケミカル	会長 森洋二	工業
渡辺パイプ(株)	社長 渡辺元	建設・不動産

2. 組織 (4) 議員

③ 名誉議員

(平成28年3月31日現在)

氏 名	企 業 の 名 称	企 業 上 の 役 職
内 野 正 明	内 野 (株)	名 誉 会 長
小 野 田 元		
小 泉 清 子	(株) 鈴 乃 屋	名 誉 会 長
小 柳 重 隆		
田 村 逸 也	(株) タ ム ラ 製 作 所	相 談 役
中 村 雅 哉	(株) バ ン ダ イ ナ ム コ ゲ ー ム ス	名 誉 相 談 役
西 澤 宏 繁		
細 田 安 兵 衛	(株) 榮 太 樓 總 本 舗	相 談 役
三 浦 守	(株) 東 急 百 貨 店	顧 問

④ 議員待遇者

(平成28年3月31日現在)

氏 名	企 業 の 名 称	企 業 上 の 役 職
井 上 秀 一	東 日 本 電 信 電 話 (株)	元 社 長
今 村 治 輔	清 水 建 設 (株)	元 会 長
岡 田 明 重	(株) 三 井 住 友 銀 行	名 誉 顧 問
海 渡 二 美 子	(株) エ ト ワ ー ル 海 渡	会 長
熊 谷 直 彦	三 井 物 産 (株)	元 会 長
児 玉 幸 治	(一財)機 械 シ ス テ ム 振 興 協 会	会 長
齋 藤 朝 子	(株) ピ ア チ ェ ー レ	会 長
椎 名 武 雄	日 本 アイ ・ ビ ー ・ エ ム (株)	名 誉 相 談 役
清 水 仁	東 京 急 行 電 鉄 (株)	特 別 顧 問
鈴 木 謙 一	(株) 東 京 會 館	特 別 顧 問
鈴 木 義 雄	(株) 鈴 乃 屋	取 締 役 相 談 役
多 田 公 人		
辻 亨	丸 紅 (株)	名 誉 理 事
中 西 真 彦		
中 村 胤 夫	(株) 三 越 伊 勢 丹 ホ ー ル デ ィ ン グ ス	社 友
橋 本 綱 夫	ソ ニ ー (株)	元 副 会 長
林 有 厚	(株) 東 京 ド ー ム	相 談 役
松 橋 功	(株) ジ ェ イ テ ィ ー ビ ー	相 談 役
茂 木 友 三 郎	キ ッ コ ー マ ン (株)	取 締 役 名 誉 会 長

(5) 部会長等

(平成28年3月31日現在)

役職名	氏名	企業の名称	企業上の役職
商業部会長	石塚 邦雄	(株)三越伊勢丹ホールディングス	会長
副部会長	桑島 俊彦	東京都商店街連合会	会長
〃	村田 紀敏	(株)セブン&アイ・ホールディングス	社長兼COO
〃	小坂 敬	(株)小松ストア	社長
〃	山本 泰人	(株)山本海苔店	副社長
商業卸売部会長	馬場 彰	(株)オンワードホールディングス	名誉顧問
副部会長	國分 勘兵衛	国分グループ本社(株)	会長兼社長
〃	鈴木 實	五十鈴(株)	相談役
〃	安間 百合子	ヤスマ(株)	社長
〃	宮入 正英	(株)宮入	社長
〃	浅野 秀則	(株)フォーシーズ	会長兼CEO
工業部会長	平井 克彦	東レ(株)	相談役
副部会長	石井 宏治	(株)石井鐵工所	社長
〃	森 洋二	(株)ワールドケミカル	会長
〃	下村 節宏	三菱電機(株)	相談役
〃	庄田 隆	第一三共(株)	相談役
〃	吉高 紳介	デンカ(株)	社長
資源・エネルギー部会長	井手 明彦	三菱マテリアル(株)	相談役
副部会長	北村 雅良	電源開発(株)	社長
〃	木村 康	JXエネジー(株)	顧問
〃	牧野 明次	岩谷産業(株)	会長兼CEO
〃	矢島 幹也	東京都石油業協同組合	理事長
貿易部会長	飯島 彰己	三井物産(株)	会長
副部会長	朝田 照男	丸紅(株)	会長
〃	岡 素之	住友商事(株)	相談役
〃	小口 英器	オウイル(株)	会長兼社長
〃	伊藤 滋	(株)マルハニチロ水産	社長
〃	佐藤 洋二	双日(株)	社長
金融部会長	北山 禎介	(株)三井住友銀行	会長
副部会長	江頭 敏明	三井住友海上火災保険(株)	会長
〃	幸本 智彦	アクサ生命保険(株)	副社長
〃	神保 和彦	(一社)東京都信用金庫協会	副会長
〃	稲野 和利	日本証券業協会	会長
〃	若林 辰雄	三菱UFJ信託銀行(株)	社長
〃	塚本 隆史	みずほフィナンシャルグループ	常任顧問
交通運輸部会長	大橋 洋治	A N Aホールディングス(株)	相談役
副部会長	宮原 耕治	日本郵船(株)	相談役
〃	川合 正矩	日本通運(株)	会長
〃	野本 弘文	東京急行電鉄(株)	社長

2. 組織 (6)委員長等

役職名	氏名	企業の名称	企業上の役職	
建設・不動産	〃	木川 眞	ヤマトホールディングス(株)	会長
	部長	中村 満義	鹿島建設(株)	会長
	副部長	廣瀬 元夫	廣瀬ビルディング(株)	社長
	〃	梶浦 卓一	三機工業(株)	会長
	〃	宮本 洋一	清水建設(株)	社長
サービス	〃	今井 雅則	戸田建設(株)	社長
	〃	金指 潔	東急不動産(株)	会長
	部長	岡田 裕介	東映(株)	会長
	副部長	大谷 信義	松竹(株)	会長
	〃	美安 達子	(株) 電脳	会長
情報通信	〃	滝 久雄	(株) エヌケーピー	会長 <small>功一(株) 功一(株) 功一(株)</small>
	〃	久代 信次	(株) 東京ドーム	社長
	部長	藤田 弘道	凸版印刷(株)	相談役
	副部長	今野 由梨	ダイヤル・サービス(株)	社長・CEO
	〃	江部 努	東日本電信電話(株)	相談役
	〃	後藤 信夫	(株) 帝国データバンク	社長
	〃	北島 義俊	大日本印刷(株)	社長
	〃	後藤 亘	東京メトロポリタンテレビジョン(株)	会長

(6) 委員長等

(平成28年3月31日現在)

役職名	氏名	企業の名称	企業上の役職	
総合政策 委員長	小林 栄三	伊藤忠商事(株)	会長	
組織 委員長	伊藤 一郎	旭化成(株)	会長	
	共同委員長	池田 朝彦	東京レジャー(株)	会長
事業推進 委員長	田畑 日出男	いであ(株)	会長	
	共同委員長	浅野 秀則	(株) フォーシーズ	会長兼CEO
	〃	高野 吉太郎	(株) 新宿高野	社長
税制 委員長	田中 常雅	醍醐ビル(株)	社長	
	共同委員長	井上 裕之	愛知産業(株)	会長
	〃	大山 忠一	光陽産業(株)	会長兼社長
労働 委員長	宮村 眞平	三井金属鉱業(株)	相談役	
	共同委員長	伊藤 雅人	オーデリック(株)	社長
	〃	渡辺 元	渡辺パイプ(株)	社長
諸・産人材誠 委員長	前田 新造	(株) 資生堂	相談役	
	共同委員長	島村 元紹	島村楽器(株)	会長
	〃	矢口 敏和	グローバルシップ(株)	社長
中小企業 委員長	石井 卓爾	三和電気工業(株)	社長	
	共同委員長	渡辺 元	渡辺パイプ(株)	社長
	〃	杉山 秀二	(株) 商工組合中央金庫	社長

役職名	氏名	企業の名称	企業上の役職	
起業・創業支援	委員長	藤 重 貞 慶	ラ イ オ ン (株)	相 談 役
	共同委員長	郡 正 直	郡 リ ー ス (株)	社 長
国際経済	〃	宮 入 正 英	(株) 宮 入	社 長
	委員長	朝 田 照 男	丸 紅 (株)	会 長
	共同委員長	小 口 英 器	オ ー ウ イ ル (株)	会 長 兼 社 長
	〃	佐 藤 洋 二	双 日 (株)	社 長
中小企業国際展開推進	委員長	大久保 秀 夫	(株) フ ォ ー バ ル	会 長
	共同委員長	小 林 功	(株) 東 京 都 民 銀 行	相 談 役
社会保障	委員長	渡 邊 順 彦	(株) ア テ ナ	会 長
	共同委員長	庄 田 隆	第 一 三 共 (株)	相 談 役
エネルギー・環境	委員長	鳥 原 光 憲	東 京 ガ ス (株)	相 談 役
	共同委員長	野 末 尚	東 洋 熱 工 業 (株)	最 高 顧 問
	〃	北 村 雅 良	電 源 開 発 (株)	社 長
経済法規・CSR	委員長	伊 藤 雅 人	オ ー デ リ ッ ク (株)	社 長
	共同委員長	大 山 忠 一	光 陽 産 業 (株)	会 長 兼 社 長
	〃	大 島 博	(株) 千 疋 屋 総 本 店	社 長
	〃	櫻 田 厚	(株) モ ス フ ー ド サ ー ビ ス	会 長 兼 社 長
知的財産戦略	委員長	荒 井 寿 光	東 京 中 小 企 業 投 資 育 成 (株)	相 談 役
	共同委員長	岡 田 裕 介	東 映 (株)	会 長
首都圏問題	委員長	清 野 智	東 日 本 旅 客 鉄 道 (株)	会 長
	共同委員長	今 井 雅 則	戸 田 建 設 (株)	社 長
	〃	藤 林 清 隆	三 井 不 動 産 レ ジ デ ン シ ャ ル (株)	社 長
観光・まちづくり	委員長	佐々木 隆	(株) ジ ェ イ テ ィ ー ビ ー	相 談 役
	共同委員長	野 本 弘 文	東 京 急 行 電 鉄 (株)	社 長
	〃	塚 本 隆 史	み ず ほ フ ィ ナ ン シ ャ ル グ ル ー プ	常 任 顧 問
地方分権推進	委員長	渡 邊 佳 英	大 崎 電 気 工 業 (株)	会 長
	共同委員長	山 本 泰 人	(株) 山 本 海 苔 店	副 社 長
ICT推進	委員長	山 田 隆 持	(株) N T T ド コ モ	顧 問
	共同委員長	山 本 忠 人	富 士 ゼ ロ ッ ク ス (株)	会 長
ものづくり推進	委員長	釜 和 明	(株) I H I	会 長
	共同委員長	横 倉 隆	(株) ト プ コ ン	特 別 ア ド バ イ ザ ー
	〃	加 藤 雄 一	(株) ア ド バ ネ ク ス	会 長
観光・スポーツ観	委員長	後 藤 忠 治	セ ン ト ラ ル ス ポ ー ツ (株)	会 長
	共同委員長	安 間 百 合 子	ヤ ス マ (株)	社 長
	〃	幸 本 智 彦	ア ク サ 生 命 保 険 (株)	副 社 長
ビジネス・会員交流	委員長	池 田 朝 彦	東 京 レ ジ ャ ー (株)	会 長
	共同委員長	熊 谷 俊 範	(株) フ ジ マ ッ ク	社 長
震災対策特別	委員長	佐々木 隆	(株) ジ ェ イ テ ィ ー ビ ー	相 談 役
	共同委員長	田 畑 日 出 男	い で あ (株)	会 長

2. 組織 (7)女性会長等

(7) 女性会長等

(平成28年3月31日現在)

役職名	氏名	企業の名称	企業上の役職
会長	山崎 登美子	コスビューティーサイエンス(株)	社長
副会長	藤沢 薫	(株)チェックメイト	社長
〃	市瀬 優子	美和商事(株)	社長
〃	須永 明美	(株)丸の内ビジネスコンサルティング	社長
〃	保田 和江	(株) 樹 林	社長

(8) 顧問および参与

① 特別顧問

(平成28年3月31日現在)

氏名	企業の名称および企業上の役職	氏名	企業の名称および企業上の役職
本庄 八郎	(株)伊藤園会長	清野 智	東日本旅客鉄道(株)会長
児玉 幸治	(一財)機械システム振興協会会長	石塚 邦雄 (部会長兼務)	(株)三越伊勢丹ホールディングス会長
井上 裕之	愛知産業(株)会長	馬場 彰 (部会長兼務)	(株)オンワードホールディングス名誉顧問
渡邊 佳英	大崎電気工業(株)会長	平井 克彦 (部会長兼務)	東レ(株)相談役
神谷 一雄	松久(株)社長	井手 明彦 (部会長兼務)	三菱マテリアル(株)相談役
今野 由梨	ダイヤル・サービス(株)社長・CEO	飯島 彰己 (部会長兼務)	三井物産(株)会長
矢野 龍	住友林業(株)会長	大橋 洋治 (部会長兼務)	ANAホールディングス(株)相談役
江部 務	東日本電信電話(株)相談役	中村 満義 (部会長兼務)	鹿島建設(株)会長
大久保 秀夫	(株)フォーバル会長	岡田 裕介 (部会長兼務)	東映(株)会長
小林 栄三	伊藤忠商事(株)会長	藤田 弘道 (部会長兼務)	凸版印刷(株)相談役
朝田 照男	丸紅(株)会長		
岡 素之	住友商事(株)相談役		

② 顧 問

(平成28年3月31日現在)

氏 名	企業の名称および企業上の役職	氏 名	企業の名称および企業上の役職
舩 添 要 一	東京都知事	佐々木 幹 夫	三菱商事(株)相談役
榑 原 定 征	(一社)日本経済団体連合会会長	川 本 信 彦	本田技研工業(株)社友
小 林 喜 光	(公社)経済同友会代表幹事	浅 地 正 一	浅地事務所
黒 田 東 彦	日本銀行総裁	関 家 憲 一	オフィス・セキヤ代表
細 川 興 一	(株)日本政策金融公庫総裁	吉 野 浩 行	本田技研工業(株)社友
柳 正 憲	(株)日本政策投資銀行社長	小 柴 和 正	
高 田 坦 史	(独)中小企業基盤整備機構理事長	小 島 順 彦	三菱商事(株)会長
石 毛 博 行	(独)日本貿易振興機構理事長	上 條 清 文	東京急行電鉄(株)相談役
村 山 寛 司	東京信用保証協会理事長	池 田 彰 孝	SMK(株)常勤監査役
望 月 晴 文	東京中小企業投資育成(株)社長	杉 山 清 次	みずほフィナンシャルグループ名誉顧問
片 桐 裕	損害保険ジャパン日本興亜(株)顧問	福 井 威 夫	本田技研工業(株)社友
松 下 康 雄		山 下 英 明	
岡 田 卓 也	イオン(株)名誉会長相談役	中 村 利 雄	(公財)全国中小企業取引振興協会会長
福 原 義 春	(株)資生堂名誉会長		

③ 常任顧問

(平成28年3月31日現在)

氏 名	企業の名称および企業上の役職	氏 名	企業の名称および企業上の役職
荒 井 寿 光	東京中小企業投資育成(株)相談役	久保利 英 明	日比谷パーク法律事務所代表弁護士
淡 路 均	(一財)航空振興財団アドバイザー	小 林 洋 一	伊藤忠商事(株)顧問
井 川 博		清 水 信 次	日本小売業協会会長
植 松 敏		関 忠 行	伊藤忠商事(株)顧問
槍 田 松 瑩	三井物産(株)取締役	天 坊 昭 彦	出光興産(株)相談役
小 澤 哲	豊田通商(株)会長	橋 本 久 義	政策研究大学院大学名誉教授
木 村 康	J Xエネルギー(株)顧問	宮 本 四 郎	真和総合法律事務所弁護士

2. 組織 (9)支部会長

④ 参 与

(平成28年3月31日現在)

氏 名	企業の名称および企業上の役職	氏 名	企業の名称および企業上の役職
(特別参与)		根 本 和 郎	大崎電気工業(株)常務取締役管理本部長
久保田 政 一	(一社)日本経済団体連合会事務総長	神 谷 隆 一	松久(株)執行役員
横 尾 敬 介	(公社)経済同友会副代表幹事・専務理事	福 永 哲 久	ダイヤル・サービス(株)執行役員社長室長
天 野 正 義	(一社)日本貿易会専務理事	塩 崎 繁 彦	住友林業(株)顧問
松 川 昌 義	(公財)日本生産性本部理事長	栗 田 均	東日本電信電話(株)総務部門長
高 橋 晴 樹	全国中小企業団体中央会専務理事	藤 井 健 治	(株)フォーバル会長室室長
山 本 隆	東京都産業労働局局長	岡 広 史	伊藤忠商事(株)秘書部長
高 橋 淑 郎	東京中小企業投資育成(株)相談役	金 子 哲 哉	丸紅(株)丸紅経済研究所チーフ・エコノミスト
(参 与)		岸 繁 生	住友商事(株)地域総括部 対外企画担当部長
高 橋 望	新日鐵住金(株)総務部部長	下 村 直 樹	東日本旅客鉄道(株)政策調査室室長
奥 住 直 明	(株)東芝コーポレートコミュニケーション部長	田 中 康 博	(株)三越伊勢丹ホールディングス業務本部総務部秘書担当渉外部長
境 和 久	三井金属鉱業(株)経営企画部秘書担当室長	正 津 昌 範	(株)オンワードホールディングス執行役員秘書部・広報部部長
下 中 佑一朗	三和電気工業(株)総務部長	尾 本 俊	東レ(株)総務部主幹(秘書室)
鈴 木 圭	東京ガス(株)秘書	岩 田 卓	三菱マテリアル(株)資源・リサイクル事業本部企画管理部長
福 原 健太郎	三菱商事(株)グローバル渉外部部長代行	古 東 誠	三井物産(株)秘書室長
椋 野 貴 司	旭化成(株)秘書室長	村 部 由佳夫	A N Aホールディングス(株)秘書部長
松 島 康 彦	(株)ジェイティービー秘書室長	新 妻 充	鹿島建設(株)秘書役
下 野 勝 之	(株)資生堂秘書・渉外部長	堀 口 政 浩	東映(株)執行役員秘書部長兼経営戦略部長グループ 戦略室長
太 田 正 彦	(株)I H I 総務部渉外グループ部長	菅 峨 隆	凸版印刷(株)秘書室長
村 上 達 則	醍醐ビル(株)執行役員	鈴 木 正 則	(株)石井鐵工所常勤監査役
日下部 文 彦	(株)三井住友銀行秘書室長	林 謙 二	三菱地所(株)総務部秘書室アドバイザー
三ヶ尻 裕	本田技研工業(株)渉外部担当部長	青 山 公 一	(株)東京都民銀行常勤監査役
佐 藤 郁 尚	(株)伊藤園執行役員人事総務本部副本部長	(常任参与)	
樋 口 正 治	(一財)機械システム振興協会専務理事	橋 本 昌 道	経済団体健康保険組合常務理事
木 村 拙 二	愛知産業(株)監査役		

(9) 支部会長

(平成28年3月31日現在)

支部名	氏 名	企業及び企業上の役職	支部名	氏 名	企業及び企業上の役職
千代田	前 川 秀 樹	興産信用金庫理事相談役	渋 谷	多 田 修 人	日本システムウェア(株)会長
中 央	國 分 勘兵衛	国分グループ本社(株)会長兼社長	中 野	麻 沼 雅 海	アサマコーポレーション(株)社長
港	池 田 朝 彦	東京レジャー(株)会長	杉 並	宇田川 紀 通	武蔵商事(株)社長
新 宿	高 野 吉太郎	(株)新宿高野社長	豊 島	鈴 木 正 美	(株)末広サービス会長
文 京	金 子 收	共同製本(株)会長	板 橋	吉 村 健 正	(株)ルケオ会長兼CEO
台 東	小田切 満寿雄	(株)オダギリ会長	練 馬	横 山 正 二	(株)太陽ステンレススプリング会長
北	越 野 充 博	越野建設(株)社長	江 東	網 代 良太郎	江東信用組合理事名誉会長
荒 川	富 永 新三郎	(株)新吉社長	墨 田	阿 部 貴 明	丸源飲料工業(株)社長
品 川	大 山 忠 一	光陽産業(株)会長兼社長	足 立	高 杉 浩 明	足立成和信用金庫理事長
目 黒	佐 藤 與 治	(株)佐藤商会会長	葛 飾	浅 川 弘 人	(株)浅川製作所会長
大 田	浅 野 健	(株)金羊社社長	江 戸 川	平 田 善 信	平田紙興(株)会長
世田谷	大 場 信 秀	世田谷信用金庫理事長			

3. 選任および退任

(1) 役員

① 副会頭

福井 威 夫 (本田技研工業(株)特別顧問) 退任 (平成27年6月4日)

伊東 孝 紳 (本田技研工業(株)社長) 就任 (平成27年6月5日第188回 (臨時) 議員総会)

小林 健 (三菱商事(株)社長) 退任 (平成28年3月31日)

② 専務理事

中村 利 雄 退任 (平成27年11月30日)

石田 徹 就任 (平成27年11月9日第192回 (臨時) 議員総会) ※12月1日付

③ 理事

小林 治 彦 就任 (平成27年3月12日第670回常議員会) ※4月1日付

(2) 議員

① 議員の職務を行う代表者の変更について

東急不動産(株) (平成27年4月1日付)

(新) 会 長 金 指 潔 (旧) 会 長 植 木 正 威

藤田観光(株) (平成27年4月1日付)

(新) 会 長 佐々木 明 (旧) 顧 問 森 本 昌 憲

ヤマトホールディングス(株) (平成27年4月30日付)

(新) 会 長 木 川 眞 (旧) 取締役相談役 瀬 戸 薫

(株)世界貿易センタービルディング (平成27年5月20日付)

(新) 社 長 宮 崎 親 男 (旧) 相 談 役 高 橋 弘 長

双日(株) (平成27年6月1日付)

(新) 社 長 佐 藤 洋 二 (旧) 顧 問 土 橋 昭 夫

本田技研工業(株) (平成27年6月5日付)

(新) 社 長 伊 東 孝 紳 (旧) 特別顧問 福 井 威 夫

(株)ニフコ (平成27年6月25日付)

(新) 取 締 役 小笠原 光 隆 (旧) 特別顧問 小野寺 優

三井不動産レジデンシャル(株) (平成27年6月27日付)

(新) 社 長 藤 林 清 隆 (旧) 相 談 役 松 本 光 弘

(株)オータカ (平成28年1月21日付)

(新) 社 長 大 高 一 義 (旧) 会 長 大 高 一 夫

(株)朝倉書店 (平成28年1月31日付)

(新) 社 長 朝 倉 誠 造 (旧) 社 長 朝 倉 邦 造

(3) 部会長等

<資源・エネルギー部会>

荒 木 敬 一 (東京都石油業協同組合理事長) 副部会長退任 (平成27年7月9日)

矢 島 幹 也 (東京都石油業協同組合理事長) 副部会長就任 (平成27年7月10日)

<貿易部会>

土 橋 昭 夫 (双日(株)顧問) 副部会長退任 (平成27年5月31日)

佐 藤 洋 二 (双日(株)社長) 副部会長就任 (平成27年6月6日)

<交通運輸部会>

瀬 戸 薫 (ヤマトホールディングス(株)取締役相談役) 副部会長退任 (平成27年4月29日)

3. 選任および退任 (4) 委員長等

木川 眞 (ヤマトホールディングス(株)会長) 副部長就任 (平成27年6月6日)

大高一夫 (株オータカ会長) 副部長退任 (平成28年1月20日ご逝去)

<建設・不動産部会>

金指 潔 (東急不動産(株)会長) 副部長就任 (平成27年6月6日)

(4) 委員長等

① 常設委員会

<国際経済委員会>

土橋 昭夫 (双日(株)顧問) 共同委員長退任 (平成27年5月31日)

佐藤 洋二 (双日(株)社長) 共同委員長就任 (平成27年6月5日第673回常議員会)

宮本 聡 ((独)日本貿易振興機構副理事長) 副委員長退任 (平成27年9月30日)

赤星 康 ((独)日本貿易振興機構副理事長) 副委員長就任 (平成27年10月1日)

<中小企業委員会>

大高一夫 (株オータカ会長) 副委員長退任 (平成28年1月20日ご逝去)

<首都圏問題委員会>

高橋 弘長 (株世界貿易センタービルディング相談役) 副委員長退任 (平成27年5月19日)

宮崎 親男 (株世界貿易センタービルディング社長) 副委員長就任 (平成27年6月6日)

松本 光弘 (三井不動産レジデンシャル(株)相談役) 共同委員長退任 (平成27年6月26日)

藤林 清隆 (三井不動産レジデンシャル(株)社長) 共同委員長就任 (平成27年7月9日第674回常議員会)

大高一夫 (株オータカ会長) 副委員長退任 (平成28年1月20日ご逝去)

<中小企業国際展開推進委員会>

宮本 聡 ((独)日本貿易振興機構副理事長) 副委員長退任 (平成27年9月30日)

赤星 康 ((独)日本貿易振興機構副理事長) 副委員長就任 (平成27年10月1日)

<観光・まちづくり委員会>

塚本 隆史 (みずほフィナンシャルグループ常任顧問) 共同委員長就任 (平成27年6月5日第673回常議員会)

② 特別委員会

<震災対策特別委員会>

中村 利雄 共同委員長退任 (平成27年11月30日)

(5) 顧問および参与

① 顧問

長谷川 閑史 ((公社)経済同友会代表幹事) 退任 (平成27年5月13日)

小林 喜光 ((公社)経済同友会代表幹事) 就任 (平成27年5月13日第672回常議員会)

福井 威夫 (本田技研工業(株)特別顧問) 就任 (平成27年6月5日第673回常議員会)

橋本 徹 (株日本政策投資銀行社長) 退任 (平成27年7月9日)

柳 正憲 (株日本政策投資銀行社長) 就任 (平成27年7月9日第674回常議員会)

中村 利雄 就任 (平成27年11月9日第677常議員会) ※12月1日付

室伏 稔 退任 (平成28年1月27日ご逝去)

② 常任顧問

高柳 浩二 (伊藤忠商事(株)副社長執行役員) 退任 (平成27年5月24日)

土方 清 (日本小売業協会会長) 退任 (平成27年6月5日)

清水 信次 (日本小売業協会会長) 就任 (平成27年6月5日第673回常議員会)

荒木 敬一 (東京都石油業協同組合理事長) 退任 (平成27年7月9日)

小澤 哲 (豊田通商(株)会長) 就任 (平成27年9月4日第675回常議員会)

宮本 聡 ((独)日本貿易振興機構副理事長) 退任 (平成27年9月30日)

③ 特別参与

前原金一((公社)経済同友会副代表幹事・専務理事)退任(平成27年5月13日)
横尾敬介((公社)経済同友会副代表幹事・専務理事)就任(平成27年5月13日第672回常議員会)

④ 参与

柳橋康一(㈱フォーバル会長室室長)退任(平成27年4月9日)
藤井健治(㈱フォーバル会長室副室長)就任(平成27年4月9日第671回常議員会)
早田憲之(伊藤忠商事㈱執行役員秘書部長)退任(平成27年4月9日)
岡広史(伊藤忠商事㈱秘書部長)就任(平成27年4月9日第671回常議員会)
井手孝浩(旭化成㈱秘書室次長)退任(平成27年6月5日)
椋野貴司(旭化成㈱秘書室長)就任(平成27年6月5日第673回常議員会)
荻野文夫(三菱商事㈱グローバル渉外部シニア・エコノミスト)退任(平成27年11月9日)
福原健太郎(三菱商事㈱グローバル渉外部部長代行)就任(平成27年11月9日第677回常議員会)
柴田和久(㈱資生堂執行役員)退任(平成28年1月14日)
下野勝之(㈱資生堂秘書・渉外部長)就任(平成28年1月14日第679回常議員会)

⑤ 常任参与

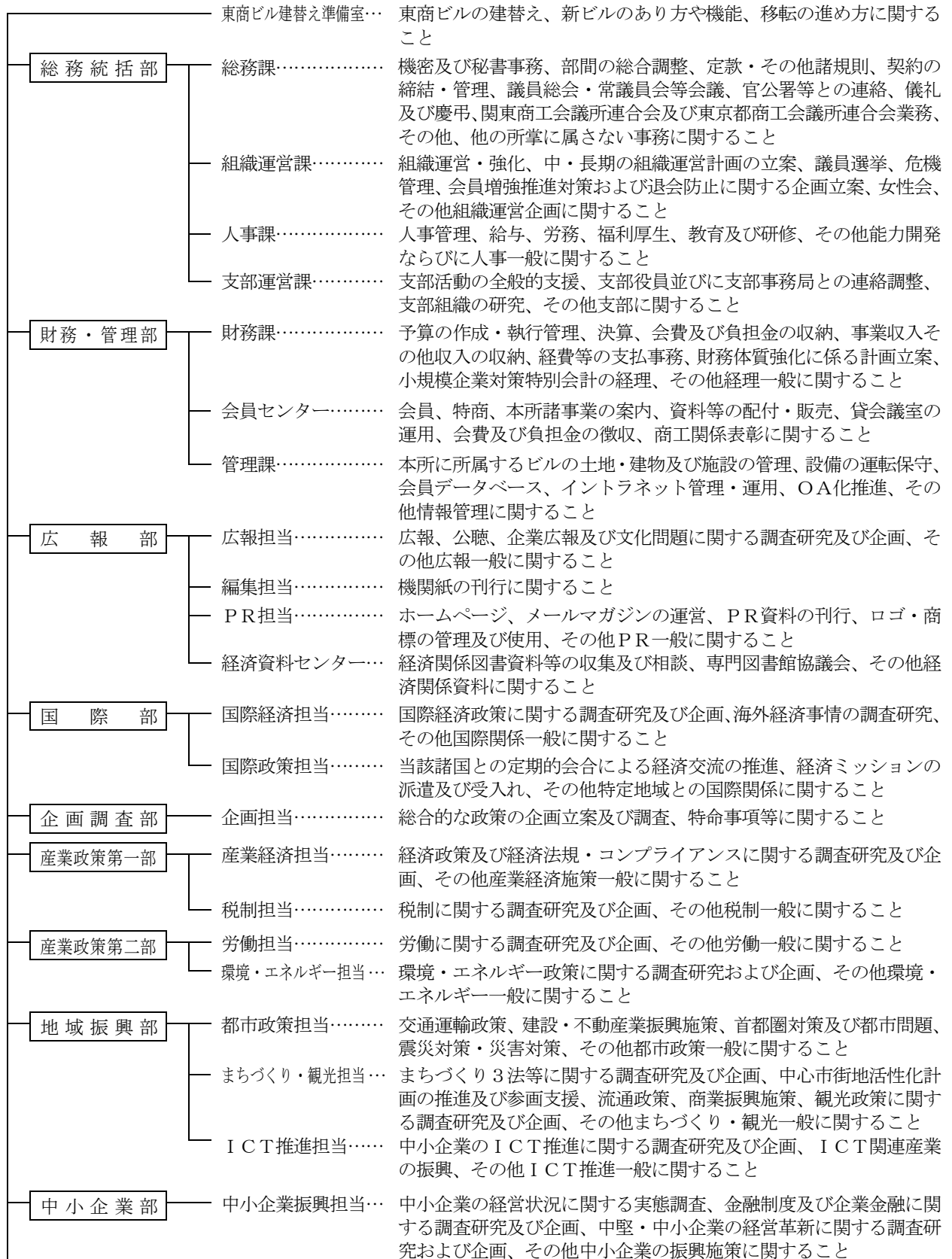
岡部義裕(日本小売業協会専務理事)退任(平成27年8月28日ご逝去)

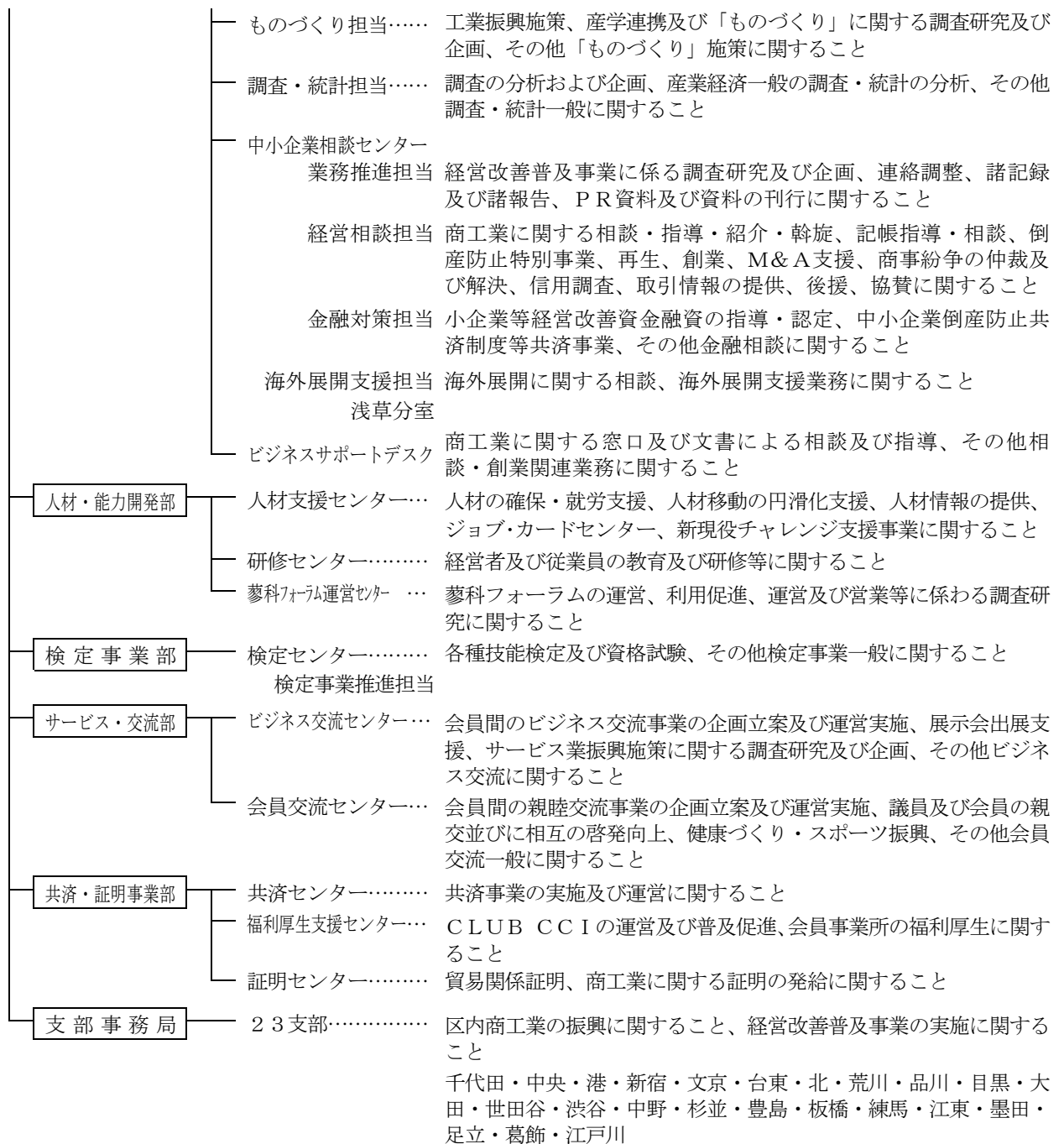
(6) 支部会長

信川仁道(信川化学工業㈱社長)葛飾支部会長退任(平成27年7月23日)
浅川弘人(㈱浅川製作所会長)葛飾支部会長就任(平成27年7月23日第189回(通常)議員総会)
赤羽敬司(東洋工罐㈱社長)足立支部会長退任(平成27年7月28日)
高杉浩明(足立成和信用金庫理事長)足立支部会長就任(平成27年10月8日第191回(臨時)議員総会)

4. 事務局

(1) 機構





(2) 事務局員

平成28年3月31日現在における事務局員497名

常務理事	高野 秀夫
理事・事務局長	西尾 昇治
理事	間部 彰成
理事	小林 治彦
常任参与	橋本 昌道

4. 事務局 (2)事務局員

① 本 部

会頭秘書役	有田進之介
東商ビル建替え準備室	
東商ビル建替え準備室課長	長嶋 収一
総務統括部	
部 長	湊元 良明
副部長	栗山 幸夫
副部長	宮本 雅廣
副部長	山口 健
総務課長	進藤 創
総務課調査役	廣江みどり
総務課調査役	小林利恵子
総務課調査役	山本 泰之
組織運営課長	貫井 晴宣
組織運営課長補佐	長濱 正史
人事課長	(山口 健)
人事課長補佐	清田 素弘
支部運営課長	栗山 幸夫
財務・管理部	
部 長	長澤 広幸
担当部長	橋本 一朗
財政担当課長	(長澤 広幸)
財務課長	清水 竜
会員センター所長	西菌 健史
会員センター主幹	石原 裕美
管理課長	(橋本 一朗)
管理課主任調査役	小林 輝也
広 報 部	
部 長	中村 仁
担当部長	上田 裕子
副部長	荒井隆一郎
広報担当課長	向山 理
編集担当課長	(荒井隆一郎)
編集担当課長補佐	山下 晃代
PR担当課長	(荒井隆一郎)
PR担当課長補佐	石井 洋介
経済資料センター所長	(荒井隆一郎)
経済資料センター専任調査役	渡邊 浩江
国 際 部	
部 長	赤木 剛
特任部長	小林 恒行
担当部長	西谷 和雄
担当部長	大下 英和
副部長	佐々木和人
課長	近野 孝行
課長	松岡 欽也
課長	西澤 正純
課長	清水 力
課長	八田城之介
主任調査役	宇崎 雅雄
主任調査役	小野 徹夫
主任調査役	島岡 弘毅
主任調査役	原島 哲雄
主任調査役	鈴木 重則
調査役	天野 永

企画調査部	
部 長	朽原 克彦
担当部長	大井川智明
課 長	原 伸一
課長補佐	中村 友樹
主任調査役	塩原 隆
主任調査役	田代 肇
産業政策第一部	
部 長	荒井 恒一
副部長	平澤 哲哉
産業経済担当課長	馬目 学
主任調査役	徳永 達彦
調査役	幕田 吉孝
税制担当課長	大山 智章
産業政策第二部	
部 長	(小林 治彦)
副部長	福田 泰也
副部長	市川 晶久
労働担当課長	(福田 泰也)
主任調査役	河上 泰
エネルギー・環境担当課長	(市川 晶久)
調査役	空岡 正英
調査役	森 挙一
地域振興部	
部 長	朝香 博
都市政策担当課長	杉崎 友則
まちづくり・観光担当課長	清水 繁
I C T推進担当課長	(清水 繁)
主任調査役	矢吹 伸幸
主任調査役	鳥取 聖史
中小企業部	
部 長	(間部 彰成)
担当部長	山下 健
担当部長	染谷 政克
中小企業振興担当課長	(染谷 政克)
ものづくり担当課長	(染谷 政克)
調査・統計担当課長	(染谷 政克)
主任調査役	西林 博
主任調査役	西塔 誠二
中小企業相談センター所長	(山下 健)
中小企業相談センター業務推進担当課長	小山 康司
中小企業相談センター業務推進担当調査役	深山 親弘
中小企業相談センター経営相談担当課長	山本 格
中小企業相談センター海外展開支援担当課長	(山本 格)
中小企業相談センター海外展開支援担当調査役	須藤 憲一
新・経営力向上TOKYOプロジェクト実行委員会事務局事務局長	(山下 健)
東京都経営改善支援センター参事	佐藤 勝彦

中小企業相談センター金融対策担当課長

小山内奏介

中小企業相談センター金融対策担当調査役

林田 敏宏

人材・能力開発部

部長 高橋 芳行

人材支援センター所長 蔵方康太郎

人材支援センター調査役 三浦 広至

東京都地域ジョブ・カードセンター統括責任者
(高橋 芳行)東京都地域ジョブ・カードセンター副統括責任者
(蔵方康太郎)

研修センター所長 小林美樹子

夢科フォーラム運営センター所長 (小林美樹子)

検定事業部

部長 森 まり子

統括調査役 松本 謙治

検定センター所長 佐藤幸太郎

検定事業推進担当課長 漆原 佳

サービス・交流部

部長 安寫 潔

担当部長 藤田 善三

副部長 和泉 純治

ビジネス交流センター所長 (和泉 純治)

会員交流センター所長 (藤田 善三)

共済・証明事業部

部長 小塚 浩

副部長 加藤 和夫

副部長 上條 久美

共済センター所長 (小塚 浩)

共済センター所長補佐 渡辺 紀子

共済センター主任調査役 矢崎 光茂

共済センター副参事 山本美恵子

福利厚生支援センター所長 (上條 久美)

証明センター所長 (加藤 和夫)

証明センター所長補佐 山崎 幹人

証明センター主任調査役 小林 巧

証明センター主幹 市ノ川 悟

② 支部等

支部名	事務局長	事務局次長	調査役等
千代田	小野田 賀人		主任調査役 高田 典浩
中央	蓮池 秀夫	津田 裕紀子	
港	岩政 靖		
新宿	中台 浩正	紺谷 直之	
文京	鈴木 秀昭	徳永 純子	
台東	中井 宏好		
北	佐塚 太一		
荒川	水谷 幸宏		調査役 中山 甲一
品川	井田 千香子		
目黒	金井 文隆		
大田	矢口 和彦		
世田谷	宇田川 裕司		
渋谷	西郷 直紀		調査役 山口 誠一
中野	菊池 圭二		
杉並	星野 ひとみ		調査役 新井 洋一
豊島	栗野 浩		
板橋	城戸 隆俊		調査役 菅谷 顕一
練馬	田中 秀明		
江東	内田 透	寺田 直子	
墨田	鳥光 周一		
足立	岡本 貴志		調査役 北川 祐介
葛飾	柳本 満生		
江戸川	山本 順一		
室名	室長	次長	調査役等
浅草分室	(山下 健)		
ビジネスサポートデスク	課長	次長	調査役等
東京東	奥津 裕介		
東京西	米村 達郎		
東京南	豊留 秀一		
東京北	渋谷 貴司		

4. 事務局 (2)事務局員

③ 出 向

東京メトロポリタンテレビジョン(株)
 総務部担当部長 澤木 大
 (公財)東京観光財団
 総務部次長兼地域振興担当課長 霜崎 敏一
 (公財)東京オリンピックパラリンピック
 競技大会組織委員会
 広報局 事業部 事業推進課長 小島 和明
 (一財)日本ファッション協会
 常務理事 加藤 公明
 総務部課長 小林みどり
 (株)地域経済活性化支援機構
 ディレクター 九川 謙一

 専門図書館協議会
 事務局次長 高土 正巳

生活・福祉環境づくり21
 専務理事 伊藤 勝規
 常務理事・事務局長 新保 邦彦
 総務課長 松井 由恵

 日本商工会議所
 (上海日本商工クラブ事務局長)
 小林 英文

 日本商工会議所
 (ジャカルタ・ジャパン・クラブ事務局長)
 吉田 晋

 日本商工会議所
 (ベトナム日本商工会事務局長)
 安藤 憲吾

 日本商工会議所
 (ブラジル日本商工会議所機能強化委員会アドバイザー)
 天谷 浩之

5. 庶 務

(1) 受章・表彰

① 受 章

4月29日 ○平成27年春の叙勲・褒章受章者

岡村正君、庄山悦彦君、米倉弘昌君、石原愼太郎君、平田善信君、飯島弘君、
上田耕造君、藤田純孝君、本島庸介君、原田政樹君

11月 3日 ○平成27年秋の叙勲・褒章受章者

井上秀一君、有馬利男君、岡部正彦君、前哲夫君、俣木盾夫君、大山忠一君、
北迫秀樹君、金子昌男君、盛庄吉君、落合寛司君

② 表 彰

○本商工会議所役員、議員等表彰規則第1条による永年在職役員、議員等表彰

7月23日 古屋勝彦君

2月26日 黒川光博君、田中常雅君、大久保秀夫君、岡田元也君、島村元紹君、後藤忠治君、
後藤信夫君、美安達子君、後藤亘君、多田修人君、庄山悦彦君、山本泰人君

○本商工会議所役員、議員等表彰規則第2条による退任役員、議員等表彰

7月23日 信川仁道君、高橋弘長君、土橋昭夫君、瀬戸薫君、植木正威君

10月8日 ○永年会員表彰の内規により、加入期間が規定年数に達した会員を表彰

<60年表彰>	27社	<40年表彰>	564社
<50年表彰>	80社	<30年表彰>	1,298社

○60年表彰対象会員一覧 ※敬称略・順不同

◎千代田区	(株)テツゲン フマキラー(株) (株)ヘチマコロン 加藤(株) (株)五藤光学研究所 東京質屋協同組合	◎台東区	カネダ(株) ニューロング(株) (株)マルマンプロダクツ (株)石崎電機製作所
◎中央区	エール薬品(株) (株)ギンビス ヨシザワ(株) 鉄道機器(株) 日新製糖(株) 宝通商(株)	◎品川区	(株)トキワ
◎港区	キヤノンマーケティングジャパン(株) 丸和物産(株) 昭和興産(株) (株)大昌貿易行 富士通(株) 本社事務所	◎渋谷区	(株)アイ・アンド・イー
		◎板橋区	(株)チノー
		◎江東区	(株)丸東製作所
		◎足立区	(株)鯨岡
		◎葛飾区	東色ピグメント(株)

以上27事業所

5. 庶務 (2)慶弔

4月1日 ○本商工会議所役員、議員等表彰規則第4条による永年勤続事務局員表彰

<35年勤続>	秋山 博彦	荒木 時雄	石倉 邦彦	大日方敏夫	新山高一郎
<30年勤続>	赤木 剛 藤沢 健司	石原 裕美	荻原 剛	中村 仁	蓮池 秀夫
<25年勤続>	天谷 浩之 吉澤身江子	菅谷 顕一	染谷 政克	鶴田 明子	橋本知代子
<20年勤続>	岡本 貴志 高田 典浩	小林 巧 橋本 一朗	澤木 大 藤田 善三	清水 力 山口 健	須藤 憲一 山本 順一
<15年勤続>	安藤 憲吾	小野田賀人	紺谷 直之	山下 晃代	山本 格
<10年勤続>	石井 洋介	小山内奏介	富澤 陽一	中村 昭紀	米村 達郎

(2) 慶 弔

① 慶 祝

- 1) 祝 電 94件
- 2) 祝 意 4件

② 弔 慰

- 1) 弔 電 83件
- 2) 弔 意 6件

(3) 行 事

- 1月 5日 新年祝賀パーティー (経済三団体共催) 於：帝国ホテル
- 3月13日 経済三団体懇親ゴルフ会 (経済三団体共催) 於：スリーハンドレッドクラブ

6. 会 議

(1) 議員総会

① 第188回(臨時) 議員総会

日 時 平成27年 6月 5日(金) 午後0時15分～午後1時17分

場 所 ホテルニューオータニ 「鳳凰」

出 席 者 150名(うち委任状出席者87名)

議 長 三 村 明 夫 君

議事録署名人 三 村 明 夫 君、 宮 村 眞 平 君、 石 井 卓 爾 君、
小 林 健 君、 伊 藤 一 郎 君、 佐々木 隆 君、
前 田 新 造 君、 釜 和 明 君、 田 中 常 雅 君、
伊 東 孝 紳 君、 中 村 利 雄 君、 大久保 秀 夫 君、
藤 重 貞 慶 君

議 件

1) 会員加入の承諾について

高野常務理事から、平成27年5月13日以降の会員加入申込状況について、配付資料に基づき説明があり、331件(550口)の新規入会希望者について、議長から一同に諮ったところ、異議なく承認された。

2) 副会頭の選任同意について

3) 顧問の委嘱について

議長から、「福井威夫副会頭より、6月4日付で副会頭を退任したい旨の申し出があり、退任届を受理した」との発言があった。その後、議長から、新たな副会頭として、定款第34条第2項の規定に基づき、本田技研工業株式会社・社長の伊東孝紳氏を選任したい旨、ならびに福井威夫氏を顧問に委嘱する旨の提案があり、一同に諮ったところ、両議件ともに異議なく承認された。

その後、伊東副会頭から就任の挨拶があった。

4) 共同委員長の委嘱について

議長から、配付資料に記載の方々へ共同委員長をそれぞれ委嘱したい旨、説明があり、一同に諮ったところ、異議なく承認された。

その後、議長から本日ご出席の塚本共同委員長の紹介があった。

5) 常任顧問の委嘱について

6) 参与の委嘱について

議長から、配付資料に記載の方々へ常任顧問、参与をそれぞれ委嘱したい旨、説明があり、一同に諮ったところ、異議なく承認された。

7) 経営発達支援計画について

西尾理事・事務局長から「経営発達支援計画」について、配付資料に基づき説明があった。

その後、議長から「経営発達支援計画」について一同に諮ったところ、異議なく承認された。

以上で議件の審議を終了し、引き続き報告事項に移った。

報 告

1) 副部会長の選任結果、副委員長の委嘱結果について

2) 「東京の成長に向けた公労使会議」の結果概要について

3) 「ものづくりなでしこTOKYO」の結果概要について

4) 建設・不動産部会 本部・支部役員懇談会結果概要について

5) 「東商ICTスクエア」の開設について

6) 就職・採用活動開始時期の変更(後ろ倒し)についての意見交換会について

7) 蓼科フォーラムの閉館について

6. 会議 (1) 議員総会

- 8) 各業界および各地域の景気動向について
- 9) 9月移動議員総会・常議員会（福島県郡山市）について
- 10) その他

② 第189回（通常）議員総会

日 時	平成27年 7月23日（木） 午後0時11分～午後1時58分
場 所	ザ・キャピトルホテル東急 「鳳凰」
出 席 者	150名（うち委任状出席者74名）
議 長	三 村 明 夫 君
議事録署名人	三 村 明 夫 君、 宮 村 眞 平 君、 石 井 卓 爾 君、 小 林 健 君、 佐々木 隆 君、 前 田 新 造 君、 田 中 常 雅 君、 北 山 禎 介 君、 伊 東 孝 紳 君、 中 村 利 雄 君、 多 賀 啓 二 君、 藤 井 隆 太 君
議 件	1) 支部会長の選任について 議長から、葛飾支部会長を務めている信川化学工業株式会社 社長の信川仁道氏から退任の申し出があった旨、報告があった。これを受けて、定款第63条第2項に基づき、現在、議員ならびに葛飾支部副会長を務めている株式会社浅川製作所 会長の浅川弘人氏を新たに葛飾支部会長に選任したい旨、議長から提案があり、一同に諮ったところ異議なく承認された。 2) 2014年度東京商工会議所事業活動報告について 3) 2014年度東京商工会議所収支決算について 議長から、議件2、議件3は相互に関連があるため、一括して審議願いたい旨発言があり、議件2については中村専務理事から、映像と配布資料に基づき説明があり、議件3については高野常務理事から、配布資料に基づき説明があった。次いで、石井監事からの監査結果報告の後、議長から一同に諮ったところ、両議件ともに異議なく承認された。 以上にて、議件の審議を終了し、引き続き報告事項に移った。
報 告	1) 「日本健康会議」の発足について 2) 労働者派遣法改正等の動向について 3) 家族との安否確認訓練の実施概要について 4) 『インバウンド広域観光周遊ルート』旅行企画コンテストグランプリ作品視察会の結果概要について 5) 国土形成計画（全国計画）に対する意見について 6) 2015年度夏期セミナー結果概要について 7) 採用情報メール配信サービスの開始について 8) 各業界および各地域の景気動向について 9) 第17回アジア太平洋小売業者大会 マニラ大会について 10) 議員の職務を行う代表者の変更について 11) その他

③ 第190回 議員総会

日 時	平成27年 9月 4日（金） 午後1時55分～午後2時58分
場 所	郡山ビューホテルアネックス3階 「雲水峰」
議 長	三 村 明 夫 君
出 席 者	56名（うち代理出席者7名）
議事録署名人	三 村 明 夫 君、 宮 村 眞 平 君、 石 井 卓 爾 君、 鳥 原 光 憲 君、 小 林 健 君、 伊 藤 一 郎 君、

- 佐々木 隆 君、前田 新造 君、釜 和 明 君、
田中 常雅 君、北山 禎介 君、伊東 孝紳 君、
中村 利雄 君、平井 克彦 君、池田 朝彦 君
- 議 件
- 1) 会員加入の承諾について
高野常務理事から、平成27年7月9日以降の会員加入申込状況について、配付資料に基づき説明があり、428件(646口)の新規入会希望者について、議長から一同に諮ったところ、異議なく承認された。
 - 2) 第191回(臨時)議員総会について
議長から、足立支部会長を務めている東洋工罐株式会社 社長の赤羽敬司氏から7月27日付で支部会長を退任したい旨の申し出があったと報告があった。これを受けて来る10月8日(木)に、常議員会と併せて臨時議員総会を開催し、後任の支部会長の選任について諮りたい旨の提案があり、一同に諮ったところ、異議なく承認された。
 - 3) 平成28年度税制改正に関する意見について
税制委員長を務める田中副会頭から、「平成28年度税制改正に関する意見」について、配付資料に基づき説明があり、一同に諮ったところ、異議なく承認された。
 - 4) 常任顧問の委嘱について
議長から、日本・エジプト経済委員会の委員長交代に伴い、豊田通商株式会社会長の小澤哲氏に、新たに常任顧問を委嘱したい旨の提案があり、一同に諮ったところ、異議なく承認された。
以上にて、議件の審議を終了し、引き続き報告事項に移った。
- 報 告
- 1) 最低賃金と人手不足への対応に関するアンケート調査結果について
 - 2) 組織基盤強化に向けた取組みについて
 - 3) 防災対策アンケートの実施結果について
 - 4) 産学公連携相談窓口事業の実施状況について
 - 5) ビジネスマネジャー検定の実施結果等について
 - 6) 第4次社会資本整備重点計画に対する意見について
 - 7) その他

④ 第191回(臨時)議員総会

日 時 平成27年10月 8日(木) 午後3時00分～午後4時18分

場 所 ホテルニューオータニ 「鶴」

出 席 者 150名(うち委任状出席者85名)

議 長 三村明夫君

議事録署名人 三村明夫君、石井卓爾君、鳥原光憲君、
小林 健君、伊藤一郎君、佐々木 隆君、
前田新造君、田中常雅君、北山禎介君、
伊東孝紳君、中村利雄君、加藤雄一君、
大島 博君

- 議 件
- 1) 会員加入の承諾について
高野常務理事から、平成27年9月4日以降の会員加入申込状況について、配付資料に基づき説明があり、370件(679口)の新規入会希望者について、議長から一同に諮ったところ、異議なく承認された。
 - 2) 支部会長の選任について
議長から、「足立支部会長を務めていた東洋工罐株式会社 社長の赤羽敬司氏から7月27日付で退任したい旨の申し出があった。後任の支部会長については、定款第63条第2項に基づき、現在、足立支部副会長を務めている足立成和信用金庫 理事

6. 会議 (1) 議員総会

長の高杉浩明氏を選任したい」旨の提案があり、一同に諮ったところ異議なく承認された。

- 3) 東京都の防災対策に関する意見について
震災対策特別委員長を務める佐々木副会頭から、「東京都の防災対策に関する意見」について、配付資料に基づき説明があり、その後、議長から一同に諮ったところ、異議なく承認された。

4) その他

議長から、「中村利雄専務理事より11月30日付で専務理事を退任したい旨の申し出があった。ついては、11月9日の常議員会を臨時議員総会とあわせて開催し、後任の専務理事を選任したい」旨の提案があり、一同に諮ったところ異議なく承認された。

以上で議件の審議を終了し、引き続き報告事項に移った。

報 告

- 1) 第9回日韓商工会議所首脳会議結果概要について
- 2) 第13回「勇気ある経営大賞」受賞企業の決定について
- 3) 消費税の複数税率を巡る状況について
- 4) 「声かけ・サポート運動」の実施について
- 5) 健康づくり・スポーツ振興委員会の活動について
- 6) 副委員長の委嘱結果について
- 7) 選挙管理委員会の設置について
- 8) 各業界および各地域の景気動向について
- 9) その他

⑤ 第192回(臨時) 議員総会

日 時 平成27年11月 9日(月) 午後0時12分～午後1時38分

場 所 ホテルニューオータニ 「芙蓉」

出席者 150名(うち委任状出席者88名)

議長 三村明夫君

議事録署名人 三村明夫君、宮村眞平君、石井卓爾君、
鳥原光憲君、佐々木 隆君、前田新造君、
釜 和明君、田中常雅君、北山禎介君、
伊東孝紳君、中村利雄君、後藤忠治君、
江頭敏明君

議 件

1) 会員加入の承諾について

高野常務理事から、平成27年10月8日以降の会員加入申込状況について、配付資料に基づき説明があり、476件(788口)の新規入会希望者について、議長から一同に諮ったところ、異議なく承認された。

2) 専務理事の選任同意について

3) 顧問の委嘱について

議長から、「このたび、中村利雄専務理事から11月30日付で専務理事を退任したい旨の申し出があった。」との発言があった。その後、議長から、後任の専務理事として、定款第34条第3項の規定に基づき、元資源・エネルギー庁長官の石田徹氏を12月1日付で選任したい旨、ならびに中村利雄氏に顧問を委嘱する旨の提案があり、一同に諮ったところ、両議件ともに異議なく承認された。

その後、中村専務理事ならびに、石田氏から挨拶があった。

4) 参与の委嘱について

議長から、三菱商事株式会社 グローバル渉外部部長代行の福原 健太郎氏に新たに参与を委嘱したい旨の提案があり、一同に諮ったところ、異議なく承認された。

- 5) 東京の国際競争力強化に向けた要望について
首都圏問題委員長を務める清野特別顧問から、「東京の国際競争力強化に向けた要望」について、配付資料に基づき説明があった。
その後、議長から「東京の国際競争力強化に向けた要望」について一同に諮ったところ、異議なく承認された。
以上で議件の審議を終了し、引き続き報告事項に移った。
- 報告
- 1) 2015年度日中経済協会合同訪中団について
 - 2) 第53回日豪経済合同委員会会議の概要報告について
 - 3) 中小企業庁幹部と東商幹部との意見交換会結果概要について
 - 4) 東京都への「エネルギー・環境政策に関する基本的考え方」の提出について
 - 5) 東商リレーションプログラムについて
 - 6) 東商ビル建替えの進捗状況について
 - 7) ストレスチェックについて
 - 8) 各業界および各地域の景気動向について
 - 9) 2016年東商本支部新年賀詞交歓会の開催について
 - 10) 2015年秋の叙勲褒章受章者について
 - 11) その他

⑥ 第193回(臨時)議員総会

日時 平成27年12月10日(木) 午後0時12分～午後1時43分

場所 ホテルニューオータニ 「鳳凰」

出席者 150名(うち委任状出席者69名)

議長 三村明夫君

議事録署名人 三村明夫君、宮村眞平君、石井卓爾君、
鳥原光憲君、小林健君、伊藤一郎君、
佐々木隆君、前田新造君、釜和明君、
田中常雅君、伊東孝紳君、石田徹君、
多田修人君、廣瀬元夫君

- 議件
- 1) 会員加入の承諾について
高野常務理事から、平成27年11月9日以降の会員加入申込状況について、配付資料に基づき説明があり、505件(835口)の新規入会希望者について、議長から一同に諮ったところ、異議なく承認された。
 - 2) 2015年度東京商工会議所収支補正予算について
高野常務理事から、「2015年度東京商工会議所収支補正予算」について、配付資料に基づき説明があり、その後、議長から一同に諮ったところ、異議なく承認された。
以上にて、議件の審議を終了し、引き続き報告事項に移った。
- 報告
- 1) 副部会長の選任結果、副委員長の委嘱結果について
 - 2) 「東京の成長に向けた公労使会議」の結果概要について
 - 3) 「ものづくりなでしこTOKYO」の結果概要について
 - 4) 建設・不動産部会本部・支部役員懇談会結果概要について
 - 5) 「東商ICTスクエア」の開設について
 - 6) 就職・採用活動開始時期の変更(後ろ倒し)についての意見交換会について
 - 7) 蓼科フォーラムの閉館について
 - 8) 各業界および各地域の景気動向について
 - 9) 9月移動議員総会・常議員会(福島県郡山市)について
 - 10) その他

6. 会議 (1) 議員総会

⑦ 第194回(通常) 議員総会

日 時 平成28年 2月26日(金) 午後0時15分～午後1時47分
場 所 ザ・キャピトルホテル東急 「鳳凰」
出 席 者 150名(うち委任状出席者84名)
議 長 三 村 明 夫 君
議事録署名人 三 村 明 夫 君、 宮 村 眞 平 君、 石 井 卓 爾 君、
鳥 原 光 憲 君、 小 林 健 君、 伊 藤 一 郎 君、
佐々木 隆 君、 前 田 新 造 君、 釜 和 明 君、
田 中 常 雅 君、 石 田 徹 君、 宮 崎 親 男 君、
安 間 百合子 君
講 演 「明治神宮と東京商工会議所」

明治神宮 宮司 中 島 精太郎 氏

永年在職役員・議員表彰

議 件 1) 副会頭の選任同意について
議長から、三菱商事株式会社 社長の小林健氏が、経団連副会長に就任することが内定し、当所副会頭と経団連副会長の兼務が難しいことから、3月31日付で、副会頭を退任されることとなった旨の報告があった。その後、議長から、新たな副会頭として、定款第34条第2項の規定に基づき、三菱商事株式会社 社長への就任が内定している垣内威彦氏を4月1日付で選任したい旨の提案があり、一同に諮ったところ異議なく承認された。
その後、小林副会頭、垣内氏からそれぞれ挨拶があった。
2) 2016年度 東京商工会議所事業活動計画について
3) 2016年度 東京商工会議所収支予算について
議長から、議件2、議件3は相互に関連があるため、一括して審議したい旨の発言があり、議件2については石田専務理事から、議件3については高野常務理事から、それぞれ配付資料に基づき説明があった。その後、議長から一同に諮ったところ異議なく承認された。
以上にて、議件の審議を終了し、引き続き報告事項に移った。
報 告 1) 東京都との都市防災に関する意見交換会について
2) 東商プロモーションムービー(短編動画)について
3) 議員の職務を行う代表者の変更について
4) その他

⑧ 第195回 議員総会

日 時 平成28年 3月10日(木) 午後0時10分～午後1時51分
場 所 ホテルニューオータニ 「鶴」
出 席 者 95名(うち代理出席者27名)
議 長 宮 村 眞 平 君
議事録署名人 宮 村 眞 平 君、 石 井 卓 爾 君、 鳥 原 光 憲 君、
伊 藤 一 郎 君、 佐々木 隆 君、 前 田 新 造 君、
釜 和 明 君、 田 中 常 雅 君、 北 山 禎 介 君、
伊 東 孝 紳 君、 石 田 徹 君、 島 村 元 紹 君、
桑 島 俊 彦 君
議 件 1) 会員加入の承諾について

高野常務理事から、2月10日以降の会員加入申込状況について配付資料に基づき説明があり、659件(1,271口)の新規入会希望者について、議長から一同

に諮ったところ異議なく承認された。

- 2) 知的財産政策に関する意見について
荒井知的財産戦略委員長から、「知的財産政策に関する意見」について、配付資料に基づき説明があった。
その後、議長から「知的財産政策に関する意見」について一同に諮ったところ、異議なく承認された。
- 3) 2020年東京オリンピック・パラリンピック等の気運盛り上げに関する要望について
石田専務理事から、「2020年東京オリンピック・パラリンピック等の気運盛り上げに関する要望」について、配布資料に基づき説明があった。
その後、議長から「2020年東京オリンピック・パラリンピック等の気運盛り上げに関する要望」について一同に諮ったところ、異議なく承認された。
- 4) 顧問の委嘱について
議長から、3月31日付で副会頭を退任する三菱商事株式会社の小林健氏に、新たに顧問を委嘱したい旨の提案があり、一同に諮ったところ、異議なく承認された。
以上にて、議件の審議を終了し、引き続き報告事項に移った。

報 告

- 1) 本支部労働懇談会の結果概要について
- 2) 中小企業の経営課題に関するアンケート及び移動中小企業委員会の結果概要について
- 3) 東商の被災地支援活動について
- 4) 中小企業のための女性活躍推進ハンドブックについて
- 5) アジア・大洋州地域大使との懇談会の結果概要について
- 6) 生産性向上を実現するための税制改正に向けた設備投資に関するアンケート結果について
- 7) 東京都「防災都市づくり推進計画」に対する意見について
- 8) 外国人買い物客実態調査について（世田谷支部）
- 9) 6月移動議員総会・常議員会（福島県福島市）について
- 10) リオデジャネイロ・パラリンピック大会視察会について
- 11) その他

(2) 常議員会

① 第671回

日 時	平成27年 4月 9日 (木) 午後0時19分～午後1時42分
場 所	ホテルニューオータニ 「鳳凰」
出 席 者	38名
議事録署名人	三 村 明 夫 君、 宮 村 眞 平 君、 石 井 卓 爾 君、 鳥 原 光 憲 君、 福 井 威 夫 君、 伊 藤 一 郎 君、 佐々木 隆 君、 前 田 新 造 君、 釜 和 明 君、 田 中 常 雅 君、 中 村 利 雄 君、 島 村 元 紹 君、 桑 島 俊 彦 君
議 件	1) 会員加入の承諾について 2) 国家戦略特区に対する意見について 3) 参与の委嘱について
報 告	1) 「経済の好循環実現に向けた政労使会議」の結果概要について 2) 移動中小企業委員会の結果概要について 3) 本支部税制懇談会の結果概要について 4) エネルギーミックス策定に向けた考え方について

6. 会議 (2)常議員会

- 5) 第1回オリンピック・パラリンピック等経済界協議会の結果概要について
- 6) 2015年度の女性会活動方針等について
- 7) 各業界および各地域の景気動向について
- 8) 2015年度 夏期セミナー開催概要について
- 9) その他

② 第672回

日 時	平成27年 5月13日(水) 午後0時19分～午後1時42分
場 所	ホテルニューオータニ 「鳳凰」
出 席 者	35名
議事録署名人	三村明夫君、宮村眞平君、石井卓爾君、 鳥原光憲君、福井威夫君、小林健君、 伊藤一郎君、佐々木隆君、前田新造君、 田中常雅君、中村利雄君、田畑日出男君、 渡辺元君
議 件	1) 会員加入の承諾について 2) 東京都の中小企業対策に関する重点要望について 3) わが国と東京における観光振興に関する意見について 4) 顧問および特別参与の委嘱について
報 告	1) 「商法(運送・海商関係)等の改正に関する中間試案」に対する意見について 2) マイナンバー制度に係る事業者への周知徹底等に関する要望について 3) 中長期的なエネルギーミックス策定に向けた基本的考え方について 4) 柏崎刈羽原発視察の結果報告について 5) 「夏の生活スタイル変革」に関する要請について 6) 各業界および各地域の景気動向について 7) 2015年春の叙勲褒章受章者について 8) その他

③ 第673回

日 時	平成27年 6月 5日(金) 午後0時15分～午後1時17分
場 所	ホテルニューオータニ 「鳳凰」
出 席 者	33名
議事録署名人	三村明夫君、宮村眞平君、石井卓爾君、 小林健君、伊藤一郎君、佐々木隆君、 前田新造君、釜和明君、田中常雅君、 伊東孝紳君、中村利雄君、大久保秀夫君、 藤重貞慶君
議 件	1) 会員加入の承諾について 2) 副会頭の選任同意について 3) 顧問の委嘱について 4) 共同委員長の委嘱について 5) 常任顧問の委嘱について 6) 参与の委嘱について 7) 経営発達支援計画について
報 告	1) 副部会長の選任結果、副委員長の委嘱結果について 2) 「東京の成長に向けた公労使会議」の結果概要について 3) 「ものづくりなでしこTOKYO」の結果概要について

- 4) 建設・不動産部会 本部・支部役員懇談会結果概要について
- 5) 「東商 I C T スクエア」の開設について
- 6) 就職・採用活動開始時期の変更（後ろ倒し）についての意見交換会について
- 7) 蓼科フォーラムの閉館について
- 8) 各業界および各地域の景気動向について
- 9) 9月移動議員総会・常議員会（福島県郡山市）について
- 10) その他

④ 第674回

日 時	平成27年 7月 9日 (水) 午後0時16分～午後1時53分
場 所	ホテルニューオータニ 「鳳凰」
出席者	39名
議事録署名人	三村明夫君、宮村眞平君、石井卓爾君、 鳥原光憲君、伊藤一郎君、佐々木隆君、 前田新造君、釜和明君、田中常雅君、 北山禎介君、伊東孝紳君、中村利雄君、 梶原徳二君、郡正直君
議 件	1) 会員加入の承諾について 2) 8月休会中の会員加入の取扱いについて 3) 第189回（通常）議員総会について 4) 国の中小企業対策に関する重点要望について 5) 世界に冠たる観光都市・東京を実現するための観光政策に関する意見について 6) 中小企業の国際展開に関する重点要望について 7) 共同委員長の委嘱について 8) 顧問の委嘱について
報 告	1) 副部会長の選任結果について 2) 「東商地域の宝ネット」の開設について 3) 訪タイ・マレーシア経済ミッションの派遣について 4) 長期エネルギー需給見通し（案）および温室効果ガス削減に向けた約束草案（政府原案）に対する意見について 5) 第9回世界商工会議所大会について 6) トップアスリート就職支援「アスナビ」説明会の開催結果について 7) 会頭の支部訪問（城東ブロック、城南ブロック）の結果概要について 8) 各業界および各地域の景気動向について 9) その他

⑤ 第675回

日 時	平成27年 9月 4日 (金) 午後1時55分～午後2時58分
場 所	郡山ビューホテルアネックス3階 「雲水峰」
出席者	18名
議事録署名人	三村明夫君、宮村眞平君、石井卓爾君、 鳥原光憲君、小林健君、伊藤一郎君、 佐々木隆君、前田新造君、釜和明君、 田中常雅君、北山禎介君、伊東孝紳君、 中村利雄君、平井克彦君、池田朝彦君
議 件	1) 会員加入の承諾について 2) 第191回（臨時）議員総会について

6. 会議 (2) 常議員会

- 報 告
- 3) 平成28年度税制改正に関する意見について
 - 4) 常任顧問の委嘱について
 - 5) その他
- 報 告
- 1) 最低賃金と人手不足への対応に関するアンケート調査結果について
 - 2) 組織基盤強化に向けた取組みについて
 - 3) 防災対策アンケートの実施結果について
 - 4) 産学公連携相談窓口事業の実施状況について
 - 5) ビジネスマネジャー検定の実施結果等について
 - 6) 第4次社会資本整備重点計画に対する意見について
 - 7) その他

⑥ 第676回

日 時 平成27年10月 8日(木) 午後3時00分～午後4時18分
場 所 ホテルニューオータニ 「鶴」
出 席 者 34名
議事録署名人 三村明夫君、石井卓爾君、鳥原光憲君、
小林健君、伊藤一郎君、佐々木隆君、
前田新造君、田中常雅君、北山禎介君、
伊東孝紳君、中村利雄君、加藤雄一君、
大島博君

永年会員表彰
議 件

- 1) 会員加入の承諾について
- 2) 支部会長の選任について
- 3) 東京都の防災対策に関する意見について
- 4) その他

報 告

- 1) 第9回日韓商工会議所首脳会議結果概要について
- 2) 第13回「勇気ある経営大賞」受賞企業の決定について
- 3) 消費税の複数税率を巡る状況について
- 4) 「声かけ・サポート運動」の実施について
- 5) 健康づくり・スポーツ振興委員会の活動について
- 6) 副委員長の委嘱結果について
- 7) 選挙管理委員会の設置について
- 8) 各業界および各地域の景気動向について
- 9) その他

⑦ 第677回

日 時 平成27年11月 9日(月) 午後0時12分～午後1時38分
場 所 ホテルニューオータニ 「芙蓉」
出 席 者 31名
議事録署名人 三村明夫君、宮村眞平君、石井卓爾君、
鳥原光憲君、佐々木隆君、前田新造君、
釜和明君、田中常雅君、北山禎介君、
伊東孝紳君、中村利雄君、後藤忠治君、
江頭敏明君

議 件

- 1) 会員加入の承諾について
- 2) 専務理事の選任同意について
- 3) 顧問の委嘱について

- 報 告
- 4) 参与の委嘱について
 - 5) 東京の国際競争力強化に向けた要望について
 - 1) 2015年度日中経済協会合同訪中団について
 - 2) 第53回日豪経済合同委員会会議の概要報告について
 - 3) 中小企業庁幹部と東商幹部との意見交換会結果概要について
 - 4) 東京都への「エネルギー・環境政策に関する基本的考え方」の提出について
 - 5) 東商リレーションプログラムについて
 - 6) 東商ビル建替えの進捗状況について
 - 7) ストレスチェックについて
 - 8) 各業界および各地域の景気動向について
 - 9) 2016年東商本支部新年賀詞交歓会の開催について
 - 10) 2015年秋の叙勲褒章受章者について
 - 11) その他

⑧ 第678回

- 日 時 平成27年12月10日(木) 午後0時12分～午後1時43分
 場 所 ホテルニューオータニ 「鳳凰」
 出 席 者 35名
 議事録署名人 三村明夫君、宮村眞平君、石井卓爾君、
 鳥原光憲君、小林健君、伊藤一郎君、
 佐々木隆君、前田新造君、釜和明君、
 田中常雅君、伊東孝紳君、石田徹君、
 多田修人君、廣瀬元夫君
- 議 件
- 1) 会員加入の承諾について
 - 2) 2015年度東京商工会議所収支補正予算について
- 報 告
- 1) 平成28年度税制改正を巡る状況について
 - 2) 東京外かく環状道路(関越道～湾岸線)の整備促進について
 - 3) ICT推進委員会事例集の発行及び活動報告について
 - 4) 中小企業委員会中堅企業研究会の活動報告について
 - 5) 2020年オリンピック・パラリンピックに向けた東京都の取組(素案)に対する意見について
 - 6) 「川内原子力発電所の視察および川内商工会議所との懇談会」結果概要について
 - 7) 在京ASEAN各国大使との懇談会について
 - 8) 東商ビル建替えの進捗状況について
 - 9) 就職・採用活動開始時期の見直しについて
 - 10) 各ブロックにおける特徴的な取り組みについて(城北ブロック)
 - 11) 2016年度東商夏期セミナー及び移動議員総会・常議員会(福島県)について
 - 12) 東京ミチテラス2015について
 - 13) その他

⑨ 第679回

- 日 時 平成28年1月14日(木) 午後3時45分～午後4時45分
 場 所 パレスホテル東京 4階「山吹」
 出 席 者 41名
 議事録署名人 三村明夫君、宮村眞平君、石井卓爾君、
 鳥原光憲君、小林健君、伊藤一郎君、
 佐々木隆君、前田新造君、釜和明君、

6. 会議 (2)常議員会

	田中常雅君、北山禎介君、伊東孝紳君、石田徹君、久代信次君、櫻田厚君
副会頭年頭所感	
議 件	1) 会員加入の承諾について 2) 参与の委嘱について
報 告	1) 「東京の成長に向けた公労使会議」の結果概要について 2) 「ものづくり推進委員会と大田支部の懇談会」の結果概要について 3) 消費税の軽減税率に対する商工会議所の考え方について 4) リオデジャネイロ視察団の派遣について 5) その他

⑩ 第680回

日 時	平成28年 2月10日(水) 午後0時16分～午後1時47分
場 所	ホテルニューオータニ 「鳳凰」
出席者	32名
議事録署名人	三村明夫君、宮村眞平君、石井卓爾君、鳥原光憲君、小林健君、伊藤一郎君、佐々木隆君、前田新造君、釜和明君、田中常雅君、北山禎介君、伊東孝紳君、石田徹君、小坂敬君、山内隆司君
議 件	1) 会員加入の承諾について 2) 第194回(通常)議員総会について a. 2016年度東京商工会議所事業活動計画(案) b. 2016年度東京商工会議所収支予算(案)
報 告	1) 訪タイ・マレーシア経済ミッションについて 2) 帰宅困難者対策訓練の実施概要について 3) 第34回東アジアビジネスカウンスル会合の概要報告について 4) 新たな首都圏広域地方計画に対する意見について 5) 知財活用に関する調査結果及び知的財産に関するガイドブックの刊行について 6) 再生可能エネルギー導入促進関連制度改革小委員会報告書(案)に対する意見について 7) 各ブロックにおける特徴的な取り組みについて(城西ブロック) 8) その他

⑪ 第681回

日 時	平成28年 3月10日(木) 午後0時10分～午後1時51分
場 所	ホテルニューオータニ 「鶴」
出席者	30名
議事録署名人	宮村眞平君、石井卓爾君、鳥原光憲君、伊藤一郎君、佐々木隆君、前田新造君、釜和明君、田中常雅君、北山禎介君、伊東孝紳君、石田徹君、島村元紹君、桑島俊彦君
議 件	1) 会員加入の承諾について 2) 知的財産政策に関する意見について 3) 2020年東京オリンピック・パラリンピック等の気運盛り上げに関する要望について

- 報 告
- 4) 顧問の委嘱について
 - 1) 本支部労働懇談会の結果概要について
 - 2) 中小企業の経営課題に関するアンケート及び移動中小企業委員会の結果概要について
 - 3) 東商の被災地支援活動について
 - 4) 中小企業のための女性活躍推進ハンドブックについて
 - 5) アジア・大洋州地域大使との懇談会の結果概要について
 - 6) 生産性向上を実現するための税制改正に向けた設備投資に関するアンケート結果について
 - 7) 東京都「防災都市づくり推進計画」に対する意見について
 - 8) 外国人買い物客実態調査について（世田谷支部）
 - 9) 6月移動議員総会・常議員会（福島県福島市）について
 - 10) リオデジャネイロ・パラリンピック大会視察会について
 - 11) その他

(3) 会頭・副会頭会議

4月 9日（18名）

報告事項

- 1) 第671回 常議員会提案事項について
- 2) 蓼科フォーラムの今後の運営について
- 3) 新東商ビル建替えに関する進捗状況について
- 4) 第1回オリンピック・パラリンピック等経済界協議会の結果概要について
- 5) 会頭の支部訪問について

討議事項

- 1) 東京都の中小企業対策に関する重点要望骨子（案）について
- 2) わが国と東京における観光振興に関する意見（案）について

5月13日（17名）

講演：少子化社会対策大綱について

内閣府 子ども・子育て本部 統括官 武川光夫氏

報告事項

- 1) 第672回常議員会について
- 2) マイナンバー制度に係る事業者への周知徹底等に関する要望について
- 3) 2014年度 中小企業支援事業の結果概要について

意見交換

- 1) 価格転嫁やサービス業の生産性向上に向けた取組策について

6月 5日（16名）

報告事項

- 1) 第188回（臨時）議員総会・第673回常議員会について
- 2) 東商ビル建替えに関する進捗状況について
- 3) 夏期セミナーについて
- 4) 「日伯戦略的経済パートナーシップ賢人会議」の結果概要について

討議事項

- 1) 国の中小企業対策に関する重点要望（骨子）について
- 2) 世界に冠たる観光都市・東京を実現するための観光政策に関する意見について
- 3) 中小企業の国際展開に関する重点要望（骨子）について

7月 9日（18名）

講演：サイバー空間における脅威への対応について

東京商工会議所 顧問 片桐 裕 氏

6. 会議 (3)会頭・副会頭会議

報告事項

- 1) 第674回常議員会について
- 2) 第189回(通常)議員総会について
- 3) 2014年度 事業活動報告(案)及び収支決算(案)について
- 4) 家族との安否確認訓練の実施概要について

討議事項

- 1) 平成28年度税制改正に関する意見(素案)について

9月 4日(16名)

報告事項

- 1) 本日のスケジュールについて
- 2) 第190回議員総会・第675回常議員会提案事項について

討議事項

- 1) 東京都の防災対策に関する意見(素案)について

施設紹介・施設見学

- 1) 郡山商工会議所会館について

10月 8日(15名)

報告事項

- 1) 東商ビル建替えの進捗状況について
- 2) TPP交渉の大筋合意について
- 3) 「第3次安倍改造内閣に望む(案)」について
- 4) 第13回「勇気ある経営大賞」受賞企業の決定について
- 5) 第191回(臨時)議員総会・第676回常議員会について

討議事項

- 1) 就職活動の後ろ倒しに伴う課題について
- 2) 東京の国際競争力強化に向けた要望(素案)について

11月 9日(17名)

講演

- 1) TPPによる影響と企業に今後求められる対応について

内閣官房TPP政府対策本部 首席交渉官

鶴岡公二氏

- 2) 平成28年4月から始まる電力の小売全面自由化について

経済産業省 電力取引監視等委員会 事務局長

松尾剛彦氏

報告事項

- 1) 第192回(臨時)議員総会・第677回常議員会について
- 2) 東京における健康企業宣言運動について
- 3) 2016年東商本支部新年賀詞交歓会の開催について
- 4) 就職・採用活動開始時期の後ろ倒しについて

12月10日(18名)

講演：来年の景気見通しについて

(株)第一生命経済研究所 首席エコノミスト

熊野英生氏

意見交換：来年の景気見通しについて

報告事項

- 1) 第193回(臨時)議員総会・第678回常議員会について
- 2) 2015年度東京商工会議所収支補正予算について
- 3) 蓼科フォーラム 閉館後の利活用について

1月14日(34名)(特別顧問合同会議)

報告事項

- 1) 第679回常議員会提案事項について

討議事項

- 1) 2016年度 事業活動計画(素案)について
- 2) 業界の景気見通しについて

2月10日(18名)

講演:アクション&レガシープラン2016中間報告について

(公財)法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会

CFO・企画財務局長 中村英正氏

報告事項

- 1) 第680回常議員会ならびに第194回(通常)議員総会について
- 2) 2016年度 事業活動計画・収支予算について
- 3) 役員・議員改選スケジュールについて
- 4) 2016年 本・支部賀詞交歓会の総括について

3月10日(17名)

報告事項

- 1) 第195回議員総会・第681回常議員会について
- 2) 東京商工会議所 青年部の設立について
- 3) 2020年東京オリンピック・パラリンピック等の気運盛り上げに関する要望について
- 4) 2016年度 東商夏期セミナー 開催概要について

討議事項

- 1) 雇用・労働政策に関する意見書 骨子案について
- 2) 東京とわが国における観光振興に関する意見(案)について
- 3) 中小・小規模事業者の情報セキュリティ対策の強化に向けた意見(案)について

(4) 特別顧問会議

9月 7日(21名)

講演:TPP交渉の現状について

内閣官房TPP政府対策本部 首席交渉官 鶴岡公二氏

意見交換

- 1) 海外情勢(中国情勢等)について

12月 1日(21名)

講演・意見交換:

「内外景気の現状と今後の見通し ~GDP600兆円の実現可能性について~」

三菱UFJモルガン・スタンレー証券㈱

参与 景気循環研究所長 嶋中雄二氏

報告

- 1) 消費税の軽減税率を巡る動向について
- 2) 「川内原子力発電所の視察および川内商工会議所との懇談会」結果概要について

1月14日(34名)(会頭・副会頭合同会議)

報告事項

- 1) 第679回常議員会提案事項について

討議事項

- 1) 2016年度 事業活動計画(素案)について

6. 会議 (5)夏期セミナー

2) 業界の景気見通しについて

2月29日(19名)

討議

- 1) 最近の情勢(物価・消費トレンドの動向)を踏まえた業界の景気見通しについて
- 2) 雇用・労働政策に関する意見書 骨子案について

報告

- 1) インバウンド消費視察会の概要報告について
- 2) 役員・議員改選スケジュールについて

(5) 夏期セミナー <7月3日・ホテル椿山荘東京>

① 会頭・副会頭・特別顧問・委員長合同会議

討議テーマ:「重要政策課題への商工会議所の対応について」

論点1 「税制・社会保障について(消費税の複数税率、社会保障制度改革、女性の活躍を促す社会保険・税制のあり方)」

論点2 「エネルギー政策」

議題3 「規制改革」

② 全体会議

1. 開会
2. 問題提起
3. 閉会

③ グループ討議:(4グループ制:共通テーマ)

討議テーマ1 「人手不足の現状と労働生産性の向上策について」

討議テーマ2 「東京が地方創生に果たす役割について」

※夏期蓼科役員懇談会から通算で34回目。

(6) 監事会

7月1日 ①平成26年度東京商工会議所事業活動報告(案)について

②平成26年度東京商工会議所収支決算(案)について

同 一般会計収支決算(案)について

同 小規模企業対策事業特別会計収支決算(案)について

同 蓼科フォーラム運営特別会計収支決算(案)について

同 建物特別会計収支決算(案)について

同 新ビル建設特別会計収支決算(案)について

同 貸借対照表(案)について

同 財産目録(案)について

(7) 部会

① 商業・商業卸売合同部会

商業部会と商業卸売部会では、政治、経済、消費動向等幅広い観点から時宜に応じたテーマによる講演会および昼食懇談会を合同で開催した。また、部会運営を円滑なものとするため幹事会を開催し、活動内容について協議を行った。

1) 部会

7月22日(127名) 講演 「人口減少社会における流通・マーケティング戦略」

昭和女子大学現代ビジネス研究所 特命教授 上原 征彦 氏

11月6日(130名) 講演 「東アジア情勢と日本の対応～中国・朝鮮半島の最新動向～」

早稲田大学大学院アジア太平洋研究科 教授 川村 亨夫 氏

1月25日(382名) 講演 「2016年 世界・日本経済の潮流と展望」

東京大学大学院経済学研究科 教授 伊藤元重氏

2) 所属議員昼食懇談会

- 5月25日 (26名) 卓話 「流通政策の動向」
 経済産業省 商務流通保安審議官 寺澤達也氏
- 10月6日 (29名) 卓話 「消費税率引き上げを巡る課題と論点」
 慶應義塾大学経済学部 教授 土居丈朗氏
- 2月19日 (21名) 卓話 「最新の国際情勢と日本の進路」
 早稲田大学大学院アジア太平洋研究科 教授 川村亨夫氏

3) 所属議員懇談会

- 12月11日 (21名) 所属議員年末懇親会

4) 視察会

- 2月16日 (15名) 視察会 「インバウンド消費視察会」
 視察先：成田国際空港、酒々井プレミアム・アウトレット等

5) 幹事会

- 9月28日 (6名) 協議 「下期部会活動について」

② 工業部会

工業部会では、製造業のイノベーションをテーマとした講演や最新技術など中小企業の経営者に役立つ情報の提供に努めた。また、所属議員昼食懇談会では、時宜に応じたテーマによる卓話を行うとともに、所属議員の相互交流・情報交換の場を提供した。

1) 部会

- 5月14日 (187名) 講演「東レの研究・技術開発戦略」
 東レ(株) 代表取締役副社長 阿部晃一氏
- 7月16日 (60名) 講演「国際標準を勝ち取れ！
 ～中堅・中小企業の国際標準化活動（ISO/IEC）参画～」
 IDEC(株) 常務執行役員 技術戦略本部長 藤田俊弘氏
- 講演「基準認証政策について」
 経済産業省 産業技術環境局 基準認証政策課長補佐 小嶋誠氏
- 10月2日 (125名) 講演「Industry 4.0
 ～ドイツ発 第4次産業革命とわが国ものづくりへの影響～」
 国立研究開発法人科学技術振興機構 特任フェロー
 慶應義塾大学大学院 特別招聘教授 永野博氏
- 3月8日 (67名) 講演「TPPの概要と日本企業への影響～中小製造業の視点から～」
 みずほ総合研究所(株) 政策調査部 上席主任研究員 菅原淳一氏

2) 所属議員昼食懇談会

- 5月14日 (24名) 卓話「3Dプリンタを超えて、IoTファブリケーターへ」
 慶應義塾大学 環境情報学部 准教授 田中浩也氏
- 7月16日 (15名) 卓話「情報セキュリティとは何か」
 産業技術大学院大学 教授 瀬戸洋一氏
- 10月2日 (19名) 卓話「ドローン産業の健全な発展
 ～安全ルールとビジネスチャンス～」
 (一社) 日本UAS産業振興協議会 理事長

6. 会議 (7)部会

東京大学大学院 教授 鈴木 真二 氏

3) 新年講演会・新年懇親会

1月29日 (145名) 講演「IoTによる製造業の新展開」

法政大学 デザイン工学部 システムデザイン学科 教授 西岡 靖之 氏

講演「第4次産業革命への対応 ～国の支援施策など～」

経済産業省 製造産業局長 糟谷 敏秀 氏

1月29日 (64名) 新年懇親会

③ 資源・エネルギー部会

資源・エネルギー部会では、部会員への情報提供の一環として、時宜にかなったエネルギー・環境政策の課題や展望等に関するテーマによる講演会等を開催した。

1) 部会

7月14日 (58名) 講演会 「エネルギー政策について」

(公財)地球環境産業技術研究機構 理事・研究所長 山地 憲治 氏

10月16日 (54名) 講演会 「電力システム改革の展望と電力広域的運営推進機関の役割」

電力広域的運営推進機関 理事・事務局長 佐藤 悦緒 氏

11月26日～27日 (17名) 視察会 「川内原子力発電所視察会および川内商工会議所との懇談会」

※東京商工会議所エネルギー・環境委員会および日本商工会議所エネルギー・環境専門委員会との合同開催

3月2日 (46名) 講演会 「COP21後に考える日本のエネルギー政策」

(特)国際環境経済研究所 理事・主席研究員 竹内 純子 氏

④ 貿易部会

貿易部会では、部会員への情報提供の一環として、TPP・EPAをはじめとする我が国の通商政策や海外主要国・地域の動向、また企業の海外展開をテーマに講演会・説明会を開催した。

1) 部会

6月16日 (139名) 「安全保障貿易管理説明会」

経済産業省 安全保障貿易検査官室 室長 坂本 耕三 氏

経済産業省 安全保障貿易検査官室 上席安全保障貿易検査官 神戸 浩 氏

7月3日 (79名) 「北米進出セミナー」

Barnes & Thornburg LLP 弁護士 小島 清顕 氏

米国パソナ 東海岸営業部 マネージャー 沖室 晃平 氏

米国パソナ プロフェッショナルサービス部 コンサルタント 大久保 衣梨 氏

(株)パソナ グローバル事業部 グローバルHRチーム 谷藤 秀樹 氏

米国パソナ プロフェッショナルサービス部 アソシエイトダイレクター 加藤 真弓 氏

(株)トッパントラベルサービス 海外人事サポート 課長 風間 弘将 氏

7月15日 (49名) 「通商白書2015のポイント」

経済産業省 通商政策局 企画調査室長 清水 幹治 氏

8月25日 (46名) 「日EU・EPA交渉の現状について」

経済産業省 通商政策局 経済連携課 課長補佐 門 寛子 氏

9月3日 (34名) 「ジョージア州投資・ビジネスセミナー&ネットワーキングランチ」

挨拶 米国ジョージア州労働省 長官 マーク・バトラー 氏

米国ジョージア州商務省 副長官・国際貿易部長 メアリー・ウォータース 氏

米国ジョージア州商務省 国際投資・日本担当 プロジェクトマネージャー ジョセフ・ハントマン 氏

(独)日本貿易振興機構 対日投資部 主幹 木村 慶一 氏

10月26日 (142名) 「TPP説明会」

内閣官房TPP政府対策本部 上席調査役 岡山 英弘 氏

11月12日 (40名)	「WTOを活用した海外規制の是正について」			
	経済産業省 通商政策局 通商機構部 参事官・国際経済紛争対策室長	西脇	修	氏
	経済産業省 通商政策局 通商機構部 参事官補佐	清水	茉莉	氏
12月3日 (90名)	「今、再び注目を集める北米セミナー」			
	挨拶 (独)日本貿易振興機構 理事	眞銅	竜日郎	氏
	(独)日本貿易振興機構 ニューヨーク事務所 所長	横田	俊之	氏
	(独)日本貿易振興機構 トロント事務所 所長	中村	和生	氏
	(独)日本貿易振興機構 サンフランシスコ事務所 所長	東條	吉朗	氏
	(独)日本貿易振興機構 ロサンゼルス事務所 所長	吉村	佐知子	氏
	(独)日本貿易振興機構 シカゴ事務所 所長	曾根	一郎	氏
	(独)日本貿易振興機構 ヒューストン事務所 所長	黒川	淳二	氏
	(独)日本貿易振興機構 アトランタ事務所 所長	森	則和	氏

⑤ 金融部会

金融部会では、金融及び内外の経済に深く関わる問題について、広く会員に対して情報提供を行うため、講演会を開催した。また、所属議員昼食懇談会を開催し、所属議員の相互交流・情報交換の場を提供した。

1) 部会

4月27日 (143名)	講演「日本経済の現状と見通し」			
	(株)大和総研 執行役員 調査本部 副本部長			
	チーフエコノミスト	熊谷	亮丸	氏
7月17日 (118名)	講演「世界経済の展望」			
	みずほ総合研究所(株) 常務執行役員 調査本部長			
	チーフエコノミスト	高田	創	氏
11月30日 (133名)	講演「日本経済の行方」			
	(株)日本総合研究所 理事長	高橋	進	氏
3月22日 (139名)	講演「2016年内外経済の見通し」			
	(株)三菱総合研究所 政策・経済研究センター			
	副センター長	武田	洋子	氏

2) 所属議員昼食懇談会

11月30日 (10名)	昼食懇談会
--------------	-------

⑥ 交通運輸部会

交通運輸部会では、時宜に応じたテーマによる講演会および部会員同士のための交流、情報提供を目的とした視察会を開催した。

1) 部会

4月23日 (65名)	講演 「交通政策基本計画」について			
	国土交通省 総合政策局 公共交通政策部長	藤井	直樹	氏
	報告 「国土交通省の高速道路政策に対する意見」について			
10月20日 (100名)	講演 「新たな国土形成計画について～対流促進型国土の形成」			
	国土交通省 国土政策局長	本東	信	氏
	講演 「大都市戦略」について			
	国土交通省 都市局長	栗田	卓也	氏

2) 視察会

4月24日 (58名)	視察 「世界に誇る都市型総合港湾・東京港を体験する」
6月4日 (30名)	視察 <在日外国商工会議所メンバー限定>視察会
	「世界に誇る都市型総合港湾・東京港を体験する」
7月30日 (50名)	視察 「世界に誇る都市型総合港湾・東京港を体験する」

6. 会議 (7)部会

- 1 2月18日 (45名) 視察 「世界に誇る都市型総合港湾・東京港を体験する」
視察船「新東京丸」乗船&東京みなと館見学

⑦ 建設・不動産部会

建設・不動産部会では、時宜に応じたテーマによる講演会および部会員同士の交流のための新年賀詞交歓会、部会員の声を反映した活動を実施するべく本部・支部役員懇談会を開催した。

1) 部会

- 7月22日 (145名) 講演 「2020年とその先に向けた東京の都市開発のあり方」について
明治大学公共政策大学院 特任教授 青山 侑 氏
- 12月4日 (95名) 講演 国土交通省「第4次社会資本整備重点計画」について
～ ストック効果の最大化を目指した戦略的インフラマネジメント ～
国土交通省 総合政策局長 毛利 信二 氏

2) 新年賀詞交歓会

- 1月26日 (276名) 懇親パーティー
- | | | |
|------|------------|----------|
| 開会挨拶 | 建設・不動産部会長 | 中村 満 義 |
| 来賓挨拶 | 国土交通審議官 | 西脇 隆俊 氏 |
| | 東京都議会議長 | 川井 しげお 氏 |
| | 東京都建設局長 | 佐野 克彦 氏 |
| 乾杯 | 建設・不動産副部会長 | 宮本 洋一 |
| 懇親 | | |
| 中締め | 建設・不動産副部会長 | 梶浦 卓一 |

3) 本部・支部役員懇談会

- 5月22日 (21名) 意見交換
「建設業における人材の確保・育成、適正価格、適正工期での受注、災害に強い都市づくり、不動産業の課題 等」

4) 視察会

- 8月21日 (24名) 「国宝・姫路城」視察会

5) セミナー

- 4月21日 (53名) オフィスビルの耐震化対策・省エネ設備導入セミナー
＜第一部＞耐震化推進に向けた東京都の施策・取り組み
東京都 都市整備局 市街地建築部
耐震化推進担当課長 惠美奈 裕 征 氏
＜第二部＞中小テナントビルの省エネ支援策について
(公財) 東京都環境公社 東京都
地球温暖化防止活動推進センター長 小島 正 禎 氏

⑧ サービス部会

サービス部会では、様々な業種、業態が含まれるサービス業の部会員のニーズに応えるため、講演会およびシンポジウム、ならびに所属議員による昼食懇談会を開催した。

1) 部会

- 7月8日 (193名) 講演 「マイナンバー時代の最新リスクマネジメント」
「企業リスクマネジメントの新しい課題」
慶應義塾大学大学院経営管理研究科 教授 大林 厚 臣 氏
「今押さえるべき、マイナンバー制度の影響と対策」
(一財)日本情報経済社会推進協会

- 10月30日 (60名) 講演 「マイナンバー対応プロジェクト室 副室長 若 泉 和 彦 氏
 講演 「シリコンバレーNext セミナー・交流会」
 基調講演「何故いま、シリコンバレーか？」
 ～イノベーション最新動向とスタンフォード大学～
 ゼンシン・キャピタル
 創業者兼マネージング・パートナー 森 健 氏
 ゼンシン・キャピタル
 マネージング・パートナー クランシー・スター 氏
 ピッチトーク
 HackerRank社
 創業者兼CEO ヴィヴィック・ラヴィサンカー 氏
 Simple Emotion社
 創業者兼CEO マシュー・フェルナンデス 氏
- 12月 7日 (124名) 講演 「変わる社員の働き方」
 ～ストレスチェック義務化を機に知りたい、人材戦略の新常識～
 「働き方・働かせ方の現在と未来」
 リクルートワークス研究所 Works編集長 石 原 直 子 氏
 「今すぐ知りたい！ストレスチェック義務化への実務対応」
 三井住友海上経営サポートセンター アドバイザー 向 井 孝 行 氏
- 3月28日 (185名) シンポジウム 「どうなる？インバウンド消費」
 ～訪日外国人2,000万人時代のビジネスチャンスを探る～
 コーディネーター
 (株)JTB総合研究所 執行役員・主席研究員 黒 須 宏 志 氏
 パネリスト
 資生堂ジャパン(株)
 執行役員・プレステージブランド事業本部長 東 矢 琢 磨 氏
 (株)三越伊勢丹ホールディングス 営業本部マーケティング戦略部
 インバウンド推進部長 瓦 林 恭 子 氏
 (株)はとバス 観光バス事業本部 国際事業部 馬 駿 氏

2) 所属議員昼食懇談会

- 7月 8日 (15名) 卓話 「チャンスの見極め」
 (株)東京ドーム 社長 久 代 信 次 氏
- 12月 7日 (15名) 卓話 「決済サービスから考えるインバウンドとクロスボーダー」
 ビリングシステム(株) 社長 江 田 敏 彦 氏
- 3月28日 (14名) 卓話 「インバウンド市場の最新トレンドについて」
 (株)JTB総合研究所 執行役員・主席研究員 黒 須 宏 志 氏

⑨ 情報通信部会

情報通信部会では、部会員のビジネスの一助になるような、タイムリーな情報発信を中心に講演会を開催した。

また、所属議員昼食懇談会を実施した。

1) 部 会

- 5月29日 (103名) 講演 「2020年を起点としたICTでつくる未来」
 日本電気(株) 東京オリンピック・パラリンピック推進本部 本部長 鈴 木 浩 氏
- 10月 9日 (140名) 講演 「マイナンバー制度～12桁の数字が日本を変える～」
 (株)野村総合研究所 未来創発センター制度戦略研究室 室長 梅 屋 真一郎 氏

6. 会議 (8)委員会

3月18日 (170名) 講演 「オープンIoTの時代」
東京大学大学院 情報学環 教授 坂村 健 氏

2) 所属議員昼食懇談会

5月29日 (15名) 所属議員及び講師との意見交換会を実施した。
10月9日 (11名) 所属議員及び講師との意見交換会を実施した。
3月18日 (14名) 所属議員及び講師との意見交換会を実施した。

(8) 委員会

① 総合政策委員会

総合政策委員会では、当面の重要課題として、少子化対策の推進、女性の活躍推進、地方創生の推進、マイナンバー制度導入への対応等のテーマについて調査・研究を行った。女性の活躍推進については、働きたい女性の就労を促すための「女性の働きたい意志を尊重した税・社会保険制度に関する提言」をとりまとめ、その実現を関係先に働きかけた。地方創生については、日本版CCRCの推進など具体的な政策について研究し、石破地方創生担当大臣との懇談会や地域しごと創生会議の場などにおいて実現を働きかけた。また、マイナンバー制度の導入については、事業者への円滑な制度導入に向けて「マイナンバー制度に係る事業者への周知徹底等に関する要望」をとりまとめ、関係省庁等に対応を働きかけた。

※いずれも日商総合政策委員会との合同委員会として実施

1) 委員会

4月24日 (22名) 講演 「少子化社会対策大綱について」
内閣府 子ども・子育て本部 審議官 小野田 壮 氏
議件 「マイナンバー制度に係る事業者への周知徹底等に関する要望」

6月4日 (20名) 講演 「女性の活躍推進策について」
日本女子大学 人間社会学部 教授 大沢 真知子 氏
㈱働きかた研究所 代表取締役 平田 未緒 氏
議件 「労働力不足に対応し女性の活躍を促す社会保険・税制のあり方に関する考え方(案)」

7月28日 (20名) 講演 「ローカルアベノミクスとは何なのか？」
スタンフォード大学 教授 星 岳雄 氏
議件 「女性の働きたい意志を尊重した税・社会保険制度に関する提言(たたき台)」

9月25日 (19名) 講演 「地方創生の考え方・処方箋～佐賀県武雄市の現場から～」
ふるさとスマホ㈱ 社長
前・佐賀県武雄市 市長 樋渡 啓祐 氏
報告 「衆議院の選挙制度改革の動向について」

12月11日 (19名) 講演 「ピンチをチャンスに変える地方創生～日本版CCRCの可能性～」
㈱三菱総合研究所 プラチナ社会研究センター
主席研究員 チーフプロデューサー 松田 智生 氏
報告 「まち・ひと・しごと創生事業の動向と課題」

2月12日 (19名) 講演 「地方版総合戦略策定の現状と実行に向けた課題・展望」
内閣官房 まち・ひと・しごと創生本部事務局
内閣府地方創生推進室 参事官 溝口 洋 氏
報告 「一億総活躍国民会議の論点について」
「金融政策の動向と今後の見通しについて」

② 組織委員会

組織委員会では、事業・サービスへの満足度向上を通じた退会防止、新規加入に取り組むための「事業・サービス満足度調査」を実施するとともに調査結果を踏まえた今後の具体策について検討した。また、若手経営者の「行動力」などの強みを東商活動に生かすべく、東京商工会議所青年部の設立に向けて議論した。

1) 委員会

- 7月29日 (20名) 議題 (1) 事業・サービス満足度調査について
 ・調査結果について
 ・今後の対応について
 ・付帯調査「女性の活躍推進に向けた取り組み状況」について
 (2) 組織基盤強化の取り組みについて
- 2月18日 (22名) 議題 (1) 事業・サービス満足度調査結果を踏まえた今後の対応について
 (2) 組織基盤強化の取り組みについて
 (3) 東京商工会議所青年部の設立に向けて(案)について

③ 事業推進委員会

事業推進委員会では、東商の収益事業全般の現況を踏まえ、特に収入規模の大きい検定事業について、受験者数向上のための具体策を討議した。

1) 委員会

- 9月2日 (15名) 議題 (1) 東商の総収入と事業収入・検定関連収入の状況について
 (2) 検定事業に関する現状(取り組み・成果)について
 (3) 「事業・サービス満足度調査」について

④ 税制委員会

税制委員会では、企業の競争力強化による持続的な経済成長や、中堅・中小企業の活力強化や首都東京の発展を図る観点から、税制に係る多種多様な課題を取り上げた。会員企業等へのヒアリングや税制アンケート、各種調査結果等を踏まえて討議を行い、税制改正に関する意見書を取りまとめ、政府・政党、東京23区選出の国会議員、東京都等へ提出し、意見実現に向けた働きかけを行った。

本支部税制懇談会をはじめ23支部との対話や、公募による税制モニター、企業へのヒアリング等で情報収集を行い、会員企業の意見を広く収集するとともに、税制情報や広報紙、ホームページ等による会員企業への情報提供や、支部役員会等での説明の機会を積極的に行い、税制委員会の活動を広く会員企業へ発信することにより、現場主義・双方向主義を実現した。

23区選出国会議員への陳情を精力的に行った結果、法人実効税率の20%台への引き下げの実現や、中小企業向けに機械・装置に係る固定資産税の減免措置が初めて創設された。そのほか、外形標準課税の中小企業への適用拡大阻止や、少額減価償却資産の損金算入措置、交際費の損金参入の特例の延長等が実現した。

また、平成26年4月の消費税率引き上げ後の価格転嫁の状況について、アンケート調査を実施し、中小企業の価格転嫁の状況を把握し、意見書に反映した。消費税の軽減税率導入に関しては、社会保障財源の毀損や、対象品目の線引きの困難さ、中小企業の事務負担の増加から、全国の商工会議所や、中小企業団体、業界団体等とともに反対活動を展開した。残念ながら、消費税の軽減税率導入が決定したが、導入による混乱を最小限に抑えるために、即座に政府に対して対策を講じるよう要望を行った。その結果、レジ導入やシステム改修費用として、予備費から約1,000億円の補助金の創設が実現した。

1) 正・共同・副委員長会議

- 1月15日 (6名) 議題 (1) 平成28年度税制改正について
 (2) 活動スケジュール(案)および今後の課題について
 (3) 本支部税制懇談会について
 (4) 意見交換

2) 委員会

6. 会議 (8)委員会

- 5月12日 (36名) 報告 (1)「EU域内の中小企業税制について」
明治学院大学 経済学部 教授 西山由美氏
(2)「本支部税制懇談会の概要について」
協議 平成28年度税制改正に関する意見について(論点整理)
- 6月24日 (36名) 講演「税と社会保障の一体改革の概要と今後の課題」
株式会社日本総合研究所 調査部
上席主任研究員 西沢和彦氏
協議 平成28年度税制改正に関する意見(素案)について
- 8月20日 (36名) 講演「2025年に向けた新首都圏広域地方計画について」
国土交通省 関東地方整備局 副局長 藤井健氏
協議「平成28年度税制改正に関する意見(案)について」
- 2月15日 (42名) 講演「平成28年度税制改正のポイントについて」
経済産業省 企業行動課 課長 龍崎孝嗣氏
報告 消費税の軽減税率について
協議 (1)平成28年度税制委員会スケジュール(案)について
(2)平成29年度税制改正に向けた今後の検討課題について
(3)本支部税制懇談会開催(案)について

3) 税制検討小委員会

- 4月22日 (17名)
講演 2020年基礎的財政収支黒字化に向けた取り組みについて
慶應義塾大学 経済学部 教授 土居丈朗氏
報告 本支部税制懇談会概要について
協議 平成28年度税制改正に関する意見(論点整理)について
- 6月16日 (17名) 講演 所得税改革の視点と配偶者控除制度の見直しについて
成城大学 経済学部 特任教授 田近栄治氏
協議「平成28年度税制改正に関する意見(素案)について」
- 8月5日 (14名) 協議 (1)所得税改革に関する議論の動向について
(2)「平成28年度税制改正に関する意見(案)について」
- 9月14日 (14名) 報告「日本型軽減税率制度(政府案)」について
「日本型軽減税率制度(政府案)」に対する商工会議所の意見について
協議 平成28年度税制改正に関する意見(案)について
- 11月10日 (13名) 報告 消費税の軽減税率を巡る状況について
協議 今後の商工会議所の対応について
- 2月5日 (14名) 報告 (1)平成28年度税制改正大綱の概要について
(2)消費税の軽減税率について
協議 (1)平成28年度税制委員会スケジュール(案)について
(2)平成29年度税制改正に向けた今後の検討課題について
(3)本支部税制懇談会 開催(案)について

4) 税制委員を対象とする税制勉強会(共催:日本商工会議所 税制専門委員会)

- 5月14日 (30名) 講演「マイナンバー制度について中小企業が準備すべきこと」
青木法律会計事務所 税理士 青木丈氏
講演「中小企業の役割と存立意義」
明治大学 経営学部 教授 岡田浩一氏

5) 支部との懇談会

- 3月 2日 (11名) 城西ブロック 本支部税制懇談会
参加支部：新宿・中野・杉並・練馬
報告：平成28年度税制改正について
議題：今後の税制の課題について
- 3月 9日 (13名) 城東ブロック 本支部税制懇談会
参加支部：江東・墨田・足立・葛飾・江戸川
報告 同上
議題 同上
- 3月10日 (13名) 城南ブロック 本支部税制懇談会
参加支部：品川・目黒・大田・世田谷・渋谷
報告 同上
議題 同上
- 3月18日 (13名) 城北ブロック 本支部税制懇談会
参加支部：荒川・文京・北・豊島・板橋
報告 同上
議題 同上
- 3月22日 (11名) 都心ブロック 本支部税制懇談会
参加支部：中央・千代田・港・台東
報告 同上
議題 同上

6) その他

- 12月17日 「混乱なく消費税の軽減税率を導入するため、政府・与党が取り組むべき対策について」の公表（菅義偉内閣官房長官へ三村会頭が手交。その他、国会議員や関係省庁等関係先へ配布）

⑤ 労働委員会

労働委員会では、雇用の7割を担う中小企業の実態を踏まえ、わが国経済の新たな活性化と企業活力の強化につながる、雇用・労働法制のあり方、雇用・労働諸対策の推進を中心に、調査・研究を進め、適宜、意見提言活動を行うことを目的としている。平成27年度は、本支部労働懇談会をはじめとする現場の声の収集に注力し、意見書の作成を進めたほか、女性活躍推進法の施行に際し、中小企業における取り組み推進に資するよう「中小企業のための女性活躍推進ハンドブック」を発行した。また、法改正・施行状況に合わせてセミナー・交流会を開催し、多くの参加者があったほか、メディアからも取り上げられた。

こうした活動を踏まえ、労働政策審議会等で商工会議所としての意見表明を行ったところ、賃金分野では、一律で負担の増える最低賃金については、中小企業の立場から生産性の向上や取引価格の適正化支援を主張し、引上げの前提として受け入れられた。また、就職・採用活動時期の見直しについては、収集した意見をもとに他団体に先んじて提言書を発表し、経団連の指針改定に向けた検討会において、主導的役割を果たした。

1) 正・共同・副委員長会議

- 7月16日 (18名) 報告 a.平成27年度最低賃金引き上げの影響に関する調査結果について
b.中央最低賃金審議会の動向について
議題 a.中央最低賃金審議会における対応方針について
b.その他

2) 委員会

- 4月27日 (38名) 講演 a.「今後の労働政策の課題と方向について」
厚生労働省 政策統括官 石井淳子氏

6. 会議 (8)委員会

- b. 「日本の外国人受入れ政策～論点整理と諸制度のあり方～」
法政大学 経営学部 教授 佐野 哲 氏
報告 東商本支部労働懇談会の結果概要について
10月 2日 (41名) 講演 「雇用分野における改革の方向性について」
慶應大学大学院 商学研究科 教授 鶴 光太郎 氏
報告 a. 人手不足への対応に関するアンケート結果について
b. 就職・採用開始時期後ろ倒しに関する課題について
c. 雇用・労働法制の動向について
d. その他
2月 3日 (49名) 講演 a. 「一億総活躍社会実現に向けた雇用・労働分野での取組」
厚生労働省 政策統括官付労働政策担当参事官 鈴木 英二郎 氏
b. 「経済好循環に向けた賃上げ・最低賃金の引上げについて」
内閣府 政策統括官(経済財政運営担当)付参事官(産業・雇用担当) 河西 康之 氏
議題 雇用・労働政策に関する商工会議所の考え方について
- 3) 幹事会
6月17日 (10名) 講演 「「多様な正社員」のマネジメント」
独立行政法人労働政策研究・研修機構 人材育成部門 副主任研究員 藤本 真 氏
議題 今年度の幹事会の活動について
10月28日 (9名) 講演 「「キャリア人材の確保と育成」
～中小企業の労働市場・職能開発政策ニーズ～」
法政大学 経営学部 教授 佐野 哲 氏
議題 a. 育児・介護休業法の見直しについて
b. 企業における配偶者手当のあり方について
c. 今後の雇用保険料と事業主拠出金について
1月19日 (11名) 議題 a. 雇用・労働政策に関する商工会議所の考え方について
b. 最近の雇用・労働政策の動向について
3月 8日 (10名) 講演 「改正障害者雇用促進法の留意点について」
厚生労働省 職業安定局 障害者雇用対策課 課長補佐 中園 和貴 氏
議題 a. 「同一労働同一賃金」について
b. 雇用・労働政策に関する意見書案について
- 4) 本支部労働懇談会
2月 5日 (11名) 第1回本支部労働懇談会
2月 9日 (11名) 第2回本支部労働懇談会
2月10日 (8名) 第3回本支部労働懇談会
- 5) 連合東京との意見交換
11月18日 (14名) 「日本労働組合総連合会東京都連合会／要請書受理」
- 6) 会員大学との意見交換会
5月11日 (37校) 講演 「今年度の就職・採用活動の動向について」
株式会社アクティブアンドカンパニー 代表取締役社長兼CEO 大野 順也 氏
意見交換
9月24日 (31校) 意見交換
- 7) 提言書
10月15日 「就職・採用活動の後ろ倒しに係る課題と今後の対応について」
- 8) 講習会・交流会
6月23日 (500名) 「経済4団体主催「働き方・休み方改革セミナー」」
中央大学 大学院 教授 佐藤 博樹 氏
カルビー株式会社 会長兼CEO 松本 晃 氏

- 伊藤忠商事株式会社 人事・総務部長代行兼企画統轄室長 垣 見 俊 之 氏
 株式会社LIXIL HR Diversity&Engagement 部長 谷 亘 氏
 有限会社モーハウス 代表取締役 光 畑 由 佳 氏
 王子ホールディングス株式会社 コーポレートガバナンス本部副本部長 黒 川 勝 己 氏
 7月31日 (29名) 「ダブルケア時代の中小企業経営」
 株式会社wiiw 社長執行役員 山 極 清 子 氏
 10月6日 (61名) 「ストレスチェック導入における労務管理の配慮点セミナー」
 TOMAコンサルタンツグループ株式会社 副理事長 麻 生 武 信 氏
 3月2日 (70名) 「～最新動向をチェック！平成28年度～人事労務管理のポイント」
 厚生労働省 政策統括官付労働政策担当参事官室 企画官 佐 藤 俊 氏
 TECC/東京圏雇用労働相談センター 弁護士 倉 持 麟太郎 氏

9) 発行物

「中小企業のための女性活躍推進ハンドブック」

発行日： 3月10日(木)

部 数： 2,000部(ホームページ上からPDFデータを無料ダウンロード可能)

目 的： 働く女性が、入社から退職までの間に抱える様々な課題に対応しながら、さらに活躍の場を広げるために、中小企業経営者の方々にご理解いただきたいことをまとめたもの。中小企業経営者とそこで働く女性だけでなく、就職活動中の学生や再就職を図る方にも参考となる内容。

10) 働く女性のための検討会

10月6日 (15名) 講演「少子化対策大綱について」

内閣府 少子化担当参事官 岡 朋 史 氏

意見交換 a. 女性の活躍推進に必要な政策について

b. 女性活躍推進ハンドブックの内容、改善点について

3月7日 (15名) 意見交換 a. 女性の活躍推進全般について

b. 介護離職防止のための各社の取り組み等について

c. 女性活躍推進ハンドブックについて

⑥ 若者・産業人材育成委員会

今後のわが国を担う人材の確保・育成、および産業界から見た学校教育のあり方について、6月に実施した「企業における教育支援活動に関するアンケート」の調査結果をもとに、「大学の初年次教育の充実」と「中小企業の魅力発信」を目的とした「東商リレーションプログラム」を構築。

また、中小企業のインターンシップへの取り組みを支援するため、ハンドブックの作成やセミナーの開催を検討した。

1) 委員会(共催：日本商工会議所 教育専門委員会)

7月30日(38名) 講演(1)「産学連携教育の国際標準化に向けて

-産学が求める能力の観点から検証する-

文部科学省 産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業委員会

委員 加 藤 敏 明 氏

(2)「なぜやる?!インターンシップ、その魅力と課題」

(株)大川印刷 代表取締役社長 大 川 哲 郎 氏

報告・協議(1)「企業における教育支援活動に関するアンケート」について

(2)「東商リレーションプログラム」について

(3)「インターンシップハンドブック」について

12月9日(34名) 講演(1)「これまでのキャリア教育に対する評価」

6. 会議 (8)委員会

(独)労働政策研究・研修機構

主任研究員 下村 英雄 氏

(2)「足利商工会議所における地元学生へのキャリア教育活動」

足利商工会議所 専務理事 福島 靖 氏

報告・協議 (1)「実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化」について

(2)「東商リレーションプログラム」について

(3)「インターンシップハンドブック」について

2) 専門委員会

6月24日 (10名) 講演 「東商リレーションプログラムに基づいたマニュアル作成」

(株)ディスコ リサーチ&コンサルティング

事業部長 石井 伸明 氏

報告・協議 (1)「東商リレーションプログラム」について

(2)「企業における教育支援活動に関するアンケート」について

11月26日 (11名) 講演 「インターンシップの拡大に向けた施策」

文部科学省 高等教育局 専門教育課

企画官 関 百合子 氏

報告・協議 (1)「東商リレーションプログラム」について

(2)「インターンシップハンドブック」について

3) 東商リレーションプログラム

「7. 事業 ⑤ 人材確保支援事業 6)」を参照

4) 講演 (前田委員長)

10月13日

文部科学省 経済社会の発展を牽引するグローバル人材育成支援
東日本第一ブロックイベント

「経済社会の発展を牽引するためのキャリア形成」

演題 「社会が求めるグローバル人材～次世代を担う若者への期待～」

場所 国際教養大学

1月23日

文部科学省 経済社会の発展を牽引するグローバル人材育成支援
事業フォーラム

「インターローカル人材が切り拓く地域社会の未来」

演題 「魅力あるひと～日本の地域と世界をつなぐ人材育成～」

場所 山口県立大学

⑦ 中小企業委員会

中小企業委員会では、中小企業の現場の生の声を集めるべく、ヒアリングやアンケートなどを実施。その内容をもとに中小企業政策の拡充に向けた要望書を取りまとめ、国ならびに東京都に提出するとともに、要望の実現に向けた活動を行った。

1) 委員会

4月16日 (27名) 卓話 「2015年度の東京都の中小企業施策について」

東京都 産業労働局 商工部長 十河 慎一 氏

協議 「東京都の中小企業対策に関する重点要望 (素案) について」

5月20日 (30名) 卓話 「2015年度の国の中小企業施策について」

中小企業庁 長官官房 参事官 米村 猛 氏

協議 「国の中小企業対策に関する重点要望 (骨子案) について」

- 6月19日 (33名) 卓話 「マイナンバー制度の概要と民間事業者の対応について」
内閣官房 社会保障改革担当室 企画官 森田博通氏
「中小企業投資育成制度について」
東京中小企業投資育成株式会社 営業統括部 次長 宇野充良氏
協議 「国の中小企業対策に関する重点要望(素案)について」
- 12月3日 (33名) 卓話 「T P P交渉大筋合意の概要～中小企業の視点から」
みずほ総合研究所株式会社
政策調査部 上席主任研究員 菅原淳一氏
報告 「中堅企業研究会の活動について」
- 3月29日 (37名) 卓話 「中小企業世界発信プロジェクト2020について」
中小企業世界発信プロジェクト推進協議会事務局
(公財)東京都中小企業振興公社 総合支援部 次長 村西紀章氏
世界発信プロジェクト担当課長 二瓶伸氏
報告 「中小企業の経営課題に関するアンケートの調査結果について」
「中小企業の経営課題に関するヒアリング結果概要について」
「移動中小企業委員会の結果概要について」
協議 「東京都の中小企業対策に関する重点要望(概要案)について」
- 2) 移動中小企業委員会
- 2月22日 (12名) 支部役員との懇談会 第1ブロック(文京・北・中野・杉並・豊島・板橋・練馬)
- 2月23日 (14名) 支部役員との懇談会 第2ブロック(千代田・台東・荒川・江東・墨田・足立・葛飾・江戸川)
- 2月24日 (12名) 支部役員との懇談会 第3ブロック(中央・港・新宿・品川・目黒・大田・世田谷・渋谷)
- 3) 金融専門委員会
- 7月27日 (13名) 卓話 「東京都中小企業再生支援業務の最近の動きについて」
東京都中小企業再生支援協議会 統括責任者代行 高橋貞雄氏
卓話 「東京都経営改善支援センターについて」
東京都経営改善支援センター センター長 佐藤勝彦氏
報告 「国の中小企業対策に関する重点要望について」
- 12月21日 (63名) セミナー 「経営者保証に関するガイドラインセミナー
～制度概要と活用事例～」
中小企業再生支援全国本部
統括プロジェクトマネージャー 藤原敬三氏
- 2月15日 (10名) 卓話 「中小企業・小規模事業者の発展に資する持続可能な信用補完制度
の確立に向けて 中間的な整理(論点整理と方向性)」
中小企業庁 事業環境部 金融課長補佐 赤松寛明氏
報告 「経営者保証ガイドラインに関するセミナー開催報告」
- 4) 中堅企業研究会
- 7月10日 (10名) 協議 「『中堅企業の経営の現状に関するアンケート』結果について」
「報告書作成に向けたインタビューの実施について」
- 9月30日 (12名) 協議 「中堅企業に対するインタビューの結果および報告書(案)について」
- 5) 中小企業庁幹部と東商幹部との意見交換会
- 10月29日 (15名) 意見交換 (1)最近の中小企業政策について
(2)中小企業施策・税制・労働・観光などについて
(3)その他

6. 会議 (8)委員会

⑧ 起業・創業支援委員会

創業者及び創業希望者の増加に向け、先進的事例や実効性の高い政策について調査した。併せて、創業希望者の掘り起しに向けた起業家セミナーの実施や、創業者の販路開拓・資金調達に資するセミナーを実施した。

1) 正共同副委員長会議

12月3日 (5名) 協議 「わが国の開業率10%に向けた身近な創業を促進するための提言(案)について」

2) 委員会

6月18日 (25名) 講演 「クラウドファンディングの現状と課題について」
(株)サイバーエージェント・クラウドファンディング
社長 中山亮太郎氏

協議 「東商の創業支援事業について」
「起業・創業を取り巻く現状について」

9月11日 (18名) 講演 「ビジネスマッチングのポイント」
リンカーズ(株) CEO 前田佳宏氏

講演 「クラウドファンディングの事例紹介」
READYFOR(株) 社長 米良はるか氏

報告 「クラウドファンディング活用セミナー&経営者交流会について」

3月15日 (24名) 協議 「わが国の開業率10%に向けた身近な創業を促進するための提言(案)について」
講演 「起業家教育の取組について」

品川女子学院 校長 漆紫穂子氏

報告 「福岡市グローバル創業・雇用創出特区視察」

「起業家セミナー実施報告」

協議 「提言について」

3) セミナー

7月17日 (41名) 「クラウドファンディング活用セミナー&経営者交流会」
講師 (株)サイバーエージェント・クラウドファンディング
社長 中山亮太郎氏

12月17日 (56名) 「起業家セミナー『二度の起業と上場を通して学んだこと』」
講師 (株)クラウドワークス 社長 吉田浩一郎氏

3月4日 (52名) 「クラウドファンディング活用セミナー」
講師 (株)サイバーエージェント・クラウドファンディング
社長 中山亮太郎氏

4) 視察会

11月26日～27日 (7名) 福岡市グローバル創業・雇用創出特区視察
視察先：福岡市役所、スタートアップカフェ、創業企業5社、福岡ビジネス創造センター等

⑨ 国際経済委員会

経済のグローバル化に伴う中小企業を取り巻くビジネス環境や、企業の国際競争力強化に向けた取り組み等の調査・研究を目的に活動。今期第2回目となる委員会では、対日投資の拡大に目を向け、国家戦略特区制度に関する勉強会を行った。

1) 委員会

7月30日 (21名) 講演 「国家戦略特区制度について」
内閣府 地方創生推進室 次長 (国家戦略特区担当) 藤原 豊氏

講演 「東京都の国家戦略特区について」
東京都 政策企画局 国家戦略特区推進部 部長 山本博之氏

⑩ 中小企業国際展開推進委員会

中小企業の国際展開をさらに積極的に支援するため、国への重点要望を行ったほか、公的機関との連携による施策説明会、実務型ミッション派遣等の事業を企画・実施した。

1) 委員会

5月29日 (22名) 講演「第四期中期計画におけるジェトロの取組み」
 (独)日本貿易振興機構 副理事長 宮本 聡 氏
 講演「海外進出に取り組む中小企業の現状」
 (株)フォーバル 常務取締役 寺田 耕治 氏
 協議「中小企業の国際展開に関する重点要望(骨子案)について」

6月26日 (17名) 講演「ASEANのビジネス環境～経済共同体(AEC)について」
 (独)日本貿易振興機構 海外調査部アジア大洋州課長 池部 亮 氏
 報告「委員の退任について」
 協議「中小企業の国際展開に関する重点要望(素案)について」

12月15日 (28名) 講演「TPP大筋合意の概要と今後の展望～中小企業の視点から～」
 みずほ総合研究所(株) 政策調査部 上席主任研究員 菅原 淳一 氏
 報告「副委員長、委員の変更について」
 「中小企業国際展開推進委員会今期の活動経過について」

2) 海外現地事情視察会

国際展開を検討する中小企業向けに、現地工業団地、現地進出企業等への視察、ジェトロ現地事務所、投資調整庁、在外日本人商工会議所によるブリーフィング、現地進出日系企業等との懇談等を行った。関心の高いインドネシア、ベトナム、カンボジア、ミャンマー等への現地事情視察会を実施した。

5月17日～5月22日 (25名) 「ミャンマー・ベトナム現地事情視察会」
 訪問地：ミャンマー：ヤンゴン市
 ベトナム：ホーチミン市
 内 容：a) 訪問・懇談
 ・ミャンマー日本商工会議所
 ・ジェトロ・ホーチミン事務所
 ・ホーチミン日本商工会
 ・現地進出日系企業等との夕食交流会
 b) 視察
 ・ティラワSEZ (工業団地)
 ・Myanmar ICT Park (MICT)
 ・J-SAT Consulting Co., Ltd
 ・メープルツリービジネスシティ
 ・Myanmar Japon Co., Ltd.
 ほか

7月6日～7月11日 (7名) 「インドネシア現地事情視察会」
 訪問地：インドネシア：ジャカルタ市、バリ島
 内 容：a) 訪問・懇談
 ・インドネシア投資調整庁 (BKPM)
 ・JACビジネスセンター
 ・ジャカルタジャパクラブ (JJC)
 ・現地進出日系企業等との夕食交流会
 b) 視察
 ・イオンモールBSD CITY (PT. AEON M

6. 会議 (8)委員会

- ALL INDONESIA)
- ・Japanese SME's Center
- ・PT. KATSUYAMASEIKI KKB INDONESIA
- ・PT. NITTSU LEMO INDONESIA LOGISTIK
- ・DFS&ハイパーマート(商業施設)ほか

2月21日～2月26日(21名) 「ミャンマー・カンボジア現地事情視察会」

訪問地:ミャンマー:ヤンゴン市

カンボジア:プノンペン市

内容:a)訪問・懇談

- ・ジェトロ・ヤンゴン事務所
- ・ジェトロ・プノンペン事務所
- ・ミャンマー日本商工会議所との夕食交流会
- ・カンボジア日本人商工会との夕食交流会

b)視察

- ・ティラワSEZ工業団地
- ・Myanmar Japan Co., Ltd
- ・プノンペンSEZ工業団地
- ・Maru-T Ohtsuka (Phnom Penh) Corporation
- ・FORVAL (CAMBODIA) CO., LTD.
- ほか

3) 中小企業のための国際展開セミナー

国際展開を検討する中小企業向けに、成長著しいアジア、とりわけ豊富な労働力と市場を持つベトナム、インドネシア、ミャンマー等を中心とした国別セミナーや、国際展開に際して重要となる「ASEAN経済共同体(AEC)発足後の市場性について」、「最新の中国情勢及びリスクマネジメントについて」など関心の高い内容についてセミナーを実施した。

6月1日(91名) 「インドネシアの消費市場&不動産事情

ASEAN最大市場の現状と今後の見通しについて」

【第1部】「インドネシアの消費市場と今後の見通し」

みずほ総合研究所(株) アジア調査部 上席主任研究員 酒向浩二氏

【第2部】「インドネシアの不動産市場と今後の展望」

大和ハウス工業(株) 東京本店 建築事業部 第二営業部 営業第一課

課長 兼インドネシア・ベトナムPJリーダー 丁野慎一氏

9月4日(70名) 「カンボジア・ベトナム投資概要セミナー」

【第1部】「カンボジア投資マーケット概況について」

(株)フォーバル 海外ディビジョン ビジネスサポートグループ
主任コンサルタント 大久保翼氏

【第2部】「ベトナム投資概況及び日本政府支援

の日系企業向けレンタル工場ご紹介」

(株)フォーバル 海外ディビジョン ビジネスサポートグループ

コンサルタント ブーシー・ミン・チャン氏

10月6日(117名) 「最新の中国情勢とリスクマネジメントについて」

北京市大地法律事務所 日本部/青島分所 代表

- シニアパートナー弁護士 熊 琳 氏
- 11月24日 (47名) 「中小企業のための国際展開セミナー」
 【第1部】「ASEAN経済共同体(AEC)発足後の市場性について」
 (独)日本貿易振興機構 海外調査部 アジア大洋州課
 課長 池 部 亮 氏
 【第2部】「日系企業向けベトナム南北レンタル工場について」
 (株)フォーバル 海外ディビジョン ビジネスサポートグループ
 主任コンサルタント 大久保 翼 氏
 「ベトナム北部における住友商事の工業団地・レンタル工場事業」
 住友商事(株) 海外工業団地部 第一チーム
 主任 田 川 智 晴 氏
- 12月21日 (97名) 「ミャンマー・カンボジアのビジネス環境上の課題と展望」
 (独)日本貿易振興機構 海外調査部 アジア大洋州課
 課長代理 水 谷 俊 博 氏

⑪ 社会保障委員会

社会保障給付の重点化・効率化を軸とした、持続可能な社会保障制度(年金・医療・介護)の再構築実現に向けた改革のあり方や、医療・介護を今後の成長産業として捉えた「ヘルスケア産業の創出」などのテーマについて、研究・議論を実施した。また、社員の健康増進を通じて企業の生産性を向上させる「健康経営」の推進について研究した。

※いずれも日商社会保障専門委員会との合同委員会として開催

1) 委員会

- 5月15日 (20名) 講演 「社会保障改革と財政問題」
 (株)日本総合研究所 調査部 主任研究員 西 沢 和 彦 氏
 「マイナンバーの利活用に向けた動きについて」
 (一財)日本情報経済社会推進協会(JIPDEC)
 電子情報利活用研究部 部長 坂 下 哲 也 氏
- 7月17日 (20名) 講演 「世界制覇を狙うニッポンの医療産業力」
 (株)産業タイムズ社 社長 泉 谷 涉 氏
 「高齢者向け事業の方向性についての一考察」
 ダイアル・サービス(株) シニアマネージャー 柳 川 純 一 氏
 報告 「労働力不足に対応し女性の活躍を促す社会保険・税制のあり方について」
- 11月 5日 (24名) 講演 「次世代ヘルスケア産業の創出～健康経営の推進～」
 経済産業省 商務情報政策局 ヘルスケア産業課
 課長 江 崎 禎 英 氏
 報告 「東京における健康企業宣言運動の実施について」
 「社会保障制度改革の状況について」

⑫ エネルギー・環境委員会

エネルギー・環境政策について、商工会議所の基本的考え方の確認・検討などを行った。

1) 委員会

- 10月 5日(29名) 講演 「東京都におけるエネルギー・環境政策と環境基本計画の改定について」
 東京都環境局総務部 環境政策課長 緑 川 武 博 氏
 協議 「エネルギー・環境政策に関する基本的考え方の策定について」

2) 視察会

6. 会議 (8)委員会

1 1月26日～27日 (17名) 「川内原子力発電所視察会および川内商工会議所との懇談会」

※東京商工会議所資源・エネルギー部会および日本商工会議所エネルギー・環境専門委員会との合同開催

3) その他

10月16日 「エネルギー・環境政策に関する基本的考え方」の公表 (東京都環境局へ提出)

⑬ 経済法規・CSR委員会

中小企業を始めとした事業者が活力ある経済活動を展開できるよう、関連する諸法規の改正動向や運用状況を注視し、検討を行った。具体的には、明治32年の法制定以来、初めての見直しとなる商法(運送・海商関係)の改正に対応するため、経済法規・CSR委員会に設けた商法改正検討会で会員企業および有識者による議論を重ね、各回の法制審議会において意見陳述を行った。この結果、平成28年1月27日に法制審議会にて取りまとめられた「商法(運送・海商関係)改正に関する要綱」では、現代の実務を踏まえた規律へと適切な見直しがなされた他、荷主と運送人の責任のバランス、中小企業の視点など、多くの点において、商工会議所の意見を反映することができた。また、競争法に関しては、「独占禁止法審査手続きに関する指針」について、中小企業の事業活動への負担軽減の観点からパブコメに意見を提出した他、「独占禁止法・下請法」および「景品表示法」をテーマとしたセミナーをそれぞれ開催し、企業への情報提供と理解促進を図った。さらに、(公社)商事法務研究会にて関係省庁や有識者委員によって新たに改正検討が開始された会社法について、会議所内で都度検討を行い、企業の立場から改正の方向性について意見を提示した。

他方、CSRについては、企業の社会的責任の考え方を会員企業に普及させるため、「企業の社会的責任に関する専門委員会」を経済法規・CSR委員会に設置し、具体的な普及の方策について検討を行った。この結果にもとづき、社会的責任に積極的に取り組んでいる企業6社への取材を行い、それぞれの取り組み状況を東商ホームページに掲載した。また、支部でのCSRセミナー開催の支援を行った。

1) 委員会

4月23日 (30名) 講演「マイナンバー制度について」

三宅法律事務所 弁護士 渡邊 雅之氏

議題「商法(運送、海商関係)の改正に関する中間試案に対する意見(案)について」

「企業の社会的責任に関する専門委員会について」

※日本商工会議所 経済法規専門委員会との合同開催

2) 商法(運送・海商関係)改正検討会

6月19日 (8名) 報告「中間試案への商工会議所意見について」

意見交換「法制審議会商法(運送、海商関係)部会 第12回会議以降への対応について」

9月2日 (8名) 報告「法制審議会商法(運送・海商関係)部会での審議状況について」

意見交換「法制審議会商法(運送、海商関係)部会 第14回会議以降への対応について」

11月4日 (8名) 報告「法制審議会商法(運送・海商関係)部会での審議状況について」

意見交換「法制審議会商法(運送、海商関係)部会 第16回会議以降への対応について」

12月2日 (8名) 報告「法制審議会商法(運送・海商関係)部会での審議状況について」

意見交換「法制審議会商法(運送、海商関係)部会 第17回会議以降への対応について」

1月20日 (8名) 報告「法制審議会商法(運送・海商関係)部会での審議状況について」

意見交換「法制審議会商法(運送、海商関係)部会 第18回会議以降への対応について」

3) 企業の社会的責任に関する専門委員会

6月1日 (8名) 卓話「企業の社会的責任について」

東京交通短期大学 名誉教授

(一社)経営倫理実践研究センター 理事・首席研究員

田中宏司氏

意見交換「企業の社会的責任の普及のための方策について」

4) 講習会

- 6月22日(175名) 中小企業のための独占禁止法・下請法解説セミナー
 講師 公正取引委員会事務局 相談指導室 係長 小野寺 哲氏
 公正取引委員会事務局 企業取引課 係長 鈴木 裕氏
- 10月1日(53名) 改正景品表示法 実務対応セミナー
 講師 森・濱田松本法律事務所 弁護士 玉木 昭久氏
- 12月11日(24名) 実践的ダイバーシティ経営入門 ～女性活躍が会社をもっと元気にする！(渋谷支部と共催)
 講師 一橋大学CFO教育研究センター客員研究員 桑山 三恵子氏
- 12月16日(15名) 消費者と企業の信頼の絆を繋ぐ経営とは～顧客満足から消費者課題の解決へ(豊島支部と共催)
 講師 サステナビリティ消費者会議 代表 古谷 由紀子氏
- 2月2日(43名) 中小企業経営者のための女性の力を最大に活かす組織経営のポイント(北支部と共催)
 講師 Office W-being 代表 響城 れい氏
- 2月19日(56名) 企業不祥事を防ぐためのコンプライアンス経営入門講座(品川支部と共催)
 講師 関東学院大学副学長・経済学部教授 小山 巖也氏
- 2月26日(24名) 三方良しの職場づくり～従業員がイキイキ働ける環境を目指して(中野支部と共催)
 講師 (株)ウェルネス・システム研究所 代表取締役 村松 邦子氏

5) 企業の社会的責任実践状況ヒアリング

- 8月3日 (株)オリエンタル工芸社 (ホームページ公表日: 1月19日)
- 8月31日 (株)協和 (ホームページ公表日: 1月19日)
- 9月24日 (株)日本レーザー (ホームページ公表日: 2月15日)
- 11月25日 (株)ギンザのサエグサ (ホームページ公表日: 2月17日)
- 2月1日 (株)ヤマト屋 (ホームページ公表日: 2月19日)
- 2月5日 日本ヒーター(株) (ホームページ公表日: 2月26日)

⑭ 知的財産戦略委員会

知的財産経営の推進による中小企業の競争力強化、コンテンツ産業の活性化、知的財産と地域ブランドの活用による地方創生の実現に向け、知的財産政策に関する意見について検討を行った。また、全23支部と連携し、特許、商標、意匠、著作権など幅広いテーマでセミナーを実施した。

1) 委員会

- 6月11日(21名) 講演 第5期科学技術基本計画(中間取りまとめ)について
 内閣府 大臣官房審議官(科学技術・イノベーション担当) 中西 宏典氏
 議事 平成28年度中小企業関係施策に関する意見・要望<科学技術分野>(案)
 講演 知財を活用した新規ビジネス創生
 富士通(株) 法務・コンプライアンス・知的財産本部 ビジネス開発部長 吾妻 勝浩氏
 ※日本商工会議所 科学技術・知財専門委員会との合同開催

- 9月18日(24名) 講演 知的財産推進計画2015の説明ならびに知財政策に関する意見交換
 内閣官房 知的財産戦略推進事務局 事務局長 横尾 英博氏
 議事 地方創生に向けた「第5期科学技術基本計画」のあり方に関する提言(たたき台)について

6. 会議 (8)委員会

1 2月 4日 (11名) 産業技術総合研究所「サイエンス・スクエアつくば」、サイバーデザイン社の視察会

2月19日 (26名) 議 事 知的財産政策に関する意見(案)について

報 告 地方創生に向けた「第5期科学技術基本計画」のあり方に関する提言の
実現状況について

報 告 知的財産活用ハンドブック「企業の強みを活かす～知的財産の力で会社
の成長を」について

※日本商工会議所 科学技術・知財専門委員会との合同開催

2) セミナー

5月25日 (42名) 「会社のファンを増やす! “商標戦略” セミナー」(※豊島支部との共催)

西川商標知財事務所 所長 弁理士 西川 巖 氏

5月28日 (38名) 「広報・PRでブランド力アップ初級講座」(※荒川支部との共催)

中小企業診断士 (株)エム・イー・エル 取締役 佐藤 康二 氏

6月 3日 (37名) 「デジタル時代の、町場(まちば)の著作権講座」(※荒川支部との共催)

弁護士・ニューヨーク州弁護士 日大芸術学部客員教授 福井 健策 氏

6月12日 (120名) 「技術契約セミナー『技術契約の基礎知識』」

東京都知的財産総合センター 知的財産アドバイザー 瀧口 賢治 氏

7月 7日 (22名) 「人手不足の時代に欲しい人材を採用するためのセミナー ～それ、会社の
持っている強み“知的資産”を見える化すればできます!～」

(※葛飾支部との共催)

中小企業診断士 知的資産経営研究所代表 長島 孝善 氏

7月16日 (31名) 「知的資産経営手法による経営改善」(※江戸川支部との共催)

中小企業診断士 知的資産経営研究所代表 長島 孝善 氏

7月16日 (188名) 「国際標準を勝ち取れ!～中堅・中小企業の国際標準化活動(I SO/I EC)
参画～」(※中小企業部との共催)

I D E C(株) 常務執行役員 技術戦略本部長 藤田 俊弘 氏

7月17日 (27名) 「技術・アイデア・サービス等を収益にする知財経営 ～弁理士がみた活用事
例～」(※品川支部との共催)

吉田国際特許事務所 所長・弁理士 吉田 芳春 氏

7月28日 (39名) 「知財活用と知財リスク 基礎の基礎」(※中野支部との共催)

弁理士 緒方 慎浩 氏

8月21日 (55名) 「～ヒット商品誕生の裏に知財あり! 中小企業のための知的財産権活用セ
ミナー」(※文京支部との共催)

イワークス国際特許事務所 弁理士 尾関 眞里子 氏

9月17日 (76名) 「I T・コンテンツ系企業のための基礎から学ぶ著作権講座」

(※中央支部との共催)

弁護士・ニューヨーク州弁護士 日大芸術学部客員教授 福井 健策 氏

10月 6日 (54名) 「中小企業が知っておきたい著作権の知識」(※練馬支部との共催)

阿部・井窪・片山法律事務所 弁護士 服部 誠 氏

10月15日 (25名) 「～人を育む。人を大切にす!～知的資産経営のすすめ」

(※目黒支部との共催)

QOL経営研究所 主幹 堀内 仁 氏

10月21日 (22名) 「～中小企業の知財活用シリーズp a r t 1～『商標』を知り、商品力を高
めるセミナー」(※杉並支部との共催)

福井特許事務所 弁理士 福井 仁 氏

- 10月21日 (31名) 「自社コンテンツを活かすための「ライツマネジメント」入門」
(※港支部との共催)
E & R 総合法律会計事務所 弁護士 四宮隆史氏
- 11月11日 (21名) 「事例から学ぶ知的財産活用のヒント」(※墨田・江東支部との共催)
弁理士 アイエヌ知財特許事務所 代表 伊藤夏香氏
- 11月24日 (32名) 「小さなお店・小さな会社だからこそキラリと光るブランド力で儲かる会社をつくろう！ブランドマーケティングセミナー」(※世田谷支部との共催)
中小企業診断士 (株)エム・イー・エル 取締役 佐藤康二氏
- 11月26日 (39名) 「デジタル時代の著作権管理」(※豊島支部との共催)
用賀法律事務所 弁護士 村瀬拓男氏
- 12月7日 (32名) 「事例で学ぶ！中国知財の動向と日本企業の留意点」(※北支部との共催)
BLJ法律事務所 弁護士・法学博士 遠藤誠氏
- 12月16日 (30名) 「～アイデア・ノウハウ・技術を形にする～『売れる！』を作る知的財産の着眼点」(※千代田支部との共催)
吉田国際特許事務所 所長・弁理士 吉田芳春氏
- 12月17日 (61名) 「知的財産の力を中小企業経営に活かそう」～模倣・競合対策だけでない知的財産のはたらき～(※台頭支部との共催)
土生特許事務所所長 弁理士 土生哲也氏
- 1月25日 (52名) 「渋谷系企業のためのライツマネジメント講座」(※渋谷支部との共催)
弁護士・ニューヨーク州弁護士 日大芸術学部客員教授 福井健策氏
- 2月3日 (22名) 「中小企業の知的財産活用」(※足立支部との共催)
弁理士 南義明氏
- 2月4日 (82名) 「フォーラム2016「クリエイション×テクノロジー×コンテンツ」～最新コンテンツと超人スポーツ～」
(株)角川アスキー総合研究所 取締役 主席研究員 遠藤諭氏
東京大学教授・超人スポーツ協会 共同代表 稲見昌彦氏
- 2月9日 (55名) 「会社の魅力を3倍高める商標戦略」(※大田支部との共催)
弁理士 アイエヌ知財特許事務所 代表 伊藤夏香氏
- 2月24日 (34名) 「中小企業にとって知っておくべき『知的財産』のポイント」
(※杉並支部との共催)
福井特許事務所 弁理士 福井仁氏
- 3月9日 (53名) 「商品開発から、企業経営へのデザイン戦略セミナー『Power of Design デザインの発想で変えよう。』」
(※新宿・渋谷・中野・豊島・板橋・墨田支部との共催)
(株)GKデザイン機構 代表取締役 山田晃三氏

3) 戦略的知財経営モデル企業ヒアリング

- | | | |
|--------|------------|--------------------|
| 1月19日 | (株)ミノダ | (ホームページ公表日：5月26日) |
| 1月22日 | 大成プラス(株) | (ホームページ公表日：5月26日) |
| 8月3日 | 石川金網(株) | (ホームページ公表日：12月20日) |
| 8月3日 | 動栄工業(株) | (ホームページ公表日：12月20日) |
| 8月6日 | (株)奈良機械製作所 | (ホームページ公表日：1月20日) |
| 9月10日 | (株)KDA | (ホームページ公表日：1月20日) |
| 11月27日 | 大峽製靴(株) | (ホームページ公表日：2月20日) |
| 2月5日 | フィーサ(株) | (ホームページ公表日：2月20日) |

4) 東商新聞への戦略的知財経営モデル企業の掲載

6. 会議 (8)委員会

12月20日	石川金網(株)
12月20日	動栄工業(株)
1月20日	株奈良機械製作所
1月20日	株KDA
2月20日	大峽製鞆(株)
2月20日	フィーサ(株)

⑮ 首都圏問題委員会

首都圏問題委員会では、東京および首都圏の都市基盤整備の推進、東京の国際競争力強化に資するビジネス・生活環境の整備、外国企業の誘致促進、人口減少・少子化対策、都市防災力の向上、インフラ老朽化対策といったテーマについて、要望の策定やパブリックコメントの提出を行い、関係各所に実現のための陳情活動を行った他、最新の都市政策に関連する説明会を実施した。

さらに、高齢者や子ども、妊婦、子ども連れの方、障がい者、外国人等を社会全体で見守り支え合う機運を醸成させ、誰もが安心・安全、快適に暮らし過ごせる地域社会を実現することを目的とした「声かけ・サポート運動」を全所的に推進した。

1) 委員会

10月7日	(39名)	説明	「大都市戦略」について 国土交通省 都市局長 栗田卓也氏
		討議	「声かけ・サポート運動」の活動内容について
		討議	「東京の国際競争力強化に向けた要望(素案)」について
		その他	①国土交通省「国土形成計画(全国計画)に対する意見」の提出について ②国土交通省「社会資本整備重点計画に対する意見」の提出について ③その他
10月22日	(39名)	講話	「首都圏広域地方計画」について 国土交通省 関東地方整備局 副局長 藤井健氏
		講話	「共助社会の実現に向けて」 東京都 生活文化局 都民生活部長 山中康正氏
		討議	「東京の国際競争力強化に向けた要望(案)」について
		報告	「声かけ・サポート運動」の開始について
1月25日	(44名)	講話	新たな「首都圏広域地方計画」について 国土交通省 関東地方整備局 副局長 藤井健氏
		討議	新たな「首都圏広域地方計画」に対する意見(案)について

2) 幹事会

6月10日	(6名)	「声かけ運動(仮称)」について 意見交換 その他
-------	------	--------------------------------

3) 説明会

4月22日	(64名)	少子化社会対策大綱 説明会～人口減少社会に企業が取るべき対策とは～ 内閣府 子ども・子育て本部審議官 小野田 壮氏
11月16日	(74名)	都市政策セミナー「東京2025 ポスト五輪の都市戦略 ～五輪後に飛躍するTOKYOの未来予想図～」 明治大学専門職大学院院長 公共政策大学院ガバナンス研究科長・教授 市川 宏 雄氏

4) 声かけ・サポート運動

- 10月8日～ 「声かけ・サポート運動」を開始
 ・東商新聞、特設ホームページを通じて会員企業を対象に賛同企業を募集
 ・ロゴマーク、ポスターの掲示
 ・ポスター・ロゴマーク入りシール・宣言文を賛同企業に送付 など
- 3月19日 (51名) 「声かけ・サポート運動」特別企画 鉄道博物館・親子見学会
- 3月23日 (35名) 外国人への声かけ・サポート運動のノウハウを学ぶ！
 「外国人おもてなし語学講座」
 ①おもてなしコース
 ②おもてなし+語学セットコース(全5回) ※②は2016年度に実施

5) 国土交通省との「官民連携プロジェクト」

- 2月25日(600名) 「首都圏広域連携シンポジウム」における三村会頭講演
 演題：『首都圏広域地方計画』への期待(主催：首都圏広域地方計画協議会)
- 3月22日 三村会頭の首都圏外郭放水路視察

⑯ 観光・まちづくり委員会

観光・まちづくり委員会では、2020年東京オリンピック・パラリンピックに向け、観光振興における「日本・東京ブランドの戦略的構築と推進」や訪日外国人旅行者の「受入環境の整備」の推進は、有益なまちづくりにつながるため、これら諸課題解決策をとりまとめ、国・東京都をはじめとした関係機関に提言・要望した。また、23支部の役員・評議員が委員として参加する「地域の魅力向上検討会」において、観光資源の掘り起しによる地域活性化や、今後増加するFIT(海外個人旅行)向け都市観光について意見交換を行うとともに、これら意見を踏まえた都市型観光プログラムを実施した。

1) 委員会

- 5月27日 (54名) 講演「東京のブランディング戦略」
 東京都産業労働局観光部 シティセールス担当課長 前田千歳氏
 協議「東京都の観光政策に関する意見(案)」について
 報告①「わが国と東京における観光振興に関する意見」について
 報告②「東商 地域の宝ネット」の開設について
 報告③「新宿・中野連携事業」について
 報告④当面の活動予定について
- 10月14日 (48名) 講演①「都の文化政策・東京文化ビジョンについて」
 東京都生活文化局文化振興部 文化政策担当課長 山本理氏
 講演②「オリンピック文化プログラムについて」
 東京都生活文化局文化振興部 事業計画担当課長 加藤厚士氏
 報告「上期活動報告及び下期活動予定について」
- 3月18日 (47名) 講演「次の時代に向けたわが国の観光政策について」
 国土交通省観光庁 観光地域振興部長 加藤庸之氏
 協議「東京とわが国における観光振興に関する意見(案)」について
 報告「本委員会における今年度下期の活動報告等」

2) 正・共同・副委員長会議

- 9月15日 (9名) 講演「アクション・プログラム2015を踏まえた観光政策について」

6. 会議 (8)委員会

国土交通省観光庁 観光地域振興部長 吉田 雅彦 氏

報告「上期活動報告及び下期活動予定について」

- 3月 3日 (5名) 協議「東京とわが国における観光振興に関する意見(素案)」
報告「本委員会における今年度下期の活動報告等」

3) 地域の魅力向上検討会

- 5月14日 (18名) 協議①「新宿・中野連携事業」について
協議②「東京都の観光政策に関する意見(案)」について
報告①平成26年度観光・まちづくり委員会活動報告
報告②「わが国と東京における観光振興に関する意見」について
報告③「東商 地域の宝ネット」の開設について
報告④当面の活動予定について

- 11月 6日 (17名) 報告「上期活動報告・下期活動予定について」
意見交換(他地域との連携、舟運・自転車の活用、健康等)

4) 地域の魅力向上検討会 新宿・中野WG

- 4月30日 (6名) 協議「新宿・中野広域観光ルート開発」について
6月 5日 (5名) 協議「新宿・中野広域観光連携」について
7月22日 (8名) 協議「新宿・中野広域観光連携」について
11月19日 (7名) フィールドワーク「大人の社会科見学コース」

5) 都市型観光プログラム(TOKYO DISCOVERY)

- 11月30日 (16名) 視察会「健康について学ぶヘルスツアー」
3月 1日 (25名) 視察会「大人の社会科見学～新宿・中野編～」

6) 視察会

- 7月13日・14日(20名) 『インバウンド広域観光周遊ルート』旅行企画コンテスト
グランプリ作品『絹の道』視察会
12月3日・4日(19名) 「石川県(金沢・輪島)視察会」

7) セミナー・交流会

- 5月11日(119名) 2020年に向けて対応力アップ 外国人旅行者「おもてなし」セミナー
東京都産業労働局観光部 受入環境担当課長 米澤 鉄平 氏
㈱ぐるなび ぐるなび大学講師 水野 奈美 氏
(共催: サービス・交流部)

- 5月25日(134名) 「ムスリム・ハラールの基礎を学ぶ」セミナー
イントロダクション「ムスリム・インバウンド・ビジネスのポテンシャルと課題」
㈱JTBコーポレートセールス
第五事業部グローバルビジネス推進課営業企画 マネージャー 石毛 照栄 氏
講演「ムスリムとは、ハラールとは」
NPO法人日本ハラール協会 理事 レモン 柎ブノア 氏

- 6月10日(70名) ビジネス交流会(テーマ: 観光)
基調講演「観光のビジネスチャンス到来!」
㈱やまところ 社長 村山 慶輔 氏
自己紹介・自由交流
(共催: 東京都商工会議所連合会・東京都商工会連合会/サービス・交流部)

- 7月28日(79名) ムスリム・インバウンドビジネス～応用セミナー&パネルディスカッション～

- 講演「日本におけるイスラミックマーケティング」
 NPO法人日本ハラール協会 理事 四辻英明氏
 パネルディスカッション「おもてなしのカギ、ハラール食」
 (株)シディークエンタープライゼズ 代表取締役社長 ラムザン・シディーク氏
 (株)二宮 代表取締役社長 二宮伸介氏
 (学)服部学園 常務理事 服部津貴子氏
 (株)ホテル京阪(ホテル京阪浅草) セールス部統括部長 新井貴隆氏
 8月26日 (96名) 東京トラベルマート : 旅行会社との個別商談会
 (共催: (公財)東京観光財団/サービス・交流部)
- 10月15日 (118名) 外国人旅行者の受入環境整備セミナー
 ～先手を打っての攻めの受入環境整備～
 講演「企業におけるICTを活用した外国人旅行者の受入環境整備について」
 明治大学大学院経営学研究科 教授 岡田浩一氏
 講演「東京都の外国人旅行者の受入環境整備方針について」
 東京都産業労働局観光部 受入環境課長 福田哲平氏
 事例紹介「グローバルコミュニケーション計画の推進
 ー多言語音声翻訳技術の研究開発及び社会実証ー」
 総務省情報通信国際戦略局技術政策課研究推進室 課長補佐 中川拓哉氏
- 11月9日 (139名) インバウンド消費を取り込む消費税免税制度活用セミナー
 講演「インバウンド消費を取り込む消費税免税制度の活用について
 ～インバウンド市場の状況、免税制度、今後の見通しなど～」
 (一社)ジャパンショッピングツーリズム協会 専務理事・事務局長 新津研一氏
 講演「グローバルコミュニケーション計画の推進
 ー多言語音声翻訳技術の研究開発及び社会実証ー」
 総務省情報通信国際戦略局技術政策課 研究推進室長 荻原直彦氏
- 12月2日 (160名) インターネットを活用した観光ビジネスセミナー
 ～民泊・空き家活用の現状と課題・成長するシェアリングエコノミー～
 講演「民泊・空き家活用の現状と課題」
 (株)百戦錬磨 社長 上山康博氏
 講演「成長するシェアリングエコノミー」
 (株)TOKYOSTAY社長・立教大学経済学部講師 鈴木庸介氏
 説明「グローバルコミュニケーション計画の推進
 ー多言語音声翻訳技術の研究開発及び社会実証ー」
 総務省情報通信国際戦略局技術政策課研究推進室 課長補佐 中川拓哉氏
- 8) その他事業
 6月9日 東京の魅力発信サイト「東商 地域の宝ネット」開設
- 9) その他会議
 3月17日 関東学生「インバウンド広域観光周遊ルート」旅行企画コンテスト
 (共催: 国土交通省関東運輸局)

⑪ 地方分権推進委員会

規制・制度改革の推進に関しては、日本商工会議所との合同で、「2015年度 地方創生と一億総活躍社会の実現に向けた規制・制度改革の意見50」をとりまとめた。また、地方分権に関する国・地方自治体のあり方・都市制度の動向のフォローアップを行った。

1) 委員会

6. 会議 (8)委員会

- 5月13日 (22名) 講演 「東京の自治のあり方に係る検討状況について」
東京都 総務局 行政部 振興企画課
区市町村制度担当課長代理 坂本将人氏
報告 「2015年度 地方創生と中小企業の活力強化のための規制・制度改革の意見50」
- 11月12日 (11名) 講演 「生涯活躍のまち(日本版CCRC構想)について」
内閣官房 まち・ひと・しごと創生本部事務局
参事官 川野宇宏氏
「自治体間連携による南伊豆町との特別養護老人ホームの整備について」
杉並区 保健福祉部 高齢者施設整備担当課長 森山光雄氏
報告 「衆議院選挙制度調査会の検討状況について」
「日本商工会議所規制・制度改革の意見に関する実現状況について」
※日商地方分権・行財政改革専門委員会との合同委員会として開催

2) 調査

- 2月5日～3月7日 委員宛てに「地方創生と中小企業の活力強化のための規制・制度改革に関するヒアリング調査」を実施

⑩ ICT推進委員会

委員会では、政府関係者、IT関連団体、シンクタンク等を講師としてお招きし、タイムリーなトピックについて講演いただくとともに、委員による質疑応答、意見交換を行っている。

なお、1月に東京都・警視庁・東商ほか中小企業支援団体とでサイバーセキュリティに関する相互協力協定を締結したことを踏まえ、3月の委員会にて「中小・小規模事業者の情報セキュリティ対策の強化に向けた意見」をとりまとめた。2016年4月の常議員会にて決議し、経済産業省や関係機関に提出する予定である。

また、専門委員会では、導入事例集や情報セキュリティ対策意見書等の個別の事案について、学識経験者、IT支援者、中小企業経営者等の立場から専門的なご意見をいただき、本委員会に報告している。

1) 委員会

- 4月21日 (41名) 講演：「ICTによる地方創生」
講師：総務省大臣官房 審議官(情報流通行政局担当) 池永敏康氏
報告：2014年度実績及び2015年度活動計画について
- 11月19日 (37名) 講演：「ワークスタイル変革を促進するテレワーク」
講師：(一社)日本テレワーク協会 専務理事 中山洋之氏
報告：2015年度上期活動報告・下期活動予定について
討議：導入事例集(ガイドブック)発行について
- 3月2日 (32名) 講演：「サイバー空間をめぐる状況とサイバーセキュリティ戦略」
講師：内閣官房 内閣サイバーセキュリティセンター
内閣参事官 三角育生氏
報告：2015年度活動報告及び2016年度活動予定について
討議：中小・小規模事業者の情報セキュリティ対策の強化に向けた意見(案)について

2) 幹事会

- 10月26日 (6名) 報告：a. 2015年度上期の活動報告及び下期活動予定について
b. 導入事例集(ガイドブック)発行について
討議：今後の活動について

3) 専門委員会

- 4月 7日 (14名) 報告：2014年度の活動報告
懇談：2015年度の活動(案)について
- 10月16日 (13名) 報告：2015年度上期報告・下期予定について
討議：導入事例集(ガイドブック)発行について
- 2月24日 (14名) 報告：2015年度活動報告及び2016年度活動予定について
討議：中小・小規模事業者のサイバーセキュリティ対策の強化に向けた意見
について

- 4) 東京都・警視庁・中小企業支援団体によるサイバーセキュリティに関する相互協力協定の締結
急増するサイバー攻撃やマイナンバーの導入、2020東京大会等のビッグイベントに備え、今後、中小企業にとってもサイバーセキュリティ対策の強化が求められることから、東京都・警視庁・東商ほか東京の中小企業支援団体が連携して対策の強化に取り組むため、1月14日に相互協力協定を締結した。

⑨ ものづくり推進委員会

ものづくり企業の連携を活動の軸とし、専門家を招いた卓話と協議、支部との懇談会、ワーキンググループにおいては企業視察等を行った。その他大学や公的機関と企業を無料で橋渡しする「産学公連携相談窓口事業」の運営を行った。

1) 委員会

- 6月12日 (21名) 卓話 「産業競争力を決めるイノベーション発想
～モノのサービス武装、サービスのモノ武装～」
(特)産学連携推進機構 理事長 妹尾 堅一郎 氏
報告 ①「ものづくりなでしこTOKYO」(懇談会)結果概要について
②第6回ものづくりワーキンググループ結果概要について
③産学公連携相談窓口の進捗について
④委員会活動について

- 12月 1日 (15名) ものづくり推進委員会と大田支部の懇談会

- 3月17日 (21名) 卓話 「下町ロケットに学ぶ中小企業の知財戦略/事業戦略」
弁護士法人 内田・鮫島法律事務所
弁護士・弁理士 鮫島 正 洋 氏
報告 ①「ものづくり推進委員会と大田支部の懇談会」結果概要について
②「ものづくり推進委員会」2015年度活動実績について
③「産学公連携相談窓口」活動について

2) ものづくりワーキンググループ

- 5月26日 (18名) 視察会 (株)IHI瑞穂工場・IHIそらの未来館
- 7月29日 (22名) 視察会 地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター 本部
- 10月16日 (13名/8名) 視察会 (株)CYBERDYNE(株)/(株)フジキン
- 12月 1日 (16名) 視察会 (株)昭和製作所
- 2月17日 (19名) 視察会 富士通(株)

3) 産学公連携相談窓口

技術革新により中小企業の成長を促すため、中小企業が大学の持つ研究能力や技術相談機能を広く活用できるように無料で橋渡しを行う。2013年3月の窓口開設から50件の相談を受け付け、144件の紹介を行い、うち12件が共同研究、受託研究へと進展した。

産学公連携相談窓口の協力機関(2016年3月時点)は以下の28大学、1研究所。
国立大学法人宇都宮大学、国立大学法人お茶の水女子大学、(学)近畿大学、(学)慶應義塾、
(学)工学院大学、(学)駒澤大学、公立大学法人産業技術大学院大学、(学)芝浦工業大学、
公立大学法人首都大学東京、(学)上智大学、(学)千葉工業大学、(学)中央大学、(学)帝京大学、

6. 会議 (8)委員会

国立大学法人電気通信大学、(学)東海大学、国立大学法人東京海洋大学、(学)東京電機大学、(学)東京都市大学、(学)東京理科大学、(学)東洋大学、国立大学法人鳥取大学、国立大学法人新潟大学、(学)日本大学、(学)日本医科大学、(学)日本工業大学、(学)文化学園大学、(学)明星大学、(独)産業技術総合研究所(五十音順)。

※下線のある8大学は2016年度より参画。

協力機関との意見交換会

3月23日(協力機関30名) 報告 ①産学公連携相談窓口の事業報告について
②相談件数や紹介実績について
③プレスリリース記事について
④今年度より新たに参画された研究機関の紹介
意見交換 産学公連携相談窓口の運用上の課題等について

4) ものづくりなでしこTOKYO(ものづくりに携わる女性経営者の懇談会)

4月15日(15名)

11月18日(12名) (㈱銀座テラーグループ視察含む)

5) 理工系人材育成に関する産学官円卓会議

産業界で求められている人材の育成や育成された人材の産業界における活躍の促進方策等について、産学官それぞれに求められる役割や具体的な対応を検討するために、文部科学省と経済産業省が設置した会議に参画。

5月22日, 8月6日, 9月25日, 10月22日, 12月18日, 1月28日, 2月25日

※9月25日に横倉共同委員長、プレゼンテーション実施

⑩ 健康づくり・スポーツ振興委員会

当委員会では日本再興戦略の課題のひとつである「国民の健康寿命の延伸」とともに、スポーツ実施率の向上に向け、職域における健康づくり、運動習慣の定着化の推進に関する調査・研究や、国・東京都・関係機関との連携による普及・啓発活動を推進した。また昨年、委員企業を中心に設置した健康経営研究会を継続して運営。健康経営の知識を深めるための研究・検討を行った。

1) 委員会

7月7日(25名)

説明

a. 平成27年度東京都スポーツ推進企業認定制度について
東京都オリンピック・パラリンピック準備局

スポーツ推進部 調整課長 関口尚志氏

b. 次世代ヘルスケア産業の創出ー健康経営と地方創生の視点ー
経済産業省 商務情報政策局 ヘルスケア産業課

課長補佐 藤岡雅美氏

議件 「平成27年度健康寿命延伸産業創出推進事業について」

「健康づくり・スポーツ振興委員会 専門委員会の設置について」

「その他」

11月2日(24名)

説明

a. 予防・健康増進の取組への期待

厚生労働省 保険局 保険課 森周平氏

b. 「健康企業宣言」協会けんぽ東京支部の取り組みについて

全国健康保険協会東京支部 レセプト部長 阿川玉樹氏

議件 「健康づくり・スポーツ振興委員会 専門委員会の設置について」

セントラルスポーツ研究所 特任研究員 國井実氏

「その他」

- 2月22日 (20名) 講演 「健康づくりや生活習慣病予防のための運動習慣の重要性について」
国立研究開発法人 医薬基盤・健康・栄養研究所 健康増進研究所
身体活動評価研究室 室長 澤田 亨 氏
- 議件 「東京都スポーツ推進企業認定制度の実施結果について」
「平成27年度健康寿命延伸産業創出推進事業の実施状況について」
「運動習慣の定着化に関する専門委員会の活動状況について」
「その他」
- 2) 専門委員会設置準備会
9月29日 (5名) 議件 「運動習慣の定着化等に関する専門委員会の設置(案)について」
「その他」
- 3) 専門委員会
11月26日 (5名) 議件 「運動習慣の定着化等に関する専門委員会の活動について(案)」
「その他」
- 12月24日 (6名) 議件 「職場における運動を主体とした持続可能な健康づくりメニューに
ついて」
「その他」
- 3月15日 (5名) 説明 「健康増進サービスの普及に向けたNTTグループの取り組みのご
紹介」
㈱NTTデータ経営研究所
ライフ・バリュー・クリエイションコンサルティングユニット
マネジャー 北野 浩之 氏
- 議件 「職場における運動を主体とした持続可能な健康づくりメニューに
ついて」
「その他」
- 4) 東商健康経営研究会
5月26日 (32名) 第6回東商健康経営研究会
発表
a. 社員食堂における生活習慣予防、重症化予防の取り組み事例につい
て
㈱グリーンハウス 営業推進本部 栄養健康事業部
部長 狩野 恵美子 氏
- b. 地域資源を活用したヘルスツーリズムについて
㈱ジェイティービー グループ本社 企画・開発担当部長
兼ヘルスツーリズム研究所長 高橋 伸佳 氏

㊦ ビジネス・会員交流委員会

当委員会では、本部・支部の役員・会員相互の交流促進を図るための親睦交流事業、ビジネスチャンス創出のためのビジネス交流事業、ならびに文化活動推進事業を広く展開した。

1) 委員会

- 7月21日 (25名) 講演 「北陸新幹線時代の石川の観光」
石川県 東京事務所長 山本 秀明 氏
- 議件 「ビジネス・会員交流事業の実施状況と今後の予定について」
「その他」
- 2月25日 (24名) 講演 「受け継がれた心」
(公財)徳川ミュージアム 理事長・水戸徳川家15代当主 徳川 斉正 氏

6. 会議 (8)委員会

議件 「ビジネス・会員交流事業の実施状況と今後の予定について」
「その他」

㉒ 震災対策特別委員会

震災対策特別委員会では、「被災地支援活動」と「都市防災力の強化に向けた活動」を行った。被災地支援活動では、風評被害の根絶、および被災地のニーズに対応した支援を継続的に実施した。また、都市防災力の強化に向けた活動として、2014年に東京都と締結した「東京の防災力向上のための連携協力に関する協定」に基づき、帰宅困難者対策の普及促進、防災訓練、東京都との意見交換会等、多数の事業を連携して実施した。さらに、中小企業のBCP策定支援事業を行った。加えて、「会員企業の防災対策に関するアンケート調査」を実施し、「東京都の防災対策に関する意見」を策定・提出した。

1) 特別委員会

9月28日 (29名) 議事

- (1) 講話 「国土交通省 首都直下地震対策計画について」
国土交通省 水管理・国土保全局 防災課
大規模地震対策推進室長 元 永 秀 氏
- (2) 報告 東商の「都市防災力の強化に向けた活動」について
- (3) 討議 「東京都の防災対策に関する意見(案)」について
- (4) 報告 東商の「被災地支援活動」について

3月9日 (19名) 議事

- (1) 講話 「東日本大震災からの復旧・復興に向けた政府の取組み」について
復興庁 統括官 内 海 英 一 氏
- (2) 講話 東京都震災復興マニュアルについて
東京都 総務局総合防災部 情報統括担当課長 小 林 千佳子 氏
- (3) 報告 今年度の被災地支援活動について
- (4) 報告 今年度の都市防災力強化に向けた活動について
- (5) 報告 今後の活動予定について

2) 被災地支援活動

a. 企業マルシェ・被災地応援物産展の開催

- | | |
|------------|---|
| 4月7日 | 東商園遊会での福島応援物産展の実施 |
| 5月14日～15日 | 福島産直市(都営地下鉄神保町駅構内) |
| 7月27日～28日 | 天王洲マルシェ(主催:㈱ジェイティービー 来場者数1,500名)
※竹下復興大臣が視察 |
| 7月29日 | 「東商DAY」FC東京vsベガルタ仙台戦での宮城応援物産展実施 |
| 8月7日～8日 | 福島産直市(東京メトロ銀座駅構内) |
| 9月1日～2日 | 新宿パークタワーマルシェ
(主催:東京ガス都市開発㈱ 来場者数1,600名) |
| 10月22日～23日 | 福島産直市(都営地下鉄神保町駅構内) |
| 10月24日 | ㈱三菱UFJフィナンシャル・グループ 社内イベントでの福島・宮城・岩手物産展の実施 |
| 10月29日～30日 | 神保町マルシェ(主催:旭化成㈱、三井不動産㈱ 来場者数1,500名) |
| 12月18日～19日 | 福島産直市(東京メトロ銀座駅構内) |
| 1月19日～20日 | 東商主催「福島・宮城復興応援物産展」(来場者数9,000名)
※星野復興大臣政務官が視察 |
| 1月25日 | 東商女性会新年懇親会での岩手応援物産展の実施 |
| 1月26日 | 建設・不動産部会賀詞交歓会での福島応援物産展の実施 |

- 2月24日～25日 東商主催「丸の内マルシェ 三陸・陸奥 味力発見」の実施
(来場者数10,000名)
- 2月26日 ㈱NTTドコモ 社内イベントでの「みちのくマルシェ」の実施

b. 被災地の観光・物産PR、情報発信

- 6月20日 「東北観光促進チラシ夏号」作成(7万7千部)
- 10月10日 「東北観光促進チラシ秋号」作成(7万7千部)
- 10月17日 福島ふれあい大交流フェア(後援事業)
- 10月25日 第10回諸国往来市での宮城県アンテナショップ出展支援
- 10月28日～30日 地域のちからコレクション2015での福島おいしい大賞出展支援
- 11月9日～11日 いわて・三陸けせん希望ストリート2015(後援事業)
- 1月1日 「福島・宮城復興応援物産展チラシ」作成(7万7千部)
- 1月29日～30日 東京から元気を届けよう!復興応援2016(後援事業)
- 2月5日 チャレンジふくしまサミットin首都圏(後援事業)
- 2月6日～7日 「マルシェふくしま号(県産品移動公式販売車)」出店支援
(出店場所:仙台)(協力:三井不動産㈱)
- 2月10日 第3回 東北4県・東日本大震災復興フォーラム
- 3月10日 「福島・宮城・岩手アンテナショップ応援チラシ」作成(7万7千部)
- 3月10日 東商新聞「震災から5年」特集ページ掲載

c. 応援視察会・ボランティアツアー

- 6月19日～20日(26名) 福島デスティネーションキャンペーン応援ツアー
(内容:福島県中通り・浜通り観光地視察)
- 10月2日～3日(34名) 宮城県石巻市・福島県相馬市視察会
(内容:石巻商工会議所との懇談、相馬市内視察等)
- 11月27日～28日(27名) 第6回ボランティアツアー(福島県南相馬市小高地区)
(内容:樹木剪定・伐採作業等のボランティア活動)

3) 都市防災力の強化に向けた活動

a. 防災に関するセミナー/説明会

4月28日・5月15日(182名)

首都直下地震・南海トラフ地震ー政府の最新の対策についてー

講演①「南海トラフ地震 防災対策推進基本計画・具体的な応急対策活動に関する計画」について

内閣府政策統括官(防災担当)付企画官(災害緊急事態対処担当)

藤 條 聡 氏

講演②「首都直下地震 緊急対策推進基本計画」について

内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(調査・企画担当)付参事官補佐

田 村 英 之 氏

5月21日・26日(290名) 東京都帰宅困難者対策条例説明会

東京都 総務局 総合防災部 事業調整担当課長 森 永 健 二 氏

7月6日(112名) 帰宅困難者対策セミナー:企業の対応と法的責任

講演①帰宅困難者問題を正しく理解する

講演②求められる帰宅困難者対策

名古屋大学 減災連携研究センター准教授 廣 井 悠 氏

講演③法的側面からみた帰宅困難者対策の留意点

6. 会議 (8)委員会

- 丸の内綜合法律事務所 弁護士 中野明安氏
- 9月16日(140名) 帰宅困難者対策説明会 一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン
大規模地震発生直後における施設管理者等による建物の緊急点検に係る指針
講演①一時滞在施設の確保及び運営のガイドラインについて
講演②「大規模地震発生直後における施設管理者等による建物の緊急点検に係る指針」について
内閣府 政策統括官(防災担当)付 参事官(調査・企画担当)付
参事官補佐 多田直人氏
- 11月26日(107名) 防災・減災対策セミナー 首都直下地震、大規模水害への防災・減災対策
～国土交通省「首都直下地震対策計画」と大規模水害対策～
国土交通省 水管理・国土保全局 防災課 大規模地震対策推進室長
元永秀氏
- 12月1日(55名) 帰宅困難者対策説明会『一時滞在施設～今企業に求められる対応～』
講演①東京都帰宅困難者対策条例について
東京都 総務局 総合防災部 防災管理課
統括課長代理 防災事業推進係長 石橋和之氏
講演②一時滞在施設に求められる対応について
東京都一時滞在施設開設アドバイザー 川村丹美氏
- 12月14日(157名) 東京都の防災・減災対策 説明会 ～自助・共助・公助の推進に向けて～
東京都 総務局 総合防災部 事業調整担当課長 森永健二氏
- c. 先進事例視察会
- 5月28日(34名) 視察「東京港の津波・高潮対策を体験する」
8月3日(25名) 丸の内防災まちづくり視察会
3月11日(4名) <在日外国商工会議所メンバー限定>視察
「東京港の津波・高潮対策を体験する」
- d. 防災訓練の実施
- 8月30日～9月5日(371社42,543名とその家族) 家族との安否確認訓練
2月8日(5,200名) ①駅前滞留者訓練(東商会員企業173社、337名)
②家族との安否確認訓練(東商会員企業173社、3,204名)
- e. 意見交換会
- 2月10日(35名) 東京都と東京商工会議所との都市防災に関する意見交換会
説明 東京都の都市防災に関する取り組みの最新動向について
説明 東商の都市防災に関する取り組みについて
意見発表
・「帰宅困難者対策の周知・家庭における防災対策の推進」について
・「水害対策の推進」について
・「一時滞在施設の運営・確保の促進」について
自由討議
- f. 防災関連情報・施策の周知
- ア) 9月10日 東商新聞「防災特集」の掲載
イ) 東京都の防災関連事業・施策普及への協力
・「東京防災」(防災ブック)の周知活動協力

- ・「備蓄の日」(11月19日) 周知協力
- ・「帰宅困難者対策啓発ポスター」掲載協力
- ・「東京都民間一時滞在施設備蓄品購入費用補助事業」の周知
- ・「地域防災学習交流会ホリデーセミナー」の開催周知

g. その他防災関連事業

9月 4日 (400名) 首都圏危機管理セミナー

講演① 経営視点の事業継続と地方創生

(特)危機管理対策機構 理事・事務局長 細坪 信二氏

講演② 新潟と連携した東急グループの事業継続戦略の取り組み

東京急行電鉄(株) 生活創造本部長・生活サービス事業部長・リテール事業部長 市来 利之氏

講演③ BCMSを活用した顧客満足と成長戦略の取り組み

淵本重工業(株) 代表取締役 淵本 敏彦氏

4) 中小企業のBCP策定支援事業

6月 9日～25日 (延224名) 「第17期BCP策定講座」

(特)危機管理対策機構 理事・事務局長 細坪 信二氏

7月 21日 (45名) BCP事業継続力強化講習

(株)インターリスク総研 上席コンサルタント 飯田 剛史氏

7月 27日 (25名) BCP策定ワークショップ

8月 5日 (25名) BCP策定ワークショップ

(株)インターリスク総研 上席コンサルタント 飯田 剛史氏

11月 9日～24日 (延152名) 「第18期BCP策定講座」

(特)危機管理対策機構 理事・事務局長 細坪 信二氏

(9) 支部会長会議

① 会頭・副会頭・支部会長会議

12月 7日 (43名) (於: ウェスティンホテル東京「スターB」)

1) 開会

2) 挨拶 東京商工会議所 会頭 三村 明夫

3) 懇談

(主なテーマ)

a. 来年度の支部における最重要課題について

b. 景気動向(管内、あるいは自社・業界)と来年の見通し

c. その他

4) 閉会

終了後、懇親会を開催

② 支部会長会議

7月 9日 (26名) (於: ホテルニューオータニ「AZALEA」)

1) 挨拶 東京商工会議所 専務理事 中村 利雄

2) 懇談

a. 本支部間、支部間の連携強化について

b. その他

3) 閉会

6. 会議 (10)女性会

12月 7日 (28名) (於: ウェスティンホテル東京「桐」)

- 1) 挨拶 東京商工会議所 専務理事 石田 徹
- 2) 懇談
 - a. 来年度の支部役員等の改選ならびに議員選挙について
 - b. 会員増強の推進について
- 3) 閉会

3月10日 (24名) (於: ホテルニューオータニ「e d o-ROOM」)

- 1) 挨拶 東京商工会議所 専務理事 石田 徹
- 2) 懇談
 - a. 明治神宮崇敬会の法人会員募集について
 - b. 東京商工会議所青年部設立(案)について
 - c. その他
- 3) 閉会

(10) 女性会

① 総会

- 6月 2日 (163名) 議件 1) 平成26年度事業活動報告(案)について
2) 平成26年度収支決算(案)について
3) 平成27年度事業活動計画(案)について
4) 平成27年度収支予算(案)について
報告 1) 各委員会の活動内容について
表彰

② 理事会

- 4月 8日 (19名) 議件 1) 会員の入退会(案)について
報告 1) 各委員会の活動状況について
討議 1) 平成27年度事業計画(案)について
その他 1) 今後のスケジュールについて
- 5月13日 (20名) 議件 1) 会員総会への上程議案について
 - a. 平成26年度事業活動報告(案)
 - b. 平成26年度収支決算(案)
 - c. 平成27年度事業活動計画(案)
 - d. 平成27年度収支予算(案)
 - e. 年会費 初年度請求額変更(案)報告 1) 会員数について
2) 各委員会の活動状況について
その他 1) 今後のスケジュールについて
- 6月 2日 (18名) 議件 1) 「入会のご案内」について
報告 2) 各委員会の活動状況について
その他 1) 今後のスケジュールについて
- 7月 8日 (17名) 議件 1) 会員の入退会(案)について
2) 会費未納による退会について
3) 「入会のご案内」について
4) 柏崎刈羽原発視察会について
報告 1) 各委員会の活動状況について
その他 1) 今後のスケジュールについて

9月 2日	(21名)	議件 1) 会員の入退会(案)について 報告 1) 各委員会の活動状況について その他 1) 今後のスケジュールについて
10月14日	(19名)	議件 1) 会員の入退会(案)について 2) ゴルフを通じた懇親会について 報告 1) 各委員会の活動状況について その他 1) 今後のスケジュールについて
11月 4日	(20名)	議件 1) 会員の入退会(案)について 報告 1) 各委員会の活動状況について その他 1) 今後のスケジュールについて
12月 2日	(20名)	議件 1) 会員の入退会(案)について 報告 1) 各委員会の活動状況について その他 1) 今後のスケジュールについて 2) 理事選任選挙に関するお願いについて
1月13日	(19名)	議件 1) 会員の入退会(案)について 報告 1) 各委員会の活動状況について 2) 「ゴルフを通じた懇親会」について その他 1) 今後のスケジュールについて
2月 3日	(19名)	議件 1) 会員の入退会(案)について 報告 1) 各委員会の活動状況について その他 1) 今後のスケジュールについて 討議 1) 平成28年度事業計画について
3月 2日	(20名)	議件 1) 会員の入退会(案)について 報告 1) 各委員会の活動状況について 討議 1) 平成28年度事業計画について その他 1) 今後のスケジュールについて

③ 正副会長会議

4月8日, 7月8日, 10月14日, 11月4日, 12月2日, 1月13日, 2月3日, 3月2日
(各回とも5名)
理事会上程議案について

④ 監事会

5月13日 (3名) 議件 1) 平成26年度事業活動報告(案)について
2) 平成26年度収支決算(案)について

⑤ 新年懇親会

1月25日 (175名) (於: パレスホテル東京4階「山吹」)

- 1) 会長挨拶 東京商工会議所女性会 会長 山崎 登美子
- 2) 来賓紹介
- 3) 新入会員紹介
- 4) 乾杯 東京商工会議所 専務理事 石田 徹
- 5) 総料理長挨拶
- 6) 懇談
- 7) アトラクション
- 8) 抽選会

6. 会議 (10)女性会

⑥ 事業

- 1) サマーセミナー ～私達こそ 輝く未来を拓く～

7月16日 (103名) 第一部 講演会

IMD北東アジア 代表 高津尚志氏

第二部 ワークショップ

第三部 懇親会

- 2) 新入会員歓迎ランチミーティング

5月21日 (32名) 新入会員19名が参加

3月23日 (30名) 新入会員14名が参加

- 3) 婚活支援事業「エンジェル大作戦！」

10月2日 (60名)

- 4) ゴルフを通じた懇親会

12月9日 (19名)

- 5) 講演会

12月14日 (39名) 社会貢献委員会主催

「子どもが売られない世界を作るために、私たちができること。」

認定(特)かものはしプロジェクト 共同代表 村田早耶香氏

- 6) 各地商工会議所女性会との交流

9月25日 (26名、うち東商参加者9名)

女性経営者交流会 in 柏崎

11月12日 (49名、うち東商参加者22名)

静岡商工会議所女性会との昼食交流会

⑦ 関東商工会議所女性会連合会関連事業

- 1) 第30回総会<水戸大会>

5月15日 (725名、うち東商参加者30名)

- 2) 政策委員会活動

11月18日 (60名、うち東商参加者24名) 八王子・武蔵野・町田商工会議所女性会共催

講演会および会員交流会

医学博士・健康科学アドバイザー 福田千晶氏

- 3) 講演会

3月18日 (308名、うち東商参加者24名)

関東商工会議所女性会連合会・東京商工会議所女性会共催

「親子で追いかけて、叶えた夢」

プロスキーヤー・医学博士 三浦豪太氏

⑧ 会員数 319名 (平成28年3月末日現在)

⑨ その他

- 1) 「少子化対策・女性活躍推進に関する意識調査(アンケート)」

アンケート用紙配布期間 11月26日・27日

アンケート回答期限 12月11日

アンケート回答数 65件

2) FAX会報・会員情報コーナー

依頼のあった会員の事業紹介・PR情報を全会員に月次でFAX送信
(掲載社数 8社。5、7、12、1月を除く8回発信)

3) 外部催事への参加

4月7日 (13名) 東商園遊会へ参加 (於: 開東閣)

5月15日 (30名) 関東商工会議所女性会連合会 第30回総会<水戸大会>へ参加
(於: 水戸プラザホテル)

6月30日 (4名) 全国商工会議所女性会連合会 拡大理事会等へ参加 (於: ザ・セレクトン福島)

10月22日・23日 (30名) 第47回全国商工会議所女性会連合会 石川全国大会へ参加
(於: いしかわ総合スポーツセンター等)

11月12日・13日 (22名) 全国商工会議所観光振興大会2015 in しずおかへ参加
(於: 静岡県コンベンションアーツセンター等)

4) 慶弔

- a. 6月23日 武蔵野商工会議所女性会 間野前会長ご逝去に伴う弔電および供花
- b. 10月9日 (1名) 横須賀商工会議所女性会創立40周年記念式典へ参加
- c. 11月3日 前橋商工会議所女性会 楯会長叙勲受章に伴う祝電
- d. 11月9日 (1名) 千葉商工会議所女性会創立40周年記念式典へ祝賀金
- e. 3月1日 (11名) 名古屋商工会議所女性会創立50周年記念式典へ参加

(11) 国際会議

① 世界商工会議所連合 (WCF)

1) 第9回世界商工会議所大会 (6月10日 (水) ~ 12日 (金))

第9回世界商工会議所大会が、世界商工会議所連合 (WCF)、国際商業会議所 (ICC)、トリノ商業会議所の主催によりイタリア (トリノ) において開催された。全体会議では、「21世紀における世界貿易」「世界的な人口の移動」「持続的な世界食糧、水、エネルギー」と題して様々なセッションが開催された。そのうち、「21世紀における世界貿易」のセッションに、日商、東商、北九州商工会議所のミッション団、総勢61名が参加した。

② ASEAN・日本経済協議会日本委員会

1) 在京ASEAN各国大使との懇談会の開催

11月11日 (68名)

開催地: 東京

a. 開会挨拶

ASEAN・日本経済協議会日本委員会 会長 三村 明夫

b. 挨拶

駐日マレーシア特命全権大使 (ACT議長) ダト・アハマッド・イズラン・ビン・イドゥリス 氏

c. 報告「ASEAN日本経済協議会の最近の活動概要について」

ASEAN・日本経済協議会日本委員会 副会長 釜 和 明

d. 討議「ASEAN経済共同体の設立と日本企業の活動」

- ① AECを活用してのビジネスの相互拡大
- ② ASEAN域内連結性の強化…投資環境の観点より
- ③ 同上…物流インフラの観点より
- ④ 同上…人の交流活性化の観点より

2) 平成27年度総会 (副会長選任並びに平成26年度収支決算 (案)・事業報告 (案) および平成27年度収支予算書 (案)・事業計画書 (案) の承認)

6. 会議 (11)国際会議

6月4日(紙上総会)

3) 第2回日ASEAN新産業官民対話

7月30日(200名)

開催地:マレーシア/クアラルンプール

a. 開会挨拶

マレーシア国際通商産業省 事務総長 タン・スリ・レベッカ・ファティマ・スタ・マリア 氏
経済産業省 通商交渉官 坂本 敏 幸 氏

b. 基調講演「アジアにおける新ビジネスの潮流」

ASEANビジネスアドバイザーカウンスル 会長 タン・スリ・ムニール・マジッド 氏

c. 討議「新しいビジネスプレーヤーと領域を育てるための最良の方法と挑戦」

① 個人投資家の観点から

② ビジネスプレーヤーの観点から

③ 公共機関の観点から

d. 閉会挨拶

経済産業省 参与 西川 和 見 氏
日本・東京商工会議所 国際部 担当部長 大下 英 和

4) ASEAN経済協議会との懇談会

4月25日(35名)

開催地:マレーシア/クアラルンプール

a. ASEAN経済協議会の活動報告

ASEAN経済協議会 議長 タンスリ・ムハマド・ムニール 氏
ASEAN経済協議会マレーシア 委員 サイヤド・ナビル・アルジェフリ 氏

b. 日本側からの活動報告ならびにASEAN経済協議会・ASEAN首脳への要望

ASEAN・日本経済協議会日本委員会 副会長 釜 和 明

c. 今後の活動についての討議

5) 日ASEAN経済大臣会合

8月23日

開催地:マレーシア/クアラルンプール

日本から釜和明副会長が出席し、第2回日ASEAN新産業官民対話について報告した。

6) 勉強会「ASEAN経済共同体(AEC)の設立と日本」

7月24日(30名)

a. 講演「ASEAN経済共同体(AEC)設立と日本」

(独)日本貿易振興機構 企画部 海外地域戦略主幹 助川 成也 氏

b. 報告「AEC設立に向けた当協議会としての取組み」

日本商工会議所 国際部 担当部長 大下 英 和

③ 日印経済委員会

1) 平成27年度日印経済委員会総会(兼第40回日印経済合同委員会会議 日本代表団結団式)

9月24日(44名)

a. 開会挨拶

日印経済委員会 会長 飯島 彰 己

b. 来賓ブリーフィング

外務省アジア大洋州局 南部アジア部 地域調整官 茅賀 政 幸 氏

経済産業省通商政策局 南西アジア室長 笹路 健 氏

- c. 第40回日印経済合同委員会会議
- d. 平成27年度日印経済委員会総会

2) 第40回日印経済合同委員会会議

10月 1日 (100名)

日本側：60名

インド側：40名

開催地：日本／東京

a. 開会挨拶

日印経済委員会 会長 飯島 彰 己

b. 挨拶

印日経済委員会 会長 オンカール・カンワール 氏

c. 来賓挨拶

駐日インド大使 ディーパ・ゴバラン・ワドワ 氏

経済産業省通商政策局 通商交渉官 高木 誠 司 氏

d. FICCI作成「インド・日本ー貿易・経済・投資関係の概観」の紹介

シャルドゥル・アマルチャンド・マンガルダス パートナー ルドラ・パンディ 氏

e. 基調講演

マディヤ・プラデーシュ州 首相 シヴラージ・シン・チョーハン 氏

f. 全体会議1「インフラ分野における日印協力の進展」

議長：日印経済委員会 会長 飯島 彰 己

共同議長：印日経済委員会 会長 オンカール・カンワール 氏

双日㈱ 副会長 原 大 氏

駐日インド大使館 公使(経済) アルビンド・シン 氏

GMRグループ ヴァイス・プレジデント スリーダル・ポトックチ 氏

日本信号㈱ 執行役員 国際事業部長 大島 秀 夫 氏

g. 全体会議2「メイク・イン・インド～課題と展望」

議長：日印経済委員会常設委員会 委員長 倉内 宗 夫

共同議長：印日経済委員会 共同会長 ロヒット・レラン 氏

NASSCOM グローバル・トレード・ディベロップメント ディレクター ガガン・サヴァルワル 氏

インド三井物産㈱ 業務部長 大橋 一 元 氏

(独)日本貿易振興機構 ビジネス展開支援部 部長 植田 大 氏

印日経済委員会 共同会長 ロヒット・レラン 氏

h. 閉会

印日経済委員会 会長 オンカール・カンワール 氏

日印経済委員会 会長 飯島 彰 己

3) 経済ミッション

9月 6日～12日

(14名) インド現地事情視察ミッション

開催地：ムンバイ、チェンナイ、ベンガルール

4) セミナー等

4月 7日 (162名) ラジャスタン州投資促進セミナー

7月 1日 (88名) セミナー「1年を経たモディ政権の経済運営」

9月11日 (216名) マハラシュトラ州における投資機会セミナー

6. 会議 (11)国際会議

- 10月 2日 (140名) インド投資促進セミナー「インド・ビジネス―成否を分けるポイント」
11月10日 (150名) ワドワ駐日インド大使閣下 歓送夕食会
12月21日 (46名) 八木 毅 前・在インド日本国大使、平松 賢司 在インド日本国大使との懇談会
1月14日 (80名) ピュシュ・ゴヤル インド電力・石炭・新エネ再エネ大臣 昼食懇談会

5) 後援

- 7月22日～24日
「第36回インド衣料品展」及び「第26回インド家庭用品展」(インド貿易振興局主催)
9月26日～27日
「第23回 ナマステ・インディア2015」(ナマステ・インディア実行委員会、NPO法人日印交流を盛り上げる会、在日インド大使館、インド政府観光局共催)
9月30日 「インド・マディヤ・プラデシュ州における投資機会セミナー」
(マディヤ・プラデシュ州政府、駐日インド大使館、インド工業連盟主催、(独)日本貿易振興機構共催)
10月27日～29日
「第1回 インド・トレンド・フェア2015」(日印国際産業振興協会主催)
12月18日 「八木毅・平松賢司 新旧駐印大使歓送迎レセプション」(日印協会主催)
3月 4日(東京)・8日(大阪)・10日(名古屋)
「インド予算案セミナー」(KPMGジャパン主催)

6) 協力

- 7月28日 インドビジネス講演会「長年の現地経験に基づくインドビジネスのやり方と法律の実務」
(日印協会主催)
9月11日 インド工業連盟(CII) 訪日団の西尾東商理事・事務局長への表敬
12月 4日 インド経営大学院バンガロール校学生の受け入れ
2月 8日 インドゴム工業会訪日団の受け入れ

7) 常設委員会

- 7月22日 常設委員会、アドバイザーグループ 懇親会

④ 日本・バングラデシュ経済委員会

1) セミナー、懇談会

- 4月22日 (31名) 「最近のバングラデシュ、スリランカ情勢」ブリーフィング
8月27日 (17名) 投資環境改善に係るバングラデシュ国政府関係諸機関との懇談
11月 6日 (6名) マスード・ビン・モメン在日バングラデシュ人民共和国大使 歓送昼食会

2) 表敬

- 6月15日 渡邊 正人 駐バングラデシュ特命全権大使の三村日商会頭、朝田委員長表敬
6月22日 渡邊 正人 駐バングラデシュ特命全権大使の小林共同委員長表敬
11月20日 ムストファ・カマル計画大臣の朝田委員長表敬
2月26日 渡邊 正人 駐バングラデシュ特命全権大使の朝田委員長、小林共同委員長表敬

3) その他

- 6月30日 マスード・ビン・モメン在日バングラデシュ人民共和国大使主催
渡邊 正人 駐バングラデシュ特命全権大使夫妻を囲むイフタル・ディナー

(朝田委員長、小林共同委員長が出席)
 10月27日 在日バングラデシュ大使館主催 日本・バングラデシュ友好議員連盟を
 お迎えしての夕食懇談会 (小林共同委員長が出席)

⑤ 日本・パキスタン経済委員会

- 1) 「第7回日本・パキスタン民間経済人会議」「第5回官民合同経済対話」に向けた事前準備会合(勉強会)
 9月25日 (34名)
- a. 外務省からの説明
 外務省アジア大洋州局 南部アジア部 南西アジア課 課長補佐 江 端 康 行 氏
- b. 経済産業省からの説明
 経済産業省 通商政策局 アジア大洋州課 南西アジア室 室長補佐 鈴 木 真 人 氏
- c. 日本・パキスタン経済委員会 事務局からの説明
- 2) 「第7回日本・パキスタン民間経済人会議」「第5回官民合同経済対話」
 11月10日(89名)
 日本側：57名
 パキスタン側：32名
 開催地：パキスタン/イスラマバード
- a. 開会挨拶
 世界の中のパキスタン(簡単なプレゼンテーション)
 パキスタン・日本ビジネス・フォーラム(PJBF) 会長 ソヘイル・アフメド 氏
 日本・パキスタン経済委員会 会長 朝 田 照 男
 駐パキスタン特命全権大使 猪 俣 弘 司 氏
- b. 基調講演「パキスタンの向かう先は何処に」
 民営化担当大臣 モハマド・ズベール 氏
- c. 全体会議Ⅰ「産業政策、ビジネスの課題」
 議長：パキスタン・日本ビジネス・フォーラム(PJBF) 会長 ソヘイル・アフメド 氏
 共同議長：日本・パキスタン経済委員会 会長 朝 田 照 男
 政策要望(自動車産業政策と税制について)の紹介
 カラチ日本商工会 会長 酒 井 雪 夫 氏
 自動車産業政策
 インダス・モーター・カンパニー 副会長 村 上 敬 一 氏
 税制
 日本貿易振興機構カラチ事務所 所長 久 木 治 氏
 鉄鋼製品に対する関税
 アジア大洋州住友商事会社 カラチ事務所 所長 酒 井 雪 夫 氏
 パキスタンの繊維製品
 全パキスタン繊維製造業者協会(APTMA) パンジャブ支部 会長 アーミル・ファイヤーズ 氏
- d. 全体会議Ⅱ「ビジネス支援」
 議長：パキスタン・日本ビジネス・フォーラム(PJBF) 会長 ソヘイル・アフメド 氏
 共同議長：日本・パキスタン経済委員会 会長 朝 田 照 男
 インフラ分野
 丸紅(株) 顧問 吉 田 亙 氏
 ビジネス支援ワンストップ・コーディネーション、法と秩序
 (株)三菱東京UFJ銀行 アジア・オセアニア企画部長 上 利 陽 太 郎 氏
 シアルコットー技術力を持つ中小企業の集積地
 シアルコット商業会議所 エグゼクティブ・コミティ・メンバー

6. 会議 (11)国際会議

ズヘップ・ラフィック・セイティ 氏

パキスタンー良好なビジネス事例

国務大臣、首相特別補佐官 兼 投資庁長官 ミフタ・イスマイル 氏

e. 閉会挨拶

日本・パキスタン経済委員会 会長 朝田 照 男

パキスタン・日本ビジネス・フォーラム(PJBF) 会長 ソヘイル・アフメド 氏

f. 商業省主催歓迎昼食会

3) 表敬

10月 6日

朝田会長の北村経夫 経済産業大臣政務官表敬

3月14日

倉井高志 駐パキスタン特命全権大使の三村会頭、朝田会長表敬

4) 後援

7月27日～28日

パキスタン企業との商談会 (在日パキスタン大使館 商務部主催)

3月10日

パキスタン・ビジネス・セミナー (在日パキスタン大使館 商務部主催)

⑥ 日本・スリランカ経済委員会

1) 懇談

6月18日(10名) マンガラ・サマラウィーラ スリランカ外務大臣との昼食懇談会

10月 5日(15名) ラニル・ウィクラマシンハ スリランカ首相との昼食懇談会

2) 表敬

5月18日

菅沼健一 駐スリランカ日本大使による関委員長表敬

3月23日

ハルシャ・デシルバ スリランカ外務副大臣による関委員長表敬

3) 主催

4月22日

「最近のバングラデシュ、スリランカ情勢」ブリーフィング

4) その他

6月 5日

スリランカ投資庁職員の受入れ

10月 6日

「スリランカ民主社会主義共和国首相記念講演会」の周知協力(外務省主催)

3月11日

「スリランカ紅茶局ミッションを囲む夕食レセプション」への関委員長の出席

⑦ 日本マレーシア経済協議会

1) ラウンドテーブルミーティング

5月25日(40名) ナジブ首相とのラウンドテーブルミーティング(マレーシア投資開発庁と共催)

2) 夕食懇談会

11月26日(19名) ムスタパ・マレーシア国際通商産業大臣との夕食懇談会

3) 平成27年度総会(平成26年度収支決算(案)・事業報告(案)および平成27年度収支予算書(案)・事業計画書(案)の承認)

7月23日(紙上総会)

4) 表敬

2月26日 松尾弘子在コタキナバル領事事務所長による佐々木会長表敬

⑧ 日比経済委員会

1) 第34回日比経済合同委員会日本代表団結団式

2月17日(22名)

a 開会挨拶 日比経済委員会 代表世話人 志賀俊之氏

b. 講演

①最近のフィリピン情勢と日本フィリピン関係

外務省 南部アジア部 南東アジア第二課 課長 松尾裕敬氏

②日・フィリピン経済概況

経済産業省 通商政策局 アジア大洋州課 課長 岩田泰氏

c. 第34回合同委員会について

①両国代表団

②日程・議題等

③開催経費等

2) 第34回日比経済合同委員会

2月23日(117名)

日本側:65名

フィリピン側:48名

開催地:フィリピン(ニュー・ワールド・マカティ・ホテル)

a. 開会挨拶 日比経済委員会 委員長 ロベルト・ホセ・カスティージョ氏

日比経済委員会 代表世話人 志賀俊之氏

b. 両国首脳メッセージ

c. 来賓講演 フィリピン共和国 貿易産業大臣 エイドリアン・クリストバル氏

d. 基調講演 デ・ラ・サール大学 名誉教授 ウィルフリッド・V・ヴィリャコルタ氏

e. 第1回全体会議「これまでの60年における日比企業間協力の進化」

①日本とのビジネス:当時と現在 ~矢崎トレスの経験~

矢崎トレス社 社長 フェリシアーノ・トレス氏

②フィリピンでのビジネスの60年

フィリピン日本人商工会議所 会頭 天野善夫氏

f. 第2回全体会議「両国の今後のさらなる繁栄に向けた取り組み」

①フィリピンにおける最新のインフラ・プロジェクト

PPPセンター エグゼクティブ・ディレクター コゼット・V・カニラオ氏

②フィリピンにおけるインフラ・プロジェクト

日比経済委員会 代表世話人 朝田照男氏

③日比間のさらなる人的交流活発化への期待(a)

フィリピン海外雇用庁 長官 ハンス・レオ・カクダック氏

④日比間のさらなる人的交流活発化への期待(b)

日本航空(株) 取締役会長 大西賢氏

⑤日本にとっての地域ビジネス・ハブ、グローバル・ビジネス・ハブとしてのフィリピン(a)

フィリピンITビジネスプロセス協会 副会長 マノリート・タヤグ氏

⑥日本にとっての地域ビジネス・ハブ、グローバル・ビジネス・ハブとしてのフィリピン(b)

ファースト・リテイリング・フィリピン・COO 久保田勝美氏

g. 閉会挨拶 日比経済委員会 代表世話人 志賀俊之氏

⑨ 日豪経済委員会

1) 幹事会

7月6日(22名)

6. 会議 (11)国際会議

- a. 「最近の豪州情勢と日豪関係について」

外務省 アジア大洋州局 大洋州課 課長補佐 箕谷 優 氏

- b. 「最近の豪州経済概況」

経済産業省 通商政策局 アジア大洋州課 課長補佐 横山 博之 氏

- c. 第37回日豪／豪日経済委員会運営委員会について
d. 第53回日豪経済合同委員会会議の準備状況について
e. E P A小委員会の活動について

2月16日 (20名)

- a. 「豪州の最近の政治経済情勢について」

(一財)国際経済交流財団 業務部長 土屋 隆 氏

- b. 第38回日豪／豪日経済委員会運営委員会について
c. 第54回日豪経済合同委員会会議の準備状況について
d. 次世代リーダーズ・ラウンド・テーブルについて

2) 日豪／豪日経済委員会運営委員会

10月12日 (22名) <第37回>

日本側： 8名

豪州側： 14名

開催地：福岡／ヒルトン福岡シーホーク

- a. 第53回日豪経済合同委員会会議の日程・議題
b. 第54回日豪経済合同委員会会議の日程
c. 第38回日豪／豪日経済委員会運営委員会(TV会議)の日程
d. 日豪E P A発効後の両国経済委員会の取り組み
e. 両国の政治経済情勢

3月31日 (26名) <第38回>

日本側： 9名

豪州側： 17名

開催地：東京～メルボルン、シドニー、パース(テレビ／電話会議)

- a. 第54回日豪経済合同委員会会議の日程・議題
b. 第55回日豪経済合同委員会会議の日程
c. 持続可能な組織について
d. 次世代リーダーズ・ラウンド・テーブルについて
e. 新コロポ計画について
f. 新たな分野と新たな協力関係の拡大について～E P A活用小委員会の活動について～
g. 両国の政治経済情勢

3) 平成27年度総会兼第53回日豪経済合同委員会会議日本代表団結団式

9月28日 (60名)

開催地：東京／丸の内二丁目ビル3階

- a. 開会挨拶

日豪経済委員会 会長 三村 明 夫

- b. 来賓ブリーフィング

外務省 アジア大洋州局参事官 鈴木 秀生 氏
経済産業省 通商政策局 通商戦略担当審議官 伊藤 伸彰 氏

- c. 第53回日豪経済合同委員会会議について
d. 日豪経済委員会平成27年度総会について

4) 第53回日豪経済合同委員会会議

10月 4日～ 6日 (363名)

日本側：225名

豪州側：138名

開催地：福岡／ヒルトン福岡シーホーク

a. 開会式

開会挨拶

日豪経済委員会 会長 三村 明夫
 豪日経済委員会 会長 サー・ロッド・エディントン 氏

祝辞

福岡県 副知事 大曲 昭恵 氏
 福岡商工会議所 会頭 磯山 誠二 氏

b. 第1回全体会議 基調講演「グローバル化が進む世界における日豪両国関係」

基調スピーカー：東京大学大学院 経済学研究科 教授 伊藤 元重 氏

c. 第2回全体会議 パネルディスカッション「ポスト日豪EPAのビジネス交流機会」

基調講演：(独)日本貿易振興機構 理事 佐藤 百合 氏

Rio Tinto, Iron Ore
 Chief Executive アンドリュー・ハーディング 氏
 日本航空(株) 取締役専務執行役員 旅客機販売総括本部長 藤田 直志 氏
 Corrs Chambers Westgarth
 Partner and CEO ジョン・デントン 氏
 三井住友銀行 取締役兼専務執行役員 川 寄 靖 之 氏
 National Australia Bank
 Regional Head Food & Agribusiness, Asia
 パトリック・ヴィゾーン 氏

d. 第3回全体会議 パネルディスカッション「日豪におけるコーポレートガバナンス」

スピーカー：エゴンセンター(株) 社長 佃 秀昭 氏

(株)IHI 会長 釜 和明 氏
 Hunter Phillip Japan, Chairman ボブ・サイドラー 氏
 G&S Global Advisor Inc. 社長 橘・フクシマ・咲江 氏
 AIA Australia Ltd, Director ピーター・イエイツ 氏

e. 第4回全体会議 「日豪両国でのアジアの世紀を担うグローバル人材の育成・教育」

スピーカー：立命館アジア太平洋大学 学長 是 永 駿 氏

McKinsey and Company, Inc. Japan
 Principal ポール・マキナーニー 氏
 東京都市大学 学長 三木 千壽 氏
 Mizuho Financial Group, Inc.
 Global Career Management Div.
 General Manager デボラ・ヘーゼルトン 氏
 三井物産(株) 顧問 川 嶋 文 信 氏
 North East Asia Branch
 Department of Foreign Affairs and Trade
 Assistant Secretary ジョン・ラントリー 氏

6. 会議 (11)国際会議

(株)アット・アジア・アソシエイツ・ジャパン 代表取締役 正宗 エリザベス 氏

f. 第5回全体会議「世界をリードする福岡の取り組み」

スピーカー：九州大学 次世代燃料電池産学連携研究センター 水素エネルギー国際研究センター
カーボンニュートラル・エネルギー国際研究所 大学院工学研究院
主幹教授・センター長 佐々木 一成 氏
(株)安川電機 取締役常務執行役員 ロボット事業部長 南 善勝 氏
本多機工(株) 社長 龍造寺 健介 氏

g. 第6回全体会議「金属鉱物・エネルギー資源問題」

電源開発(株) 社長 北村 雅良 氏
BHP Billiton
Chief Commercial Officer ディーン・デラヴァレー 氏
川崎重工業(株) 執行役員 技術開発本部 副部長 原田 英一 氏
Santos Limited
Market & Eastern Australia Commercial
Vice President — LNG ピーター・クレアリー 氏

h. 第7回全体会議「日豪ビジネスにおける新機軸～サービス産業・生活関連産業の現状と新たなトレンド」

スピーカー：日本電気(株) 会長 矢野 薫 氏
PricewaterhouseCoopers, Asia Practice Leader
Partner アンドリュー・パーカー 氏
日本郵便(株) 社長 高橋 亨 氏
Japan
Australia and New Zealand Banking Group Limited
CEO ピーター・デービス 氏

1. 最終全体会議

議長総括
閉会挨拶

豪日経済委員会 会長 サー・ロッド・エディントン 氏
日豪経済委員会 会長 三村 明夫

5) E P A活用小委員会

6月25日 (25名) 第1回会合

a. 開会挨拶

E P A活用小委員会 委員長 小島 順彦
E P A活用小委員会 副委員長 宮本 聡

b. 「日豪E P Aの概要と産業界の連携について」

経済産業省 通商政策局 アジア大洋州課 参事官 永井 春信 氏

c. 「オーストラリアの投資機会～農業・食品分野を中心に～」

オーストラリア大使館 公使(商務) レオニー・モルドゥーン 氏
オーストラリア大使館 マーケティング事務所 投資マネージャー 秋保 順子 氏

d. 意見交換

7月28日 (32名) 第2回会合

a. 開会挨拶

E P A活用小委員会 副委員長 宮本 聡

b. 「豪州の税制等に関して」

オーストラリア大使館 首席公使 トム・コナー 氏

c. 「日本企業が直面する豪州の貿易・投資障壁」

日本機械輸出組合 通商・投資グループリーダー 谷口 正樹 氏

9月14日 (28名) 第3回会合

a. 開会挨拶

E P A活用小委員会 委員長 小島 順彦

E P A活用小委員会 副委員長 宮本 聡

b. 日豪E P A「経済関係の緊密化に関する小委員会」の動きについて

c. 「E P A発効後の日豪ビジネスに関するアンケート」調査結果について

d. 討議・意見交換

6) その他の会議・イベント

6月 9日～10日 (約10名) オーストラリア金融サービス協会 訪日ミッション受入

9月15日 (186名) 在日豪州・ニュージーランド商工会議所 役員・会員企業との交流レセプション
(食資源編)

開催地：東京／在日オーストラリア大使館

12月18日 (91名) オーストラリア首相マルコム・ターンプル閣下 歓迎昼食会

開催地：東京／帝国ホテル「菊の間」「孔雀の間(東)」

2月16日 (約50名) 豪日友好協力基本条約(NARA条約)締結40周年記念レセプション

開催地：東京／在日オーストラリア大使館

7) 表敬・懇談

4月 1日 草賀純男駐オーストラリア特命全権大使の三村会長への赴任前挨拶

4月 6日 好井正信駐パース総領事の岡部義裕日豪経済委員会事務総長への赴任前挨拶

4月17日 サー・ロッド・エディントン豪日経済委員会会長の三村会長表敬訪問

4月21日 オーストラリア連邦チャーボウ外務大臣・貿易・投資大臣付政務次官とゴスパーA u s t r a d e長官の三村明夫日豪経済委員会会長表敬訪問

5月18日 マイク・ベアード ニューサウスウェールズ州首相の小島副会長表敬訪問

6月12日 ボブ・サイドラー豪日経済委員会副会長の三村会長表敬訪問

7月23日 デビッド・ジェイコブス豪日経済委員会事務総長の三村会長表敬訪問

12月10日 ブルース・ミラー駐日オーストラリア大使と三村会長との面談

2月17日 豪州若手政治家の日豪経済委員会への表敬訪問(青山伸悦日豪経済委員会事務総長が面会)

2月23日 アジア・大洋州地域大使との懇談会への小島副会長の出席

2月25日 草賀純男駐オーストラリア特命全権大使の三村会長表敬訪問

⑩ 日本ニュージーランド経済委員会

1) 幹事会

5月27日 (15名)

a. 「最近のニュージーランド情勢と日ニュージーランド関係について」

外務省 アジア大洋州局 大洋州課 首席事務官 時田 裕士 氏

b. 「最近のニュージーランド経済概況」

経済産業省 通商政策局 アジア大洋州課 課長補佐 横山 博之 氏

c. 第42回日本ニュージーランド経済人会議 日程・議題(案)について

2) 平成27年度総会兼第42回日本ニュージーランド経済人会議日本代表団結団式

6. 会議 (11)国際会議

10月15日 (34名)

開催地：東京／丸の内二丁目ビル3階

a. 開会挨拶

日NZ経済委員会 日本側委員長 進藤清貴

b. 来賓ブリーフィング

外務省 アジア大洋州局 参事官 山田重夫氏
経済産業省 通商政策局 通商戦略担当 審議官 伊藤伸彰氏

c. 第42回日本ニュージーランド経済人会議について

d. 日本ニュージーランド経済委員会平成27年度総会

3) 第42回日本ニュージーランド経済人会議

10月18日～20日 (157名)

日本側：87名

NZ側：70名

開催地：北海道／グランドホテルニュー王子

a. 開会式

開会挨拶

日NZ経済委員会 日本側委員長 進藤清貴
日NZ経済委員会 NZ側委員長 イアン・ケネディ氏

祝辞

ニュージーランド駐箚特命全権大使 高田稔久氏
駐日ニュージーランド特命全権大使 マーク・シンクレア氏
北海道 知事 高橋はるみ氏
苫小牧商工会議所 会頭 藤田博章氏

b. 基調講演

(株)双日総合研究所 チーフエコノミスト 吉崎達彦氏

c. 第1回全体会議「両国経済情勢」

(日本側スピーチ) (独)日本貿易振興機構 理事 佐藤百合氏
(NZ側スピーチ) ANZ New Zealand, Head of Institutional Relationships ポール・グッドウィン氏
ANZ New Zealand, Executive Director, Institutional Relationships スチュアート・マキノン氏

d. 第2回全体会議「環境・エネルギー」

(日本側スピーチ) 住友林業(株) 執行役員 住宅事業本部 副本部長兼建築技術審査室長 西周純子氏

(NZ側スピーチ) SCION, CEO ウォーレン・パーカー氏

e. 第3回全体会議「イノベーションとテクノロジー」

(日本側スピーチ) 産業技術総合研究所 イノベーション推進本部 産学官・国際連携推進部 国際連携室 シニアマネージャー 二タ村 森氏

(NZ側スピーチ) The University of Auckland, National Institute of Advanced Industrial Science and Technology ブルース・マクドナルド氏

f. 第4回全体会議「製造業」

- (日本側スピーチ) 王子ホールディングス(株) 取締役常務グループ経営委員 磯野 裕之 氏
 (NZ側スピーチ) (株)コナカ 社長 湖中 謙介 氏
- g. 第5回全体会議「物流・港湾」
 (日本側スピーチ) 苫小牧港開発(株) 社長 石森 亮 氏
 (NZ側スピーチ) Air New Zealand, General Manager
 Japan, Korea and South East Asia
 スコット・カー 氏
- h. 第6回全体会議「食品・農林水産業」
 (日本側スピーチ) ホクレン農業協同組合連合会 代表理事常務 板東 寛之 氏
 (NZ側スピーチ) New Zealand Plant & Food Research,
 Business Manager グレグ・プリングル 氏
 (日本側スピーチ) 早稲田大学 ナノ・ライフ創新研究機構 規範科学総合研究所
 ヘルスフード科学部門研究院教授 矢澤 一良 氏
 (NZ側スピーチ) フォンテラジャパン(株) 社長 齋藤 康博 氏
- i. 第7回全体会議「教育・観光」
 (日本側スピーチ) (株)ジェイティービー グループ本社執行役員 スポーツビジネス推進室長
 青木 尚二 氏
 (NZ側スピーチ) Education New Zealand, CEO
 グラント・マクファーソン 氏
- j. 第8回全体会議「参加者ディスカッション」
 (日本側スピーチ) 三菱商事(株) 執行役員 アジア大洋州統括補佐
 ニュージーランド三菱商事 社長 高田 光進 氏
 (NZ側スピーチ) International Business Forum,
 Executive Director スティーブン・ジャコビ 氏
- k. 最終全体会議
 日NZ経済委員会 NZ側委員長 イアン・ケネディ 氏
 日NZ経済委員会 日本側委員長 進藤 清貴
- 4) その他の会議・イベント
 10月18日 NZ大使館・北海道主催 アグリテックセミナー：ニュージーランドから学ぶグラスファーマー
 ミング（後援）
- 5) 表敬・懇談
 4月 1日 進藤日NZ経済委員会委員長の伊原外務省アジア大洋州局長への訪問
 4月 1日 進藤日NZ経済委員会委員長の鈴木経産省通商政策局長への訪問
 5月12日 野川駐NZ大使の進藤日NZ経済委員会委員長への帰任挨拶
 5月29日 高田駐NZ大使の進藤日NZ経済委員会委員長への着任挨拶
 7月 1日 ケネディNZ側委員長の青山日NZ経済委員会事務総長への訪問
 3月23日 マーク・ミッチェルNZ議会 外交・防衛・貿易委員会委員長の進藤日NZ経済委員会委員長
 への表敬訪問

6. 会議 (11)国際会議

⑪ 日智経済委員会

- 1) 平成27年度日智経済委員会日本国内委員会総会
11月30日(紙上総会)
- 2) 表敬・懇談
11月29日 エラスリス日智経済委員会チリ国内委員会委員長の三村会頭への表敬訪問
- 3) その他の会議・イベント
4月15日 チリ大使主催晩餐会への大下事務総長の出席
7月9日 (一社)ラテンアメリカ協会主催 講演会「駐日大使が語るチリの現状と将来」(協力)
10月14日 太平洋同盟4か国大使との夕食会への、三村会頭、大下事務総長の出席
1月19日 米州開発銀行アジア事務所主催 セミナー「太平洋同盟の見通し」(後援)

⑫ 日亜経済委員会

- 1) 平成27年度日亜経済委員会総会
11月30日(紙上総会)
- 2) その他の会議・イベント
5月26日 アルゼンチン大使館主催アルゼンチンナショナルデーレセプションへの大下事務総長の出席
11月12日 「WTOを活用した海外規制の是正について」セミナー(開催地:東京)
 - a. 講演 「WTOの枠組みを活用した海外規制の是正」
「アルゼンチン輸入規制措置に関するWTO上級委員会判断を踏まえた今後の履行対応」
「新興国の保護主義的な動き」 経済産業省 通商政策局 通商機構部
参事官・国際経済紛争対策室長 西 脇 修 氏
参事官補佐 清 水 茉莉 氏
2月1日 福嶋教輝駐アルゼンチン日本大使任地最新事情報告会(開催地:東京)
 - a. 開会挨拶 (一社)ラテンアメリカ協会 会長
三菱商事(株) 相談役
日亜経済委員会 前会長 佐々木 幹 夫 氏
 - b. 講演 「アルゼンチン最新事情報告会」
アルゼンチン共和国駐劬特命全権大使 福 嶋 教 輝 氏
 - c. 質疑応答

⑬ 日本ペルー経済委員会

- 1) 平成27年度日本ペルー経済委員会総会
11月30日(紙上総会)
- 2) 表敬・懇談
7月27日 エスカラ駐日ペルー大使と宮村委員長との面談
5月12日 在京ペルー大使館主催ペルーProInversion(投資促進庁)長官歓迎晩餐会へ宮村委員長出席
1月29日 株丹達也駐ペルー日本大使と西尾事務総長との面談
- 3) その他の会議・イベント
4月1日 ペルー大使館主催ペルー日本友好の日レセプションへの宮村委員長、西尾事務総長の出席
5月13日 ペルー投資セミナー:ROAD SHOW— JAPAN 2015 “ペルーへの投資機会”

インフラプロジェクト” (協力)

- 9月 7日 (163名) ペルー投資セミナー
 “Road Show in PERU Asia 2015” (開催地: 東京)
- a. 歓迎挨拶 駐日ペルー大使大使 エラルド・エスカラ 氏
- b. 祝辞 日本ペルー経済委員会 委員長 宮村 眞平
- c. 講演(1) 「ペルーのビジネス環境」
 ペルー投資促進協会 会長 ホセ・アントニオ・ブランコ 氏
- d. 講演(2) 「ペルー経済の見通しと投資機会」
 ペルー投資促進庁 投資促進局長 ハビエル・コレア・メルチャン 氏
- e. 講演(3) 「通貨政策: マクロ経済の長期安定要因」
 ペルー中央準備銀行 総裁 フリオ・ベラルデ 氏
- f. パネルディスカッション 「ペルー: 魅力的な投資機会」
 パネリスト : 駐日ペルー大使館 経済商務担当参事官
 ラファエル・アルカサル元証券業協会 会長
 ルイス・フェルナンド・エルゲロ 氏
 モデレーター: セマナ・エコノミア誌 総局長 ゴンサロ・セガラ 氏
- g. 閉会挨拶 リマ証券取引所 理事長 クリスチャン・ラウブ 氏
- 9月 7日 ペルー大使主催レセプションへの宮村委員長の出席
- 10月14日 太平洋同盟4か国大使との夕食会への、三村会頭、中原委員、西尾事務総長の出席
- 1月28日 駐中南米地域日本国大使との懇談会への宮村委員長の出席

⑭ 日本エジプト経済委員会

- 1) 第10回日本・エジプト経済合同委員会会議 (兼投資セミナー)
 3月2日 (約400名)
 日本側: 324名
 エジプト側: 約63名
 開催地: 日本/東京
- a. 開会挨拶
 日本・エジプト経済委員会委員長 小澤 哲
 エジプト・日本経済委員会委員長 イブラヒム・エル・アラビー 氏
 日本貿易振興機構理事長 石毛 博行 氏
- b. 来賓挨拶
 経済産業副大臣 高木 陽介 氏
- c. 基調講演
 エジプト・アラブ共和国大統領 アブドゥルファッターハ・エルシーシ 氏
- d. 協力協定の締結
- e. 全体会議1 「ビジネスと投資におけるエジプトと日本の協力の可能性」
 電力・再生可能エネルギー大臣 モハメド・シャーケル・エル・マルカビー 氏
 スエズ運河経済特区庁長官 アフメド・ダルウィーシュ 氏
 投資・フリーゾーン庁長官 アラー・オマル 氏
 エジプト・日本科学技術大学 (E-JUST) 学長 アフメド・エルゴハリ 氏
- f. 全体会議2 「日本とエジプトの協力関係の発展に向けて」
 日本貿易振興機構 (JETRO) カイロ事務所 所長/在エジプト日本商工会 副会長 池田 篤志 氏
 海外産業人材育成協会 (HIDA) 理事 下大澤 祐二 氏
 ユニ・チャーム(株) カイロ工場 取締役 マーケティング部長兼事業コントローラー 志摩 浩史 氏
- g. 閉会挨拶

6. 会議 (11)国際会議

エジプト・日本経済委員会委員長 イブラヒム・エル・アラビー 氏
日本・エジプト経済委員会委員長 小澤 哲

2) 講演

- 9月 1日 (38名) イスマイル・カイラット駐日エジプト・アラブ共和国特命全権大使講演
セミナー「エジプトの現状と投資機会」
10月26日 (86名) オサマ・アスラン エジプト・アラブ共和国電力副大臣一行との講演会及び懇談
／名刺交換会

3) 表敬

- 9月 1日 清水委員長と小澤新委員長の三村会頭への表敬
9月16日 エジプト・ジュニア・アソシエーション 教育分野委員長
カリーム・ムハンマド・エル・ヘンナウィ氏の西谷事務総長への表敬

⑮ 日西経済委員会

1) 共催

5月20日～22日 京都スマートシティエキスポ2015
主催：京都スマートシティエキスポ運営協議会（京都府、京都市、日西経済委員会他15団体）

2) 懇談

2月24日 (30名) 在日スペイン商工会議所との顔合わせ会

3) その他

11月4日～5日 「スペインセミナー」の周知協力

⑯ 日本・カナダ商工会議所協議会

1) 平成27年度総会兼第2回合同会合事前説明会

2月24日 (27名)

a. 開会挨拶

日本・カナダ商工会議所協議会 会長 槍田 松 瑩

b. 来賓ブリーフィング

外務省 経済局長 金 杉 憲 治 氏
在日カナダ大使館 投資・資源エネルギー部 参事官 アンドレア・クレメンツ 氏

c. 第2回合同会合について

d. 平成27年度総会

e. 閉会

2) 第2回合同会合

3月21日 (188名)
日本側：77名
カナダ側：111名
開催地：カナダ・バンクーバー（フェアモント・パシフィック・リム）

a. 開会挨拶

日本・カナダ商工会議所協議会 カナダ側会長 ステューブ・デッカ 氏
日本・カナダ商工会議所協議会 日本側会長 槍田 松 瑩

b. 来賓挨拶

駐日カナダ特命全権大使 マッケンジー・クラグストン 氏
駐カナダ日本国大使 門 司 健次郎 氏

c. セッション① “成長の機会 -新たな可能性をつかむ”

(基調講演・モデレーター) McKinsey & Co.,
 Director ミクロス・ディーツ 氏
 (パネリスト) Rainmaker Entertainment,
 President & Chief Creative Officer マイケル・ヘフロン 氏
 (パネリスト) Port Metro Vancouver,
 President & CEO ロビン・シルベスター 氏
 (パネリスト) ㈱カプコン 会長 CEO 辻本 憲三 氏
 (パネリスト) 本田技研工業㈱ 渉外部 担当部長 村岡 直人 氏
 (パネリスト) Hitachi High-Tech AW Cryo, Inc.,
 President マーク・ボルダック 氏

d. 基調講演

Norton Rose Fulbright Canada LLP,
 Senior Strategic Advisor デレク・バーニー 氏

e. セッション② “日本でのビジネス-対日投資と地方創生”

(モデレーター・ブリーフィング) (独) 日本貿易振興機構 副理事長 赤星 康 氏
 (ブリーフィング) 茨城県国際課 課長 清瀬 一浩 氏
 (ケーススタディ) Wakely Foreign Law Office-Tokyo
 ウィルフ・ウエイクリー 氏
 (ケーススタディ) JAL CAE Flight Training,
 General Manager クエンティン・オマーニー 氏

f. セッション③ “継続した関係を築く-人と人の繋がり”

(モデレーター) Partner and Co-Head of Int. Trade,
 Bennett Jones Toronto ミロス・バルチスキ 氏
 (パネリスト) ブリティッシュ・コロンビア州 国際貿易大臣 テレサ・ワット 氏
 (パネリスト) 元駐日カナダ大使 ジョセフ・キャロン 氏
 (パネリスト) メープル・ファン・ツアーズ㈱ 代表取締役 別所 和雄 氏
 (パネリスト) The Centre for International Governance
 Innovation, Distinguished Fellow レン・エドワーズ 氏

g. 閉会挨拶

日本・カナダ商工会議所協議会 日本側会長 檜田 松 瑩
 日本・カナダ商工会議所協議会 カナダ側会長 スティーブ・デッカ 氏

h. ネットワーキング・レセプション

i. 両国協議会メンバーミーティング

j. 個別夕食会

3) 第2回合同会合関連行事

①在バンクーバー総領事館主催レセプション

3月20日 (52名)

開催地: カナダ・バンクーバー (在バンクーバー日本国総領事公邸)

a. 歓迎挨拶

駐バンクーバー日本国総領事 岡田 誠司 氏

b. 挨拶

駐カナダ日本国特命全権大使 門司 健次郎 氏
 日本・カナダ商工会議所協議会 会長 檜田 松 瑩

②現地産業視察会

6. 会議 (11)国際会議

3月22日 (29名)

開催地：カナダ・バンクーバー市内

- a. ポート・メトロ・バンクーバー
- b. レインメーカーエンターテインメント

4) セミナー

9月25日 (28名) 「ケベック州投資セミナー ―優れた開発拠点―」

ケベック州投資公社 駐日代表 モハン・パテル 氏
ケベック州政府在日事務所 通商官 稲垣 眞 氏

12月 8日 (32名) 「オンタリオ州ビジネスセミナー ―先端技術の集積―」

オンタリオ州在日事務所 代表 ロバート・アルマー 氏

5) 表敬・懇談

4月 8日 門司健次郎駐カナダ日本大使の槍田会長・三村顧問表敬訪問

4月28日 ジョン・マンリー カナダ経営者評議会会長兼最高経営責任者の槍田会長表敬訪問

8月 8日 槍田会長とデッカ（カナダ側）会長との懇談会

11月12日, 12月 3日, 1月26日 槍田会長とクラグストン駐日カナダ大使との懇談会

⑰ 日本・メコン地域経済委員会

1) 平成27年度総会

5月22日 (54名)

- a. 委員会規約の変更について
- b. 会長、事務総長の選任について
- c. 委員異動一覧、委員・顧問名簿について
- d. 平成26年度事業報告（案）および平成26年度収支決算見込（案）について
- e. 平成27年度事業計画（案）および平成27年度収支予算（案）について
- f. その他

2) 勉強会

5月22日 (54名) 第1回勉強会

講演

「ミャンマーのビジネス環境最新事情について～現地で見聞したビジネスの環境、日系企業の動向～」

共同通信グループ(株) エヌ・エヌ・エー 経営企画室 室長代理 兼

編集局 編集部 担当部長 藤野 英 憲 氏

(前 (一社)共同通信社 外信部 ヤンゴン支局 出向)

3) 経済ミッション

10月26日～10月29日 (27名) 「訪ベトナム経済ミッション」

訪問地：ベトナム／ハノイ市、ハナム省、ビンフック省、ホーチミン市

4) 第3回ベトナム計画投資省との協議会

10月27日 (125名)

日本側：70名

ベトナム側：55名

開催地：ベトナム／ハノイ

a. 開会挨拶

ベトナム計画投資省 大臣 ブイ・クアン・ビン 氏
日本メコン地域経済委員会 委員長 小林 洋 一

b. 説明

「ベトナムの投資法・企業法の改正について」

c. セッション

「ベトナム政府への要望について（進出日系企業が抱える課題を中心に）」

日本メコン地域経済委員会 委員長 小林 洋 一

ベトナム日本商工会 会長 徳山 司 文 氏

「未来志向の今後の日越産業協力について」

東京精電(株) 製造部 課長 山崎 福 一 氏

(株)ユニバーサルコンピュータシステム 社長 荒川 義 夫 氏

d. 閉会

日本メコン地域経済委員会 共同委員長 衣斐 正 宏

5) 懇談会

- 4月22日 ティン・アウン エヤワディー管区首相ならびにミャンマー連邦共和国商工会議所連合会との懇談会
- 4月23日 アーコム・タイ運輸副大臣兼国家経済社会開発庁長官との懇談会
- 7月4日 メコン5カ国首脳歓迎昼食会
- 7月29日 ミャンマー連邦共和国投資委員会・エネルギー省・投資企業管理局との意見交換会
- 11月19日 ベトナム計画投資省副大臣一行との懇談会
- 1月25日 ミャンマー・国民民主連盟（NLD）経済委員会一行との朝食懇談会

6) 表敬

- 4月27日 ベトナムカオバン省一行訪問の大手事務総長表敬訪問
- 5月26日 ドアン・スアン・フン駐日ベトナム社会主義共和国大使の三村会頭表敬訪問
- 5月27日 ベトナムFPTグループ チョン・ザー・ビン会長の小林委員長表敬訪問
- 7月4日 キット・メン・カンボジア商業会議所会頭の小林委員長、衣斐共同委員長表敬訪問
- 7月13日 シハサック・プアングゲオ新任駐日タイ王国大使の三村会頭表敬訪問
- 7月14日 ベトナム商工会議所 ロック会頭の三村会頭表敬訪問
- 9月7日 グエン・クオック・クオン駐日ベトナム大使の三村会頭表敬訪問
- 11月12日 サム・レンシー救国党（カンボジア野党）党首の衣斐共同委員長表敬訪問
- 11月25日 引原毅駐ラオス日本国大使の三村会頭表敬訪問
- 2月22日 バントゥーン タイ・カシコン銀行会長一行の三村会頭表敬訪問

7) 受け入れ研修

- 7月6日 メコン5カ国記者団研修
- 11月7日～12日 ベトナム日本商工会現地職員研修
- 12月9日 CLMV若手行政官研修

⑱ 日韓・韓日商工会議所首脳会議

1) 第9回首脳会議

9月9日 (26名)

日本側 : 13名

韓国側 : 13名

開催地 : 日本/福岡

a. 開会挨拶

日本・東京商工会議所 会頭 三村 明 夫

大韓商工会議所 会長 朴 容 晩 氏

6. 会議 (11)国際会議

b. 議題1「両国の経済状況および今後の展望」

(日本側) 日本の経済情勢と展望

日本商工会議所 副会頭 (名古屋商工会議所 会頭) 岡谷 篤一

(韓国側) 韓国の経済状況と今後の見通し

ソウル商工会議所 副会長 (LG科学 副会長) 朴 鎮 洙 氏

c. 議題2「日韓の民間協力の現状と課題」

(日本側) 日韓の民間協力の現状と課題

日本商工会議所 特別顧問 (東京商工会議所 顧問) 佐々木 幹 夫

(韓国側) 日韓間のヒトの交流について

大韓商工会議所 副会長 (釜山商工会議所 会長) 趙 成 濟 氏

d. 議題3「両国商工会議所事業のベストプラクティスの共有」

(日本側) 各地商工会議所における地方創生の取り組み

日本商工会議所 副会頭 (仙台商工会議所 会頭) 鎌 田 宏 氏

(韓国側) 商工会議所の主な新規事業のご紹介

大韓商工会議所 副会長 (大邱商工会議所 会長) 陳 榮 煥 氏

e. 閉会挨拶

大韓商工会議所 会長 朴 容 晩 氏
日本・東京商工会議所 会頭 三 村 明 夫

2) 実務協議会

6月25日 (8名)

a. 第9回首脳会議等(首脳会議、夕食会、昼食会、北九州文化視察)の全体日程・参加者について

b. 第9回首脳会議の議題について

①9 全国商工会議所中国ビジネス研究会

会員企業の対中ビジネスを支援するため、中国各地の経済開発区や地方自治体の投資環境および中国関連セミナーなどについて情報提供を行った。(研究会登録メンバー数: 642 (3月末現在)。メールマガジン配信数: 本年度15回、通算配信数178回)

11月には天津西青経済技術開発区管理委員会とともに、(株)みずほフィナンシャルグループ、(独)日本貿易振興機構(ジェトロ)の後援を受け、「中国食品産業セミナー」を開催した。

②0 東アジア・ビジネスカウンシル(EABC)

1) 第31回会合

5月13日 (27名)

開催地: 中国/杭州

a. ASEAN経済協議会との合同会議について

b. ワーキンググループの成果について

c. ASEAN+3首脳会議・経済大臣会合・高級実務者会合への要望書提出について

d. 東アジアビジネスフォーラムについて ほか

2) 第32回会合

8月23日 (47名)

開催地: マレーシア/クアラルンプール

a. ASEAN+3の協力計画について

b. ASEAN Plus SME Centresとの協力の可能性について

c. ASEAN経済協議会との対話の準備について

d. ASEAN+3高級実務者との対話の結果について

e. ASEAN+3 経済大臣との対話の準備について ほか

3) 第33回会合

11月21日(42名)

開催地：マレーシア／クアラルンプール

- a. ASEAN+3 経済大臣との対話の結果について
- b. 第1回東アジア投資フォーラムについて
- c. ASEAN+3 首脳との対話の準備について
- d. ASEAN+3 の財務省・中央銀行と対話の結果
- e. ワーキンググループの成果について ほか

4) 第34回会合

1月15日(46名)

開催地：東京

- a. 議長の交代
- b. 新議長の挨拶
- c. 2016年のEABC議題について
- d. 2016年の活動スケジュールについて
- e. ASEAN+3 首脳との対話の結果について
- f. ASEAN+3 の財務省・中央銀行と対話の結果について
- g. ASEAN+3 の首脳・経済大臣・高級実務者への要望書提出について ほか

5) ASEAN+3 首脳との対話

11月21日

ASEAN10か国および日本・韓国の首脳(中国は欠席)との対話を行った。2016年の議長国を代表して、ASEAN・日本経済協議会日本委員会の副会長である大森一夫住友商事会長より東アジア経済統合への産業界意見反映の取組み方針を紹介した。

6) ASEAN+3 経済大臣会合

8月23日

開催地：マレーシア／クアラルンプール

日本から釜和明副会頭と大森一夫住友商事会長、久貝日商常務理事が出席。中堅・中小・零細企業の強化、電子商取引の促進、使いやすい域内経済連携の実現の3点について要望した。

⑪ アジア・大洋州地域大使との懇談会(日本経済団体連合会との共催)

2月23日(外務省側出席者23名・経済界側出席者36名)

a. 開会

日本経済団体連合会 会長 榊原定征氏

b. 挨拶および大使紹介

外務省アジア大洋州局長 石兼公博氏

c. 各国情勢の説明

在韓国大使館特命全権大使	別所浩郎氏
在ベトナム大使館特命全権大使	深田博史氏
在インドネシア大使館特命全権大使	谷崎泰明氏
在タイ大使館特命全権大使	佐渡島志郎氏
在インド大使館特命全権大使	平松賢司氏
在ミャンマー大使館特命全権大使	樋口建史氏

6. 会議 (12)その他の会議

d. 懇談

e. 閉会

日本商工会議所特別顧問 釜 和 明

㊷ その他国際関係会議

- | | |
|-----------------|---|
| 5月14日 | サンパウロ商業会議所ダマリス理事の西尾理事・事務局長への表敬訪問 |
| 7月2日 | 日韓・韓日商工会議所首脳会議 |
| 7月7日 | メキシコ中小企業庁 ゴンザレス統括調整官と西尾理事・事務局長との面談 |
| 8月21日 | A S E A N日本人商工会議所連合会総会ならびにミン事務総長との対話への
久貝日商・常務理事出席 |
| 10月17日 | 世界商工会議所連合(WCF)評議員会 |
| 1月31日～2月6日(79名) | 「訪タイ・マレーシア経済ミッション」 |

(12) その他の会議

① 参与会

- | | |
|----------------|----------------------|
| 10月9日～10日(26名) | 1) 開会挨拶 |
| ※蓼科フォーラムにて開催 | 2) 議事 |
| | a. 蓼科フォーラムについて |
| | b. 今期の活動状況について(中間報告) |
| | 3) 閉会挨拶 |

② 秘書会

- | | |
|-------------|---------|
| 4月20日(105名) | 1) 情報交換 |
| 12月8日(115名) | 1) 情報交換 |

③ 平成28年度議員選挙に関する説明会

- | | |
|--------------|--------------------------|
| 11月10日(209名) | 1) 開会 |
| | 2) 挨拶 |
| | 3) 説明 |
| | a. 議員選挙の概要および日程について |
| | b. 議員選挙に関する詳細およびご依頼等について |
| | c. その他 |
| | 4) 質疑応答 |

④ 選挙管理委員会

- | | |
|------------|---|
| 10月1日(16名) | 議件 (1)議員選挙の日程並びに投票場および開票場について
(2)選挙人への保有選挙権個数通知について |
| | 報告 (1)「会員・特定商工業者名簿」頒布について
(2)今後の選挙管理委員会日程について
(3)その他 |
| 3月9日(16名) | 議件 (1)東京商工会議所議員選挙および選任に関する規約の改正
(案)について
(2)平成28年度1号議員選挙要領(案)について
(3)1号議員選挙各種用紙の様式(案)について |

⑤ 福島県内商工会議所と東京商工会議所との懇談会

- | | |
|------------|--------------------------|
| 9月4日(140名) | 1) 開会 |
| | 2) 挨拶 |
| | 3) 報告 |
| | a. 東商における被災地支援策の取り組みについて |

b. 日本商工会議所および各地商工会議所による福島支援の取り組みについて

c. 復旧・復興の現状と今後の課題について

4) 意見交換

5) 閉会

⑥ 四木会

4月22日 (9名) 1) 意見交換・情報交換
 10月30日～31日 (14名) 1) 意見交換・情報交換 ※蓼科フォーラムにて開催
 2月24日 (9名) 1) 意見交換・情報交換

⑦ トップアスリートのための就職支援「アスナビ」説明会

6月4日 (60名) 第一部 説明会

1) 開会挨拶

東京商工会議所 健康づくり・スポーツ振興委員長 後藤 忠治
 (公財)日本オリンピック委員会 副会長兼専務理事 青木 剛氏

2) 「アスナビ」制度の紹介

(公財)日本オリンピック委員会 理事 福井 烈氏

3) オリンピアンからの応援メッセージ

(公財)日本オリンピック委員会 理事

ソウルオリンピック女子柔道 銅メダリスト 山口 香氏

4) 「アスナビ」採用事例紹介

三菱電機(株) 人事部採用グループマネージャー 高石 圭悟氏

5) 就職希望選手によるプレゼンテーション

第二部 懇談会

⑧ オリンピック・パラリンピック関連 会議・講演等

1) オリンピック・パラリンピック等経済界協議会

a. 運営委員会 第1回会合 7月10日 (111名)

議事 挨拶

(公財)東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会

企画財務局長 中村 英正氏

説明 2020年オリンピック・パラリンピックの開催に向けて

東京都 オリンピック・パラリンピック準備局長 中嶋 正宏氏

報告 運営委員会の今後の活動について

b. 経済界協議会 臨時会合 9月4日 (109名)

議事 挨拶

経済界協議会 会長 豊田 章男氏

説明 東京オリンピック・パラリンピックをめぐる最近の状況について

(公財)東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会

副事務総長 佐藤 広氏

意見交換

c. 運営委員会 第2回会合 10月21日 (103名)

議事 説明 東京オリンピック・パラリンピックに向けた取り組み状況

6. 会議 (12) その他の会議

(公財)東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会

副事務総長 布村幸彦氏

意見交換

d. 運営委員会 第3回会合 11月27日 (113名)

議事 説明 東京オリンピック・パラリンピックに向けた取り組み状況

(公財)東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会

総務局長 雑賀真氏

企画財務局長 中村英正氏

意見交換

e. 運営委員会 第4回会合 1月28日 (117名)

議事 挨拶 (公財)東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会

副事務総長 坂上優介氏

説明 「アクション&レガシープラン2016中間報告」について

(公財)東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会

企画財務局長 中村英正氏

報告 東京オリンピック・パラリンピックのレガシー形成に向けた経済界協議会の活動について

意見交換

f. 運営委員会 第5回会合 3月25日 (129名)

議事 挨拶 (公財)東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会

企画財務局長 中村英正氏

報告 レガシー形成に向けた経済界協議会の具体的なアクションプラン

(1)第2回経済界協議会(正式キックオフ会議4月15日)の概要

(2)ソフトレガシー・ハードレガシーキックオフ時の企画(案)

(3)今後の進め方

意見交換

2) オリンピック・パラリンピック関連講演会

a. 1月21日 (170名)

講演 「2020年大会に向けた政府の取組」について

内閣官房 東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局

参事官補佐 川本敦氏

講演 「2020年に向けた東京都の取組 ～大会後のレガシーを見据えて～」について

東京都 オリンピック・パラリンピック準備局 総合調整部

計画担当課長 小坂勉氏

b. 2月15日 (320名)

講演 「アクション&レガシープラン2016 中間報告」について

(公財)東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会

総務局長 雑賀真氏

⑨ 東京外かく環状道路(関越道～湾岸線)整備促進連絡会議

都内の商工会議所、商工会連合会、運輸、観光関連団体等、15団体にて構成する「東京外かく環状道路

(関越道～湾岸線)整備促進連絡会議」を開催し、「東京外かく環状道路(関越道～湾岸線)の整備促進に関する決議」を採択した。また、決議にもとづき東京都建設局長ほか関係各所に陳情活動を行った。

1) 連絡会議

1 1 月 2 4 日 (3 3 名) 東京外かく環状道路(関越道～湾岸線)整備促進連絡会議

a. 意見交換会

来賓挨拶

東京都議会外かく環状道路建設促進議員連盟 会長 高橋 かずみ 氏
 国土交通省 関東地方整備局 道路部 道路企画官 鹿角 豊 氏
 東京都 建設局 三環状道路整備推進部長 川嶋 直樹 氏
 東京都 都市整備局 外かく環状道路担当部長 佐々木 健 氏
 東日本高速道路株式会社 関東支社 東京外環工事事務局長 堀 圭一 氏
 中日本高速道路(株) 東京支社 東京工事事務局長 合田 聡 氏

説明 「東京外かく環状道路の現状について」

国土交通省 関東地方整備局 東京外かく環状国道事務局長 四童子 隆 氏

意見交換

b. 決議文採択 ※15 団体構成員

報告 「東京外かく環状道路整備促進連絡会議の最近の活動について」

決議文採択

○ 東京外かく環状道路(関越道～湾岸線)の整備促進に関する決議

首都圏が国際競争力を強化し、世界から人材・情報・投資が集まる国際的ビジネス拠点としての役割を十分に果たすためには、経済活動や都市機能を支える基幹道路ネットワークのさらなる整備が不可欠である。

中でも、首都圏三環状道路は首都圏の経済や生活を支え、2020年オリンピック・パラリンピック大会時にも重要な役割を担う基幹インフラである。折しも、外側の環状道路の利用が料金の面で不利にならないよう、起終点を基本とした継ぎ目のない首都圏の高速道路の新たな料金体系が来年4月に導入される予定であることから、一刻も早い整備が求められる。

こうした中、首都高速中央環状線は本年3月に全線開通し、渋滞緩和効果をはじめ高いストック効果が発現している。また今年度、圏央道は開通した区間がさらに増えて整備率が約8割となり、常磐道と東関東道、および、東名高速から東北道がそれぞれつながったことで、観光振興や企業立地など多岐にわたるストック効果が期待されている。その一方、東京外かく環状道路(外環道)は整備率が約4割にとどまっており、これら2つの路線に比べて整備が遅れている状況である。

このうち、関越道～東名高速間は、関係各位のご尽力により2012年9月に着工に至り、一昨年9月には青梅街道IC(インターチェンジ)が道路区域決定を受け、全てのJCT(ジャンクション)・ICで用地取得の推進体制が整い、昨年3月には大深度地下使用の認可が下り、本年3月には東京都が地中拡幅部の都市計画を変更したことから、2020年の早期完成に向けて整備をさらに加速していくことが求められる。

一方、東名高速以南(東名高速～湾岸線間)は、湾岸線等との接続により、関越道・中央道・東名高速と羽田空港や京浜港とのネットワークが確立される極めて重要な路線でありながら、未だルートが確定していない予定路線である。

外環道の整備は、都心に流入している通過交通が迂回でき渋滞解消につながるため、関越道～東名高速間のみでも年間の経済効果は約1,700億円、費用対便益(B/C)でも費用の約2.3倍という高い便益が見込まれているほか、生活道路の安全性向上や高い環境改善効果など、多岐にわたる整備効果が期待されている。とりわけ、首都直下地震等の発災時には、一部区間に不通が生じた際にも速やかに移動することができる迂回機能(リダンダンシー)を発揮し、日本の東西交通の分断を防ぐことから、必要不可欠な路線である。

従って、外環道のさらなる整備促進に向けて、下記の通り、特段の配慮をお願いするものである。

記

1. 東京外かく環状道路（関越道～東名高速間）の早期開通

- ・本線シールドの発進する立坑工事とそれに続く本体トンネル部の工事を着実に推進し、オリンピック・パラリンピックが開催される2020年までに確実に開通できるよう、国において、用地補償および工事に必要な財源を確保すること。
- ・現在、約8割の進捗であるJCT・IC等の用地取得と併せて、本体トンネルのうち地上から深さ41メートル以内の箇所を区分地上権取得も促進すること。

2. 東京外かく環状道路（東名高速～湾岸線間）の早期計画具体化

- ・国と都の検討の場を設け、ルートを検討した上で、できる限り早く全体の計画を具体化し、事業化すること。
- ・事業化した際には、まず、東名高速から第三京浜までの区間（約4km）について早期に整備すること。

以上

2015年11月24日

東京外かく環状道路（関越道～湾岸線）
整備促進連絡会議

構成団体		代表者
東京商工会議所	会頭	三村 明夫
八王子商工会議所	会頭	田辺 隆一郎
武蔵野商工会議所	会頭	稲垣 英夫
青梅商工会議所	会頭	舘 盛和
立川商工会議所	会頭	佐藤 浩二
むさし府中商工会議所	会頭	濱中 重美
町田商工会議所	会頭	深澤 勝
多摩商工会議所	会頭	坂田 忠孝
東京都商工会連合会	会長	村越 政雄
(一社)東京都トラック協会	会長	大高 一夫
(一社)東京バス協会	会長	島倉 秀市
(一社)東京ハイヤー・タクシー協会	会長	川鍋 一朗
東京都商店街連合会	会長	桑島 俊彦
公益財団法人東京観光財団	理事長	前田 新造
公益社団法人東京青年会議所	理事長	中村 豪志

<実現状況>

※東名高速～湾岸線の整備促進に向けた協議会（東京外かく環状道路（東名高速～湾岸線間）計画検討協議会）が設立された。

⑩ 各種検定試験に関する会議等

1) カラーコーディネーター検定試験

第1回検定委員会	5月28日	(7名)	第39回1級作問方針等について
1級採点委員会	12月13日	(19名)	第39回1級採点について
第2回検定委員会	1月7日	(6名)	第39回1級最終採点審査

- 2) ビジネス実務法務検定試験
- | | | | |
|-------------------------|---------|-------|----------------|
| 第1回1級作問・採点委員会 | 5月20日 | (13名) | 第38回1級問題作成について |
| 第2回1級作問・採点委員会 (蓼科フォーラム) | 9月4日～5日 | (16名) | 第38回1級問題作成について |
| 第3回1級作問・採点委員会 | 10月9日 | (12名) | 第38回1級問題作成について |
| 1級最終採点委員会 | 2月25日 | (1名) | 第38回1級最終採点審査 |
- 3) 福祉住環境コーディネーター検定試験
- | | | | |
|------------|--------|-------|--------------------------|
| 第1回1級作問委員会 | 5月15日 | (5名) | 第35回1級問題作成について |
| テキスト企画委員会 | 6月9日 | (2名) | 1・2・3級公式テキスト 改訂4版の作成について |
| 第2回1級作問委員会 | 9月3日 | (6名) | 第35回1級問題作成について |
| 第1回検定委員会 | 10月14日 | (11名) | 福祉住環境コーディネーターに求められる役割とは |
| 1級最終採点委員会 | 2月23日 | (2名) | 第35回1級最終採点審査 |
- 4) B A T I C (国際会計検定)
- | | | | |
|----------|--------|------|--------------|
| 第1回作問委員会 | 6月5日 | (6名) | 第29回問題作成について |
| 第2回作問委員会 | 10月20日 | (6名) | 第30回問題作成について |
- 5) 環境社会検定試験 (e c o 検定)
- | | | | |
|----------|-------|-------|-----------------|
| 第1回作問委員会 | 3月30日 | (4名) | 第18回問題作成について |
| 第2回作問委員会 | 5月7日 | (3名) | 第18回問題作成について |
| 第1回検定委員会 | 5月19日 | (13名) | 受験者増加に向けた対策について |
| 第3回作問委員会 | 5月27日 | (3名) | 第18回問題作成について |
| 第4回作問委員会 | 8月20日 | (3名) | 第19回問題作成について |
| 第5回作問委員会 | 9月29日 | (3名) | 第19回問題作成について |
- 6) その他
- | | | | |
|--------------------------------|-----------|--------|--|
| 東京商工会議所企画検定試験 「施行研修会」 | 4月17日 | (53名) | 東京商工会議所企画検定試験の施行運営について |
| 東京商工会議所施行検定試験 「試験会場担当者会議」 | 4月23日 | (9名) | 東京商工会議所施行検定試験の施行運営について |
| 東京商工会議所企画検定試験 「大都市商工会議所担当課長会議」 | 1月14日～15日 | (17名) | 平成27年度～28年度の検定試験施行運営について
会場：京都商工会議所 |
| 東京商工会議所企画検定試験 「担当者会議」 | 1月29日 | (126名) | 平成28年度東京商工会議所企画検定試験の施行運営について |

7. 事業

(1) 組織基盤強化活動

① 「全会員訪問運動」による現場主義・双方向主義の徹底

平成27年度の「全会員訪問運動」は、引き続き“御用聞き”によるヒアリングを中心に展開した。

平成27年度御用聞き件数 4,556件（うち、重点訪問先からの御用聞きの件数 1,650件）

② 新規加入推進・退会防止・会費増収の取り組み

議員・支部役員と事務局が一丸となり新規加入推進に取り組んだ結果、新規加入は5,231件となった。また、退会も昨年度比で減少し、5,030件となった。結果、本年は4年連続で会員数純増（201件）を達成した。

＜加入＞ 5,231件（前年比 88.9%）

うち議員・支部役員等募集 101件（ 〃 41.9%）

〃 事務局募集 5,130件（ 〃 90.9%）

＜退会＞ 5,030件（前年比 97.0%）

1) 議員企業・支部役員等の紹介による新規加入推進

・議員 <直接募集件数> 2件（支部役員兼任者含む）

<紹介による件数> 69件（支部役員兼任者含む）

・支部役員等 <直接募集件数> 88件

<紹介による件数> 456件

【合計】 615件

2) 事務局会員増強表彰

加入件数または口数目標達成率において顕著な実績を上げた部署に対し表彰を実施した。

本部： 東商ビル建替え準備室（61口・口数達成率358.8%）、

共済・証明事業部（202件・件数達成率192.4%）、

中小企業部（211件・件数達成率154.0%）

産業政策第一部（50件・件数達成率151.5%）

支部： 大田支部（435口・口数達成率240.3%）、

渋谷支部（327口・口数達成率208.3%）、

板橋支部（162件・件数達成率154.3%）

3) 会員増強推進担当者会議

事務局内での会員増強活動の更なる推進を図るため、事務局各部署に「会員増強推進担当者」を設置し、「会員増強推進担当者会議」を2回実施した。

4) 入会キャンペーン

新規加入推進のためのキャンペーンとして、平成24年度より実施。平成27年度は、平成27年7月～9月常議員会加入承認分を対象に、下記3点を実施した。

・非会員も参加することができる交流会を実施

・期間中の加入者には加入口数と同数の「事業・サービス共通ご優待券（1枚3,000円分）」を贈呈 ※通常は加入時には1会員につき一律1枚

・会員が非会員を紹介し、紹介を受けた事業者が期間中に入会した場合、紹介1件につきプリペイドカード金券（500円）1枚を、紹介した会員に贈呈

③ 業務推進・業務改善

1) 業務改善表彰

事業運営改善を推進するため、特に他部署の範となる8件の取り組みについて、事務局長名による表彰を

行った。

(表彰対象)

- ・「東商リレーションプログラム」 (人材・能力開発部 人材支援センター)
- ・「ビジネスマネジャー検定」 (検定事業部 検定センター)
- ・「地域における産業界と教育現場との取り組み」 (墨田支部)
- ・「「チャレンジド・ワーク室」の設置による業務効率化の推進と障害者雇用率達成」
(総務統括部 人事課)
- ・「他に先んじた就職活動時期への対応」 (産業政策第二部 労働担当)
- ・「首都・東京の国際競争力強化に資する政策活動の展開」 (地域振興部 都市政策担当)
- ・「ビジネスサポートデスク4拠点化による経営相談体制の強化」
(中小企業部 中小企業相談センター・BSD)
- ・「地域のニーズに即した人材確保支援事業の展開」 (江戸川支部)

(2) 意見活動

① 意見・要望・提言一覧

NO.	摘 要	
第1号	国家戦略特区に対する意見について	第671回常議員会 2015年4月9日
第2号	東京都の中小企業対策に関する重点要望について	第672回常議員会 2015年5月13日
第3号	わが国と東京における観光振興に関する意見について	第672回常議員会 2015年5月13日
第4号	国の中小企業対策に関する重点要望について	第674回常議員会 2015年7月9日
第5号	世界に冠たる観光都市・東京を実現するための観光政策に関する意見について	第674回常議員会 2015年7月9日
第6号	中小企業の国際展開に関する重点要望について	第674回常議員会 2015年7月9日
第7号	平成28年度税制改正に関する意見について	第675回常議員会 2015年9月4日
第8号	東京都の防災対策に関する意見について	第676回常議員会 2015年10月8日
第9号	東京の国際競争力強化に向けた要望について	第677回常議員会 2015年11月9日
第10号	知的財産政策に関する意見について	第681回常議員会 2016年3月10日
第11号	2020年東京オリンピック・パラリンピック等の気運盛り上げに関する要望について	第681回常議員会 2016年3月10日

パブリックコメント・大会決議文 等

1. 国家戦略特区に対する意見

I. 基本認識

1. 国家戦略特区の現状

産業の国際競争力強化、国際的な経済活動の拠点形成に向け、総理主導のもとで大胆な規制・制度改革を講じるために、一昨年末に国家戦略特区が創設された。昨年5月の政令により、全国6区域が国家戦略特区に指定され、そのうち東京圏は東京オリンピック・パラリンピックも視野に、世界で一番ビジネスのしやすい環境を整備していくことで、国際的ビジネス拠点を形成することを目標に、都内9区、神奈川県、千葉県成田市が区域に指定された。

その後、現行の国家戦略特区法に基づく規制・制度の特例措置（いわゆる初期メニュー）に加えて、新たな特例措置（いわゆる追加改革メニュー）が盛り込まれた改正法案が昨年秋の臨時国会に提出されたが、審議未了で廃案となったことから、追加改革メニューの実現が半年程度遅れることとなった。

現在、沖縄県を除く5区域（東京圏、新潟県新潟市、関西圏、兵庫県養父市、福岡県福岡市）では区域計画が認定され、初期メニューに基づく特定事業が開始された。更に、地方創生を規制改革により実現するために、去る3月19日に国家戦略特区の第2弾として秋田県仙北市、仙台市、愛知県を新たに指定することが決定した。これにより国家戦略特区は全国9区域となる。

7. 事業 (2)意見活動

昨年2月に閣議決定された国家戦略特区の「基本方針」では、今年度までの2年間を集中取組期間としているが、岩盤規制改革に残された期間はわずか1年である。従って、国家戦略特区の各区域方針で掲げられた目標を高い次元で達成するためには、廃案となった改正法に規制改革事項を更に盛り込んだ新たな法案を早期に成立させ、同事項に基づく追加改革メニューを速やかに実行に移していかなければならない。

東京商工会議所では昨年6月に「東京圏の国家戦略特区に対する意見」を策定したが、国家戦略特区が産業の国際競争力強化や、国際的な経済活動の拠点形成等に向け、より一層高い効果を発揮していくために、下記により改めて意見を申し上げる。

2. 首都・東京が抱える課題

意見の前提として、首都・東京が抱える主な課題を下記に整理する。

(1) 超高齢化と人口減少社会への対応

- ・東京都は出生率が全国で最低であり、都内人口は2020年の1,336万人をピークに減少する見込みとなっている。少子化の進行により出生数は減少し約50年後には半減、また、高齢化の進行により老年人口の割合は2060年に39%となる見込みであるため、地方のみならず東京都においても「超高齢化と人口減少社会への対応」は喫緊の課題である。
- ・更に、国の目標である50年後に1億人程度の安定した人口構造を保持するためには、地方に人が残る「しごと」づくりをはじめとした地方創生策の強力な推進を通じて、若年層を中心とした地方から東京への人口流出に歯止めをかけることが必要である。

(2) グローバル化の一層の進展とアジア主要都市の台頭による国際競争力の低下

- ・TPPをはじめ経済連携交渉が加速する中で、今後、一層のグローバル化が進展していくことが予想されている。
- ・グローバル化の一層の進展に伴うアジア主要都市の急速な台頭、わが国のビジネスコストの高さや規制の厳しさ、外国人・外国企業の受入環境の不十分さなどの理由から、東京の国際競争力は相対的に低下している。
- ・人口減少社会でも首都・東京が活力に溢れ、持続的な経済成長を実現していくためには、経済を世界に開き、新興国等の新たな成長を取り込んでいくことが不可欠である。2020年を一つの契機に、東京の国際競争力を一層強化していく必要がある。

(3) 都内製造業の減少と厳しい中小企業の経営環境

- ・都内事業所数は減少傾向で、特に製造業は事業所数、従業者数、出荷額、付加価値額ともに減少している（2011年は2000年の約6割）。
- ・都内中小企業の景況感は回復傾向にあるものの、未だに厳しい経営環境が続いている。また、開業率の向上が重要な課題である。

(4) 首都直下地震等巨大災害の脅威

- ・一昨年末に内閣府の中央防災会議が公表した首都直下地震の被害想定では、南関東地域でマグニチュード7クラスの地震が発生する確率は今後30年間で70%、最悪の場合は死者数約2万3千人、全壊・焼失棟数約61万棟、経済的被害は約95兆円と予想されている。このように、首都直下地震では、経済社会のあらゆる面で国難とも言うべき被害が想定されている。
- ・一方で、防災・減災対策の推進により、死者数は1割に、経済的被害も半減できるとの見通しも示されていることから、建築物の倒壊、木造住宅密集地域における延焼火災、帰宅困難者問題をはじめ、都市防災対策を迅速かつ着実に実施していくことが急務である。
- ・また、去る3月31日に「首都直下地震緊急対策推進基本計画」の変更が閣議決定され、死者数、全壊・焼失棟数を今後10年で概ね半減させるなどの減災目標が示された。
- ・加えて、都市防災対策は、東京が国際的ビジネス拠点を形成することや、国際的に東京の安全性をアピールする上でも極めて重要である。

(5) 2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催

- ・大会の開催を一つの契機に、陸・海・空の交通ネットワークの強化や都市の機能・魅力の向上、訪日外国人客の増加に対する期待が高まっている。

II. 国家戦略特区に関する国及び東京都への要望

上記の基本認識に基づき、国及び東京都への要望事項を下記に記載する。

1. 国家戦略特区の制度や目標、区域に関すること

(1) 国に対する要望

① 「総合特区」に基づく特例措置を「国家戦略特区」でも使えるようにすること

一昨年に創設された国家戦略特区だけでなく、平成14年に創設された「構造改革特区」や平成23年に創設

された「総合特区」にも、わが国の国際競争力強化や地域活性化に資する様々な規制・制度の特例措置が盛り込まれている。

国家戦略特区の各区域の目標を高い次元で達成するためには、現時点で使うことができる規制・制度の特例措置（初期メニュー）と、国家戦略特区の改正法案が成立した後に使うことができる特例措置（追加改革メニュー）、国家戦略特区の各区域も含めて使うことができる「構造改革特区」に基づく特例措置に加えて、「総合特区」に基づく特例措置のうち、各区域の目標達成に資するものは、使えるようにすることが望ましい。

上記により、国家戦略特区の各区域が、今よりも幅広い選択肢の中から規制・制度の特例措置を選択して実行できるようにすべきである。

②追加改革メニューを含んだ東京圏の区域計画を速やかに認定すること

東京圏の区域方針で示された目標である「世界で一番ビジネスのしやすい環境の整備」や「世界から資金・人材・企業等を集める国際的ビジネス拠点の形成」、「創薬分野等における起業・イノベーションを通じ、国際競争力のある新事業を創出」を高い次元で実現するために、改正法案が成立した後は、追加改革メニューを含んだ東京圏の区域計画を速やかに認定し、民間事業者が特定事業を円滑に実施できる態勢を早期に構築すべきである。

更にその後も、東京圏の目標実現に資する新たな規制・制度の特例措置を積極的に取り入れていくことが必要である。

③規制・制度の特例措置のうち、有効なものは広く全国へ展開すること

国家戦略特区に基づく規制・制度の特例措置は、全国展開の可否や要件の見直しを区域会議や諮問会議において的確に評価し、有効なものは広く全国へ展開すべきである。

(2) 東京都に対する要望

①区域方針で示された東京圏の目標にとどまらず、国家戦略特区を活用して「世界一の都市・東京」を実現すること

国家戦略特区を活用して東京が目指すべき将来像「世界一の都市・東京」を実現するためには、区域方針で示された東京圏の目標である「国際的ビジネス拠点の形成」等にとどまらない、東京の持続的発展に向けたストーリー性のある目標設定が必要である。そのためには、「史上最高のオリンピック・パラリンピック」の実現や、観光振興、子育て支援・人口減少社会への対応等も目標の要素として取り入れるべきである。

また、上記の目標設定のもとで、国家戦略特区を活用して、先述の「首都・東京が抱える課題」を解決していくべきである。

②都内における指定区域を拡大すること

現在、都内の指定区域は9区であるが、区域方針で示された東京圏の目標にとどまらず、国家戦略特区を活用して「世界一の都市・東京」を実現するために、区部の全域に、更には多摩地域も含めて拡大していくことが望ましい。

2. 個別の規制・制度改革に関すること

(1) 東京圏の国家戦略特区で十分に活用していくべき規制・制度の特例措置

(初期メニュー、追加改革メニュー等に基づくもの)

①都市再生・まちづくり

1) 都市計画法等の特例による特定事業の着実な実施

都市計画法等の特例として大胆な容積率の設定、迅速な都市計画決定の実施対象として選定された都内10地区における事業のうち、日比谷地区、竹芝地区、虎ノ門四丁目地区の事業が東京圏の区域計画に盛り込まれたが、他の地区も含めて、着実且つスピーディーに推進していくことが期待される。

また10地区における事業以外にも対象を更に拡大することで、国際的ビジネス環境や外国人向け生活環境の整備をより一層促進していくことが望まれる。

なお、国家戦略特区を通じて国際都市の形成を図るために必要な施設（都心居住のための住宅、オフィスビル、コンベンション施設等）の立地を促進し、拠点形成を図っていくためには、日影規制の緩和や借地借家法の正当事由の拡大も検討すべきである。更に、東京都駐車場条例や地域ルールで、大規模建築物に対する駐車場の付置義務が課せられているが、一定の駐車需要が見込めないエリアもあることから、付置義務の一層の緩和も検討されたい。

2) 道路占用基準の緩和を通じたオープンカフェ等の設置

都市における国際的なイベントの実施や多言語看板、オープンカフェの設置等に係る道路空間の利用（道路法の特例措置）が初期メニューに盛り込まれた。東京圏の区域計画には、丸の内仲通り、行幸通り、川端緑道等において、イベント開催時におけるカフェ、ベンチ等の設置等により、都心型MICE及び都市観光の推進を図ることが盛り込まれたが、

こうした取り組みは都市の魅力向上に有効なことから、鋭意推進していくべきである。

7. 事業 (2)意見活動

また、都内の指定区域となっていない区からも、本特例に係る具体的な提案があることから、指定区域の拡大とともに、他地区においても実施していくことが期待される。

なお、国際的なイベントの実施や多言語看板、オープンカフェの設置等に係る道路空間の利用には、道路交通法に基づき所轄警察署長による道路使用許可が必要であるが、手続き等の簡素化を図っていくことが望ましい。

3) 短期滞在の外国人向け滞在施設の旅館業法の適用除外

訪日外国人客の増加や、2020年東京オリンピック・パラリンピックを見据えて、短期滞在の外国人向け滞在施設の旅館業法の適用除外（外国人滞在施設経営事業）は、外国人の多様な滞在ニーズへの対応を図る上で有効であるため、推進していくことが望ましい。

なお、国家戦略特区法施行令において、「施設を使用させる期間が七日から十日までの範囲内において施設の所在地を所管する都道府県（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合にあつては、当該保健所を設置する市又は特別区）の条例で定める期間以上であること」と規定されているため、区部で外国人滞在施設経営事業を推進していくためには、先述の通り、特別区における条例制定が必要となる。従って、各特別区において協議・検討の上、条例を制定していくことが期待される。

なお、旅館は観光振興の重要な担い手であるとともに、施設そのものが観光資源であるため、地域の旅館の活性化や活用促進を図ることが肝要であることは言うまでもない。

②医療

1) 二国間協定等に基づく外国医師の業務の拡大

東京都では、国際的ビジネス拠点の形成に向け、グローバルな視点から魅力的なビジネス環境や生活しやすい環境を整備し、多くの外国企業の誘致や人材の受入れを図るための取り組みを鋭意推進している。また、2020年までに年間の訪都外国人旅行者数を1,500万人、2024年頃までに1,800万人にする目標を掲げ、関連する施策に注力している。ビジネスや観光で東京を訪れる外国人が一層増加していくことが期待されている中で、外国企業の従業員やその家族、外国人観光客が安心して東京に滞在できるよう、外国人対応の医療施設を増やしていくことは非常に重要である。

従って、医師資格制度に係る二国間協定の対象国の拡大や人数枠の拡大、受入医療機関の拡大、更には自国民に限らず外国人一般に対して診療を行うことを認める等の対応を鋭意推進していくことが望まれる。

2) 高度医療提供に係る病床規制の特例

国家戦略特区では、区域会議が、特区内において世界最高水準の高度な医療を提供する事業及び当該事業に必要な病床の数を定めた区域計画を作成して認定を受けた場合に、都道府県は、病床過剰地域であっても区域計画に定められた病床数を既存の基準病床数に加えて、医療機関の開設・増床の申請を許可することができる特例措置が設けられている。

東京圏の区域計画には、がん治療をはじめとした高度医療提供事業が盛り込まれているが、こうした事業を通じて世界最高水準の医療技術の実用化を促進することは大変に有意義であり、東京が世界トップクラスの国際医療拠点となることにも資することから、鋭意推進されたい。

3) 保険外併用医療の拡充による先進的且つ高度な医療の提供

東京圏の区域計画には、医療水準の高い国で承認されている医薬品等であつて、わが国においては未承認の医薬品等又はわが国において適応外の医薬品等を用いる技術全てを対象として、保険外併用医療に関する特例を活用し、迅速に先進医療を提供できるようにする事業が盛り込まれている。こうした事業についても、上記と同様に鋭意推進されたい。

4) 医薬品製造販売に係る承認審査権限の一部東京都への付与（ジェネリック医薬品）

東京都は、医療用後発医薬品（ジェネリック医薬品）について、東京都への審査権限の付与による製品化までの期間の短縮を提案しており、今年度に東京都の職員をPMDA（独立行政法人医薬品医療機器総合機構）に派遣、情報交換を行い、東京都への承認審査権限付与に向けた準備を進め、結論を得る予定となっている。こうした取り組みも、上記と同様に鋭意推進されたい。

また、東京都長期ビジョンには上記以外にも、日本橋地区等に民間の創意工夫を活かしたライフサイエンスのビジネス拠点形成を促進していくこと等が盛り込まれているが、東京都の一連の取り組みは、医療・創薬等の国際的イノベーション拠点の形成に大いに資することから、鋭意推進されたい。

③外国企業の誘致促進・創業促進等

1) 法人設立手続きの簡素化、迅速化

東京都は、東京を世界に開かれた国際経済都市とすべく、2016年度までに、特区内にアジア地域の業務統括拠点・研究開発拠点を設置する50社を含む外国企業500社以上を誘致することを目標に掲げている。一方で、経済産業省の「外資系企業動向調査」では、日本で事業展開する上での主な投資阻害要因として、「規制・許認可制度の厳しさ」や「行政手続きの複雑さ」を指摘する割合が3割強となっている。従って、外国企業の誘致

や開業促進には、法人設立手続きの簡素化・迅速化が非常に重要である。

こうした中、国及び東京都は去る4月1日に「東京開業ワンストップセンター」を設置した。本センターは、登記、税務、年金・社会保険等の法人設立及び事業開始時に必要な各種の申請や外国人の在留資格認定証明書交付申請のための窓口を集約し、関連する相談業務や各種手続きの支援を総合的に行う機能を有している。本センターは、外国企業の誘致や開業促進に有効であることから、東京都が取り組む外国企業支援窓口である「ビジネスコンシェルジュ東京」におけるビジネスマッチングや生活支援等のサービスも含めて、各種の支援やサービスを鋭意展開されたい。また、外国企業の利用状況次第では、本センターの更なる設置も検討していくことが必要である。

併せて、東京都では、東京がニューヨーク、ロンドンと並ぶ国際金融センターとしての地位を取り戻すために推進会議を設置し、取り組みを円滑に行うための都・国・民間の連携強化策や課題解決に向けた検討を進めているが、国際金融センター構想は、東京の国際競争力強化に直結する重要な取り組みであることから、鋭意推進されたい。

2) 在留資格「経営・管理」の基準緩和

今国会に提出される新たな法案には、外国人が活躍する環境の整備を目的に、在留資格「経営・管理」の基準の緩和、クールジャパンに関わる外国人の活動を促進する施策の推進、情報提供が盛り込まれている。これらは、創業人材等多様な外国人の受け入れ促進に向け有効なことから、改正法案の成立後は着実に運用されたい。

3) 高度外国人材の在留上限期間の更なる伸長

先述の「在留資格『投資・経営』の基準緩和」に関連し、東京都が提案した「高度外国人材の在留上限期間の更なる伸長（現状5年→10年など）」は、高度外国人材の活躍の場を広げグローバルな人材が集う都市環境を醸成することに寄与することから、実現に向け検討されたい。

④観光

1) 外国語による有料観光案内サービスの要件緩和

今国会に提出される構造改革特区法の改正案には、地域における観光振興を図るため、地方公共団体が行う研修を修了した者が地域限定特例通訳案内士として、報酬を得て通訳案内業務を行うことを可能とする特例が盛り込まれている。この特例は、東京のみならず全国各地を訪れる外国人旅行者数が一層増加していくことが期待され、需要の多様化に的確に対応することが求められている一方で、現状の通訳案内士が都市部に偏在していることから、鋭意推進すべきである。

また、国から全国の地方公共団体に対して、本特例を観光振興、地方創生に大いに活用するよう、働き掛けていくことを望む。なお、ビザ要件の緩和等により、特に東南アジアからの旅行者が一層増加していくと予想されることから、本特例の推進にあたっては、東南アジア諸国の言語への対応に注力されたい。

2) 民間事業者による無料循環バスの停留所の道路占用許可

民間事業者による無料循環バスは都内数地区で運行され、観光やビジネスの足として活用されている。本件は道路法の特例措置として、台東区が快適な観光の基盤づくりの一環で提案をしているが、都内の着地型観光の推進や、ビジネス上の円滑な移動に資することから、着実に推進されたい。

3) 外国人芸術家が訪日公演の際に、在留資格「短期滞在」での入国許可

豊島区は、目指す都市像として「国際アート・カルチャー都市」を掲げ、最先端のアート・カルチャーで世界から人や産業を集めるための取り組みを推進している。中でも、特区で取り組む最優先プロジェクトとして、グリーン大通りにおけるオープンカフェやコスプレ、音楽等のパフォーマンスの実施を掲げている。このプロジェクトを実現するために、海外の芸術家が滞在制作や公演を行う際の滞在資格を「興行」ではなく「短期滞在」扱いとすることを提案しているが、他の地区も含めて街なかの賑わい創出、更には、リオ2016大会後の開始が予定されている「文化プログラム」の実施にも有効なことから、実現されたい。

⑤少子化社会への対応

1) 地域限定保育士制度の創設

今国会に提出される新たな法案には、国家戦略特区の都道府県が行う年間2回目の保育士試験の合格者に3年間当該都道府県内のみで保育士として通用する資格を付与し、当該3年経過後は「保育士」として地域を限定せずに働くことを可能とする制度である地域限定保育士制度の創設が盛り込まれている。加えて、都道府県知事が2回目の保育士試験を行わない場合は、政令指定都市市長が実施することを可能とすることも盛り込まれた。

国が「待機児童解消加速化プラン」により保育の量の拡大を図る中で、本年1月に公表した「保育士確保プラン」では、2017年度末までに国全体として新たに確保が必要となる保育士数は約6万9千人と推計されている。特に、都市部では保育士不足が大きな問題となっており、都内でも2017年度末までに約2万8千人を新たに確保する必要があると推計されているなど、保育の現場を支える保育士の確保が喫緊の課題となっていることから、改正法案の成立後は国家戦略特区の各区域が必要に応じて本特例を活用し、保育士確保に向けた取り組み

7. 事業 (2)意見活動

を強化すべきである。

2) 都市公園内における保育所設置の解禁

都内では、保育サービスの拡充により、昨年4月時点の利用児童数は前年に比べて増加し約23万5千人となったが、人口流入による就学前児童人口の増加や共働き世帯の増加による保育ニーズの増大により、ここ2年ではむしろ待機児童数は増えており、昨年は過去最多の8,672人となり、全国の待機児童数の約4割を占めるなど、深刻な状況にある(昨年10月時点の都内の待機児童数は12,447人で全国の約3割)。

そうした中、国、東京都が目標とする2017年度末までに待機児童ゼロを実現するためには、保育施設数を増やしていく必要があるが、都市部では保育施設を整備するための土地や場所の確保が困難なことから、都市公園内における保育所設置の解禁は、土地や場所の確保促進、更には一定規模以上の公園であれば周辺への音などを気にせず恵まれた環境の中で保育することも可能であることから、実現すべきである。

⑥都市農業の振興

1) 東京都が新たに提案した「都市農業特区」の推進

都市農業・農地は新鮮で安全・安心な農産物の供給に加えて、防災や環境保全、地域コミュニティーなど多面的機能を発揮するなど、地域経済を支える重要な産業であるが、ここ10年間で農地が大きく減少するなど危機的な状況にある。特に生産緑地の減少が著しく、その背景として現行の法規制や税制のもとでは、期限付きの農地の賃借が困難であるため、意欲ある担い手の確保が進まないことなどが挙げられている。こうした状況のもと、東京都は農地流動化による多様な担い手の確保や規模の拡大等の経営基盤の強化、小規模農地の保全等を目的に、去る3月4日の区域会議で「都市農業特区」を新たに提案した。

都内には、小松菜やウドをはじめとした特産野菜があり、ブランド力向上に対する期待も高く、地域資源としても有効なことから、都市農業の維持・拡大に向けて、「都市農業特区」が実現されることを望む。

(2) 東京圏の国家戦略特区に取り入れていくべき規制・制度の特例措置

1) 航空法における建築物等高さ制限のエリア単位での特例承認

空港に離発着する航空機の安全な航行を確保するため、航空法の規定に基づき、空港周辺の一定の区域には表面制限が設定されている。このため、制限表面の上に出る高さの建築物等は原則、設置することができない。そうした中、福岡市が区域会議を通じて「航空法高さ制限のエリア単位での特例」を提案していたところ、認められる運びとなった。

先述の通り、都内では都市計画法等の特例として大胆な容積率の設定、迅速な都市計画決定の実施対象として都内10地区の事業が選定されたが、こうした地区をはじめ国際的なビジネス拠点の形成が期待される地区については、羽田空港を離発着する飛行機の都心上空飛行の解禁を視野に入れつつ、航空機が安全に航行でき、且つ、都心上空飛行を阻害しない範囲で、「航空法における建築物等高さ制限のエリア単位での特例」の承認に向けた検討をされたい。

2) 特区内に新設される外国企業に対する軽減税率の適用対象要件の緩和

国際総合戦略特区として認定された「アジアヘッドクォーター特区」では、東京の弱みであるビジネスコストの高さを解消するため、特区内に新たに拠点を設ける外国企業に対して、所得控除等により法人実効税率を引き下げることが可能となった。しかし、特区内のみに事務所、工場、研究所等の施設を有する法人でなければ対象とならないなど、要件が非常に厳しいことから、要件を緩和し実効性のある制度にする必要がある。また、「アジアヘッドクォーター特区」の指定区域は、都内5カ所(都心・臨海地域、品川駅・田町駅周辺、新宿駅周辺、渋谷駅周辺、羽田空港跡地)であることから、同様の税制措置を国家戦略特区においても実施すべきである。

3) 貸切バスの営業区域制度の緩和

訪日外国人旅行者向け貸切バスは今後も旺盛な需要が見込まれることから、安全を適切に確保しつつ、需要に対応するために、営業所が所在する区域を管轄する運輸局の管轄区域(地方ブロック)を臨時営業区域とする措置が延長された。加えて、営業所が所在する県に隣接する県を、運輸局の所管区域に関わらず臨時営業区域とする措置が拡充された。いずれも本年9月末までを期間とする措置であるが、2020年東京オリンピック・パラリンピックを一つの契機に、訪日外国人旅行者が一層増加していくことが期待されていることから、臨時営業区域の更なる緩和や恒久化等、貸切バスの営業区域制度の緩和を検討することが望ましい。

4) 旅客不定期航路事業における二点間運航の許可

総合特区(国際戦略総合特区)に基づく特例措置として、国際会議等の新規誘致に資する場合等において、起終点が異なる旅客不定期船の運航が認められているが、国家戦略特区に関連し、台東区や墨田区は、観光振興にも範囲を拡大すべき旨の提案をしている。本特例は水辺空間を活かした観光振興に資することから、国家戦略特区に基づく特例措置に取り入れていくべきである。

5) 地方公共団体や商工会議所等が主催する観光・地域振興を目的とした非営利視察会の旅行業法適用除外

国家戦略特区に関連し、杉並区は、旅行業法で定める旅行者以外のNPO団体や宿泊提供事業者等が、地域独自の資源を活かした着地型旅行の企画・募集を可能とすべき旨の提案をしている。加えて、高知県は、小規模自治体を実施する移住体験ツアーについて同様の提案をしている。

こうした提案は地方創生に有効なことから、地方公共団体や商工会議所等が実施する観光振興や地域振興を目的とした非営利の視察会は、地方創生策の一環として、旅行業法の適用除外とすることを検討されたい。

6) 3歳未満児に対する給食の外部搬入方式の導入

構造改革特区に基づく特例措置として、公立保育所における3歳未満児に対する給食の外部搬入方式が認められているが、本措置は効率的な保育所運営や食育の推進に資するものであることから、東京圏において推進していくことを検討されたい。

7) 工場立地法の緑地規制の特例による工場等の新增設の促進

先述の「都内製造業の減少と厳しい中小企業の経営環境」に記載の通り、都内の製造業は事業所数、従業者数、出荷額、付加価値額ともに2011年は2000年の約6割と著しく減少しており、都内の重要な産業集積の一つであるものづくりの基盤存立が危ぶまれている。

総合特区(国際戦略総合特区)に基づく特例措置として、「工場立地に係る緑地規制の特例」が認められていることから、都内やその近隣における工場等の新增設の促進を図るために、国家戦略特区に基づく特例措置に取り入れていくべきである。

(3) 東商が従来から提案している規制・制度改革

①都市防災力の向上

1) 「発災時の損害賠償責任が事業者には及ばない制度」の創設

一昨年末に内閣府の中央防災会議が公表した首都直下地震の被害想定では、都内の帰宅困難者は、最悪の場合490万人(東京都が公表した被害想定では517万人)と東日本大震災時の352万人を大幅に上回ることが想定されている。また、首都直下地震時に必要な帰宅困難者の一時滞在施設は約92万人分と想定されているが、現状は約19万人分の確保にとどまり大幅に不足していることから、民間事業者の協力を得て確保を促進していくことが喫緊の課題である。

一方で、民間事業者にとっては、余震等で建物が壊れ、受け入れた帰宅困難者が怪我等をした場合に賠償請求されるのではないかと懸念があることから、民間事業者の施設提供は大幅には進んでいない。帰宅困難者を受け入れる民間の一時滞在施設は、日頃から、家具・什器類の転倒・落下・移動防止対策や天井材の落下防止措置をはじめ建物の安全性を確認するなど、安全配慮を尽くすことは当然であるが、民間事業者の協力を得て必要な数の一時滞在施設を早急に確保するためにも、法改正を視野に入れ、「発災時の損害賠償責任が事業者には及ばない制度」を早期に創設すべきである。

2) 木造住宅密集地域の解消に向けた容積率、斜線規制等の緩和

木造住宅密集地域は山手線外周部から環状7号線沿いに広範に分布し、区部面積の11%、居住人口の20%を占め、首都直下地震の際には倒壊や火災発生時の延焼による甚大な被害が想定されていることから、その解消が喫緊の課題となっている。一方で、同地域は、複雑な土地の権利関係や居住者の高齢化、狭小敷地や未接道敷地・狭い道路が多く、これまで対策が十分に進まなかったことから、東京都では木密不燃化特区に基づき各地区における対策を着実に実行しており、東商としても一昨年に東京都と締結した協定に基づき、対策の一翼を担っているところである。

こうした取り組みに加えて、できるだけ早期に同地域を解消し、東京全体で「延焼による焼失のない街」を実現すべく、一定の秩序や安全性を担保した上で、容積率・斜線規制をはじめとした規制の緩和を実施すべきである。

また、防災街区整備事業における敷地の最低限度(100㎡)の緩和や、物納による国有地を同地域の解消に向けた事業の種地として円滑に活用できるようにする等の対策も講じるべきである。

なお、都市防災力の向上には、災害時に重要な役割を果たす緊急輸送道路等における電柱地中化、橋梁の耐震化、液状化対策も推進すべきである。その際、国土強靱化政策と十分に連携していくことが重要である。

3) 民間が行う迅速かつ円滑な復旧活動のための規制緩和

一昨年末に内閣府の中央防災会議が公表した首都直下地震の被害想定では、経済的被害は約95兆円と予想されているが、発災時の被害を最小限にとどめるためには、行政のみならず民間が迅速かつ円滑に復旧に向けた取り組みを行えるようにしておかなければならない。従って、消防法における自家発電設備の設置や備蓄燃料に関する規制、高圧ガス保安法・倉庫業法等における危険物の保管に関する規制、災害対策基本法における道路規制の対象車両等、発災時に民間が行う復旧活動の阻害となりうる規制の緩和を実現されたい。

②陸・海・空の交通ネットワーク強化と機能の向上

1) 外環道の早期整備に向けた諸手続き等の迅速化

東京の国際競争力強化には、陸・海・空の交通ネットワーク強化をはじめ、更なる基盤整備が不可欠である。

7. 事業 (2)意見活動

東京外かく環状道路は首都圏の経済活動や生活を支える基幹インフラであるとともに、2020年東京オリンピック・パラリンピック大会時に重要な役割を果たすことが期待されている。関越道～東名高速間については、昨年4月に本線シールドトンネル工事が、7月には大泉ジャンクション立坑工事が契約となるなど事業が本格化してきている。一方で、用地取得、建設発生土の処理及び埋蔵文化財調査等には相応の時間を要すると思われる。また、東名高速以南（東名高速～湾岸線間）については、湾岸線等との接続により、関越道・中央道・東名高速と羽田空港や京浜港とのネットワークが確立される極めて重要な路線でありながら、未だルートが確定していない予定路線であるため、早期計画面具体化が待たれる状況にある。

こうした状況に鑑みて、東京外かく環状道路の早期整備に向けて、用地取得、建設発生土の処理及び埋蔵文化財調査等を促進するため諸手続きを迅速に実施し、早期整備を図ることが望ましい。

2) 首都圏空港の機能強化と容量拡大、更なる国際化

首都圏空港における国際線需要は2012年度からの10年間で約6～8割増加する見込みで、概ね2020年代前半には約75万回の容量の限界に達する見通しとなっている。従って、東京はもとより首都圏の国際競争力強化に直結する首都圏空港の機能強化や容量拡大、更なる国際化に資する方策は、早期に実現することが望ましい。

現状において羽田空港の容量を更に拡大し、利便性も向上させるためには、地元住民や環境、港湾機能等に十分に配慮した上で、都心上空飛行の解禁や管制方式の見直し、利用者向け施設の機能強化、アクセスを含め利用者ニーズに応じた深夜における空港の利便性向上など、制度の特例も含めあらゆる方策を検討し、実行に移すことが期待される。

3) 京浜港の競争力強化に資する規制・制度改革の実施

京浜港（東京・横浜・川崎の三港）は、わが国の国際物流を支える重要な拠点だが、規模や機能、コストの面でシンガポールや釜山などアジア主要港の急速な台頭により、相対的に地位が低下している。それに伴う基幹航路の減少が、輸送時間や物流コストの増大につながることから、わが国経済への影響が懸念されている。

国は、京浜港と阪神港を国際コンテナ戦略港湾として位置づけ、「選択と集中」に基づく重点的な投資を行うこととしているが、京浜港の国際的な地位を回復するためには、必要な機能の整備とコストを含めたソフト面の改善に早急に取り組まなくてはならない。船舶の大型化に対応すべく大水深コンテナターミナルの整備促進が求められる他、東京港の中央防波堤外側の新規埠頭の整備や、臨港道路南北線など道路ネットワークの強化、周辺道路の渋滞対策も進める必要がある。同時に、京浜三港の連携による利用コストの低減や利便性・サービスの向上を一層推進することも不可欠である。一連の対策を実施し、京浜港、特に東京港の国際競争力を強化することで、国際基幹航路の維持のみならず、アジア航路等を拡充していかなければならない。

こうした取り組みに加えて、埠頭内道路における無ナンバー車両の通行の特例や民間企業が保有する岸壁・護岸等を含めた耐震化対策、各種税制措置等、京浜港の国際競争力強化に資する規制・制度改革も実施すべきである。

③少子化社会への対応

1) 保育サービスへの参入に係る経営主体間のイコールフットィングの確立

先述の「少子化社会への対応」に記載の通り、都内の待機児童数は全国の約4割を占めるなど、その解消は喫緊の課題である。保育施設は、地域で働き、生活するために欠かせない基礎的インフラであり、女性の更なる活躍促進に向けて更なる整備が求められる。

希望する親の全てが保育サービスを受けるためには、子育て家庭のニーズに応じた多種・多様なサービスを提供するための環境整備が不可欠である。そのためには、保育サービスへの参入について、設置主体によって取り扱いが異なる現状を改め、多様な経営主体がサービスの質を競い、利用者の利便が高まるよう、経営主体間のイコールフットィングを確立すべきである。

④高齢化社会への対応

1) 看護師試験、介護福祉士試験における外国人の合格率向上対策の実施

EPAで受入れた外国人の看護師試験、介護福祉士試験の合格率の水準は低く、その理由として、受験のための専門用語など日本語のハードルが高いこと、職務の中で日本語と国家試験の勉強への十分な時間が取れないこと等が挙げられている。より多くの看護師候補者、介護福祉士候補者が国家試験に合格し、その後も継続してわが国に滞在することが期待されている状況において、一定の日本語能力を確認・担保できる条件のもとで、国家試験を母国語等でも受験可能とするなど、EPAで受入れた外国人看護師候補者、介護福祉士候補者の合格率向上に向けた対策を講じる必要がある。

2) 特別養護老人ホームへの多様な事業主体の参入促進

東京では高齢化が一層進行し、老年人口の割合が上昇し、併せて独居高齢者の割合も増加する見込みにある。また、東京を含む大都市部では、高齢者の総数が多いことから、その対応は喫緊の課題である。特に、都内に

おける特別養護老人ホームの定員は約4万人であるが、入所希望者が多く存在していることから、設置を促進していくべきである。その際に、現在は設置主体が社会福祉法人か地方公共団体に限られている特別養護老人ホームに民間企業等多様な経営主体が参入できるよう規制緩和を検討すべきであることに加えて、介護分野における人材確保に資する取り組みも強化すべきである。

以上

2015年度第1号

2015年 4月 9日

第671回常議員会決議

<提出先> 内閣府、国土交通省、観光庁、東京都、東京都議会、各政党役員等

<実現状況> ○都内における指定区域が9区から東京都全域に拡大等。

2. 東京都の中小企業対策に関する重点要望について

わが国経済は、大企業を中心に緩やかな回復基調が続いている。都内中小企業の景況感は横ばいながらも、先行きには明るさも見られるが、価格競争の激化や円安の進行に伴う事業コストの上昇により、慎重な姿勢を崩さない中小企業も多い。東京が今後も持続的な発展を遂げるためには、都内企業数の99%を占め、地域経済の原動力である中小企業の活力の強化は欠かすことができない。そのためには、中小企業のイノベーションを創出し、生産性の向上や高付加価値化を目指すとともに、企業活動を阻害する規制、税制等の見直しなど、企業の自助努力では解決し得ない諸課題に必要な対策を講じることで、中小企業の経営環境の整備に努める必要がある。

また、東京が我が国の成長を牽引するためには、ビジネス拠点の形成や都市機能の強化、観光振興の推進などにより、国際競争力を高めることが欠かせない。世界一の都市・東京の実現のため、「東京都長期ビジョン」で策定された都市戦略に基づく具体的な政策を集中的かつ、スピード感を持って、着実に実行していくことが重要である。

以上の観点を踏まえ、中小企業と東京の活力強化に資する以下の政策の実現を強く求める。

当商工会議所は、地域総合経済団体として、中小・小規模企業支援、地域活性化支援等を通じ、地域経済・社会の健全なる発展を目指し活動していく所存である。

記

I. イノベーションによる生産性向上、高付加価値化

大企業の業績が改善する一方、多くの中小企業では、価格競争の激化や、原材料や仕入れ単価の上昇により、収益の確保が課題となっている。こうした状況の打開には、中小企業のイノベーションを創出し、生産性向上や高付加価値化を促す必要がある。それらに積極的に取り組む中小企業のため、東京都におかれては、新技術や新製品の開発や事業化への支援、国内外の需要を取り込む販路の拡大、産業人材の育成などに資する施策を強力に推進されたい。

1. 新たな需要創造に向けた支援の強化

(1) 新製品・サービスの開発力・事業化支援の強化

中小企業が、製品やサービスの開発力や事業化を強化するには、資金、技術、ノウハウ、人材などの経営資源が不足していることが多い。このため、開発の構想段階から研究・開発、市場投入までの各段階での効果的な支援事業を実施するとともに、各支援機関が連携し、一貫した支援体制を構築することが重要である。また、一社単独での取り組みが困難な場合には、企業間や産学公の連携が効果的であることから、連携分野に精通したコーディネータの育成やマッチング機会の強化に取り組むべきである。

【具体的要望内容】

- ① 自社技術の用途開発や高度化に対するアドバイスから販路開拓までの一貫した支援体制の強化
- ② 新製品・新技術開発や事業化に係わる支援事業の継続的実施と効果的な運用（成長産業等設備投資特別支援助成事業、新製品・新技術開発助成事業、製品開発着手支援助成事業、試作品等顧客ニーズ評価・改良支援助成事業、市場開拓助成事業等）
- ③ 企業間・産学公連携を推進する体制の強化（コーディネータの育成、マッチング機会の強化）

7. 事業 (2)意見活動

※東商の取組 (2014年度実績)

○産学公連携相談窓口：23件受付、うち7件共同研究・委託研究へ進展

(2) 需要開拓に向けた支援

多くの中小企業では、販路開拓に取り組む場合、取引先からの紹介などルートが限られていることが多い。展示会などへの出展や参加は、知名度の向上、および多くの企業と接点を持つことができ、非常に有効かつ効率的である。ついては、2016年度におかれても展示会等出展支援助成事業を引き続き実施するとともに、中小企業からのニーズの高い専門展示会への出展支援の強化や、中小企業ニューマーケット開拓支援事業やトライアル発注認定制度など、中小企業の販路開拓に資する事業を積極的に推進すべきである。

また、ホームページは新規顧客開拓における重要なツールであることから、機能強化に係る専門家の派遣など、ITの利活用に向けた支援の強化に努められたい。

【具体的要望内容】

- ①展示会等出展支援助成事業の継続と予算拡充
- ②各種専門展示会出展に対する支援の強化
- ③中小企業ニューマーケット開拓支援事業の強化、トライアル発注認定制度の推進
- ④WEBサイトの見直しによる新規顧客開拓等をはじめ、ITの有効活用への支援、外国語対応等の機能強化にかかる専門家の派遣

※東商の取組 (2014年度実績)

○商談会：4回開催、1,247件

○ビジネス交流会：26回開催 延1899名参加 (本部主催)

○展示会出展支援：3回 56小間

○Web戦略パートナー等派遣事業：派遣事業者数23社

○Web Q&Aフォーラム：相談件数120件

○SEO対策セミナー：1回、141名参加/Webアクセス解析セミナー4回、延べ121名参加

(3) 海外需要の獲得の後押し

中小企業がさらなる成長を遂げるためには、今後も消費の拡大が見込まれる新興国をはじめとした、海外の中小企業がさらなる成長を遂げるためには、発展を続ける新興国をはじめとした、海外の需要を積極的に獲得していかなければならない。しかしながら、中小企業では、情報や知識、人材の不足や、リスクに対する備えが十分に行えないことから、国際展開に踏み出せないケースや、進出後においても様々な壁にぶつかる企業が多い。ついては、カントリーリスクや商慣習などを含めた詳細な海外情報の発信や、伴走型の現地企業とのマッチング支援、国際規格への対応、特許等の知的財産保護に向けた支援を強力に推進すべきである。また、海外に対して都内製品等の優位性を広く発信するため、海外展示会において、東京都自身がブース出展を行うなど、積極的なPRに努め、海外需要を取り込むべきである。

【具体的要望内容】

- ①海外情報の発信強化 (カントリーリスクや現地規制、商慣行等)
- ②現地企業とのマッチングに向けた実効性の高い伴走型支援の実施
- ③外国特許・実用新案等、知的財産に関する助成制度の拡充
- ④広域首都圏輸出製品技術支援センター (MTEP) の広報・PR強化
- ⑤海外展示会での都内製品やコンテンツなどのプロモーション、PR強化 (Made in TOKYOのブランド育成)、海外バイヤーの国内展示会招聘やインバウンド対策等による海外需要取り込み

※東商の取組 (2014年度実績)

○中小企業国際展開アドバイザー：登録アドバイザー企業数225社、アドバイザーによる支援回数84件

○海外現地事情視察会：ベトナム、インドネシア等 16回開催、延528名参加

○国際展開セミナー：81回開催、延べ参加者数8,468名参加

○海外展開窓口相談件数：610件

2. 中小企業の人材不足解消に向けた対応強化

(1) 人材確保・生産性向上の支援

製品・サービスの開発力の強化のためには、その源泉となる人材が不可欠であるが、中小企業の現場における人材不足は深刻であり、当商工会議所が1月に行ったアンケートにおいても、約6割が不足と回答している。しかし、知名度が低い中小企業にとって、人材の確保は容易ではないことから、若者に対する中小企業の魅力を伝える機会や、合同会社説明会等によるマッチング機会を強化することによって、若年者の確保支援に強力に取り組むべきである。特に合同会社説明会の実施にあたっては、採用活動の後ろ倒しにより中小企業の人材採用が厳しくなることが予想されるため、開催時期に十分配慮されたい。また、今後の少子高齢化・人口減少の一層の進行が予想される中、女性や高齢者など多様な人材の活躍や、非正規雇用者の正規化による人材の確保が必要である。東京都におかれては、待機児童の解消など、課題解決に向けて事業に取り組まれているところであるが、より効果の高いものとなるよう、柔軟に運用されたい。

あわせて、人材不足を補完するためには、クラウドソーシングなどを含めた、ICTの活用も有効である。既存の助成制度を業務効率化に資するソフトウェアの設備投資にも拡大するなどにより、中小企業の人材確保を支援されたい。

【具体的要望内容】

- ①中小企業の魅力発信事業の強化、インターンシップ等の推進（受入企業に対する支援拡充や奨励金対象業種の拡大）
- ②マッチング事業の強化（合同会社説明会出展企業に対する参加費助成、東京都による説明会の継続実施、合同会社説明会等の運営費の助成）
- ③女性や高齢者など多様な人材の活躍推進に資する施策の普及・啓発
- ④非正規雇用者の正規化や処遇改善に取り組む中小企業への支援の強化
- ⑤待機児童の解消の推進（小規模保育の充実、事業所内保育所設置の支援拡充）
- ⑥人材不足を補完する中小企業のICT化推進（業務効率化に資する設備投資の支援等）

※東商の取組（2014年度実績）

○東商主催「合同会社説明会」：2回開催、参加企業延80社、参加学生延486名、内定者数延26名

○人事・採用担当者向けセミナー：2回開催、参加者延166名

○会員企業と学校法人との就職情報交換会：3回開催、面談数10,134件

○外国人留学生対象「合同会社説明会」：参加企業30社、参加留学生293名、内定者数14名

○就職じゃぱん（外国人留学生を対象とした求人情報ウェブサイト）：掲載企業数18社（内、大阪商工会議所7社）、登録留学生数554名、応募エントリー数440名

○グローバル人材対象「合同会社説明会」：参加企業21社、参加学生342名、内定者15名

○クラウドワークスクエア（クラウド・モバイルの複合型ショールーム）：セミナー205回開催／参加者2,845名、来場者7,250名、相談件数115件

(2) 産業人材の育成、人材の高度化

中小企業においては、大企業に比べ、教育や訓練に費やす資金や時間が不足する傾向にあり、社内での育成に限界がある。ついては、職業能力開発センターでの地域や企業のニーズに適したカリキュラムや最先端設備の導入、在職者向けのスキルアップ講習の充実などの機能拡充により、中小企業の人材の高度化を推進されたい。また、ものづくりの現場で引き継がれてきた技能・技術が継承されないことは、わが国競争力の低下にもつながることから、デュアルシステムや表彰制度を活用しつつ、若者へのものづくりに対する関心の喚起や若者人材の育成を推進されたい。

【具体的要望内容】

- ①職業能力開発センター等の機能拡充（地域の特性やニーズに対応したカリキュラムの充実、最先端技術・設備の導入、キャリアアップ講習の充実）
- ②東京版デュアルシステム（企業と高校が連携した長期就業訓練制度）の一層の普及

Ⅱ. 中小企業の活力を高める経営環境の整備

都内企業数の99%を占める中小企業は2009年からの3年間で4万7千社が減少している。雇用や納税を通じて地域経済に貢献する中小企業の減少は、東京都においても喫緊の課題であり、歯止めをかけるためには中小企業の経営環境の整備や創業・事業承継の推進に取り組む必要がある。特に創業については、「東京都長期ビジョン」でも、都内開業率を米国・英国並みの10%台への引上げを目標としていることから、官民挙げて推進すべきである。

7. 事業 (2)意見活動

また、円安の進行に伴う原材料・仕入れ単価、エネルギーコストの上昇などにより、先行きの不安を拭えない中小企業も多い。これらを払拭するためにも、適正な価格転嫁の実現や税制の見直しなどによって、経営環境の変化への対応に苦慮する中小企業の経営力を向上させるべきである。

1. 開業率10%に向けた創業支援の強力な展開

(1) 創業の促進

当商工会議所が昨年10月に行った調査によると、创业者の多くは資金調達、販路開拓、人材確保といった課題に直面しており、特に資金調達においては、創業時の融資制度は整備されているものの、創業1年目の企業で約6割、2年目においても3割が赤字となっており、売上を拡大していくための追加融資を受けにくい状況となっている。このことから、実績のみならず、成長性・将来性を重視した資金供給を行う必要がある。また、採算の確保が不安定な状況において、法人事業税・都民税が事業成長の負担となっているとの声もあることから、中小企業支援機関等の創業支援を受けた创业者への減免措置の創設を検討されたい。

さらに、上記調査では、現在の経営状況が創業時の見通しと比較して、下回っていると回答した创业者が約4割に上っていることから、経営知識やノウハウの習得や、マーケティング、事業計画の策定、販路開拓など、基本的な準備や調査が重要であるとともに、既存支援施策において「创业者枠」を創設し、優先的利用機会を確保する等、创业者向け支援を強化する必要がある。

【具体的要望内容】

- ①経営基盤が脆弱な創業初期の企業に対する成長性・将来性に重点を置いた資金供給の実現
- ②中小企業支援機関等の創業支援を受けた创业者に対する創業5年間の法人事業税や法人住民税減免措置の創設
- ③経営の基礎知識・ノウハウの習得やマーケティング、事業計画の策定などに対する支援強化（専門家派遣等）
- ④既存支援施策について、创业者の優先的利用機会の確保（「创业者枠」の創設）
- ⑤インキュベーション施設の機能強化（公設・民間インキュベーションや公的支援機関の連携、インキュベーションマネージャーの育成）

※東商の取組（2014年度実績）

- 創業窓口相談：538件（本部）
- 創業塾：計2回開催、269名参加
- 創業ゼミナール：2003年11月から開講、2015年3月時点47回開催／延参加者数879名／延卒業生数705名／2015年3月時点開業率42.1% ※開業者数は連絡を受けた数の集計
- 創業支援融資保証制度：提携金融機関による融資実行1件、250万円
- 創業パワーアップサポート事業：125件

(2) 事業承継・事業引き継ぎの推進

廃業による中小企業の技術、ノウハウ、雇用の消失は、地域経済において大きな損失である。昨年7月に当商工会議所で行った調査によると、約4割の企業で事業承継に向けた準備が十分にできていないことから、計画的な事業承継の啓発や、専門家による支援体制を整備することが重要である。今般、当商工会議所を含めた都内6か所に事業承継などに対する支援拠点が新設されたことは、円滑な事業承継に大いに寄与するものと考えられる。あわせて、契約書の作成など事業承継・引き継ぎに係る手続費用の助成などにより、さらなる支援の強化を検討されたい。

【具体的要望内容】

- ①買取や売却に係わる費用に対する支援（ファンドの創設や手続費用の助成等）

※東商の取組（2014年度実績）

- 東京都事業引継ぎ支援センター：相談企業数577社 相談延件数922件

2. 適正な価格転嫁に向けた取り組み強化

円安の進行等の影響による原材料やエネルギーコストの上昇は、価格転嫁の困難な中小企業の利益を圧迫している。当商工会議所の調査によると、約9割の中小企業が上昇した事業コストを商品やサービス価格に十分に転嫁できていない。東京都におかれては、下請けセンター東京などを通じて、消費税を含めた取引価格の適正化に向けた取り組みを強化すべきである。あわせて、設備投資における事業税の減免や費用の助成、省エネ診断等により中小企業の省エネ対策を支援し、エネルギーコスト軽減を促進すべきである。

また、中小企業は下請け取引のみならず、中小企業取引においても、取引先からの不当な役務の要求、値引き

要請、支払期日の延長などの優越的地位の濫用や、不当廉売などへの対応に迫られていることから、中小企業取引適正化の観点においても、下請けセンター東京の監視・相談機能を強化されたい。

【具体的要望内容】

- ①原材料価格やエネルギーコストの上昇、および消費税に対する適正な価格転嫁の実現（下請けセンター東京による監視、是正体制の強化）
- ②消費税転嫁に対する都民の理解の促進
- ③省エネ設備導入時の法人および個人事業税の減免措置、および費用助成制度の拡充、固定資産税の減免措置の創設
- ④中小規模事業所向けの省エネ診断・技術的助言の強化
- ⑤下請けセンター東京の監視・相談機能の強化による、中小企業取引の適正化の推進

※東商の取組(2014年度実績)

○消費税転嫁対策窓口相談等事業

巡回・窓口指導:10,520件／セミナー参加者数:3,842名／専門家派遣(消費税エキスパート):270回
実施、施策普及員による施策普及:13,339件、窓口専門相談:439件

3. 成長を阻害する税制の見直し

東京が「世界一ビジネスがしやすい都市」を確立するためには、立地競争力強化が不可欠であり、企業の成長を阻害する税制の見直しを行う必要がある。

平成27年度与党税制改正大綱において対象企業の適用拡大について引き続き慎重に検討するとされた外形標準課税は、賃金への課税が中心であり、人を雇用するほど税負担が増すことから、雇用の維持、創出に悪影響をもたらすとともに、賃金引き上げの政策にも逆行し、経済の好循環や東京の活性化を阻害するものである。そのため、外形標準課税の中小企業への適用拡大には断固反対する。また、消費税の複数税率は、社会保障財源が大きく失われ、結果的に社会保障の持続可能性を損なうとともに、対象品目の線引きで事業者・国民双方に混乱を招き、新たな区分経理やインボイスの導入により事業者の事務負担も大きく増加することから、導入すべきではない。

地価の上昇による急激な企業の固定資産税負担を緩和し、企業の経営基盤を維持・強化する観点から、商業地に係る固定資産税・都市計画税を軽減する条例(65%)については、確実に延長するとともに、負担水準の上限を60%まで引き下げるべきである。また、企業の前向きな投資活動を阻害する事業所税、償却資産に係る固定資産税は廃止すべきである。

あわせて、中小企業の納税事務負担を軽減し、生産性向上を支援する観点から、都税や公金のバーコード収納の拡大を図るとともに、九都県市で宣言された個人住民税の特別徴収事務を推進するために、東京都周辺自治体における給与支払い報告書等の帳票様式の統一を講じるべきである。

本年10月から通知され、来年1月から利用が開始されるマイナンバー制度については、中小企業において、制度の内容や事業者の必要な対応に関する認知度が低いことから、東京都におかれても、積極的に周知徹底されたい。

【具体的要望内容】

- ①外形標準課税の中小企業への適用拡大に断固反対
- ②消費税の複数税率は導入すべきではない
- ③商業地に係る固定資産税・都市計画税の負担水準の条例減額措置(65%)の延長および拡充(負担水準の60%までの引き下げ)、小規模非住宅用地に係る2割減免措置の拡充(減免割合の引き上げ)および恒久化
- ④事業所税、償却資産に係る固定資産税の廃止、法人事業税・法人住民税の超過課税の撤廃
- ⑤バーコード収納の拡大等による都税・公金納付の利便性の向上
- ⑥東京都および周辺自治体において個人住民税の特別徴収事務の帳票の様式統一
- ⑦マイナンバー制度導入時の中小企業に求められる対応の周知徹底

4. 中小企業・小規模事業者の経営力向上

(1) 商工会議所が実施する支援事業の強化

中小・小規模事業者の抱える経営課題が高度化・複雑化する中、商工会議所においては、巡回指導、融資の斡旋、講習会等による集団指導、専門家の派遣指導など、具体的な相談業務に取り組んでいる。都内事業所の約8割を占める小規模事業者の経営基盤の安定、経営力の向上を図るため、商工会議所が取り組んでいる小規模企業対策に対する安定的な予算確保を求める。また、新・経営力向上TOKYOプロジェクトなどの施策は、中小企業の経営基盤の安定、強化に非常に有効であることから、来年度以降も無償提供を前提に継続するとともに、年度をまたいだ予算執行等柔軟な運用を望む。

7. 事業 (2)意見活動

【具体的要望内容】

- ①商工会議所が実施する小規模企業対策に対する安定的な予算確保
- ②新・経営力向上TOKYOプロジェクト、および経営変革アシストプログラムの無償提供での継続と柔軟な運用（年度をまたいだ予算執行が可能となる措置）

※東商の取組（2014年度実績）

- 指導件数： 巡回指導（対象企業数）17, 123社実績47, 948件／窓口指導（対象企業数）12, 128社実績60, 215件集団指導（講習会開催）598回参加人数29, 128人／エキスパートバンク事業299社実績624件
- 小規模事業者経営改善資金（マル経）融資制度 推薦件数：3, 926件 推薦金額：266億47百万円
- 経営課題解決支援事業（企業診断）：648件
- 経営変革アシストプログラム支援：110社 延支援回数1, 076回
- 東商における経営改善普及事業予算：約18億円（内、東京都補助約12億円）

(2) 中小企業施策の運用や体系等の見直し

各施策について、中小企業者からは広報手段の見直し・強化、募集期間の長期化や申請の簡素化、審査期間の短縮を求める声が多い。また、施策も多岐にわたり、中小企業にとっては利用を希望する支援策を把握することが難しい。そこで、施策の運用や体系については、広報の強化とともに、中小企業の実態に即した見直しを検討されたい。

【具体的要望内容】

- ①広報手段の見直し・強化、募集期間の長期化、申請書類の簡素化、審査期間の短縮
- ②中小企業の実態に即した施策の恒常的な見直し（適用要件の見直し、助成対象の緩和、単年度執行の見直し等）

Ⅲ. 世界一の都市・東京の実現

アジア主要都市が急速に台頭するなど、世界の都市間競争が激化する中で、東京が持続的な経済成長を果たすためには、新興国などの新たな成長を取り込みつつ、国際競争力を高めていくことが不可欠である。国際的ビジネス拠点の形成や、多彩な観光資源を活かした観光都市の実現、防災対策や陸・海・空の交通ネットワークなどの都市機能の強化に加え、人口減少や超高齢化社会への対応等に果敢に取り組む必要がある。そのような中、2020年東京オリンピック・パラリンピックは、東京都が掲げる都市像「世界一の都市・東京」の実現に向けた起爆剤となることから、大会の準備を含む一連の都市政策を鋭意、推進されたい。

1. 特区制度の活用による国際的なビジネス拠点の形成

東京が海外から企業や人材を集める国際的なビジネス拠点を形成するためには、規制・制度の改革や、外国人の受入体制の整備が不可欠である。東京圏の国家戦略特区の区域計画では、東京開業ワンストップセンターの設置や、ビジネス支援施設および外国人居住者の生活支援施設整備等に係る都市計画法等の特例をはじめ、世界で一番ビジネスのしやすい環境の整備に向けた規制・制度の特例措置が盛り込まれている。については、特例措置に基づく事業を着実に進めるとともに、さらなる規制・制度改革に基づく事業も積極的に取り入れられたい。加えて、多摩地域を含めた指定区域の拡大についても実現されたい。なお、特区制度に関連し、東京都が進める国際金融センター構想の実現にも鋭意取り組まれたい。

【具体的要望内容】

- ①国家戦略特区の着実な推進（区域計画で示された特定事業の実行、規制改革、指定区域の拡大）

2. 世界に冠たる観光都市・東京の実現

(1) 東京の魅力向上

日本の顔である東京への訪都意欲を醸成するためには、東京の持つ魅力や価値をブランドとして確立し、浸透させる必要がある。そのためには、海外へのプロモーションを強力に行うとともに、都民や民間事業者が東京ブランドを理解し、共有することも重要である。また、観光を構成する要素として、景観の持つ意味合いは非常に大きいことから、無電柱化や水辺空間の整備など、まちづくりと一体となった観光振興を推進されたい。

【具体的要望内容】

- ①東京ブランドの浸透とインナーブランディングの推進、強力な訪都プロモーションの展開
- ②まちづくりと一体となった観光振興の推進（無電柱化、水辺空間の整備）

(2) インバウンド受入環境のさらなる整備、MICEの促進

2013年に東京を訪れた外国人観光客は過去最高の681万人に上り、2014年もそれを上回ることが確実となっている。東京都の目指す2020年の年間訪都外国人旅行者数1500万人を達成するためには、多言語対応の強化や観光案内機能の充実、旅行者に対する危機管理体制の確立に加え、特例ガイドの活用や観光ボランティアの育成などにより、観光人材の育成を促進する必要がある。

あわせて、ビジネス需要拡大と地域活性化に寄与するMICEの誘致に関しては、歴史的建造物や文化施設をユニークベニューとして活用することは誘致競争力強化につながるため、施設を利用しやすい環境づくりを整備されたい。

【具体的要望内容】

- ①店舗・施設等の多言語対応の強化、観光案内機能の充実
- ②旅行者に対する危機管理体制の確立（公衆無線LANの整備等）
- ③観光人材の育成（特例ガイドの活用、観光ボランティアの育成）
- ④MICE誘致競争力の強化（ユニークベニュー・公共空間の活用促進）

3. 都民を守り、国際競争力を強化するインフラの整備

（1）高度防災都市の実現

東京を「世界一安全・安心な都市」にしていくためには、地域防災力の向上、災害に強いまちづくり・都市基盤の構築等、ソフト・ハード両面での多岐にわたる対策が欠かせない。特に帰宅困難者対策では、帰宅困難者対策条例を2013年4月に施行したところであるが、企業規模が小さくなるにつれ、条例の認知度や備蓄の割合が低下することから、条例のさらなる周知が必要である。

※なお、防災対策の詳細については、昨年10月に当商工会議所において決議した「東京都の防災対策に関する意見」を参照されたい。

【具体的要望内容】

- ①帰宅困難者対策の推進、地域防災力の向上（条例の周知促進、中小企業の備蓄に対する支援、防災設備導入に対する補助制度の拡充等）
- ②災害に強いまちづくりの推進、災害に強い都市基盤の構築（木密地域の早期解消、建築物の耐震化・更新の促進等）
- ③インフラ老朽化対策の推進

※東商の取組（2014年度実績）

- 「東京の防災力向上のための連携協力に関する協定」の締結
- 支部ブロック別帰宅困難者対策条例説明会：参加者約1,400名（条例施行後からの説明会参加者合計約4,400名）
- 木密地域不燃化特区制度説明会（城北・城西・城東・城南の各ブロックにて開催）：参加者135名
- BCP策定支援講座、セミナー：8回、合計958名
- 帰宅困難者対策訓練：東商会員 参加者2,600名
- 「東京都の防災対策に関する意見」の策定・陳情

（2）陸海空の交通ネットワーク強化と機能の向上

東京の国際競争力強化のためには、人やモノの流れを加速させる陸海空の交通ネットワークの強化は欠かせない。特に2020年のオリンピック・パラリンピックでは、国内外から多くの人が集まることから、首都圏空港の容量拡大や道路交通ネットワークの整備に注力されたい。

【具体的要望内容】

- ①外環道など国際競争力強化に資する道路の整備、都心と首都圏空港間のアクセス改善
- ②首都圏空港の機能強化・容量拡大、さらなる国際化
- ③京浜港の競争力強化に向けた取り組みの強化（大水深コンテナターミナルの整備等）

※東商の取組（2014年度実績）

- 東京外かく環状道路（関越道～湾岸線）整備促進連絡会議
都内の商工会議所、商工会連合会、運輸、観光関連団体等、15団体にて構成する「東京外かく環状道路（関越道～湾岸線）整備促進連絡会議」を開催し、「東京外かく環状道路（関越道～湾岸線）の建設促進に関する決議」を採択

7. 事業 (2)意見活動

○「2020年を見据えた首都・東京の国際競争力強化に関する提言」の策定・陳情

(3) 円滑な物流の確保

物流は経済活動を支える根幹であり、円滑な物流の確保は産業の活性化や豊かな都民生活の実現に資するものである。しかしながら、都内では駐車スペースや荷捌き場の不足に加え、荷さばき車両に配慮した駐車規制緩和区間も限定されており、円滑な物流や配送に支障を来しているとの声が多く寄せられている。については、円滑な物流環境の確保に向けた対策に一層取り組まれない。

【具体的要望内容】

- ①輸送用車両（特に2tトラック）が駐車可能なスペースの増設
- ②駐車監視員活動ガイドラインの見直し（輸送用車両に対する放置車両と確認する要件の緩和）
- ③駐車規制緩和対象区間の拡大

4. 活力ある地域・まちづくりの推進

(1) 産業振興、地域活性化に資する地域ブランドの創出・活用

東京は地域ごとに、産業や文化、観光、歴史など特色ある資源を保有している。地域活性化やまちづくりの推進のためには、各区、地域、企業がそれぞれ連携し、地域ブランドを創出、活用することが必要である。については、「東京都地域中小企業応援ファンド」、「地域資源発掘型実証プログラム事業」等、各種施策で後押しするとともに、積極的なPRを行われたい。

【具体的要望内容】

- ①地域ブランドの創出・活用に向けた産業振興事業に対する支援制度の充実
- ②まちづくりに係る支援制度（ハード・ソフト）の区市町村との連携強化

(2) 商店街の環境整備に対する支援

商店街は、商業者が集積し、地域経済の重要な役割を担うとともに、地域の生活・防犯・防災等の社会的機能を補完し、地域コミュニティの担い手としての機能を発揮している。商店街の活性化に向け、ソフト・ハードでの支援を充実するとともに、共同経済事業や環境整備事業での合理的かつ効果的な運営を実現するため、助成金の補助率の優遇等、インセンティブ付与の拡充等により、商店街振興組合法に基づく組織の法人化を推進されたい。

【具体的要望内容】

- ①AEDの設置やLEDへの取り換え、および防犯カメラの設置や維持にかかる費用の助成
- ②任意団体の法人化推進とインセンティブの付与の拡充

以上

2015年度第2号

2015年 5月13日

第672回常議員会決議

<提出先>東京都知事、東京都議会各政党幹部、東京都各部局幹部ほか関係機関 等

<実現状況>○中小企業対策予算の拡充

- 2015年度4,001億円⇒2016年度4,098億円（前年度比+97億円）

○イノベーションによる生産性向上、高付加価値化

- 新たな需要創造に向けた支援の強化

- ・新事業分野創出プロジェクト 3.2億円（新規）
- ・中小企業新サービス創出事業 3.8億円（新規）
- ・中小企業連携促進ファンド 30億円（新規）
- ・新・目指せ！中小企業経営力強化事業 8.2億円（新規）
- ・金融機関と連携した海外展開支援 1.6億円（新規）

- 中小企業の人材不足解消に向けた対応強化

- ・2018年度から都立工業高校2校に「デュアルシステム科」を設置

○中小企業の活力を高める経営環境の整備

- 開業10%に向けた創業支援の強力な展開・事業承継・事業引き継ぎの推進
 - ・創業支援拠点の設置・運営 6.9億円(新規)
 - ・金融機関と連携した事業承継支援 47.2億円(新規)
- 中小企業・小規模事業者の経営力向上
 - ・中小企業活力向上プロジェクト 3.5億円(新規)
- 世界の都市・東京の実現
 - 世界に冠たる観光都市・東京の実現
 - ・観光案内機能の充実(Wi-Fi環境整備、観光案内所運営・広域的案内拠点整備)
 - 33.6億円(前年度比+22.3億円)

3. わが国と東京における観光振興に関する意見

基本的な考え方

(日本・東京の魅力向上につながる観光まちづくりの推進)

- 観光は地域経済の好循環を生み出す成長産業であるとともに、まちづくりや文化政策と一体的に取り組むことによって、大きな相乗効果が期待できる。2013年は、2020年東京オリンピック・パラリンピック大会の開催が決定し、さらに2014年は日本を訪れた外国人旅行者数が1,341万人に達するなど観光立国に向けた機運が一層高まっているこの機会を捉え、国内外の持続的な相互交流をさらに促進し、日本・東京の魅力向上と地域の活性化を図るべきである。
- 2013年の国内における旅行消費額は23.6兆円に上り、インバウンドの効果が顕著になってはいるが、その内約90%を占めているのが、国内居住者による「国内観光」であることから、官民連携・市民参加型の「国内観光」の振興、その促進を図ることも不可欠である。
(訪日外国人旅行者受け入れ促進のための環境整備)
- ビザ発給要件の緩和、免税制度改正を契機に伸長著しいショッピング・ツーリズムの振興やMICE誘致競争力の強化などの誘客促進に併せて、ガイド・ボランティアの育成、ICTを活用した多言語対応や危機管理対策など旅行者の満足度を高め、「また来たい」と思われるような受入環境整備を加速すべきである。
(人の移動と交流を活発化させるインフラの整備)
- 訪日旅行の急増を背景に、空港、貸切バスや宿泊施設などの需給逼迫が危惧されており、限られた時間のなかで、包括的に解決を図らなければならない。同時に、増加する個人旅行に応えるための二次交通網の改善・強化や水辺空間の整備と舟運ネットワークの構築など人の移動と交流を活発化させる基盤の整備も着実に進めるべきである。
(総合的な観光振興に向けた国の推進体制強化)
- 観光を地域経済活性化に結びつけるには、域外からの需要を獲得すると同時に、域内循環の強化を図ることが重要であることから、「観光入込客数」のみならず地域経済に直接的な波及効果をもたらす「旅行消費額」の拡大に力点を置いた取り組みの強化が必要である。推進体制の強化にあたっては、官民連携はもとより、事業者間の異業種連携・同業種連携などを促し、観光振興の担い手を広げることも重要である。
- 観光分野に関する規制事項を取り除くことは、意欲ある地域や現場の挑戦、自由度を向上させるため、わが国の観光競争力の強化に資する制度面の環境整備をさらに検討すべきである。

以上の基本的な考え方に基づき、アクション・プログラムの実現状況の検証を行いつつ、2020年東京オリンピック・パラリンピックを跳躍台として観光立国日本の未来を切り拓くためにも、以下の項目について意見を申し上げる。なお、東京商工会議所は、地域総合経済団体として、観光振興に主体的に取り組んでいく所存であり、観光諸政策の実現に向けても、その支援を惜しまない。

I. 日本・東京の魅力向上につながる観光まちづくりの推進

1. まちあるきによる都市観光の推進

都市観光は、世界的な大交流時代を迎えた今日、都市の賑わい創出・活性化のために、重要な役割を担っている。とりわけ繰り返し訪問するリピーター層の厚みを増していく上では、都市が常に新たな魅力を創り出し、発信していくことが欠かせない。都市観光の魅力は、その都市固有の歴史、生活・文化はもとより、今日では、個々人の高度な知的要求をも満たす交流型・体験型へと変化している。こうした変化は個人の自由な旅行に沿ったもので、新たな都市観光としての期待も高い。

このような観点において、日本・東京の治安の良さや二次交通網の充実度は強みであり、国内外旅行者による個人旅行や滞在型フリープラン、あるいは「まちあるき」といった着地型観光に向いている都市は海外にもあまり例がない。特に滞在型の都市観光においては、旅行者が訪問地でまちを歩き、人と触れ合い、地域の日

7. 事業 (2)意見活動

常に根差した人・モノ・コト・街の魅力を体感することによって「住んでみたい」と思うような、まちづくりと一体となった持続的な観光振興を図ることが重要である。

これらを踏まえ、都市の魅力に直結するまちなかの賑わいと交流を創出するために、次の取り組みを推進されたい。

【歩行者空間の整備促進】

- 官民が協働し道路など公共空間、公開空地の活用
- 安全性・回遊性の確保などによって地区内外を連続させた歩行者ネットワークの形成
- 安全で快適な通行空間の確保をはじめ、災害の防止、良好な景観の形成、歴史的街並みの保全の観点から、電線類の地中化・無電柱化

【バリアフリー化の促進】

- ユニバーサルデザインの考え方に基づいた円滑な移動・施設利用のためのバリアフリー化

【賑わい創出促進】

- 公道上でのイベントやフェスティバルにおける道路占用の要件緩和と道路使用の柔軟化
- 地域の素材を新たな観光資源として転用する観点から、歴史的建造物や文化施設をレストラン、カフェ等として有効活用

【滞在時間の拡大促進】

- 駅や公共施設に無料休憩場の機能を付加
- まちなかにあるトイレ貸与可能な店舗に外国語表記を設置

【交通系ICカードの利用促進】

- 移動手段として外国人旅行者が快適に二次交通網を利用できるよう交通系ICカード（非接触型ICカードシステムによる共通乗車カード）の利用

2. エリアマネジメントによる地域活性化の推進

ニューヨーク市（アメリカ）は、2006年から2012年の間に、インバウンド旅行者数を726万人から1100万人へ大幅に増加させている。この要因の一つに、複数の区が官民一体となって取り組んだマーケティングモデルがあると考えられている。受入体制整備の面では、アメリカの州法に基づくBID（Business Improvement District）が活用されている。BIDは、主にビジネスエリアにおいて、資産所有者・事業者が地域の発展を目指して必要な事業を行うための組織化と、地区内の資産所有者に強制的な負担金を課すことができる財源調達の仕事みである。事業内容は、地域美化や治安維持活動を担うほか、地域によってはイベント実施、コミュニティバスの運行等の地域振興事業をはじめ、公園・歩道などの公共空間の管理運営、ストリートファニチャーの統一などのインフラ整備や土地利用の調整、デザインコントロール、テナント誘致などのマーケティング政策提言活動など、極めて多彩な活動を展開している。

わが国では、大阪市が2014年4月にエリアマネジメント条例を施行し、民間まちづくり団体が都市再生推進法人に指定され、敷地内の歩道など公共空間の管理を担っている。しかし、地方自治法に基づく分担金制度は、受益者と負担者の関係が明確であることを求めているため、資金使途が施設管理などに限られ、イベントなど賑わいにつながる事業に利用できないなどの制限がある。

政府におかれては、公共的なサービス強化に加え、地域の魅力が向上し、交流人口が促進されるまちづくりのために、日本版BID手法など制度面の整備も検討されたい。

3. ニューツーリズム産業の育成

ニューツーリズムは、観光産業以外の連携による新たな観光の形であり、経済成長を牽引する産業として注目されている。近年のマラソンブームによる、東京マラソンをはじめとしたスポーツツーリズムや、農業体験、植林体験をテーマとしたエコツーリズム、農林漁業体験民宿によるグリーンツーリズムなど、部分的に成長し始めているものの、依然大きな盛り上がりには欠けている。まずは、政府がリーダーシップを取り、例えば高度な医療ニーズに対応する医療ツーリズムの推進や、旅館業法の規制緩和を通じた民泊などをさらに推進されたい。

4. 芸術文化政策の強化

東京は、上野にユネスコの世界遺産暫定リストに記載された国立西洋美術館等の文化施設や歴史的財産が集積しているほか、デザイン・アニメ等都市型創造産業の一大拠点である。また、欧米系の旅行者を中心に人気の高い現代美術を中心とする美術館・ギャラリーや、江戸・東京の文化を発信する博物館等、多種多様な芸術文化施設が点在している一方で、イギリスの大英博物館やフランスのルーヴル美術館に匹敵する大規模展示施設がない。

また、日本の文化予算は人口比にするとフランスの10分の1、韓国の4分の1であり諸外国と比べて低い水準にある。文化と観光は密接な繋がりがあり、多くの国において文化観光省を設置し連携を深めている。政府におかれては、オリンピック・パラリンピック開催に伴う文化プログラムの実現に向けた予算の確保や推進体制の構築、さらに上野文化の杜構想の着実な推進など、芸術文化政策を強化することで、交流人口の拡大と

都市の活性化を図られたい。

5. 地域間の連携による相互交流の拡大

東京と周辺都市をつなぐ関東広域連携をはじめとして、個性豊かな地方への送客拡大に向け、複数の都道府県にまたがって、テーマ性・ストーリー性を持った一連の魅力ある観光地を、交通アクセスも含めてネットワーク化し、国内外旅行者の滞在日数拡大に資する「広域観光周遊ルート」の形成を推進されたい。

また、東京の情報発信力や注目度を活かし、地方の魅力を伝えるショーケースとして東京を戦略的に活用することが重要である。公共空間や民間施設等において地方の伝統芸能・祭り・食のイベント開催等を促進するとともに、これら相互交流の拡大に貢献する取り組みに対する支援を期待する。

6. 交流人口の回復・拡大を通じた東日本大震災被災地復興の促進

東北6県や関東地方沿岸部では、訪問旅行者数が未だに震災前の水準を下回る被災地が多く、継続的な支援が求められている。このため、風評被害の払拭に向けた国内外への正確な情報発信の強化に加え、大規模な国際会議・クルーズ船の誘致や修学旅行をはじめとする教育旅行を対象とした復興ツーリズム、さらには里山文化や三陸地方の食・海・歴史文化等を活かしたグリーンツーリズムの推進やJNTOによる海外での東北 destinations キャンペーンの実施など、交流人口の回復・拡大に資する様々な施策を実行されたい。

7. オリンピック・パラリンピックレガシーの創造

1964年に開催された東京オリンピック・パラリンピックは、日本が戦後の荒廃から抜け出し、高度経済成長を迎え、経済大国としてまさに飛躍を遂げようとした時代の象徴的なイベントとして歴史に刻まれている。2020年東京大会は、震災からの復興と経済再生を果たし輝きを取り戻した日本を世界に対し強力にアピールすると同時に、少子高齢化や環境問題等の諸課題に対する技術力や取り組みをショーケースとして紹介し、東京の魅力を世界に向けて発信すべきである。

また、パラリンピック大会開催を契機として、ユニバーサルデザインの考え方に基づくまちづくりを促進するとともに、障害者や高齢者、外国人を含めた人々の多様性の理解を図り、思いやる心を育むソフト面の取り組みを推進すべきである。

II. 訪日外国人旅行者受け入れ促進のための環境整備

1. 国際相互理解を深めるツーウェイツーリズムの拡大

インバウンドとアウトバウンドの相互交流3,000万人時代において、観光は世界の中で生きるわが国の基本姿勢を示すものである。2015年は、第二次世界大戦終戦70年、日韓国交正常化50周年にあたる。諸外国との国際相互理解をさらに深め、国際社会での日本のプレゼンスを向上させる観点から、双方向交流であるツーウェイツーリズムのより一層の拡大が重要である。例えば、経済団体の国際ネットワーク、姉妹商工会議所や自治体の姉妹都市などを活用し、視察・研修旅行をはじめ企業のインセンティブ旅行や教育旅行など当該国と双方向で持続的に送客する取り組みを促進されたい。

2. ビザ発給要件の更なる戦略的緩和

(1) ビザ発給要件の緩和

日本への旅行者増加が見込まれる国々に対して、訪日動機を醸成するために、ビザ発給要件の緩和や免除を進められたい。特に、訪日プロモーション重点市場に追加された市場のうち人口規模の大きさやビザ緩和の状況等から高い伸びが期待できるベトナム、インド、フィリピンやブラジル等に対するさらなる緩和を期待する。また、ASEANは本年12月に経済共同体の構築が予定されていることから、ASEANメンバーのミャンマー、カンボジア、ラオスについても、工程表を作成し、戦略的な緩和を進められたい。

なお、中国については、平成27年1月に高所得者の個人観光客に限り沖縄・東北3県のいずれかで1泊するという条件が撤廃されているが、今後も戦略的な見直しを検討されたい。

(2) 外国人長期滞在の促進に向けた在留資格の見直し

昨年改訂された「日本再興戦略」を受け、外国人富裕層を対象に、観光目的による滞在期間を最長1年とする入管制度（在留資格）の見直し準備が進められている。本制度については、当初の予定通り平成27年度中に実施され、外国人富裕層のわが国長期滞在の増大と、それが、地域経済の活性化につながるよう、査証基準、一定以上の資産保有、配偶者の同伴可能などの旅行者の受け入れ要件設定等、有効な制度設計を図られたい。

3. 出入国手続きの迅速化・円滑化

訪日外国人旅行者の増加に対応し、外国人旅行者が出入国手続きを円滑かつ快適に行えるよう、C I Qに係る予算・定員の充実を図り、必要な物的・人的体制の整備を進めた上で、次の取り組みを強化されたい。

【空港における取り組み】

▶ 国際会議等の参加者やVIP等を対象としたファーストレーンの設置拡大

7. 事業 (2)意見活動

- 出入国管理上のリスクが低い外国人を「信頼できる渡航者」(トラスティド・トラベラー)として特定し、自動ゲート化
- 国際線通過(トランジット)旅客について寄港地上陸許可制度(ショアパス)の積極活用によって入国旅客への移行を図るとともに、効果的なトランジットプログラムの導入
- 韓国で認められているような乗継客向けの無査証入国制度の導入、トランジット・ビザの発給方法の見直し

【クルーズ船における取り組み】

- 前寄港地等から入国審査官が乗船し、本邦への入港前に外国人乗客に対する審査を行う海外臨船審査は、着岸後の審査時間を短縮するために効果的な方策であり、その導入・拡大

4. ショッピング・ツーリズム振興の加速

(1) 免税店(輸出物品販売場)の拡大

平成26年10月から実施された免税店(輸出物品販売場)における全品目免税対象化は、訪日外国人旅行者の消費を促し、消費増税後の個人消費を下支えした。さらに、2020年に向けて全国の免税店を1万店舗へ倍増させる目標を前倒しで達成する見通しであることに加え、本年4月より、商店街やショッピングセンターが第三者に代理委託することで、免税販売手続きを免税手続きカウンターで一括して出来るようになる手続委託型輸出物品販売場制度が創設されたことを歓迎したい。今後は、免税手続きに関する書類作成・包装や消費税の還付については、小売店の決済事務の範囲内であることを明確にした上で、免税店許可要件の明確化と制度周知を図り、小規模事業者や地方の免税店を拡大されたい。

また、シンガポールや韓国、台湾は国を挙げてショッピング・ツーリズムを振興し、グローブショッパーと呼ばれる買い物に旅行の重点を置く海外富裕層の取り込みを図っている。政府はショッピングを食・まちあるきに並ぶ日本観光の重要なコンテンツと位置づけた上で、予算を確保し、海外でのプロモーションを強化されたい。

(2) 土産品等の海外持ち出しルールの周知強化

平成26年10月の免税制度改正によって食品類が免税対象となっているが、諸外国の検疫条件によって持ち込みが禁止されている物品があり、小売店の現場ではその対応に苦慮している。また、免税制度を利用して化粧品や飲料等の液体物を購入した外国人旅行者が、航空機内へ液体物を携帯しようとして、空港の保安検査場で自主廃棄を求められる事例が増えている。については、外国人旅行者が日本の土産品を安心して持ち帰ることができるよう次の取り組みを強化されたい。

- 生産地、卸売業者、小売業者、空港管理者等の関係者に対する動植物検疫制度の理解醸成
- 持ち帰り可能な農畜産物に関する具体的な検疫条件等の情報提供
- 空港・港湾にある植物防疫所及び動物検疫所の検査体制の充実化
- 旅行者及び小売業者の双方に対する液体物等の国際線機内持ち込み制限に係る制度の周知強化

(3) 決済環境の整備

海外発行のクレジットカード対応ATMの設置については、メガバンクが平成27年度より順次設置することが決定している。これにより現金の引き出しに関する環境が整いつつある。一方、欧米系の旅行者は、クレジットカードでの決済が主流であるため、現金決済が中心である中小規模の飲食店・小売店や、外国人旅行者の利用が増加している旅館に対しても、支払手段としてクレジットカードの利用が一層進むよう普及啓発や導入支援など決済環境の整備を促進されたい。

5. ビジネス需要の拡大と地域活性化に向けたMICEの促進

(1) MICE誘致競争力の強化

アジア・太平洋地域においてMICE誘致競争が激化する中で、東京のMICEデスティネーションとしての地位が相対的に低下している現状がある。世界のMICE誘致競争に打ち勝つために、海外MICE専門見本市への出展やメディアの招請、MICEアンバサダープログラム等のプロモーションを強化・拡大するとともに、JNTOの海外拠点の充実やコンベンションビューローの組織強化への取り組みに対する支援を強化されたい。また、東京では東京ビッグサイト(東京国際展示場)の増床等が予定されているが、大規模なMICE施設の需要があることを踏まえ、フラッグシップ型の施設設置を検討されたい。

(2) MICEに関する一元的な情報収集・提供体制の構築

MICE誘致を実施していくためには、行政やコンベンションビューローだけでなくミーティングプランナー、PCO(Professional Congress Organizer)、施設、ホテルなどの多くの事業者の連携が必要である。また、JNTOや地方自治体・コンベンションビューロー等が連携して、MICE案件のデータベースを一元的に管理し、情報提供、相談対応できる体制を整備することが望まれる。

(3) MICEの魅力向上に向けたユニークベニュー・公共空間の活用促進

レセプション等の会場として、歴史的建造物、文化施設をユニークベニューとして活用できることは、MICE誘致の競争力強化に効果的であることから、次の取り組みを推進されたい。

【施設利用の容易化】

- ユニークベニューとして提供可能な施設や関係者を集めた協議会・ネットワークを構築した上で、ユニークベニュー施設のデータベース化を行うとともに、利用手続きに係るワンストップの窓口を開設

【公共施設における施設側が提供しやすい環境づくり】

- 施設の貸し出しによる収益をインセンティブとして設定
- 観光振興・地域活性化等のMICE関連催事・イベントを公益事業として認定

【指定管理者制度における施設側が提供しやすい環境づくり】

- 管理業務にユニークベニューとしての施設貸し出しを含める

【施設周辺道路の活用】

- 国家戦略特区などを活用し、道路占用要件緩和や道路使用の柔軟化を図ることによって、パーティーやシテプロモーションのイベントへの利用を促進

6. インバウンド受入を担う人材・組織育成の促進

(1) 通訳案内士の育成強化と全国への特例ガイドの認定拡大

訪日外国人旅行者の増加を背景に、大型クルーズ船の寄港時、国際イベント開催時期や桜・紅葉の季節など、時期や地域によってガイドが不足する事態が発生している。通訳案内士の登録者数は全国で約18,000名、就業者はその4分の1と圧倒的に少なく、大都市部への偏在や言語的偏在といった課題とともに、近年のガイドニーズの多様化に答えきれていない等、市場とのミスマッチが見受けられる。地域のおもてなしの向上、地域における観光産業・人材の育成を図るため、ガイドの数と質を確保することが重要であることから、次の取り組みを推進されたい。

【通訳案内士】

- 通訳案内士の試験を年複数回実施に拡充
- 対象言語に東南アジア諸国（インドネシア、マレーシア、ベトナム等）の言語を追加
- 質の向上ために登録・更新制度の導入、定期研修の開催
- 構造改革特区法の改正案における地方公共団体が行う研修を修了した者が地域限定通訳案内士として報酬を得て通訳案内を行うことを可能とする特例の活用

【特例ガイド】

- 総合特別区域法や改正中心市街地活性化法等で認められている特例ガイドを全国に適用拡大した上で、商工会議所が実施する「ご当地検定」などを活用し、それぞれの制度の役割や特徴を活かせる仕組みを構築

(2) 観光ボランティアの育成

2020年オリンピック・パラリンピックの開催や訪日外国人旅行者2000万人時代に備えるために、通訳案内士や特例ガイドの増加に加え、その機能を補完するボランティアガイドが活躍できるよう、環境づくりを進めることが求められる。

政府は地域で観光振興にチャレンジしたいと願う若者や女性、外国人等を対象に外国語も使いながらその土地の名所旧跡、歴史・文化・生活等を案内できる人材や、地域の観光振興に取り組む人材への支援を拡充するとともに、既に独自の取り組みを進めている行政・観光協会等の状況を把握した上で、観光ボランティアの育成や、組織づくりなどについて組織運営や人材育成などの支援を行う必要がある。

(3) 外国人留学生の活用

訪日外国人旅行者対応を担う人材として、高度な知識を持つ外国人留学生の採用意欲が高まっている。海外留学生をインターンシップで受け入れた事例では、日本人では常につきまとう言語やコミュニケーションの障壁が低く、円滑な外国人対応が可能なことから、非常に好評であったと聞く。一方で、多くの留学生は日本国内の企業に就職を希望するものの、実際に就職できるのは半数程度である。観光産業において、外国人留学生の採用・定着を促進するため、関係機関が連携して、日本語やビジネスマナーなどの各種研修や中小企業とのマッチング事業など総合的な支援策を推進されたい。

(4) MICE分野の人材育成

昨今増加傾向にある国際本部主導型国際会議や2020年オリンピック・パラリンピックに向けて想定されるスポンサーインセンティブへの対応が喫急の課題となっている。このため、政府では、業界の取り組みでは十分に対応することのできない分野における人材育成への支援を行うとともに、大学との連携や業界団体による取り組みに対する支援などを通じて、MICE誘致における重要なキーパーソンを担うことが多いミーティングプランナーやPCOと呼ばれるMICE関連の専門家育成、またMICEに関する経験・ネットワークを有する専門的な人材を集めた組織づくりを促し、2020年とそれ以降を見据えた人材の育成を図られたい。

(5) ツアーオペレーター（ランドオペレーター）の品質向上

7. 事業 (2)意見活動

インバウンドの旅行手配を行うツアーオペレーター（ランドオペレーター）については、旅行業登録が義務付けられていないことから、近年、外資系のツアーオペレーターによる価格重視の低品質ツアーが増えている。政府は、訪日旅行の一層の品質向上を図る観点から、日本旅行業協会が実施しているツアーオペレーター認証制度の普及促進を図るとともに、旅行業登録のないツアーオペレーターに対しては、品質を担保する制度面の整備を検討されたい。

7. 観光案内所の拡充及び観光案内機能の充実・強化

訪日外国人旅行者が慣れない土地で不自由なく快適な観光をするためには、観光案内所の拡充及び観光案内機能の充実・強化が必要である。地域のビジターセンターとして旅行者のさらなる利便性向上を図り、おもてなしを体現する場として整備するため、次の取り組みを推進されたい。

【観光案内所の拡充・機能強化】

- 交通機関の要所やまちなか、商店街などへの観光案内所の設置
- 民間事業者等との連携・協力を元に、通訳案内士・特例ガイドの常駐や訪日外国人旅行者対応コールセンターの活用による多言語対応の充実
- 各種観光ツアーや交通機関の手配、美術館・博物館・コンサートのチケット等の販売など、旅行者向けのサービスをワンストップで提供

【コンビニエンスストアの活用】

- 24時間営業やATM・トイレ等の環境を活かし、コンビニエンスストアを旅行者への観光情報提供の拠点として活用

8. ICT（情報通信技術）の利活用

外国人向けの通信環境を整えた上で、ICT（情報通信技術）を旅行者の受入環境整備に有効に活用すべきであることから、次の取り組みを推進されたい。

【通信環境の整備】

- 無料Wi-Fiの整備やSIMカードの利用促進など外国人旅行者が持参した海外端末で利用しやすい通信環境の整備促進

【多言語対応推進】

- スマートフォン、タブレットやデジタルサイネージ等を活用した観光案内の推進
- 総務省「グローバルコミュニケーション」計画に基づく多言語通訳・翻訳アプリ技術の研究開発の強化及び様々な地域・場面での多言語対応への活用促進

【調査への活用】

- 訪日外国人旅行者の旅行動態や潜在的なニーズを把握するため、ICTを活用した動態調査を実施し、広域的な観光振興の促進に活用できる仕組みの構築

9. 外国人旅行者の満足度をさらに高める取り組みの着実な推進

2020年以降を見据え、訪日外国人旅行者に「また来たい」と思わせるには、不便や不満、不安等を徹底的に解消し、満足度をさらに高めることが重要であり、特に次の取り組みを強化されたい。

- ムスリム、ベジタリアンなどの習慣・文化の異なる旅行者への対応
- 長期的な視点で訪日客層を形成するため、教育旅行や学生の海外個人旅行（FIT）など若年層への対応
- 単独では取り組むことが難しい小規模な小売・飲食業における多言語対応への支援
- 外国人が安心して医療を受けられるよう、医療機関における外国語対応力の強化
- 夜間緊急時に外国語対応が可能な医療施設、往診診療が可能な医師のリスト化と情報共有

10. 施策の基礎となる観光関連データの整備

政府では、訪日外国人旅行者2,000万人の受入環境の整備についての検討が進められているが、訪日外国人旅行者を快適に受け入れ、繰り返し日本を訪れてもらうためにも、ホテルの客室数・稼働率や地方空港を含めたわが国全体の空港容量等の正確な基礎データの収集は不可欠であり、これらを調査・把握した上で施策に反映されたい。さらに、訪日旅行者の分析を深める上で、国籍別・性年代別・港別・出入国月日別の詳細な出入国データを公開し、訪日旅行に関する基礎データとして活用できるようデータベースの充実に努められたい。

また、MICEについては「M（企業系会議）」「I（報奨旅行）」の実態が把握できていないため、基準の明確化とともに統計整備を進められたい。

Ⅲ. 人の移動と交流を活発化させるインフラの整備

1. 首都圏空港の機能強化

首都圏空港における国際線需要は、概ね2020年代前半には約75万回の空港容量の限界に達する見込みである。当面は、2020年オリンピック・パラリンピック開催に間に合うよう滑走路処理能力の再検証、特定時間帯の活用、飛行経路の見直し等、様々な施策が検討されているが、騒音に係る環境配慮や地上建築物に

対する安全確保を図りながら、引き続き羽田空港の機能強化を進められたい。また、都心に近接し、24時間利用可能な羽田空港の強みを活かし、LCCを含む内外航空会社の多様な航空需要を取り込むために、空港の深夜における魅力や利便性の向上をさらに推進されたい。加えて、鉄道の新路線の整備及び既存路線の有効活用、空港直行バスへの公共車両優先システムの整備等、都心と首都圏空港の交通アクセス向上策の推進とともに、外国語対応が可能なタクシーの優先乗り場の整備を急がれたい。

2. 二次交通網の改善・強化

ターミナル駅には複数の鉄道やバス事業者が乗り入れているが、交通事業者間の案内サイン、ユニバーサル対応の違いや、事故発生時の利用者向け情報がポダレス化されていないなどの現状があり、さらなる事業者間の連携とシステム上の改善が必要である。とりわけ、鉄道からバスへの乗り継ぎにあたっては、雨天時でも濡れず移動するための上屋の整備や、バス乗り場の集約・再編などによる利便性向上が求められる。さらに、五輪を契機として、鉄道駅におけるバリアフリー化を加速させることに加え、外国人旅行者の鉄道・バス等における自由で快適な移動をサポートするため、多言語によるわかりやすい情報提供を行うとともに、交通系ICカードの利用促進に対する支援や公共交通機関共通の複数日乗車券の導入等、さらなる利便性の向上を図られたい。

また、臨海部は、都心に近接した業務集積地として経済活動の一翼を担っているほか、築地市場の移転やオリンピック・パラリンピックの開催、マンション建設に伴う住民の増加等により交通需要が今後大きく増えることが見込まれる。こうした開発が進む地域へのアクセスの拡充と臨海副都心の更なる魅力向上に向けて、都心部と臨海副都心を直結するBRT等高齢者にも優しい中規模な公共交通の整備を推進されたい。

3. 首都圏三環状道路の着実な整備

首都圏三環状道路、中でも外環道（関越道～東名高速）が完成すれば、都心に流入している通過交通が迂回できるようになるため、渋滞解消による高い経済効果に加え、CO2排出量削減効果、交通事故の減少など様々な整備効果が期待されている。とりわけ、首都直下地震等の発災時には一部区間の不通が生じた際にも速やかに移動することが可能となる迂回機能（リダンダンシー）を発揮し、日本の東西交通の分断を防ぐことから、外環道（関越道～東名高速）をはじめ、東京の国際競争力強化に重要な役割を担う道路について早期整備を推進するとともに、外環道の東名高速以南についても早期事業化を図るべきである。

4. 水素エネルギーの利活用

2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向けて水素エネルギーを利活用することは、環境と調和した未来型都市の姿を世界に示すとともに、日本の高い技術力を改めて世界にアピールすることにつながる。また、水素貯蔵タンクや燃料電池などの水素関連製品には、日本の高い技術力が集約されており、関連する産業分野の裾野も広く、2050年の国内市場は8兆円まで拡大するとの予想もあり、災害時の非常用電源としても期待されている。従って、水素社会の実現は、わが国の国際競争力強化にも寄与することから、国、東京都、民間が一体となって、燃料電池自動車・バスの普及促進のためにも、水素ステーション設置に係る高圧ガス保安法、建築基準法等の厳しい保安・設置規制に関する課題検討とともに、その支援策を推進していくべきである。

5. 自転車走行空間の整備とシェアサイクルの利用促進

自転車を生活に密着した交通手段であるだけでなく、観光における移動手段や公共交通の補完的な役割として位置づけた上で、自転車専用レーンの整備や駐輪場の確保など安全で快適な自転車走行空間のネットワーク形成を推進されたい。同時に、シェアサイクルの認知度向上に向けた情報発信やステーション充実の支援等を通じて、各自治体が取り組むシェアサイクル事業を支援するとともに、行政区を越える広域的な相互利用を推進されたい。

6. クルーズ船の受入体制強化

クルーズ客の円滑な周遊を可能とするための環境整備を図るとともに、既存施設を有効に活用しつつ、クルーズ船の寄港増や大型化への対応、多言語表記・Wi-Fi環境の整備などの旅客船ターミナルの強化を図られたい。オリンピック・パラリンピック開催に際しては、クルーズ船が、セキュリティの確保のしやすさや、宿泊施設の不足を補えること等により、大会関係者やスポンサー等の宿泊施設としてチャーターされる事例が多数ある。しかし、現在の東京港では、晴海客船ふ頭利用におけるレインボーブリッジ桁下高5.2mの制限、大井水産物ふ頭の土日祝日のみの供用や、周辺交通機関が不十分なためシャトルバスの手配が必要といった、大型客船受入施設の機能が諸外国と比較しても不足している。2020年までに利用者の利便性向上に寄与する機能を備えた東京港を着実に整備されたい。

7. 水辺空間の整備と舟運ネットワークの構築

水辺の周辺には、歴史的な観光資源が広がっていると同時に、これらを繋ぐ舟運ネットワーク自体にも、観光や移動手段として価値がある。こうしたことから、新たな舟運ルートの開発、取り組みに対する支援を行う

7. 事業 (2)意見活動

とともに、船舶が運行するための川幅や川底等の環境整備や、防災船着場の平常利用に関する仕組みづくりを推進されたい。

また、東京では「隅田川ルネサンス」として、河川空間へのテラスの整備、オープンカフェの誘致等や、日本橋では川床の社会実験等、いずれも水辺空間の賑わい創出に努めているが、今後もこれらの取り組みを積極的に推進するために河川敷地の占用に関する規制緩和をさらに進められたい。加えて、五輪の会場予定地の東京港周辺は、浜離宮恩賜庭園やレインボーブリッジ、東京ゲートブリッジに加え、集積するコンテナターミナルなど水上からの様々な眺めが楽しめることから、「水上から見た陸地」、「陸地から見た水上」など、景観を意識した水辺エリアの開発を行うことも重要である。

8. 多様な宿泊ニーズへの対応と宿泊施設の受入体制強化

(1) 旅行者の多様な宿泊ニーズへの対応

オリンピック・パラリンピック開催に向けて、今後都内宿泊施設の容量が不足することが懸念されている。宿泊施設の容量が訪日の制約とならないよう、宿泊施設の需給状況を注視するとともに、旅行者の多様な宿泊ニーズに応えるための受入環境整備を進めることが重要である。身元確認等による安全の確保を前提に、リゾート客向けの別荘やコンドミニアムなどの遊休施設をタイムシェアできるような仕組み、また安く旅をしたいというニーズに応えるため、民宿・ペンションのあり方を見直し、イギリスのB&Bなどのように宿泊に特化した施設として再整備できる支援策など、様々な方策を検討されたい。

(2) 旅館の利活用の促進

旅館は、観光振興の重要な担い手であるとともに、施設そのものが観光資源である。増加するインバウンドの宿泊需要の受け皿として、海外個人旅行(FIT)層に向けた情報発信強化や泊食分離などの商習慣の改善、人材育成等の受入環境整備のための支援が必要である。

また、安全性の確保から、改正耐震改修促進法への対応が進められているが、自治体の支援に温度差があることや、建設コスト高のために、取り組みが進んでいない。旅館の安全性の確保は、災害時等の避難施設としての利用も有効であることから、地域内の安心・安全なまちづくりという観点からも、政府は、耐震診断・改修に対する補助制度を拡充し、地域の旅館の活性化、活用促進を図られたい。

(3) 文化財の利活用の促進

わが国には、観光資源となる特別史跡や古民家、武家屋敷をはじめとする歴史的建造物が数多く残されている。こうした文化財を有効活用し、地域の魅力創造につなげていくことは、観光立国としての国際競争力を高めていく上でも重要である。

例えば、スペインには、古城や地方特有の建築など文化財としての建築物を国営のホテルとして提供するパラドールという仕組みがある。この制度は、文化財の保存や修復の費用を生み出すとともに、旅行者には高い満足を与え、国の歴史と文化に興味を促すものとして評価されている。また、イタリア・アルペロベッロでは世界遺産であるトゥルッリと呼ばれる地方特有の伝統的家屋に宿泊することができる。

一方で、わが国における文化財の利活用は、許可手続きが高いハードルとなっており、観光先進国の取り組みに比して遅れていると言える。政府は、地域が主体となり、歴史的建造物等を宿泊施設として有効活用できるよう鋭意推進すべきである。

IV. 総合的な観光振興に向けた国の推進体制強化

1. 国の推進体制強化

(1) 観光振興に関する予算の拡充

2015年度の観光庁関係予算額は103億円(2014年度補正を含め146億円)に決定した。また、2014年度の観光庁を除く政府全体の観光関連予算については2,956億円に達する。加えて、政府の地方創生事業である「まち・ひと・しごと創生事業」に関しては2014年度補正予算で3,000億円以上もの予算が配分されており、観光振興と関連性の高い事業も含まれている。

2012年の旅行消費がもたらす経済波及効果を産業連関表によって推計すると、生産波及効果で46.7兆円、付加価値効果で23.8兆円という規模になる。また、雇用効果においては399万人で、わが国の総雇用の6.2%を占めている。これらわが国経済への貢献度を踏まえた上で、観光を地域経済の好循環を生み出す成長産業と捉え、経済全体に対する波及効果をさらに高めるためにも、政府予算における観光庁関係予算及び観光関連予算のより一層の拡充を求める。

また、日本再興戦略において観光立国実現に向けての指標(KPI)として、訪日外国人旅行者数が設定されているが、海外需要の取込みによって経済効果を生み出すという観点においては、旅行消費額が重要となる。このため、新たなKPIを設定し、経済効果の拡大に力点を置いた取り組みに対して、予算の重点分配を行うべきである。

(2) 国、地方自治体、民間事業者間のさらなる連携強化

政府は、観光立国実現に向けた施策を強力に推進するため、「観光立国実現に向けたアクション・プログラム」をまとめ、観光担当大臣・観光庁を中心に、観光に関わる施策を総合的に調整・実施できる体制を構築しているところである。今後も、関係府省庁間、国と地方自治体間、官民の連携を強化・支援するとともに、観光に関係する幅広い業種の異業種間連携や同業種間の連携促進に取り組み、観光振興の担い手を拡げることが重要である。さらに、これら連携の過程において、現場から出てきた意見・要望については、迅速に共有できる仕組みを作り、施策に適宜反映していくべきである。

また、和食に代表される豊かな食文化、ものづくりの技術をはじめ、アニメ、ファッション、デザイン、伝統文化、芸術など、わが国の魅力を「クールジャパン」として世界に発信しているところであるが、「ビジット・ジャパン」との連携をさらに深めることで、海外への観光プロモーションを強化されたい。

特に、地域発の観光情報を、海外のTV等メディアを使って他のコンテンツと一体的、継続的に発信し、日本への送客プロモーションや映画等の撮影場所誘致につなげることが必要である。政府は、放送コンテンツ海外展開促進機構（BEAJ）、JNTO等との連携の強化やJ-LOP（ジャパン・コンテンツローカライズ&プロモーション支援助成）の一層の活用を通じて、海外メディアの放送枠等の確保と地域発の観光情報・コンテンツ供給を推進し、日本・東京へのインバウンドを促進する取り組みを増強されたい。また、地域発の観光情報・コンテンツの制作・海外展開を担う人材の育成も強化されたい。

(3) JNTO（日本政府観光局）の機能強化

外国人旅行者の来訪促進の中核を担う（独）国際観光振興機構（通称：日本政府観光局）が訪日プロモーションの発信主体として活動を展開する上で、各国政府観光局と比較して少ないスタッフ・予算・拠点について、一層の拡充を図り、機能強化を推進されたい。とりわけ、発地情報によるニーズの把握の強化と、迅速なプロモーションを展開させるためにも、海外拠点を現状の14都市に加え、旅行者の増加著しい中国内陸部、ASEAN、インドを中心に増設することを期待する。

(4) 旅行者に対する危機管理体制の構築

東京での事業活動は、地震等の自然災害を前提に展開を考慮しておく必要がある。特に、観光分野においては、来訪者の安心・安全を確保するため、ハード面における災害対策の推進はもちろん、災害時の情報提供や事業者との連携、観光・宿泊施設等の人材育成など、適切な対策の実施により、危機管理体制の強化を図る必要があり、具体的に以下の対応が求められる。

- 災害時情報提供ポータルサイトを国内外の旅行者に活用してもらうための、地域や事業者との連携による利用促進
- 宿泊施設や観光施設が訪日外国人旅行者に対して、災害時の初期対応ができるような危機管理マニュアルの整備、その周知のためのセミナーや研修、防災訓練等の実施、ICTを活用した緊急時外国語災害情報の発信の推進
- 災害時においても通信手段を確保できるよう、公園・公民館・学校・体育館等の公共施設におけるWi-Fi環境の整備
- 災害・危機後に訪日外国人旅行者が安全かつ確実に帰国するための支援策を、在日公館や運輸機関と連携して計画するとともに、危機発生後ただちに復旧に向けた計画策定・活動が取れる体制の整備

2. 観光振興・地域活性化に向けた制度面の環境整備

○国際観光ホテル整備法の見直し

昭和24年に制定された国際観光ホテル整備法は、戦後間もなく数少ない訪日外国人旅行者をもてなすためにつくられた施設及び接遇基準であり、その後、改定が行われているものの、旅行者増、ニーズの多様化の現状にあつては、登録制度が有効に機能しているとは言い難い。

については、利用者が目的・予算に応じて良質のサービスを提供する施設を選択できる新たな設備・サービス基準を策定するとともに、登録施設に対する新たなインセンティブの検討や登録に関する相談体制の強化など、制度の活用を促す環境整備が必要である。

○地域限定旅行業への参入促進

着地型観光の需要拡大ならびに旅行者の利便性向上を図るため、旅行業法における登録制度の弾力化を図られたい。具体的には、ホテル・旅館や観光案内所などが旅行商品を造成・販売し、地域におけるコンシェルジュ機能としての役割を果たせるよう、地域限定旅行業への参入促進に向けた方策を検討されたい。

○水辺空間活用促進のための規制緩和

河川区域内の土地を占用、または工作物を新築・改築する場合は、河川法に基づき河川管理者許可を受けなければならない。河川空間の魅力向上を図り、民間事業者の創意工夫を活かすためにも、河川法の河川占用許可期間を3年から公益物件並の10年に延長することが望ましい。

○河川観光船の弾力的な運航を妨げる海上運送法の規制緩和

7. 事業 (2)意見活動

河川、運河、川辺を活かした観光を推進するため、予め許可された水域で継続して一般旅客定期航路事業を営んでいる河川観光事業者に対しては、同水域内であれば、柔軟な航行プランを企画・航行できるよう、手続きの簡素化を図られたい。

○外国船籍への内航クルーズの開放

現在、わが国が保有するクルーズ船は3隻にとどまっている。また、日本発着の外国籍クルーズ船は、海外の港に立ち寄ることで、海運カボタージュ規制を回避している状況である。国内のクルーズツーリズムを振興し、より多くのクルーズ船が全国各地に寄港するよう、外国籍の船舶を対象とした海運カボタージュ規制を観光クルーズ船に限って緩和することを検討されたい。

○貸切バスの営業区域規制と料金制度の緩和に関する道路運送法の改定

平成26年の貸切バス運賃・料金制度の改正に伴う貸切バス運賃・料金の大幅な上昇により、バスツアーの需要縮小、それに伴う地域の土産品店、飲食店の売り上げ減少など、観光関連産業に影響が及んでいる。

他方で、訪日外国人旅行者の急増に伴い、外国人旅行者向け貸切バス対しては、営業所の隣接県を臨時営業区域と認める等の特例措置が平成27年9月末まで延長された。

貸切バスによる観光は、観光振興の重要な要となることから、労務管理や車両の保守等において安心・安全を適切に確保することを前提に、料金設定の自由化、臨時営業区域の恒久措置化をはじめ、営業区域に関するさらなる緩和など、制度の見直しを検討されたい。

○外国人技能実習制度を活用した観光人材の育成

日本の優れたホスピタリティ技能を身につけた観光人材を育成するため、外国人技能実習制度において、フロント業務やレストランサービス業務などのホテルスタッフ業務を技能実習対象職種に追加されたい。

○外国人学生に対する就労活動の制限緩和

留学・就学の資格をもって在留する外国人が地域の観光業や有償ガイドなどで十分に活躍できるよう、1週28時間までとされている就労活動の制限を緩和すべきである。

○「空き建築物」を観光資源として有効活用するための規制の見直し

地域に点在する廃校や商店街の空き店舗などの「空き建築物」は、地域の観光資源やコミュニティスペースとして活用することで、交流人口の拡大に寄与できる。しかしながら、建築基準法の規制上、既存不適格建築物となる場合が多く、用途変更を行う場合は、現行基準に合わせるための改修を行った上で建築確認申請を行う必要があるだけでなく、相当の費用が必要となることや、建築物本来の味わいが失われてしまうといった問題がある。地域に眠るこうした空き建築物の再利用が促進されるよう、建築基準法上の規制を見直されたい。

以上

2015年度第3号
2015年 5月13日

第672回常議員会決議

<提出先>国土交通省、内閣府、財務省、経済産業省、法務省ほか関係省庁大臣・幹部、各政党幹部、関連団体等

<主な実現状況>

○観光振興に関する予算の拡充

・平成28年度観光庁予算は、前年比2.4倍の245億円

○訪日外国人旅行者受け入れ促進のための環境整備

・訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業【新規】予算8,000百万円

○インバウンド受入を担う人材・組織育成の促進

・産学連携による旅館・ホテルの経営人材育成事業【拡充】予算322百万円

○ビザ発給要件の更なる戦略的緩和

・長期滞在の促進に向けた外国人富裕層を対象としたロングステイビザの導入

○地域間の連携による相互交流の拡大

・広域観光周遊ルート形成促進事業【継続】予算1,640百万円

○交流人口の回復・拡大を通じた東日本大震災被災地復興の促進

・東北地方へのインバウンド推進による観光復興事業【新規】予算3,265百万円

○国、地方自治体、民間事業者間のさらなる連携強化

・地域における観光地経営の舵取り役となる日本版DMO登録制度の創設

- ・スポーツ庁、文化庁及び観光庁の包括的連携協定締結
 - 施策の基礎となる観光関連データの整備
 - ・「地域観光統計」の新設
 - JNTO（日本政府観光局）の機能強化
 - ・海外事務所を現在の14事務所から21事務所へ拡大
 - ショッピング・ツーリズム振興の加速
 - ・平成28年度税制改正によって外国人旅行者向け消費免税制度の拡充が実現（2016年5月1日運用開始予定）
- 具体的な内容：①免税対象金額の引き下げ、②海外直送の手の簡素化、③免税手続きカウンター制度の利便性向上、④購入者誓約書の電磁的記録による保管 等
- 観光振興・地域活性化に向けた制度面の環境整備
 - ・河川区域内における土地の占用許可延長（3年→10年）が実現

4. 国の中小企業対策に関する重点要望について

わが国経済は、回復のペースにばらつきはみられるものの、消費税引き上げの影響も一服し、緩やかな回復基調にある。円安や原油安の追い風も受けて、上場企業では2015年3月期決算において、2年連続の最高益更新が見込まれるなど、大企業を中心に構造改革を進め、稼ぐ力を取り戻している。

かかる状況の中、わが国経済がデフレからの脱却を確実なものとし、景気の好循環による持続的な成長を遂げるためには、生産性向上や労働力人口の確保など、潜在成長力の向上に資する成長戦略を推進することが不可欠である。一方、製造拠点のグローバル化や人口減少、超高齢化などの社会構造の変化に伴い、地域における産業構造も大きく変化している。地域経済を担う中小企業がこのような変化に対応し、自ら変革するための後押しを行うとともに、時代や地域のニーズに対応したビジネスを生み出す起業・創業、および技術やノウハウ、雇用を守る事業承継による新陳代謝を促進するため、経営環境を整備することも重要である。

また、地方創生がわが国にとって、重要な課題となっているが、日本の成長エンジンである首都・東京が国際都市として発展することは、地方創生の観点からも重要な要素である。2020年のオリンピック・パラリンピックを契機とした、国際競争力強化に向け、ソフト・ハード面での環境整備をさらに進めるべきである。

以上の観点から、当商工会議所は以下の政策の実現を強く要望する。当商工会議所は、中小企業の持続的な成長に向け、関係諸機関との連携を密にし、地域の総合経済団体として、中小企業支援に尽力する所存である。ついては、政府におかれても、会員企業の意見を集約した以下の要望をくみ取り、実現に向けて取り組まれない。

記

I. 潜在成長率の上昇に向けた成長戦略の推進

1. 中小企業の生産性向上、高付加価値化の後押し

中小企業が国内外での競争を勝ち抜き、成長を遂げるためには、利益率を高めるための生産性向上、高付加価値化に取り組む必要がある。これらの実現のために、新分野進出や新製品・サービス開発の後押しや、企業間や産学官の連携、ICT化、販路開拓の支援を行う必要がある。

(1) 新分野進出や新製品・サービス開発の後押し

中小企業が価格競争から脱却するためには、新分野への進出や新製品・サービスの開発を促進する必要がある。「中小企業・小規模事業者ものづくり・商業・サービス革新事業（新ものづくり補助金）」は、対象業種も広く、使い勝手が良いことから、会員企業からも非常に評価が高い。ついては、同事業に対する継続的な予算措置と2013年度補正予算並みの事業予算を確保するとともに、イノベーションの妨げとなる規制や制度の改革を加速されたい。新分野進出に向けては、ロードマップを策定するなど、開発テーマの積極的な発信に加え、「戦略産業支援のための基盤整備事業」など、本年度より開始されるスキームを普及、促進することにより、中小企業の参入を促進することも必要である。また、ものづくりやサービス分野等のロボット未活用領域でのロボット導入は新たな製品やサービス開発のみならず、人材不足の解決や生産性向上にも資することから、導入に向けた実現可能性調査や実証に対する支援を拡充されたい。

あわせて、中小企業の研究開発から事業化までを一貫して支援する「中小企業技術革新制度（SBIR）」においては、各省庁におけるSBIR特定補助金への指定増加や、多段階選抜方式の積極的な活用により、中小企業の参入機会をさらに広げるべきである。

【要望内容】＜経済産業省他、各府省庁＞

- 中小企業・小規模事業者ものづくり・商業・サービス革新事業（新ものづくり補助金）への継続的な予算措置、および予算の拡充
- 成長分野への進出やイノベーションの妨げとなる規制・制度の改革断行
- 成長分野における開発テーマの積極的な発信、および中小企業の参入促進に向けたスキームの普及

7. 事業 (2)意見活動

促進

- ロボット導入に対する支援の拡充（実現可能性調査や導入実証に対する支援拡充）
- 中小企業技術革新制度（S B I R）の拡充、および制度における多段階選抜方式の活用

(2) 企業間・産学官連携の推進

中小企業が、新たなサービス・製品を生み出し、市場に投入していくためには、優れた技術や研究結果を保有する大学や研究機関との連携が有効である。昨年改訂された「日本再興戦略」においても大学が地（知）の拠点となり、地域の課題解決に貢献し、地域社会を支える研究成果の還元に取り組むことが記載されている。については、産学官連携推進の起爆剤とすべく、大学や研究機関が保有する特許の中小企業への無償提供を検討されたい。あわせて、大企業などが保有する開放特許を活用しようとする中小企業への支援や、知的財産に関する契約提携の法律・知識にあかるくない中小企業へのサポートを強化すべきである。また、新製品開発・販売など知的財産の戦略的活用に向けたコンサルティングへの支援も必要である。

さらに、大学や研究機関の技術や研究などの特許技術や市場動向に精通するコーディネーターの増員や資質の向上、研究シーズと企業ニーズの情報基盤の整備により、マッチングの向上を図るとともに、研究開発から事業化・実用化までの資金繰りやマーケティング支援を充実されたい。

【要望内容】<経済産業省、文部科学省、特許庁>

- 大学や研究機関が保有する特許の中小企業への無償提供、大企業等が保有する開放特許の活用支援や契約提携時のサポート支援
- 新製品開発など知的財産の戦略的活用に向けたコンサルティングへの支援
- 中小企業支援機関、大学、公設試験研究機関における、企業間・産学官連携コーディネーターの増員・資質の向上
- 大学等研究シーズと企業ニーズのマッチング（情報基盤の整備）
- 資金繰りやマーケティング支援など事業化・実用化に向けた支援の拡充

(3) 中小企業のICT化の促進

インターネットなどをはじめとする情報通信技術は、売上拡大や業務効率化につながるツールとして有効である。中小企業においては、経営資源も限られているため、ホームページの開設や、インターネットバンキングの資金決済など、限られた用途でしか用いられていないケースが多い。しかしながら、初期投資が軽減されるクラウド・コンピューティングの誕生により、そのような制約を克服することが可能になっていることから、テレワークやクラウドソーシングなど、生産性向上に資するICT化を推進する企業も現れている。ただ、中小企業においては、知識・ノウハウが不足していることから、中小企業にも活用可能な先進事例を積極的に発信するとともに、専門家による個別訪問指導を充実させるべきである。

また、新たなICTソフトやシステム導入・更新の場合には、多額の負担が必要な場合もあることから、これらに対する軽減措置を講じられたい。

【要望内容】<経済産業省、総務省>

- 生産性向上に資するICT化の推進（テレワークやクラウドソーシング、スマートフォンの活用等）
- IT専門家による個別訪問指導制度の充実・強化
- 先進的な取り組み事例の積極的な発信（表彰制度の活用等）
- 新たなICTソフト・システムの導入・更新に対する負担の軽減

(4) 中小企業の販路開拓支援

中小企業が販路開拓に取り組むにあたっては、知名度も低く、経営資源も不足していることから、販路開拓のルートは限られている。中小企業白書（2015年度版）において、中小企業が販路開拓に向け期待する支援として、「取引先候補の紹介」が4割弱、「補助金・助成金等」が3割と回答している。については、経営計画の策定、および販路開拓に資する経費を補助する「小規模事業者持続化補助金事業」は事業者からの評価も高いことから、継続的な実施、予算の拡充を求めるとともに、採択については地域差が生じないように、公平性の確保を求める。また、テストマーケティング等を支援する「販路開拓コーディネート事業」や、優れた技術や製品を持つ中小企業と大手メーカーをつなぐ「J-GoodTech」（ジェグテック）については、マッチングの成功率が高まるよう、利用者からの声を反映して機動的に改善を行い、引き続き運営を推進することを求める。

【要望内容】<経済産業省>

- 小規模事業者持続化補助金の継続、および予算の拡充、採択率の公平性確保
- 販路開拓コーディネート事業など専門家によるハンズオン支援の拡充
- 中小企業と大手メーカーをつなぐ「J-GoodTech」（ジェグテック）の推進

2. 労働力人口の確保・人材の高度化に向けた取り組み

わが国経済が緩やかな回復基調にある中で、中小企業も売上の増加に向けて、人材の確保に努めているが、大企業の採用拡大や就職希望者の大企業志向などもあり、採用活動は厳しいものとなっている。このため、中小企業と人材のマッチング向上に向けた施策を推進するとともに、生産性向上や技術の承継のため、産業人材の育成・高度化に取り組む必要がある。

(1) 中小企業の人材の確保に向けた対策、産業人材の育成

当商工会議所の調査によると、売上拡大に取り組む上での課題について、人材の不足と回答した中小企業が約7割に上っているものの、就職希望者の大企業志向は根強いものがある。については、インターンシップを行う企業を支援するなど、中小企業の魅力を伝える取り組みを推進すべきである。また、人材の定着率向上やミスマッチを解消するためには、トライアル雇用などを推進するとともに、高校や大学初年次からの体系的なキャリア教育を実施することが有効である。

また、従業員の高齢化により、ものづくりの現場で培った技術やノウハウの継承が難しくなり、消失の危機にある。政府は「ものづくりマイスター制度」の最大限の活用や、職業高校や高等専門学校、専修学校の拡充や日本版デュアルシステムの推進などにより、産業人材の育成や企業とのマッチング、および技術の承継に努めるべきである。

あわせて、人材不足の解消には、高い能力を持ちながらも、育児などにより就労を断念している女性の活躍推進が欠かせない。「待機児童解消加速化プラン」での目標である2017年度での待機児童解消を目指し、各事業を着実に実施するとともに、社会保険や税制の見直しも検討する必要がある。職務や労働時間、勤務地等を限定した雇用形態の普及・拡大も女性を含め、多様な働き手の活躍を後押しすることから、その環境の整備に努められたい。

【要望内容】 <経済産業省、厚生労働省、文部科学省>

- 中小企業の魅力を伝える事業の強化（インターンシップ受入企業への支援等）
- 高校・大学等の初年次からの体系的・系統的なキャリア教育の実施
- 人材の定着率向上やミスマッチを防ぐ事業の推進（トライアル雇用の拡充等）
- ものづくりの技術承継に向けた取り組みの推進（ものづくりマイスター制度の普及促進等）
- 高度な技能を持つ産業人材の育成と企業のマッチング強化（職業高校や高等専門学校等の拡充、日本版デュアルシステムの推進等）
- 女性の活躍推進のため、待機児童解消に向けた取組みの着実な実施、および社会保険・税制の仕組みの見直し
- 職務・労働時間・勤務地等を限定した雇用形態による、多様な働き手が活躍できる環境の普及・拡大

(2) 中途採用市場の整備拡大

中小企業においては、即戦力を獲得するため、OB人材など専門知識や技能を有する経験者へのニーズは高い。昨年9月からはハローワークの求人情報がオンラインにて、地方自治体や民間職業紹介事業者にも提供されており、今後のマッチング率の向上が期待される。については、ハローワークの求職情報の民間事業者への提供の早期開始や、経営管理層や技術・専門職に特化した「人材銀行」の推進により、さらなるマッチング機能の強化に努められたい。

【要望内容】 <厚生労働省>

- OB人材等、専門知識・技能を有する人材と中小企業のマッチング機能の強化

(3) 中小企業の実態を踏まえた労働法制の早期成立

多様な働き手の労働参加を促し、長時間労働を抑制していくことは、仕事の質や成果を高め、生産性向上や競争力の強化にも資するものである。本通常国会にて審議中である労働基準法の一部改正案は、企画業務型裁量労働制やフレックスタイム制の拡充による雇用形態の多様化・働き方の見直しにつながることから、早期の法案成立を求める。

また、現在、中小企業への適用が猶予されている月60時間超の時間外労働に対する割増賃金については、長時間労働の抑制は必要であるものの、業種や職種、企業規模によっても現状や背景が異なる。については、各企業や団体が十分な準備期間を確保できるよう、3年間とされている適用猶予期間延長を確実に実現されたい。

【要望内容】 <厚生労働省>

- 創造性・生産性を高める働き方や、多様なニーズに対応可能な労働時間制度の柔軟化（裁量労働制やフレックスタイム制の拡充等）
- 中小企業における月60時間超の時間外労働に対する割増賃金率の適用猶予期間延長の実現

3. グローバル需要を取り込むための中小企業の国際展開の促進

7. 事業 (2)意見活動

中小企業が今後も持続的な成長を続けるためには、新興国をはじめとしたグローバル需要を取り込む必要がある。日本再興戦略においても、5年間(2017年まで)で新たに1万社の海外展開を目指しているが、そのためには、相談・支援体制の強化に加え、海外販路の開拓や知的財産に対する支援が必要である。

(1) 中小企業に対する国際展開の相談・支援体制の強化

中小企業においても、国際展開への関心は高まっているが、専任者を置く余裕がないため、行政や公的支援機関毎に提供される情報を比較し、煩雑な申請手続きや審査に対応することが難しい。については、行政や公的支援機関が実施する助成・委託事業に関して、申請や手続きを一元的にワンストップで可能とする体制を構築すべきである。また、海外での事業展開を見極めるためには事業化可能性調査(F/S)が有効であるが、支援事業については、使い勝手が悪い点も多いことから、調査開始までの期間短縮や単年度主義の見直しなど運用の改善に努められたい。

【要望内容】<外務省、経済産業省>

- 各省庁・支援機関で利用できる支援・助成金等の申請、事前審査までをワンストップで提供できる体制の整備
- 事業化可能性調査(F/S)支援事業の拡充、運用の改善(調査開始までの期間短縮等)

(2) 海外販路の開拓支援

中小企業が海外の新たな販路を開拓するためには、見本市や展示会に出展し、潜在的な顧客にアプローチすることが有効である。現在、日本貿易振興機構(JETRO)において、出展支援事業を行っているが、出展機会の確保とともに、助成金額の拡充に努められたい。また、新興国等の旺盛な需要を取り込むためには、日本の中小企業の持つ技術・製品の優位性や、コンテンツを積極的に発信すべきである。

【要望内容】<外務省、経済産業省、国土交通省>

- 海外見本市・展示会への出展機会の確保、出展費用の助成拡充
- 戦略的な対外発信による日本の中小企業・日本製品の認知度向上
- コンテンツの海外発信・放送の強化

(3) 海外等における知的財産等の取得・保護に対する支援の強化

中小企業が安心して海外に打って出るためには、模倣品・海賊版等の知的財産侵害の未然防止に向けた取り組みなどの環境整備が不可欠である。しかしながら、中小企業にとっては国際出願等による権利取得費用は大きな負担であることから、現行の減免制度の対象企業を拡充するなど、支援の充実を図られたい。さらに、偽造品の取引の防止に関する協定(ACTA)の加盟促進を進めるとともに、権利侵害については政府機関が積極的に関与することで、知的財産の保護の強化に努められたい。

また、わが国の技術や製品の輸出のためには戦略的な国際標準化の取り組みなどによって、国際競争力を強化することが必要である。中小企業に対する標準化や海外規格に関する情報提供の強化、各国の標準規格の取得費用に対する補助制度の創設など、支援を強化されたい。

あわせて、海外のみならず国内での知的財産の流出や模倣など、権利侵害への対応についても、支援を強化されたい。

【要望内容】<特許庁、外務省>

- 国際出願及び国内出願における特許料等の減免制度について、従業員300人以下の中小企業は一律に利用できるよう要件を緩和、ならびに実用新案、意匠、商標への対象拡大
- 海外における侵害対策ならびに規制対応の強化(偽造品の取引の防止に関する協定(ACTA)の加盟促進、権利侵害に対する積極的な関与等)
- 国際標準・規格・認証による国際競争力の強化、および中小企業に対する支援の促進(標準化・海外規格に関する情報提供の強化、各国の標準規格の取得費用などに対する補助制度の創設等)
- 中小企業の各種申請手続きの簡素化(出願、審査請求、減免制度の一括申請を可能とする措置)
- 中小企業の侵害対策への支援(専門家に関する情報提供や訴訟経費の負担軽減、および不正競争防止法等の周知・徹底)

4. 中小企業の成長を後押しし、投資を促進する税制改革

わが国経済が持続的な成長を続けるためには、潜在成長率の引上げに向けた政策が必要であり、特に設備投資や、生産性の向上には税制による後押しが不可欠である。法人税が税制改正により、引下げとなったことは大いに歓迎すべきことであるが、代替財源としての中小企業投資促進税制の上乗せ措置の前倒し廃止や、減価償却制度の定額法への統一については、前向きな投資を抑制することから、反対する。また、平成27年度与党税制改正大綱において、対象企業の適用拡大について引き続き慎重に検討するとされた外形標準課税は、賃金への課税が中心であり、人を雇用するほど税負担が増すことから、雇用の維持、創出に悪影響をもたらすとともに、賃金

引き上げの政策にも逆行し、経済の好循環を阻害するものであるため、中小企業への適用拡大には断固反対する。欠損金繰越控除の利用制限、留保金課税の中小企業への適用拡大についても中小企業に大きな負担を課すことから反対である。

消費税の複数税率は、社会保障財源が大きく失われ、結果的に社会保障の持続可能性を損なうとともに、対象品目の線引きで事業者・国民双方に混乱を招き、新たな区分経理やインボイスの導入により事業者の事務負担も大きく増加することから、導入すべきではない。

【要望内容】 <財務省、経済産業省、総務省>

- 外形標準課税の中小企業への適用拡大には断固反対
- 中小企業の欠損金繰越控除は制限すべきではない
- 減価償却制度定額法への統一は中小企業に多大な影響を及ぼすため反対
- 中小企業投資促進税制の上乗せ措置の前倒し廃止に反対
- 前向きな設備投資を阻害する償却資産に係る固定資産税の廃止
- 留保金課税の中小企業への拡大には反対
- 法人実効税率の引き下げ（海外主要国並み20%台までの引き下げ）
- 中小法人の軽減税率の引き下げおよび適用所得金額の拡大
- 中小法人課税の見直しにあたって、中小企業政策の支援対象との整合性を図ること
- 消費税の複数税率は導入すべきではない
- インボイスの導入には断固反対

5. 社会保障制度改革の断行

歳出削減への取り組みは、成長戦略の着実な実行による経済成長と並ぶ財政再建における車の両輪である。特に、企業や現役世代に過度に依存した社会保障制度は、消費税率10%の範囲内で最大限持続可能な制度になるよう、先送りされている給付の「重点化・効率化」の徹底が不可欠である。具体的には、公的年金制度については、2歳程度の支給開始年齢の引き上げや高所得者の基礎年金（国庫負担分）の減額、デフレ下でのマクロ経済スライドの発動、医療保険制度については、受診時定額負担の導入や後発医薬品の使用促進により、社会保障制度の持続性を高める改革を断行すべきである。また、高齢者の応能負担割合をなだらかに高めるなど、現役世代に過度に依存した負担構造をあらため、財源については、若年世代の結婚・出産・子育て等の環境整備など少子化対策に重点的に配分すべきである。さらに、保険料収入の約5割を占める被用者保険から高齢者医療への拠出金負担を軽減するとともに、多くの中小企業が加入する協会けんぽへの国庫補助割合は速やかに20%まで引き上げるべきである。

あわせて、医療費抑制には「国民の健康寿命の延伸」が重要であり、その観点から現在、政府はデータヘルス計画と健康経営を推進しているが、この2つの施策の鍵を握るのが雇用の7割を占める中小企業の従業員の健康づくりである。データヘルス計画を円滑に進めるためには、保険者と企業のコラボヘルスが不可欠となるが、中小企業の多くが加入する協会けんぽや総合組合は対象となる企業数が多く、保健事業の効率的・効果的な実施が困難なケースも見受けられることから、協会けんぽ、総合組合の好事例が多く生み出されるよう、先進的な保健事業創出に関する予算の拡充をお願いしたい。また、中小企業はヒト・モノ・カネ・情報が不足しており、健康経営の推進には様々な障害がある。については、専門家の派遣等による中小企業の実践と生産性向上に資する支援スキームの構築、更には健康経営を実践する際のインセンティブとして政府系金融機関による制度融資の金利優遇、助成金等を検討されたい。

来年1月から開始されるマイナンバー制度への対応については、主要商工会議所のアンケートで「すでに取り組んでいる」と回答した企業がわずか5%にとどまり、「制度自体が不明」「何をすべきかわからない」と回答した企業が44%を占めることから、中小企業を中心とした事業者への周知徹底に加え、地方自治体や税務署、社会保険事務所など各行政機関等を通じた十分な相談体制を確保すること、さらに、適正な個人情報管理のためのセキュリティ対策などに新たなIT投資が必要な場合には、費用補助など経済的支援を導入すべきである。

【要望内容】 <厚生労働省、財務省、経済産業省、内閣府>

- 社会保障と税の一体改革における重点化・効率化を軸とした各制度の改革推進
- 公的年金制度、医療保険制度の持続性を高める改革の推進（2歳程度の年金支給年齢引き上げ、高所得者の基礎年金（国庫負担分）の減額、デフレ下でのマクロ経済スライドの発動、受診時定額負担の導入、後発医薬品の使用促進）
- 被用者保険から高齢者医療への拠出金負担の軽減
- 協会けんぽへの国庫補助割合の引き上げ（法律本則の上限20%へ）
- 中小企業の健康投資・健康経営とデータヘルス計画の推進
- マイナンバー制度に係る事業者への周知徹底と十分な相談体制の確保、セキュリティ対策等IT投資への経済的支援

6. 実現性のあるバランスの取れたエネルギーミックス策定

エネルギー政策は国の命運を握る極めて重要な基幹政策であり、エネルギー需給構造の将来像（エネルギーミックス）の策定にあたっては、安価で安定的なエネルギー供給が経済成長の前提条件となる。しかしながら、東日本大震災後、産業用電力は約3割も上昇し、中小企業の収益改善の足かせとなっている。日本商工会議所が昨年に行った調査によると、更なる電力コスト上昇は1円/kWhまでが限界であるとの回答が全体の3分の2を超え、中小企業による負担は限界に近づいていることを示した。このまま高止まりや更なる上昇が続けば、賃上げや雇用創出、新規の設備投資など景気の好循環に甚大な悪影響を及ぼしかねない。このため、現状の電力コスト上昇の主因である、太陽光に偏重した「再生可能エネルギー固定価格買取制度（FIT）」を早期抜本的に見直すとともに、安全が確認された原子力発電の順次速やかな運転再開を実現する必要がある。また、中小企業は、現状の経営資源を活用しつつ、エネルギーコスト抑制に向けた取組みを行っているが、省エネルギー対策を更に前進させていくため、設備導入や専門家指導、税制などに対する支援を拡充されたい。

【要望内容】<経済産業省、環境省>

- 再生可能エネルギー固定価格買取制度（FIT）の早期抜本的見直し（賦課金額、導入量の上限の設定等）
- 安全が確認された原子力発電の順次速やかな運転再開（運転延長許可制度の最大活用、安全を担う人材・技術の維持・向上、審査の迅速化等）
- 中小企業の省エネルギー支援策の拡充（省エネ機器の導入費用の補助拡充や税制支援、専門家による省エネ診断・訪問指導等）

II. 地域経済の担い手である中小企業の飛躍の後押しと経営環境の整備

1. 開業率10%達成に向けた創業の促進

創業は新たな財・サービスの提供により、需要を喚起するとともに、雇用創出の効果も高く、また、地域の活性化や課題解決にも大きく貢献する。現在、日本の開業率は4.8%にとどまり、企業数も年々減少していることから、政府が目指す開業率10%の達成には、潜在的起業希望者の増加を図るとともに、事業構想段階、スタートアップ、アーリーステージなど、創業者の各ステージに応じたきめ細やかな支援が必要である。

(1) 創業支援の強化

創業支援については、「創業・第二創業促進補助金」などにより、資金面での支援は整備されつつあるが、行政機関への手続きの多さや所要日数の長さについては、各国と比し改善の余地が大きい。諸外国ではオンラインでの申請や行政窓口の一元化などの対策が取られている中、本年4月に国家戦略特区を活用した「開業ワンストップセンター」が開所したことは、わが国の開業手続の簡素化・迅速化に資するものとして、大いに歓迎すべきものであるが、行政手続きの相談支援にとどまるものもあるなど、改善点は多い。創業予定者の利便性を考慮し、さらなる簡素化・迅速化、ワンストップ化を推進されたい。

また、創業者がスムーズに成長軌道に乗るためには、実効性の高い事業計画の作成、および経営に必要な知識の習得は欠かすことができないことから、習得に向けた支援体制を強化すべきである。あわせて、商談会・交流会の実施、OB人材とのマッチング支援を図り、創業者のビジネス確立を後押しすべきである。

【要望内容】<内閣府、経済産業省、法務省、厚生労働省他各府省庁>

- 創業予定者の利便性を考慮した開業手続きの簡素化・迅速化、ワンストップ化の推進
- 実効性の高い事業計画の策定支援、経営に必要な知識（財務・法務・税務など）の提供機会の強化
- 商談会や交流会の実施、OB人材とのマッチング支援

(2) 資金調達・税制支援

創業時の融資制度は充実しつつあるが、創業初期の企業は経営基盤の脆弱性や販売実績の乏しさにより、追加融資が受けづらいため、事業基盤の安定や事業の拡大に困難をきたすケースがあることから、創業企業が新たなステージに飛躍できるよう、成長性・将来性を重視した資金供給が必要である。また、小口で広く資金調達できるクラウドファンディングはマーケティングや販路開拓の側面も併せ持つ有効な手段として注目を浴びている。本年5月には改正された金融商品取引法の施行により、投資型クラウドファンディングの参入要件が緩和され、ますます利用の増加が見込まれることから、今後も投資家や出資者の保護など、環境整備に留意しつつ、資金調達の1つとして育成されたい。さらに、資金繰りの厳しい創業期の事業者にとって、法人税などの納税は負担の大きいものである。ついては、中小企業支援機関の創業支援を受けた創業者に対し、創業後5年間の法人税免税・社会保険料減免措置を創設し経営基盤強化を図られたい。

【要望内容】<金融庁、財務省、経済産業省>

- 創業初期の企業に対する事業性・成長性を重視した資金供給態勢の構築
- 多様なニーズに対応できるクラウドファンディングの育成
- 中小企業支援機関等の創業支援を受けた創業者に対する創業後5年間の法人税免税・社会保険料減免

(3) アントレプレナーシップの醸成

わが国の開業率が低位であることの理由として、諸外国と比べて創業が身近な存在ではなく、潜在的起業希望者が少ないことが挙げられる。については、初等教育からの起業家教育の導入、大学・大学院における実践的起業家教育の強化により、アントレプレナーシップを醸成し、将来の選択肢として認識させるべきである。

【要望内容】＜経済産業省、文部科学省＞

○学校教育におけるアントレプレナーシップの醸成（起業体験や起業教育プログラムなど）

2. 円滑な事業承継に対する支援

中小企業・小規模事業者の倒産件数が減少傾向にある一方、わが国の少子高齢化に伴い中小企業経営者の高齢化も進行する中で、休廃業や解散の件数は高止まりしており、雇用や技術・ノウハウを継承し、産業と地域の活力を維持するためにも円滑な事業承継への対応が喫緊の課題となっている。税制面で、後継者への承継を後押しするだけでなく、後継者の不在等により、止むを得ず事業を売却する場合の支援の強化が必要である。

(1) 事業承継税制の抜本的な見直し

事業承継税制については、平成25年度の税制改正により、納税猶予制度の要件の緩和や手続きの簡素化等が措置され、平成27年度の税制改正においても、1代目が存命中でも2代目から3代目に再贈与する際に、贈与税の納税義務を免除するなど、一層の円滑化が図られたところである。一方で、事業承継にあたって大きな課題となっている取引相場のない株式の評価や、分散している株式の集中化等の問題が残されていることから、事業承継税制の抜本的な見直しを図る必要がある。相続税の納税猶予額について、発行済議決権株式総数の「2/3要件」の100%までの拡充、納税猶予割合の100%への引き上げ、兄弟等複数人での承継を認める措置など、抜本的な見直しにより、次世代への円滑な事業承継を促進するべきである。

また、経営者の経営努力で企業を成長させればさせるほど、非上場株式の評価が高くなり、中小企業の事業承継を困難にしている。経営者が交代する際、非上場株式を売却することなく後継者に継承し、実態として交代前と変わらないにも関わらず、多額の相続税・贈与税負担が課せられることは適切でない。

さらに、事業承継税制の活用に向けた更なる改善として、制度の更なる周知・PRを図るほか、事前確認制度利用者に対し、インセンティブを与えるような措置や、贈与税の納税猶予の認定取り消し時に相続税精算課税制度を選択可能とする措置を講じるべきである。

【要望内容】＜財務省、経済産業省＞

○事業承継税制の抜本的な見直し（発行済議決権株式の総数等の「2/3要件」の100%への拡充、相続税の納税猶予割合の100%への引き上げ、兄弟等複数人での承継等）
○取引相場のない株式の評価方法の抜本的な見直し
○分散した株式の集中化を図る税制措置の見直し
○事業承継税制の活用に向けたさらなる改善（制度の更なる周知・PR、事前確認制度の利用促進に向けた措置、贈与税の納税猶予の認定取消時に相続税精算課税制度の選択）

(2) 事業引き継ぎ支援の強化

事業引き継ぎにおいては、事業引き継ぎ支援センターの相談窓口が全都道府県に設置され、支援センターも30カ所に増加するとともに、本部である中小企業基盤整備機構と各センターの売り手・買い手に関するデータベースが共有化されるなど、支援体制は整いつつある。については、地域企業の豊富な情報を有する地域金融機関に事業引き継ぎ支援センターとの連携促進に向けた指導を行い、事業引き継ぎのさらなる推進に取り組まれない。さらに、支援センター数が増加する一方で予算額が横ばいであることから、各地支援センターを支援すべく、予算額の拡充に努められたい。

また、企業の新陳代謝を活発化させるには、新規の創業のみならず、事業承継を機に事業転換や新事業進出を行う「第二創業」も重要である。2014年度補正予算の創業・第二創業促進補助金では、既存事業の廃止に関するコストも対象となったが、今後も当補助金の継続・拡充により、新たな一歩を踏み出そうとする事業承継者の支援に取り組まれない。

【要望内容】＜経済産業省、金融庁＞

○金融機関の小規模M&Aへの取り組み推進と事業引き継ぎ支援センターとの連携促進に向けた指導
○事業引き継ぎ支援センターの予算拡充
○第二創業に対する支援の充実（「創業・第二創業促進補助金」の継続・拡充）

3. 中小企業金融の推進

わが国経済が回復基調を辿る中で、中小企業の資金繰りも改善しつつあるが、当商工会議所が1月に行ったア

7. 事業 (2)意見活動

ンケートでは、必要な支援策として「資金繰り支援」が5割を超えるなど、万が一の時に備えた融資制度を求める声は引き続き多い。また、創業期や新分野進出など、リスク評価が困難な場合に対する資金供給は民間金融機関だけでは担うことが難しい。については、リスクマネーやセーフティネットの担い手である政府系金融機関や信用保証制度の機能は今後も維持すべきである。また、財務内容のみならず、知的財産の適正な評価を含め、事業性に基づいた融資判断が行われるよう、金融機関の目利き力向上に向けた対策を講じられたい。

「経営者保証に関するガイドライン」については、法人と個人の分離によって、早期事業再生や円滑な事業承継などに資するものであることから、経営者に対する周知や金融機関への指導を徹底されたい。

また、ゆうちょ銀行の預金限度額の見直しについては、地域の住民の利便性向上につながるものの、他方、民間金融機関とりわけ地域金融機関の預金や顧客基盤の流出による地域の金融システムへの甚大な影響が懸念され、中小企業・小規模事業者への金融仲介機能および地方創生に悪影響を及ぼしかねない。については、ゆうちょ銀行の預金限度額の見直しの検討にあたっては、現下のわが国経済の喫緊の課題である中小企業・小規模事業者の活力強化と地方創生の取り組みが大きく損なわれることがないよう、関係者間で十分な議論を重ね、慎重に対応する必要がある。

【要望内容】<金融庁、経済産業省、財務省、総務省>

- リスクマネーの供給やセーフティネットの担い手である政府系金融機関や信用保証制度の機能維持（日本政策金融公庫への出資金充実等）
- 中小企業の事業性に基づいた融資判断のため、金融機関の目利き力向上に向けた対策
- 「経営者保証に関するガイドライン」の経営者に対する周知、金融機関に対する指導の徹底
- 経営改善計画策定支援事業の推進（事業の積極的な発信、専門家の質の向上）
- ゆうちょ銀行の預金限度額見直しにおける慎重な対応

4. 中小企業・小規模事業者の経営力向上、および支援体制の強化

日本の企業数の99.7%を占める中小企業・小規模事業者は、雇用や納税などを通じて、国民生活や国の財源を支え、日本経済を担っている。特に小規模事業者については、昨年6月に「小規模企業振興基本法」が施行され、持続的な発展を支援することが明記された。その目的を達成するためには、事業者自身が自社の強み・弱みを知り、経営力を向上させることが重要である。については、小規模事業者持続化補助金も含め、さらなる経営計画策定支援を行うとともに、これら小規模事業者の経営力強化を担う商工会議所が円滑に事業を進められるよう、安定的な予算確保に向けた都道府県への指導を要望する。あわせて、マル経融資制度は、取扱期間の延長、および、融資限度額・返済期間の特例の延長・恒久化を検討し、介護や情報サービス業などの労働集約的な業種においても、要件の緩和を実施されたい。施策の運用についても、現在申請書類を原則3枚にするなど、事業者の負担軽減に努めているところではあるが、あまねく事業者に情報が行き届くよう、施策のPR強化や単年度での予算措置の見直しなど、ニーズや実態に即した運用が必要である。

【要望内容】<経済産業省>

- 小規模事業者の経営計画策定支援など、経営力向上に資する政策の推進（小規模事業者持続化補助金の拡充（再掲）等）
- 中小企業・小規模事業者のニーズや実態に即した施策の運用（施策PRの強化、各種施策の単年度での予算措置の見直し、助成金等に係る審査期間の短縮）
- 商工会議所が取り組む経営改善普及事業予算の安定的確保に向けた都道府県への指導
- マル経融資制度の取扱期間（平成28年3月31日まで）の延長、融資限度額・返済期間の特例（平成28年3月31日）の延長・恒久化、労働集約的な業種（介護、情報サービスなど）について、事業者の規模要件（従業員5人以下）を緩和する措置

5. 原材料価格やエネルギーコスト、および消費税の適正な価格転嫁の実現、下請取引の適正化

円安の進行等の影響による原材料やエネルギーコストの上昇は、価格転嫁の困難な中小企業の利益を圧迫している。当商工会議所の調査によると、約9割の中小企業が上昇した事業コストを商品やサービス価格に十分に転嫁できていないと回答している。このような中、経済の好循環に向けた政労使会議では、昨年12月の「経済の好循環の継続に向けた政労使の取組」、本年4月の「価格転嫁や支援・協力についての取組策」について、合意がなされたことから、適正な価格転嫁に向け、合意内容を着実に実施するとともに、「転嫁対策パッケージ」を一層推進されたい。

あわせて、中小企業は優越的地位の濫用などによる不当な役務の要求や支払期日の遅延、不当廉売に晒されていることから、下請取引および中小企業取引の適正化に向け、ガイドラインの周知徹底や下請かけこみ寺の相談・監視機能を強化すべきである。

消費税率8%への引き上げに当たっては、前回の消費税引き上げに比べて、比較的円滑に価格転嫁が実現している。公正取引委員会・中小企業庁の指導・勧告により、対事業者間取引における転嫁拒否等の行為は一定の抑止効果が効いていると考えられる一方、対消費者取引や規模の小さな事業者ほど価格転嫁が困難な実態があることから、引き続き、国民に対する徹底した広報をはじめ、転嫁拒否の取り締まりを推進する等の転嫁対策特別措

置法に基づく実効性の高い価格転嫁対策を継続すべきである。

また、商工会議所の調査結果において、4割を超える事業者が「外税取引や外税表示のため、税額を引き上げることが可能であった」と回答するなど、外税表示や税抜き価格の強調表示が有効な転嫁対策であったとの声が寄せられている。そのため、消費税引き上げ後も、消費者の消費税への認識を高め円滑な価格転嫁を実現するために、転嫁対策特別措置法の期限切れとなる平成30年10月以降においても、外税表示を認め、事業者が表示方法を選択できるようにすべきである。

【要望内容】 <公正取引委員会、経済産業省、財務省>

- 原材料価格やエネルギーコストの上昇に対する適正な価格転嫁の実現（政労使会議合意内容の着実な実施、「転嫁対策パッケージ」の一層の推進）
- 下請取引の適正化に向けた下請取引ガイドラインの周知徹底、下請かけこみ寺事業の相談機能や監視機能の強化
- 消費税引き上げに伴う価格転嫁対策の継続（徹底した広報、転嫁対策特別措置法に基づく実効性の高い転嫁対策の継続）
- 価格表示における外税表示の選択可能措置の恒久化

Ⅲ. 日本の成長エンジンである首都・東京の国際競争力強化

1. 東京の国際競争力強化

2020年オリンピック・パラリンピックの決定に続き、「和食」がユネスコ無形文化遺産に選ばれるなど、日本は再び世界から脚光を浴びている。首都・東京が日本の顔、そして牽引役として持続的な成長を続けるためには、海外から「ヒト・モノ・カネ」を集める国際都市として確固たる地位を築く必要がある。そのためには、日本・東京の魅力向上や外国人旅行者の受入環境整備、ビジネス環境の整備による立地競争力の強化、インフラなど都市基盤の整備、防災対策などの山積する課題を、2020年オリンピック・パラリンピックを契機に解決し、国際競争力の強化に邁進すべきである。

(1) 日本・東京の魅力向上、外国人旅行者の受入環境の整備

観光は地域の好循環を生み出す成長産業であり、まちづくりや文化政策と一体的に取り組むことによって、大きな相乗効果が期待できる。2014年の訪日外国人旅行者数が1,314万人に達し、観光立国に向けた機運が一層高まっているこの機会を捉え、日本・東京ブランドの向上につながる観光まちづくりを推進すべきである。また、政府の目指す2020年に向けた訪日外国人旅行者数2,000万人の達成のためには、インバウンド（訪日外国人旅行者）の受入環境をさらに整備する必要があることから、ICT技術の利活用も含めた多言語対応や観光案内機能の充実・強化、買い物に重点を置いたショッピングツーリズム振興のための免税店拡大やクレジットカード決済への対応支援、ビザ発給要件のさらなる緩和や出入国手続きの迅速化・円滑化などにより、外国人の利便性向上に向けた環境整備を加速すべきである。

あわせて、外国人旅行者の増加に伴い、多様なガイドニーズが生まれている。しかしながら、通訳案内士においては、都市部への偏在および言語における偏在があることから、対象言語の追加や特例ガイドの活用など、ボランティアも含め、観光振興に関わる人材の育成に努められたい。

さらに、国、地方自治体、民間事業者の連携強化やJNTO（日本政府観光局）の拡充などにより、国一丸となった観光振興に取り組まれたい。

【要望内容】 <経済産業省、国土交通省、法務省、外務省、他関係府省庁>

- 日本・東京ブランドにつながる観光まちづくりの推進
- 訪日外国人旅行者受け入れ促進のための環境整備
 - ・多言語対応や観光案内機能の充実・強化
 - ・ICT技術の利活用（無料Wi-Fi整備や多言語通訳アプリ技術の活用等）
 - ・ショッピングツーリズム振興の加速（免税店の拡大、中小事業者のクレジットカード決済の対応支援）
 - ・外国人旅行者のビザ発給要件のさらなる緩和や出入国手続きの迅速化・円滑化
- ビジネス需要の拡大と地域活性化に向けたMICEの促進（誘致競争力の強化、ユニークベニュー・公共空間の活用促進）
- 観光振興に関わる人材（通訳案内士、ボランティア人材、観光産業人材）の育成
- 国、地方自治体、民間事業者間の連携強化、および、JNTO（日本政府観光局）の機能強化

(2) 立地競争力の強化

産業の国際競争力強化、国際的な経済活動の拠点形成に向け、大胆な規制・制度改革を講じるため一昨年末に国家戦略特区が創設されたが、2002年創設の「構造改革特区」や、2011年創設の「総合特区」においても、わが国の国際競争力強化や地域活性化に資する様々な規制・制度の特例措置が盛り込まれている。従って、国家戦略特区については、同特区に指定された各地域が高い次元で目標を達成できるよう、既に使うことのでき

7. 事業 (2)意見活動

る「構造改革特区」の特例措置に加え、「総合特区」の特例措置についても使えるようにすべきである。また、東京圏においては目標である「世界で一番ビジネスのしやすい環境の整備」「国際的ビジネス拠点の形成」の実現のため、改正法案が成立した後、追加メニューを含んだ区域計画を速やかに認定し、民間事業者が特定事業を円滑に実施できる体制を整えられたい。

【要望内容】<内閣府、各省庁>

- 国家戦略特区制度の推進および活用（総合特区に基づく特例措置の国家戦略特区での利用可能措置、追加メニューを含んだ東京圏の区域計画の速やかな認定等）

(3) 都市基盤の整備

陸・海・空の交通ネットワーク強化は、ビジネス環境のみならず、訪日外国人旅行者の受入環境の改善、災害発生時の減災にも資するもので、国際競争力の強化はもとより、東京の基盤強化につながるものである。ついては、道路ネットワークの形成や空港・港湾の機能強化に努めるべきである。特に首都圏三環状道路、特に外環道（関越～東名間）など国際競争力強化を担う道路については、早期整備を推進するとともに、東名以南の早期計画面具体化が必要である。また、老朽化しているインフラについては、予防保全の導入・徹底、先端技術（非破壊検査やIT等）や民間活力の活用により、効果的かつ効率的に対策を推進していくことで、長寿命化と安全性向上、コスト低減を図る取り組みを強化することが重要である。

【要望内容】<国土交通省>

- 首都圏三環状道路の整備推進（関越～東名間の着実な整備、東名以南の早期計画面具体化）
- 首都圏空港の更なる機能強化と国際化（都心上空の飛行解禁、管制方式の見直し、新滑走路の建設等）
- 京浜港の国際競争力強化（大水深コンテナターミナルや臨港道路の整備、京浜三港の連携による利用コストの低減・サービス向上等）
- インフラ老朽化対策の推進（予防保全の導入・徹底、先端技術（非破壊検査やIT等）や民間活力の活用）

(4) 防災対策

内閣府中央防災会議が公表した首都直下地震の被害想定では、今後30年間でM7クラスの地震が発生する確率は70%とされ、人的・物的・経済面などあらゆる面で甚大な被害が想定されている。首都・東京が大災害に見舞われれば、国内のみならず国際的にも重大な影響が懸念されることから、被害を最小限にとどめるため、都市防災力の向上は喫緊の課題である。国においては、東京都をはじめとした首都圏の各自治体と十分に連携し、防災・減災対策に万全を期されたい。

特に、多くの人が働く東京では、帰宅困難者対策は欠かすことができない。現在、一時滞在施設は大幅に不足しており、民間事業者の協力が必要だが、余震等で建物が壊れ、受け入れた帰宅困難者が怪我等をした場合の賠償請求に対する懸念があることから、施設提供は進んでいないのが現状である。ついては、「発災時の損害賠償責任が事業者には及ばない制度」を早急に創設すべきである。

【要望内容】<内閣府、国土交通省他、各府省庁>

- 防災・減災対策に係る国と首都圏の自治体の連携強化
- 帰宅困難者向け一時滞在施設確保に向けた取組の推進（災害時の損害賠償責任が及ばない制度の創設等）

(5) 円滑な物流の確保対策

円滑な物流の確保は、産業の活性化や国民生活の利便性向上に資するものとして欠かすことができない。しかしながら、駐車スペースや荷捌き場等が圧倒的に不足している大都市において、行き過ぎた駐車違反の取締りは、商業活動に大きな影響を及ぼすことから、運送車両等に対する柔軟な対応が必要である。ついては、輸送用車両（特に2tトラック）が駐車可能なスペースの増設、駐車監視員ガイドラインの見直し、荷捌き車両に配慮した駐車規制緩和対象区間の拡大について、検討されたい。

【要望内容】<国土交通省、警察庁>

- 輸送用車両（特に2tトラック）が駐車可能なスペースの増設
- 駐車監視員ガイドラインの見直し（輸送用車両に対する放置車両と確認する要件の緩和）
- 駐車規制緩和対象区間の拡大

2. 地域の特色を活かした産業振興、地域活性化の推進

地方創生に取り組むにあたっては、地域が持つ産業、文化、観光、歴史等さまざまな地域資源を掘り起こし、活用することで、まちを活性化させ、しごとを生み出し、ひとを呼びこむことが重要である。ついては、2014年度補正予算より開始された「ふるさと名物応援事業」をはじめとした、地域資源の発掘や事業化・ブランド

化の取り組みをさらに推進するとともに、地域の交流人口の拡大に資する着地型観光としても活用できるよう、自治体や民間事業者の取り組みを後押しされたい。

また、商店街は、商業者が集積し、地域経済の重要な役割を担うとともに、地域の生活・防犯・防災等の社会的機能を補完し、地域コミュニティの担い手としての機能を発揮している。しかしながら、後継者難、顧客の流出、空き店舗の増加などの諸課題を抱えていることから、活性化に向けてソフト・ハードでの支援を充実するとともに、共同経済事業や環境整備事業での合理的かつ効果的な運営を実現するため、インセンティブの付与により、商店街振興組合法に基づく組織の法人化を推進されたい。

【要望内容】 <経済産業省、観光庁>

- 地域資源の発掘、及び事業化・ブランド化への取り組みのさらなる推進
- 商店街へのソフト・ハード両面での支援の継続
- 商店街振興組合法に基づく組織の法人化の推進（事務局の経費助成等）

以上

2015年度第4号

2015年 7月9日

第674回常議員会決議

<提出先>内閣総理大臣、内閣府、財務省、経済産業省、総務省ほか関係省庁大臣・幹部、各政党幹部、関連団体等

<実現状況>○中小企業対策予算の拡充

- 中小企業対策費：2015年度補正予算（中小企業庁関連）1,380億円、

予備費（同）996億円

2015年度当初予算 1,856億円⇒2016年度予算 1,825億円

○潜在成長率の上昇に向けた成長戦略の推進

- 中小企業の生産性向上、高付加価値化の後押し

- ・IoT推進のための新産業モデル創出基盤整備事業 7.0億円（新規）

- ・生産性向上に向けた資金繰り支援 20.0億円（新規）

- ・ものづくり・商業・サービス新展開支援補助金（ものづくり補助金）1020.5億円（前年度比+0.1億円）※サービス・ものづくり高度生産性向上支援（上限額3000万円）の設置

- ・産学官連携によるIoTサービスの創出 3.5億円（新規）

- ・地域中小企業による知財活用の促進を狙う「橋渡し人材」の派遣 1.0億円（新規）

- ・地域中核企業創出・支援事業 20.5億円（新規）

- グローバル需要を取り込むための中小企業の国際展開の促進

- ・サービス産業海外展開基盤整備事業 5.0億円（新規）

- 中小企業の成長を後押しし、投資を促進する税制改革

- ・新たな機械装置の投資に係る固定資産税の投資促進減税を導入（3年間1/2に減免）

- ・消費税率軽減対策予算 170億円+予備費995.8億円

- 実現性のあるバランスの取れたエネルギーミックス策定

- ・中小企業等の省エネ・生産性革命投資促進事業 442億円（新規）

○地域経済の担い手である中小企業の飛躍の後押しと経営環境の整備

- 開業率10%達成に向けた創業の促進

- ・起業等による高年齢者等の雇用を創出する企業に対する助成措置の創設 8.7億円（新規）

- ・国家戦略特区における特定事業を行う創業後5年以内の企業に対する所得控除の創設

- 円滑な事業承継に対する支援

- ・取引相場のない株式の評価について早急に総合的な検討を行うことが与党税制改正大綱に明記

- 原材料価格やエネルギーコスト、および消費税の適正な価格転嫁の実現、下請取引の適正化

- ・価格交渉サポート事業（下請かけこみ寺の拡充） 4.0億円（新規）

○日本の成長エンジンである首都・東京の国際競争力強化

7. 事業 (2)意見活動

- 日本・東京の魅力向上、外国人旅行者の受け入れ環境の整備
 - ・地方を訪れる外国人旅行者向け消費税免税制度の拡充（免税対象額10,000円→5000円への引き下げ等）
 - ・訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業 80.0億円（新規）
- 地域の特色を活かした産業振興、地方活性化の推進
 - ・商店街・まちなかインバウンド促進支援事業 10.0億円（新規）

5. 世界に冠たる観光都市・東京を実現するための観光政策に関する意見について

I. 基本的な考え方（現状と課題）

- 東京は2020年オリンピック・パラリンピック大会の開催が決定し、“観光”への期待が高まっている。事実、2014年には国内旅行者数が約5億人、また訪日外国人旅行者の約66%・887万人が東京を訪れており、観光消費額は約5.6兆円、生産波及効果は推計で12.2兆円に達する。観光は、関連する産業の裾野が広く、需要の拡大、雇用機会の創出など、地域に大きな経済効果をもたらすばかりでなく、伝統の継承や文化の創造など地域社会の価値向上に重要な役割を果たす。2020年、それ以降を見据え、少子高齢・人口減少社会でも活力溢れる東京を実現するためには、国内外の持続的な相互交流を促進する観光振興の役割がますます大きくなる。
- 東京都は、昨年12月発表の長期ビジョンにおいて、『『おもてなしの心』で世界中から訪れる人々を歓迎する都市の実現』を政策指針として打ち出した。そして、2020年の訪日外国人旅行者数1,500万人、2024年の1,800万人という目標達成に向けて、戦略的なプロモーションや観光資源の開発・発信に取り組むとともに、外国人旅行者の受入環境整備方針を策定し、重点整備エリアを定め、旅行者がまちあるきを楽しめる環境の整備を進めている。
- 東京が世界中の旅行者から選ばれ、繰り返し訪問するリピーター層の厚みを増していく上では、さらなる都市の魅力向上が不可欠である。そのためには、観光振興をまちづくりや文化政策と一体的に推し進め相乗効果を生み出すべきと考える。また、労働力人口が減少するなか観光産業における雇用の質と量の確保、生産性向上や人材の育成はもとより、様々な業種の参画による新たな取組、民間の創意工夫に基づくイノベーションの創出が極めて重要となる。
- 観光都市としての持続的な発展に向けて、「旅行客数」のみならず、地域経済に直接的な波及効果をもたらす「観光消費額」の拡大や産業育成に資する取り組みを強化していく必要がある。また、各地域における観光推進組織の確立と併せて、広域観光団体による東京全体を見渡す地域プロデュース機能の発揮が重要である。
- 今後、飛躍的な増加が見込まれるインバウンドを含む旅行者が、東京において快適に移動・滞在・消費・交流するためには、消費免税制度を含むショッピング・ツーリズムの振興、施設の整備・魅力向上によるMICE誘致競争力の強化が不可欠である。さらに首都圏空港や宿泊施設などの需給逼迫の解消、個人旅行に応えるインフラ、情報通信環境のさらなる整備等によるグローバル観光都市としての機能強化が重要である。

II. 重点的に取り組むべき事項

これら基本的な考え方に基づき、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下、「2020年大会」という）を跳躍台として世界に冠たる観光都市・東京を実現するため、下記5つの政策の強化が重要である。

【世界に冠たる観光都市・東京を実現するための5つの柱】

1. 東京の魅力向上につながる観光まちづくりの推進

- 旅行者が「住んでみたい」と思うような、まちづくりと一体となった持続的な観光振興を図るべき。
 - ・無電柱化による歩行者空間の整備、バリアフリー化の促進、公共空間を活用した賑わいの創出が必要
 - ・芸術文化を都市の装置として重要な構成要素に位置付けた上で、「上野文化の杜構想」や文化プログラムの推進
 - ・都心とベイエリアを結ぶ水辺動線の強化、歴史的建造物・空き建築物を地域の観光資源としてより一層の活用

2. 観光を通じた地域産業の育成とイノベーションの促進

- 様々な業種の参画・連携による新商品・サービスの開発、ガイド・ボランティアなど観光人材の育成、地域特性や規制緩和を活用した新たな旅行の開発など、観光を通じた地域産業の育成とイノベーションの促進を図ることが重要。
 - 旅行・観光産業における競争条件の整備、グレーゾーンの解消が急務。
- 3. 観光都市の持続的な発展に資する観光地経営の推進**
- 観光財源の確保、推進体制の確立、旅行地としてのブランド形成など観光都市経営の推進。
 - 教育旅行や被災地応援ツアーなど交流人口の回復・拡大を通じた東日本大震災被災地復興の促進。
 - 災害時の情報提供や事業者との連携、観光・宿泊施設等の人材育成などによる危機管理体制の強化。
- 4. 訪日外国人旅行者受け入れ促進のための環境整備**
- 消費免税制度を小売店における訪日外客受入の基礎インフラとして位置付け、制度利用の促進・支援。
 - 無料Wi-Fi等通信環境を整備の上、多言語対応アプリ等の先進的なICT（情報通信技術）を徹底的に活用。
- 5. 人の移動と交流を活発化させるインフラの整備**
- 空港・港湾の機能強化、ターミナル駅における乗継のシームレス化や多言語による情報提供、交通系ICカード利用促進。
 - 大規模なMICE施設の需要があることから、フラッグシップ型MICE施設の整備、また施設整備を促す税制措置の検討。
 - 五輪レガシーとして、燃料電池自動車・バス普及の促進、自転車走行空間の整備、シェアサイクルの利用促進。

さらに、世界に冠たる観光都市・東京を実現するための5つの柱の推進にあたって、全体が相互に関連する次の4つの視点を考慮すべきである。

【5つの柱の推進にあたり考慮すべき4つの視点】

○国内外の相互交流促進

インバウンドとアウトバンドの相互交流3,000万人時代において、観光は世界の中で生きるわが国の基本姿勢を示すものである。2015年は、第二次世界大戦終戦70年、日韓国交正常化50周年にあたり、諸外国との国際相互理解をさらに深める絶好の機会として捉え、日本・東京のプレゼンス向上のために、双方向交流であるツーウェイリズムのより一層の拡大が重要である。

また、インバウンドの効果が顕著になっているものの、国内における観光消費の約90%を占めているのが、国内居住者による「国内観光」であることから、地域間の連携による「国内観光」の振興、交流人口の拡大を図ることも不可欠である。

○オリンピック・パラリンピックレガシーの創造

1964年に開催された東京オリンピック・パラリンピックは、日本が戦後の荒廃から抜け出し、高度経済成長を迎え、経済大国としてまさに飛躍を遂げようとした時代の象徴的なイベントとして歴史に刻まれている。

2020年は、課題先進国の日本・東京から、スポーツを起点に、文化・教育、環境、まちづくり、経済の分野で世界中の人を惹き付けるレガシーの創造を官民一体となって取り組むべきである。

東京の将来像を形づくる有形・無形のレガシーについては、様々なものが想定されるが、まずは震災からの復興と経済再生を果たし輝きを取り戻した日本を世界に対し強力にアピールすると同時に、少子高齢・人口減少社会や環境問題等の諸課題に対する技術力や取り組みをショーケースとして紹介し、東京の魅力を世界に向けて発信すべきである。

また、パラリンピック大会開催を契機として、ユニバーサルデザインの考え方に基づくまちづくりを促進するとともに、障害者や高齢者、外国人を含めた人々の多様性の理解を図り、思いやる心を育むソフト面の取り組みを推進すべきである。

○都、国、他自治体、民間事業者間のさらなる連携強化

東京都は、長期ビジョン等に基づき、観光施策を強力に推進するため、産業労働局観光部を中心に、観光に関わる施策を総合的に調整・実施する体制を構築しており、庁内の部局間連携はもとより、国及び他自治体間、民間事業者との連携を強化しつつ、地域の魅力創出や受入環境整備の推進、観光に係る幅広い業種の連携促進に取り組み、観光振興の担い手を広げるべきである。さらに、これら連携の過程において、現場から出てきた意見・要望については、施策に適宜反映していくべきである。

○規制・制度改革の推進

観光分野に関する規制改革は、意欲ある地域や現場の挑戦を促すことから、国家戦略特区の区域方針で示された東京圏の目標にとどまらず、東京の観光競争力の強化に資する制度面の整備を推進すべきである。また、インターネットを通じ宿泊者を募集するシェアリングなど新たなサービス形態については実態が先行しているため、競争条件の整備、グレーゾーンの解消が必要である。なお、規制・制度改革は、継続して取り組む体制

7. 事業 (2)意見活動

を整えることが不可欠であることから、民間からの提案を受け付け、規制の見直しを行う「地方版規制改革会議」を設置することも検討すべきである。

Ⅲ. 具体的な意見事項

上記5つの重点事項及び考慮すべき4つの視点を踏まえ、世界に冠たる観光都市・東京を実現するために必要な政策について、下記を意見する。

1. 東京の魅力向上につながる観光まちづくりの推進

(1) まちあるきによる都市観光の推進

都市観光は、世界的な大交流時代を迎えた今日、都市の賑わい創出・活性化のために、重要な役割を担っている。都市観光の魅力は、その都市固有の歴史、生活・文化はもとより、個々人の高度な知的要求をも満たす交流型・体験型へと変化している。

東京の治安の良さや二次交通網の充実度は強みであり、国内外旅行者による個人旅行や滞在型フリープラン、あるいは「まちあるき」といった着地型観光に向いている都市は海外にもあまり例がない。特に滞在型の都市観光においては、旅行者が訪問地でまちを歩き、人と触れ合い、地域の日常に根差した人・モノ・コト・街の魅力を感じることによって「住んでみたい」と思うような、まちづくりと一体となった持続的な観光振興を図ることが重要である。

これらを踏まえ、まちあるきによる都市観光の推進のため、次の取り組みを推し進められたい。

①歩行者空間の整備促進

- ・ 官民が協働し道路など公共空間、公開空地の活用
- ・ 賑わいのある地下道や地上部デッキ等の整備を含む安全性・回遊性の確保などによって地区内外を連続させた歩行者ネットワークの形成
- ・ 安全で快適な通行空間の確保をはじめ、災害の防止、良好な景観の形成、歴史的街並みの保全の観点から、電線類の地中化・無電柱化

②バリアフリー化の促進

- ・ ユニバーサルデザインの考え方に基づいた円滑な移動・施設利用のためのバリアフリー化

③景観の向上

- ・ 文化・歴史的資源の集積する古い街並みの保存と活用による景観向上
- ・ 街並みと調和した屋外広告・看板の設置

④賑わい創出促進

- ・ 公道上でイベントやフェスティバルにおける道路占用の要件緩和と道路使用の柔軟化
- ・ 都市公園や海上公園等におけるイベントの実施やオープンカフェの設置等に係る占有・行為許可手続きの容易化
- ・ 地域の素材を新たな観光資源として転用する観点から、歴史的建築物や文化施設をレストラン、カフェ等として有効活用

⑤滞在時間の拡大促進

- ・ 駅や公共施設に無料休憩場の機能を付加
- ・ まちなかにあるトイレ貸与可能な店舗に外国語表記を設置

⑥交通系ICカードの利用促進

- ・ 移動手段として外国人旅行者が快適に二次交通網を利用できるよう交通系ICカード（非接触型ICカードシステムによる共通乗車カード）の利用

【参考】

- ・ 世界の19都市の海外市民に対するアンケート調査によると、東京は、世界の主要な旅行地であるパリ・ニューヨーク・ロンドン等の他都市に比べて、評価が圧倒的に高い。特に、「人が親切」「おもてなしの心がある」「治安がよい」「衛生的」「先進的都市」「伝統・文化」「ハイテク産業が多い」「交通網が発達している」「商品が信頼できる、豊富で品質がよい」等の項目について、世界での評価が高い。一方、「ファッション」「芸術」「建造物」はパリに対する評価が高い。

(出所：東京都「東京のブランディング戦略」)

【東京圏の国家戦略特区で活用すべき規制・制度の特例措置】

○道路占有基準の緩和を通じたオープンカフェ等の設置

都市における国際的なイベントの実施や多言語看板、オープンカフェの設置等に係る道路空間の利用（道路法の特例措置）が初期メニューに盛り込まれた。東京圏の区域計画には、丸の内仲通り、行幸通り、川端緑道等において、イベント開催時におけるカフェ、ベンチ等の設置等により、都心型MICE及び都市観光の推進を図ることが盛り込まれたが、こうした取り組みは都市の魅力向上に有効なことから、鋭意推進していくべきである。

なお、国際的なイベントの実施や多言語看板、オープンカフェの設置等に係る道路空間の利用には、道路

交通法に基づき所轄警察署長による道路使用許可が必要であるが、許可の柔軟化や手続き等の簡素化を図るべきである。

【特区以外で制度における要件・運用の見直しによって対応すべき事項】

○小規模・臨時飲食店営業における許可要件の明確化

飲食店営業については、食品衛生法51条の規定に基づき、都道府県等が公衆衛生の見地から条例で必要な基準を定めることとされており、営業を営もうとする場合は、同法第52条第1項の規定により、都道府県の許可が必要とされている。

テラス席のカフェ・レストラン営業、マルシェ等の移動販売や屋台などは、都市の賑わい創出に有効であることから、こうした取り組みを推進するためにも、所管保健所における営業許可要件の明確化とともに、事業者にわかりやすい形での公表を行うべきである。

(2) エリアマネジメントによる地域活性化の推進

地域の魅力向上、交流人口の拡大が促進されるまちづくりの手法の一つとして、地域の民間団体によるエリアマネジメントが有効である。大阪市では、エリアマネジメント条例を施行し、取り組みを推進しているが、地方自治法に基づく分担金制度は、受益者と負担者の関係が明確であることを求めているため、資金使途が施設管理などに限られ、イベントなど賑わいにつながる事業に利用できないなどの制限がある。

東京都におかれては、公共的なサービス強化に加え、エリアマネジメント条例、日本版BID手法など制度面の整備を検討されたい。

※BIDとは、アメリカの州法に基づく「Business Improvement District」の略称。

【参考】

▼BIDを活用した受入体制整備（米国・ニューヨーク市）

・ニューヨーク市は、2006年から2012年の間に、インバウンド旅行者数を726万人から1100万人へ大幅に増加させている。この要因の一つに、複数の区が官民一体となって取り組んだマーケティングモデルがあると考えられている。受入体制整備の面では、アメリカの州法に基づくBID（Business Improvement District）が活用されている。BIDは、主にビジネスエリアにおいて、資産所有者・事業者が地域の発展を目指して必要な事業を行うための組織化と、地区内の資産所有者に強制的な負担金を課すことができる財源調達の仕組みである。事業内容は、地域美化や治安維持活動を担うほか、地域によってはイベント実施、コミュニティバスの運行等の地域振興事業をはじめ、公園・歩道などの公共空間の管理運営、ストリートファニチャーの統一などのインフラ整備や土地利用の調整、デザインコントロール、テナント誘致などのマーケティング政策提言活動など、極めて多彩な活動を展開している。

▼エリアマネジメント条例の施行事例（大阪府大阪市）

・大阪府は、2014年4月にエリアマネジメント条例を施行し、民間まちづくり団体が都市再生推進法人に指定され、敷地内の歩道など公共空間の管理を担っている。

【東京圏の国家戦略特区で活用すべき規制・制度の特例措置】

○民間事業者による無料循環バスの停留所の道路占用許可

民間事業者による無料循環バスは都内数地区で運行され、観光やビジネスの足として活用されている。本件は道路法の特例措置として、台東区が快適な観光の基盤づくりの一環で提案をしているが、都内の着地型観光の推進や、ビジネス上の円滑な移動に資することから、着実に推進されたい。

(3) 都市の魅力高める芸術文化政策の促進

芸術文化を都市の装置として重要な構成要素に位置付け、まちづくり・観光振興と一体的に推進していくことが重要である。

東京は、上野にユネスコの世界遺産暫定リストに記載された国立西洋美術館等をはじめとした文化施設や歴史的財産が集積しているほか、デザイン・アニメ等都市型創造産業の一大拠点である。また、欧米系の旅行者を中心に人気の高い現代美術を中心とする美術館・ギャラリーや、江戸・東京の文化を発信する博物館等、多種多様な芸術文化施設が点在している一方で、イギリスの大英博物館やフランスのルーヴル美術館に匹敵する大規模展示施設がない。

東京都におかれては、リオ2016大会後の開始が予定されている「文化プログラム」に向けた予算の拡充や地域における推進体制の構築、さらに上野文化の杜構想の着実な推進、大規模なフェスティバルや国際芸術祭の開催など、芸術文化政策を強化することで、交流人口の拡大と都市の活性化を図られたい。

【東京圏の国家戦略特区で活用すべき規制・制度の特例措置】

○外国人芸術家が訪日公演の際に、在留資格「短期滞在」での入国許可

豊島区は、目指す都市像として「国際アート・カルチャー都市」を掲げ、最先端のアート・カルチャーで

世界から人や産業を集めるための取り組みを推進している。中でも、特区で取り組む最優先プロジェクトとして、グリーン大通りにおけるオープンカフェやコスプレ、音楽等のパフォーマンスの実施を掲げている。このプロジェクトを実現するために、海外の芸術家が滞在制作や公演を行う際の滞在資格を「興行」ではなく「短期滞在」扱いとすることを提案しているが、他の地区も含めてまちなかの賑わい創出、更には、「文化プログラム」の実施にも有効なことから、実現されたい。

(4) 水辺空間の整備と舟運ネットワークの構築による賑わい創出

水辺の周辺には、歴史的な観光資源が広がるとともに、これらを繋ぐ舟運ネットワーク自体にも、観光や移動手段として価値がある。こうしたことから、新たな舟運ルートの開発に対する支援、運行に係る届出手続きの簡易化を行うとともに、船舶が運行するための川幅や川底等の環境整備や、防災船着場の平常利用に関する仕組みづくりを推進することで、都心とベイエリアを結ぶ水辺動線を強化されたい。

東京都では「隅田川ルネサンス」として、河川空間へのテラスの整備、オープンカフェの誘致等や、日本橋では川床の社会実験等、いずれも船着場と周辺地域が一体となった水辺空間の賑わい創出に努めているが、今後もこれらの取り組みを積極的に推進するとともに河川敷地の占用に関する規制緩和を進められたい。

また、2020年大会会場予定地の東京港周辺は、浜離宮恩賜庭園やレインボーブリッジ、東京ゲートブリッジに加え、集積するコンテナターミナルなど水上からの様々な眺めが楽しめることから、「水上から見た陸地」、「陸地から見た水上」など、景観を意識した水辺エリアの開発を行うことも重要である。

【東京圏の国家戦略特区に取り入れていくべき規制・制度の特例措置】

○旅客不定期航路事業における二点間運航の許可

総合特区（国際戦略総合特区）に基づく特例措置として、国際会議等の新規誘致に資する場合等において、起終点が異なる旅客不定期船の運航が認められているが、国家戦略特区に関連し、台東区や墨田区は、観光振興にも範囲を拡大すべき旨の提案をしている。本特例は水辺空間を活かした観光振興に資することから、国家戦略特区に基づく特例措置に取り入れるべきである。

○河川観光船の弾力的な運航を促進する海上運送法の規制緩和

河川、運河、川辺を活かした観光を推進するため、予め許可された水域で継続して一般旅客定期航路事業を営んでいる河川観光事業者に対しては、同水域内であれば、柔軟な航行プランを企画・航行できるよう、手続きの簡素化を図られたい。

○河川区域内における土地の占用許可期間の延長

河川区域内に、オープンカフェやバーベキュー場等を設置する場合、河川法に基づき河川管理者から占用許可を受けなければならないが、占用許可期間が3年以内と定められているため、その都度許可を取らなければならない、長期の利用を想定した設置ができない。民間事業者の創意工夫による河川空間の魅力向上を図るため、河川法の河川占用許可期間を、公益物件（公園、緑地、遊歩道、自然観察施設、船着場等）並みの10年以内に延長されたい。

(5) 歴史的建築物や「空き建築物」など既存ストックの有効活用

①歴史的建築物の利活用促進

東京には、観光資源となる古民家や武家屋敷をはじめとする歴史的建築物が数多く残されている。これらを有効活用し、地域の魅力向上につなげていくことは、DESTINATIONとしての国際競争力を高めていく上でも重要である。これまで、わが国における歴史的建築物や文化財の利活用は、許可手続きが高いハードルとなっており、他の観光先進国の取り組みに比して遅れていたと言える。

しかし昨年、国家戦略特区の対象分野として、歴史的建築物の活用が取り上げられ、全国での建築基準法、消防法の規制緩和や特区内での旅館業法の特例が認められたところである。今後、地域が主体となり、歴史的建築物等を宿泊施設やレストラン・カフェ等として、観光まちづくりのなかで有効活用できるよう鋭意推進すべきである。

【参考】

- ・東京には約50,000軒の古民家（1950年以前に建てられた木造の住宅等）が現存する。古民家や日本的なまちなみは外国人からの人気・関心が高い。訪日外国人観光客の古民家への宿泊ニーズを満たすためには、推計7,390棟の古民家が必要であり、地域へもたらす経済効果は、約380億円と試算される。

（出所：日本政策投資銀行「古民家の活用に伴う経済的な価値創出がもたらす地域活性化」）

- ・海外の事例として、スペインでは、古城や地方特有の建築など文化財としての建築物を国営のホテルとして提供するパドールという仕組みがある。この制度は、文化財の保存や修復の費用を生み出すとともに、旅行者には高い満足を与え、国の歴史と文化に興味を促すものとして評価されている。また、イタリア・アルペロベッコでは世界遺産であるトゥルッリと呼ばれる地方特有の伝統的家屋に宿泊することができる。

②商店街の空き店舗や廃校などの「空き建築物」の再利用促進

地域に点在する商店街の空き店舗や廃校などの「空き建築物」は、地域の観光資源やコミュニティスペースとして活用することで、交流人口の拡大に寄与できる。しかしながら、建築基準法の規制上、既存不適格建築物となる場合が多く、用途変更を行う場合は、現行基準に合わせるための改修を行った上で建築確認申請を行う必要があるだけでなく、相当の費用が必要となることや、建築物本来の味わいが失われてしまうといった問題がある。地域に眠るこうした空き建築物の再利用が促進されるよう、建築基準法上の規制に関する課題検討とともに、その支援策を推進されたい。

【参考】

- ・鳩の街通り商店街振興組合（墨田区）は、昭和初期の木造建築物が点在し、レトロな雰囲気が芸術や建築関係者をはじめ、まちあるきの観光客から人気を集めている。こうしたなか、商店街が、一軒長屋を起業や商売を志す人の活動拠点として提供し、地域の活性化を図っている。
- ・2002年度から2013年度までに、全国で5801校の公立学校が廃校になった。このうち、施設が現存する廃校の3割・約1500校が活用されていない。千代田区では2010年6月、閉校した旧練成中学校を文化芸術活動の拠点にしようと再生。アートギャラリー、オフィス、カフェなどが入居し、展覧会だけでなくワークショップや講演会といった文化的活動の拠点として、来街者と地域住民の交流の場となっている。



昭和の面影を残す「鳩の街通り商店街」

(6) 安全・安心のまちづくりの推進

東京に住み訪れる人が治安の良さや安心を実感できるまちづくりを推進することが重要である。

地域においては、自治体をはじめ商店街や自治会・町内会等と連携し、プライバシー保護に配慮した適切な運用を前提に、駅前・商店街等への防犯カメラ設置や、地域住民が担い手となっている防犯パトロールなど自主防犯活動の展開が有効である。とりわけ、防犯カメラの設置・維持管理にあたっては、多額の費用がかかることから、さらなる支援を期待する。

また、2020年大会を見据えたテロ対策・感染症対策についても、関係機関が連携し、未然防止策や対処体制の整備など鋭意推進されたい。

2. 観光を通じた地域産業の育成とイノベーションの促進

(1) 旅行・観光産業の生産性向上

少子・高齢社会にあつて労働力人口が減少するなか、旅行・観光産業において、雇用の質と量を確保しつつ、生産性向上に向けた取り組みを推進することが重要である。諸外国や他業種と比較すると、サービス業の中でも、とりわけ飲食・宿泊業の労働生産性の低さが指摘されている。創意工夫による新たな価値の創造を後押しするため、サービス業と製造業等との異業種連携による生産性向上に向けた取り組みやベストプラクティスの普及、ICT利活用、業務改善等の支援策を一体的に推進されたい。

また、従来わが国が得意としてきた「モノづくり」から、より高い付加価値を生み出す「モノ・コトづくり」へと発想を広げていくことが必要である。素材の発掘・生産、ストーリー性の構築、商品化、最適なチャネルでの販売といったサプライチェーンを、地域の多様な連携によって構築することで成り立つ地域資源のブランド化は、モノ・コトづくりの有効な手法であることから強力に支援されたい。

【参考】

- ・東京商工会議所は、中小企業のICT（情報通信技術）化支援を目的とした総合支援サイト「東商ICTスクエア」を開設。同サイトは、ウェブサイトの改善や新たなICTツールを導入するなど自社のICT化推進を通じて生産性向上を目指すもの。専門家によるICTの総合相談窓口、ICTを実践的に活用している企業事例の紹介、トレンド情報等まで含めた支援を展開している。
▽<http://www.tokyo-cci-ict.com/>
- ・東京は地域ごとに、産業や文化、観光、歴史など特色ある資源を保有している。東京商工会議所足立支部では、区内特産品である小松菜を使って新しいご当地グルメ「あだち菜うどん」を開発。現在、足立区内18カ所の飲食店が提供している。同文京支部では、関係団体と協力して、“食”を中心とした区内観光振興、消費活性化を目的に、「食の文京ブランド100選」推奨事業を実施。文京区内の数ある店の中から「食の文京ブランド100選」を推奨し、区内外にアピールしている。



中小のICT化支援サイト
「東商ICTスクエア」



足立支部が開発した「あだち菜うどん」

(2) 観光人材の育成

①地域限定通訳案内士の活用

訪日外国人旅行者の増加を背景に、大型クルーズ船の寄港時、国際イベント開催時期や桜・紅葉の季節など、時期や地域によってガイドが不足する事態が発生している。通訳案内士の登録者数は全国で約18,000名、就業者はその4分の1と圧倒的に少なく、大都市部への偏在や言語的偏在といった課題とともに、近年のガイドニーズの多様化に答えきれていない等、市場とのミスマッチが見受けられる。

地域のおもてなしの向上、地域における観光産業・人材の育成を図るため、ガイドの数と質を確保することが重要であることから、構造改革特区法の改正案における地方公共団体が行う研修を修了した者が地域限定通訳案内士として報酬を得て通訳案内を行うことを可能とする特例を活用するとともに、東京観光財団・東京商工会議所が主催する「東京シティガイド検定」をガイド研修で活用されたい。

②観光ボランティアの育成

2020年大会や訪日外国人旅行者1,500万人時代に備えるために、通訳案内士や地域ガイドの増加に加え、その機能を補完するボランティアガイドが活躍できるよう、環境づくりを進めるべきである。

東京都は地域で観光振興にチャレンジしたいと願う若者や女性、高齢者、外国人等を対象に外国語も使いながらその土地の名所旧跡、歴史・文化・生活等を案内できる人材や、地域の観光振興に取り組む人材への支援を拡充するとともに、既に独自の取り組みを進めている行政・観光協会等の状況を把握した上で、観光ボランティアの育成や、組織づくりなどについて組織運営や人材育成などの支援を行う必要がある。

③外国人留学生の活用

訪日外国人旅行者対応を担う人材として、高度な知識を持つ外国人留学生の採用意欲が高まっている。海外留学生をインターンシップで受け入れた事例では、日本人では常につきまとう言語やコミュニケーションの障壁が低く、円滑な外国人対応が可能なことから、非常に好評であったと聞く。一方で、留学生の日本での就職希望者は約6割であるが、実際に就職できるのは約3割である。観光産業において、外国人留学生の採用・定着を促進するため、関係機関が連携して、日本語やビジネスマナーなどの各種研修や中小企業とのマッチング事業など総合的な支援策を推進されたい。

【東京圏の国家戦略特区に取り入れていくべき規制・制度の特例措置】

○ホテルスタッフ業務を外国人技能実習制度の対象業種に追加

日本の優れたホスピタリティ技能を身につけた観光人材を育成するため、外国人技能実習制度において、フロント業務やレストランサービス業務などのホテルスタッフ業務を技能実習対象職種に追加されたい。

○外国人学生に対する1週28時間の就労制限の緩和

留学・就学の資格をもって在留する外国人が地域の観光業や有償ガイドなどで十分に活躍できるよう、1週28時間までとされている就労活動の制限を緩和すべきである。

(3) ニューツーリズム産業の育成

ニューツーリズムは、観光産業以外の連携による新たな観光の形であり、経済成長を牽引する産業として注目されている。近年のマラソンブームによる、東京マラソンをはじめとしたスポーツツーリズムや、農業体験、植林体験をテーマとしたエコツーリズム、農林漁業体験民宿によるグリーンツーリズムなど、部分的に成長し始めているものの、依然大きな盛り上がりには欠けている。まずは、東京都がリーダーシップを取り、例えば高度な医療ニーズに対応する医療ツーリズムの推進や、スポーツツーリズムの新たな担い手としてスポーツコミッションの育成、旅館業法の規制緩和を通じた民泊などをさらに推進されたい。

また、着地型観光の需要拡大ならびに旅行者の利便性向上を図るため、ホテル・旅館や観光案内所などが旅行商品を造成・販売し、地域におけるコンシェルジュ機能としての役割を果たせるよう、旅行業法における地域限定旅行業への参入促進に向けた方策を検討されたい。

【東京圏の国家戦略特区に取り入れていくべき規制・制度の特例措置】

○第3種旅行業の旅行催行範囲の拡大等

登録事業者数が最も多い第3種旅行業の振興という観点から、これまで隣接区市町村等とされていた募集企画旅行の催行範囲を、営業所が所在する都道府県内に拡げられたい。また、旅行業者代理業における旅行業務取扱管理者の選任について研修修了者で代替可能にされたい。

【特区以外で制度における要件・運用の見直しによって対応すべき事項】

○民泊施設に求められる構造設備基準等に関する規制の見直し

民泊は、地域の一般家庭を宿泊施設として提供し、一般家庭はその対価を得るという仕組みであり、国体の開催時など宿泊施設の不足が見込まれる場合に行われている。旅行者は、地域での暮らしの体験や住民との交流を通じて、地域の魅力を体感することができる。これらを踏まえ、2020年大会をはじめ宿泊施設が不足するようなイベント開催時などにおいて、民泊を活用するために、施設に求められる旅館業法や食品衛生法に基づく構造設備基準等に関する規制を見直すべきである。

(4) 多様な宿泊ニーズに応える施設整備と旅館の活性化

2020年大会に向けて、今後都内宿泊施設の容量が不足することが懸念されている。宿泊施設の容量が訪都の制約とならないよう、宿泊施設の需給状況を注視するとともに、旅行者の多様な宿泊ニーズに応えるための受入環境整備を進めることが重要である。身元確認等による安全の確保を前提に、リゾート客向けの別荘やコンドミニアムなどの遊休施設をタイムシェアできるような仕組み、また安く旅をしたいというニーズに応えるため、既存の宿泊施設をゲストハウスなどに改修を行う際の支援策など、様々な方策を検討されたい。

旅館は、観光振興の重要な担い手であるとともに、施設そのものが観光資源である。増加するインバウンドの宿泊需要の受け皿として、FIT（海外個人旅行）層に向けた情報発信強化や予約・決済などの商習慣の改善、人材育成等の受入環境整備などへの支援が必要である。

また、安全性の確保から宿泊施設に対し、改正耐震改修促進法への対応が義務化されているが、自治体の支援に温度差があることや、高い検査、建設コストのために、取り組みが進んでいない。宿泊施設の安全性の確保は、災害時の避難施設としての有効活用にもつながることから、東京都は、耐震診断・改修の実施状況を把握するとともに、補助制度を拡充し、地域の旅館等宿泊施設の活性化の促進を図られたい。

【参考】

- ・東京における客室稼働率（平成26年）は、旅館41.8%、リゾートホテル72.9%、ビジネスホテル86.0%、シティホテル84.2%、会社・団体の宿泊所63.8%。

(5) 旅行・観光産業における競争条件の整備

①自宅等を宿泊施設として活用する際の法令の周知強化とルールの整備

FIT（海外個人旅行）の増加に伴う旅行者の多様化により、日本人の生活体験を楽しもうと日本の住宅・別荘といった宿泊ニーズが高まっており、外資系の宿泊サイト等の参入が加速している。これらシェアリングサービスの盛り上がりは、世界的な潮流であることや、観光産業のイノベーションを促すものとして、否定するものではないが、国内で提供されている部屋の大部分は、旅館業法に適していない可能性が高いとの指摘がある。まずは、実態の把握、法令の周知強化に努めるとともに、グレーゾーンの解消に向けて、ルールの整備を急ぐ必要がある。

【参考】

- ・国家戦略特区で、短期滞在の外国人向け滞在施設の旅館業法の適用除外（外国人滞在施設経営事業）が特例措置として設けられた。また、国家戦略特区法施行令において、「施設を使用させる期間が七日から十日までの範囲内において施設の所在地を所管する都道府県（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合にあつては、当該保健所を設置する市又は特別区）の条例で定める期間以上であること」と規定されている。しかし、現状としては、同じ場所に7日以上宿泊する外国人は少なく、加えて本特例措置に係る営業規則を条例で制定した自治体はない。

②ツアーオペレーター（ランドオペレーター）の品質向上

インバウンドの旅行手配を行うツアーオペレーター（ランドオペレーター）については、旅行業登録が義務付けられていないことから、近年、外資系のツアーオペレーターによる価格重視の低品質ツアーが増えている。東京都は、訪日旅行の一層の品質向上を図る観点から、日本旅行業協会が実施しているツアーオペレーター認証制度の普及促進を図るとともに、旅行業登録のないツアーオペレーターに対しては、品質を担保する制度面の整備を検討されたい。

③オンライン旅行取引における消費者の安全・安心の確保

海外に拠点を置くOTA（オンライン旅行取引事業者）による日本語サイトの立ち上げ、サービスの展開が加速するなか、旅行の行き先が国内外であるかに関わらず、旅行の予約に海外OTAを利用する旅行者が増加している。一方で、海外OTAについては、日本の旅行業登録を有していないケースが多い。

このようにオンライン旅行取引に関するサイトでも、国内OTAによるサイト、海外OTAによるサイト、

7. 事業 (2)意見活動

またいわゆる「場貸しサイト」では、旅行業の登録の要否や契約当事者となるか否かが異なる。そのため、旅行者が、各種サイトを利用する際に、取引の相手方が誰になるのか、当該相手方が旅行業登録を受けているかどうかを判別できないまま、予約をすることがあり、消費者保護の観点からは問題があるとされている。

このため、オンライン旅行取引における消費者の安全・安心を確保し、トラブルを未然に防止するため、国がOTA等のサイトの表示に関するガイドラインの策定を行った。東京都におかれては、各事業者におけるサイト表示の適正化を促すとともに、都民に対しては旅行予約サイトの利用時における注意点について普及啓発を行うことが望ましい。

【参考】

- ・日本において旅行業を営む場合、旅行業法に基づく登録を受け、同法に基づく各義務を遵守する必要がある。オンライン旅行取引を行う場合は、これらの他、通達や旅行業協会が定めたガイドラインに則り、旅行業の登録に関する事項や取引条件説明に関する事項等を運営サイトにおいて適切に表示することになっている。
- ・OTAの総販売額は、平成23年度の9,895億円に対し、平成25年度には1兆5,699億円に増加。また、宿泊施設や運送機関の総販売額に対するOTAを通じた販売額のシェアは約13%。

(6) 観光統計の整備と利用促進

東京都では、訪都外国人旅行者1,500万人の受入環境の整備についての検討が進められているが、外国人旅行者を快適に受け入れ、繰り返し日本を訪れてもらうためにも、宿泊施設の客室数・稼働率や首都圏空港の容量、貸切バスの需給状況等の正確な基礎データの収集は不可欠であり、これらを調査・把握した上で施策に反映されたい。さらに、詳細な統計データを公開し、訪都旅行に関する基礎データとして活用できるようデータベースの充実に努められたい。

また、MICEについては「M(企業系会議)」「I(報奨旅行)」の実態が把握できていないため、政府・観光庁との連携のもと、基準の明確化とともに統計整備を進められたい。

3. 観光都市の持続的な発展に資する観光地経営の推進

(1) 観光振興に関する予算の拡充

東京都における2015年度観光産業振興の予算額は約286億である。前年度と比較して、約255億円増となっているが、その大きな要因の一つとして、「おもてなし・観光基金」(200億円)の創設がある。これは、東京を訪れる国内外の旅行者に対する受入環境の充実及びその他観光都市としての東京の発展に資する事業に要する資金に充てるものとされており、中長期的な観光振興に寄与することから大いに歓迎したい。加えて、受入環境整備や旅行者誘致に関する予算についても拡充されているところである。

2014年の訪都旅行者による観光消費額は約5.6兆円、生産波及効果で推計12.2兆円、2013年における税収効果で3,655億円という規模になる。これら都内経済への貢献度を踏まえた上で、観光を地域経済の好循環を生み出す成長産業と捉え、東京都における観光振興予算の継続的な拡充を求める。

また、東京都長期ビジョンにおいて、世界有数の観光都市・東京の実現に向けての政策目標として、2020年までに年間1,500万人、2024年までに年間1,800万人の訪都外国人旅行者数が設定されている。一方で、海外需要の取込みによって経済効果を生み出すという観点においては、観光消費額が重要となる。加えて、観光を通じた地域産業の育成とイノベーションを促進するために、旅行・観光産業の労働生産性も注視すべきと考える。このため、新たな政策目標を設定し、経済効果の拡大や産業育成に力点をあつた取り組みに対して、予算の重点分配を行うべきである。

(2) 観光推進体制の確立

これからの観光推進組織は、観光地経営を担う中核組織として役割を果たしていく必要がある。その機能は、地域の多様な組織・人とのネットワークを作り、定量的・客観的なデータ分析に基づく戦略的なマーケティング、ブランディングを担い、観光集客をはじめ着地型商品の開発・販売、地域ガイド等の人材育成、サービスの品質管理、独自財源の確保等である。

また、観光地経営の推進にあたっては、従来の行政、観光産業、観光推進組織に加えて、地域における既存の各種団体、地場産業、教育機関、市民等の多様な主体が参画する体制を構築することが望ましい。

とりわけ、都内唯一の広域観光団体であり公・民の性格を併せ持つ東京観光財団が、東京全体を見渡す地域プロデュース機能を発揮することを期待する。

【参考】

- ・欧米では、地域全体の観光マネジメントを一本化する観光推進組織として、DMO(Destination Marketing/Management Organization)が確立している。
- ・一般社団法人信州いいやま観光局は、農商工業や市民団体との連携を強化し、地域の魅力づくりに取り組んでいる。グリーン・ツーリズムや旅行業を活かした着地型商品の開発・販売、既存のガイド組織の再編・スキルアップを促し、地域を挙げたガイド体制を構築。

(3) 東京ブランドの戦略的なプロモーション

東京都は本年3月、世界の旅行者に選ばれる旅行地としての「東京ブランド」の確立に向けて、「東京のブランディング戦略」を取りまとめた。東京の体験価値を「東京の日常に根ざした人・モノ・コト・街の魅力」と整理した上で、ブランドコンセプトを設定するなど、東京の多彩な魅力を表した内容となっている。

今後の取り組みとしては、ブランドの浸透のため、海外に向けた一貫性のある情報発信、民間事業者と連携した統一的なキャンペーンの実施や、都民や事業者が東京ブランドへの共感を深めるためのインナーブランディングを強力に推進されたい。

また、国や周辺自治体との東京ブランドの共有、連携した観光プロモーションの展開も重要である。政府を中心として、和食に代表される豊かな食文化、ものづくりの技術をはじめ、アニメ、ファッション、デザイン、伝統文化、芸術など、わが国の魅力を「クールジャパン」として世界に発信しているところであるが、これらと「東京ブランド」の連携を深めることで、海外への訪都観光プロモーションを強化されたい。

特に、地域発の観光情報を、海外のTV等メディアを使って他のコンテンツと一体的、継続的に発信し、東京への送客プロモーションや映画等の撮影場所誘致につなげることが必要である。東京都は、放送コンテンツ海外展開促進機構（BEAJ）、JNTO等との連携の強化やJ-LOP（ジャパン・コンテンツ ローカライズ&プロモーション支援助成）の活用を通じて、海外メディアの放送枠等の確保と地域発の観光情報・コンテンツ供給を推進し、東京・日本へのインバウンドを促進する取り組みを増強されたい。また、地域発の観光情報・コンテンツの制作・海外展開を担う人材の育成も強化されたい。

【参考】

- ・東京商工会議所は、東京の魅力を発信するWEBサイト「東商 地域の宝ネット」を開設。同サイトは、東京23区の観光資源や文化・歴史資源を活用した地域の独自性あふれる取り組みなど、東京の日常に根ざした魅力を「地域の宝」として国内外へ発信するとともに、都内の事業者や在住者が東京の魅力を再発見し、来訪者を迎え入れる機運の醸成を図ることを目的としている。

▽<http://www.tokyo-cci.or.jp/takaranet/>



(4) 地域間の連携による相互交流の拡大と東日本大震災被災地復興の促進

① 地域間の連携による相互交流の拡大

東京の情報発信力や注目度を活かし、地方の魅力を伝えるショーケースとして東京を戦略的に活用することが重要である。公共空間や民間施設等において地方の伝統芸能・祭り・食のイベント開催等を促進するとともに、これら相互交流の拡大に貢献する取り組みに対する支援を期待する。

さらに、東京と周辺都市をつなぐ関東広域連携をはじめとして、個性豊かな地方への送客拡大に向け、複数の都道府県にまたがって、テーマ性・ストーリー性を持った一連の魅力ある観光地を、交通アクセスも含めてネットワーク化し、国内外旅行者の滞在日数拡大に資する「広域観光周遊ルート」の形成を推進されたい。

【参考】

- ・東京商工会議所は、被災地支援の一環として推進する福島県復興「企業マルシェ」を会員企業等の協力のもと公共空間や民間施設等にて開催。福島県の農産物や名産品の販売を行ったほか、観光地としての魅力をPRした。



多くの人で賑わう企業マルシェの会場

② 交流人口の回復・拡大を通じた東日本大震災被災地復興の促進

東北6県や関東地方沿岸部では、訪問旅行者数が未だに震災前の水準を下回る被災地が多く、継続的な支援が求められている。このため、風評被害の払拭に向けた都内外への正確な情報発信の強化に加え、修学旅行をはじめとする教育旅行を対象とした復興ツーリズム、さらには里山文化や三陸地方の食・海・歴史文化等を活かしたグリーンツーリズムの推進の実施、さらに被災地応援ツアーに対する補助の継続など、交流人口の回復・拡大に資する様々な支援策を実行されたい。

(5) 旅行者に対する危機管理体制の構築

東京での事業活動は、地震等の自然災害を前提に展開を考慮しておく必要がある。特に、観光分野においては、来訪者の安心・安全を確保するため、ハード面における災害対策の推進はもちろん、災害時の情報提供や事業者との連携、観光・宿泊施設等の人材育成など、適切な対策の実施により、危機管理体制の強化を図る必要がある、具体的に以下の対応が求められる。

- ① 災害時情報提供ポータルサイトを国内外の旅行者に活用してもらうための、地域や事業者との連携による利用促進
- ② 宿泊施設や観光施設が訪日外国人旅行者に対して、災害時の初期対応ができるような危機管理マニュアル

7. 事業 (2)意見活動

の整備、その周知のためのセミナーや研修、防災訓練等の実施、ICTを活用した緊急時外国語災害情報の発信の推進

- ③ 災害時においても通信手段を確保できるよう、公園・公民館・学校・体育館等の公共施設におけるWi-Fi環境の整備
- ④ 災害・危機後に訪日外国人旅行者が安全かつ確実に帰国するための支援策を、在日公館や運輸機関と連携して計画するとともに、危機発生後ただちに復旧に向けた計画策定・活動が取れる体制の整備

【参考】

・東京商工会議所では、旅行・観光事業者を対象に、「観光危機管理対策セミナー」を開催。東京における地震の危険性と被害想定を解説するとともに、東京都が発行した「外国人旅行者の安全確保のための災害時初動対応マニュアル」の活用を促した。

4. 訪日外国人旅行者受け入れ促進のための環境整備

(1) ショッピング・ツーリズム振興の加速

①免税店（輸出物品販売場）の拡大

平成26年10月に実施された免税店（輸出物品販売場）の全品目免税対象化は、訪日外国人旅行者の消費を促す契機となったほか、2020年に向けて全国の免税店数を1万店に倍増させるという目標を前倒して達成する結果となった。さらに、本年4月からは、商店街やショッピングセンターが第三者への代理委託により、免税販売手続きを一括カウンターで実施できるよう制度改正が行われた。東京都におかれては、消費免税制度を小売店における訪日外客受入の基礎インフラとして位置付けた上で、免税店の拡大に向けて制度周知や導入支援等を図りたい。

また、シンガポールや韓国、台湾は国を挙げてショッピング・ツーリズムを振興し、グローブショッパーと呼ばれる買い物に旅行の重点を置く海外富裕層の取込みを図っている。ショッピングを食・まちあるきに並ぶ都内観光の重要なコンテンツと位置付けた上で、予算を確保し、海外でのプロモーションを強化されたい。

【参考】

- ・平成27年4月1日時点の全国の免税店数は18,779、うち東京は5,469。
- ・店舗の負担軽減、外国人旅行者等の免税手続きの煩雑さ解消を進め、免税制度の利用促進を図る観点から、平成27年4月1日より免税制度が改正。
- ・これにより、①商店街振興組合の組合員が経営する店舗、②一棟の建物内にある店舗、③中小企業等協同組合の組合員が経営する店舗、④大規模小売店舗の施設内にある店舗、での免税手続きの第三者委託（一括カウンターでの処理）が可能。また、クルーズ船の寄港時に埠頭へ免税店を臨時出店する際の手続きが簡素化された。

②決済環境の整備

海外発行のクレジットカード対応ATMの設置については、メガバンクが平成27年度より順次設置することが決定している。これにより現金の引き出しに関する環境が整いつつある。一方、欧米系の旅行者は、クレジットカードでの決済が主流であるため、現金決済が中心である中小規模の飲食店・小売店や、外国人旅行者の利用が増加している旅館に対しても、支払手段としてクレジットカードの利用が一層進むよう普及啓発や導入支援など決済環境の整備を促進されたい。

(2) ビジネス需要の拡大と地域活性化に向けたMICEの促進

①MICE誘致競争力の強化

アジア・太平洋地域においてMICE誘致競争が激化する中で、東京のMICEデスティネーションとしての地位が相対的に低下している現状がある。世界のMICE誘致競争に打ち勝つために、海外MICE専門見本市への出展やメディアの招請等のプロモーションを強化・拡大するとともに、コンベンションビューローの取り組みに対する支援を強化されたい。また、東京ビッグサイト（東京国際展示場）の増床等が予定されているが、大規模なMICE施設の需要があることを踏まえ、フラッグシップ型の施設設置やMICE施設整備を促進するための施設設置者・建物所有者への税制優遇措置等を検討されたい。

【参考】

- ・横浜市では、「企業立地促進条例」を制定し、みなとみらい21地域において、観光・MICEを建設する事業者に対して、対象施設の市税（固定資産税・都市計画税）の軽減措置と助成金の交付を行っている。また、賃貸ビルの中で、観光・MICE施設に対して賃貸するときも、支援措置の対象となる場合がある。

②MICEに関する一元的な情報収集・提供体制の構築

MICE誘致を実施していくためには、行政やコンベンションビューローだけでなくミーティングプランナー、PCO（Professional Congress Organizer）、施設、ホテルなどの多くの事業者の連携が必要である。また、JNTOや地方自治体・コンベンションビューロー等が連携して、MICE

E案件のデータベースを一元的に管理し、情報提供、相談対応できる体制の整備が望まれる。

③MICEの魅力向上に向けたユニークベニュー・公共空間の活用促進

レセプション等の会場として、歴史的建築物、文化施設をユニークベニューとして活用できることは、MICE誘致の競争力強化に効果的であることから、次の取り組みを推進されたい。

1) 施設利用の容易化

- ・ ユニークベニューとして提供可能な施設や関係者を集めた協議会・ネットワークを構築した上で、ユニークベニュー施設のデータベース化を行うとともに、利用手続きに係るワンストップの窓口を開設

2) 公共施設における施設側が提供しやすい環境づくり

- ・ 施設の貸し出しによる収益をインセンティブとして設定
- ・ 観光振興・地域活性化等のMICE関連催事・イベントを公益事業として認定

3) 指定管理者制度における施設側が提供しやすい環境づくり

- ・ 管理業務にユニークベニューとしての施設貸し出しを含める

4) 施設周辺道路の活用

- ・ 国家戦略特区制度などを活用し、道路占用要件緩和や道路使用の柔軟化を図ることによって、パーティーやシティブロモーションのイベントへの利用を促進

【参考】

- ・ 平成24年9月30日から10月4日までの約5日間、福岡県福岡市内で「第32回国際泌尿器科学会総会(SIU)」が開催され、世界93カ国から約2,800人が参加。会期中、地元の川端商店街、櫛田神社、博多町家ふるさと館をユニークベニューに、「会員懇親会(SIU ナイト)」を実施。地元博多料理の提供や着物の着付け体験など、日本の文化体験や理解促進に向けて、地域が一体となって参加者をもてなした。

(3) 観光案内所の拡充及び観光案内機能の充実・強化

外国人旅行者が慣れない土地で不自由なく快適な観光をするためには、観光案内所の拡充及び観光案内機能の充実・強化が必要である。地域のビジターセンターとして旅行者のさらなる利便性向上を図り、おもてなしを体現する場として整備するため、次の取り組みを推進されたい。

①観光案内所の拡充・機能強化

- ・ 交通機関の要所やまちなか、商店街などへの観光案内所の設置
- ・ 民間事業者等との連携・協力を元に、通訳案内士の常駐や訪日外国人旅行者対応コールセンターの活用による多言語対応の充実
- ・ 各種観光ツアーや交通機関の手配、美術館・博物館・コンサートのチケット等の販売など、旅行者向けのサービスをワンストップで提供

②コンビニエンスストアの活用

- ・ 24時間営業やATM・トイレ等の環境を活かし、コンビニエンスストアを旅行者への観光情報提供の拠点として活用

(4) ICT(情報通信技術)の利活用

外国人旅行者向けの通信環境を整えた上で、ICT(情報通信技術)を旅行者の受入環境整備に活用すべきであることから、次の取り組みを推進されたい。

①通信環境の整備

- ・ 無料Wi-Fiの整備やSIMカードの利用促進など外国人旅行者が持参した海外端末で利用しやすい通信環境の整備促進

②多言語対応推進

- ・ スマートフォン、タブレットやデジタルサイネージ等を活用した観光案内の推進
- ・ 総務省「グローバルコミュニケーション」計画等に基づく多言語通訳・翻訳アプリ技術の研究開発の強化及び様々な地域・場面での多言語対応への活用促進

③調査への活用

- ・ 訪日外国人旅行者の旅行動態や潜在的なニーズを把握するため、ICTを活用した動態調査を実施し、広域的な観光振興の促進に活用できる仕組みの構築

(5) 外国人旅行者の満足度をさらに高める取り組みの着実な推進

2020年以降を見据え、訪日外国人旅行者に「また来たい」と思わせるには、不便や不満、不安等を徹底的に解消し、満足度をさらに高めることが重要であり、特に次の取り組みを強化されたい。

① ムスリム、ベジタリアンなどの習慣・文化の異なる旅行者への対応

② 長期的な視点で訪日客層を形成するため、教育旅行や学生の海外個人旅行(FIT)など若年層への対応

③ 単独では取り組むことが難しい小規模事業者における多言語対応への支援

④ 外国人が安心して医療を受けられるよう、医療機関の外国語対応力の強化

⑤ 夜間緊急時に外国語対応が可能な医療施設、往診診療が可能な医師のリスト化と情報共有

【参考】

- ・東京商工会議所では、ムスリム旅行者の訪日が増加していることを踏まえ、イスラム教の正しい理解をはじめ文化や生活習慣などムスリムやハラールの基礎を学ぶ視察会・セミナーをパッケージで開催。
- ・また、飲食業を対象に、外国人観光客の接客方法について事例を交えて紹介する「おもてなしセミナー」を開催。そのなかで、東京都が開発した多言語メニュー作成WEBサイト「EAT 東京」を紹介した。



東京ジャーミイ・トルコ文化センターを視察

5. 人の移動と交流を活発化させるインフラの整備

(1) 首都圏空港・東京港の機能強化

首都圏空港における国際線需要は、概ね2020年代前半には約75万回の空港容量の限界に達する見込みである。当面は、2020年大会開催に間に合うよう滑走路処理能力の再検証、特定時間帯の活用、飛行経路の見直し等、様々な方策が検討されているが、騒音に係る環境配慮や地上建築物に対する安全確保を図りながら、引き続き羽田空港の機能強化を進められたい。

また、都心に近接し、24時間利用可能な羽田空港の強みを活かし、LCCを含む内外航空会社の多様な航空需要を取り込むために、空港の深夜における魅力や利便性向上をさらに推進されたい。

加えて、鉄道の新路線の整備及び既存路線の有効利活用、空港直行バスへの公共車両優先システムの整備等、都心と首都圏空港の交通アクセス向上策の推進とともに、外国語対応が可能なタクシーの優先乗り場の整備を急がれたい。

さらに、東京港におけるクルーズ船の受入体制については、東京都が策定した「東京クルーズビジョン」に基づいて、2020年までに利用者の利便性向上に寄与する機能を備えた大型クルーズ船受入施設を着実に整備されたい。

【参考】

- ・オリンピック・パラリンピック開催に際しては、クルーズ船が、セキュリティの確保のしやすさや、宿泊施設の不足を補えること等により、大会関係者やスポンサー等の宿泊施設としてチャーターされる事例が多数ある。しかし、現在の東京港では、晴海客船ふ頭利用におけるレインボーブリッジ桁下高52mの制限、大井水産物ふ頭の土日祝日のみの供用や、周辺交通機関が不十分のためシャトルバスの手配が必要といったことから、大型客船受入施設の機能が諸外国と比較しても不足している。

(2) 二次交通網の改善・強化

東京は、高密度で安全な公共交通ネットワークが形成されている一方で、ターミナル駅には複数の鉄道やバス事業者が乗り入れているが、交通事業者・施設管理者間の案内サイン、ユニバーサル対応の違いや、事故発生時の利用者向け情報がボードレス化されていないなどの課題があり、さらなる事業者間の連携とシステム上の改善が必要である。

鉄道からバスへの乗り継ぎにあたっては、雨天時でも濡れずに移動するための上屋の整備や、バス乗り場の集約・再編などによる利便性向上が求められる。とりわけ、広告収入によって事業者の負担なく設置ができる広告付きバス停上屋については、本年4月より比較的狭い歩道に対応する車道平行型広告が認められたことから、整備の拡大を期待したい。

さらに、2020年大会に向けて、鉄道駅におけるバリアフリー化を加速させるとともに、外国人旅行者の鉄道・バス等における自由で快適な移動をサポートするため、多言語によるわかりやすい情報提供を行うことに加え、交通系ICカードの利用促進に対する支援や公共交通機関共通の複数日乗車券の導入等、さらなる利便性の向上を図られたい。

また、臨海部は、都心に近接した業務集積地として経済活動の一翼を担っているほか、築地市場の移転や2020年大会の開催、マンション建設に伴う住民の増加等により交通需要が今後大きく増えることが見込まれる。こうした開発が進む地域へのアクセスの拡充と臨海副都心の更なる魅力向上に向けて、都心部と臨海副都心を直結するBRT（バス高速輸送システム）等高齢者にも優しい中規模な公共交通の整備を着実に推進されたい。

【東京圏の国家戦略特区に取り入れていくべき規制・制度の特例措置】

○貸切バスの営業区域制度の緩和

訪日外国人旅行者向け貸切バスは今後も旺盛な需要が見込まれることから、安全を適切に確保しつつ、需要に対応するために、営業所が所在する区域を管轄する運輸局の管轄区域（地方ブロック）を臨時営業区域とする措置が延長された。加えて、営業所が所在する県に隣接する県を、運輸局の所管区域に関わらず臨時営業区域とする措置が拡充された。いずれも本年9月末までを期間とする措置であるが、2020

年大会を一つの契機に、訪日外国人旅行者が一層増加していくことが期待されていることから、臨時営業区域の更なる緩和や恒久化等、貸切バスの営業区域制度の緩和を検討することが望ましい。

(3) 首都圏三環状道路の着実な整備

首都圏三環状道路、中でも外環道（関越道～東名高速）が完成すれば、都心に流入している通過交通が迂回できるようになるため、渋滞解消による高い経済効果に加え、CO₂排出量削減効果、交通事故の減少など様々な整備効果が期待されている。とりわけ、首都直下地震等の発災時には一部区間の不通が生じた際にも速やかに移動することが可能となる迂回機能（リダンダンシー）を発揮し、日本の東西交通の分断を防ぐことから、外環道（関越道～東名高速）をはじめ、東京の国際競争力強化に重要な役割を担う道路について早期整備を推進するとともに、外環道の東名高速以南についても早期事業化を図るべきである。

(4) 水素エネルギーの利活用

2020年大会に向けて水素エネルギーを利活用することは、環境と調和した未来型都市の姿を世界に示すとともに、日本の高い技術力を改めて世界にアピールすることにつながる。また、水素貯蔵タンクや燃料電池などの水素関連製品には、日本の高い技術力が集約されており、関連する産業分野の裾野も広く、2050年の国内市場は8兆円まで拡大するとの予想もあり、災害時の非常用電源としても期待されている。従って、水素社会の実現は、わが国の国際競争力強化にも寄与することから、国、東京都、民間が一体となって、燃料電池自動車・バスの普及促進のためにも、水素ステーション設置に係る高圧ガス保安法、建築基準法等の厳しい保安・設置規制に関する課題検討とともに、その支援策を推進していくべきである。

(5) 自転車走行空間の整備とシェアサイクルの利用促進

自転車を生活に密着した交通手段だけでなく、観光における移動手段や公共交通の補完的な役割としても位置付けた上で、自転車専用レーンの整備や駐輪場の確保など安全で快適な自転車走行空間のネットワーク形成を推進されたい。同時に、シェアサイクルの認知度向上に向けた情報発信やステーション充実の支援等を通じて、各自治体が取り組むシェアサイクル事業を支援するとともに、行政区を越える広域的な相互利用を推進されたい。

以上

2015年度第5号

2015年 7月9日

第674回常議員会決議

<提出先>東京都知事、東京都議会各政党幹部、東京都各局幹部ほか関係機関等

<主な実現状況> ※括弧内は前年度予算

- 外国人旅行者等の誘致 92億円（39億円）
- 外国人旅行者等の受け入れ環境の充実 78億円（56億円）
- 都内に眠る多彩な観光資源の開発・発信 31億円（15億円）
- 地方と連携した日本全体の魅力の開発・発信 10億円（3億円）
- 「水の都」東京の再生 78億円（46億円）
- バリアフリー化の推進 28億円（22億円）
- 芸術文化施策の推進 38億円（25億円）

6. 中小企業の国際展開に関する重点要望について

1. 中小企業を取り巻く国際展開に関する現状を踏まえた基本的な考え方

わが国経済を取り巻く国際的な環境は、アジア諸国をはじめとする新興国の著しい成長など、グローバル化の加速により刻々と変化を続けている。また、TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）交渉の大筋合意に向けた機運が高まってきた中、わが国が世界の成長力を取り込みながら、世界経済に貢献していくためには、新たな貿易・投資ルールの形成を主導する必要があると、率先して高いレベルの経済連携を進めるべきである。

そうした中、わが国企業の国際展開意欲は依然旺盛であり、海外の現地法人数は2000年に比して2013年には約2.3倍に増え、3社に1社以上（34.7%）が中堅中小企業となっている。新設された現地法人を地域別にみると、経済成長や人口増により拡大する需要を取り込もうとアジア地域が約65%（2013年度）を占め、業種別では製造業・卸売業のほか、近年はサービス業・情報通信業の伸び率が高い。また、円安傾向に転じた2012年末以降、海外直接投資に対する意欲が減少傾向にある大企業に対して中小企業では増加傾向に

7. 事業 (2)意見活動

あるが、海外子会社を保有する割合でみた場合は、大企業の30.2%と比較すると中小企業は13.4%と低いことから、中小企業の海外進出には潜在的な拡大余地があると考えられる。

そのような状況にある中小企業ではあるが、人材・ノウハウ不足などから海外進出を躊躇する企業はいまだに多く、商工会議所のほか、海外展開を支援する公的機関に海外展開支援策の充実を求める声は多い。具体的には「販売先の紹介（展示会、見本市、商談会等）」、「法制度・商習慣に関する情報提供・相談」、「市場調査・マーケティングの支援・情報提供」などが多く、従って、今後も中小企業が海外に進出するための支援を一層充実すべきである。

また、円安傾向が続く中で大企業は輸出額を大きく伸ばし、稼ぐ力が一段と高まっているが、中小企業の輸出額は長期にわたり低く推移していることから、今後は直接投資とともに円安を背景とした中小企業の輸出拡大も考えられる。加えて、海外に拠点を設けた企業が、進出後、経済情勢の悪化や環境変化などにより、別地域への移転や事業の撤退・縮小などを迫られる事業再編が増加していることから、直接投資のみならず、中小企業の輸出促進や進出後の事業再編に伴うニーズに対しても支援策を強化すべきである。

2. 中小企業の国際展開における重点課題及び最重点要望

<中小企業の国際展開における重点課題>

東京商工会議所における経営相談においては、海外進出に関する相談件数が年々増加しており、中小企業の国際展開への関心の高まりが伺える。

そうした中、行政・公的支援機関による支援メニューも増加しているが、一方で専任者を置く余裕がない中小企業には、各機関毎に提供される情報を比較し、煩雑な申請手続きや審査に対応することが困難である。結果として海外進出を躊躇し、世界に通用する品質、技術、サービス等を有する企業でも、海外市場を取り込めていないケースが少なくない。さらに中小企業が輸出の拡大や、海外拠点を設け販路拡大を目指す上でも人材は不可欠であるが、その確保・育成は容易でなく、大きな課題となっている。海外進出を見送る理由の一つに「人材不足」を挙げる中小企業は多い。

また、途上国は、環境、教育、インフラ整備、裾野産業の成長を通じ、自国の中小企業の育成を図ろうとしているが、本年2月に決定した「開発協力大綱」では、わが国の中小企業を含む民間との連携強化が明記されたことから、途上国の支援には、わが国中小企業の品質・技術・サービスを一層取り込んでいくことが必要である。

<最重点要望>

①ワンストップ支援体制の整備

本年4月に外資系企業やベンチャー企業等の開業手続を一元化する「東京開業ワンストップセンター」が設立されたが、海外展開支援においても、行政や公的支援機関がそれぞれ実施する助成・委託事業に関して、申請に係わる手続きを一元的にワンストップで可能とする体制を構築し、申請者の利便性を高めるべきである。

また、意欲ある中小企業がより多くの支援機会を得られるよう、予算の確保や支援メニューの多様化を図るべきである。

②グローバル展開を推進する人材の育成

グローバル人材の育成に向けては、行政や公的機関による支援メニューとして、「国際即戦力育成インターンシップ事業」や「新興市場開拓人材育成支援事業」等が設けられているが、中小企業においては申請手続きの煩雑さや、研修期間の短さなどを指摘する声が多い。海外取引や海外進出を担う人材の確保・育成は極めて重要であることから、人材の即戦力化や、海外の諸制度やビジネス環境に関する知識・ノウハウの修得を目的とした支援メニューについては、中小企業にとって使いやすく効果の高い内容とすべきである。

③中小企業支援に向けた実効性の高いODA予算の活用

本年2月「開発協力大綱」に中小企業の役割が明記されながら予算が減額されたことから、予算拡充の上で、途上国の開発課題の解決につながるビジネスを検討する海外進出未経験の中小企業に対して、政府開発援助（ODA）予算を活用した現地ニーズ等の情報収集や、事業パートナー形成、事業計画案の作成など、基礎調査に対する支援を強化すべきである。

また、プロポーザルの締切後の採択結果の通知、契約締結までの期間を短縮し、迅速な調査を開始できるような体制を整え、より実効性を高めるべきである。

3. 海外の需要を取り込むための支援

①わが国企業が国際競争力を持つ分野の育成

環境や防災、医療・福祉などの社会的課題解決型産業には、中小企業やベンチャー企業が多数存在し、わが国の次代の産業として成長が期待されている。国内外の市場拡大を図るため、国家戦略特区等を活用した規制緩和をより推進し、国際競争力のある産業として育成すべきである。

②インバウンドの推進による中小企業のグローバル化支援

海外プロモーションの展開やバイヤー等の招へいを通じたMICE（国際会議等）の誘致のほか、地域資源の活用を図りながら、新たなビジネスや提携を進める中小企業のグローバル化を一層支援するため、日本貿易振興機構（JETRO）をはじめとする公的支援機関による展示会出展サポートといった販路開拓支援の強化を図るべきである。

また、円安傾向を背景に訪日外国人客は年々増加していることから、地域の観光関連産業発展のための環境整備を進めるべきである。

③クール・ジャパンの推進による関連・周辺産業への波及効果拡大

食文化、ものづくり技術、伝統文化、芸術など世界から高い評価を受け、共感を呼ぶクール・ジャパンについては、高い潜在力を持つコンテンツ産業の競争力を一層強化し、海外展開を図るべきである。

また、放送コンテンツ海外展開促進機構（BEAJ）や日本政府観光局（JNTO）等との連携を進め、関連・周辺産業への波及効果の拡大を図るべきである。

4. グローバルな視点で競争力を強化するための支援

①中小企業の輸出拡大策の推進

東京商工会議所が2014年に行った調査では、輸出額がその前の年と比べて増えたと回答した企業は、輸出を行っているとした企業のうちの約4割にとどまった。円安が進行しているにも関わらず、海外需要を取り込めていないがために、中小企業の輸出が伸びないと考えられることから、国際競争力ある製品等を国内で生産する中小企業に対し、輸出拡大を目指した海外販路開拓や製品開発等の戦略づくりなどの支援策（中小企業基盤整備機構、JETROによるハンズオン支援等）を一層推進すべきである。

②経済連携協定（EPA）の活用促進

中小企業においては海外進出における査証手続の複雑さ、電子商取引ルールの未整備、原産地規則の運用のしにくさなどに関する関心が高い。

日EU・EPAやTPP、RCEP（東アジア地域包括的経済連携）などの交渉の進展を踏まえ、中小企業にとって利便性の高いEPAを実現するとともに、その活用を促進するための支援策を一層強化すべきである。

③アジア・新興国での中小企業向け活動拠点の整備

海外での販路開拓や現地生産を模索する中小企業にとって、レンタル可能なオフィスや工場の提供は有効であり、とりわけアジア・新興国で増設が必要である。なお、中小製造業者が海外の工業団地に進出する際、用地の規模が広大過ぎることで、希望に合わないことも多いため、中小企業にとって利用しやすいレンタル工場の増設をすべきである。

④在外日本人商工会議所や現地商工会議所との連携強化

在外の日本人商工会議所など各支援機関が、現地政府や商工会議所等との連携を強化し、日系企業の活動環境を整えることは有効であることから、現地企業や日系企業との交流・商談機会などに一層取り組めるよう「新興国市場開拓等事業費補助金（ロビイング活動支援事業）」を拡充すべきである。

5. 国内外の環境整備の促進

①グローバル市場での基準認証や知的財産の獲得

わが国の有する優れた製品や最先端技術が、グローバル市場で強みを発揮するためには、それら技術が正当に評価される規格化の取り組みと共に、わが国主導の国際規格の確立と普及啓発を戦略的に実施すべきである。

また、わが国の知的財産制度をベースとする各国との制度調和や日系企業による海外での知的財産の権利取得による保護・活用を進めていくことが重要である。

その上で、「戦略的国際標準化加速事業」など標準化の推進については、各種予算が用意されているものの、中小企業が国際標準を取得するための取得費用や、安全規制に係る費用などの負担は依然として大きい。中小企業製品の輸出促進を図るためには、各国の国際標準・規格・認証の活用が求められるが、その負担に対する補助制度を新設・拡充すべきである。

また、海外における知的財産の権利取得による保護・活用に関する支援を進めるべく、JETROや地方自治体の実施する「中小企業等外国出願支援事業」などを拡充するとともに、わが国企業の技術の海外でのライセンス活動等が促進されるよう支援策を一層拡充すべきである。

②国際展開のための資金調達・金融支援

中小企業による発展途上国でのBOPビジネス（低所得者層向け）など、開発効果の高い事業の実施には多くの資金を要するが、中小企業が現地の金融機関から資金調達するには債務保証が必要となるなど、手続面においても負担が大きい。従って、資金調達ツールの多様化や、現地通貨調達手段の充実を図るべきである。

また、行政や公的支援機関が実施するF/S調査の結果に基づき進出計画を実行しようとする企業に対しては、海外展開にかかる無担保・無保証の制度融資を検討すべきである。

③海外進出後、事業再編する中小企業への支援

海外に拠点を設けた企業においては、進出後、事業が計画に沿って軌道に乗る場合もあるが、一方で、進出国の経済情勢の悪化や経営環境の変化により、別地域への移転や事業の撤退・縮小などを迫られる事業再編が増加している。中小企業の直接投資が増える中で、こうした動きは今後も増加が見込まれる。中小企業基盤整備機構に「海外事業再編戦略推進支援事業」が本年度創設され、また、これまでもJETROによる個別相談対応や事業再編に関するセミナー等も行われているが、当該国でやむなく事業再編する中小企業に対しては、再編が円滑に進むよう支援策を一層強化すべきである。

以上

<提出先>内閣総理大臣、内閣府、財務省、経済産業省、総務省ほか関係省庁大臣・幹部、各政党幹部、関連団体等

<実現状況>○ワンストップ支援体制の強化

- ジェトロ（日本貿易振興機構）において、海外現地におけるワンストップ支援として、専属のコーディネーターが各種情報提供、個別相談への対応を行うとともに、現地の官民支援機関とのネットワークを活用し、ビジネスパートナーの紹介・取次ぎなどの各種サービスを一元的に提供している。今年度は中国・香港、台湾・台北、マレーシア・クアラルンプールの3箇所が増加し、計20か所となった。

○中小企業支援に向けた実効性の高いODA予算の活用

- 「開発協力大綱」（2015年2月閣議決定）の下で、国益に資する開発協力を一層戦略的に実施する「ODAの飛躍的な拡充」に4,342億円（+104億円）が計上された。
同案には「質の高いインフラの展開等」として「地方自治体・中小企業等の海外展開支援等」が盛り込まれている。

○インバウンドの推進による中小企業のグローバル化支援

- グローバルMICE強化都市として札幌市、仙台市、千葉県千葉市、広島市、北九州市の5自治体を2015年6月に選定。

○中小企業の輸出拡大策の推進

- 2015年10月5日にTPP協定交渉が大筋合意に至ったことを受けて2016年2月26日経済産業省は中堅・中小企業にもTPP活用を広げる官民支援組織「新輸出大国コンソーシアム」設立した。

日本貿易振興機構を窓口として海外展開を図る中堅・中小企業に対して、専門家が寄り添い、複数の機関が連携して総合的な支援を可能とする体制を構築するもの。2015年度補正予算として59.9億円を計上される。

具体的には「海外展開戦略等支援事業」として専門家支援、ビジネス環境動向調査、各国制度情報提供のための相談体制整備・普及啓発等、適時、適切な情報提供のための相談体制整備・普及啓発等、適時、適切な情報提供等。

○グローバル市場での基準認証や知的財産の獲得

- 特許庁では、ジェトロ（日本貿易振興機構）等を通して調査から出願、侵害対策まで一体となった海外展開支援中小企業や地域ブランドの海外展開を、先行調査から出願、侵害対策まで「一気通貫」で支援するため、施策メニューの拡充を行う。（2016年度予算額19.7億円）

○海外進出後、事業再編する中小企業への支援

- 中小企業庁では、中小企業・小規模事業者海外展開戦略支援事業として進出前から進出後の課題対応まで一貫した支援を実施する。事業のひとつとして進出後の事業再編支援を（独）中小企業基盤整備機構等を通して2015年度より開始する。

2015年度採択件数11件、2016年度は20件を予定する。

7. 平成28年度税制改正に関する意見

基本的な考え方（絶えざる進化によりさらなる飛躍を）

（資本蓄積・労働力・生産性の3要素改善による中長期的な経済成長の実現）

わが国経済は総じて緩やかな回復基調が続き、デフレからの脱却も視野に入りつつある。経済の好循環実現に向け、企業がデフレマインドから転換し、これまでの貯蓄主体から投資主体として行動するとともに、中長期的な経済成長を確かなものとするため、資本蓄積、労働力人口、生産性の3要素の改善により、潜在成長率を引き上げるサプライサイドの政策が必要である。

他方で、わが国は「地方疲弊の深刻化」「人口急減と超高齢化の加速化」という新たな二つの構造的課題にも直面しており、対策が急務である。

(中小企業の資本蓄積や、生産性向上に向けた取り組みへの後押しが不可欠)

大企業を中心に業績改善が進んでいる一方で、円安メリットを受けにくい中小企業は、コスト増加分の価格転嫁の遅れや人手不足などが足かせとなり、大企業に比べ前向きな投資に遅れが見られ、特に、小規模企業や地方都市ほど景気回復が遅れている。

中小企業は、創業まもないベンチャー企業から、高度な技術力を保有し、サプライチェーンの一端を担う企業や、地域に密着した小規模企業、地域の核となる中堅企業、創業100年を超える老舗企業まで、多種多様な存在である。地域の雇用を支え、所得税や社会保険料負担を通じて、財政にも大きく貢献している。また、取引の核となる地域の中核的な役割を担う中堅企業も存在している。

地域を支える中小企業の資本蓄積に向けた設備投資や、イノベーション促進による生産性向上、より付加価値の高い製品やサービス創出への後押しが不可欠である。

(地方創生への取り組みと「人口急減・超高齢化社会」の克服)

地方創生の中核は、地域で仕事や雇用を生み出す中小企業であり、観光振興や、地域資源の活用など、域外需要の獲得に向けた地域の取り組みを促進するとともに、コンパクトなまちづくり等の効率的な地方の経済・社会活動を実現することが必要である。

「人口急減・超高齢化社会」を克服するため、まずは、女性や高齢者の活躍推進による労働力の確保が急務であり、中長期的には、結婚・出生率向上に向けた環境整備など、人口減少のトレンドを変える抜本的な対策が必要不可欠である。

そのため、社会保障給付の重点化・効率化の更なる徹底・加速化や、余力ある高齢者の応能負担割合を高めることで歳出削減に取り組み、財源を少子化対策により配分するなど、様々な対策を今すぐに行う必要がある。

(2020年以降を見据えた世界一の都市・東京の実現)

グローバル化の一層の進展に伴い、アジア主要都市が急速に台頭しており、国家戦略特区を通じた国際ビジネス拠点の形成など、東京の国際競争力の強化が急務である。

東京が持つ強固な経済基盤と、地方の魅力や地域資源を結びつけ、相乗効果を発揮させることで、東京と地方がともに元気にならなければならない。

I. 中小企業のイノベーションの促進を支援する法人税改革の実現

1. 中小企業の役割とその存在意義

(1) 中小企業は雇用と地域経済、財政に大きく貢献

消費税引き上げに伴う需要の反動減や、急速な円安、原材料・エネルギー価格の上昇等、厳しい経済状況の中においても、中小企業は日本全体の雇用の7割、約3,200万人を抱え、赤字法人であっても、雇用と地域経済に大きく貢献している。

中小企業が負担する社会保険料の事業主負担分は、民間事業主拠出分の約5割の約1兆2兆円に達しており、社会保障の基盤を支えている。また、中小企業が従業員に支払った給与から発生する所得税は、全法人の約4割の3兆円に達し、地方税においても約4割を負担しているなど、中小企業は雇用を通じて国や地方の財政に大きく貢献している。

(2) 多様な役割を果たす中小企業の役割を再評価すべき

中小企業は、多様な人材の雇用の受け皿となり、地域内外の取引の中心となって地域経済の中核的な役割を果たすほか、新たな産業を創出する苗床の役割を果たし、規模の経済が働かないニッチな市場も担うなど、産業の担い手であるとともに、日本経済に大きな役割を果たしている。とりわけ、地方においては、最大の雇用吸収源となって地域経済と地域社会を支えている。

中小企業の役割とその存在意義を検討するにあたっては、効率性や生産性等といった指標のみならず、様々な側面から中小・小規模企業を評価すべきであり、政策決定時には、中小企業を第一に考慮すべきである。

2. 中小法人課税の見直しに対する考え方

(1) 地域を支える中小企業の活性化を実現する中小法人課税の見直し

平成27年度与党税制改正大綱において、資本金1億円以下を中小法人として一律に扱い、同一の制度を適用していることの妥当性について検討を行うこととされている。今後、中小法人課税のあり方を考えるにあたっては、大企業と異なる中小法人の実態や特性を踏まえて、検討する必要がある。

中小企業の実態は、創業まもないベンチャー企業から、高度な技術力を保有し、サプライチェーンの一端を担う企業や、地域に密着した小規模企業、創業100年を超える老舗企業まで、多種多様である。また、ものづくり企業を中心として、下請け企業から独立企業への移行を模索し、厳しい経営環境の中で成長・発展を図る資本金1億円を超える地域の中核企業も存在している。一方で、現在の税法上の中小企業の基準では、明らかに中小企業の規模や実態と異なる者も含まれる。

7. 事業 (2)意見活動

中小企業の中で、約9割と大多数を占める同族企業は、所有と経営が一致しており、原則として法人と個人の資産は明確に区分けされているが、実際は企業経営と経営者個人が密接な関係にある。例えば、中小企業は株式市場からの資金調達に困難であることから、資金調達的手段は自己資金のほか、親族や金融機関からの借入金に限られている。金融機関からの借入れを行う際には、中小企業の経営者は、個人保証や個人資産の担保提供を行うケースが多く、実態として中小企業の信用力は、企業の財務基盤と経営者個人の資産で成り立っている。そのため、中小企業にとって、内部留保の蓄積による資本の充実、大企業以上に経営基盤の強化に欠かせないものである。一方で、中小企業の経営者やその後継者が経営努力により自社の収益を向上させればさせるほど、また、資本を充実させればさせるほど、自社株式の評価が高まることから、事業承継時に相続税負担が重くなる。自社株式の上昇が経営基盤を毀損するため、世代を超えた企業経営の不安定要因となっている。

今後の中小法人課税の見直しにあたっては、中小企業基本法をはじめ中小企業政策との整合性を踏まえ、検討すべきである。その際には、資本蓄積による経営の安定性や生産性向上、成長に向けた取り組みの後押しなど、地域を支える中小企業の活性化につなげることが不可欠である。

(2) 中小企業や地域を牽引する中核企業の成長を後押しする税制措置

地域の中核的な役割を果たす中小・中堅企業（資本金1億円超10億円以下）は、高い雇用吸収力を有し、地域における取引を通じて多くの小規模・中小企業とその従業員や家族を支えている。一方で、資本金1億円超10億円以下の中小・中堅企業は利用可能な租税特別措置が少なく、実質的な法人税の負担率は全法人の中で最も高い。こうした地域の中核的な役割を果たす企業が、今後も地域を牽引する原動力となる役割を果たすため、租税特別措置による研究開発や投資の促進など、成長に向けた取り組みを後押ししていくことが極めて重要であり、税制上では以下の措置を講じるべきである。

① 中小企業基本法を念頭においた税法の基準の拡大（資本金1億円以下→3億円以下）

現在の税法上の中小法人の範囲は、法人税法において資本金1億円以下とされているため、中小企業基本法上の中小企業の中には、支援対象とならない者が存在している。地域を牽引する中小企業の成長を促進するため、税法上の中小企業の基準について、中小企業基本法における中小企業の範囲を念頭に、資本金3億円以下まで拡大すべきである。

② 中堅企業（資本金3億円超10億円以下）の成長を喚起する税制措置

地域経済を牽引する中堅企業（資本金3億円超10億円以下）は、地域経済や中小企業への波及効果が大きく、成長に向けた取り組みへの喚起が重要である。そのため、中堅企業に対して、例えば、研究開発税制の深掘り部分（12%）をはじめ、成長を後押しする中小企業向けの租税特別措置を適用すべきである。

(3) 中小企業税制の範囲を示す指標について

現在まで、税法上で資本金基準が用いられてきた理由として、日常の企業活動では変動せず、毎年度安定している点や、中小企業基本法において、業種別に資本金と従業員数を基準としていることから、中小企業の経営者にとって明確な指標であった点が挙げられる。

中小企業の範囲を示す指標については、資本金のほか、海外の多くの国で用いられ、単年度の担税力を示す「所得」、日常の取引で相手先の企業規模を図る基準である「従業員数」、中小企業基本法で用いられている「業種」、OECDのBEPSプロジェクトにおいてグローバル企業の指標として用いられている「売上高」、法人住民税の規模の判定時に用いられている資本金に資本準備金・資本剰余金を加えた「資本金等」など、様々な指標や組み合わせがあり得る。ただし、長年の間、企業規模を図る基準として活用され、中小企業基本法など多くの法律で用いられている「資本金」基準については、見直しの影響が法人税法以外にも大きいことを考慮する必要がある。

一方、政府税制調査会等で言及があった「純資産」については、過去の利益の蓄積であり、企業の単年度の担税力を示すものではなく、特に、地域の中核となっている中堅・中小企業や、長年にわたり法人税を納税し、国・地方の税収に貢献してきた業歴の長い企業、製造業や倉庫業など土地や設備などの資産を保有する企業ほど、その金額が大きくなることから、特定の企業群に対象が偏るため、適切な指標とは言えない。

3. 経済の好循環を実現するための法人税改革について

(1) 中小法人の軽減税率を含む法人実効税率の引き下げ

わが国経済の持続的な成長を実現するためには、高い技術力を保有し、世界的に高い市場シェアを有するなど、海外市場で競争する中堅・中小企業の競争力強化や、地域の中小企業を支え、高い雇用吸収力を有するなど、地域経済に大きな貢献をしている地域の中核企業の成長の喚起が必要である。

平成27年度税制改正において、法人税改革の道筋が示されたが、企業の競争力強化や、対日投資拡大のため、諸外国との競争条件のイコールフットイングの実現は不可欠であり、法人実効税率の海外主要国並みの20%台への引き下げは必要である。

法人所得800万円以下の中小企業は50万社に達し、海外製品・サービスとの競争に晒されていることから、中小法人の軽減税率についても、海外との競争に打ち勝てる水準の10%まで引き下げ、適用所得金額を拡大す

べきである。

- (2) 外形標準課税の中小企業への適用拡大は、地域経済に甚大な影響を及ぼし、ひいてはわが国経済・社会の発展を阻害することから断固反対

外形標準課税（法人事業税の付加価値割）は、「賃金への課税」が中心であり、雇用するほど税負担が増すことから、雇用の維持、創出に悪影響をもたらす。政府の賃金引き上げの政策にも逆行し、経済の好循環の実現を阻害するものであることから、外形標準課税の適用拡大には反対する。とりわけ、労働分配率が8割にも達し、損益分岐点比率が9割を超える中小企業への適用拡大は、赤字法人176万社が増税になるなどその影響は甚大であり、断固反対する。

特に、三大都市圏以外の地域においては、中小企業が雇用する従業員の割合が高く、中小企業が地方の雇用を支えている。外形標準課税が導入されることになれば、地方の中小企業は雇用を抑制し、地方の疲弊に拍車がかかり、地域経済が衰退し、日本経済の成長に悪影響を与える。また、諸外国においても賃金課税は稀な税制であり、雇用や中小企業に悪影響を与えることから、近年は廃止している国が多い。

- (3) 中小企業の欠損金繰越控除は制限すべきではない

欠損金の繰越控除制度は、企業活動が期間を定めず継続して行われる一方で、法人税の課税所得は事業年度を定めて計算されることから、法人税負担の平準化を図るために設けられている制度である。

中小企業は、損益分岐点比率が9割にのぼり、外部環境の変化や景気変動による売上の増減が直ちに収支に直結し、税引き前利益で赤字・黒字を繰り返しているのが実態である。

国際的にも、多くの国では中小企業の欠損金繰越控除を制限しておらず、中小企業の経営の安定性に重要な役割を果たしている。

約92万社の利用企業が増税になるなど、中小企業の経営の安定性を損なうことから、欠損金繰越控除は制限すべきではない。

- (4) 減価償却制度の定額法への統一は中小企業に多大な影響を及ぼすため反対

I F R S（国際会計基準）の導入や、事業のグローバル化に伴う会計の統一化などを背景に、減価償却方法を定額法に一本化すべきとの意見があるが、中小企業は国際会計を採用していないうえ、大多数が定率法を選択している。中小企業は資金調達に制約があるため、投資資金の早期回収が経営上不可欠であるが、減価償却方法が定額法に統一された場合には、投資に対する資金回収期間が長くなることで、手元のキャッシュが減少し、企業の設備投資意欲を減退させることになる。アベノミクスの投資拡大への取り組みにも逆行する。そのため、減価償却方法の定額法への統一には反対である。

また、償却期間が企業の設備投資サイクルに適合していないとの声も多く、中小企業の設備投資の実態を踏まえ、償却期間の見直しが必要である。

- (5) 中小企業投資促進税制の上乗せ措置の前倒し廃止は反対

大企業を中心に、円安による企業収益の改善を受け、設備投資の機運が高まってきている。一方で、中小企業は人手不足、人件費・電力料金の上昇などが足かせとなり、設備投資の回復ペースにばらつきが出ている。民間投資活性化等のための税制改正大綱で措置された、中小企業投資促進税制の上乗せ措置については、中小企業の生産性向上のために必要であることから、前倒し廃止には反対であり、今後も継続すべきである。

- (6) 個人事業主に近い中小事業者（いわゆる法人成り）について

節税目的で法人成りした個人事業主と同規模程度の小規模企業の存在が指摘されているが、そもそも法人制度は、経済活動を円滑に行うために作られた極めて優れた制度であり、法人形態を選択すること自体は何ら問題ない。法人成りにより、個人と企業の会計を分離することで会計の透明性が高まるうえ、中小企業に浸透しつつある中小企業会計要領等の会計基準を利用することで、明瞭な会計方法を選択することが可能となる。

個人事業主と企業の比較については、給与所得控除を含めた税負担だけでなく、社会保険料負担、申告・記帳の負担、会計の透明性の差異などを含め、総合的に検討すべきである。

なお、中小企業は、毎年9万社を超える登記がありながら、企業数自体は横ばいで推移しており、新陳代謝が相応に進んでいると考えられる。また、個人事業主で将来の法人成りを予定している事業者は総務省の調査によると、約1%であり、ごく一部の企業のケースを取り上げて、全体の制度の変更を図ろうとすることは不適切である。

- (7) 地方税の損金不算入措置について

法人事業税や固定資産税は事業に関連して発生する税であり、費用性があることから損金算入が認められているところであるが、地方自治体による超過課税や減免制度により、国税の課税ベースや、他の地域の税収に影響を与えるため、地方税を損金不算入とすることが検討されている。地方税の損金不算入措置は課税ベースを拡大し、法人実効税率を引き上げることから、法人実効税率の引き下げとあわせて議論が必要である。

一方で、地方税を損金不算入とし、法人実効税率のみ引き下げた場合、中小法人の軽減税率を適用している所

得800万円未満の中小法人や赤字法人には減税効果がなく、税負担が増加することになる。そのため、法人事業税をはじめ地方税の損金不算入措置については、課税所得の少ない中小企業に負担が偏らないように、中小法人の軽減税率の引き下げとあわせて議論すべきである。

II. 消費税引き上げに伴う課題

1. 消費税10%への引き上げ

(1) 財政再建は成長と歳出削減を車の両輪として取り組むべき

消費税10%への引き上げは、持続可能な社会保障制度確立のために必要であり、消費税10%の範囲内で最大限持続可能な社会保障制度を構築すべきである。

財政再建のためには、デフレからの脱却が最重要課題であり、成長戦略の着実な実行による「経済成長」と社会保障を中心とした「歳出削減の取り組み」を車の両輪として偏りなく進めるべきである。なお、歳出削減は成長を阻害しないよう、一律カットではなくメリハリをつけて行うことが必要である。

(2) 円滑な価格転嫁の実現

商工会議所では、円滑な価格転嫁の実現のため、転嫁対策特別措置法に基づく実効性の高い対策の実行や、政府が事業者や国民に対して「消費税は価格に転嫁されるものである」と強いメッセージを発信すべきと主張してきた。商工会議所においても、消費税引き上げ前後において、10万を超える事業者からの相談に応じるなど、円滑な価格転嫁の実現に取り組んできた。

消費税8%への引き上げにあたっては、商工会議所の消費税の価格転嫁の調査結果において、6割の事業者が全て価格転嫁できたと回答するなど、前回の消費税引き上げ時に比べて、比較的円滑に価格転嫁が実現している。

価格転嫁に有効であった施策として、政府による国民への広報・PRや、商工会議所の経営指導員等による転嫁対策が挙げられている。また、公正取引委員会・中小企業庁の指導・勧告により、対事業者間取引における転嫁拒否等の行為について、一定の抑止効果が働いていると考えられる。一方で、商工会議所の調査結果で明らかのように、対消費者取引や、規模の小さな事業者ほど価格転嫁が困難な実態がある。

そのため、政府は引き続き、国民に対する徹底した広報をはじめ、転嫁拒否の取り締まりを推進する等の転嫁対策特別措置法に基づく実効性の高い価格転嫁対策を継続すべきである。

(3) 外税表示の恒久化

商工会議所の消費税の価格転嫁の調査結果において、消費税の転嫁ができた事業者では「外税取引や外税表示のため、税額分を引き上げることが可能であった」との回答が5割を超すなど、外税表示や税抜き価格の強調表示が有効な転嫁対策であったとの声が寄せられている。

一方で、外税表示の選択は時限措置であることから、事業者は平成30年9月30日までに税抜き表示から総額表示に切り替える必要がある。消費者に対して、価格を一気に10%引き上げたかのような印象を与えるため、売上を維持するためには税込み価格を引き下げなければならなくなり、消費税の転嫁に悪影響を与えるとの懸念の声が、小売業や卸売業の事業者を中心に商工会議所に寄せられている。

消費税引き上げ後も、消費者の消費税への認識を高め円滑な価格転嫁を実現するために、転嫁対策特別措置法の期限切れとなる平成30年10月以降においても、外税表示を認め、事業者が表示方法を選択できるようにすべきである。

(4) 消費税引き上げに伴う中小企業経営への影響の最小化

商工会議所の調査によると、売上高1千万円以下の事業者は転嫁できた割合が5割と、小規模企業ほど価格転嫁が困難な実態となっている。価格転嫁が困難な企業においては、消費税引き上げに伴い、利益率が減少することによって、消費税の滞納が増えている。消費税引き上げに伴う中小企業経営への影響を最小限にとどめるため、以下に掲げる支援策を講じるべきである。

- ①消費税徴収の弾力的な運用（消費税の申告期間の延長や延納措置の創設等）
- ②消費税引き上げに伴う業績悪化に対する公的融資制度の拡充（金利優遇、別枠措置）
- ③滞納防止の観点から、中間納付制度の利用促進に向けた税理士・事業者への周知徹底
- ④消費税の少額滞納を防止する観点から課税額の多寡によらず、納付回数を任意に選択できる制度の創設

(5) 消費税の仕入税額控除制度における95%ルール復活

平成24年度より、売上高5億円超の事業者において、いわゆる95%ルールが廃止されたことに伴い、仕入税額控除ができない非課税取引については価格転嫁を行うことが困難であるため、損税が発生している。また、経営資源が乏しい中小企業者にとっては、多大な経理事務負担の増加につながっている。

消費税引き上げ時には、非課税取引における損税が拡大することが想定されることから、円滑な価格転嫁を実現するため、仕入税額控除における95%ルールを復活すべきである。

2. 消費税の複数税率・インボイスは導入すべきでない

消費税の複数税率については、平成27年度与党税制大綱において、「関係事業者を含む国民の理解を得た上で、税率10%時に導入する。平成29年度からの導入を目指して、対象品目、区分経理、安定財源等について、早急に具体的な検討を進める。」とされているが、以下の理由により、複数税率制度は導入せず、単一税率を維持すべきである。

(1) 複数税率は社会保障制度の持続可能性を損なう

複数税率は、高所得者へも多くの恩恵が及び、逆進性対策としては非効率である一方、大幅な税収減を招き、社会保障制度の持続可能性を損ない、財政健全化にも反する。

失われた社会保障財源を新たに補うためには、社会保障給付の削減や、消費税の再引き上げが必要となる。

低所得者対策としては、真に必要な者に対して、所得に応じたきめ細かな給付措置で対応すべきである。

(2) 対象品目の線引きが不明確で、国民・事業者に大きな混乱を招く

与党の消費税軽減税率制度検討委員会において、対象品目として、食料品を対象とした複数のパターンが提示されているが、「酒類を除く飲食料品」における飲食料品以外と飲食料品のセット商品の取り扱いが不明確になる、「生鮮食品」における異なる種類の生鮮食品の盛り合わせ商品が加工品扱いになる、「精米」における他の主食的食料品（パンや麺類等）が軽減対象とならない等、国民の納得を得られない線引きとなるだけでなく、税率の表示や、消費者からのクレーム対応、従業員の教育等、事業者に大きな負担が発生する。

線引きによって類似の品目でありながら公平な取り扱いをすることが困難となる事例が多く発生し、国民の不満を招くとともに、事業者間の競争を阻害する。

EU諸国等では大きな混乱が生じており、レポート等で数多くの問題点が指摘されている。

(3) 取引の各段階において、複数の税率を管理する負担が増加する

約8割の小規模事業者は、帳簿を税込価格で記帳（税込経理）し、売上高・仕入高の年間合計額に8/108を乗じて、消費税の計算・申告をしている。複数税率が導入されると、品目別に税率を判断して記帳する区分経理の事務が新たに発生する。

与党税制協議会において提示されている区分経理については、請求書等保存方式・インボイス方式いずれの方式を採用しても、品目別に税率が異なることから、川上から川下までの全ての事業者において、商品の企画・開発段階から発注・仕入、販売、決済、返品対応等の事後処理まで、取引の各段階で、商品毎に税率を区分・記載・確認する必要があり、現行に比べて事務負担が大きく継続して増加する。

とりわけ、規模の小さい事業者ほど、経理事務でITを利用していない実態（売上高1千万円以下で約6割）があり、新たな区分経理に対応することは困難である。

なお、食料品を取り扱う事業者が複数税率へ対応するためには、商品マスタ付きPOSや、税抜き経理に対応した経理システムが必須であるが、商品毎の税率の設定や、システム構築など導入時においても、大きな事務負担や費用負担が発生することになる。

また、与党軽減税率調査会において対象品目を「米」のみにした場合の区分経理方式とされている、請求書等保存方式を採用し請求書の発行を事業者が義務付けた場合においては、対消費者向けの現金取引等において、現在は発行が必要でない帳票類についても、作成・管理・保存が必要となる負担が増加する。

(4) 簡易課税制度の複雑化

簡易課税制度については、みなし仕入れ率を設定する際に、業種区分を細分化することが想定される。本制度はもともと中小事業者の事務負担への配慮から設けられている措置であるが、複雑化することにより、事務負担の軽減という意義が失われるだけでなく、約20万者にも及ぶ簡易課税事業者が本則課税事業者となることを強いられる懸念がある。

(5) EU型インボイス方式により、大きく事務負担が増加する

与党税制協議会では、対象品目を「酒類を除く飲食料品」「生鮮食品」とした場合において、EU型インボイス方式の導入が必須とされているが、請求書等保存方式による帳簿による計算方式（売上・仕入額に消費税率を乗算・割戻し）から、一品毎に消費税額の積み上げ計算を求めるインボイス方式への変更は、飲食料品を取り扱う事業者に限らず、全ての事業者に対して消費税の経理・納税方法の変更を強いるものであり、広範囲に影響を及ぼす。

インボイスが導入されると、免税事業者は税額欄にゼロを記載する必要があるため、B to B取引において、取引先は仕入税額控除ができなくなる。そのため、免税事業者は取引から排除されるという問題がある。また、B to C取引がメインの事業者においても、実際には事業者が購入しているケースや、消費者向け取引においても、免税点制度への誤解から、消費者から消費税率分の不当な値引き要求等を受ける懸念がある。そのため、500万を超える免税事業者は、取引から排除され、課税事業者を選択せざるを得なくなる。

3. 二重課税の見直し

わが国の税制において、消費税と、印紙税、揮発油税、自動車取得税、酒税等との二重課税の問題がある。以

7. 事業 (2)意見活動

下に掲げる二重課税の解消を図ることはもとより、多岐多重に課税される消費課税を抜本的に見直すべきである。

- ① 印紙税
- ② 石油に課せられる税（揮発油税、地方揮発油税、石油ガス税、石油石炭税等）
- ③ 自動車に課せられる税（自動車取得税の着実な廃止、自動車重量税※）
※自動車重量税は自動車税との二重課税
- ④ 嗜好品に課せられる税（酒税等）
- ⑤ その他の税（ゴルフ場利用税、建物に係る不動産取得税、入湯税等）

Ⅲ. 女性の活躍促進、子育て世代の支援に向けた制度の見直し

労働力人口が減少する中においても成長を維持していくためには、女性や高齢者が働きやすい環境を整備し、可能な限り働くことを選択してもらう必要がある。現在、日本の女性の就業率は69.5%と、8割近い西欧諸国に比して低水準にある。しかし、女性の潜在的就業率は8割を超え、そのうち、約13%（200万人）が様々な制約の下、働きたくても働けない状況にある。そのため、女性や高齢者の働きたい意志が尊重される社会の構築とともに、結婚、出産、子育て、教育、復職の各ステージを通じて、より働きやすくなる支援制度や生活環境を総合的に整備することが不可欠である。

1. 女性の働きたい意志を尊重した税制・社会保険制度の見直し

日本では働きたい、また、子どもを持ちたいとする女性の割合が潜在的に高いにも拘わらず、それを阻害する要因が多い。女性の働く意志と能力やキャリアが生涯を通じて尊重される社会の構築とともに、結婚、出産、子育て、教育、復職の各ステージを通じて、より働きやすくなる支援制度や生活環境を総合的に整備することが必要である。これは人口減少下にある日本の成長を将来にわたって維持、拡大していくためにも欠かせない。

そのためには、離職せずに子育てができる環境の整備に、まずは重点的な財源配分を行うとともに、夫の協力を含めた柔軟で多様な働き方の促進、子育て終了後の女性の再就職支援策の拡充（企業とのマッチング強化）や企業による再雇用制度の促進、復職のための学び直しやキャリア支援に加え、女性の職域拡大や創業支援といった総合的かつ抜本的な就労支援策の拡充が必要である。

とりわけパートタイマーが自ら就業調整する要因である「103万円・130万円の壁」と称される税制・社会保険上の阻害要因を最大限解消し、より長く働くほど世帯単位で見た場合の収入が増えるなど、経済的なメリットを享受できる公平で合理的な仕組みに見直していくことが必要である。

あわせて、企業においても、女性の復職支援、生涯を通じて男性と格差のない人事制度やキャリア形成を図る企業風土の醸成はもとより、税・社会保険と同様、女性が長く働くことを阻害する扶養手当のあり方を見直すべきである。

(1) 配偶者控除の見直しに関する考え方 ～税額控除制度への移行～

現在、税制上の103万円の壁は、配偶者の所得に応じて夫の控除額を段階的に減少させる配偶者特別控除の導入によって、世帯単位で見た手取り額の逆転は発生せず、解消されている。

しかし、現行の所得控除制度（基礎控除、配偶者控除、配偶者特別控除）は、累進税率の下では高所得世帯ほど税負担が軽減されており、多くの子育て層が含まれる低所得世帯（年収300～400万円）には税負担の軽減効果が小さい。例えば、38万円の所得控除に対して、年収2千万円の世帯では、所得税率33%で約13万円の軽減、年収300万円の世帯では、所得税率5%で約2万円の軽減となっている。

このため、配偶者控除見直しにあたっては、基礎控除、配偶者控除、配偶者特別控除を一本化し、所得額によらず税負担の軽減額が一定となる税額控除制度に移行すべきである。その際、夫婦それぞれの所得に対して税額控除を適用するとともに、夫婦どちらか一方に控除しきれない税額控除額がある場合、他方の税額控除に上乗せする仕組みとすべきである。

夫婦それぞれの所得に対して税額控除を適用することで、単身世帯との公平性を担保することが可能となる。また、夫婦どちらか一方に控除しきれない税額控除額がある場合、他方の税額控除に上乗せする仕組みとすることで、現在の配偶者控除と同様に専業主婦世帯の税負担の軽減が可能となり、専業主婦が担っている家庭内での貢献や、地域活動への貢献にも配慮した制度となる。

(2) 社会保険制度の見直しに関する考え方 ～被保険者間の公平性、保険財政的な視点も踏まえて総合的な検討が必要～

被用者保険（厚生年金、健康保険）の保険料負担が生じる130万円の壁（手取額の目減りによる段差）の影響はより大きく、労働者自身の就業調整、保険料を折半負担する使用者側の雇用調整の大きな要因となっている。さらに、平成28年から施行される短時間労働者への社会保険の一部適用拡大により130万円より低い106万円の壁が新たに生じ、更なる就労調整を余儀なくされる労働者が増加することも懸念される。今後、適用対象となる年収要件を更に引き下げたとしても、「壁」が生じる以上、就労意欲の阻害要因を無くすことにならない。従って、保険料負担の発生により手取収入の減少が急激に生じる不合理を解消し、それをなだらかなものにする制度改正あるいは政策的措置が必要である。

具体的には、社会保険制度そのものを改正する方法として、①大幅な保険料負担が生じ、手取り額の逆転が生じる130～154万円の間の保険料負担を、段階的に減額（もしくは還付）する、②就労により被扶養から外れた配偶者を持つ夫の保険料を減額することで、世帯単位で見た手取り額の減少幅を縮小する、一方で、③公平性の観点から、これまで保険料負担の無かった被扶養者（第3号被保険者）もしくはその配偶者である夫に対し、被扶養加算（仮称）としてある程度の（追加）保険料等の負担を新たに求め、その財源によって保険料を減額する者の財源対策とすることが考えられる。

ただし、年金については支払う保険料額に応じて将来の年金給付額が決まる制度であるため、上記①もしくは②のように、特定の範囲の被保険者についてのみ保険料を減額する場合は、年金財政の毀損問題を含め、どのような方法が最適であるか、長期的視点に立った検討が必要である。

また、社会保険制度そのものを改正せずに壁を縮小する方法として、130万円から急激に生じる手取収入減少の段差を、政策的な調整措置として一定期間、保険財源以外から一部補てんする現金給付（女性の就業奨励金（仮称））を行う方法（労働保険特別会計の雇用保険二事業から充当するなど）も検討すべきである。

このほか、子育て支援策の一環として、育児休業保険料免除制度（年金・健康保険）を準用・拡充し、子育てをしながら一定時間以上働く女性のみを対象に保険料を減額する方法等も考えられる。

以上の方法をいくつか組み合わせることも考えられるが、いずれにしても、被保険者間の公平性、保険財政的な視点も踏まえて総合的に検討していくことが必要である。

（3）企業による扶養手当の見直し

社会保険のみならず、約5割の企業が103万円、2割の企業が130万円を基準として扶養手当を支給しており、世帯単位での手取り額の逆転に拍車をかけている。これも社会保険と同様、なだらかな支給に変えていく必要がある。

あるいは、扶養手当を廃止、子育て手当に支給を重点化する等の検討も必要であり、政府はそうした企業の取り組みを後押しするインセンティブを設ける等の検討を行っていくべきである。

2. 公的年金等控除の見直しによる子育て世帯への支援の拡充

消費税10%の範囲で一定期間は持続可能な社会保障制度とするためには、社会保障給付の重点化・効率化を徹底・加速化するとともに高齢者の応能負担割合をなだらかに高める必要がある。社会保障給付の重点化・効率化によって生まれる財源や、女性や高齢者の活躍により増加する所得税収を、若年世代の結婚、出産、子育て等に係る環境整備など少子化対策に重点的に配分すべきである。

税制においては、現役世代に比べて手厚い控除が適用されている、公的年金等控除を見直し、子育て世代への支援の拡充を図るべきである。

3. 企業の子育て支援に資する税制措置

（1）くるみん認定企業に対する税制措置の拡充

次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定、届け出企業数は増加しているが、「子育てサポート企業認定」（くるみん認定）まで取得する企業は依然として少なく、現行の建物の割増償却では、企業の認定取得のインセンティブになっていない。企業における仕事と子育ての両立支援を強力に推進するため、くるみん認定企業で従業員が一定期間以上、育休を取得した場合に、育休取得者1人あたり一定額を税額控除可能な措置を創設すべきである。

（2）事業所内保育施設の設置・運営費用の税額控除の創設

企業が、施設・人員配置基準等を満たした事業所内保育施設を設置・運営する場合、1事業主あたり1施設に限り助成金が支給される。しかしながら、助成額や助成期間は限定的で、複数の施設を設置する場合は助成されない。このような状況から、企業にとって、事業所内保育施設は、将来にわたって過大な負担が予想され、設置に踏み切りにくい状況にある。待機児童問題を解消する一助として、事業所内保育施設の設置を促進する観点から、設置基準等を満たした上で、助成金の対象とならない場合は、設置・運営費用の一定割合を税額控除する措置を創設すべきである。

IV. 円滑な事業承継に向けた抜本的な見直し

昨年、東京商工会議所で開催した「東京23区内企業の事業承継の実態に関するアンケート調査」において、60歳以上の経営者の割合は6割を超えており、また、事業承継の時期については、「5年以内」とする回答が約6割を占めるなど、多くの企業が今後5年以内に経営者を交代したいと考えており、事業承継のタイミングを迎えている。

一方、円滑な事業承継が進まず、高度な技術等、競争力を有しながらも、廃業や海外企業への株式売却を検討する中小企業も少なくない。中小企業は地域経済の中核を担い、雇用の受け皿として重要な役割を果たしており、わが国の経済成長の実現のためには、中小企業が事業を継続し、保有する経営資源を次代に繋ぎ、成長していくことが必要不可欠である。

経営者の経営努力で企業を成長させればさせるほど、非上場株式の評価が高くなり、中小企業の事業承継を困

7. 事業 (2)意見活動

難にするのみならず、企業の成長に対して負のインセンティブを生じさせることになる。経営者が交代する際、非上場株式が売却されることなく後継者に承継され、企業の経営実態はそれまでと何ら変わらないにも関わらず、多額の相続税・贈与税負担が課せられることは適切でない。また、大企業を中心に業績の回復傾向が続き、上場企業の株価が上昇していることから、中小企業の業績は変わらないにも関わらず、類似業種比準価額方式における取引相場のない株式の評価額が著しく上昇し、円滑な事業承継の阻害要因となっている。

すでに分散している株式の集中化や、後継者以外の経営に関わらない相続人への事業用資産の分散の防止等、事業承継にあたって中小企業が乗り越える課題は多岐にわたっている。

そのため、中小企業の多様なニーズ、急激に進む経営者の高齢化、労働力人口の減少等雇用環境の変化、事業承継の形態の多様化といった経営承継円滑化法施行時からの状況の変化に対応すべく、事業承継税制の抜本的な見直しを早急に図る必要がある。

中長期的には、中小企業が事業用資産を損なうことなく、十分な形で次世代に事業を承継できるよう、わが国の事業用資産の承継に係る非課税措置を実現する必要がある。

1. 事業承継税制の抜本的な見直し

(1) 発行済議決権株式の総数等の「2/3要件」の100%への拡充

納税猶予の対象となる自社株式について、相続等により取得した議決権株式等と、相続開始前から保有していた議決権株式等を合わせて、発行済議決権株式の総数の2/3までとする上限があるが、これを撤廃し、全ての株式を対象とすべきである。相続時に実質的に売却困難である3分の2を超える株式は相続税負担がかかるため、事業の円滑な承継が困難となっている。

(2) 相続税の納税猶予割合の100%への引き上げ

経営承継円滑化法成立時の付帯決議において検討課題とされた、相続税の納税猶予割合の100%への引き上げについて、早急に実現すべきである。発行済議決権株式の総数等の3分の2までとする上限かつ80%の納税猶予では、結果として猶予効果は半分(約53%)にとどまり、効果が薄いことが利用の進まない原因の1つとなっている。

(3) 兄弟等複数人での承継の対象化

人材に限られる中小企業においては、兄弟等で経営を行っている場合が少なくない。当所の調査では、後継者以外の兄弟・姉妹が自社に勤務している割合は3割強であり、約5割の企業において、後継者以外にも株式を承継させるとの結果であった。現行制度では後継者を1人に選定しなければ納税猶予制度を利用することはできないが、後継者の選定を税制で歪めるべきではない。

他方、経営資源としての議決権株式の分散を防止し、安定的な経営を継続することは重要である。このため納税猶予制度の特例として、兄弟等で経営を行っている場合は、猶予対象となる後継者を「常勤で代表権のある者」まで拡大し、複数人での承継を認めるべきである。

2. 取引相場のない株式の評価方法の見直し

継続事業体(ゴーイングコンサーン)として存在している中小企業が、世代を超えて雇用を確保し、高度な技術等を次世代につないでいくことは、経済成長の実現のために必要不可欠である。しかし、取引相場のない株式は、中小企業経営者が経営努力により収益を向上させることによって、企業価値を向上させるほど、評価額が高くなり、相続税負担が重くなるという弊害が生じるなど、円滑な事業承継の大きな阻害要因となっている。後継者が事業承継時に売却して換金することができないことから、取引相場のない株式の評価方法を見直すべきである。

財産評価基本通達で原則的な評価方法とされている時価純資産方式のような企業の清算を前提とした株式の評価方法に替えて、事業の継続を前提として、配当還元方式の適用拡大や、DCF(ディスカウント・キャッシュ・フロー)方式、収益還元方式、類似業種比準価額方式の併用を柔軟に認めるべきである。

現在、大企業を中心に業績の回復傾向が続き、上場企業の株価が上昇していることから、中小企業の業績は変わらないにも関わらず、類似業種比準価額方式における取引相場のない株式の評価額が著しく上昇しており、円滑な事業承継の阻害要因となっている。そのため、早急に類似業種比準価額方式における斟酌率の引き下げをはじめとした評価方法の見直しや、株式評価額の軽減措置等の対策が必要である。

3. 分散した株式の集中化を図る税制措置

商法上、株式会社の発起人が7人以上必要とされた時代があり、実質的な創業者以外の他の発起人が株式を分散保有している会社も多い。これらの株式を経営者が取得する場合、当該非上場株式が高く評価され、買い戻しが極めて困難になっている。また、先代経営者が社員に株式を贈与または額面価額で譲渡している場合や、株式の相続等で株式が分散している場合にも同様の問題が生じている。

安定的な事業継続を確保する観点から、分散した株式の集中化を図るため、特例的評価方式(配当還元方式)での買い取りを認めるとともに、発行会社が買い取る場合の譲渡株主(個人)のみなし配当課税および譲渡者から残存株主へののみなし贈与課税の適用停止等の措置を講じる必要がある。

また、同族株主判定の際に基準となる「6親等内の血族（はとこ）、3親等内の姻族（配偶者の甥・姪）」は、親族関係が希薄化した現在では馴染まず、また、会社経営に関与していない株主であっても、同族株主に該当するがゆえ株式の相続税評価が高額となり、当該株主にかかる相続税の負担が重くなるほか、これら株主から発行会社やその経営陣が高額な相続税評価額による株式の買い取りを請求される等のトラブル事例も見受けられるため、早急にその範囲を縮小すべきである。

4. 事業承継税制の活用に向けた改善

(1) 中小企業の採用・雇用を巡る状況を踏まえた雇用要件の不断の見直し

日本の人口は減少局面を迎えており、労働力人口割合も減少を続けている中、雇用を維持し続けることは、今後、一層厳しくなることが予測される。また、景気の回復に伴い、大企業が採用を強化しており、中小企業を巡る採用環境は非常に厳しく、採用を予定していても、予定人員を確保できないケースがある。中小企業の採用・雇用を巡る状況を踏まえ、雇用要件の不断の見直しが必要である。

(2) 事前確認制度の利用促進に向けた措置

平成25年度税制改正において、経済産業大臣の事前確認が不要となったことから、中小事業者が制度の詳細内容を認識しておらず、相続開始時に要件を満たしていないことを理由に、制度を利用できないという事態が生じている。

相続開始前に事業承継に向けた取り組みを促進させるため、事前確認制度利用者に対し、インセンティブを与えるような措置を講じるべきである。

(3) 都道府県への支援措置に係る認定等の移譲について

第5次地方分権一括化法により、事業承継の支援措置に係る認定等が都道府県に移譲されることとなったが、都道府県によって認定の格差や事業者への対応に問題が出ないよう、今まで認定業務を行っていた経済産業局と都道府県との徹底した情報共有等が必要である。

(4) 事業承継税制の更なる周知・PR

平成27年1月より事業承継税制の一部要件緩和が施行されたところであるが、当所のアンケート調査において、事業承継税制を「知っている」または「名前は聞いたことがある」とする回答が半数以上を占めたものの、「知らない」との回答も約4割にのぼっている。

事業承継税制について、未だに知らない経営者も一定数存在することから、制度の普及・促進に向けた広報活動の一層の強化が必要である。

(5) 贈与税の納税猶予の認定取り消し時に相続時精算課税制度を選択可能とする措置

贈与税の納税猶予の認定が取り消された場合に、暦年課税制度による贈与税の負担に加え、5年以内の取消しは納税猶予開始後、5年経過後の取消しは5年経過後の期間について利子税が賦課されるため、事業承継が極めて困難になる。認定取消し時のリスク軽減を図る観点から、相続時精算課税制度を選択可能とする措置を講じるべきである。

(6) 提出書類に係る宥恕（ゆうじょ）規定の創設

当所の調査では、事業承継税制を利用しての使いづら点として、「提出書類が煩雑でわかりにくい」との意見が多く寄せられた。納税猶予制度を受けるためには、納税猶予適用の認定申請や事業継続の報告書、報告に係る確認書等、数多くの煩雑な書類を提出する必要があり、提出期限も書類によって異なっており、大きな負担となっている。

書類提出の不備等により、納税猶予を利用できないことのないよう、提出書類についての宥恕規定を創設すべきである。

※宥恕規定：特例要件（課税軽減措置）に必要な書類に不備があったとしても、その不備にやむを得ない事情があると税務署長が認めた時に、特例措置を認める規定

(7) 信託を活用した株式の納税猶予制度の適用化

事業承継の選択肢を増やす観点から、株式の信託を活用した場合について、納税猶予制度の適用を認めるべきである。

5. 担保提供している個人の事業用資産の評価方法の見直し

中小企業経営者の個人資産に占める事業用資産の割合は6割を超え、所有と経営が一体である中小企業は、事業資金の借入のために個人資産を担保提供している場合が多い。法人経営のために提供した個人資産は債権者の承諾なしには処分できず、資産価値としては大きな制約を受けている。

法人経営のために担保提供した個人資産は、事業用資産に準ずるものとして扱い、担保付き個人資産の評価額の一定割合を減額する特例の創設（減額は担保に入っている借入金の総額を上限）等、相続税の評価方法の見直し

7. 事業 (2)意見活動

しを検討すべきである。

6. 相続時精算課税制度の見直し

相続時精算課税制度を利用することにより、事業用資産を後継者に集中させることが可能であるが、相続時精算課税に係る贈与によって取得した宅地等については、小規模宅地等の特例の適用が認められていない。そのため、事業承継に相続時精算課税制度を利用した場合においても、小規模宅地等の特例の適用を認めるべきである。

7. 個人事業主の事業承継に対する支援措置

個人事業主の事業用資産で最も大きい比重を占めている土地については、平成25年度税制改正において小規模宅地の特例の抜本的な見直しが行われており、個人事業主の円滑な事業承継に大きく寄与しているところである。一方で、地方の個人事業主の中には、資産における建物の割合が高い事業者も存在しており、事業承継時の阻害要因となっているケースもある。そのため、小規模企業の約6割を占める個人事業主の事業承継の円滑化のため、個人事業主の事業用建物に係る相続税を軽減する措置について検討すべきである。

なお、個人事業主は納税事務に割ける人員が限られており、利用要件が複雑化した場合、制度自体の利用が困難となる。そのため、個人事業主の事業用建物に係る相続税の軽減措置を検討する際には、現在の小規模宅地の特例における事業継続要件を維持することが不可欠である。

V. 中小・中堅企業の生産性向上・成長に資する税制措置

1. 企業の生産性向上を後押しする税制措置

(1) 中小企業投資促進税制の延長（前倒し廃止の反対：再掲）

大企業を中心に、円安による企業収益の改善を受け、設備投資の機運が高まってきている。一方で、中小企業は人手不足、人件費・電力料金の上昇などが足かせとなり、設備投資の回復ペースにばらつきが出ている。民間投資活性化等のための税制改正大綱で措置された、中小企業投資促進税制の上乗せ措置については、中小企業の実生産性向上のために必要であることから、前倒し廃止には反対であり、今後も継続すべきである。なお、マイナンバーへの対応などIT化による中小企業の実生産性向上に向け、ソフトウェア等の要件を拡充すべきである。

- ① マイナンバーへの対応など、中小企業のIT化による生産性向上を図る観点から、サーバー用電子計算機、ソフトウェアの1台、1基あたり取得価額30万円以上、複数基計70万円以上要件を緩和すべきである
- ② 資金の調達が困難なこと等により、中古設備を活用して生産性向上を図る事例も多く見られるため、中古設備を対象資産に加えるべきである
- ③ 生産ラインやオペレーションの改善に資する設備（B類型）における「設備投資計画申請書」等の書類作成は中小企業にとって負担が大きいことから、簡素化すべきである

(2) 少額減価償却資産の取得価額の損金算入制度の拡充・本則化

少額減価償却資産の特例は、中小企業46万社が活用するなど、利用頻度が高く恒常的に利用されており、中小企業の実納税務負担の軽減に大きく寄与している。一方で、経営環境の変化の速さから、随時更新が必要なサーバーやセキュリティ機器、製造業等で減耗の激しい器具等の更新によって、取得合計額の上限（300万円）を超えるケースも多い。また、来年度導入される、マイナンバー対応のために導入が必要な償却資産（PC、事務用機器）についても、利用されることが想定されているが、上限額（30万円）を超える償却資産もある。

中小企業の実生産性向上および納税務負担軽減の観点から、現行の対象資産の限度額（30万円未満）引き上げ、および取得合計額の上限（300万円）を600万円まで引き上げたいうで、本則化すべきである。

(3) 研究開発税制の拡充・運用面の大幅な改善

わが国のものづくりを支える中小企業の技術開発や研究開発を後押しし、グローバル競争に打ち勝つために、研究開発税制について、以下に掲げる措置を講じるべきである。

- ① 中小企業の実研究開発を後押しするため、中小企業技術基盤強化税制を拡充し、税額控除率（12%）を引き上げるべきである。
- ② 安価で安定的なエネルギー供給を促進するため、省エネや新エネ等に係る研究開発費について、研究開発税制に上乗せして税額控除を可能とする措置を創設すべきである。
- ③ 経営資源の限られた中小企業は、一人の人員が研究開発とともに他の業務を兼務することが多いが、研究開発税制の対象となる人件費は、専門的知識を持って試験開発の業務に「専ら」従事することが求められており、使い勝手が悪く、利用率が低迷している原因になっている。中小企業の実研究開発への取り組みを強力に支援するため、中小企業の場合は、専属的に従事せずとも、担当業務への従事状況が明確に区分されていれば、試験研究費の対象となる人件費を概算比率で計上可能とすることや、従業員の研究開発活動割合が80%以上である場合に、その従業員に係る賃金の全てを人件費の対象とするなど、大胆に運用面を改善すべきである。
- ④ 試験研究費の対象費目（製造原価）の明確化が、利用促進には必要不可欠であることから、テンプレート

ト等の作成、中小企業への周知・徹底等の方策を講じるべきである。

(4) 民間非営利研究法人の研究施設や設備に係る固定資産税の非課税措置の創設

民間非営利研究法人（非営利型一般財団法人の研究機関）は、基礎的な先端研究や、国際的な知的財産の標準化に取り組み、日本の産業競争力強化に寄与しており、研究施設（土地・建物）や、研究設備に係る固定資産税は非課税とすべきである。

(5) グリーン投資減税の拡充・延長

長期エネルギー需給見通し（エネルギーミックス）で示された再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担抑制の両立という基本方針のもと、自然条件によらず安定的な運用が可能な再生可能エネルギーの積極的な拡大につながる設備導入を促進するため、即時償却の対象範囲を拡大するなど、グリーン投資減税の拡充・延長を図るべきである。

2. 企業の成長に資する税制措置

(1) 人材不足に対応するための税制措置

現在、新規求人倍率は1.78倍（2015年6月）と、景気の回復に伴い、大企業が採用を強化しており、中小企業を巡る採用環境は非常に厳しく、採用を予定していても人員を確保できない等の問題が生じている。経営資源が限られている中小企業にとって、人材の確保や能力開発は極めて重要であり、以下の税制措置が必要である。

①雇用促進税制の拡充・延長

採用環境の厳しさから、中小企業は採用活動が長期間にわたり、採用活動に伴う費用が増大している。中小企業の人材採用を支援する観点から、雇用促進税制の適用期限を延長するとともに、採用活動に伴う費用を上乘せし、税額控除額（1人あたり40万円）を拡充すべきである。その際、利用促進を阻害しているとの指摘が多い、適用年度開始後2か月以内のハローワークへの「雇用促進計画」提出の要件を撤廃すべきである。

②中小企業の教育訓練費の税額控除制度の創設

人材不足の中、経営資源が限られている中小企業において、人材の確保や能力開発は極めて重要である。中小企業の教育訓練費の一定割合を税額控除する制度を創設すべきである。

(2) 市場開拓や販売促進費用の一定割合の税額控除

中小企業が事業を拡大し、収益を上げていくためには、技術開発・研究開発・設備投資等により開発した製品の市場開拓や販売促進が不可欠であり、中小企業の市場開拓や販売促進等を後押しする税制措置の創設が必要である。

(3) 経営力向上に資する税制措置の創設

中小企業の収益性を向上させ、雇用の増大や地域の活性化が図られる好循環を創り出すため、経営コンサルティング費用やISO取得費用等の一定割合の税額控除等、中小企業の経営力向上や事業意欲向上に資する税制措置を創設すべきである。

3. 新規創業・ベンチャーを後押しする税制

開業率が廃業率を下回る状況が続いており、企業数の減少に歯止めをかけ、経済活力を維持するためには、創業の促進が不可欠である。創業による、産業の新陳代謝や成長分野の牽引は、経済活力を増大するのみならず、雇用の増加にも大きく貢献するものである。開業率10%台の目標達成に向け、創業マインドの醸成や、創業準備段階から強力なサポートを実施するとともに、税制面から強力に支援していくことが必要である。

とりわけ、創業時においては、会社設立の資金をはじめ、初期の設備投資や運転資金、顧客開拓資金等に多額の資金が必要な一方、創業後は十分な資金を調達することが困難なケースが多い。起業家精神を発揮し、新分野や新技術へ果敢に挑戦する企業を支援するため、以下の税制措置を講じるべきである。

(1) 創業後5年間の法人税・社会保険料の減免措置

創業後5年程度は黒字であったとしても、事業活動が不安定で経営基盤が安定しない企業が多い。そのため、中小企業のスタートアップ時の経営基盤を強化し、企業の拡大・発展を強力に後押しするため、中小企業支援機関等の創業支援を受けた創業者に対して、創業後5年間の法人税免税、社会保険料の減免措置を図るべきである。

(2) 創業者の登録免許税の軽減措置の延長・拡充

創業時の負担軽減を図るため、産業競争力強化法に基づき認定された「創業支援事業計画」における特定創業支援事業を受けた創業者の登録免許税について、適用期限を延長するとともに、個人事業主として創業した後に法人成りした場合の登記や、株式会社以外の法人（合同会社等）を設立登記する場合も対象とすべきである。

(3) 研究開発型ベンチャー企業の支援に資する、パテント・ボックス税制の創設

中小企業の知的財産権の国内保有の推進や、創薬ベンチャー等の研究開発型のベンチャー企業を支援する観点から、パテント・ボックス税制（知的財産権に起因する収益に対する軽減税率の適用）を早急に創設すべきである。

4. 企業の前向きな投資を阻害する税制の廃止

(1) 同族会社に対する留保金課税の廃止

激しい経済変化に対応し、安定した事業経営を行うためには、優秀な人材確保や育成、設備投資、技術開発や研究開発等の将来に向けた投資が必要である。企業が厳しい競争を勝ち抜き成長するため、投資の源泉となる利益の蓄積と自己資本の充実による財務基盤の強化は極めて重要である。留保金は必ずしも現預金や有価証券等の形で保有されているとは限らない。また、中小企業の同族会社は大企業と異なり、設備投資の際の資金調達は、金融機関からの借入金が中心となっており、資金繰りの悪化等により借入が難しい場合に備え、内部留保を蓄積しておく傾向がある。自己資本の充実を抑制し企業の成長を阻害する留保金課税の拡大は反対であり、むしろ資本金1億円超の同族会社に対しても廃止すべきである。

(2) 企業の前向きな設備投資を阻害する償却資産に係る固定資産税の廃止

償却資産に係る固定資産税は、企業の前向きな設備投資を阻害するものであり、また、国際的にも稀な税制であることから、廃止すべきである。一方で、特定の市町村において大きな財源となっていることもあり、とりわけ中小企業の前向きな成長を阻害している機械・装置に係る固定資産税について、優先的に廃止すべきである。少なくとも、新規投資における機械・装置に係る固定資産税の廃止および、免税点（150万円）の引き上げを図るべきである。

少額減価償却資産の対象資産について、国税（30万円）と地方税（固定資産税（20万円））において、その対象が異なるため、事業者は申告のために帳簿の二重管理等の納税事務負担を強いられている。本来、償却資産に係る固定資産税は、廃止すべきであるが、暫定的に二重管理の弊害を排除するため、当面、国税の基準に統一すべきである。

(3) 企業の前向きな投資を阻害する事業所税の廃止

事業所税は、都市計画税が徴収される中であって、すでにその目的を達成している。また、都市間の公平性の観点から問題であるとともに、新規開業や事業所の立地等を阻害する追い出し税となっている。

さらに、赤字企業にも課税される事業に対する外形課税であり、固定資産税との二重負担との指摘もある。課税算出根拠が「事業所面積」、「従業員給与」となっていることから、企業の成長に向けた前向きな活動を阻害している。中小企業の成長を阻害している事業所税は、早急に廃止すべきである。

5. 企業の活力強化を促す税制

(1) 地球温暖化対策税の用途拡大、森林吸収源対策等の新税導入に反対

平成27年度税制改正において、森林吸収源対策および地方の地球温暖化対策に関する財源の確保について、財政面での対応、森林整備等に要する費用を国民全体で負担する措置等、新たな仕組みの導入に関し、森林整備等に係る受益と負担の関係に配慮しつつ、COP21に向けた2020年以降の温室効果ガス削減目標の設定までに具体的な姿について結論を得ることとされた。

しかしながら、震災後、電気料金・エネルギーコストの高騰や供給不安が企業規模を問わず、新たな投資や雇用の拡大を阻害している。森林吸収源対策等については、今後徹底した省エネの推進に取り組みなければならない中小企業に対し、化石燃料起源のCO2排出抑制対策を目的に導入された地球温暖化対策税の用途拡大や新税導入等によって新たな税負担を増やすべきでない。すなわち、地球温暖化対策税の税収は、本来の用途である中小企業の省エネ支援策の拡充に充てるべきである。

(2) 役員給与の全額損金算入化、期中の役員給与引き下げを柔軟に認めるべき

役員給与については、税法上は、定期同額給与、事前確定届出給与、利益連動給与の3種類の役員給与のみ損金算入が認められている。役員給与は職務執行における対価であることから、原則、全額損金算入とすべきである。

少なくとも、非同族会社にのみ認められている利益連動給与に関しては、中小企業経営者の成長への意欲向上を図る観点から、同族会社も適用対象とすべきである。

なお、事業年度開始後に損金算入が認められる役員給与改定事由のうち、「通常改定」は、事業年度開始から3か月以内に限られ、3か月後以降は「特別な事情」がない限りは認めないものとされているが、年間を通じて好不況の変動が激しい中小企業の実態を踏まえ、年度途中での改定を事業年度開始から半年後まで認める等、弾力的かつ機動的な仕組みとすべきである。とりわけ、「業績悪化改定事由」の狭義の解釈により、期中における役員給与の引き下げが困難な実態があり、中小企業の赤字法人増大の一因ともなっている。期初の業績目標に達しない際に、期中に役員給与を引き下げて収益を確保することは当然の経営行動であることから、役員給与の引

き下げは柔軟に認めるべきである。

(3) 企業年金の拡充

将来的な公的年金のスリム化が懸念される中、自助努力の仕組みとして企業年金制度の重要性がますます高まっており、多くの中小企業が企業年金制度を導入できる柔軟な仕組みの構築が必要である。とりわけ税制面においては、確定給付企業年金（DB）の将来の積立不足に備え、企業の実情に応じて、掛金の拠出拡大を一定の範囲内で認める措置を講じるべきである。

また、企業年金の持続性・健全性を著しく損なう企業年金積立金に対する特別法人税は、撤廃すべきである。

(4) 印紙税は速やかに廃止すべき

印紙税は消費税との二重課税であるとともに、電子商取引やペーパーレス化が進展する中、文書を課税主体とすることに合理性がなく、時代に即していない税制である。

電子化への対応が比較的遅れている特定の業界や中小企業に負担が偏っており、課税上の不公平感が生じている。課税文書の判定が難しく事務負担が重いこと、一取引について何重にも課税されること等の制度上の問題点も多い。そのため、印紙税は速やかに廃止すべきである。

6. 中小企業の国際化を支援する税制措置の拡充

少子高齢化に伴う国内市場の縮小、経済のグローバル化の進展に対応するために、中小企業においても輸出や事業の国際化等の海外展開を積極的に推進し、アジア等の活力を取り込んで成長していくことが重要となっている。

海外展開を行う中小企業は、国内事業のみを行う企業と比べ、国内での売上や雇用の拡大を実現し、国内の経済成長に大きく貢献している。

しかしながら、海外展開には、格段に大きな困難が伴うため、中小企業の海外展開を後押しするとともに、海外展開後に国内へ利益を還流し、国内の経営基盤強化を支援する税制措置が必要である。

(1) 海外展開で得た利益の国内への還流促進に資する税制措置の拡充

海外市場の開拓により、輸出による外需の取り込み、現地生産による新たな需要の創出等の動きが今後も加速する中、わが国企業が国内に研究開発拠点等の機能と雇用を残しつつ、海外において利益を確保し、それを国内に還流させ、新たな投資と雇用につなげていく好循環を創り上げていくことが極めて重要であり、以下に掲げる税制措置が必要である。

① 中小企業における受取配当金の全額益金不算入の実現

平成21年度税制改正において、海外展開による利益の国内への還流を促進するため、海外子会社からの受取配当金益金不算入制度が導入されたが、海外子会社投資関連費用として5%分が相殺され95%が益金不算入となっている。中小企業の海外展開をより一層促進する観点から、受取配当金を全額益金不算入とすべきである。

② 租税条約の締結・改定による現地子会社の配当等の源泉税率の見直し

成長著しい中国、インド等を中心とした各国との租税条約の改定等を順次行い、現地子会社の配当・知的財産権使用料等の源泉税率を早急に見直すべきである。また、中国やインド等で発生している不透明なPE課税等による紛争事案に関しては、中小企業では対処が事実上困難であることから、相手国との交渉への支援等を官民挙げて積極的に行うべきである。

③ 外国税額控除の抜本的な見直し

外国税額控除限度超過額および控除余裕額の繰越期間については、現行の3年から米国並みの10年に延長すべきである。少なくとも、繰越年数経過後の控除限度超過額については損金算入可能とすべきである。

(2) タックスヘイブン対策税制のトリガー税率の見直し

タックスヘイブン対策税制の軽課税国の判定基準は、平成27年度税制改正において20%以下から20%未満に引き下げられた。タックスヘイブン対策税制の対象国となった場合、適用除外基準に該当する証明資料の作成等、経営資源の乏しい中小企業においては、重い事務負担が課せられることになることから、トリガー税率については、海外諸国の状況を踏まえ、随時見直しを図るべきである。

7. 事業再生・再編を支援する税制措置の拡充

中小企業は、地域経済の活力維持や雇用確保等といった重要な社会的機能を持つ。しかしながら、中小企業の多くは経済政策の恩恵を十分に受けることができず、また消費増税の影響もあることから、依然として厳しい経営環境にあると考えられる。以上を勘案すると、中小企業の事業再生・継続や、競争力の強化に向けた事業再編への取り組みを力強く後押ししていくべきと考える。

7. 事業 (2)意見活動

(1) 中小企業再生支援協議会関与による事業再生における過年度減償却不足額の損金算入

「中小企業再生支援協議会実施基本要領」に定める手続きに従って再生計画が策定される場合には、再生計画検討委員会による再生計画の調査・報告を要せず、外部専門家によって作成された実態貸借対照表の過年度減償却不足額を限度として、再生計画に従って損金経理をしたときは、損金算入を認めるべきである。

(2) 経営者の私財提供に係る特例の要件等の延長・緩和

平成25年4月1日から平成28年3月31日までの間、合理的な再生計画に基づき、再生企業の保証人となっている経営者が行う事業用資産の私財提供について、一定の要件の下、譲渡所得を非課税としているが、これを恒久化または延長をするとともに、「中小企業再生支援協議会実施基本要領」に定める手続きに従って再生計画が策定される場合には、再生計画検討委員会による再生計画の調査・報告を要せず、この規定の適用ができることとし、かつ、「保証人となっている取締役または業務を執行する社員」の要件を「保証人となっている取締役等（取締役、業務執行社員、株主およびこれらの親族）」とすべきである。

(3) 協議会関与の下でのサービサー債権の買取りに係る債務免除益の繰延

「中小企業再生支援協議会実施基本要領」に定める手続きに従って債務者企業がサービサー等一定の金融機関から債権を買い取る再生計画が策定される場合には、再生計画検討委員会による再生計画の調査・報告を要せず、買取りに係る債務免除益について再生計画期間中は課税を繰り延べ、再生計画期間後5年間など一定期間で均等額以上を益金に算入するなどの措置を講じるべきである。

(4) 事業再生ファンドによる債権放棄の特例の延長

企業再生税制において認められている、金融庁長官および経済産業大臣が指定する事業再生ファンド（特定投資事業有限責任組合契約）により債権放棄が行われた場合の特例について、期限を延長すべきである。

(5) 中小企業の事業再生に係る軽減措置の延長

産業の新陳代謝を活性化させるため、中小企業承継事業再生計画の認定を受けた中小企業者の会社分割や事業譲渡に要する登録免許税の軽減措置について、期限を延長すべきである。

VI. 民間投資や消費を喚起し、持続的な経済成長に資する税制措置

1. 新築住宅の固定資産税の特例をはじめ、住宅に係る租税特別措置の延長

景気回復を確実なものとするとともに、経済成長のためには、経済波及効果が大きい住宅需要を喚起する必要がある。そのため、住宅取得を後押しする租税特別措置等は延長が必要である。

(1) 新築住宅における固定資産税を2分の1に減免する措置の恒久化

住宅取得に係る負担軽減に寄与し、全国的な住宅需要を安定的に支えていることから、新築住宅における固定資産税を2分の1に減免する措置を、恒久化すべきである。

(2) 居住用財産（特定居住用財産）の買換え特例の延長

マイホームの買換えや住み換えを促進する観点から、特定居住用財産を買換えた場合に譲渡益の課税を繰り延べる特例、居住用財産（特定居住用財産）の買換え、譲渡の場合の譲渡損失の損益通算・繰越控除の特例を延長すべきである。

(3) 住宅および住宅用土地の取得に係る不動産取得税の特例の延長

不動産流通の促進を図る観点から、住宅用土地に対する不動産取得税の特例措置および、デベロッパー等に対する新築家屋のみなし取得時期の特例措置について、延長すべきである。

2. 内需拡大・地域創生を実現するための税制措置

(1) 中小企業の交際費の損金算入措置、接待飲食費に係る50%損金算入措置の延長

交際費の損金不算入制度は、資本蓄積のための冗費節約を目的として導入されたが、現在の経営環境が厳しい中で、企業は冗費を支出する状況にない。そもそも、企業経営上、交際費は既存顧客との関係維持や新規顧客の開拓に必要な費用であり、企業会計上も費用計上可能となっている。取引先が限定されるケースが多い中小企業においては、営業活動を行う上で、特定の取引先に対する販売促進活動が不可欠である。そのため、中小企業の交際費課税の損金算入措置は延長すべきである。

また、企業の交際費支出の増加によって、国内消費が喚起され、法人税、所得税、消費税等の税収の増加も見込まれる。民間消費の更なる喚起の観点から、接待飲食費に係る50%損金算入措置を延長するとともに、税務上の交際費の範囲から除かれる飲食費（1人あたり5千円以下）について、上限を1万円程度まで引き上げるべきである。

(2) 自動車関係諸税の簡素化・負担軽減

自動車関係諸税は、欧米諸国と比べ極めて過重なユーザー負担が課されているため、消費税率10%段階において、簡素化・負担軽減実現の観点から見直しが必要である。具体的には、自動車取得税を確実に廃止するとともに、自動車税の税率を引き下げ、自動車重量税について、将来的な廃止に向け、まずは「当分の間税率」を廃止すべきである。

新たな負担である自動車税・軽自動車税の環境性能課税については、対象車を限定するなど、過度な負担とならない制度設計にすべきである。また、同税は、簡素化・負担軽減の観点から車体課税全体の見直しと合わせて検討すべきであり、本税目のみで先行決着すべきでない。

適用期限が到来する自動車税・軽自動車税のグリーン化特例については、現行制度のまま、1年間延長すべきである。

(3) 地方における更なる免税店の拡大と消費の活性化

平成26年10月から実施された免税店（輸出物品販売場）における全品目免税対象化は、訪日外国人旅行者の消費を促し、消費増税後の個人消費を下支えしている。また、本年4月から、商店街やショッピングセンターの各店舗が第三者に代理委託することで、免税販売手続きを一括カウンターで行える手続委託型輸出物品販売場制度が創設されたことは、訪日外国人旅行者と事業者双方の利便性を高める、非常に有効な施策となっている。

「日本再興戦略」改訂2015において、2千万人が訪れる年に、外国人観光客による旅行消費額4兆円を目指す、また地方の免税店免税店数を2017年に1万2千店規模、2020年に2万店規模にすることが目標として掲げられていることから、さらなる免税店の拡大に向けた取り組みが必要である。その際、現在、一般物品の最低購入金額は1万円超とされているが、5千円以上に引き下げることにより、訪日外国人旅行者の一層の消費拡大を促すべきである。

(4) 防災・減災に係る税制措置の創設

防災・減災の観点から、BCP（事業継続計画）を策定し、災害発生時の事業継続に備える動きが活発化している。地震対策のより一層の促進や内需喚起の観点から、災害時における事業継続に有効な免震・制振装置および自家発電装置に対する設備投資減税の創設、特定建築物以外の事務所や工場等の建築物について、地震対策のために改修や建替えを行った場合の即時償却、改修等によって資産価値が上昇した場合の固定資産税や都市計画税の減免等、思い切った措置を講じる必要がある。

(5) 土地建物等の譲渡所得と他の所得との損益通算措置の復活

平成16年度税制改正において、土地建物等の譲渡所得と他の所得との損益通算措置が廃止されたが、含み損を有する不動産の売却を滞らせ、不動産の流通に多大な弊害をもたらしている。不動産の流通を活性化させ、内需を喚起する観点から、土地建物等の譲渡所得と他の所得との通算措置を復活させるべきである。

(6) ふるさと納税の更なる拡充、企業版ふるさと納税の創設

ふるさと納税は、東日本大震災発生時に被災地への寄附金が増加する等、納税者の自由意思により納税する自治体を選択する制度として定着してきている。総務省の調査によると、地方自治体による地域の情報発信の活発化や、地域の魅力を高める取り組みが促進される等、地域活性化に寄与している。また、返礼として地域の特産品等の発送による地域資源のPR効果も見込むことができ、地域経済への好影響も期待できる。

平成27年度税制改正において、ふるさと納税枠の拡充やワンストップ特例制度が創設されたところであるが、地域活性化に寄与するふるさと納税制度について、企業版ふるさと納税の創設等、更なる拡充を図るべきである。

3. 地方の「自主・自立」に向けた地方税改革

(1) 地域の自主・自立に向けた地方行財政の構築を後押しする地方税改革

将来的な道州制の導入を見据え、地域の「自主・自立」を確保できる地方分権改革の推進と、それを支える安定的な地方行財政基盤の確立が必要である。

地方分権改革のためには、まず、徹底した行財政改革の実施が不可欠である。大胆な規制改革等を実施するとともに、国と地方の明確な役割分担のもと、思い切った権限および、税財源を移譲することが必要となる。また、社会保障制度全体における負担と給付のバランスを見直し、国、地方ともに社会保障費の抑制を図っていくべきである。

地方分権や、安定的な地方行財政基盤を確立するためには、住民による地方行政へのチェック機能の強化が不可欠である。地方の財源は、地方法人二税（事業税・住民税）と地方交付税に過度に依存しているため、地域住民の受益と負担に関する意識の希薄化が生じており、住民による地方行政へのチェック機能が弱くなっており、地方税改革は喫緊の課題である。

(2) 地方法人二税に過度に依存しない安定した地方財源の確保

地方税は、安定的かつ偏在性の少ない税源が望ましく、景気による収支変動や地域の偏在性の大きい、地方法

7. 事業 (2)意見活動

人二税に過度に依存している状況は是正すべきである。平成26年度税制改正において、地方法人税の遍在是正のため、法人住民税の一部を国税化し、地方交付税の財源化とされたところであるが、国際競争力強化の観点から、地方法人二税を国に税源移譲し、法人課税は国として引き下げていくべきである。

地方財源の確保については、将来の道州制を見据えて、地方交付税制度の見直しの中で、地方への配分の見直しや、地域住民の行政サービスの受益と負担の意識を高める観点から、個人住民税や地方消費税等の地方税全体であり方を検討すべきである。

(3) 法人への安易な超過課税・独自課税導入には反対

新たな地方税負担を求める場合、まず、自治体において人件費を含めた身を切る徹底的な歳出削減を行った上で、納税者となる住民や事業者等に対し、自治体の財務状況や当該税制の政策目的と税収の用途を十分に説明し、理解を得ることは当然の責務である。十分な説明もなく、安易に法人にのみ課税することは、企業の成長を阻害し、ひいては地域の活性化を阻害することから行うべきではない。

4. 東日本大震災の被災地における税制措置の延長

東日本大震災から4年が経過し、多くの地域で復旧・復興が進展しつつあるものの、被害規模等により、復旧・復興の進捗に差が生じている。

数次にわたる税制上の措置が実施されているところであるが、本格復興に向け、今年度に期限切れを迎える以下の租税特別措置等について、延長すべきである。

- ① 復興産業集積区域において機械等を取得した場合の特別償却・税額控除制度
- ② 復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の税額控除制度
- ③ 復興産業集積区域において開発研究用資産を取得した場合の特別償却制度等
- ④ 被災代替資産等の特別償却制度
- ⑤ 新規立地促進税制（再投資等準備金、再投資設備等の特別償却）
- ⑥ 被災市街地復興土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除 等

Ⅶ. 納税環境整備の拡充

1. 中小企業の納税負担軽減措置による生産性の向上

申告納税方式を採用しているわが国では、本来は国が行うべき徴税事務について、納税者である事業者が、納税協力として多大な負担をしている。特に、人的資源に乏しい中小企業における納税協力負担は、生産性向上の阻害要因となっている。中小企業の納税事務負担軽減を図るため、以下に掲げる措置を講じるべきである。

- ① 中小企業が本業に専念できるよう、提出書類の免除・簡素化等を図り、中小企業の負担を軽減するとともに、納税協力費用相当分の税額控除制度を創設すべきである
- ② 「事前照会に対する文書回答手続」について、税務当局の執行体制の強化を図りつつ、対象取引等に係る要件の緩和等、所要の改善を図るべきである
- ③ 納税事務負担に配慮して、個人事業者の確定申告手続については、平日夜間や休日も税務署の窓口において受け付けるべきである
- ④ 国税・地方税等の徴収一元化が実現できるまでの間、納税事務負担の軽減、徴収事務の効率化に向けて、以下に掲げる取り組みを行うべきである
 - e-Tax（国税）とeLTAX（地方税）を統合し、恒常的な税額控除制度を創設すること。

上記が実現するまでの間、以下に掲げる措置を講じること

(ア) e-Tax（国税）について、税額控除制度を復活し、恒常的な制度とすること。なお、操作を簡便化した使い勝手のよいソフトを開発すること

(イ) eLTAX（地方税）について、税額控除制度を創設すること

- 地方自治体毎に異なる書類の様式や手続、納付期限等を統一すること
- 本社や本店所在地の自治体における一括納付手続等を可能とすること
- 固定資産税の償却資産の申告期限を企業の法人税申告期限と統一すること
- 中間申告および予定納税について、選択により申告できるようにすること
- 国・地方の法人税の申告手続を一元化できるようにすること
- 法人による法人税や消費税の振替納税を導入すること
- 「法人事業概況説明書」の提出を省略すること
- 準確定申告（納税者が死亡したときの確定申告）の申告期限を相続税申告期限まで延長できるようにすること
- 法人の青色申告承認申請書や棚卸資産の評価方法の変更承認申請書等の提出期限を前事業年度に係る確定申告書の提出期限までとすること

- ⑤ 平成27年度税制改正において、税務関係書類に係るスキャナ保存制度の要件緩和がなされたところであるが、更なる利便性向上のため、携帯端末による記録容認など、より柔軟な記録保存を認めるべきである
- ⑥ 法人事業税の外形標準課税の付加価値割の計算は、報酬給与等の収益配分額の確定申告書への添付が必要とされており、データ管理等、多大な事務負担が生じているため、簡素化が必要である

⑦ 消費税の基準期間の見直しを検討すべきである

2. マイナンバー制度の周知徹底ならびに納税協力負担の軽減措置

平成27年10月から国民へマイナンバーが通知され、平成28年1月から利用が開始されるが、マイナンバーの各行政手続き書類への記載や、マイナンバーを含む特定個人情報の管理が義務づけられる事業者への周知は、現時点において十分であるとは言い難く、中小事業者を中心に、マイナンバーへの体制整備が遅れている。

特に、特定個人情報の管理については、罰則規定が盛り込まれたことにより、多くの事業者には様々な誤解や過度な不安感が広がっており、事業者の規模や扱う特定個人情報のレベルに応じた適切な管理方法を、具体的かつ早急に周知徹底する必要がある。

また、特定個人情報の安全管理義務等、企業に新たな負担を課すことになるため、行政システムの再構築や業務の刷新を図るとともに、国税・地方税の一括納付や、地方自治体の帳票の一元化、地方税の電子データの受け渡し等の具体的な導入メリットを検討し、事業者に対する納税協力負担の軽減策を同時に示す必要がある。

さらに、社会保障給付の重点化や、消費税率引き上げに伴う低所得者対策を行うためには、事務負担・コスト等を考慮しつつ、株式や債券、投資信託等の配当所得および譲渡所得等や不動産所得を把握できる仕組みとすることが必要である。

3. 不納付加算税の軽減

中小企業は、人的資源に乏しく、本業に人員を充てたい中、従業員の給与所得の源泉徴収事務等、本来、国が負うべき徴税事務に協力している。例えば、源泉所得税の納付期限は翌月の10日と極めて短期間に設定されているにもかかわらず、これを順守している。特に年末調整等については、本業において多忙を極める中であっても、必死になって納税事務を行っている状況にある。

源泉所得税の納付遅延が起これば、不納付加算税として、原則、源泉所得税額の10%が徴収されることになる。これは、人的資源に乏しい中小企業に対し、過度な負担を強いるものであり、以下の対策を講じるべきである。

- ① 給与所得の源泉所得税の納付期限（翌月10日）を、「翌月20日」とする
- ② 不納付加算税（源泉所得税の10%）を軽減する

4. 事業者の納税事務負担を増加させる個人住民税の現年課税化には反対

個人住民税の現年課税化が検討されているが、事業者に対し、所得税に加え、個人住民税についても、源泉徴収事務や年末調整事務を課すことが必要となる。現状以上の納税事務負担の増加を強いる個人住民税の現年課税化には反対である。

5. 租税教育の充実

租税の意義や役割を正しく理解し、納税者意識を向上させるため、学校教育の段階から社会人に至るまで広い年代において、租税教育の充実が重要である。租税教育を学校教育へ導入し、次代を担う児童・生徒が税制について関心を持てるよう、平易で分かりやすい教材やカリキュラムを用意しておくことが必要である。

6. 地域再生や産業振興に取り組む商工会議所等に対する寄附金制度の拡充

東日本大震災における、被災地商工会議所が日本商工会議所の策定した計画に基づき実施する復旧・復興事業に係る寄附金について、指定寄附金とされ、地域の実情に即して復旧・復興に極めて効果的に活用されているところである。今後の災害時においても、早期の地域経済社会の復旧・復興を担う商工会議所等への寄附金については、指定寄附金とすべきである。

平時においても商工会議所は、多様な主体と連携し地域の中核として中小企業・小規模事業者の振興や、地域の再生・活性化に取り組んでおり、地方創生の新たな担い手としての期待は、かつてないほど高まっている。社会的な要請から、新たに対応が求められている商工会議所の公益目的事業に対する寄附金等は全額損金算入化すべきである。

7. 復興特別所得税の源泉徴収事務負担を軽減すべき

平成25年1月より2.1%の復興特別所得税が25年にわたって課されているが、源泉徴収にあたって1円単位の源泉徴収額が発生し、現場では混乱が生じている。長期間にわたって、事業者の事務負担の増大につながることから事務負担の軽減が必要である。

報酬等を支払う際の源泉徴収事務に関して、実務上は、源泉徴収後の手取り額から支給総額を逆算する方式が採用されることが少なからず存在しており、煩雑な事務処理を強いるとともに、計算ミスが生じることも容易に想定できる。そのため、報酬等に係る源泉徴収に係る復興特別所得税を不適用とし、受給者が確定申告時に付加税を含め清算する方式へ変更すべきである。

東京都に対する要望1. 地方創生を牽引する首都東京の活力強化に向けた税制

7. 事業 (2)意見活動

アジア主要都市が急速に台頭するなど、世界の都市間競争が激化する中で、東京が持続的な経済成長を果たすためには、新興国などの新たな成長を取り込みつつ、国際競争力を高めていくことが不可欠である。

国際的ビジネス拠点の形成や、多彩な観光資源を活かした観光都市の実現、防災対策や陸・海・空の交通ネットワークなどの都市機能の強化に加え、人口減少や超高齢化社会への対応等に果敢に取り組む必要がある。

そのような中、2020年東京オリンピック・パラリンピックは、東京都が掲げる都市像「世界一の都市・東京」の実現に向けた起爆剤となることから、大会の準備を含む一連の都市政策を鋭意、推進されたい。

(1) 特区制度の活用による国際的なビジネス拠点の形成

国際総合戦略特区として認定された「アジアヘッドクォーター特区」では、東京の弱みであるビジネスコストの高さを解消するため、特区内に新たに拠点を設ける外国企業に対して、所得控除等により法人実効税率を引き下げることが可能となった。しかし、特区内のみに事務所、工場、研究所等の施設を有する法人でなければ対象とならないなど、要件が非常に厳しく、実効性の伴わない制度となっている。そのため、総括事業における事業所要件をはじめ、各種の要件を緩和し利用促進を図るべきであり、東京都は政府に対して強力に働きかけを行うべきである。また、「アジアヘッドクォーター特区」の指定区域は、都内5カ所（都心・臨海地域、品川駅・田町駅周辺、新宿駅周辺、渋谷駅周辺、羽田空港跡地）であることから、同様の税制措置を国家戦略特区においても実施すべきである。

(2) 外形標準課税の適用拡大には断固反対

東京が「世界一ビジネスがしやすい都市」を確立するためには、立地競争力強化が不可欠であり、企業の成長を阻害する税制の見直しを行う必要がある。

平成27年度与党税制改正大綱において、対象企業の適用拡大について引き続き慎重に検討するとされた外形標準課税は、賃金への課税が中心であり、人を雇用するほど税負担が増すことから、雇用の維持、創出に悪影響をもたらすとともに、賃金引き上げの政策にも逆行し、経済の好循環や東京の活性化を阻害するものである。そのため、外形標準課税の中小企業への適用拡大には断固反対する。

(3) 企業活動の拡大を阻害する事業所税の廃止

事業所税は、都市計画税が徴収される中であって、すでにその目的を達成している。また、都市間の公平性の観点から問題であるとともに、新規開業や事業所の立地等を阻害する追い出し税となっている。さらに、赤字企業にも課税される事業に対する外形課税であり、固定資産税との二重負担との指摘もある。課税算出根拠が「事業所面積」、「従業員給与」となっていることから、企業活動の拡大に抑制的な仕組みとなっている。

企業活動の拡大を阻害する事業所税は、速やかに廃止すべきであるが、東京都の税収に大きな影響を与えるため、まずは、特に負担感が強い中堅・中小企業について廃止すべきである。

(4) 産業の活性化に資する税制措置の拡充

わが国の景気回復傾向の強まりにより、地価公示価格が上昇しており、企業の固定資産税負担が増加することが見込まれている。中小企業の経営基盤強化を通じて、東京の産業活性化を図るために、以下に掲げる税制措置が必要である。

- ① 商業地等における固定資産税・都市計画税の負担水準の上限を「6.5%」に引き下げる軽減措置の拡充（負担水準の上限引き下げ）および確実な適用期限延長の実現
- ② 小規模非住宅用地に係る固定資産税・都市計画税の2割減免措置の拡充（減免割合の引き上げ）および確実な適用期限延長の実現
- ③ 耐震化のための建替え・改修を行った住宅に対する固定資産税・都市計画税の減免措置の延長
- ④ 法人事業税・法人住民税の超過課税の廃止
- ⑤ 東京都における創業を後押しするため、創業後5年間の法人事業税や法人住民税の減免

(5) マイナンバー制度の周知徹底

本年10月から通知され、来年1月から利用が開始されるマイナンバー制度については、制度の内容や事業者の必要な対応に関する中小企業の認知度が低いことから、東京都においても、積極的な周知徹底が必要である。

2. 高度な防災都市を実現するための税制

今後30年間で70%の確率で発生すると予想される首都直下地震の影響や被害を最小限にとどめるためには、都市防災力の向上が重要かつ喫緊の課題である。

東京を「世界一安全・安心な都市」にしていくためには、地域防災力の向上、災害に強いまちづくり・都市基盤の構築等、ソフト・ハード両面での多岐にわたる対策が欠かせない。当面は、2020年をターゲットとして、官民が総力を挙げて取り組み、東京を安全・安心な都市にする必要があり、税制の面では以下に掲げる措置を講じるべきである。

- ① 帰宅困難者のための備蓄倉庫に対する固定資産税および都市計画税の減免措置について、オフィスビル等の事業者がテナントとして入居する他の事業者や近隣の事業者等との協定をもとに、備蓄品保管のために

- 自社スペースを提供した場合も対象とすべき
- ② 中小・小規模事業者におけるBCP策定率向上を図るためのインセンティブとして、BCPの導入企業が建物・工場、免震・制振装置および自家発電装置等について耐震目的で改修工事や建替えを行う場合には、法人および個人事業税、固定資産税・都市計画税を減免すべき
- ③ 防災や帰宅困難者への支援等を目的に、事業者が新たな設備投資を行う場合には、法人および個人事業税の減免措置を創設すべき

以上

平成27年度第7号

平成27年 9月 4日

第675回常議員会決議

<提出先>内閣総理大臣、内閣府、財務省、経済産業省、総務省ほか関係省庁大臣・幹部、

東京都知事・幹部、東京都選出国會議員、東京都議會議長・幹部、各政党幹部、関連団体 等

<実現状況>

【法人税改革】

○法人実効税率の引き下げ

- ・法人実効税率（現行32.11%）を28年度に29.97%（▲1.36%）、30年度に29.74%（▲0.23%）へ引下げることとし、20%台への引き下げが前倒しで実現

○外形標準課税の中小企業への適用拡大の阻止

- ・外形標準課税の見直し<資本金1億円超の企業>により税負担が増加する企業に対し、一定の負担軽減策を措置（付加価値額30億円以下の場合、平成28年度は負担増加額の75%を軽減）

○交際費等の損金不算入制度の延長（2年間）

○欠損金繰越控除の延長（平成30年度から適用）

【中小企業向けの措置】

○一定の条件を満たす機械・装置の固定資産税を3年間、2分の1に減免

○少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の延長（2年間）（適用対象企業は従業員1,000人以下に限定）

○800万円まで交際費の全額損金算入を可能とする特例の延長（2年間）

【地方創生】

○地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の創設

- ・地方公共団体が行う、地方創生を推進する上で効果の高い一定の事業に対して法人が行った寄附について、法人事業税・法人住民税及び法人税の税額控除を導入

○外国人旅行者向け消費税免税制度の見直し

- ・免税販売の対象となる下限額を引き下げる（一般物品、消耗品ともに5,000円以上とする）

【車体課税】

○車体課税の見直し

- ・平成29年3月31日をもって、自動車取得税を廃止
- ・自動車税および軽自動車税における環境性能割を創設

【住宅関係税制】

・新築住宅に係る固定資産税の減額措置の延長（2年間）

・居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除制度の延長（2年間）

・住宅および住宅用地の取得時期に係る不動産取得税の特例措置の適用期限の延長

・住宅の三世帯同居改修工事等に係る特例の創設

・空き家に係る譲渡所得の特別控除の特例の創設

7. 事業 (2)意見活動

【その他】

○登録免許税の見直し

- ・税率の軽減措置の延長（2年間）

○新規創業・ベンチャーを後押しする税制

- ・事業を開始した日以後5年を経過していない個人による会社設立登記への適用対象の拡大

8. 東京都の防災対策に関する意見

I. 基本的な考え（現状と課題）

一昨年末に内閣府中央防災会議が首都直下地震の被害想定を公表し、今後30年間でM7クラスの地震が発生する確率は70%とされ、人的・物的・経済面など経済社会のあらゆる面で国難とも言うべき甚大な被害が想定されている。わが国の政治・経済・文化・情報の中枢を担う首都・東京がひとたび大災害に見舞われれば、国内のみならず国際的にも重大な影響が及ぶことが懸念される。

その一方で、東京都は地域防災計画を2012年に修正した際に、首都直下地震における想定最大死者数約9,700人を、建築物の耐震化（約3,900人減）や不燃化・延焼遮断帯の整備（約2,000人減）、防災市民組織・消防団の初期消火力の強化（約500人減）等により、10年以内に約6,400人減らし約3,300人とする目標や、全壊・焼失棟数を約30.4万棟から約19.6万棟を減らし約10.8万棟とする目標を掲げている。

また、内閣府中央防災会議は、耐震化・出火予防策（感震ブレーカー等の設置による電気関係の出火の防止）の促進、初期消火成功率の向上、政府・企業におけるBCPの遂行により、死者は約10分の1、経済的被害も半減できる見通しを示している。さらには、本年3月末に「首都直下地震緊急対策推進基本計画」の変更が閣議決定され、今後10年間で達成すべき減災目標として、首都圏で想定される最大の死者数約2万3千人の概ね半減、想定される最大の建築物全壊・焼失棟数約61万棟の概ね半減が、それぞれ設定されたところである。従って、防災・減災対策の着実な実施により都市防災力の向上を図り、被害を最小限に抑えることが重要である。

東京都では、かねてから様々な防災・減災対策に取り組んでいる中で、東日本大震災時に都内で約352万人の帰宅困難者が発生した教訓を踏まえ、帰宅困難者対策条例を制定し、一昨年4月に施行した。本条例では、事業者の努力義務として、従業員の一斉帰宅の抑制とそのための3日分の備蓄等が規定されているものの、企業規模が小さくなるにつれ条例自体の認知度や備蓄をしている割合は低下し、加えてBCPの策定率についても同様の傾向にある。事業者における防災・減災対策の推進は都市防災力の向上に不可欠な要素であることから、都内企業数の99%を占める中小企業を中心に条例のさらなる周知やBCPの策定支援が必要である。

また、首都直下地震等の大災害時に帰宅困難者が逃げ込む一時滞在施設が大幅に不足（必要量約92万人分、現時点での確保約24万人分）している。そうした中、官民を挙げた確保が急務であるが、一時滞在施設の増加に向けて「災害時の損害賠償責任が事業者には及ばない制度」を創設することが有効であると考えられる事業者が大半を占めている。

一方、家庭や地域における状況に目を転じると、都内の家庭における食料の備蓄率は約6割であり、地域の防災訓練に参加したことがない人は約8割にのぼっていることから、家庭や地域における防災力の向上も喫緊の課題である。

東京における都市防災対策は、上記に加えて、災害に強いまちづくりの推進、災害に強い都市基盤の構築等、ソフト・ハード両面で多岐にわたる対策が必要なことは言うまでもない。東京都は昨年末に、都政の大方針である「東京都長期ビジョン」を公表し、その中で概ね10年後までに達成すべき政策目標やこれからの政策展開を明らかにしている。さらには、災害に対する取り組みの全体像を取り纏めた「東京の防災プラン」も公表し、その中で2020年を目標とした対策の工程表を定めている。これらに則り、オリンピック・パラリンピックが開催され、訪日外国人の大幅な増加が見込まれる2020年を一つのターゲットとして官民が総力を挙げて防災・減災対策に取り組み、東京を「世界一安全・安心な都市」にしていくために、地域総合経済団体の立場から、下記の通り意見を申し上げる。

なお、東京商工会議所は、東京都と締結した「不燃化推進特定整備事業の推進に関する協定（木密対策推進協定）」や、「東京の防災力向上のための連携協力に関する協定」に基づき、東京都と密に連携をしながら、都市防災力の向上に資する活動を鋭意、展開していく所存である。

II. 要望事項

1. 重点要望項目（東商の提案を含む）

東京の都市防災力の向上に特に重要と思われる事項を下記に列挙する。

(1) 東京都帰宅困難者対策条例のさらなる周知

先述の通り、本条例は都内事業者に対して、従業員の一斉帰宅の抑制とそのための3日分の備蓄等を努力義務

としているが、東商の調査では「努力義務の内容を含めて知っている」割合は66.4%であり、従業員10～29人の事業者に限ると47.2%と企業規模が小さくなるにつれて認知度も下がる傾向にある。一方、強化・拡充を望む防災対策に関しては、「インフラの耐震化」の67.2%に次いで「帰宅困難者対策」が53.4%であり、従業員10～29人の事業者においても52.6%であることから、企業規模を問わず帰宅困難者対策に対する関心は高い。

本条例に関して、東商では説明会を施行前から実施し約3千名が参加したことに加えて、昨年5月の「東京の防災力向上のための連携協力に関する協定」締結後も9回開催し約1,700名が参加した他、機関紙等も通じて周知に努めてきた。その結果、「努力義務の内容を含めて知っている」割合は前年度比で4.4%の増加、特に従業員10～29人の事業者では8.6%増加するなど、認知度が高まっている。

本条例をより一層周知することは、都内事業者における備蓄やBCP（事業継続計画）の策定等の取り組みの進展に寄与すると思われることから、東京都におかれては、説明会の開催や広報誌、ホームページやSNS等あらゆる手段、機会を通じて、都内事業者及び広く都民に対する周知に、より積極的に努められたい。

東京都帰宅困難者対策条例の認知度

	全回答 ※-1	うち従業員 10～29人※-2
努力義務の内容を含めて知っている	66.4% (62.0%)	47.2% (38.6%)
条例が制定・施行されたことのみ知っている	19.6% (19.8%)	27.2% (26.7%)
条例名のみ知っている	6.3% (7.4%)	11.6% (13.6%)
知らない	7.1% (10.5%)	13.2% (20.6%)
無回答	0.4% (0.3%)	0.8% (0.5%)

出典：東商調査(2015年7月、※-1:回答数1,833 ※-2:回答数492)

カッコ内の数値は前年度の調査結果

(2) 首都圏全体で帰宅困難者対策の実効性を高めるための一斉条例化

東京都では、東日本大震災時に約352万人の帰宅困難者が発生した教訓から、帰宅困難者対策条例を制定し、一昨年4月から施行している。また、首都圏全体では515万人の帰宅困難者が発生し、都内のみならず首都圏全体での実効性をさらに高めていく必要があることから、1都3県、特に東京都区部と隣接もしくは至近にある地方公共団体において、帰宅困難者対策条例が制定されるよう働きかけられたい。

東日本大震災時の帰宅困難者発生数

東京都	約352万人
神奈川県	約67万人
千葉県	約52万人
埼玉県	約33万人
茨城県南部	約10万人
合計	約515万人

※内閣府推計

(3) 災害時の安否確認に有効な手段の周知と、実際に体験してみることの奨励

東日本大震災時には、固定電話および携帯電話で大量アクセスによる輻輳が生じた他、携帯電話のメールは使用できるものの大幅な遅配が発生し、混乱を招く一因となった。東京都の首都直下地震被害想定では、区部の固定電話の不通率は10%、携帯電話については停電率・不通回線率の少なくとも一方が50%以上となる地域が相当数予想されている。また、内閣府中央防災会議の被害想定では、地震直後には固定電話・携帯電話とも輻輳のため9割の通話規制が実施され、携帯電話のメールの大幅な遅配も予想されている他、3日後には停電の影響により、固定電話は1都3県、区部ともに約5割の需要家が通話できず、携帯電話も1都3県、区部ともに約5割の基地局が停波することが想定されている。

こうした被害想定に対して、災害用伝言ダイヤル、災害用伝言サービス、SNS、J-anpi等、災害時の安否確認に有効な手段の周知を通じて、帰宅困難者対策条例で都民の責務とされている家族等との連絡手段の確保や、事業者の責務である従業者や家族等との連絡手段の確保を推進していくことは不可欠である。

しかし、東商の調査では、従業員に対する安否確認手段は「メール」、「通話」がそれぞれ過半である一方で、「災害用伝言サービス」は32.2%にとどまっている。加えて、従業員に対する家族との安否確認手段の周知でも、「災害用伝言サービス等、通話以外の手段」は35.3%にとどまっている。

従って、災害時の安否確認に有効な手段の周知を官民を挙げてさらに行っていく必要があることから、東京都におかれては周知活動の強化に努められたい。加えて、手段の周知のみならず、実際に体験してみることを奨励することが重要である。東日本大震災時の教訓を踏まえ、災害時の安否確認に有効な手段の周知・体験を通じて、災害時でも多くの都民が家族の安否を確認できるようにすることは、一斉帰宅の抑制にも寄与すると思われる。

なお、東商では、本年2月に東京都および豊島区が主催した帰宅困難者対策訓練に合わせて、災害用伝言ダイヤルや災害用伝言サービスなど災害時の安否確認に有効な手段を実際に体験する「家族との安否確認訓練」を実施し、会員企業86社から約2,500名が参加した。また、本訓練の参加企業に対する事後アンケートでは、

訓練前の段階で従業員に対して災害時の安否確認に有効な手段を確保するよう周知していなかった企業の約8割が、訓練への参加を通じて今後、自社の従業員に周知すると回答したことから、本訓練は災害時の安否確認に有効な手段の周知に高い効果があると思われる。加えて、東商では、本年の防災週間（8月30日～9月5日）に合わせて同様の訓練を実施し、会員企業約370社から約4万3千名が参加した。東商では今後も、同様の訓練を実施し、災害時の安否確認に有効な手段の周知に努めていく予定である。

さらには、訪日外国人旅行者の増加に伴い急がれる無料Wi-Fi接続環境の向上や、通信混雑状況下においても必要な通信を可能な限り確保できる技術の開発、2020年までに2010年比で1千倍もの情報量の増加が予想されるなど将来の情報量の増大に対応した情報基盤の整備は都市防災力向上の観点からも重要であることから、こうした災害時に強い情報通信基盤を実現すべく、国に対しても積極的に働きかけられたい。

（4）都内で大幅に不足する発災時の帰宅困難者向け一時滞在施設の確保に向けた「災害時の損害賠償責任が事業者に及ばない制度」の創設

首都直下地震の際の帰宅困難者は最悪の場合、都内で約517万人（内閣府中央防災会議の被害想定では都内で約490万人、1都4県で約800万人）と東日本大震災時の約352万人を大幅に上回ることが想定されている。また、首都直下地震時に必要な行き場のない帰宅困難者の一時滞在施設は約92万人分と想定されているが、現状は約24万人分の確保にとどまり大幅に不足していることから、民間事業者の協力を得て確保を促進していくことが喫緊の課題である。一方、民間事業者にとっては、日頃から、家具・什器類の転倒・落下・移動防止対策や天井材の落下防止措置をはじめ建物の安全性を確認するなど、安全配慮を尽くすことが求められるが、余震等で建物が壊れ、受け入れた帰宅困難者が怪我等をした場合に賠償請求されるのではないかと懸念があることから、民間事業者の施設提供は大幅には進んでいない。

こうした中、本年2月の首都直下地震帰宅困難者等対策連絡調整会議において、「一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン」が改定され、内閣府（防災担当）が施設管理者の損害賠償責任について考え方を整理したところであるが、民間事業者の協力を得て必要な数の一時滞在施設を早急に確保するためにも、法改正等を視野に入れ、「発災時の損害賠償責任が事業者に及ばない制度」が早期に創設されるよう、国に対して積極的に働きかけるべきである。

先述の通り、東商の調査では、一時滞在施設の増加に向けて「発災時の損害賠償責任が事業者に及ばない制度」を創設することが有効であるとする事業者が94.5%、自社所有物件に入居している事業所においても93.2%と大半を占めている。従って、民間事業者が善意に基づき協力することを促進するためにも、同制度の早期創設が必要である。

なお、一時滞在施設では発災時に、備蓄品の運搬・配布や館内セキュリティのための巡回等の作業を、受け入れた帰宅困難者を含むボランティア等に協力要請することが想定されるので、こうした要素を加味した制度とすることが望ましい。

災害時の損害賠償責任が事業者に及ばない制度の創設に対する事業者の考え

	全回答 ※-1	うち自社所有物件に入居している事業所 ※-2
大変有効だと思う	43.2%	47.1%
有効だと思う	51.3%	46.1%
有効とは思わない	2.6%	3.4%
無回答	2.8%	3.4%

出典：東商調査（2015年7月、※-1：回答数493 ※-2：回答数297）

（5）中小・小規模事業者のBCP策定率向上を図るためのインセンティブの創設

首都直下地震の被害想定（内閣府中央防災会議）では、経済的被害は約95.3兆円（資産等の被害約47.4兆円、生産・サービス低下による影響（全国）約47.9兆円）と想定されている。一方、耐震化・出火予防策の促進、初期消火成功率の向上、政府や企業におけるBCP（事業継続計画）の遂行等により、死者は約10分の1に、経済的被害も半減できる見通しがあることから、人的・物的被害はもちろんのこと、サプライチェーンを確保し経済的被害も最小限に抑えるために、BCP策定率を向上させることは極めて重要である。

その上で鍵となるのが中小・小規模事業者における取り組みの推進であるが、東商の調査では、企業規模が小さくなるにつれ策定率は低下する。また、BCPを策定していない理由として、「策定に必要なノウハウ・スキルがないから」が58.4%、「策定する人的余裕がないから」が50.2%となっている。このことから、策定率の向上に向けて、中小・小規模事業者等を対象とした策定支援講座の実施を通じて、BCP策定のポイント・ノウハウを提供していくことが有効であると思われる。従って、東京都において策定支援講座を一層拡充するとともに、東京都および東商等が主催する策定支援講座に参加しBCPを策定した企業や、内閣府および中小企業庁等の策定ガイドに準拠し策定した企業に対して、東京都独自の認定制度を創設の上、マーク等を付与することや、公共調達優先発注、公的融資の金利優遇、税の優遇等、策定率向上を図るためのインセンティブを創設されるよう望む。

なお、BCPは策定後の従業者等に対する教育訓練や、評価、計画の見直し等、定期的にPDCAを実施し、実効性を確保していくことが肝要であるが、東商の調査では、BCPを策定した事業者の約7割がこれらを実施していることから、BCPを策定した事業者は防災対策への高い意識を持っていると考えられる。一方、BCPを策定していない理由として、「特に必要性を感じないから」（14.1%）、「法令で特に規定されていないから」（14.0%）も少なからず挙げられていることから、策定率の向上には、BCPに対する一層の関心喚起や普

及・啓発に取り組んでいくことが必要である。

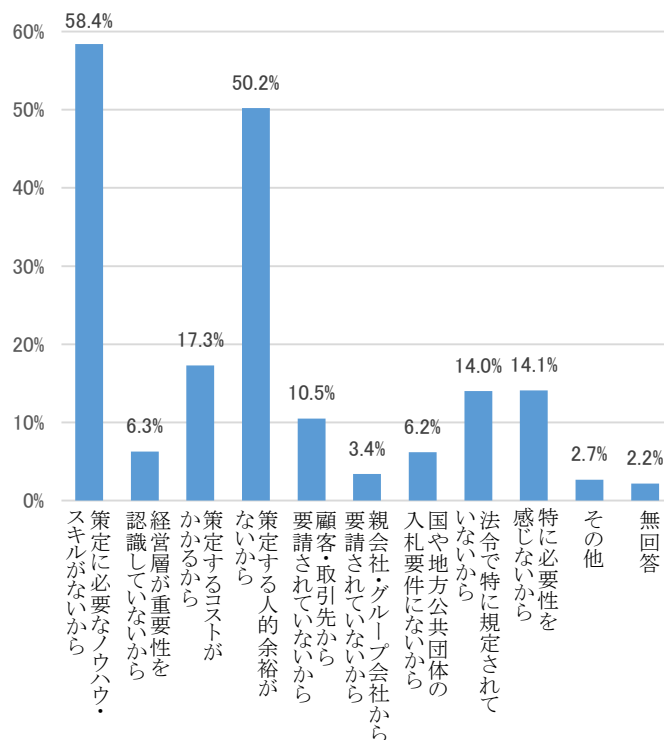
BCP(事業継続計画)の策定率

	全回答 ※-1	うち従業員 10～29 人 ※-2
BCPを策定済	26.5% (19.1%)	9.3% (5.6%)
BCPに準じた防災計画を策定済	10.5% (15.8%)	7.9% (8.2%)
いずれかを策定中または検討中	31.1% (31.5%)	31.1% (30.9%)
いずれも未策定	30.9% (32.9%)	50.6% (54.1%)
無回答	1.0% (0.7%)	1.0% (1.2%)

出典: 東商調査(2015年7月、※-1: 回答数 1,833 ※-2: 回答数 492)

カッコ内の数値は前年度の調査結果

BCPを策定していない理由



出典: 東商調査(2015年7月、回答数 987)

(6) 家庭や地域における防災力の向上

東京の都市防災力の向上には、事業者側の取り組みに加えて、一人一人の都民や各家庭、各地域での取り組みが重要なことは言うまでもない。

しかし、現在、都内の家庭における食料の備蓄率は約6割であり、地域の防災訓練に参加したことのない人は約8割、家具類等の転倒等防止対策実施率は58%にとどまることから、家庭や地域における防災力の向上を図ることは喫緊の課題である。

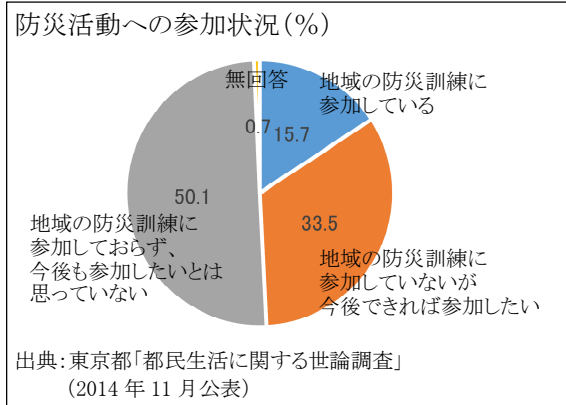
東京都は、「東京都長期ビジョン」において、2020年度までに家庭における備蓄実施率を100%、2024年度までに住民参加による防災訓練累計参加者数を2千万人、また、「東京の防災プラン」において2020年度までに家具類等の転倒等防止対策実施率を60%にすることを目標に掲げているが、こうした目標設定に加えて、日頃から家族等で安否確認方法や避難経路、集合する避難場所を話し合い確認するなど、自助の取り組みをさらに推進していく必要がある。

このうち家庭における備蓄に関して、東京都は本年5月に「都民の備蓄推進プロジェクト」の展開を公表し、その中で食べ物や日用品を少し多めに購入し、日常の中で消費しながら常に一定量を家庭内で確保しておく「日常備蓄」の考え方の浸透を図ることに加えて、11月19日を新たに「備蓄の日」に設定し、備蓄の普及啓発に関するイベントを開催することとしている。さらに、各家庭において首都直下地震等の様々な災害に対する備えが万全となるよう、一家に一冊常備され日常的に活用できる防災ブック「東京防災」を都内の各家庭へ順次配布

7. 事業 (2)意見活動

したところである。東京都が「東京都長期ビジョン」や「東京の防災プラン」で掲げた目標を達成することなどを通じて、家庭における防災力を強化していくことは都市防災力の向上に非常に重要であるため、これらの取り組みを鋭意推進されたい。

また、災害時に近隣住民と協力した救助活動がなされることは、被害の減少に直結することから、地域住民との交流や、地域の防災訓練への参加、地域の消防団や自主防災組織への参加を促すなど、地域における対策も一層推進していくべきである。特に、地域の防災訓練への参加状況に関しては、東京都の世論調査で「地域の防災訓練に参加しておらず、今後も参加したいとは思っていない」とする割合が半数を占めることから、訓練に参加することの意義や重要性をさらに周知していくべきである。



(7) 木密不燃化特区制度の推進と延焼遮断帯(特定整備路線)の形成を柱とした木造住宅密集地域の不燃化対策の加速

木密地域は、山手線外周部から環状7号線沿いに広範に分布し、区部面積の11%、居住人口の20%を占めている。木密地域は、道路や公園等の都市基盤が不十分なことに加え、老朽化した木造建築物が多いことなどから地域危険度が高く、地震火災などにより甚大な被害が想定されている。また、木密地域は居住者の高齢化による建替え意欲の低下、敷地が狭小等により建替えが困難、権利関係が複雑で合意形成に時間を要するなどの理由から、整備・改善が進みにくい状況となっている。

東京都では、木密地域の整備・改善に向け「木密地域不燃化10年プロジェクト」を立ち上げ、不燃化特区制度による市街地の不燃化や特定整備路線の整備による延焼遮断帯の形成等により、2020年度までに整備地域の不燃領域率を70%に引き上げ、燃え広がらない・燃えないまちを実現することを目標に、様々な対策を講じている。

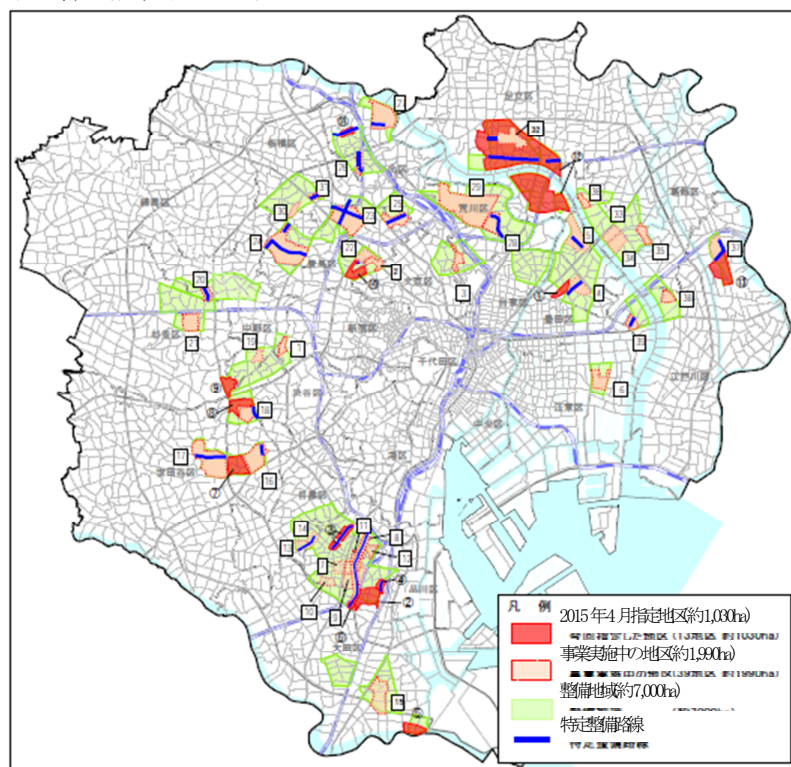
一方で、先述の通り、本年3月末に「首都直下地震緊急対策推進基本計画」の変更が閣議決定され、今後10年間で達成すべき減災目標として、首都圏で想定される最大の死者数約2万3千人の概ね半減、想定される最大の建築物全壊・焼失棟数約61万棟の概ね半減が、それぞれ設定された。併せて、2020年に住宅の耐震化率を95%にすることや、2024年度に木密地域における感震ブレーカー等の普及率を25%にすることをはじめとした、減災目標を達成するための具体的な目標も設定されたところである。

こうした中で、東京都は、一昨年度に本格始動した不燃化特区に18区の52地区を指定し、従来よりも踏み込んだ支援を行っているが、木密地域の解消に向けた目標年次である2020年度まで残された時間は5年半に迫っている。

従って、今後も指定地域を着実に増やし、各区との緊密な連携のもとで、建替え等による建築物の不燃化や相談窓口の開設等の対策を一層加速すべきである。併せて、東京都が2020年度までの目標としている延焼遮断帯となる特定整備路線28区間・約25kmの整備についてもさらに促進していくべきである。

なお、特区における取り組みの効果を検証した上で、整備地域をはじめ特区外の木密地域においても支援を強化し、東京全体で延焼による焼失のない街を

東京都不燃化特区の指定地区



出典: 東京都(2015年4月現在)

早期に実現されたい。

(8) 環境負荷が低く災害時の非常用電源としても期待される水素エネルギーの普及促進

水素エネルギーは、環境負荷が低いエネルギー源であることに加えて、災害時の停電等で電力供給に支障を来たした場合でも、燃料電池車等から建物や設備等へエネルギーを供給することができるため、災害時の非常用電源としても期待されている。そうした水素エネルギーの普及について、東京都はコスト面や厳しい規制等の課題を克服するための検討を官民を挙げて行っている。水素貯蔵タンクや燃料電池などの水素関連製品には、日本の高い技術力が集約されており関連する産業分野の裾野も広く、2050年の国内市場は8兆円まで拡大するとの予想もある。さらに、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会での水素エネルギーの利活用は、環境と調和した未来型都市の姿を世界に示すとともに、日本の高い技術力を改めて世界にアピールすることにつながる。

従って、水素社会の実現は、災害面のみならず、東京ひいてはわが国の国際競争力の強化、産業競争力の強化にも寄与することから、東京都において鋭意検討を進め、国に対しても安全性の確保を前提とした規制緩和をはじめ、普及促進に向けた働きかけを強化していくべきである。水素エネルギーに係る諸規制は、国家戦略特区制度を通じて緩和・制度改革を実現していくことも有効である。加えて、災害時の非常用電源となる蓄電池、太陽光発電設備の設置に対する支援も重要である。

なお、水素エネルギーの利用拡大には、国民・都民の理解が重要であることから、水素を安全に利用する意義等に関する啓発活動をさらに推進していく必要がある。

(9) 都市外交を通じた東京の安全・安心対策のアピール

東京都は、アジアヘッドクォーター特区および国家戦略特区を通じた外国企業の誘致促進や、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会を追い風に外国人旅行者の増加に向けた活動に鋭意取り組んでいるが、こうした取り組みの前提となるのが防災への万全な備えである。東京都が鋭意実施している「世界一安全・安心な都市」にしていくための様々な防災対策を、都市外交を通じて世界に対してより広くアピールされたい。

(10) 2020年オリンピック・パラリンピック会場およびその周辺の防災対策の推進

2020年オリンピック・パラリンピック東京大会には、国内のみならず世界各国から選手や観客が多く訪れる他、映像やニュース配信を通じて東京が世界の注目を集めることから、同大会で使用する施設の耐震化や周辺地域も含めた安全対策、外国人を含めた避難誘導の取り組みに国との連携のもとで万全を期さなければならない。従って、万が一、大会期間中に首都直下地震等の大災害が発災した際のシミュレーションを行うとともに、シミュレーションに基づく防災訓練を徹底することで、安全かつ安心して参加・観戦できる大会にしていかなければならない。

2. 個別要望項目

(1) 帰宅困難者対策の推進、地域防災力の向上

① 帰宅困難者対策の推進

▶ 備蓄品の確保・更新に対する支援、防災設備導入に対する補助制度の拡充

東京都は民間一時滞在施設備蓄品購入費用補助金により、一定の要件のもとで備蓄品購入費用の6分の5を補助するなど、都内事業者における備蓄の促進に注力している。一方、前年度の東商の調査で「備蓄なし」と回答した事業者が備蓄をしない理由として「備蓄の購入費用を確保することが難しいため」や「備蓄の保管作業や更新等の負担費用が多額なため」を挙げる割合が相当数あることから、補助率の上乗せや、同補助金により購入した備蓄品の更新に対する支援に取り組まれない。

加えて、東商の調査では、「対策が完了していない防災上の課題」について、「自家発電機等、非常用設備の導入」を挙げる割合が42.2%と最も多く、従業員10～29人の事業者においても47.2%である。また、「事務所・店舗・工場等建築物の耐震化」は28.3%あり、従業員10～29人の事業者においても30.1%であることから、中小企業等を対象とした自家発電設備等導入費用助成事業や、免震・制震装置導入に対する支援制度の拡充、および、これらの設備・装置の導入に係る税の減免も検討されたい。

▶ 行政と協定を締結した民間一時滞在施設への支援の拡充

先述の通り、一時滞在施設は大幅に不足しており、民間事業者の協力を得て確保を促進することが喫緊の課題となっている。加えて、発災時には安全面を含む実効性のある施設運営を確保することが不可欠であることから、平時から民間の各一時滞在施設の管理者が施設の開設手順や備蓄品の配布、施設の安全確認等について専門的知識やノウハウを習得しておく必要がある。従って、民間一時滞在施設の開設・運営に係るアドバイザー派遣事業は民間一時滞在施設にとって有意義な事業であることから、拡充されることを望む。

また、発災時には怪我等をした帰宅困難者を受け入れることも想定されるため、発災時における民間一時滞在施設への医師・看護師の派遣、区市町村と協定を締結した民間一時滞在施設を固定資産税・都市計画税の減免対象とすることについても検討されたい。

7. 事業 (2)意見活動

➤ 他の事業者の備蓄品保管に提供した場所を固定資産税・都市計画税の減免対象とすること

帰宅困難者対策条例では都内の事業者に対して、従業員の一斉帰宅抑制のために従業員の3日分の飲料水、食料、その他災害時における必要な物資の備蓄を努力義務としているが、東商の調査では3日分以上の備蓄をしている事業者の割合は、飲料水で47.1%、食料で43.0%、災害用トイレで31.6%にとどまっており、従業員10～29人の事業者においては、その割合はさらに低下する。

加えて、東京都が共助の観点から推奨している外部の帰宅困難者のために従業員数の10%程度の量を余分に備蓄している事業者の割合は16.9%であり、従業員10～29人の事業者においては9.3%にとどまっている。

一方、前年度の東商の調査では、「備蓄なし」と回答した事業者が備蓄をしない理由は「備蓄の保管スペースを確保することが難しい」が最も多い(32.5%)ことから、都内事業者における備蓄状況の改善には保管スペースの問題を解決することが有効と思われる。

従って、オフィスビル等の事業者がテナントとして入居する他の事業者や近隣の事業者等との協定をもとに、備蓄品保管のために自社スペースを提供した場合は、固定資産税・都市計画税の減免対象とするよう検討されたい。

外部の帰宅困難者向けの備蓄の状況

	全回答 ※-1	うち従業員 10～29人※-2
従業員用の備蓄量+10%以上余分に備蓄している	16.9%	9.3%
外部の帰宅困難者向けの備蓄は用意していない	78.2%	86.4%
その他	3.2%	2.6%
無回答	1.8%	1.6%

出典:東商調査(2015年7月:※-1回答数1,833 ※-2:回答数492)

従業員用の備蓄の状況

	飲料水		食料		災害用トイレ	
	全回答 ※-1	うち従業員 10～29人※-2	全回答 ※-1	うち従業員 10～29人※-2	全回答 ※-1	うち従業員 10～29人※-2
備蓄あり(3日分以上)	47.1%	32.3%	43.0%	24.6%	31.6%	16.3%
備蓄あり(1～2日分)	38.0%	42.9%	33.2%	35.6%	21.9%	18.7%
備蓄なし	14.6%	24.4%	23.6%	39.4%	46.4%	64.8%
無回答	0.2%	0.4%	0.2%	0.4%	0.1%	0.2%

出典:東商調査(2015年7月:※-1回答数1,833 ※-2:回答数492)

②地域防災力の向上

➤ 地域防災協議会、駅前滞留者対策協議会の設立推進、活動支援

都内各地には、地域住民や自治会、事業者により組織された地域防災協議会があり、防災訓練や救命講習会等の活動を実施している。また、ターミナル駅やその周辺の事業者、学校等が中心となり、駅前滞留者対策のための協議会が組織され、対策訓練等の活動を推進している。こうした防災組織は自助、共助の担い手として、地域防災力の向上に不可欠な要素となっている。従って、こうした協議会の設立推進や、事務局機能のサポートをはじめとした活動支援等について、区とともにさらに取り組まれない。加えて、駅前滞留者対策を円滑に実施するには、行政と駅前滞留者対策協議会との情報連絡ツールを確保することが重要であるため、協議会を構成する事業者や学校等に災害時でも有効な通信機器を設置していくことが望ましい。

➤ 駅前滞留者対策協議会における一時滞在施設運営マニュアルの策定支援、好事例の周知・共有化

各駅前滞留者対策協議会では、防災訓練の実施等を通じてノウハウが蓄積され、独自の一時滞在施設運営マニュアルの策定に至るなど、積極的な活動を推進しているケースも見られる。各協議会が連携し、こうしたマニュアルを共有することは、都内全域の防災力向上に寄与することから、策定支援に加えて好事例の周知や共有化に努められたい。

➤ 地域防災力の向上に資する活動の強化(消防団の機能強化、「東京防災隣組」の積極展開、「災害ボランティアコーディネーター」の養成強化)

先述の通り、東京都は地域防災計画を2012年に修正した際に、首都直下地震における想定最大死者数約9,700人を、建築物の耐震化(約3,900人減)や不燃化・延焼遮断帯の整備(約2,000人減)、防災市民組織・消防団の初期消火力の強化(約500人減)等により、10年以内に約6,400人減らし約3,300

0人とする目標や、全壊・焼失棟数を約30.4万棟から約19.6万棟を減らし約10.8万棟とする目標を掲げている。災害時に出火・延焼を抑制し、燃え広がらない・燃えないまちを形成していくためには、ハード面の対策に加えて、初期消火力を強化することが極めて重要である。

従って、その担い手である消防団の機能強化に向けて、団員の確保や装備資機材の整備、防火防災指導等を通じた地域住民との連携強化、消防署等と連携した訓練の推進等、活動支援を促進していくべきである。

加えて、「東京防災隣組」の認定団体の増加や交流ネットワーク構築など同事業の拡大や、災害ボランティア活動の中核を担う「災害ボランティアコーディネーター」の養成強化に努められたい。

▶ (人口増加地域における) 住民間連携組織の設立推進、活動支援

臨海部をはじめ高層マンションの増加により定住人口が増えている地域では、地域コミュニティの形成による共助体制の構築が急がれる。従って、当該地域の自治会や管理組合が行うコミュニティ形成に資する取り組みや防災訓練等に対する支援に、区と連携しながら取り組まれない。

▶ 高層マンションにおける防災対策の推進

近年、都内では高層マンションの建設が相次いでいるが、首都直下地震等の大災害が発生した場合には、建物の揺れによる家具類等の転倒や、エレベーター内の閉じ込め等が発生することが考えられる。また、エレベーターの復旧までの間、居住者は階段を利用して上下移動せざるを得ず、高層階の居住者ほど上下移動が困難になり孤立する恐れがあることから、いわゆる「高層難民」が大量に発生する可能性がある。特に、高齢者や障害者等の災害時要配慮者にとっては、深刻な影響が懸念される。エレベーターの復旧には、停電の解消やエレベーター保守管理会社による安全点検が必要であり、大災害時には点検要員の確保も困難になることから、再稼働するまでには相応の時間を要すると思われる。

従って、マンション内の共助体制の構築や自家発電設備の整備、燃料の確保、各階への備蓄をはじめとした高層マンションにおける防災対策の推進について、区と連携しながら啓発や支援に取り組まれない。

▶ 外国人に対する災害情報の多言語提供

昨年訪日外国人旅行者数は約1,341万人で、史上初の1千万人を達成した一昨年を300万人上回った。さらに、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会を追い風に、今後とも訪日外国人旅行者数が増加していくことが期待されている。従って、平時および発災時の多言語による防災情報の発信はより重要性が増していることから、無料Wi-Fi接続環境の向上とともに、防災ホームページやツイッターの多言語化や、多言語対応の安否確認システムの開発・運用、大会会場周辺やターミナル駅前に多言語表示が可能なデジタルサイネージを設置するなど、多言語による災害情報の発信を実現されたい。

(2) 災害に強いまちづくりの推進

① 木造住宅密集地域の早期解消

▶ 木密対策条例(仮称)の制定による一定の強制力を行使した対策の推進と、移転を余儀なくされる住民へのきめ細かい支援の実施

先述の通り、東京都では、木密地域の整備・改善に向け「木密地域不燃化10年プロジェクト」を立ち上げ、不燃化特区制度による市街地の不燃化や特定整備路線の整備による延焼遮断帯の形成等により、2020年度までに整備地域の不燃領域率を70%に引き上げ、燃え広がらない・燃えないまちを実現することを目標に、様々な対策を講じている。

しかし、木密地域は複雑な土地の権利関係や居住者の高齢化、狭小敷地・未接道敷地や狭あい道路が多く、解消が進みにくい状況にあるため、早期解消には実効力のさらなる向上が必要である。従って、木密対策条例(仮称)を制定し、周囲に影響を及ぼす危険な建築物に対して助言・指導・勧告・除却命令を行うなど、一定の私権の制限も止むを得ないと考える。その際、移転を余儀なくされる住民へ移転先を確保するためのきめ細かい支援が必要である。また一定の秩序・安全性を担保した上での容積率・斜線規制をはじめとした規制の緩和を実施すべきである。

▶ 電気出火を防止する感震ブレーカーの設置促進

阪神・淡路大震災や東日本大震災では、揺れによる火災(津波による火災を除く)のうち出火原因が確認されたものについて、いずれも6割以上が電気に起因している。こうした電気出火は、大災害時に通電したままの電気ヒーター等に可燃物が接触することにより起きると考えられることから、感震ブレーカー等を設置し大災害時に電気を遮断することで相当程度の出火を抑制できると推測される。

一方で、先述の通り、内閣府中央防災会議は、耐震化・出火予防策(感震ブレーカー等の設置による電気関係の出火の防止)の促進、初期消火成功率の向上、政府・企業におけるBCPの遂行により、死者は約10分の1、経済的被害も半減できる見通しを示している。さらには、本年3月末に閣議決定された「首都直下地震緊急対策推進基本計画」の変更において、今後10年間で達成すべき減災目標として、首都圏で想定される最大の死者数約2万3千人の概ね半減、想定される最大の建築物の全壊・焼失棟数約61万棟の概ね半減がそれぞれ設定され、これらの減災目標を達成するための具体的な目標も設定されたが、そのうち電気に起因する出火の防止に関して

7. 事業 (2)意見活動

は、2024年度に木密地域等密集市街地における感震ブレーカー等の普及率25%が掲げられた。しかし、木密地域内の現時点における普及率は1%未満と推測されていることから、感震ブレーカーの設置促進を短期集中的に取り組んでいく必要がある。

地方公共団体における感震ブレーカー等の設置促進策について、横浜市は一昨年度から全国に先駆けて、対象地域内の既存または新築住宅を対象とした補助制度を創設している。木密地域は、発災時の大規模火災等により甚大な被害が想定されていることから、東京都においても同様の補助制度の創設について検討されたい。

なお、大規模地震時の出火原因の多くが電気に起因することや、感震ブレーカー自体の存在自体やその効果が十分に認知されていないといった指摘もあることから、感震ブレーカー自体の周知や性能評価ガイドラインの策定など、補助制度以外の普及策の実施も重要である。

➤ 防災街区整備事業における敷地の最低限度の緩和

「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（密集法）」に基づく防災街区整備事業において、個別利用区については、その敷地の最低基準面積を特定防災街区整備地区または防災街区整備地区計画に関する都市計画において定められた最低限度の数値または100㎡のうち、いずれか大きい数値とすることと規定されており、個別利用区の設定は、出来るだけ地権者の意向に沿うため土地から土地への権利変換を認めた、再開発事業にはない防災街区整備事業独自の仕組みとなっている。しかし、100㎡では地権者の意向に必ずしも添えないので、国に対して緩和を働きかけられたい。

➤ 木密地域内での避難場所や救出・救助活動の拠点となる公園・広場の整備促進

木密地域では延焼により甚大な被害が想定されていることから、同地域内や隣接地での避難場所や救命・救助活動の拠点となる公園・広場は短期集中的に整備していく必要がある。従って、国や区と連携しながら、整備を加速していくべきである。

②建築物の耐震化・更新の推進

➤ 特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化促進

東京都では、2011年4月施行の東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例により、2012年4月から特定緊急輸送道路沿道建築物（特定沿道建築物）の耐震診断の実施義務化を開始し、2015年度までの耐震化率100%達成を目標としているが、対象となる特定緊急輸送道路沿道建築物（特定沿道建築物）約5千棟のうち、現時点の耐震診断の実施率は91.8%（本年7月末時点）となっている。一方で、支援措置として耐震診断助成を実施しているが、小規模建築物を中心に助成対象事業費の限度額を超える事例が相当数発生している他、条例の努力義務である耐震改修については低利の融資制度を用意しているものの、多額の費用負担や合意形成に時間を要するなどの理由から、所有者の多くは耐震改修の実施に至っていない。こうした状況もあり、建物所有者が確実に耐震化に取り組めるよう、耐震診断助成（2014年度末までに完了するもの→2015年度末までに完了するもの）、補強設計助成（2014年度末までに完了するもの→2015年度末までに完了するもの）、耐震改修助成（2015年度末までに完了するもの→2015年度末までに着手するもの）の期限がそれぞれ延長されたところである。

従って、目標とする2015年度までの耐震化率100%を達成するために、建物所有者への戸別訪問等あらゆる機会を捉えて条例の趣旨や支援措置の周知に一層努めるとともに、国への働きかけ等を通じて支援措置が拡充されることを望む。また、特定緊急輸送道路は、避難や徒歩帰宅の際に重要な役割を担うことから、道路幅員の2分の1未満の高さの建築物や、緊急輸送道路沿道建築物についても耐震化を促進することが望ましい。

➤ 老朽マンション・団地・ニュータウンの耐震化、更新対策の推進

東京には全国のマンションストックの約4分の1が集積しており、そのうち約36万戸が旧耐震基準であることから、マンションの耐震化は喫緊の課題である。また、築年数の経過したマンションが今後急速に増加する見込みであり、順次、更新期を迎えていく。老朽マンションの耐震化や建替え等が進まなければ、安全・安心な居住環境が確保されないばかりか、周辺地域の防災性等にも影響を与え、都市再生を進める上で大きな問題となることが懸念される。

従って、都市防災力の向上や良好な住宅地の形成に向け、アドバイザー派遣や耐震化補助、建替えに際しての諸経費に係る補助の強化等を通じて、老朽マンションの耐震化、更新対策を加速すべきである。

また、昨年のマンション建替法の改正・施行により、耐震性が不足するマンションについては、敷地売却制度（区分所有者等の5分の4以上の賛成に基づく）や容積率の緩和特例制度が措置されたが、既存不適格などにより自己の敷地のみでは建替えが困難なマンションや、複数の建物で敷地を共有している団地型マンションなど、現行法制度でもなお円滑な建替えや改修が困難なものが相当数存在している。従って、老朽化が著しいマンションや耐震性が低いマンションを建替える場合の同意要件（区分所有者等の5分の4以上の賛成）の緩和や、既存不適格マンションなどの別敷地での建替えが可能となるような仕組みづくり、借地借家法第28条における解約の正当事由に建替え決議の成立が該当するよう措置すること、団地型マンションの再生を進めるため団地全体の建替えや段階的・部分的な建替え・改修等を円滑化する仕組みの整備、建築基準法第86条による一団地認定の廃止等に係る全員同意などの法令要件の緩和をはじめ、法改正等の措置によりさらなる支援策等が講じられるよ

う、国に対してより一層働きかけられたい。

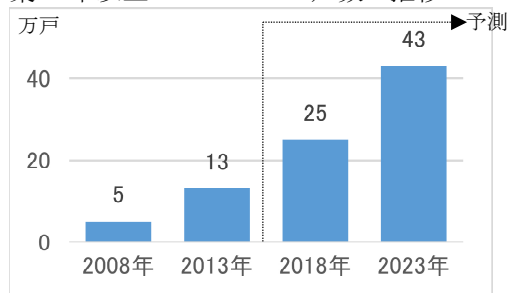
なお、老朽マンションや団地、ニュータウンの更新に併せて、計画的に保育施設や高齢者支援施設の設置を進めるなど、人口減少・少子化・高齢化に合わせたまちづくりを加速していく必要もある。

マンション建替法に基づく建替えの実績(件数)

年度	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	計
東京都	3	2	4	3	3	2	2	5	5	3	5	37
全国 (東京都分を含む)	4	5	8	14	9	6	4	5	6	5	10	76

出典:東京都 ※構造計算書偽装物件を除く。

築40年以上のマンションの戸数の推移



出典:東京都

▶ 地下街の安全対策の推進

地下街は設備の老朽化が進んでいることから、都内のみならず全国的に防災・安全対策を推進していく必要性が指摘されている。首都直下地震の被害想定(内閣府中央防災会議)では、地下街は一度停電になると昼間であっても採光が困難であるため大きな機能支障が発生する懸念や、施設管理者から利用者に対して適切な避難誘導がなされない場合等の被害の拡大、心理的な側面でのパニック助長など、地下空間に由来する懸念が指摘されている。

一方、国土交通省は昨年「地下街の安心避難対策ガイドライン」を策定し、耐震対策等地下施設の整備・更新に必要な考え方や技術的な助言、避難経路の検証方法や対応方策の検討方法等を提示している。

地下街は多くの通行者が利用するなど都市機能を担う上で不可欠な施設であり公共性も有することから、ガイドラインの周知、耐震化や揺れによる非構造部材(天井パネル、壁面等)の落下対策、水漏れ・浸水・火災対策等に要する経費面での支援など地下街の安全対策の拡充を国に対して働きかけるとともに、安全対策に係る計画策定の支援等に一層取り組まれない。

③ 空き家対策の推進

▶ 「空き家活用支援事業」の着実な遂行

空き家等の維持管理が不十分な老朽建物は、発災時に倒壊や火災の危険性が高いことに加えて、放火や不法侵入等の治安面や衛生面、景観面においても問題があることから、対策が急がれている。また、昨年7月に公表された総務省の住宅・土地統計調査では、一昨年10月時点の全国の空き家率は過去最高の13.5%(東京都は11.1%)になるなど、高齢化の進展や人口減少に伴い増え続けており、社会問題化している。

こうした背景のもと、本年5月に空家等対策の推進に関する特別措置法が全面施行された。同法に基づき各区市町村は空き家等対策の体制整備・空き家等対策計画の作成、必要な措置の実施等中心的な役割を担うことから、区市町村が行う空き家等対策計画の策定や空き家改修工事助成等に対して補助を行う「空き家活用支援事業」を着実に遂行されたい。加えて、区市町村に対する技術的な助言や区市町村相互間の連絡調整等必要な支援にも注力されたい。

④ 都市再開発の促進を通じた防災力の向上

▶ 地域全体の防災力向上につながる都市再開発プロジェクトの誘導

都内には、旧耐震基準で建てられた老朽ビルが多く存在している。都市再生緊急整備地域等都市機能が高度に集積している地域において、民間による優良な再開発プロジェクトを誘導することで、老朽ビルを耐震性に優れた防災機能を備えたビルへと更新していくとともに大街区化を促進していくことは、地域全体の防災力の向上を図る上で有効である。従って、地域の理解のもと、街区の特性に応じた容積率等土地利用規制の緩和、税制支援や、ソフト・ハード両面にわたる都市防災力の向上に資するエリア防災の促進等を通じて、再開発プロジェクトを誘導・促進し、老朽ビルの更新も図っていくことが望ましい。

⑤ まちのバリアフリー化の促進

高齢化の進展やオリンピック・パラリンピック開催にふさわしい都市機能整備の観点のみならず、発災時に誰

7. 事業 (2)意見活動

もが迅速かつ円滑に避難できるまちづくりを推進していくことは、減災の観点からも非常に重要である。従って、公共交通機関や公共空間のバリアフリー化やユニバーサルデザイン化などの安全対策をより積極的に推進すべきである。

⑥災害時の一時避難場所としても期待される都市農地の保全

東京の都市農業は、新鮮で安全・安心な農産物を供給するとともに、その生産基盤である農地は災害時の一時避難場所等の防災や環境保全など多面的機能を有しており、安全で快適な都市づくりに極めて重要な役割を果たしている。しかし、現行の農地制度や税制度のもとで、都市農地は相続時の高額な税負担や高齢化による担い手不足などにより年々減少し続けている。防災面のみならず都市農地が有する多面的な機能に鑑み、東京都が国へ提案した「都市農業特区」の実現などを通じて、都市農地の保全に努められたい。

⑦復興事前準備の推進

首都直下地震等の大災害後の復旧・復興対策は内容が多岐にわたり、手続きや手順が複雑なものもあることから、予め関係者の合意形成を図りながら生活再建や市街地復興の基本方針、手順や手法等を取り纏めるなど、迅速かつ円滑な都市機能の復旧・復興を図るための事前準備を推進していくべきである。

東京都は、阪神・淡路大震災における検証結果を踏まえて、地域による新しい協働復興の仕組みを提案するために2003年に「東京都震災復興マニュアル」を策定したが、「東京都長期ビジョン」にも記載の通り、法改正等を踏まえて同マニュアルを見直すとともに、都民に対する周知にも努められたい。

また、木密地域をはじめ、細街路や密集市街地など土地の権利関係が複雑な都市部において、地籍調査は都市再生などまちづくりの推進はもとより、災害時の境界復元にも極めて有効であるが、2013年度末時点の地籍調査の実施状況は国の全体平均51%に対して、東京都は21.9%の進捗率であり、区部に限ると9.3%と全体平均から大きく遅れている。災害復旧の迅速化に向けて、地籍情報を整備することは極めて重要であるため、地籍調査を一層推進していくことが必要である。なお、木密地域等密集市街地における地籍調査は、土地の権利関係の複雑さに加えて、測量にあたっては道幅が狭く直線的に見通しづらいため基準点を多く設置する必要があるため、測量回数も多くならざるを得ないことから、調査が長期化しコストも増加する課題を抱えている。さらに、地籍調査の主な実施主体である区市町村では人員が不足し、調査着手への足かせとなっている。従って、地籍調査の推進には、財政面や人材面、さらには測量期間の短縮や費用負担の軽減等の諸課題の解決が必要である。そうした課題の解決に向け、高精度なGPS等先端ICT技術に基づく新たな測量手法の導入等を含めて、国による多面的な支援が不可欠なことから、東京都は国に対して支援の拡充を積極的に働きかけるべきである。また、高精度なGPS等先端ICT技術に基づく新たな災害情報発信システムや避難誘導システムの技術開発等も働きかけられたい。

(3) 災害に強い都市基盤の構築

①都市基盤の耐震化・液状化対策の促進

➤ 交通インフラ

特定緊急輸送道路等の幹線道路は、発災時に救命救急活動や緊急物資の輸送等において極めて重要な役割を担うため、東京都は条例等により沿道建築物の耐震化に鋭意取り組んでいるが、発災時には迅速かつ効率的に障害物除去を行い緊急輸送路としての機能を確保していくことが不可欠である。また、城東地区をはじめ液状化の危険度が高い地域では併せて液状化対策も講じるべきである。さらに、橋梁についても耐震化を施すことで、発災しても緊急交通路・緊急輸送道路が有効に機能するようにしなければならない。

鉄道については、ひとたび首都圏の鉄道施設が被災すれば影響は計り知れず、都市機能の麻痺を招きかねないため、高架線や高架駅、橋梁の耐震化を急ぐ必要がある。加えて、地平駅についても国と連携の上、対策を急ぐべきである。

首都圏4千万人の生活と産業を支える東京港では、外資コンテナふ頭のうち耐震強化済みの岸壁が3バースと少なく、震災時にも港湾機能を確保し首都圏経済活動の停滞を回避するためには、さらなる増設が必要である。東京港は供用中の施設の使用頻度が高いため、新設の整備を先行した上で、既存コンテナふ頭の再編に併せて耐震化を進めるべきである。震災時に被災者の避難や緊急物資の輸送に対応した耐震強化岸壁も含め、東京港における耐震強化岸壁の整備をさらに推進すべきである。

羽田空港については、東京港と同様に緊急物資の輸送拠点として極めて重要な役割を担うが、国土交通省が昨年4月に公表した首都直下地震対策計画では、液状化により滑走路2本が使用できなくなると予想されるなど、対策が急がれる状況にある。従って、液状化対策を実施中のC滑走路や未実施のA滑走路について、対策が早急に完了するよう、国に対する働きかけを強化すべきである。

➤ 上下水道、ガス・通信等の埋設管、共同溝、水門、排水機場、防潮堤

東商の調査では、事業運営上、強化・拡充を望む防災対策としてインフラの耐震化（電気・ガス・水道、通信、鉄道、橋梁、港湾、空港等）を挙げる割合が67.2%に達している。言うまでもなく、上下水道や電力・ガス・通信等のライフラインは都民生活、経済活動の継続のみならず首都中枢機能の維持にも不可欠な基盤であることから、埋設管の耐震化や、緊急交通路・緊急輸送道路等における共同溝の設置等について、国とも連携して推進

していくべきである。

また、発電所や物流拠点など重要施設が立地する臨海地区をはじめ、東京の沿岸部の第一線を守る水門・防潮堤・排水機場等の耐震性強化を図るなど、東京港や東部低地帯等の河川における地震・津波・高潮対策を強力かつ早急に推進していかなければならない。

▶ 病院（特に災害拠点病院、救急救命センターを有する病院等）、社会福祉施設等

病院は発災時の救命救急活動の拠点となるが、災害拠点病院の2013年度末時点の耐震化率は88%であり、東京都は2025年度末までに耐震化率を100%とすることを目標としている。また、社会福祉施設等（主に災害時要配慮者が利用する入所施設）および保育施設の2012年4月時点の耐震化率は87%であり、公立・私立の学校も含めて、耐震化の完了が急がれる状況にある。病院（特に災害拠点病院、救急救命センターを有する病院等）や社会福祉施設、学校や保育施設等の公共性の高い施設については、国とも連携しながら、耐震化対策や非常用電源の確保を強化・推進していくべきである。

なお、大量の帰宅困難者の発生が想定される地区においては特に、災害拠点病院、救急救命センターを有する病院等での怪我人の受け入れが重要となることから、災害時でも医療機能が確保されるよう、平時から訓練に努められたい。

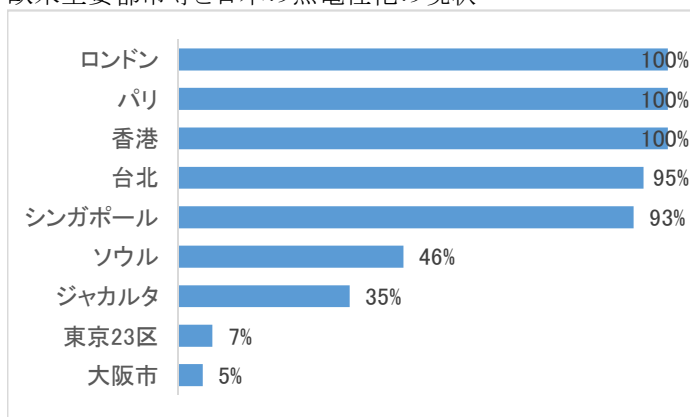
②電線地中化・無電柱化の推進

電線地中化・無電柱化の推進は、発災時の電線類の被災や電柱の倒壊による道路閉塞を防止するだけでなく、良好な景観形成や、安全で快適な通行空間の確保にも寄与するものである。

「東京都長期ビジョン」では、センター・コア・エリア（おおむね首都高速中央環状線の内側のエリア）内の計画幅員で完成した都道の無電柱化を2019年度までに完了するなどの目標を掲げており、国でも『「日本再興戦略」改訂2015』や「社会資本整備重点計画」において推進していく方向性が示されている。

一方、区部の無電柱化率は7%と海外主要都市と比較して低い状況にあるが、電線地中化・無電柱化の推進に多額の費用を要することがネックとなっている。従って、緊急交通路・緊急輸送道路や、震災時に一般車両の流入禁止区域の境界となる環状7号線の内側、センターコアエリア内で特に都市機能が集積している地域、観光客が多く訪れる地域等から順次、電線地中化・無電柱化を推進していくことが求められる。

欧米主要都市等と日本の無電柱化の現状



出典:国土交通白書2015

③外環道等、災害時に重要な役割を担う道路の早期整備

首都圏三環状道路、中でも外環道（関越道～東名高速）は完成すれば、都心に流入している通過交通が迂回できるようになるため、渋滞解消による高い経済効果に加え、首都圏におけるCO2排出量削減効果、交通事故の減少など様々な整備効果が期待されている。とりわけ、首都直下地震等の発災時には一部区間の不通が生じた際にも速やかに移動することが可能となる迂回機能（リダンダンシー）を発揮し、日本の東西交通の分断を防ぐことから、外環道（関越道～東名高速）をはじめとした災害時に重要な役割を担う道路について早期整備を推進するとともに、外環道の東名高速以南についても早期事業化を図るべきである。加えて、都市計画道路や臨港道路等のさらなる整備も同様に推進すべきである。

さらに、災害時の救急救命活動や復旧支援活動の妨げとなる交通渋滞については早急に対策を講じるべきである。とりわけ中央道の調布付近等については早期に対策を推進すべきである。

④災害時に道路が確実に機能するための措置の実施

▶ 災害時に立ち往生した車両の撤去権限拡大

先述の通り、首都直下地震等の大災害発生時には交通規制が実施されるが、その際、立ち往生車両や放置車両によって、緊急通行車両の通行のための最低限の通行空間が確保されず災害応急対策の実施に著しい支障が生じ

7. 事業 (2)意見活動

る懸念がある。これを解消するために、道路管理者に対して、緊急通行車両の通行の妨害となっている車両等の移動等に関する権限を付与するため、昨年11月に災害対策基本法の一部を改正する法律が施行され、放置車両対策の強化を図るための措置が盛り込まれた。

しかし、同法によりこれらの権限が付与されるのは、道路法に規定された道路管理者等に限定されており、港湾法に規定された臨港道路の管理者である港湾管理者は対象外となっている。東京港が災害時に果たすべき役割は先述の通り極めて重要であることから、災害対策基本法など法令の改正等により、臨港道路の管理者に対しても、自ら立ち往生車両や放置車両の移動等を可能にし、やむを得ない限度での破損を容認するとともに、併せて損失補償を規定するといった放置車両等の移動等に関する権限が付与されるよう、国に対して強力に働きかけるべきである。

➤ 災害時交通規制のさらなる周知

首都直下地震等の大災害発生時には、緊急自動車の円滑な通行を確保するために、第一次交通規制として、環状7号線から都心方向、および、緊急自動車専用路に指定された路線の一般車両の通行が禁止されることになっている。また、第二次交通規制として、その他の路線についても交通規制が実施されることになっている。交通規制が実施されると、高速道路を通行中の自動車は付近の出口から降りることになり、環状7号線内側の道路を通行中の自動車は速やかに道路外の場所、または、環状7号線の外側の場所に移動することになるが、こうした規制の周知が徹底されないと発災時に道路機能が麻痺することが懸念される。従って、災害時の交通規制のさらなる周知を実施するとともに、平時から発災時の道路状況をシミュレーションし、適切な誘導が図れるよう態勢を整えるべきである。

なお、大災害発生後に、避難等の目的であっても新たに自動車を乗り出すことがないよう、都民一人一人が認識しておくことが肝要であることは言うまでもない。

(4) 中小企業による防災技術開発の支援

➤ 先進的防災技術実用化支援事業・展示商談会の拡充、産学公連携促進

東京都は昨年度、都内の中小企業等が取り組む都市防災力を高める新規性の高い技術開発について、その実用化を支援するとともに、普及を後押しするなど、優れた防災技術(免震制震装置、感震ブレーカー、災害時情報システム、救助器具等)の創出を促進するために、先進的防災技術実用化支援事業(実用化経費助成)を創設した。本事業は中小企業等による防災技術開発の支援に資するとともに、中小企業等の成長・発展にも寄与する制度である。また、東京都中小企業振興公社において防災関連の展示商談会を実施しているが、防災市場は今後も拡大が見込まれることから、中小企業の活力を都市防災力の向上に活かすためにも、これらの事業を拡充されたい。

加えて、東商は2012年に首都大学東京と産学公連携に関する業務協定を、また、昨年に東京都立産業技術研究センターと都内産業振興事業への協体制強化に関する協定をそれぞれ締結したが、こうした協定関係を通じた防災技術開発のための産学公連携の促進も有効である。

(5) その他

①他の地方公共団体との連携強化

➤ 首都圏内の地方公共団体との連携強化

東京都は九都県市の枠組みを通じて、国に対する地震防災対策等の充実強化に関する提案活動や、合同防災訓練、ホームページ等を通じた情報発信に努めているが、首都直下地震は地震発生の場所が事前に特定できないことに加えて、都内のみならず首都圏全域に影響を及ぼすことから、首都圏内の地方公共団体で連携して取り組むこれらの活動について、より積極的に展開されたい。

➤ 都内区市町村のBCP策定・更新に対する支援の強化

先述の通り、首都直下地震等の大災害の人的・物的被害や経済的被害を最小限に抑えるためには、政府や企業におけるBCP(事業継続計画)の遂行等が非常に重要な要素となる。加えて、大災害時に地方公共団体は応急・復旧・復興対策の最前線に立ち、現場対応等に非常に重要な役割を担うことから、いかなる災害であっても機能不全に陥ってはならない。

しかし、東京都はBCPを策定済であるが、都内区市町村でBCPを策定している割合は、昨年4月時点で67.7%(62区市町村中42団体)にとどまっている。従って、東京都におかれては、東京の都市防災力の向上に向けて、未策定の地方公共団体に対する策定支援や、策定済の地方公共団体に対する継続的な見直しに係る支援、さらにはノウハウの提供や情報共有など、都内区市町村のBCP策定・更新に対する支援を強化していくことが求められる。

➤ 他の地域の地方公共団体との応援要員派遣、救援物資提供に関する協定の締結

東京都はこれまでに「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定(全国知事会)」や「20大都市災害時相互応援に関する協定」を締結し、九都県市においても昨年「関西広域連合と九都県市との災害時の相互応援に関する協定」を締結したところである。こうした協定は発災時の応援要員派遣や救援物資提供に有効なこ

とから、他の地域の地方公共団体やブロックとの協定締結も推進していくべきである。また、平時から協定締結先の地方公共団体等との交流・情報交換を図り、有事に備えておくことも有効である。

②国に対して働きかけるべき事項

- ▶ 首都直下地震等、大災害時の東京都災害対策本部と政府災害対策本部・現地対策本部との緊密な情報共有・連絡体制の構築に向けた協議の推進

昨年5月に、舛添知事と古屋内閣府特命担当大臣（防災、※当時）が面会し、東京都と国は、2020年のオリンピック・パラリンピック東京大会の成功に向け、一体となって首都直下地震対策を推進するため、防災担当職員による合同検討チームが設置されるに至った。この合同検討チームでは、首都直下地震対策を効率的・効果的に推進していくための各種議論・検討がなされているが、特に、東京都災害対策本部と政府災害対策本部・現地対策本部との緊密な情報共有・連絡体制の構築に向けた具体的な課題抽出に関する協議を推進していくべきである。加えて、発災時の東京都と国の役割分担を明確にし、シミュレーション等を通じて一刻も早い復旧が可能となる体制を構築していくべきである。
- ▶ 首都中枢機能維持基盤整備等地区の拡大

一昨年12月に首都直下地震対策特別措置法が施行され、昨年3月には同法に基づく緊急対策区域に東京都の全区市町村が、また首都中枢機能維持基盤整備等地区に千代田区、中央区、港区、新宿区がそれぞれ指定された。このうち、首都中枢機能維持基盤整備等地区については、同地区内の地方公共団体が計画を作成することで、ライフラインやインフラ施設の整備等基盤整備事業（まちづくりと併せた緊急輸送のための道路の拡幅・公園の整備等）に係る開発許可等の特例や、備蓄倉庫や非常用発電設備室等の安全確保施設に係る都市再生特別措置法の適用、道路占用の許可基準の特例（緊急輸送確保のための看板・標識の設置等）が受けられることになっている。首都中枢機能維持基盤整備等地区は、首都中枢機能の維持を図るために必要な基盤の整備や、滞在者の安全確保を図るために必要な施設の整備等を緊急に行う必要がある地区として、首都中枢機能の集積状況や、昼夜間人口等を考慮の上、上記4区が指定されたが、首都中枢機能の維持を図るには4区のみならず都市機能が高度に集積している地域を有する区域をより広範に指定することが望ましい。
- ▶ 事業者が一時滞在施設に協力しやすくなる制度の確立

本年7月に、九都県市首脳会議は国に対して、地震防災対策等の充実強化に関する提案書を提出した。その中で、事業者が一時滞在施設に協力しやすくなる事項として、先述した「発災時の損害賠償責任が事業者に及ばない制度」の創設に加えて、受け入れた帰宅困難者のための3日分の備蓄に対する財政措置や、一時滞在施設の運営に際して事業者が負担した費用について、災害救助法による支弁を受けられることを明確にすること、「むやみに移動を開始せず、安全な場所に留まる」という発災時の原則を周知徹底させることを提案している。先述の通り、首都直下地震時に必要な帰宅困難者の一時滞在施設は約92万人分と想定されているが、現状は約24万人分の確保にとどまり大幅に不足しており、民間事業者の協力を得て確保を促進していくことが喫緊の課題であることから、上記の提案が実現されるよう国に対して積極的に働きかけられたい。
- ▶ 災害時における安定的な燃料供給手段の確立

東日本大震災時には、宮城、茨城、千葉等の6製油所が稼働を停止し、平常時の約3割に相当する処理能力が失われた。こうした教訓を踏まえ、国は石油備蓄法を2012年11月に改正し、災害時における国家備蓄の放出や石油元売会社に対する供給連携計画を義務付けるなど体制強化を図っているが、首都直下地震等の大災害発生時に燃料供給が確保されないと都内のみならず首都圏は大きく混乱し、都民生活や産業活動に支障を来すとともに、復旧・復興の妨げになることが懸念される。また、公的機関や民間の重要施設では非常用発電設備が確保されているが、スペース等の問題から重油等燃料の備蓄量が3日分に満たないなど限られているケースが多い。首都直下地震の被害想定（内閣府中央防災会議）では、広域での停電発生の可能性を指摘しているが、停電が発災直後から長期化した場合は非常用電力が得られなくなる可能性も考えられる。その場合、ビル等の大規模建築物内の一時滞在施設では、照明や館内放送設備、エレベーター、スプリンクラー等が使用できず安全性が確保できないことから、やむを得ず、受け入れた帰宅困難者に対して施設からの退出を求めざるを得ないことも想定される。従って、大規模災害の発生に備え、国において国家備蓄燃料の都内への供給ルートを具体的に設定するとともに、輸送手段を明確にするなど、燃料供給体制のさらなる強化に向けた対策を充実させることや、重要施設（災害拠点病院等の医療機関、上下水道施設、警察・消防施設、交通施設等）、一時滞在施設へ安定的に燃料が供給される体制整備が実現されるよう、国に対して積極的に働きかけられたい。
- ▶ 民間が行う迅速かつ円滑な復旧活動のための規制緩和

首都直下地震の被害想定（内閣府中央防災会議）で経済的被害は約95.3兆円と想定されているが、発災時の被害を最小限に抑えるためには、行政のみならず民間が迅速かつ円滑に復旧に向けた取り組みを行えるようにしておかなければならない。従って、消防法における自家発電設備の設置に伴う備蓄燃料に関する規制や、石油コンビナート地域の防災・減災対策を推進するための消防法・高圧ガス保安法・毒物及び劇物取締法等の技術基

7. 事業 (2)意見活動

準、公有水面埋立に関する基準や要件、災害対策基本法における道路規制の対象車両等、発災時に民間が行う復旧活動の阻害となりうる規制の緩和を、国に対して働きかけられたい。

3. 東京都との協定に基づく東商の取り組み

東商は、東京都と締結した「不燃化推進特定整備事業の推進に関する協定（木密対策推進協定）」や、「東京の防災力向上のための連携協力に関する協定」に基づき、東京都と密に連携をしながら、都市防災力の向上に資する下記の活動を実施しているが、今後も鋭意展開し、東京の防災力の向上に貢献していく所存である。

- 帰宅困難者対策等
 - ・帰宅困難者対策条例のさらなる周知
 - ・民間一時滞在施設の確保支援
 - ・帰宅困難者対策訓練への協力
 - ・家族との安否確認訓練の実施
 - ・中小企業の防災技術開発製品化支援
 - ・防災をテーマとした会員交流事業の開催
 - ・防災関連の先進施設視察会
 - ・機関紙やホームページを通じた防災情報の発信
 - ・災害時の備蓄品の流通および官民連携促進に関するパネルディスカッション
- B C P 策定支援
 - ・中小・小規模事業者を対象とした策定支援講座の開催
 - ・会員企業等を対象としたシンポジウムの開催
 - ・模擬災害体験シミュレーション講座の開催
 - ・東商版 B C P 策定ガイドの配布
- 木密対策
 - ・各地区での説明会の開催
 - ・建設・不動産業等木密対策協力企業のリスト化
 - ・建替え・住替え相談会等への相談員の派遣協力等
- 建築物の耐震化対策
 - ・東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例のさらなる周知
 - ・東京都耐震マーク表示制度のさらなる周知

以上

2015年度第8号

2015年10月 8日

第676回常議員会決議

<提出先> 東京都知事・幹部、東京都議会議長、各政党役員 等

<実現状況>

○「東京都震災復興マニュアル」の改定が実施された。

○東京都との連携により、災害発生時の「家族との安否確認訓練」を9月および翌2月に継続的に実施。 等

9. 東京の国際競争力強化に向けた要望

I. 基本的な考え（現状と課題）

1. 日本の中の東京の位置付け

東京はこれまで世界有数の大都市として発展するとともに、日本の経済・文化等あらゆる面での「牽引役」としての役割を果たしてきた。その一方で、昨今の総人口の減少、地方の疲弊の顕在化等により、「地方創生」の必要性が大きくクローズアップされてきている。

この「地方創生」と「東京のさらなる発展」とは車の両輪である。全国的な人口減少、少子化、高齢化が進行する中で、これからもわが国が持続可能な成長を実現していくためには、これまでの様々な分野での多様な集積を活かして世界から資金や人材、情報と呼び込み、東京の国際競争力を高めていくことが不可欠である。その結果生じてくる様々な効果を地方に波及させるとともに、それぞれの地方が個性や独自の資源を活かして地域づくりを進めていくことによって「地方創生」を図っていくことが重要である。

加えて、わが国が「人口減少社会への対応」という難題に直面する中、東京都の合計特殊出生率は全国で最下位であることから、若者の結婚をバックアップする施策と、東京都における出生率の向上に資する施策をともに推進していかなければならない。

2. 世界の中の東京の位置付け

グローバル化の一層の進展に伴い、アジア主要都市が国家戦略のもとで国際的なハブ機能や金融機能の拡大を目指し、インフラや市場の整備を進め急速に成長していることから、世界の都市間競争が激化している。

その結果、ビジネスコストの高さや規制・許認可制度の厳しさ、外国人の受入環境の不十分さ、文化・交流分野の集客資源や機能、国際交通・物流ネットワークや空港までのアクセス等の理由で、東京の国際競争力は相対的に低下している。

世界有数の大都市であり、わが国の経済成長のエンジンである東京が、世界の熾烈な都市間競争を勝ち抜き、存在感を高めていくためには、国家戦略特区を十分に活用し、経済をより一層世界に開くことで、新興国等の新たな成長を取り込んでいくことが不可欠である。

3. 都市防災力の向上

今後30年で70%の確率で発生すると予想される首都直下地震では、人的・物的・経済面など経済社会のあらゆる面で国難とも言うべき甚大な被害が想定されている。また、河川の氾濫、火山の噴火への対策も必要になってきている。

内閣府中央防災会議は、耐震化・出火予防策（感震ブレーカー等の設置による電気関係の出火の防止）の促進、初期消火成功率の向上、政府・企業におけるBCPの遂行により、死者は約10分の1、経済的被害も半減できる見通しを示している。さらには、本年3月末に「首都直下地震緊急対策推進基本計画」の変更が閣議決定され、今後10年間で達成すべき減災目標として、首都圏で想定される最大の死者数約2万3千人の概ね半減、想定される最大の建築物全壊・焼失棟数約61万棟の概ね半減が、それぞれ設定されたところである。従って、官民が総力を挙げて、ソフト・ハード両面の多岐にわたる防災・減災対策に着実に取り組むことで都市防災力を向上させ、被害を最小限に抑えることが重要である。

東京が国際競争力を強化し、国際的ビジネス拠点としての確固たる地位を確立するには、防災・減災対策が万全に施され、国内外から安全・安心面での信頼を得ていることが大前提となる。

また、高度経済成長期以降に集中的に整備されたインフラが老朽化し、東京のみならず全国的に対策が急務である。厳しい財政制約の中で、対象とするインフラに優先順位を付けて、効果的・効率的に対策を推進することが不可欠である。

4. 5年後、10年後を見据えた取り組みの推進

国土交通省が、社会資本整備の具体的指針として策定した「社会資本整備重点計画」や、交通政策の具体的指針として策定した「交通政策基本計画」は、いずれも概ね5年後の2020年度までを計画期間としている。

また、大都市圏を含む長期的な国土づくりの指針である「国土形成計画」や、今後策定される首都圏版の計画である「首都圏広域地方計画」、中長期的な視座に立った大都市政策のあり方を示した「大都市戦略」は、いずれも今後10年程度を見通した計画・戦略である。上記の計画・戦略にはいずれも、東京の国際競争力の強化や都市防災力の向上等に関する方針や事業など重要な要素が多岐にわたり盛り込まれている。

さらに、「日本再興戦略」改訂2015では、世界の都市総合力ランキングにおける東京の順位を、現状の4位から2020年までに3位以内にすることを目標としている。

従って、5年後である2020年までに着実に成果を出すべき政策と、その先の概ね10年後（2025年頃）を見据えた政策の実現に向けて、上記の計画・戦略に盛り込まれた事業を含めた下記の取り組みを、同時並行で推進していく必要がある。

加えて、東京商工会議所が全所的に推進している「声かけ・サポート運動」など、「心のバリアフリー」を促進し「共助の心」を醸成する取り組みを通じて、誰もが安心・安全・快適に暮らし過ごせる地域社会を実現していく必要がある。

II. 要望項目

東京の国際競争力を強化するために必要な政策や民間における取り組みの推進に関して、下記の通り要望する。

なお、東京商工会議所は、東京23区を活動範囲とする地域総合経済団体であるが、今後も国土交通省や東京都等と連携しながら、首都・東京の活力強化や地域振興に資する取り組みを鋭意、推進していく所存である。

1. 2020年までに着実に成果を出すべき政策

(1) 少子化、高齢化に対応するための政策

▶ 老朽化した団地等の更新に併せた保育施設や高齢者支援施設の設置促進

東京都の人口は、将来における政策の効果を加味しない前提では、2020年の1,336万人をピークに減少に転じるとともに、高齢化が一層進行し、高齢化率は2010年の20.4%から2060年には39.2%となる見込みである。また、全国に比べて、2010年から2060年の間に、東京では老年人口が急激に増加し、高齢世帯も増加していく見込みである。

7. 事業 (2)意見活動

一方、2006年から2010年の5年間における出生数は約53万人であり、2010年から2015年は約46万人と予測されているが、15歳から49歳の女性の人口減少等により、2055年から2060年の5年間における出生数は約23万人まで減少する見込みである。わが国が「人口減少社会への対応」という難題に直面する中、人口減少、少子化、高齢化は東京においても避けて通れない大きな課題であり、こうした人口動態の変化に合わせた都市機能の構築が求められている。

こうした中、東京では、特別養護老人ホーム等の老人福祉施設や、深刻な待機児童問題の解消に向けた保育施設の設置促進が喫緊の課題となっている一方で、東京は地価が高くこれらの施設整備のための土地の確保が他地域に比べて困難な状況にある。従って、国有地や都有地への設置のみならず、老朽化した団地やニュータウン、マンションの更新に併せて、容積率の割増等のインセンティブを通じて、設置を促進していくことが望ましい。

➤ 3世代同居・近隣居住の促進

育児に祖父母が協力できる3世代同居の多い地域では、出生率が高い傾向がある。高齢者対策としても重要である3世代同居や近隣居住を促進するために、インセンティブとなる施策を実現されたい。また、公営住宅への優先入居等の措置をさらに推進していくことが望ましい。

➤ 交通機関や公共空間におけるバリアフリーの推進

「交通政策基本計画」では、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会も踏まえて、全ての人が参画できる社会を実現するとともに、高齢化社会におけるスムーズな移動を実現するために、「バリアフリーをより一層身近なものにする」を目標の一つに掲げ、車両や旅客施設等のバリアフリー化、ホームドアの設置に関する数値指標を盛り込んでいる。また、「社会資本整備重点計画」では、「人口減少・高齢化等に対応した持続可能な地域社会を形成する」を重点目標の一つに掲げ、目標を実現するための政策パッケージとして「安心して生活・移動できる空間の確保（バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進）」を設定し、都市公園や特定路外駐車場、特定道路等におけるバリアフリー化率を数値目標として盛り込んでいる。

高齢化社会への対応のみならず、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の開催に伴い、国内外から多くの人々が東京を訪れることから、上記の計画に盛り込まれた数値目標を達成するための施策を鋭意推進し、公共交通機関や歩行空間、公共空間等のバリアフリー化を着実に進め、誰もが安全で円滑に移動でき、安心して過ごすことができる環境を整備していくべきである。

➤ BRT、LRT等高齢者にも優しい中規模な公共交通の整備

人口減少、少子化、高齢化社会では、行政、医療・福祉、商業等、生活に必要な都市機能、居住機能を駅周辺等の交通拠点から一定の地域に集約する地域構造（コンパクトシティ）へ再編していくことが重要である。また、地域社会の活性化を図る上でも、日常生活に必要な交通手段を確保することは不可欠である。従って、乗降の容易性、定時性、速達性、快適性、整備コストなどの面で優れた特徴を有するなど、人と環境にやさしい公共交通であるBRT、LRT等高齢者にも優しい公共交通の重要性は、東京のみならず全国的にますます高まると思われることから、整備を促進していくべきである。

なお、東京においては、人口が増加し、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会および大会後の開発によって多くの来訪者が見込まれる臨海副都心と都心各拠点を結ぶ新たな交通機関としてBRTの導入を計画している。また、これに併せて、燃料電池・連節バスの導入支援も進めようとしている。BRTの導入に際しては、車両基地の整備や保守点検設備の導入に際して多くの初期投資を要する他、BRT導入に関する行政手続きについては、一部の許認可手続きが簡素化されているものの、依然として一定程度の時間を要している状況である。BRT整備をより早期に進め、他地域のモデルケースとしていくためにも、初期投資に対する支援や行政手続きの一層の簡素化を実施していくことが望ましい。

➤ テレワークの普及・促進に向けた取り組みの推進

ICT（情報通信技術）を活用した、働く場所にとらわれない柔軟な働き方であるテレワークは、仕事と家庭の両立、ワーク・ライフ・バランスの促進、高齢者や障害者介護を担う者の就業促進、災害時の事業継続性の確保、都市部への人口・機能の一極集中による弊害の解消など、様々な効果が期待されていることから、人口減少、少子化、高齢化社会においてさらなる普及・促進を図るべき施策の一つである。

国土交通省では、テレワーク人口実態調査や、テレワークセンターの整備、普及・啓発活動に取り組んでいるが、テレワークのさらなる普及・促進に向けてより積極的に展開されたい。

➤ 心のバリアフリーの推進に資する事業の積極展開

生活・価値観の多様化や情報化の進展、個人主義の浸透など現代社会における様々な要因により、人と人とのつながりや他者を思いやる共助の心が失われつつある。その結果、マナーの悪化やモラルの低下などにより、様々な社会問題が顕在化している。そうした中、訪日外国人客の一層の増加や、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会を契機として、交通機関や公共空間におけるバリアフリー化や多言語表記などハード面の整備は進みつつあるが、誰もが安心・安全、快適に暮らし過ごせる地域社会を実現するためには、おもてなしの精神や他者を思いやる共助の心を涵養するなど、ソフト面の対応も不可欠である。

国土交通省では、バリアフリー化の促進に対する国民の理解を深め協力を求める「心のバリアフリー」を推進するため、高齢者、障害者等の介助体験や疑似体験を行う「バリアフリー教室」を開催している。「心のバリアフリー」を推進することは、「日本再興戦略」改訂2015にも明記されており、こうした取り組みは、共助社会の実現のみならず東京のおもてなし力の向上にも非常に有効なことから、鋭意推進されたい。

なお、東京商工会議所では、上記の認識に基づき、高齢者や子ども、妊婦、子ども連れの方、障害者、外国人等を社会全体で見守り支え合う気運を醸成させ、誰もが安心・安全・快適に暮らし過ごせる地域社会を実現するために、「声かけ・サポート運動」を全所的に推進しているところである。官民を挙げてこうした取り組みを実施し「心のバリアフリー」を推進していくことは有意義であり、広い意味で東京の国際競争力の強化に資するものである。

(2) 東京の国際競争力を高め、新たな成長を取り込むための政策

① 国際競争力強化に資する都市再開発・まちづくりの推進

▶ 都市再生制度の充実強化を通じた民間都市再生事業の推進

グローバル化の一層の進展に伴い、アジア主要都市がインフラや市場の整備を進め、急速に成長していることから世界の都市間競争が激化し、その結果、東京の国際競争力は相対的に低下している。そうした中、わが国の経済成長のエンジンである東京が、世界の熾烈な都市間競争を勝ち抜き、存在感を高めていくためには、官民が連携して市街地の整備を強力に推進し、世界から資金や人材、情報を呼び込むことができる魅力ある都市拠点をより一層形成していくことが喫緊の課題となっている。

上記の課題を解決するために、国は、都市再生の拠点として、都市開発事業等を通じて緊急かつ重点的に市街地の整備を推進すべき地域として、全国63地域を「都市再生緊急整備地域」に指定している。同地域においては、容積率等土地利用規制の緩和や、都市計画の提案、事業許可等の手続期間の短縮など、都市再生特別措置法に基づく特別な措置が用意されている。

また、都市の国際競争力の強化を図る上で特に有効な地域として、全国12地域を「特定都市再生緊急整備地域」に指定している。同地域においては、「都市再生緊急整備地域」における特別な措置に加えて、道路上空利用のための規制緩和や下水の未利用エネルギーを民間利用するための規制緩和などの措置を通じて、民間都市開発を支援している。

両地域では、上記の特別な措置に加えて、国土交通大臣の認定を受けた大規模で優良な民間都市再生事業に対して、税制支援や金融支援等を実施している。現在、民間都市再生事業計画として82計画（うち東京都内を事業区域とする計画は39計画）が認定されており、民間投資額の倍以上の経済波及効果が期待されている。しかし、民間都市再生事業計画の大臣認定の申請期限が来年度末までであることから、都市再生特別措置法を一部改正し申請期限を延長すべきである。さらには、国際競争力強化に資する施設の整備を促進するための民間都市再生事業に対する新たな金融支援措置や税制支援、街区の特性に応じた容積率等土地利用規制の緩和など、措置のさらなる拡充を図られたい。

都内における指定状況

東京都心・臨海地域	特定都市再生緊急整備地域
秋葉原・神田地域	都市再生緊急整備地域
品川駅・田町駅周辺地域	特定都市再生緊急整備地域
新宿駅周辺地域	特定都市再生緊急整備地域
環状四号線新宿富久沿道地域	都市再生緊急整備地域
大崎駅周辺地域	都市再生緊急整備地域
渋谷駅周辺地域	特定都市再生緊急整備地域
池袋駅周辺地域	特定都市再生緊急整備地域

出典：国土交通省資料

都市再生緊急整備地域への主な支援の概要

支援の概要		都市再生緊急整備地域	特定都市再生緊急整備地域
法制上の支援	容積率制限の緩和	既存の用途地域等に基づく規制にとらわれず自由度の高い計画を定めることにより、容積率制限の緩和が可能	
	規制緩和	—	・道路の上空利用 道路の付け替え、廃道をせずに、道路上空に建築物を建てることが可能

「声かけ・サポート運動」ポスター



7. 事業 (2)意見活動

			・下水の未利用エネルギーの民間利用
	その他	・都市再生事業を行おうとする者からの都市計画の提案制度 ・都市再生事業を施行するために必要な市街地開発事業の許可等について、許可期間を設定(3カ月以内)	
税制 支援	所得税・法人税	5年間 3割増償却	5年間 5割増償却
	登録免許税	建物の保存登記について 本則 0.4%を 0.35%に軽減	建物の保存登記について 本則 0.4%を 0.2%に軽減
	不動産取得税	課税標準から都道府県の 条例で定める割合を控除	課税標準から都道府県の 条例で定める割合を控除
	固定資産税・ 都市計画税	5年間 課税標準から市町村の 条例で定める割合を控除	5年間 課税標準から市町村の条例で定める割合を控除
金融支援	民間事業者が行う公共施設等の整備を伴い、環境に配慮した都市開発の整備に対して支援を行う		

出典:国土交通省資料

➤ 国家戦略特区における都市計画法等の特例に基づく都市再開発プロジェクトの推進

国家戦略特区では、世界から資本・人材を呼び込む国際的ビジネス環境の整備等を目的に、多岐にわたる規制改革メニューが用意されている。このうち、都市計画法等の特例措置では、居住環境を含め、世界と戦える国際都市の形成を図るために必要な施設（都心居住のための住宅、オフィスビル、コンベンション施設等）の立地を促進するため、区域計画に記載して内閣総理大臣の認定を受けることにより、都市計画の決定等や事業に係る許認可等がなされたものとみなすワンストップ処理が可能であり、都市再開発プロジェクトの迅速な推進に大いに寄与している。

現在、東京圏の区域計画には、本特例措置に基づく複数の都市再開発プロジェクトが盛り込まれているが、着実かつスピーディーに推進していくことが期待される。また、本特例措置の追加対象となっているプロジェクトも数多くあるため、プロジェクトの具現化に向けて、新たな区域計画を速やかに認定していくことが肝要である。

さらには、本年8月に東京圏の国家戦略特区の都内における区域が、9区から東京都全域へ拡大された。従って、9区以外の地区における都市再開発プロジェクトなど、対象となるプロジェクトをさらに追加していくことで、国際的ビジネス環境や外国人向け生活環境の整備をより一層促進していくことが望まれる。

なお、国家戦略特区を通じて国際都市の形成を図るために必要な施設（都心居住のための住宅、オフィスビル、コンベンション施設等）の立地を促進し、拠点形成を図っていくためには、税制支援等の拡充や、日影規制の緩和、借地借家法の正当事由の拡大も検討すべきである。さらに、東京都駐車場条例や地域ルールで、大規模建築物に対する駐車場の付置義務が課せられているが、一定の駐車需要が見込めないエリアもあることから、付置義務の一層の緩和も検討すべきである。

➤ 国家戦略特区における道路法の特例に基づくまちなぎわい創出

都市における国際的なイベントの実施や多言語看板、オープンカフェの設置等に係る道路占用許可基準の緩和（道路法の特例措置）が初期メニューに盛り込まれた。本特例措置に基づき、東京圏の区域計画には、大手町・丸の内・有楽町、新宿副都心、大崎、蒲田駅周辺の各地区において、都心型MICEおよび都市観光の推進を図る取り組みが盛り込まれたが、こうした取り組みは都市の魅力向上に有効なことから、鋭意推進すべきである。また、他地区からも本特例に係る具体的な提案があることから、区域計画に盛り込むことで、都内各地区において実施していくことが期待される。

なお、国際的なイベントの実施や多言語看板、オープンカフェの設置等に係る道路空間の利用には、道路交通法に基づき所轄警察署長による道路使用許可が必要であるが、手続き等の簡素化を図っていくことが望ましい。

➤ 大街区化など地域全体の防災力向上にも資する都市再開発プロジェクトの誘導

都内には、旧耐震基準で建てられた老朽ビルが多く存在している。「都市再生緊急整備地域」をはじめとした都市機能が高度に集積している地域において、民間による優良な再開発プロジェクトを誘導することで、老朽ビルを耐震性に優れ、非常用電源設備など防災機能を備えたビルへと更新していくとともに大街区化を促進していくことは、地域全体の防災力の向上を図る上で有効である。

従って、地域の理解のもと、街区の特性に応じた容積率等土地利用規制の緩和、税制支援や、ソフト・ハード両面にわたる都市防災力の向上に資するエリア防災の促進等を通じて、再開発プロジェクトを誘導・促進し、老朽ビルの更新も図っていくことが望ましい。その際、災害時業務継続地区（BCD）の整備や免震・制震装置の導入が重要であるため、これらに係る支援措置を鋭意、推進されたい。

➤ 水辺や緑の空間を活かした魅力ある快適なまちづくりの推進

水や緑といった豊かな自然、歴史や文化に根差した「うるおい」のあるまちなみや景観は地域固有の重要な資産であり、これらを保全・活用することは都市の魅力向上につながるだけでなく、地域活性化や観光振興にも寄与する。従って、にぎわいのある水辺空間の形成に資する事業や水辺の緑化、都市再開発などを通じた緑地の創

出に鋭意、取り組まれない。また、水と緑による「うるおい」のあるまちなみや景観を、海外にはない「日本ならではの」の魅力として、世界へ広くアピールしていくことも重要である。

さらに、上記に関連し、魅力があり快適なまちづくりを推進していく上で、都市公園の整備や公園施設の老朽化対策の実施、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会を見据えた路面温度抑制対策も推進していくべきである。

▶ エリアマネジメントによる優れた都市空間をショーケースとして世界に広く発信すること

地域ルールに基づくまちづくりや、公共施設や公開空地を活用したイベント開催等のにぎわい創出、防災訓練やパトロールによる安全・安心の確保、エリア循環バスやレンタサイクルの運営等の地域交通事業をはじめ、地権者や企業、開発事業者等の民間が主体的に行う、地域の環境および価値を維持・増進するための取り組みであるエリアマネジメントは、質の高い都市空間の形成に大いに寄与している。エリアマネジメント団体によるソフト的な活動は都市の魅力向上や国際競争力の強化にとって重要な要素であるため、エリアマネジメント団体に対する税制面等の支援を強化していくことで、活動をより一層促進していくべきである。

加えて、シティセールス等の機会を捉えて、エリアマネジメント等により優れた都市空間自体をショーケースとして世界に広く発信していくこと、さらには、わが国がこれまで培ってきた都市再開発に関する技術やノウハウを広く世界に展開していくことが期待される。

②陸・海・空の交通ネットワーク強化と機能の向上

▶ 外環道（関越道～東名高速）など国際競争力の強化に資する道路の整備

首都圏三環状道路は、渋滞解消や物流の信頼性向上、地域経済の活性化・雇用の創出をはじめとした高い経済効果など、多岐にわたる整備効果が期待されている。

本年3月に首都高速中央環状線が全線開通したが、開通後3カ月の整備効果として、渋滞緩和効果の継続的な発現（中央環状線内側において、利用交通量は約5%減少、渋滞損失時間は約5割減少）、また、それに伴い定時性や安全走行性が向上し、経済活動の効率化、生産性の向上に寄与するなど、高いストック効果が発現している。圏央道も順次整備されているが、上記と同様の効果に加えて、観光・レジャー面や沿線への物流施設の新規整備等においても高いストック効果が発現している。

しかし、首都圏三環状道路の整備率は約74%で、諸外国の主要都市と比較すると未だ十分ではない。首都圏の再生のみならず、わが国全体の活性化につなげていくためにも、首都圏三環状道路は着実に整備を促進していくべきである。

中でも特に、外環道（関越道～東名高速）は完成すれば、上記と同様に都心に流入している通過交通が迂回できるようになるため、渋滞解消による高い経済効果やCO2排出量削減効果、生活道路等における交通事故の減少など多岐にわたる整備効果が期待されている。とりわけ、首都直下地震等の発災時には一部区間に不通が生じた際にも速やかに移動することが可能となる迂回機能（リダンダンシー）を発揮し、わが国の東西交通の分断を防ぐことから、外環道（関越道～東名高速）をはじめ、国際競争力の強化に寄与し災害時にも重要な役割を担う道路は早期整備を推進すべきである。さらに、後述の通り、外環道の東名高速以南についても早期事業化を図るべきである。

また、国道357号線（東京港トンネル、多摩川トンネル、その他未整備区間）をはじめとした都内の交通円滑化や首都圏の都市間連携の強化に寄与する道路や、都市計画道路、臨港道路等のさらなる整備も推進すべきである。さらに、災害時の救助・救命活動や復旧支援活動の妨げとなる交通渋滞については早急に対策を講じるべきである。とりわけ中央道は渋滞対策が急務であるため、年内を目標とした調布付近上り線の3車線運用の開始に期待するとともに、今後は小仏トンネル付近についても早期に工事が着手されることを望む。

なお、幹線道路をはじめとした社会資本整備は、民間投資との連携を図りストック効果を最大化するために、供用時期の見通し等をきめ細やかに情報提供していくことが重要である。

▶ 利用者にとって分かりやすい首都圏の高速道路のシンプルな料金体系の構築

国土交通省の社会資本整備審議会道路分科会国土幹線道路部会では、本年1月に『高速道路を中心とした「道路を賢く使う取組」の基本方針』を公表し、その後の意見募集を経て、去る7月に高速道路を中心とした「道路を賢く使う取組」の中間答申が公表されたところである。また、9月には、中間答申に基づき、首都圏の新たな高速道路料金に関する具体方針（案）が示された。

中間答申および具体方針（案）には、整備の経緯などにより、路線毎に決定した料金体系をつなぎ合わせた現行の料金体系から、大都市近郊区間における現行の料金水準を参考に、対距離制を基本とした料金体系の統一、外側の環状道路の利用が料金の面において不利にならないよう、経路によらず、起終点間の最短距離を基本に料金を決定することなどを軸とした圏域共通の新しい料金体系を来年4月から導入することが打ち出された。

東京商工会議所では、かねてから、環状道路の利用促進および都心に流入している通過交通の減少を図る観点から、対距離制を基本とし、起終点間の最短距離に基づく継ぎ目のないシンプルな料金体系の導入を主張しており、中間答申においてその方針が示されたことを歓迎している。東京商工会議所では、先述の意見募集時に多岐にわたり意見を申し上げたが、特に圏域共通の新しい料金体系に関して、高速道路は首都圏経済を支える極めて重要な基盤であることから、債務の確実な償還を念頭に置きつつも、国際競争力の強化や地域活性化を図る観点

7. 事業 (2)意見活動

から、料金の低減に向けた努力を払うべきである。加えて、導入後の激変緩和措置を含めて、料金の変更点について、利用者へ広く周知していくべきである。

➤ 都心と首都圏空港間のアクセス改善など、鉄道交通網のさらなる強化

東京が国際競争力を強化するためには、首都圏空港（特に羽田空港）と都心間のアクセス改善による移動利便性の向上が不可欠である。鉄道路線の整備、バスの運行充実等に向けて、国、東京都等関係自治体、事業者が緊密に連携し着実に対応していくことで、早期にアクセス改善が実現することを望む。

また、国土交通省で東京圏における今後の都市鉄道のあり方が議論されているが、東京都が本年7月に公表した「広域交通ネットワーク計画について」で整備について優先的に検討すべきと位置付けられた路線をはじめ、地元自治体や事業者からの要望が強い路線については、事業を推進するための課題を整理し、費用対便益を精査するなど整備に向けた取り組みを着実に進めるべきである。加えて、既存の都市鉄道網を活用した連絡線の整備などにより、都市鉄道ネットワークの充実や利便性の向上を図ることも、東京の国際競争力強化に有効である。

なお、首都圏の鉄道交通における混雑緩和や安全性の向上、輸送障害の改善に資する取り組みは引き続き、推進していく必要がある。加えて、訪日外国人旅行者の一層の増加や2020年オリンピック・パラリンピック東京大会を見据えて、交通系ICカードの利用エリア拡大や事業者間での共通利用およびエリア間での相互利用、公共交通機関における多言語での情報提供、無料公衆無線LANの導入を推進していくことも重要である。

➤ 踏切対策および連続立体交差事業の推進

都内には約1,060カ所の踏切があり、交通事故や交通渋滞、鉄道の輸送障害の一因となっている。「社会資本整備重点計画」で重点施策に位置付けられている通り、効率的かつ円滑で安全・安心な移動環境の実現に向けて、踏切システムの改善や踏切道の拡幅、連続立体交差事業を積極的に実施すべきである。なお、連続立体交差事業は、交通渋滞の解消や自動車平均走行速度の向上、鉄道の輸送障害の解消等に大きく寄与するとともに、まちづくりを促進するなど、高いストック効果が期待できることから、都内において鋭意推進すべきである。

➤ 京浜港の競争力強化に向けた取り組みの強化

京浜港（東京・横浜・川崎の三港）は、わが国の国際物流を支え、首都圏4千万人の生活と産業を支える極めて重要な拠点だが、規模や機能、コストの面でシンガポールや釜山などアジア主要港の急速な台頭により、相対的に地位が低下している。それに伴う基幹航路の減少が、輸送時間や物流コストの増大につながることから、わが国経済への影響が懸念されている。

国は、京浜港と阪神港を国際コンテナ戦略港湾として位置づけ、「選択と集中」に基づく重点的な投資を行うこととしているが、京浜港の国際的な地位を回復するためには、必要な機能の整備とコストを含めたソフト面の改善に早急に取り組まなくてはならない。特に東京港は、世界同時不況後も外貨コンテナ取扱量が増大し、昨年は過去最高に達しているが、現在の東京港のコンテナ取扱量と施設能力との差が大きくなり、交通混雑等の外部不経済が発生する要因となっているため、施設能力の向上等の抜本的な対策が必要不可欠な状況にある。従って、船舶の大型化に対応するための大水深コンテナターミナルの整備促進が求められる他、東京港の中央防波堤外側の新規埠頭の整備や、臨港道路南北線など道路ネットワークの強化、周辺道路の渋滞対策を着実に進める必要がある。同時に、京浜三港の連携による利用コストの低減や利便性・サービスの向上を一層推進することも不可欠である。一連の取り組みを実施し、東京港の機能強化を図っていかなければならない。

世界の港湾別コンテナ取扱個数ランキング

1982年		万TEU	2014年速報値		万TEU
1位	ロッテルダム	216	1位	上海	3,529
2位	ニューヨーク/ ニュージャージー	191	2位	シンガポール	3,387
3位	香港	166	3位	深圳	2,404
4位	神戸	150	4位	香港	2,228
5位	高雄	119	5位	寧波-舟山	1,943
6位	シンガポール	112	6位	釜山	1,868
7位	サンファン	92	7位	青島	1,662
8位	ハンブルク	89	8位	広州	1,641
9位	アントワープ	85	9位	トバイ	1,525
10位	横浜	84	10位	天津	1,405
16位	釜山	79	28位	東京	500
18位	東京	66			

出典:国土交通省資料

大水深コンテナターミナルの国際比較

国名	港湾名	水深16m以上のターミナル	
			整備中
日本	東京	0バース	2バース
	横浜	5バース	2バース
	大阪	0バース	1バース
	神戸	0バース	6バース
韓国	釜山	21バース	
中国	上海	16バース	
シンガポール	シンガポール	23バース(※)	

出典:国土交通省資料(日本:2014年12月時点、海外各港:2013年4月時点)
※最大水深は16mだが、16m未満のバースが含まれている可能性がある

➤ 首都圏空港の機能強化と容量拡大、さらなる国際化

羽田空港は、都心に近く24時間利用できる空港であり、わが国の将来を左右する重要なインフラであるため、

その機能を十二分に発揮させていくことが必要である。一方、首都圏空港における国際線需要は2012年度からの10年間で約6～8割増加する見込みで、概ね2020年代前半には約75万回の容量の限界に達する見通しとなっている。

従って、羽田空港の機能強化に向けて、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の開催までに実現し得る方策として提案されている滑走路処理能力の再検証、特定時間帯の活用、都心上空飛行経路の設定、駐機場やターミナルビル等の地上施設の整備等について、地元住民や環境、港湾機能等に十分に配慮をした上で着実に実現し、拡大した発着枠を使ってさらなる国際化を推進していくべきである。加えて、後述の通り、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の開催以降の方策として提案されている滑走路の増設についても鋭意、検討を進められたい。また、成田空港の機能強化に向けて提案されている方策についても、関係する地方公共団体等との議論を深めて着実に推進していくべきである。

これらの一連の方策を通じて、「社会資本整備重点計画」で重点施策に位置付けられている通り、2020年までの羽田・成田両空港の年間合計発着枠約8万回の拡大や、「交通政策基本計画」で掲げられている首都圏空港の国際線就航都市数（旅客便）をアジア主要空港並みにすることを着実に実現されたい。また、さらなる国際化により利用者に不便が生じないように、出入国管理、税関および検疫体制を確保していくことも重要である。

なお、世界の航空需要が増大を続ける中で、操縦士需要も増大することが予測されていることから、操縦士の確保・育成にも注力されたい。

加えて、羽田空港跡地に中小企業向けの研究開発施設・企業向けオフィス・交流施設や、全国の観光・地域資源や文化等を紹介する施設を整備する計画があるが、本計画は羽田空港の優れた立地特性を活かし、都内のみならず全国の産業や地域活性化に寄与するポテンシャルを有していることから、具現化に向けた取り組みを推進されたい。

③物流の効率化・高度化に資する施策の推進

▶ 物流拠点の再整備・機能更新、災害対応力の強化

東京は人口規模や経済面で世界有数の大都市であり、物流も活発に行われている。物流は、生産、流通、販売といった一連の経済活動に不可欠な要素であるが、経済の一層のグローバル化を背景に輸入の増大など物の動きも国際化していることや、インターネット通販の普及等を背景に小口・多頻度配送の需要が高まっていることから、集配送・保管・流通加工等の複数の機能を併せ持つ施設へのニーズが高まっている。従って、こうした動きに的確に対応し、東京および首都圏の物流拠点を高度化・効率化し、経済活動全般の生産性を向上していくことは、国際競争力を強化していく上で、ますます重要な要素になっている。

都内、特に臨海部等には、老朽化した物流施設が多く立地していることから、物流の高度化や効率化に向けて、建替えや集約化等の再整備、機能更新に対する税制優遇や、施設整備のための財政支援を拡充していくことが求められる。加えて、大規模災害時も機能する物流の構築に向けて、施設の耐震性強化や防災設備の設置促進に加えて、多様な輸送手段を活用した支援物資輸送に資する広域連携体制の構築、荷主と物流事業者とが連携したBCP（事業継続計画）の策定促進も重要である。

また、圏央道沿線に大規模な物流施設の立地が進展していることから、圏央道沿線をはじめとした郊外部の高速道路インターチェンジや幹線道路付近への立地支援を強化していく必要もある。首都圏の郊外部に大規模な物流施設の立地を誘導していくには、用途地域指定や地区計画など都市計画手法による土地の利用変更、土地区画整理事業等の手法が考えられる他、物流の効率化や一般道の渋滞対策にも資するスマートインターチェンジの設置も有効であるため促進していくべきである。

▶ 中心市街地等における荷さばきスペースの確保

中心市街地等では、店舗やオフィス等への貨物車による配送など、多くの物流が集中している。特に、駐車場を持たない建物が集中する地区では荷さばきスペースや駐車場が慢性的に不足していることで、貨物車がやむを得ず路上駐車し配送しなければならないなど、円滑な物流や配送に支障をきたしているとの声が非常に多い。従って、中心市街地等を中心に、荷さばき車両に配慮した駐車規制緩和区間の拡大や、既存駐車場の有効活用、共同配送や荷さばき時間帯の分離等のルール設定などの対策が求められる。また、高層ビル等が多く立地する地区等では荷さばき駐車場の他、物流を考慮した建築物の設計・運用により、貨物エレベーターや館内動線等を確保することが必要である。加えて、都市再開発の際には計画段階から円滑な物流・配送に必要な機能を考慮しておくなど、まちづくりと連携した対策も重要である。

▶ 大型貨物車に対応した物流ネットワークの形成

首都圏三環状道路が事業中の地域など、大型貨物車に対応した物流ネットワークが十分に形成されていない地域を中心に、大型貨物車が低規格の道路や住宅地に流入せざるを得ないケースがある。また、東京港周辺ではアジアからの貨物量の増大等により、季節や時間帯のピーク時に、埠頭周辺で交通混雑が発生している。従って、物流効率化の面からも、圏央道や外環道（関越道～東名高速）、臨港道路南北線の早期整備等、大型貨物車に対応した物流ネットワークを整備していく必要がある。

▶ 道路交通における安全・安心対策の推進

7. 事業 (2)意見活動

近年、交通事故件数および死傷者数は減少傾向にあるが、昨年の交通事故死者数は4千人を超えている。また、わが国は欧米諸国に比べて、自動車乗車中の死者は最も少ないが、歩行中・自転車乗車中の死者は最も多いことから、道路交通においてより一層の安全・安心対策を実施していくことが求められている。道路交通における安全・安心対策は、効率的な物流環境を確保していくことに直結することから、鋭意推進すべきである。

従って、ビッグデータを活用した急ブレーキ多発箇所の特定制度および速度低減対策や、大型貨物自動車の衝突被害軽減ブレーキ装着率向上に向けた支援、踏切対策や連続立体交差事業の推進により一層取り組まれない。

また、トラック運送事業者の安全・安心・信頼のマークである「Gマーク」のさらなる周知も重要である。

▶ トラックドライバーの確保・育成

物流の効率化・高度化を図ることが、経済活動全般の生産性向上や国際競争力を強化していく上で、ますます重要な要素となっているが、現在、物流の中核を担うトラック運送業界では人材の確保・育成が喫緊の課題になっている。トラック業界は、従業者に占める中高年の割合が高いため、中長期的にドライバー不足になることが懸念されている。そうした中、本年5月に国土交通省と厚生労働省はトラックドライバーの人材確保・育成に向けた対応策を取り纏めたが、一層の周知が求められる。また、下請・荷主適正取引推進ガイドラインや書面化推進ガイドライン等の活用により、適正取引をより一層推進していくことも重要である。

加えて、トラック運送業界は他の業種に比べて就業者に占める女性の割合が非常に低いことから、女性トラックドライバーを「トラガール」と名付けて、積極的な情報発信に努めている。女性トラックドライバーの活躍促進に向け有意義な取り組みであることから、鋭意推進すべきである。なお、道の駅やサービスエリアに女性用の休憩・リフレッシュ施設(トイレ、シャワー、メイクルーム、仮眠室等)を一層整備していくことも求められる。

(3) 災害に強く、「世界一安全・安心な都市」を実現するための政策

▶ 木密地域等密集市街地の早期解消、防災公園の整備

都内における木密地域等密集市街地は、山手線外周部から環状7号線沿いに広範に分布し、区部面積の11%、居住人口の20%を占めている。木密地域は、道路や公園等の都市基盤が不十分なことに加え、老朽化した木造建築物が多いことなどから地域危険度が高く、地震火災などにより死者数や全壊・焼失棟数等で甚大な被害が想定されている。

また、木密地域は居住者の高齢化による建替え意欲の低下、敷地が狭小等により建替えが困難、権利関係が複雑で合意形成に時間を要するなどの理由から、整備・改善が進みにくい状況となっている。

こうした中、国土交通省は、2011年に閣議決定された

「住生活基本計画」において、「地震時に著しく危険な密集市街地」について、2020年までに概ね解消することとしている。また、本年3月末に「首都直下地震緊急対策推進基本計画」の変更が閣議決定され、今後10年間で達成すべき減災目標として、首都圏で想定される最大の死者数約2万3千人の概ね半減、想定される最大の建築物全壊・焼失棟数約61万棟の概ね半減が、それぞれ設定された。併せて、2020年に住宅の耐震化率を95%にすることや、2024年度に木密地域における感震ブレーカー等の普及率を25%にすることをはじめとした、減災目標を達成するための具体的な目標も設定されたところである。

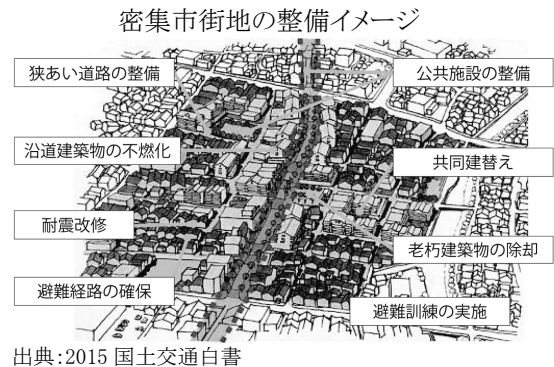
一方、東京都においても、木密地域の整備・改善に向け「木密地域不燃化10年プロジェクト」を立ち上げ、不燃化特区制度による市街地の不燃化や特定整備路線の整備による延焼遮断帯の形成等により、2020年度までに整備地域の不燃領域率を70%に引き上げ、燃え広がらない・燃えないまちを実現することを目標に、様々な対策を講じている。

従って、首都直下地震等大災害時の被害を最小限に抑えるために、2020年までに木密地域等密集市街地の解消を図ることは極めて重要であることから、住宅市街地総合整備事業や都市防災総合推進事業、密集市街地総合防災事業、道路事業等を通じて、延焼遮断効果のある道路等の整備、避難場所・避難経路の確保、老朽建築物の建替え・除去、多様な世帯の居住促進を図るための生活支援機能等を有する施設の整備、避難場所等として機能する公園整備の推進など、一連の取り組みを強力に講じられたい。なお、都内で木密地域等密集市街地の解消に向けた取り組みを展開するにあたっては、東京都や各区との緊密な連携を図られたい。

▶ 空き家対策の推進

空き家等の維持管理が不十分な老朽建築物は、発災時に倒壊や火災の危険性が高いことに加えて、放火や不法侵入等の治安面や衛生面、景観面においても問題があることから、対策が急がれている。昨年7月に公表された総務省の住宅・土地統計調査では、一昨年10月時点の全国の空き家率は過去最高の13.5%(東京都は11.1%)になるなど、高齢化の進展や人口減少に伴い増え続けており、社会問題化している。

こうした背景のもと、本年5月に空き家等対策の推進に関する特別措置法が全面施行された。同法に基づき各区市町村は空き家等対策の体制整備・空き家等対策計画の作成、必要な措置の実施等中心的な役割を担うことから、区市町村を対象とした計画作成等に関する支援や助言、民間事業者等と連携した総合的な空き家対策の推進、専



門家等と連携して実施する空き家対策の先駆的モデル事業への支援を着実に実施されたい。

▶ 高層マンションにおける防災対策の推進

近年、都内では高層マンションの建設が相次いでいるが、首都直下地震等の大災害が発生した場合には、建物の揺れによる家具類等の転倒や、エレベーター内の閉じ込め等が発生することが考えられる。また、エレベーターの復旧までの間、居住者は階段を利用して上下移動せざるを得ず、高層階の居住者ほど上下移動が困難になり孤立する恐れがあることから、いわゆる「高層難民」が大量に発生する可能性がある。特に、高齢者や障害者等の災害時要配慮者にとっては、深刻な影響が懸念される。エレベーターの復旧には、停電の解消やエレベーター保守管理会社による安全点検が必要であり、大災害時には点検要員の確保も困難になることから、再稼働するまでには相応の時間を要すると思われる。

従って、マンション内の共助体制の構築や自家発電設備の整備、燃料の確保、各階への備蓄をはじめとした高層マンションにおける防災対策の推進について、地方公共団体と連携しながら啓発や支援に取り組まされたい。

▶ 首都中枢機能維持基盤整備等地区の拡大

一昨年12月に首都直下地震対策特別措置法が施行され、昨年3月には同法に基づく緊急対策区域に東京都の全区市町村が、また首都中枢機能維持基盤整備等地区に千代田区、中央区、港区、新宿区がそれぞれ指定された。このうち、首都中枢機能維持基盤整備等地区については、同地区内の地方公共団体が計画を作成することで、ライフラインやインフラ施設の整備等基盤整備事業（まちづくりと併せた緊急輸送のための道路の拡幅・公園の整備等）に係る開発許可等の特例や、備蓄倉庫や非常用発電設備室等の安全確保施設に係る都市再生特別措置法の適用、道路占用の許可基準の特例（緊急輸送確保のための看板・標識の設置等）が受けられることになっている。

首都中枢機能維持基盤整備等地区は、首都中枢機能の維持を図るために必要な基盤の整備や、滞在者の安全確保を図るために必要な施設の整備等を緊急に行う必要がある地区として、首都中枢機能の集積状況や、昼夜間人口等を考慮の上、上記4区が指定されたが、首都中枢機能の維持を図るには4区のみならず都市機能が高度に集積している地域を有する区域をより広範に指定することが望ましい。

▶ 帰宅困難者対策や避難誘導対策に資する事業の推進

東日本大震災では、都内で約352万人、首都圏で約515万人に及ぶ帰宅困難者が発生したが、首都直下地震では、都内で最大約490万人、1都4県（茨城県、埼玉県、千葉県、神奈川県）で最大約800万人の帰宅困難者が発生すると想定されている。また、東京都では首都直下地震時に必要な行き場のない帰宅困難者の一時滞在施設の必要量は約92万人分と想定しているが、現状は約24万人分の確保にとどまり大幅に不足していることから、民間事業者の協力を得て確保していくことが喫緊の課題となっている。

災害発生時に大量の帰宅困難者が一斉に帰ろうとして道路や歩道が多くの人で埋まると、警察・消防・自衛隊の車両が速やかに現場に到着できず、救助・救命活動に支障をきたすことが懸念される他、徒歩帰宅中に余震等で二次被害に遭う可能性も十分に考えられる。

首都直下地震等の大災害時に帰宅困難者数を大幅に減らしていくことは、人的被害を最小限に抑えていくための重要な要素であるため、都市再生安全確保計画の策定促進や、災害時拠点強靱化緊急促進事業等を通じて、主要駅周辺等における帰宅困難者対策に鋭意取り組まされたい。また、外国人旅行者へ緊急地震速報および津波警報を英語で通知するプッシュ型情報発信アプリである「Safety tips」のさらなる周知も必要である。

▶ 沿道建築物の耐震化による緊急輸送道路の機能確保

首都直下地震等の大災害発生時に、防災拠点や他県等との連絡に重要な役割を担う緊急輸送道路について、沿道建築物の耐震化を進めることは、道路の閉塞を防ぎ円滑かつ迅速な救助・救命活動を実施することや、建築物の倒壊による人的被害の減少に向け、極めて重要である。

東京都では、耐震改修促進計画において、「地震発生時に閉塞を防ぐべき道路」を指定し、2015年度までの耐震化率100%達成を目標に、耐震診断や補強設計、耐震改修に係る助成等を通じて、沿道建築物の耐震化を促進している。しかし、小規模建築物を中心に耐震診断費用助成の対象事業費の限度額を超える事例が相当数発生している他、耐震改修については多額の費用負担や合意形成に時間を要するなどの理由から、所有者の多くは耐震改修の実施に至っていない。従って、補助の拡充や税制面からの後押しを通じて、緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を早急かつ強力に推進されたい。

▶ 電線地中化・無電柱化の推進

電線地中化・無電柱化の推進は、発災時の電線類の被災や電柱の倒壊による道路閉塞を防止するだけでなく、良好な景観形成や、安全で快適な通行空間の確保にも寄与するものである。

「社会資本整備重点計画」において、道路の防災性向上の観点からの無電柱化を推進することが重点施策に位置付けられている他、東京都においても「東京都長期ビジョン」でセンター・コア・エリア（おおむね首都高速中央環状線の内側のエリア）内の計画幅員で完成した都道の無電柱化を2019年度までに完了するなどの目標を掲げている。

一方、東京都23区の電線地中化率は7%と海外主要都市と比較して低い状況にあるが、電線地中化・無電柱

7. 事業 (2)意見活動

化の推進には多額の費用を要することがネックとなっている。従って、緊急輸送道路や、震災時に一般車両の流入禁止区域の境界となる環状7号線の内側、都市機能が集積している地域、観光客が多く訪れる地域等から順次、電線地中化・無電柱化を推進していくことが求められる。

➤ 災害時の迅速な道路啓開、立ち往生した車両の撤去権限の拡大

首都直下地震等の大災害発生時には交通規制が実施されるが、その際、立ち往生車両や放置車両によって、緊急通行車両の通行のための最低限の通行空間が確保されず、災害応急対策の実施に著しい支障が生じる懸念がある。これを解消するために道路管理者に対して、緊急通行車両の通行の妨害となっている車両等の移動等に関する権限を付与するために、昨年11月に災害対策基本法の一部を改正する法律が施行され、放置車両対策の強化を図るための措置が盛り込まれた。

この法改正の趣旨に鑑み、車両移動を含む道路啓開が発災後迅速に進められるよう、郊外側から都心部へ向けて効率的かつ迅速な道路啓開を実施するにあたり、道路啓開の考え方や手順、具体的な啓開方法に加え、事前に備えておくべき事項等を纏めた「首都直下地震道路啓開計画（初版）」が本年2月に策定された。本計画では、23区内で震度6弱以上の地震が発生した場合に各方面からのアクセスが可能となるよう、放射方向の八方向のうちそれぞれ1ルートを最優先で啓開する八方向作戦を実施することとしている。本計画は首都直下地震の被害を最小限に抑えるために有効であることから、人員や資機材等の面で常時対応可能な体制を構築することや、大量に存在する路上車両の撤去に向けた技術習得、定期的な訓練を実施することで、実効性を十分に確保していくことが求められる。

加えて、災害対策基本法により放置車両対策の権限が付与されるのは、道路法に規定された道路管理者等に限定されており、港湾法に規定された臨港道路の管理者である港湾管理者は対象外となっている。東京港は緊急物資の輸送拠点として極めて重要な役割を担うことから、法令の改正等により、臨港道路の管理者に対しても、自ら立ち往生車両や放置車両の移動等を可能にし、やむを得ない限度での破損を容認するとともに、併せて損失補償を規定するといった放置車両等の移動等に関する権限が付与されることが望ましい。

また、緊急時河川活用計画により、救助・救命活動のルートを多重化することは八方向作戦と同様に有効な取り組みであるため、荒川以外の計画も策定されたい。

➤ TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）の機能強化

災害支援活動の経験や災害現場で求められる専門能力を有する全国の地方整備局職員等で構成され、大規模な自然災害に際して、被災状況の把握や地方公共団体への技術的支援、通信機能の確保等の支援を行うなど、早期復旧のための各種支援を迅速に行うTEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）は、2008年度に設置されて以来、全国で起きた水害・土砂災害等で応急対応等の活動を実施してきた。去る9月の関東・東北豪雨の際に鬼怒川堤防が決壊した際にも、TEC-FORCEが応急対応等の活動を実施するとともに、多くの排水ポンプ車を導入するなどして、迅速な排水作業等に取り組んだ。

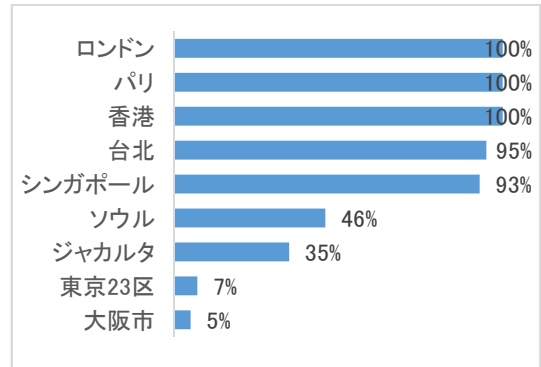
TEC-FORCEは、首都直下地震等の大災害後の救助・救命活動や復旧活動においても極めて重要な役割を担うことが期待されることから、隊員の増員や訓練等を通じて機能を強化されたい。また、災害時の応急対応時には都道府県との緊密な連携が極めて重要であることから、「社会資本整備重点計画」で重点施策に位置付けられている通り、TEC-FORCEと連携し訓練を実施する都道府県数を着実に増やし、2020年度には47都道府県での訓練実施を達成することで、全国規模での災害対応力を強化されたい。

また、国土強靱化に資する施策を鋭意推進するとともに、統合災害情報システム（DiMAPS）等の取り組みも首都直下地震の被害を最小限に抑えるために非常に有効であることから、鋭意、推進されたい。

➤ 鉄道や港湾施設等の耐震化促進

首都直下地震発生時に、首都圏の鉄道利用者は最大で約180万人と想定されている一方で、架線の損傷や軌道変状、切土・盛土の被害、橋梁の亀裂・損傷等が発生すると予想されている。首都圏の鉄道施設がひとたび被災すれば、都市機能が麻痺することが懸念される。鉄道施設の耐震性を向上させ、災害時でも出来る限り安全・安心を確保し、早期の運転再開につなげていくことは、都市防災力を向上する上で極めて重要である。「交通政策基本計画」および「社会資本整備重点計画」には、2017年度に主要駅や高架橋等の鉄道施設など主要鉄道

欧米主要都市等と日本の電線地中化の現状



出典:2015国土交通白書



出典:2015国土交通白書

路線の耐震化率を概ね100%達成することが盛り込まれていることから、計画に則り、鉄道施設の耐震化を着実に推進されたい。なお、鉄道利用者や地域住民の安全・安心を確保するためには、地平駅の耐震化も促進していくことが望ましい。

一方、首都圏4千万人の生活と産業を支える東京港では、外貿コンテナ埠頭のうち耐震強化済みの岸壁が3パーセントと少ないため、震災時にも港湾機能を確保し首都圏経済の停滞を回避するためには、さらなる増設が必要である。東京港は供用中の施設の使用頻度が高いため、新設の整備を先行した上で、既存コンテナ埠頭の再編に併せて耐震化を進めるべきである。震災時に被災者の避難や緊急物資の輸送に対応した耐震強化岸壁も含め、東京港における耐震強化岸壁の整備をさらに推進すべきである。

▶ 羽田空港の液状化対策の推進

羽田空港は、東京港と同様に緊急物資の輸送拠点としても極めて重要な役割を担うが、国土交通省が昨年4月に公表した首都直下地震対策計画では、液状化により滑走路2本が使用できなくなると予想されるなど、対策が急がれる状況にある。従って、液状化対策を実施中のC滑走路や未実施のA滑走路について、対策を早急に完了すべきである。

▶ 東部低地帯における水害対策の推進

墨田区や江東区等の海拔ゼロメートル地帯では、地震の強い揺れにより排水機場の機能不全、堤防や水門等の沈下・損壊に伴う浸水被害が発生する恐れがあり、さらに地震と台風・高潮等との複合災害になった場合には、浸水域が拡大・深刻化する懸念もある。

特に、地震や未曾有の大雨等により荒川右岸の堤防が決壊し氾濫すれば、東部低地帯を中心に壊滅的な被害が発生することが危惧されている。その際、広域かつ深い浸水となり、浸水面積は約110km²、浸水区域内人口は約120万人におよび約50km²を超える範囲で2週間以上浸水が継続し、ライフラインが長期にわたり停止する可能性もあるため、孤立時の生活環境の維持も極めて困難になることが懸念されている。加えて、東証一部上場企業大手100社のうち42社の企業の本社や、銀行・証券・商品先物取引業32社のうち19社が浸水する可能性がある他、氾濫水が地下空間へ進入することにより、地下鉄等が浸水するなど、都心部においても甚大な被害が危惧されている。

国土交通省は、こうした事態の発生を防ぐために、堤防や水門、排水機場等の海岸・河川管理施設等の整備、耐震化、液状化等の対策に取り組んでいるが、人命、財産を守り、首都中枢機能の麻痺を確実に防ぐために、これらの対策を鋭意推進すべきである。

なお、東京都においても、東部低地帯における河川施設の耐震・耐水対策および東京港沿岸部の地震・津波・高潮対策を、目標年次を設定した上で鋭意推進していることから、東京都をはじめとした関係機関等と緊密に連携し、対策を進められたい。

▶ 地下街、地下駅の耐震化、浸水対策の推進

地下街は設備の老朽化が進んでいることから、都内のみならず全国的に防災・安全対策を推進していく必要性が指摘されている。首都直下地震の被害想定（内閣府中央防災会議）では、地下街は一度停電になると昼間であっても採光が困難であるため大きな機能支障が発生する懸念や、施設管理者から利用者に対して適切な避難誘導がなされない場合等の被害の拡大、心理的な側面でのパニック助長など、地下空間に由来する懸念が指摘されている。

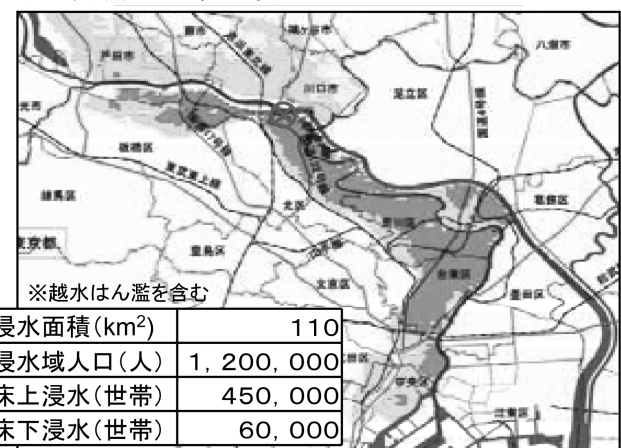
一方、国土交通省は昨年「地下街の安心避難対策ガイドライン」を策定し、耐震対策等地下施設の整備・更新に必要な考え方や技術的な助言、避難経路の検証方法や対応方策の検討方法を提示している。また、「社会資本整備重点計画」において、地下空間の浸水防止・避難確保対策の推進が重点施策に位置付けられている。

地下街は多くの通行者が利用するなど都市機能として不可欠な施設であり公共性も有することから、ガイドラインの周知、耐震化や揺れによる非構造部材（天井パネル、壁面等）の落下対策、水漏れ・浸水・火災対策等に要する経費面での支援など地下街の安全対策を拡充するとともに、安全対策に資する支援等に一層取り組まれたい。

なお、先述の通り、荒川右岸の堤防決壊など都内では浸水被害が危惧されていることから、地方公共団体が定めるハザードマップ等により浸水被害が想定される地下駅等は、出入口やトンネル等における対策を推進していく必要がある。

▶ 復興事前準備の推進

荒川右岸低地氾濫の浸水想定



出典:平成22年版防災白書

7. 事業 (2)意見活動

首都直下地震等の大災害後の復旧・復興対策は内容が多岐にわたり、手続きや手順が複雑なものもあることから、予め関係者の合意形成を図りながら生活再建や市街地復興の基本方針、手順や手法等を取り纏めるなど、迅速かつ円滑な都市機能の復旧・復興を図るための事前準備を推進していくべきである。

また、木密地域をはじめ、細街路や密集市街地など土地の権利関係が複雑な都市部において、地籍調査は都市再生などまちづくりの推進はもとより、災害時の境界復元にも極めて有効であるが、2013年度末時点の地籍調査の実施状況は国の全体平均51%に対して、東京都は21.9%の進捗率であり、区部に限ると9.3%と全体平均から大きく遅れている。災害復旧の迅速化に向けて、地籍情報を整備することは極めて重要であるため、地籍調査を一層推進していくことが必要である。なお、木密地域等密集市街地における地籍調査は、土地の権利関係の複雑さに加えて、測量にあたっては道幅が狭く直線的に見通しづらいため基準点を多く設置する必要があり、測量回数も多くならざるを得ないことから、調査が長期化しコストも増加する課題を抱えている。さらに、地籍調査の主な実施主体である区市町村では人員が不足し、調査着手への足かせとなっている。従って、地籍調査の推進には、人員面や財政面、さらには測量期間の短縮や費用負担の軽減等の諸課題の解決が必要である。そうした課題の解決に向け、高精度なGPS等先端ICT技術に基づく新たな測量手法の導入等も含めて、国による多面的な支援の拡充が必要である。

➤ データセンター等の地域分散化の促進

首都直下地震等の大災害に備え、経済・社会の重要なインフラである情報通信基盤の耐災害性・信頼性を向上させることは喫緊の課題である。現在、国内のデータセンターの約6割が東京圏に集中していることから、災害時に企業等の事業継続を確保し経済的被害を最小限に抑えるために、データセンター等の機能を東京圏以外に分散・誘導していくことが重要であるため、税制面からの後押し等を通じて、データセンター等の地域分散化を促進していくべきである。

➤ 火山活動に伴う土砂災害への対策

火山活動に伴う土砂災害は、大規模となる恐れがあるとともに、予め噴火位置や規模を正確に把握することが困難である。首都圏およびその近県には活動が活発な火山があることから、砂防えん堤や遊砂地等を着実に整備していくとともに、緊急対策用の資材の製作・配備等に鋭意取り組まれない。また、路面清掃車による除灰作業を迅速に行うための体制整備も推進していくべきである。

➤ 日本海・太平洋2面活用型国土の形成

東日本大震災を一つの契機に、国土全体の強靱性を確保する上で、日本海側と太平洋側の連携を強化し、ネットワークの多重性・代替性の確保を図りつつ、日本海・太平洋両面を活用することの重要性が再認識された。わが国全体の災害対応力の強化を図る観点からも、現在、諸機能が集中している太平洋側だけではなく、日本海側を活用することの重要性が高まっている。従って、本年8月に閣議決定された「国土形成計画」に記載の通り、整備新幹線の整備や道路ネットワークの形成等を通じて、日本海側と太平洋側の2面をフル活用し、かつ、世界との結び付きを強化する日本海・太平洋2面活用型国土の形成を促進していくべきである。

(4) インフラ老朽化対策

➤ インフラの維持管理・更新に係るコストの縮減と平準化の両立

高度経済成長期以降に整備された社会資本は急速に老朽化しており、今後20年間で、建設後50年以上を経過する施設の割合が加速度的に高くなる見込みである。それに伴い、維持管理・更新費は、現在の技術や仕組みを前提とした場合、20年後には現在の約1.2~1.5倍に増えると試算されている。

また、後述の通り、現場の担い手・技能人材の確保・育成が課題となっている中で、社会資本の効果的・効率的なメンテナンスや維持管理の必要性が従来にも増して高まっているが、トンネルや橋梁等のメンテナンス・維持管理には、「目視」による点検が求められている場合もある。

個々の社会資本が安全・安心に利用され、かつストック効果を最大限に発揮し続けるためには、予防保全型維持管理の導入などメンテナンスサイクルを構築し実行することや、メンテナンス産業の育成、ロボットやセンサー等の新技術の開発等により、トータルコストの縮減と平準化を両立させることが不可欠である。加えて、社会資本の効果的・効率的なメンテナンスや維持管理に向けて、新技術の開発・導入を推進するための規制緩和を実現していくことも重要である。

なお、将来的には、わが国に遅れてインフラ老朽化のピークが到来するアジアの開発途上国等への国際的な展開を見据えて、世界最先端のメンテナンス技術やメンテナンスサイクルに係るノウハウを構築し、新規整備から維持管理・更新までが一体的となったインフラシステムの輸出を目指していくべきである。

➤ 緊急輸送道路等の橋梁の長寿命化、耐震化

橋梁の多くは、高度経済成長期に集中して整備されたため高齢化が進み、近い将来に一斉に更新時期を迎えることになる。国土交通省では、橋梁等の定期点検の着実な推進や、長寿命化を目指した適正な修繕等を推進しているが、先述の通り、緊急輸送道路は、首都直下地震等の大災害時の救助・救命活動に極めて重要な役割を担うことから、緊急輸送道路等の橋梁は優先的に長寿命化、耐震化対策を施されたい。また、区市町村においても長寿命化修繕計画の策定を進めており、今後、計画に基づく事業を実施していく予定であることから、首都直下地

震等の大災害時の被害を最小限に抑えるために、都内および首都圏の地方公共団体に対する支援にも注力されたい。

▶ 首都圏の高速道路の老朽化対策の推進

開通から50年が経過した首都高速道路をはじめ、高速道路の構造物は老朽化が進んでおり、対策が急がれている。一昨年12月に首都高速道路株式会社が示した大規模更新等に関する計画に基づいて、1号羽田線（東品川・川崎橋・鮫洲埋立部）に引き続き、1号羽田線（高速大師橋）・3号渋谷線（池尻～三軒茶屋）の大規模更新の早期着手に取り組むとともに、都心環状線の築地川区間や日本橋区間の都市再生に関する検討を進め、速やかに着手し、推進していく必要がある。首都高速の老朽化対策の実施にあたっては、三環状道路の早期整備により都心への流入交通量を減らすなど、更新のための環境を整えた上で、取り組みを迅速に進められたい。また、東日本および中日本高速道路株式会社が管理する路線の構造物についても、対策を鋭意推進していくことが求められる。

▶ 地方公共団体のインフラ維持管理・更新に対する支援

下水道のすべて、長さ2メートル以上の橋梁の9割、道路舗装の9割、道路トンネルの7割など、地方公共団体が管理するインフラの割合は非常に高い。しかし、維持管理を取り纏める部署・組織が確立されている地方公共団体は1割強であり、インフラの状況を取り纏めた台帳を更新できている割合も半数程度にとどまっている。さらに、老朽化の把握状況も簡易な方法に拠っているのが現状である。

地方公共団体、特に市町村では老朽化対策に、人員面、技術面、財政面で課題を抱えていることから、市町村における専門部署の創設、技能者の確保・育成、効果的・効率的なメンテナンス手法を共有する仕組みの構築等に対する支援に注力されたい。

(5) 持続可能な社会資本整備を支える政策

▶ 現場の担い手・技能人材の確保・育成

建設投資の大幅な減少に伴い、建設業を取り巻く経営環境が悪化したことで、建設業では、若手入職者の減少や高齢化の進行が問題となっている。団塊世代の大量離職を控える中で、次代へ確実に技能を継承し、将来にわたる社会資本の品質確保と適切な維持管理を持続的に行うためには、女性を含む若年層の入職を促進するなど、現場を支える担い手・技能人材を確保していく必要がある。

そのためには、現在および将来にわたる建設工事の適正な施工および品質の確保と、その担い手の確保を目的として昨年に改正された「担い手三法」に基づく措置や、建設技能労働者の経験が蓄積されるシステムの構築を推進していく必要がある。また、建設業における女性技術者・技能者数を5年で倍増することを目指して、昨年8月に官民を挙げて策定された「もっと女性が活躍できる建設業行動計画」に則って、女性の登用を促すモデル工事の実施や、トイレ、更衣室の設置など、女性も働きやすい現場環境の整備により一層注力していくべきである。

▶ 現場の生産性向上による構造改革

今後、わが国の生産年齢人口が総じて減少する中で、社会資本の効果的な整備を図るためには、人材の確保・育成と併せて、現場の生産性向上に向けた構造改革を徹底する必要がある。従って、新技術・新工法の活用や、適切な工期の設定、工程管理等の円滑化を推進していくことが重要である。また、情報化施工技術をはじめとするロボット技術の施工現場への導入を促進していくことで、ロボット技術を含めた施工プロセス全体を改善していくことが求められる。加えて、行き過ぎた重層化の回避や、適正な元請下請関係の促進により、重層下請構造の改善を図っていくべきである。

▶ 安定的・持続的な公共投資の見通しの必要性

公共投資は、過去の急激な増減による弊害の教訓を踏まえて、計画的な社会資本整備の着実な実施の観点に加え、その担い手となる現場の技能人材の確保・育成の観点からも、中長期にわたる安定的・持続的な見通しが求められる。

また、将来的に社会資本のメンテナンスに係る費用が増大することにより財政の逼迫を招き、必要な社会資本整備の実施が困難となるような事態に陥らないよう、先述の通り、トータルコストの縮減と平準化を両立させていくことで、新設・高度化に必要な社会資本整備の投資余力を確保していかなければならない。

▶ 「対流」を支える基盤である社会資本のストック効果の最大化

人口減少、少子化、高齢化が進行する中で、わが国が持続可能な成長を実現していくためには、重層的かつ強靱な「コンパクト＋ネットワーク」により「対流促進型国土」、「対流型首都圏」の形成を目指していくことが重要である。社会資本は「対流」を支える重要な基盤であるとともに、その整備はストック効果の発現により、経済の効率性・生産性の向上や、生活の質の向上に寄与するものである。厳しい財政制約が見込まれる中で、持続可能な社会資本整備を推進していくためには、優先度と時間軸を考慮した選択と集中の徹底を図りつつ、社会資本のストック効果が最大限に発揮されるよう、「社会資本整備重点計画」に則り、集約・再編を含めた既存施設

7. 事業 (2)意見活動

の戦略的メンテナンスや、既存施設の有効活用(賢く使う取り組み)を含め、従来にも増して戦略的に維持管理、新設・高度化に取り組んでいくことが必要である。

なお、新設・高度化を計画している社会資本の中で、供用時期が明確になっていないものについては、出来るだけ速やかに時期を明示することも重要である。民間企業は、こうした時期の明示をもとに、物流拠点、生産拠点、商業施設等の投資計画を策定することから、ストック効果の最大化を図るためにも、留意していくことが望ましい。

(6) 訪日外国人客のさらなる増加に向けた政策

➤ 訪日外国人旅行者の受け入れ促進のための環境整備

訪日外国人旅行者がかつてないペースで急増する中で、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の開催を一つの契機に、今後、日本および東京に対する世界からの注目がさらに高まることが予想されている。外国人旅行者の関心やニーズの高まりを実際の訪日・訪都旅行に結び付けるとともに、再来訪を推進し、訪日外国人旅行者数2千万人を早期に実現し、さらなる高みを目指していくには、外国人旅行者の要望や不満の声を的確に把握した上で、受入環境をさらに整備していくことが求められている。

従って、本年6月に策定された「観光立国実現に向けたアクション・プログラム2015」に則り、出入国手続の迅速化・円滑化や宿泊施設・貸切バスの供給確保、有償通訳ガイドの供給拡大、多言語対応の強化、外国人旅行者向け通信環境の改善、公共交通機関による快適・円滑な移動のための環境整備、制度周知による免税店拡大等、一連の対策を鋭意推進されたい。

併せて、国家戦略特区の特例措置である短期滞在の外国人向け滞在施設の旅館業法の適用除外(外国人滞在施設経営事業)は、外国人の多様な滞在ニーズへの対応を図る上で有効な方策の一つである。国家戦略特区法施行令の規定により、区部で外国人滞在施設経営事業を推進していくには、特別区における条例制定が必要である。大田区では条例の年内制定を目指す方針であるが、他区においても十分に協議・検討の上、条例を制定していくことが期待される。なお、旅館は観光振興の重要な担い手であるとともに、施設そのものが観光資源であるため、地域の旅館の活性化や活用促進を図ることが肝要であることは言うまでもない。加えて、外国人滞在施設経営事業の認定事業者においては、内閣府および厚生労働省から発出された「外国人滞在施設経営事業の円滑な実施を図るための留意事項について(通知)」に基づく措置を確実に講じることが極めて重要である。

➤ 地方創生、被災地支援に資する施策の展開(広域観光周遊ルートの形成等)

先述の通り、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の開催を一つの契機に、今後、日本および東京に対する世界からの注目がさらに高まることが予想されている。また、人口減少が急速に進む中で、観光消費は交通、宿泊、飲食だけでなく、農林水産業や加工産業など、あらゆる産業への経済波及と雇用促進につながるため、国内における旅行消費額の約9割を占める国内居住者による国内観光の振興や、ゴールドルートに集中する訪日外国人旅行者を地方へ誘客することにより、観光を通じた地方創生を図り、東京と地方がともに元気になっていくことが極めて重要である。

そのためには、複数の都道府県を跨ってテーマ性やストーリー性を持った一連の魅力ある観光地を交通アクセスも含めてネットワーク化し、外国人旅行者の滞在日数(平均6~7日)に見合った訪日を強く動機づける「広域観光周遊ルート」の形成を促進し、海外へ積極的に発信していくことが重要である。さらには、「広域観光周遊ルート」を国内観光の振興につなげていくことも必要である。

東北地方へ来訪した外国人旅行者数は、訪日外国人旅行者数に占める割合が僅かであることに加え、東日本大震災前と比べて回復傾向にあるものの以前の水準には戻っていない状況である。東北地方には祭り・景勝地・郷土食・地酒等、未だ外国人旅行者に十分に知れ渡っていない観光資源が多数あることから、風評被害の払拭とともに、海外に対する情報発信を強化し、東北地方の観光ブランドを確立していく必要がある。東北地方へ来訪する外国人旅行者数を増やしていくことで、被災地支援につなげていくことが求められる。

また、東京に居ながらにして全国各地の観光資源、地域資源などわが国が有する多様な魅力を知ることができる仕組み、仕掛けを構築していくことも有効であるため、都内における観光案内所の増設、全国の観光資源・地域資源を知って触れることのできるイベントの開催、交通要所でのデジタルサイネージやタッチパネルを使った多言語での情報発信等にも鋭意、取り組まされたい。

一方で、東京にも、伝統や文化等に基づく歴史的素材、商店街や町工場、魅力溢れる街並みや水辺空間等の都市景観、地域の人々との交流など、東京ならではの多様で多彩な地域観光資源が数多く存在することから、官民が連携し国内外に対して強力にアピールしていくことが必要である。加えて、国土交通省は本年9月に「羽田~秋葉原間の舟運の実現を目指した社会実験」を実施し、好評につき増便するなど高い注目を集めた。国内観光の振興や訪日外国人旅行者のさらなる増加に向けて、こうした取り組みを行うことは大変有効であるため、東京のみならず地方においても積極的に実施されたい。

➤ クルーズ客船の誘致、受け入れ環境の整備

近年、世界のクルーズ人口は急速に増加し、10年前の約2倍になっている。特にアジア域内では、大型クルーズ客船による低価格なカジュアルクルーズの提供が開始されたことにより、クルーズ市場の成長が見込まれることから、わが国への大型クルーズ客船の寄港ニーズが高まることが予想されている。クルーズ客船の入港によ

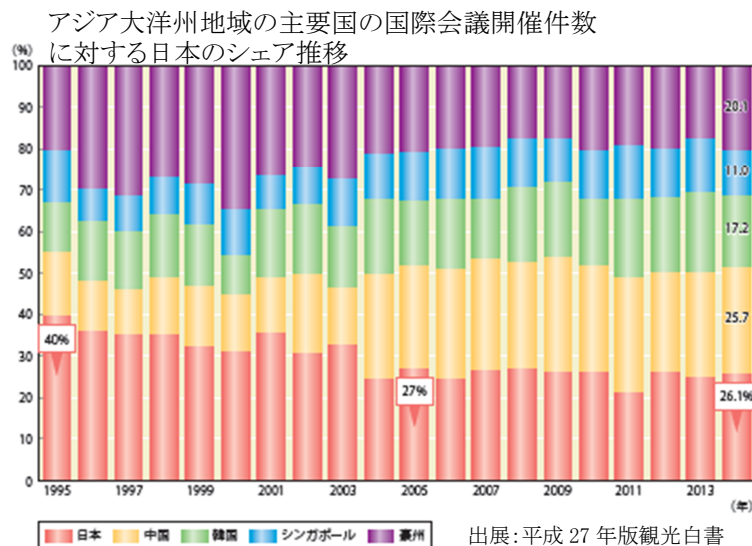
る経済効果は大きく、訪日外国人旅行者のさらなる増加にも大きく寄与することから、「クルーズ100万人時代」の実現に向けて、旅客船ターミナルの整備やクルーズ客船の円滑な周遊を可能とするための環境整備、積極的な客船誘致等、ソフト・ハード両面における取り組みをより強化していく必要がある。

現在、東京都は、世界最大22万総トン級の大型クルーズ客船の発着に対応した新たな客船埠頭を2020年オリンピック・パラリンピック東京大会に間に合うよう整備を推進しているところであるが、東京港への大型クルーズ客船の寄港ニーズは多くしっかり対応していくことが必要であるため、東京都等と緊密に連携し整備を後押しされたい。

▶ 国際会議等（MICE）の誘致・開催の促進

世界における定期的な国際会議は2002年から2011年にかけて1.6倍に増加し、アジア・中東での開催は急速な経済成長等を背景に1.8倍と大きく増加している。そうした中、シンガポールや韓国などアジア各国が、国家戦略として大規模なMICE施設を整備するとともに、MICEの誘致・開催への支援や、誘致において重要な要素となる新たな観光資源開発も行うなど、誘致競争が激化している。その結果、アジア大洋州地域における主要5カ国（日本、中国、韓国、シンガポール、豪州）の総開催件数に占める日本のシェアは、1995年の40%から昨年は26.1%になるなど、低下傾向にある。また、都市別の順位や開催件数でも、東京はアジア大洋州・中東地域の順位で6位、世界順位で22位となっている。

従って、アジアNo.1の国際会議開催国としての不動の地位を築くために、わが国のMICEブランド力を高め、MICE開催を着実に増やしていくことが求められる。そのために、国と地方自治体が連携して主催者にとって強力なインセンティブとなる誘致・開催に係るプロモーションの強化、専門家派遣、ユニークベニューの活用促進等の施策を一層拡充されたい。



アジア大洋州・中東地域の都市別国際会議(2014年)

アジア大洋州・中東地域順位	世界順位	都市	開催件数
1位	7位	シンガポール	142件
2位	14位	北京	104件
3位	15位	ソウル	99件
4位	16位	香港	98件
5位	20位	台北	92件
6位	22位	東京	90件
7位	25位	シドニー	82件
8位	28位	クアラルンプール	79件
9位	29位	バンコク	73件
		上海	73件
11位	37位	メルボルン	61件
12位	44位	ドバイ	56件

出典:平成27年版観光白書

2. 概ね10年後(2025年頃)を見据えて取り組むべき中長期的な政策

(1) 都市機能や居住機能の集約化・コンパクト化

東京都の人口は、将来における政策の効果を加味しない前提では、2020年の1,336万人をピークに減少に転じることが予測されている。区部の2050年の人口増減(2010年との比較)では、主に都心(中央区、港区、江東区等)で人口が増加するものの、その他の区や多摩地域においては、度合いの差こそあるものの、総じて人口が減少すると予測されている。東京における今後の都市づくりは、こうした人口動態の大きな変化を踏まえて、都市サービスや都市の持続性を確保していくために、市街地の拡大や都市機能の拡散を抑制し、複合施設の整備等を一つの方策として、効率的・機能的な市街地へと再編していく必要がある。

国土交通省は、時代に合った構造的な地域づくりの基本コンセプトとして「コンパクト+ネットワーク」を掲げている。このコンセプトに則り、東京においても、行政、医療・福祉、商業等、生活に必要な都市機能や居住機能を駅周辺等の交通拠点から一定の地域に集約する地域構造(コンパクトシティ)へ再編していくことが重要である。とりわけ、東京では、鉄道をはじめとした交通網により各地域のネットワークを維持・強化していくことで、「大都市戦略」が掲げる「鉄道沿線まちづくり」を推進し、各種の都市機能に応じた圏域人口を確保していくことが必要である。その際に、高次の都市機能については沿線の地方公共団体で分担・連携していく発想が重要である。

なお、「コンパクト+ネットワーク」や「鉄道沿線まちづくり」の考えに則り地域構造の再編を推進していくには、国土交通省の国民意識調査において、約半数がコンパクトシティについて「聞いたことがない」と回答している一方で、コンパクトシティの考えに共感する割合も約半数あることから、国民・都民に対する一層の周知や理解促進が不可欠である。

(2) 少子化や高齢化に対応した住宅政策の推進

➤ 老朽マンション・団地・ニュータウンの耐震化、更新対策の推進

東京には全国のマンションストックの約4分の1が集積しており、そのうち約36万戸が旧耐震基準であることから、マンションの耐震化は喫緊の課題である。また、築年数の経過したマンションが今後急速に増加する見込みであり、順次、更新期を迎えていく。老朽マンションの耐震化や建替え等が進まなければ、安全・安心な居住環境が確保されないばかりか、周辺地域の防災性等にも影響を与え、都市再生を進める上で大きな問題となることが懸念される。

昨年のマンション建替法の改正・施行により、耐震性が不足するマンションについては、敷地売却制度(区分所有者等の5分の4以上の賛成に基づく)や容積率の緩和と特例制度が措置されたが、既存不適格などにより自己の敷地のみでは建替えが困難なマンションや、複数の建物で敷地を共有している団地型マンションなど、現行法制度でもなお円滑な建替えや改修が困難なものが相当数存在している。従って、老朽化が著しいマンションや耐震性が低いマンションを建替える場合の同意要件(区分所有者等の5分の4以上の賛成)の緩和や、既存不適格マンションなどの別敷地での建替えが可能となるような仕組みづくり、借地借家法第28条における解約の正当事由に建替え決議の成立が該当するよう措置すること、団地型マンションの再生を進めるため団地全体の建替えや段階的・部分的な建替え・改修等を円滑化する仕組みの整備、建築基準法第86条による一団地認定の廃止等に係る全員同意などの法令要件の緩和をはじめ、法改正等の措置によりさらなる支援策等が講じられるよう検討されたい。また、老朽マンションの適正な管理や再生を図る上で課題となっている合意形成等の促進に向けて、マンション管理適正化・再生推進事業等の施策を鋭意実施していくことも必要である。

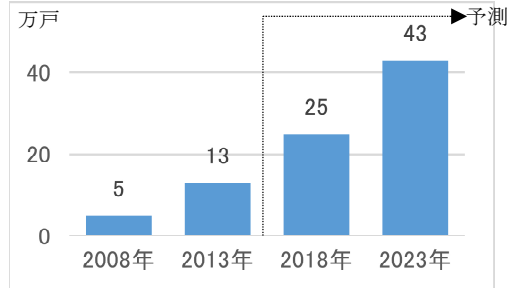
なお、老朽マンションや団地、ニュータウンの更新に併せて、計画的に保育施設や高齢者支援施設の設置を進めるなど、人口減少、少子化、高齢化に合わせたまちづくりを加速していくことも重要である。

マンション建替法に基づく建替えの実績(件数)

年度	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	計
東京都	3	2	4	3	3	2	2	5	5	3	5	37
全国 (東京都分を含む)	4	5	8	14	9	6	4	5	6	5	10	76

出典:東京都 ※構造計算書偽装物件を除く。

築40年以上のマンションの戸数の推移



出典: 東京都

▶ 子育て世帯は広い住宅へ、老年夫婦世帯は適度な広さの住宅へ住替える仕組みを通じた住替えの促進

子育て世帯は比較的広い住宅を必要とする一方で、子育て等を終えた老年夫婦世帯は適度な広さの住宅への住替えを望むケースが少ない。従って、これらのニーズを上手くマッチングする仕組みをより一層周知し、住替えを促進していくことが重要である。

子育て世代は比較的広い住宅を必要としているが、特に若い世代では経済的な余裕がない世帯が多いことから、中古住宅や空き家等を改装することで、安価で状態が良く広い住宅がより流通するよう政策面から後押しすべきである。加えて、比較的広い公営住宅に子育て世帯を優先的に入居させる措置を推進すべきである。

なお、「社会資本整備重点計画」で重点施策に位置付けられている通り、大都市圏、特に大都市近郊における急速な高齢化に対応し、高齢者や子育て世代等の多様な世代がいきいきと居住・生活することに資するスマートウェルネス住宅の推進や、住宅のバリアフリー化、住宅および住宅市街地のユニバーサルデザイン化を促進していくことも重要である。

▶ 既存住宅の流通・活用の促進

既存住宅はその品質や管理状態が十分に評価されずに、築年数の経過とともに市場での価値が低下する状況にある。そのため、住宅の平均使用年数は欧米と比べて短く、既存住宅市場も十分に活性化していない。良質な既存住宅の市場を形成し流通を促進していくためには、新築時から維持管理期、売買期までの全体を通じて、住宅の品質や性能が確保され、取引時にそれらが明らかになり、その価値が適切に評価されることが必要である。また、空き家の発生を抑制していく上でも、既存住宅を売買や賃貸の各市場に流通させていくことが重要である。

国土交通省および関係機関は、これまでの「住宅をつくっては壊す」社会から「いいものをつくって、きちんと手入れをして、長く大切に使う」社会へと移行するための措置として、リフォームに係る相談や、消費者が既存住宅の状態を把握するための現況検査に係る指針の策定、瑕疵保険等に取り組み、さらには税制措置も拡充されているが、消費者が安心してリフォームや既存住宅を取得できる市場環境の整備に向けて、こうした措置の一層の周知や拡充に努められたい。

(3) 交通ネットワークのさらなる整備

▶ リニア中央新幹線の着実な整備、沿線地域の活性化等

リニア中央新幹線は、三大都市圏の交流・連携の一層の緊密化により経済活動が活性化することが期待されるなど、わが国の国際競争力強化に資する重要なプロジェクトである。また、東海地震等の災害が発生した場合でも、東海道新幹線のバイパスとして三大都市圏を結ぶ大動脈を途切れさせることがないため、わが国の経済活力の停滞を防ぐ重要な交通基盤でもあり、さらには、関連技術をパッケージ化し、将来の海外展開も期待できるプロジェクトでもある。

昨年10月に、国土交通省が東京（品川）・名古屋間の工実施計画を認可したところであるが、2027年に予定している名古屋までの開業、さらには2045年に予定している大阪までの開業に向けて、取り組みが着実に推進されることを望む。また、リニア中央新幹線の開業を一つの契機として、沿線地域が活性化されることも重要である。

なお、「国土形成計画」に記載の通り、リニア中央新幹線の開業により東京・大阪間は約1時間で結ばれるため、三大都市圏がそれぞれの特色を發揮しつつ一体化し、4つの主要国際空港、2つの国際コンテナ戦略港湾を共有し、世界からヒト、モノ、カネ、情報を引き付け、世界を先導するスーパー・メガリージョンの形成が期待される。また、スーパー・メガリージョンの効果を全国に拡大・波及するためには、リニア中央新幹線と他の交通ネットワークとの結節の強化により、交通ネットワークを充実させることが必要である。

▶ 羽田空港の新滑走路の増設

先述の通り、首都圏空港における国際線需要は2012年度からの10年間で約6～8割増加する見込みで、概ね2020年代前半には約75万回の容量の限界に達する見通しとなっている。また、首都圏空港の需要は増加傾向が続き、2032年度には78～94万回の需要となることが予想されている。従って、新興国等の新た

7. 事業 (2)意見活動

な成長を取り込み、訪日外国人の増加や、産業・都市の国際競争力強化、ヒトとモノの交流の活発化を通じたわが国全体の活性化につなげていくためにも、首都圏空港のさらなる機能強化が不可欠である。

現在、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の開催以降の方策として羽田空港の5本目の滑走路増設に関する検討がなされているが、地元住民や環境、港湾機能等に十分配慮した上で、具体化へ向けた取り組みを鋭意推進されたい。

加えて、成田空港における抜本的な容量拡大等の諸課題について、関係する地方公共団体等との議論を深めていただきたい。

➤ 横田基地の軍民共用化の推進、横田空域および管制業務の返還

首都圏空港は概ね2020年代前半には約75万回の容量の限界に達する見通しがある中で、横田基地の軍民共用化は、首都圏の空港容量の拡大や首都圏西部地域の航空利便性の向上に寄与するため、早期実現を図ることが望ましい。

また、在日米軍が管理する横田空域は、一都九県にわたる広大なエリアに広がっている。同空域の一部は2008年9月に返還され、羽田空港の容量増加に対応した管制が可能となったが、依然として民間航空機の運航の支障となっている。より安全で効率的かつ騒音影響の少ない航空交通を確保していくためには、横田空域の早期全面返還を実現することで、首都圏の空域を再編成し、わが国が一体的に管制業務を行うことが必要である。

➤ 三環状道路の整備推進、特に外環道（東名高速以南）の早期計画具体化

先述の通り、首都圏三環状道路、中でも外環道（関越道～東名高速）は多岐にわたる整備効果が期待されており、都内経済界としても、早期かつ着実な整備を強く望んでいるところである。一方、外環道の東名高速以南（東名高速～湾岸線）は、未だルートが確定していない予定路線となっているが、同区間が開通すれば、関越道・中央道・東名高速と羽田空港や京浜港とのネットワークが確立され、東京の国際競争力強化に大いに寄与する大変重要な路線である。従って、同路線について早期に計画を具体化し、事業化を着実に推進していくべきである。また、事業化した際には、まず、東名高速から第三京浜までの区間（約4km）について早期に整備することが望ましい。

外環道（東名高速～湾岸線）を含めて、出来る限り早期に、三環状道路の整備が完了されることを望む。なお、三環状道路の中で供用時期が明確になっていない箇所については、時期を明示する必要がある。民間企業はこうした時期の明示をもとに、物流拠点、生産拠点、商業施設等の投資計画を策定することから、ストック効果の最大化、沿線の地域活性化に資するためにも、早期に明示されることを望む。

(4) 完全自動走行を見据えた環境の整備

「日本再興戦略」改訂2015に記載の通り、近未来技術である自動走行システムは、わが国の経済成長を牽引するだけでなく、交通事故の大幅な減少、交通渋滞の緩和、高齢者等の移動支援など、さまざまな効果が期待されている。本年6月に「官民ITS構想・ロードマップ2015」が決定され、2030年までの各目標について世界一のものとする方針が明確化されたところである。「官民ITS構想・ロードマップ2015」に則り、官民が緊密に連携し、課題や問題点等を含め十分に検討を重ね、完全自動走行に係る技術の確立や市場化を加速していくことが望ましい。

(5) 海外のインフラシステム受注のさらなる促進

新興国等を中心とした世界のインフラ需要は膨大であり、高速鉄道・都市鉄道、高速道路・幹線道路、港湾ターミナル、空港ターミナルをはじめ、今後もさらなる市場拡大が見込まれている。従って、インフラシステムに関するわが国の強みのある技術・ノウハウを最大限に活用して、世界の需要を積極的に取り込んでいく必要がある。「日本再興戦略」改訂2015に記載の通り、国は2020年におけるわが国企業のインフラシステム受注の目標額を約30兆円としているが、目標額の達成はもとよりさらなる高みを目指して、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構によるインフラシステム海外展開に取り組む企業への支援や、トップセールスをはじめ、「インフラシステム輸出戦略」に則り積極的に推進されたい。

なお、海外におけるインフラ整備に対するニーズはシステム化された大型案件のみならず、地方・中核都市における中規模・小型案件も多数存在する。このような多様なインフラニーズにきめ細やかな対応をするためにも、医療、リサイクル、水分野など特定分野において高いポテンシャルを有する中堅・中小企業への支援や、地方自治体の海外展開について後押しをすることも重要である。

(6) 将来の基幹産業の創出・育成に向けた研究開発等の促進

オリンピック・パラリンピック東京大会が開催される2020年を一つの契機として、その先の基幹産業の創出・育成を図るべく、ロボットや燃料電池車、自動翻訳技術、超高精細映像技術など世界最高レベルの科学技術の研究開発や、ICTを活用した新しい社会システム開発（交通管制、防災・減災対策、キャッシュレス、セキュリティ、エネルギーマネジメント等）を促進していくべきである。2020年オリンピック・パラリンピック東京大会をわが国が有する最先端科学技術や中小企業の優れたものづくり技術のショーケースとし、世界に広く発信・アピールすることで、以後の実用化や汎用化、市場拡大につなげていくことが重要である。

加えて、産業競争力会議や近未来技術実証特区検討会等での議論を通じて、ロボットやICT、小型無線機等のさらなる利活用を推進されたい。

上記に併せて、今後大きな市場拡大が見込まれる医療分野や、健康、環境・エネルギー、危機管理など大都市特有の課題を解決する産業分野における中小企業の技術・製品開発を重点的に支援するなど、中小企業の成長産業分野への参入を促進していくべきである。

(7) 水素社会の実現に向けた取り組みの推進

水素エネルギーは、環境負荷が低く、災害時の非常用電源としても期待されている。水素貯蔵タンクや燃料電池などの水素関連製品には、日本の高い技術力が集約されており関連する産業分野の裾野も広く、2050年の国内市場は8兆円まで拡大するとの予想があるばかりか、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会での水素エネルギーの利活用は、環境と調和した未来型都市の姿を世界に示すとともに、日本の高い技術力を改めて世界にアピールすることにつながる。

従って、水素社会の実現は、わが国の国際競争力強化にも寄与することから、国、東京都、民間が一体となって、コスト面や安全確保を前提とした規制緩和等、諸課題を克服するための検討を鋭意推進していくべきである。加えて、水素エネルギーに係る諸規制は、国家戦略特区制度を通じて緩和・制度改革を実現していくことも視野に入れるべきである。

なお、水素エネルギーの利用拡大には、国民・都民の理解が重要であることから、水素を安全に利用する意義等に関する啓発活動をさらに推進していく必要がある。

以上

2015年度第9号

2015年11月19日

第677回常議員会決議

<提出先> 内閣府、国土交通省、観光庁、東京都幹部

<実現状況>

○都市再生特別措置法（改正案）が2月に閣議決定され、民間都市再生事業計画の大臣認定申請期限の2022年3月末への延長、国際会議場施設等の整備費が新たに金融支援対象に追加、建築物の道路上空利用が可能な地域の拡充、住宅団地の建替えの推進に向けた合意要件の緩和などが実現した。

10. 知的財産政策に関する意見

人口減少下のわが国において、企業が成長する力を強化していくためには、技術や文化を生み出し、それをビジネスの拡大に結び付ける取り組み、すなわち知的財産の創造・保護・活用を活性化することが極めて重要である。特に、わが国法人数の99%を占め、地域経済を支える中小企業が、知的財産を最大限活用できる事業環境を整備することが必要である。個々の中小企業が、その強みを知的財産とし、権利の取得・保護を進め、付加価値の高い製品・サービスの提供といった戦略的経営につなげる、こうしたプロセスの負担を可能な限り軽減することが効果的である。あわせて、知的財産の侵害を防ぎ、万一侵害があった場合でも、中小企業にとって、透明性と納得感の高い結果が得られるよう、紛争処理システムを見直す必要がある。

また、地方の疲弊という構造的な課題を抱えるわが国では、産学官や企業間の連携、あるいは文化観光資源・特産品など地域ブランドを通じた地方創生の取り組みが盛んに進められているが、その成功は技術やコンテンツなど知的財産をいかに有効に活用できるかにかかっている。

さらに、TPPを活用し、産業競争力の強化と外需の捕捉を成し遂げるためには、わが国の知的財産制度を各国・企業から選ばれ、活用されるものに見直すとともに、わが国が中心となって国際的な知的財産制度の構築を進めることが重要である。クール・ジャパンとして海外からの評価が高いわが国コンテンツ産業が、アジアをはじめとした海外市場を獲得できるよう、官民をあげた集中支援を行うことも必要である。特に、海賊版等の著作権侵害コンテンツの流通に対しては断固たる対策を粘り強く進めていくことが肝要である。

以上の基本的な考えにもとづき、知的財産政策に関する意見を下記のとおり、述べる。

記

I. 中小企業の知的財産権取得・活用に関する支援

1. 中小企業が知的財産権を容易に取得できる環境を実現する

中小企業が知的財産権を取得する上で、最初の壁となるのは知的財産権の取得コストが高いこと、及び申請手続きが煩雑であることなどが挙げられる。このような中小企業の資金的・心理的ハードルを早急に下げることが必要である。そこで、以下の施策を講じられたい。

(1) 知的財産権の取得・維持費用を下げる

7. 事業 (2)意見活動

- 中小・小規模企業、ベンチャー企業が、複雑な要件に縛られることなく、一律に費用負担の減免措置を受けられるよう、料金減免体系を抜本的に見直すこと。例えば、米国のスモールエンティティ・マイクロエンティティ制度を参考に、(中小企業基本法の範囲で)、従業員300人以下の中小企業には一律に料金を半減し、さらに、出願経験の乏しい中小企業については料金を1/4に減免するよう、制度を改善すること。
- 特許料の減免制度と同様の減免制度を実用新案・意匠・商標の各知的財産権にも導入すること。
- 中小企業が強固で安定的な特許を取得するためには、技術に精通した弁理士のアドバイスや申請への関与が必要であるが、中小企業にとっては費用の負担が大きいことから、弁理士費用の補助等を創設すること。
- 外国出願における支援対象経費の範囲を拡大し、出願前後に係る費用についても補助を行うとともに、上限額を引き上げること。また、公募期間を拡大し、利用しやすい制度とすること。

(2) 知的財産権を取得するための手続きを簡単かつわかりやすく

- 知的財産権の申請書類を簡素化し、手続き負担を軽減すること。例えば、出願、審査請求、早期審査、減免制度の申請において、各段階で個別の書類の提出を求める現在の方式を改め、可能な限り一括申請ができるよう、改善をすること。また、その様式についても、申請が簡易化されるよう工夫(例：該当事項にチェックを入れる方式など)するとともに、申請要件等については宣誓(※)に変更し、添付を要する証明書類を削減すること。
※アメリカでは、申請書類に中小企業である旨を宣誓(該当の要件項目にチェック)すれば、費用減免の対象になる。但し、虚偽申告(宣誓)の場合は、権利行使不能や取り消される場合がある。
- 知的財産権の出願から登録までの流れや個別の書類の記載方法等に関し、特許庁のホームページで分かりやすく説明するとともに、広く普及啓発を行うこと。また、各自治体における補助制度などをわかりやすく紹介すること。

2. 中小企業が知的財産経営を実践するために

(1) 知的財産を戦略的に経営に活かそうとする中小企業への支援

- 特許のみならず、実用新案、意匠、商標、営業秘密等の知的財産を適切に使い分ける知的財産戦略の策定支援を強化すること。支援に当たっては、単なる権利化ではなくビジネスモデルを構築する観点が必要であり、大手企業のOBなど、知的財産戦略の策定・実践に経験のある人材を活用すること。
- 中小企業が保有する特許の活用促進のため、その戦略的な活用に関する民間企業によるコンサルティングに要する費用について、負担軽減のために必要な支援を講ずること。
- 知的財産の戦略的活用に関する先進事例の紹介等を強化すること。
- パテント・ボックス税制(知的財産権に起因する収益に対する税負担の軽減)を創設すること。
- わが国のものづくりを支える中小企業の技術開発や研究開発を後押しするため、研究開発税制において、オープンイノベーション(特別試験研究費)の範囲に、特許譲受対価を追加すること。また、控除率について、現行の12%から引き上げるとともに、控除上限の別枠化を図ること。
- 中小企業が、自社で開発した技術を活かして自社製品を生み出し、売上及び収益の向上につなげるため、研究開発のみならず製品化や販売促進に関する支援を拡充すること。
- 開放特許の流通・活用を促進するため、開放特許情報データベースに登録した特許権の権利維持費用を軽減すること。
- 中小企業のニーズに応じた開放特許のマッチング支援など、コンサルティング機能を備えた支援体制を設けること。

(2) 中小企業の知財活用を支える人材育成への支援

- 権利化にとどまらず、営業秘密の活用やオープン&クローズ戦略を含むトータルな知的財産戦略を立案・推進できる人材の育成カリキュラムを開発し、中小企業向けに提供すること。
- 特許情報プラットフォーム(J-P l a t P a t)及び開放特許流通データベースの活用に関する講習会について、開催回数増加を図るとともに内容の充実化、地方への開催拡大、講義映像のインターネット配信、企業内研修等への講師派遣など大幅な拡充を行うこと。
- 中小企業における知財人材育成のため、先進的な企業の取り組み事例を提供すること。また、知的財産管理技能検定の資格取得に向けた支援を行うこと。
- 中小企業診断士、金融機関、大手企業のOB等、中小企業の知的財産の戦略的活用促進に携わる人材向けの研修プログラムの体系化を図ること。
- 知的財産の戦略的活用について中小企業が弁理士に相談する際、中小企業支援に精通している弁理士を的確に選定しやすくすること。[例えば、弁理士の認定制度を創設する等]
- イノベーションを促進するためには、発明や創作などの成果である知財を尊重する風土づくりが重要である。そこで、小中学校のカリキュラムにおいて、発明の意義や知財の重要性について考える機会を設けること。

(3) 金融にも役立つ知的財産制度にするために

中小企業が保有する独自技術の価値や将来性が適切に評価され、その資産価値が明確になれば、研究開発へのインセンティブ向上や、高い技術を持つ中小企業の円滑な資金調達の実現などに資することとなり、イノベーションの促進が期待される。

そのため、以下の施策に取り組まれない。

- 金融機関に対し知的財産の適正な評価をもとにした融資を促すため、現在行われている「知財活用ビジネス評価支援」、「知的資産報告書作成支援」を拡充し、さらに積極的に推進すること。
- 多数の特許が自由に取引される特許流通市場の整備や、知的財産の資産価値を数値化・指標化するなど、知的財産の経済的価値が客観的に評価される仕組みを構築すること。

(4) 知的財産侵害に対する支援および対策の強化

- 取引先による技術やノウハウなどの知的財産の吸い上げ等の実態を調査するとともに、不当な技術の吸い上げを行う企業に対しては、企業名を公表するなど、独占禁止法（優越的地位の濫用）のガイドラインを拡充し、断固たる措置を講じること。
- 模倣品・海賊版等による知的財産侵害について、日本政府は相手国政府に対策強化を一層働きかけること。また、相手国における侵害の発見、侵害先への警告、警察への被害届等の提出、税関への差押え請求、裁判所への提訴、民間交渉などにおいて在外公館やジェトロは積極的に関与するなど対応を強化すること。また海外の模倣品・海賊版対策の費用への補助（「中小企業知的財産活動支援事業費補助金」等）を拡充すること。
- 模倣品・海賊版による被害の実態を正確に把握し、その取締りを強化するため、「政府模倣品・海賊版対策総合窓口」について、拡充強化に向けた施策を講じるほか、関係省庁等が行う相談窓口との連携を強化すること。
- 海外での模倣品・海賊版の流通を阻止するため、侵害発生国の税関、警察等の執行機関について、わが国の取締りの実践的なノウハウの提供や定期的な意見交換を継続的に実施すること。さらに、現地における厳格な取締りの実現に向け、侵害発生国の取締り状況を調査し、必要に応じて改善を要求すること。
- 輸入差止申立書に添付する特許庁の判定書の発行期間を短縮すること。
- 海外における知的財産権の取得・活用に関しては、出願時の費用のみならず、出願前の調査・情報収集や、出願後の権利維持に係る負担も大きい。そこで、外国出願支援事業の対象経費を拡大し、出願前後に係る費用についても補助を行うとともに、上限額を引き上げること。また、公募期間を拡大し、利用しやすい制度とすること。
- 現在、都道府県等中小企業支援センター及びジェトロ本部が担っている「中小企業外国出願支援事業」の受付窓口を拡大すること。
- 海外における知的財産の侵害等に関する相談体制を強化し、侵害調査費用等に関する支援制度の周知を図ること。
- 創設予定の海外知財訴訟保険制度について周知を強力に行うこと。

II. 地方創生・地域活性化に資する知的財産権の実現

地方創生・地域活性化の実現には、地域の産業特性を踏まえたものづくり等産業のイノベーション促進（ローカルイノベーション）、地域資源・技術を活用した販路開拓やブランド化（ローカルブランディング）が不可欠である。これらを実現するためには、企業間連携を活かすと同時に、地域の産業特性、地域資源、技術を徹底的に活用し、地域の付加価値を創造することが不可欠である。また、地方大学や公設試験研究機関が保有する技術等の活用による地域中小企業の競争力強化や、地域資源の権利化、地域ブランドの構築に向けた強力な支援に取り組むべきである。

以上のことから、次の施策が必要と考える。

1. 地域が保有する知的財産を中小企業の連携強化に活用

- 地方創生は、地域の企業が地域の特性に応じてスピード感をもって事業展開できる、地域戦略がポイントになる。そのため、地方自治体は知的財産の創造・保護・活用を強化する地域戦略を策定し、中小企業の知的財産戦略のあり方、支援施策の体系と方向性を明確にすること。また、国はその策定を積極的に支援すること。
- 産学連携推進の起爆剤とすべく、大学や研究機関が保有する特許を中小企業が事業化評価をする間、中小企業に無償で開放すること（山口大学の特許開放モデルの展開）。
- 産業界、大学、地方自治体が連携し、基礎研究から出口までを見据えた研究開発等を推進する「SIP（戦略的イノベーション創造プログラム）」について、優れた技術を持つ中堅・中小企業向けの枠を創設すること。
- 地方大学や公設試験研究機関等が保有する特許等の技術を中小企業が有効に活用するため、各企業に対しこれらの技術活用を促し、製品化まで支援できるコーディネーターの育成・配置を行うこと。

7. 事業 (2)意見活動

- 企業と大学の適切な権利配分を実現するため、産学連携における契約締結時のサポート等の支援を行うこと。
- オープンイノベーションに取り組む大企業と独自の技術を持つ中小・ベンチャー企業のマッチングを図り、中小・ベンチャー企業が保有する技術の活用を促進すること。
- 中小企業の知財活用をさらに促進するため、知財総合支援窓口が、相談対応のみならず、中小企業のネットワーク化を通じ企業間のノウハウの共有や人材育成に取り組むなど、地域における支援機能をいっそう強化すること。
- 中小企業のデザイン活用を促進するために、デザイナーとのマッチングやデザイン芸術系大学との産学連携等の施策を強化すること。

2. 地域資源を権利化・ブランド化して地方創生の目玉に

- 地理的表示保護制度については、わが国の農林水産品の高付加価値化、ブランド力向上に極めて役立つため、積極的なPRを行い、利用を促進すること。
- 地理的表示保護制度の対象となる農産品の範囲を拡大すること。
- 伝統工芸品や地域の工業製品などの非農林水産品が地理的表示保護制度を活用できるよう、制度の拡充を図ること。
- 地域団体商標制度の活用を促進するため、商標を料金減免制度の対象とし、商工会議所等を減免措置の対象団体とすること。
- 地域団体商標制度や地理的表示制度で保護されない地域ブランドについて、ブランドマネジメントを行うための補助制度等を創設すること。
- 各省庁や自治体がそれぞれ行っている地域ブランド強化に係る支援事業について、所管省庁の枠を超えた組織横断的な対応を可能とし、長期的な視点で地域ブランドの育成につながるよう再構築すること。
- 京都ブランド、浜松地域ブランド「やらまいか」、まちだシルクメロン(町田)をはじめとする、地域における製品やサービスのブランド力向上に係る取り組みを後押しし、情報発信や販路開拓など、強力に支援していくこと。
(例:「葛飾ブランド(葛飾町工場物語)」、「すみだブランド(すみだモダン)」、「大田ブランド(ものづくりネットワーク)」、「板橋Fine Works」、「メイド・イン・品川」、等の取り組み支援など)
- 地域資源のブランド化には、素材の発掘・生産、ストーリー性の構築、商品化、最適なチャネルでの販売といったサプライチェーンを、地域の多様な連携により構築することが必要である。こうした取り組みの支援のため、28年度予算案に盛り込まれた全国展開支援事業(地域力活用新事業∞全国展開プロジェクト)、JAPANブランド育成支援事業、ふるさと名物応援事業について、円滑な実現を図ること。

3. 地域の知財活用人材を育てて地域主導の地方創生を促進する

- 多くの地域では第一次産業が基幹産業となっており、地域の活性化には農商工連携・6次産業化の推進等が必要であることから、その核となる人材の育成(食の6次産業化プロデューサー等)への支援を拡充すること。
- 地域の知的財産(育成者権、商標権、意匠権等)を総合的に活用し、地域製品の価値を高めるブランドマネジメントを担う人材の育成を図ること。
- 「くまモン」に代表される地域のPRキャラクターは、多大かつ多方面の経済波及効果を有し、地域活性化に大きく貢献している。他方、キャラクターの活用の際の著作権管理やビジネス展開に通じた人材の不足に悩む地域も存在することから、関連情報の提供や成功事例の横展開などの支援を強化すること。

III. わが国企業の産業競争力強化に向けた知財システムの構築

1. 中小企業が知財を守るための知財紛争処理システムの構築

中小企業は経営資源の制約から、知財侵害に対抗して訴訟を提起することが難しい。中小企業が訴訟を起こすのは、自社のビジネスを侵害され、その影響が看過できない場合である。しかし、知財訴訟において原告・中小企業の勝訴率は20%に満たない。さらに、勝訴したとしても中小企業の損害賠償請求額に対する認定率は8%と、大企業の30%に比べ低い。中小企業は判決時に賠償額をより多く減額されている。このように、特許権等でビジネスをしっかり守ることができないならば、中小企業は技術開発など知財を創造し活用する意欲を大きく削がれる。

特許等が創意工夫の成果として尊重され、安定的に活用できることが、中小企業の存続・発展にとって必要不可欠である。中小企業が知財紛争処理に求めるのは、特許等が裁判においても高い安定性が認められること、並びに知財侵害の際に訴訟提起が容易にできることである。またこのような紛争処理システムの改善に加えて、取引先による中小企業の技術・ノウハウの不当な吸い上げに対しては、企業名を公表するなど独占禁止法(優越的地位の濫用)のガイドラインの拡充も検討されるべきである。

以上のような視点から、次の施策の実現を求める。

(1) 特許権の安定性を高める

知財訴訟において無効の抗弁が提出された際に、37%の特許等が無効とされており、特許等の安定性への懸念を生んでいる。こうした懸念を払しょくするために最も重要なことは、裁判において特許等の有効性が否定されないことがないように、特許庁が確実な審査を行うことである。

また、裁判所の技術的専門性を更に高めるための措置を講じることが重要である。侵害訴訟において権利付与した専門官庁である特許庁に意見陳述を行う機会を与えることも必要である。

さらに、特許権の権利付与段階における取り組みも重要である。公正取引委員会は独占禁止法違反の審査に関する規則・ガイドラインを定め、これを一般に公表することにより、準法律的な取り扱いが認められている。同様に、特許庁の知財権付与の審査に関する内部基準について、規則として公表し、準法律的な効果を付与することによって、権利の安定性を高めることを併せて検討するべきである。

(2) 証拠収集手続きを強化する

中小企業からは、侵害訴訟を提起する際に、特に被疑侵害者の生産現場で使用する製法に関する特許は、侵害事実を立証するための証拠収集が難しいとの声が多い。一方で、中小企業を原告とする知財訴訟では、非侵害による原告敗訴が6割以上を占めている。中小企業が侵害に際して証拠を十分に収集できるようにするとともに、見込み違いによる提訴を防ぐためには、訴訟提起後はもとより、訴訟提起前の証拠収集を容易にすることが必要である。例えば、ドイツの査察制度を参考に、裁判所の許可を得て、中立的な査察官が証拠収集を行う制度の導入を検討すべきと考える。査察に当たっては、営業秘密漏洩に関する懸念が寄せられていることから、裁判所の許可、及び査察官の秘密保持を厳格にすることにより、これらの懸念を払しょくするべきである。

(3) 侵害差止めの迅速かつ的確な対応を

中小企業が特許や商標を取得するのは、他社からの侵害を防ぐためである。しかし、現実には、中小企業が侵害品を見つけても、なかなか製造や販売、輸入の差止めが認められない。例えば、ドイツでは、迅速に差止めが認められ、被害の拡大を防いでいるとの指摘があることから、日本でも、ドイツ並みに迅速かつ的確な侵害差止めがなされるよう、制度と運用を改善すべきである。

(4) 低すぎる損害賠償額の早期是正を

わが国の訴訟における損害賠償額は低廉に押さえられており、仮に権利を持つ中小企業が勝訴した場合であっても弁護士費用すら支出できないという実態が、多くの中小企業から指摘されている。また、TPPとの関連では、著作権法、商標法において法定損害賠償の導入が求められている。こうした状況を踏まえ、低すぎる損害賠償額については、早期に是正する必要がある。

一方、損害賠償の額を上げることについては、その内容いかんによってはわが国の訴訟環境を大きく変え、パテントトロール等が日本で積極的に訴訟を提起する事態を招くとの指摘があり、この点に十分に注意する必要がある。

そこで、現在の低すぎる損害賠償額を是正するために、特許法102条各項に基づく算定の見直しや法定損害賠償の導入など、損害賠償の額を適切な水準に引き上げる方策を検討すべきである。特に、同法102条3項の特許実施料相当額については、平成10年改正で「通常」の文言を削除し、訴訟当事者間の具体的事情を考慮した妥当な金額が認定できるようにしたところであるが、法改正後も侵害の態様、交渉経緯などの具体的事情が裁判において増額要因として認定され難いという調査分析もある。そのため、裁判所が独自の判断で決定している同法102条各項に基づく算定については、関係者の理解を深めるために、透明性を高める見直しを早急に行う必要がある。

弁護士費用については特許権者が侵害者を訴える場合に限り、敗訴侵害者の負担となるよう民法709条の相当因果関係の判断に関する運用を見直すべきである。

(5) 知財紛争に係る中小企業支援策を強化する

中小企業が知財紛争で勝てない要因として、特許の内容が不十分であることや、訴訟を依頼した弁護士が知財紛争に精通していないなど、中小企業側の問題を指摘する声がある。

一方、経験豊かな弁理士や知財弁護士は、利益相反のために中小企業からの依頼を断ることがあるのも実態である。中小企業の実質的なハンディをなくすためには、思い切った中小企業支援策が必要である。

● 中小企業に対する裁判費用の支援等

訴額に比例した高すぎる裁判費用も、中小企業が多額の損害賠償を求めて訴訟提起することを困難にしている。例えば、訴額が100億円の訴訟を提起する場合には、1,600万円程度を裁判所に一旦納付する必要があり、資金繰りに余裕のない中小企業には手当が困難である。また、知財訴訟における弁護士費用の捻出も中小企業には大きな負担となる。そのため、中小企業に対する裁判費用の助成措置や減免制度、知財訴訟における弁護士費用保険制度の創設などを検討すべきである。

7. 事業 (2)意見活動

- 知財総合支援窓口の機能強化による、侵害・訴訟への対応備えを含めた戦略的な特許取得支援
知財訴訟を経験したことがある中小企業の割合は極めて少ない。そのため、中小企業においては、業界の技術動向等を見据え、訴訟にも耐えうる戦略的な特許を取得しようという意識は依然として低い。このような状況を踏まえ、中小企業が知財総合支援窓口の特許出願を相談した際には、第三者的視点から出願内容を分析し、侵害・訴訟への対応備えも含めたアドバイスを受けられるように、相談窓口の機能を強化する必要がある。
- 知的財産に詳しい弁護士を業界団体等が紹介する制度の創設
特に地方においては、知財に詳しい弁護士等を探すことは困難であり、これらの弁護士に関する情報にアクセスできるよう、現在弁護士会が行っている弁護士紹介制度に加えて、各業界団体等が、自業界やその技術の動向に詳しい弁護士等を紹介することを認めるべきである。
- 調停・斡旋制度の検証及び改善
裁判より早期での解決を望む中小企業のために、既存の調停・斡旋制度の利用実態を検証し、改善を図る必要がある。

2. 日本の知的財産システムを世界に広げる

- 特許審査ハイウェイ（PPH）をさらに拡大推進すること。
- 特許の対象や審査基準の共通化など、低コストかつグローバルな権利取得支援のため、わが国が中心となって国際特許システムを構築すること。
- 新興国での安定した知的財産の保護による競争力の維持・強化のために、知財システム構築を積極的に支援すること。なお、任期を満了し特許庁を退職した任期付審査官の活用や、審査システムをサービスとして新興国に提供することも視野に入れること。
- わが国の知財システムの競争力強化に繋がることから、審査品質を維持しつつ、出願から権利化までの期間の一層の短縮を図り、世界最速かつ最高品質の特許審査を実現すること。
- パテントトロールのような濫用的な権利行使に対し、他国の動向を踏まえつつ、安易な訴訟提起の防止や差止請求の制限などについて検討すること。

3. 国際標準・認証を産業競争力強化に役立てる

- 中小企業に対して、政府の国際標準化に関する取り組みをわかりやすく説明すること。
- 海外展開や輸出促進を図るため、各国の標準規格（例えば、EUにおけるCEマークなど）の取得費用や安全規制に係る費用に対する補助制度を創設すること。
- 中小企業が持つ高い技術や品質を海外で最大限に発揮するため、中小企業等が持つ技術の標準化やわが国の認証基盤の強化を図ること。
- 国際標準等に関する活動については、民間企業の負担が大きいいため、国際会議参加に係る補助制度の拡充や補助対象範囲を拡大すること。
- 製品等の企画開発段階において適切に対応できるよう、国際標準や海外の規格に関する最新動向等の情報提供を強化すること。
- 国際標準や認証等の事例を活用した普及啓発をさらに強化すること。

IV. 活用と保護を重視したコンテンツの競争力強化へ

世界のコンテンツ市場は年平均5%以上の成長率で伸長しているのに対し、わが国コンテンツ市場の規模はここ数年横ばい・縮小傾向にある。また、わが国のコンテンツ収支は毎年5000億円以上の赤字が続いている。こうした状況に対する危機感を関係者が共有するとともに、クール・ジャパンとして海外から評価が高く、高い潜在力を持つコンテンツ産業の競争力を強化し、海外展開を促進するべきである。また、アジア諸国における海賊版等の著作権侵害コンテンツの流通については、早急に対策を講じる必要がある。

以上のことから、次の施策が必要と考える。

1. コンテンツの海外発信を強化してクールジャパンを全世界に

- わが国のコンテンツは海外で高い評価を受けているにも関わらず、コンテンツ産業の輸出比率は依然として低迷している。コンテンツの輸出を国家プロジェクトとして位置づけ、重点的な取り組みを行うこと。
- コンテンツの海外発信について、一過性の流行にとどめず現地への効果的な浸透を図るため、ターゲットとする国において、国が主導して日本のコンテンツ専門放送局などの情報発信拠点（ジャパン・チャンネル）を設けること。
- 海外で独自のチャンネルにより放送枠の確保等の海外展開を行う企業について、省庁横断的な支援を行うこと。

- 放送コンテンツ海外展開促進機構（BEAJ）について、放送局に限らず、多くの企業が参画できるような制度を拡大し、日本のコンテンツの海外進出の促進を図ること。
 - 国際見本市への共同出展や海外での日本イベントの開催など、コンテンツの海外展開や輸出支援策を拡充すること。
 - ジャパン・コンテンツ ローカライズ&プロモーション支援助成（通称：J-LOP）について、申請手続きならびに精算処理の簡素化を図り、利用し易い制度に改善を図ること。
 - コンテンツをはじめとしたクリエイティブ産業の振興を効果的・効率的に行うため、分野ごとの市場規模、事業所数、従業者数、輸出入額、あるいは著作権といった知財権ごとの海外との収支などの統計を整備すること。
 - 政府が設置を検討している「ジャパン・ハウス」において、日本を代表するコンテンツの重点的なPRを行うこと。
 - 魅力あるコンテンツの海外への発信や観光との相乗効果が期待できるフィルムコミッションの推進について、積極的に支援を行うこと。また、札幌コンテンツ特区等で実績のあがった効果的な取り組みについては横展開を図ること。
2. 海外における模倣品・海賊版を徹底的に取り締まる
- 模倣品・海賊版対策については、拡散防止条約（ACTA）の加盟促進等を進めると同時に、経済連携協定や二国間交渉等により知的財産の保護を強力に働きかけること。
 - わが国の劇場内で無断撮影された映像や著作権侵害映像等の違法流通の取締りのノウハウを海外諸国に提供し、海外での取締り強化につなげること。
 - 侵害発生国・地域への監視を強化し、明白な権利侵害に対しては警告書を出すなど、政府機関が積極的に関与すること。
 - 海外のコンテンツに関する規制情報の提供および規制緩和・撤廃に向けた取り組みを強化すること。
 - 海外現地における抜本的な模倣品・海賊版の対策として、政府の支援のもと、コンテンツ制作企業、放送局、通信事業者等の関係者が一丸となって日本の正規優良コンテンツの流通を促進すること。
3. 良質なコンテンツを創り出すための著作権法の整備
- デジタル化の進展により著作権の重要性が増していることから、セミナー等により著作権が理解できる人材育成を強化すること。
 - 著作物の保護期間延長にあたっては、孤児著作物の問題等のデメリットも考慮し、裁定制度の見直しやライセンス体制の構築等の利用円滑化の方策を合わせて導入すること。
 - 著作権法違反の一部非親告罪化にあたっては、二次創作等に過度な萎縮効果をもたらさないよう明確な範囲を設定すること。
 - 新規のビジネスが活発に創出される環境を整備するため、著作物の公正な利用について検討を行うこと。
 - 共同著作物に係る共有著作権の行使について、他の共有者の利益との調整を図るための制度の整備を図ること。
4. コンテンツの活用や制作を支える人材育成の強化を図る
- わが国のコンテンツは、世界で評価されているにも関わらず、海外で十分な収益を上げていない。そこで、海外における日本コンテンツのビジネス展開をマネジメントできるプロデューサー人材の育成に取り組むべきである。
 - 若手クリエイターを対象としたコンテストなど、コンテンツ産業を担う人材育成支援策を強化すること。
 - 徳島県徳島市で平成21年から開催されているアニメを活用したイベント「マチ★アソビ」が毎回数万人の参加者を集めているように、地域活性化に向けた方策のひとつとしてもコンテンツ活用は有効に働く。そこで、コンテンツを有効に活用した地域活性化策を推進できる人材の育成を強化すること。

以上

平成27年度第10号
平成28年 3月10日
第681回常議員会決議

<提出先>知的財産戦略本部、経済産業省、特許庁等関係省庁、各政党 等

<主な実現状況>—

11. 2020年東京オリンピック・パラリンピック等の気運盛り上げに関する要望

東京商工会議所は、地元・東京の地域総合経済団体として、オリンピック・パラリンピックの2016年招致、2020年招致に対して特別委員会を設置し、多岐にわたる招致支援活動に取り組んできた。特に2020年招致は実現に向けた最大の課題であった国内支持率の向上に向け、東京都及び招致委員会、さらには日本商工会議所と緊密に連携し、招致PRイベントの開催や25万枚に及ぶポスター掲出、IOC総会等公式行事への参加など、組織を挙げて活動を展開した。さらに、23支部においても、合計150事業で招致PRを実施するなど、23区全域においてあまねく活動を展開した。

一方、日本商工会議所においても、女性会や青年部を含む全国会議で招致PRを実施し、全国の商工会議所に対してバッジ着用・ポスター掲出を働きかけたほか、東北六県商工会議所連合会による招致決議の採択、各地商工会議所による地元の祭り（東北六魂祭、仙台七夕まつり、金沢百万石まつり）での招致PRなど、全国514商工会議所から力強い支援をいただいた。そうした活動が一つの要因となり国内支持率が飛躍的に向上し、招致成功に至った。

2013年9月のIOC総会で2020年オリンピック・パラリンピックの東京開催が決定してから2年半が経過したが、昨年11月に政府が「大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針」を閣議決定したことに加え、昨年末に東京都が「2020年に向けた東京都の取組」を、さらに本年1月に大会組織委員会が「アクション&レガシープラン2016中間報告」を策定するなど、関係機関における取組が明確になったことで、準備がさらに加速していくことが期待されている。また、経済三団体を中心となって設立した経済界協議会においても、特に非スポンサー企業や各地の中小企業の参画を通じた全国的な気運盛り上げを主たる目的に、具体的な取組を検討しているところである。

一方、各地商工会議所や会員企業は、2020年大会を通じた経済活性化や地域振興に期待や関心を寄せているものの、2020年大会の準備状況の全体像が分かりづらいため、進捗状況に関する情報が不足しているといった声が多く寄せられている。さらには、気運盛り上げについて、主体的に取り組みたいとの声も寄せられているものの、各地商工会議所や非スポンサーの会員企業はエンブレムや五輪マークの使用、「オリンピック」や「五輪」等の名称およびそれらを連想させる表現が使用できないことから、具体的な活動を行うことができない状況となっている。

リオ大会終了後は、次の開催地である東京に世界の期待と注目が一気に集まることから、東京大会の成功に向けた全国的な気運盛り上げの重要性がますます高まることは、想像に難くない。招致の時と同様に、東京商工会議所および日本商工会議所さらには全国514商工会議所が、大会組織委員会をはじめとした関係機関と緊密に連携し、全国的な気運盛り上げの一翼を担っていくために、2020年大会に対する基本認識と要望を下記の通り申しあげる。

記

1. 2020年オリンピック・パラリンピックに対する基本認識

- ①「史上最高のオリンピック・パラリンピックの実現」に向けて、ラグビーワールドカップ2019に向けた取組と一体となって、大会組織委員会、政府、東京都等関係機関および経済界など各界が丸となった「オールジャパン体制」のもとで、大会までの約4年半で着実に準備を進め、大会を成功に導かなければならない。
- ②大会の成功に向けた重要な要素である気運盛り上げや、会場案内・誘導、競技運営など大会運営のサポートを担う「大会ボランティア」をはじめとした各種ボランティアなど、あらゆるステークホルダーが主体的かつ積極的に参画できる大会にすべきである。
- ③2020年大会を起爆剤に、中小企業の受注機会の拡大等を通じた経済活性化や、大会関連イベント、文化プログラム、事前キャンプの誘致、聖火リレー、さらには大会に多くの地域資源・文化資源を積極的に取り入れていくことで、都内はもちろんのこと各地との連携により全国的に気運を盛り上げ、地域を活性化していくことが重要である。併せて、何よりも被災地の早期かつ本格的な復興につなげていかなければならない。
- ④そのためには、経済・社会全般にわたる有形無形のレガシー形成を見据えて、大会組織委員会をはじめとした関係機関が着実に準備を進めていくとともに、その進捗状況を国民に対してタイムリーかつ積極的に情報発信していくことが求められる。
- ⑤東京は世界で初めて二回目のパラリンピックを開催する都市であり、パラリンピックの成功なくして2020年大会の成功はあり得ない。また、パラリンピックを一つの契機としてハード・ソフト両面のバリアフリーに資する取組を推進し、「インクルーシブな社会」を形成していくことが肝要である。

2. 全国的な気運盛り上げに関する要望

今後、大会関連イベントや文化プログラム、事前キャンプの誘致及び事前キャンプと連携した内閣官房「ホストタウン」の取組、聖火リレーなどが全国的に展開されていくことが予定されている。加えて、2020年大会では、都外の会場を使用する競技もあるほか、サッカーについては札幌、宮城、埼玉、横浜で予選大会が開催される予定である。

これらを契機として、全国的な気運盛り上げや地域活性化を図っていくことが重要であるが、非スポンサーの団体や企業が気運盛り上げを実施していく際に制約があることに加えて、参画の機会や方法が周知されていないのが現状である。

従って、東京商工会議所および日本商工会議所さらには全国514商工会議所や会員企業が、2020年大会に積極的に参画・関与し、気運盛り上げの一翼を担っていくためにも、下記を実現されたい。

①第二エンブレムの設定

2012年のロンドン大会では気運盛り上げの方策として、非スポンサーの非営利団体等が非営利の気運盛り上げ活動等をする際に使用可能なロゴマークである「インスパイア・マーク」を大会組織委員会が設定した。この「インスパイア・マーク」は、教育、ビジネス、文化、スポーツ、持続可能性、ボランティアの6分野に関する事業において、パンフレット、ポスター、ウェブサイト等の媒体で使用可能であり、当初の目標であった2,012事業を大きく上回る2,713事業で活用されるなど、気運盛り上げに大きな効果を発揮した。

従って、商工会議所および会員企業をはじめとした非スポンサーの団体や企業が非営利の気運盛り上げ活動や地域の既存の祭りを活用したPR等を実施していくにあたり、2020年大会においても「インスパイア・マーク」を参考にした第二エンブレムをリオ大会前までに設定すべきである。

②「オリンピック・パラリンピック」や「五輪」に代わるキャッチコピーの設定

商工会議所および会員企業をはじめとした非スポンサーの団体や企業は、エンブレムや五輪マークの使用、「オリンピック」や「五輪」等の名称およびそれらを連想させる表現が使用できないことから、気運盛り上げ活動や地域の既存の祭りを活用したPR等を実施していくにあたり、「オリンピック」や「五輪」等の名称に代わるキャッチコピーをリオ大会前までに設定すべきである。

なお、上記の第二エンブレムやキャッチコピーを設定する際には、経済界など各界から広く意見や提案を募集していくことが肝要である。

③気運盛り上げ活動を実施する際のルールの明示

上述の通り、商工会議所および会員企業をはじめとした非スポンサーの団体や企業が主体的に気運盛り上げを実施していく際に制約があることから、全国的に気運を盛り上げていくには、気運盛り上げに関するルール（してもよいこと、してはならないこと）を明確にして、広く情報発信していく必要がある。

④気運盛り上げ活動に対する「認証」スキームの構築

上述の通り、非スポンサーの活動に対する制約がある中で、2020年大会の気運盛り上げに資する多くの企画・イベントを全国で実施し、できるだけ多くの団体や企業、自治体が主体的かつ積極的に参画、関与していくためには、去る1月に大会組織委員会が策定・公表した「アクション&レガシープラン2016中間報告」にその必要性が記載されている第二エンブレムやキャッチコピーの設定とともに、大会組織委員会が各地域の気運盛り上げ活動を幅広くかつ速やかに「認証」していくスキームを早急に構築することが不可欠である。

なお、「認証」を受けた気運盛り上げ活動に対しては、エンブレムや五輪マークの使用、「オリンピック」や「五輪」等の名称の使用を許諾することが望ましい。

⑤PRグッズの貸与スキームの構築

各地域で気運盛り上げ活動を実施するには、のぼりや横断幕など目目で大会をPRできる全国共通のグッズ類が不可欠であるため、貸与スキームを構築されたい。また、上記の「認証」とともに、大会組織委員会におけるワンストップ窓口を設置されたい。

⑥PRポスター、バッジの配布

招致段階のPR活動の一環として、日本商工会議所は全国514商工会議所に対してバッジ着用、ポスター掲出を働きかけたほか、東京商工会議所においても役員・議員・支部会長をはじめ広く配布したことで、2020年大会招致への参画意識が醸成され、気運盛り上げに大いに寄与した。従って、全国共通のPRポスター、バッジが作製された際には、経済界をはじめとした各界へ広く配布し、気運盛り上げを図っていくべきである。

⑦文化プログラムの要件の明示

文化プログラムの開催は、日本の文化を国内外に発信する絶好の機会であり、全国的な気運盛り上げの重要な要素となるばかりか、訪日外国人観光客の増加にも大いに寄与すると思われる。2012年のロンドン大会では、大会の4年前である2008年から英国全土1千カ所以上で音楽や演劇、ダンス、美術、映画、ファッションなどの多角的な文化や魅力を紹介する文化プログラムが約18万件、総事業費は約220億円とかつてない規模や

7. 事業 (2)意見活動

内容で実施され、参加者数は約4,340万人と、気運盛り上げに極めて重要な役割を担った。

また、東京商工会議所が会員企業を対象に実施した大会関連の各種説明会においても文化プログラムに対する高い関心が寄せられていることから、文化プログラムの要件を明示し、各地域が主体的かつ積極的に取り組める環境を早急に整備すべきである。

3. 全国的な経済波及に関する要望

オリンピック・パラリンピックを東京のみならず日本全体の大会とし、成功させるためには、特に、各地の積極的な参画を得ることが不可欠であり、各地の経済活性化、被災地の復興につながる参画の意義付けやインセンティブを分かりやすく明確に示すことが必要である。

従って、2020年大会を契機に、全国的な経済活性化や地域振興、被災地の早期かつ本格的な復興を図っていくために、下記を積極的に取り組まれない。

①中小企業の受注機会の拡大

東京都は、2020年大会等を契機としたビジネスチャンスをもとより、日本全国の中小企業に波及させ、その優れた技術や製品等を世界に発信していく「中小企業世界発信プロジェクト」について、去る2月12日にキックオフフォーラムを開催した。東京商工会議所は本プロジェクトの推進協議会の一員として参画しており、企画検討段階から協力している。

このキックオフフォーラムには多くの中小企業関係者が駆け付けるなど、本プロジェクトは大きな期待と注目を集めていることから、本プロジェクトの主要な要素であるビジネス情報ポータルサイトに大会組織委員会の調達情報をあまねく掲載するなど、本プロジェクトの積極的な展開に向けて、東京都と連携を密にして取り組まれない。

②事前キャンプの誘致を通じた地域活性化

大会組織委員会は、日本国内の事前キャンプ候補地情報を取り纏め、各国のオリンピック委員会やパラリンピック委員会、国際競技団体に紹介するために「事前キャンプ候補地ガイド」を策定し、リオ大会時に公表することとしている。

また、内閣官房は2020年大会に向け、スポーツ立国、グローバル化の推進、地域の活性化、観光振興等に資する観点から、参加国・地域との人的・経済的・文化的な相互交流を図る地方公共団体を「ホストタウン」として全国各地に広げる取組を推進しており、事前合宿の誘致・実施（ボランティア養成、警備、宿泊、輸送）をはじめとした取組に対して、必要な経費を支援することとしている。

こうした中、全国で事前キャンプの誘致が決定し始めていることに加えて、本年1月には「ホストタウン」として44件が登録され、その多くが商工会議所の設置地域となっている。

「ホストタウン」は今後も増加していくと見込まれているが、事前キャンプの誘致が決定した地域や「ホストタウン」として登録された地方公共団体と、地元の商工会議所が連携して、気運盛り上げ活動を実施していくことが十分に想定されることから、事前キャンプの誘致に関する情報はタイムリーかつ積極的に発信されたい。

③全国各地の地域資源・文化資源の積極的な活用

全国各地には多くの地域資源（伝統工芸品、卓越技術、観光資源、服飾および素材など）や文化資源（祭り、伝統芸能、食文化など）が存在している。全国的な経済波及には、大会関連イベント、選手村、開閉会式などにおいて地域資源や文化資源を積極的に活用し、これらを国内外に発信することによって、地域活性化につなげていくことが極めて重要である。従って、2020年大会に全国各地の地域資源・文化資源を積極的に取り入れていただきたい。

なお、日本商工会議所には各地商工会議所から上記に関連した提案がすでに寄せられている。このほか、日本商工会議所は全国の商工会議所を通じて「食」、「技」、「旅」に関する地域資源を活用した新たな特産品や観光商品の開発、販路拡大を支援する「地域力活用新事業∞全国展開プロジェクト」を実施しており、累計で900件以上のプロジェクトを推進していることから、2020年大会に全国各地の地域資源・文化資源を活用していくにあたり、日本商工会議所のこうした取組を是非、参考にされたい。

以上

2015年度第11号
2016年 3月10日
第681回常議員会決議

<提出先> (公財)東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会

② パブリックコメント

日程	タイトル	担当部署
5月18日	「商法（運送、海関係）等の改正に関する中間試案」に対する意見	産業政策第一部
5月20日	「知的財産推進計画2015」の策定に向けた意見	産業政策第一部
7月9日	「国土形成計画（全国計画）（原案）」に対する意見	地域振興部
7月29日	独占禁止法審査手続に関する指針（案）に対する意見	産業政策第一部
8月19日	社会資本整備重点計画（原案）に対する意見	地域振興部
12月4日	「2020年に向けた東京都の取組（素案）－大会後のレガシーを見据えて－」に対する意見	地域振興部
12月15日	東京都環境基本計画のあり方について（中間のまとめ）への意見	産業政策第二部
1月28日	新たな「首都圏広域地方計画」に対する意見	地域振興部
3月3日	東京都「防災都市づくり推進計画（改定案）」に対する意見	地域振興部
3月14日	国土交通省「関東ブロックにおける社会資本整備重点計画」に対する意見	地域振興部
3月18日	「サイバーセキュリティ人材育成総合強化方針（案）」に対する意見	地域振興部

○「商法（運送、海商関係）等の改正に関する中間試案」に対する意見

4月1日付の意見募集に対し、荷主、運送人など関係者の適切な役割分担の観点から、以下のとおり「商法（運送、海商関係）等の改正に関する中間試案」に対する意見を申し述べる。

第1部 運送法制全般について

第2-3(2) 危険物に関する通知義務

○通知義務に関する規定を設ける「ア」の趣旨は理解するが、混乱が生じないように、危険物の範囲を明確にすべきである。

- ・例えば、一般的には危険物に該当しなくても、粉末状に加工された物質の場合、取扱いによっては爆発の可能性がある。また、単体では危険性が低くても、他の運送品と混載することで危険性が増すこともある。
- ・危険物の範囲が不明確なまま、通知義務に関する規律を置くと何が危険物にあたるかを巡って荷送人・運送人双方に混乱が生じ、その結果、トラブルを避けるために過剰な通知をする実務が定着することになりかねない。そこで、通知の要否が予測可能な程度に明確な規律を置くべきと考える。

○形式的で非効率な実務を強いることのないよう「ア」に「但し、危険物であることを運送人が知っている場合を除く」と追記すべきである。

- ・荷送人に通知義務を課すとしても、継続的な取引で、運送品が危険物であることを運送人が知っている場合にまで、効率性を無視して運送委託の都度に通知をさせるだけの合理性はないと考える。

○「イ」の通知義務に違反した場合の荷送人の責任については、【乙案】に反対し、【甲案】に賛成する。

- ・危険物について予測可能な程度に明確な規律を置いたとしても、個別具体的に危険物の列挙をしない限り、商社、卸売業者、製造業者など、荷送人の性質の違いによって危険物の認識、情報の入手、知識等に差が生じるのはやむを得ない。そのような背景の事情を考慮せずに、荷送人に、我が国の私法上例外的とも言える無過失責任を課す【乙案】は合理性を欠くため反対する。過失の程度など個別の事案に応じた柔軟な解決を可能とする【甲案】を採用すべきである。

第2-5(2) 高価品に関する特則の適用除外

○【甲案】に賛成する。

- ・運送するときに、運送品が傷つかないように最低限の注意を払うことは運送の前提である。【乙案】では、通常の運送人であれば当然払うような注意を怠っても運送人は免責される場面が生じることになる（損害の発生のおそれがあることを認識しながらした無謀な行為には該当しないため）。これは運送委託をする際の基本的な前提である荷主の期待に反することになり、不合理である。したがって、【乙案】は適当ではなく、従来の規律を維持する【甲案】に賛成する。

7. 事業 (2)意見活動

○運送人が運送品を取り扱う際に傷がつかないように最低限の注意を払うことは、運送品が高価品以外の場合にも当然の前提であるため、(注)の提案に反対する。

第2-8(1) 運送品の受取による責任の消滅

○中間試案に反対する。毀損や滅失が直ちに発見できるものであるか否かに関わらずに期間で区切るなど、実務慣行をより踏まえた規律を検討すべきである。

- ・標準運送約款には運送人の責任消滅要件に「支払」が無いなど、現行の実務では「支払」が要件でないことが通常であることから、「直ちに発見できる」滅失や毀損の場合に責任消滅要件から「支払」を削除すると中間試案の趣旨は理解する。しかし、大量の運送が行われる事業者間取引の場面においては、運送品を受け取る時に全ての検品を行うことは困難な場合が多く、また、運送品の性質や梱包の方法などによっても受け取り時の検品のあり方は多様である。したがって、受け取り時に異議をとどめないことのみをもって、運送人の責任消滅の要件とすることは妥当ではないと考える。
- ・毀損や滅失が直ちに発見できるものであるか否かに関わらず、運送人は荷受人から通知を受ければ、対応を検討することが実務上は多いようである。各種標準約款では「2週間」とする例が多いことなども含め、実態を踏まえた規律とすべきである。

第2-9 不法行為責任との関係

○【甲案】に賛成する。

- ・「債務不履行」についての賠償請求と「不法行為」についての賠償請求は競合が一般に認められており、「債務不履行」責任の減免に係る規定は「不法行為」責任には及ばないのが我が国の私法における原則となっている。
- ・被害者になる荷送人の立場を考慮すると、運送契約について原則を変えるだけの理由があるとは考えにくい。
- ・また、「不法行為」責任を追及する際には、被害者たる荷送人が立証責任を課せられるが、困難な立証が認められた場合においても「債務不履行」と同様に責任を減免することは、不法行為責任の趣旨を著しく減殺し、被害者保護を図りにくくするものである。
- ・したがって、商法に特段の規定を設けずに請求権競合の原則を維持する【甲案】が妥当と考える。

第2部 海商法制について

第9-2 船舶先取特権を生ずる債権の順位及び船舶抵当権との優劣

○(2)(注)記載の現行法の規律維持に賛成する。

- ・船舶衝突等の海難事故により運送品に損害が生じた場合、損害に関わる債権は船舶先取特権と位置づけられ、現在の規律では回収の可能性を担保されている。しかし【甲案】【乙案】によりこの先取特権を船舶抵当権に劣後させると、損害に関わる債権の回収可能性が低下する。運送品損害の回復を図って被害者を保護するためには、現行法の規律の維持が望ましいと考える。
- ・船舶先取特権の立法趣旨の一つは、船舶の経済的な価値を保つために必要な、保存・維持に関わる債権に優先的な弁済を認める点にあると考えられる。「船舶の修繕や燃料供給」(第4順位「航海継続の必要によって生じた債権」)は船舶の保存・維持に不可欠なものであることから、これらの債権は現行法どおり船舶抵当権に優先されるべきである。
- ・また、「船舶の修繕や燃料供給」は中小企業が担っていることも多い。これらの中小企業は、船舶先取特権が存在することを前提にして取引上の与信を行っている実態がある。船舶の修繕や燃料供給による債権額は多額になるため、債権回収に困難を来すと、これらの企業が経営に行き詰まることが懸念される。
- ・【乙案】が採用された場合には、船舶所有者や運送人の信用状況を十分調査の上、取引を行う必要が生じるため、船舶の修繕や燃料供給などの取引を円滑に行う上で障害になるのではないかと。日常の取引を阻害しないとの観点から、【乙案】の採用には反対する。

以上

平成27年 5月22日
提出

<提出先> 法務省民事局参事官室

<実現状況>

- 2016年2月に決定した「商法(運送・海商関係)等の改正に関する要綱」において、意見が反映された。
- 第2-9 不法行為との関係については、意見は実現せず乙案が採用されたものの、対象が明確にされたため、荷主への影響は大幅に軽減された。

○独占禁止法審査手続きに関する指針（案）に対する意見

独占禁止法は公正で自由な競争を促進するものであり、健全な経済成長を実現していく上で、その的確な執行への期待は高い。一方、公正取引委員会による調査は行政上のルール違反の疑いの段階であるにも関わらず、事業活動に不可欠な書類の留置や従業員に対する長時間の聴取など、事業活動に多大な負担を課すものとなっている。特に中小企業においては経営への影響が深刻となりやすいため、事業活動への負担を最小化するように図るなど、より慎重で適正な運用が求められる。

このような事業活動への負担軽減の観点から、商工会議所は事情聴取における事業者負担への配慮や提出資料の必要最小限化などを求めてきたところである。今回の指針（案）では、「国民の信用・信頼の確保」や「事業者又は従業員等の理解と協力を得る」など、事業活動への負担軽減につながる職員の心構えや留意事項が明記されることとなった。その徹底した周知や確実な実践により公正取引委員会の執行に対する信頼を一段と高め、適正な手続きによる事案の実態解明を一層促進することを期待する。

以上の認識から、個別の条項について意見を申し述べる。

（立入検査時の事業者への説明について）

[該当箇所]

第2 審査手続き

1 立入検査

- （4）物件の提出及び留置に係る手続
- （5）立入検査における弁護士の立会い

立入検査時における提出物件の謄写や弁護士の立会いは事業者の権利ではないものの、事業者からの求めがあれば、検査に支障のない範囲内で認める、と指針に明記された。しかし、突然の立入りを受けて混乱している事業者においては、提出物件の謄写や弁護士の立会いにまで考えが及び難いのが実態である。とりわけ、独占禁止法違反を想定もしていなかった誠実な事業者であればあるほど立入りによる動揺は大きく、特に、専任の法務担当者のいない中小企業では提出物件の謄写や弁護士の立会いを求めることは困難である。

実態解明の促進に向けた調査の適正かつ円滑な実施のためには、事業者が調査において手続きを正しく理解していることが欠かせない。そこで、立入検査時の事業者への説明では、告知書への明記や口答によって、提出物件の謄写や弁護士立会いが可能である旨を明告することが必要である。

以上

平成27年 7月29日
提出

<提出先> 公正取引委員会事務総局

<実現状況>

○平成27年12月に公表された「独占禁止法審査手続きに関する指針」において、付属資料として提出物件の謄写や弁護士の立会いについて明記されたため、意見の趣旨が反映された。

○「国土形成計画（全国計画）（原案）」に対する意見

基本的な考え

①地域の自立的な発展を後押しする国土形成計画であること。

- わが国においては、多様な気候風土のもとでそれぞれの地域が独自の歴史や文化を形成し、多様な地域資源を作り出してきた。しかし、地方においては若者の流出や高齢化の加速、都市部においては多世帯家族の減少や地域コミュニティの衰退等により、こうした地域資源は徐々に失われつつある。
- 地方が疲弊し人口が減少する中で、地域が自らの資源を最大限に活用し、主体性や創意と熱意を持って将来ビジョンを策定・実行し、地方創生を図っていくことが不可欠である。
- 一方、東京は地方の人や資源、文化に支えられて発展してきたが、今後、地方創生なくして東京の更なる発展もありえない。東京は世界から資金や人材を呼び込み国際競争力を高め、地方はそれぞれの個性を活かして地域づくりを進めていき、東京と地方がウイン・ウインの関係を構築していくことが望ましい。東京をはじめとした大都市圏と地方圏との協働により、持続可能で成長を促す国土づくりを目指していく必要がある。
- こうした認識のもと、今回の国土形成計画は、高度成長、人口拡大期のような全国一律の取り組みではなく、それぞれの地域が独自性や強みに磨きをかけ、自立的に発展していくことを後押しするものでなければなら

ない。

- その上で、「コンパクト+ネットワーク」の考えに基づき、多様性を有する地域が連携し、人、モノ、情報の交流を促進させていくこと、また、地域間で機能を分担し相互補完することで、活力ある国土、活力ある日本を形作っていくことが今、まさに求められている。

②狭隘な国土を有効活用し国全体の生産性を向上するために、実効性のある国土形成計画であること。

- 人口減少、高齢化に伴い、低・未利用地や耕作放棄地、空き家、所有者の所在の把握が難しい土地等の問題が顕在化するなど、国土空間に変化が生じている。その中で、今回の国土形成計画は、名実ともに国土づくりの上位計画として、社会インフラ整備や交通政策等の指針としての機能を発揮し、狭隘な国土を最大限に有効活用し、国土づくりの面から国全体の生産性を向上していく役割が求められている。
- こうした国土構造を実現していくために、今回の国土形成計画は国土づくりに関する理念や目標、方向性を示すことにとどまらず、施策に関する数値目標や工程表、投資規模など、計画期間である向こう10年間の具体的な取り組みを明示することで、より実効性を持たせる必要がある。

③多くの主体が理念を共有し、国土づくりへの参画を促す国土形成計画であること。

- 厳しい財政状況を考慮すると、まちづくりやインフラ整備をはじめとした国土づくりには、限られた財源の中で選択と集中により最大の効果を上げていく視点が必要となる。その際、地域社会に関係するあらゆる主体が積極的に議論を積み重ね、合意形成を図っていくことが成否を握る重要な要素となる。
- 従って、今回の国土形成計画は、国や地方公共団体はもとより、地域で活躍する企業や団体、教育機関、NPO、住民一人ひとりに至るまで、多くの主体がその理念を共有し、国土づくりへの積極的な参画を促すものでなければならない。

上記の基本的な考えに基づき、今回の国土形成計画（原案）で示された国土づくりの3つの目標を達成するために、強調すべき点や盛り込むべき要素を中心に、下記の通り、意見を申し上げる。

第1章：国土に係る状況の変化と国土づくりの目標

第1節：国土を取り巻く時代の潮流と課題

(1) 急激な人口減少、少子化と、地域的な偏在の加速

(2) 異次元の高齢化の進展

- 第1節「国土を取り巻く時代の潮流と課題」で示された6項目は、今後の国土形成において、いずれも留意すべき重要な要素であると認識している。
- 中でも、「(1) 急激な人口減少、少子化と、地域的な偏在の加速」については、若年層を中心とした地方から都市への人口の流出超過の継続や、人口置換水準と言われる合計特殊出生率(2.07)に及ばない状況である。
- 3月に閣議決定された「少子化社会対策大綱」において、「少子化は、個人・地域・企業・国家に至るまで多大な影響を及ぼし、現在の状況はわが国の経済・社会の根幹を揺るがしかねない危機的な状況にある」と提唱されている通り、本計画において人口減少、少子化は、より強い危機感を持って位置付けるべきである。
- また、地方における人口減少の最大の要因は若年層を中心とした東京圏への人口流出であり、地方以上に出生率が低い東京圏への人口流出が続けば、国全体の人口急減に拍車をかけていくことが危惧される。
- 更に、東京都は出生率が全国で最低であり、都内人口は2020年の1,336万人をピークに減少する見込みで、生産年齢人口も2060年には2010年比で約40%減少する見込みである。
- 従って、国全体で50年後に1億人程度の安定した人口構造を保持するためには、東京都における出生率の飛躍的な向上と、中長期的には、都内人口の自然減に歯止めをかけ、世界に類を見ない高齢化に対応し、東京と地方が共に世代間のバランスが取れた人口構造を保持していくことが不可欠である旨を盛り込むことが望ましい。
- なお、東京と地方が共に世代間のバランスが取れた人口構造を保持していくためには、まち・ひと・しごと創生「総合戦略」の基本目標である、地方において安定した雇用を創出すること、地方への新しいひとの流れを作ること、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえることが、重要であることは言うまでもない。

(3) 変化する国際社会の中での競争の激化

- 「(3) 変化する国際社会の中での競争の激化」では、人口減少下でも持続的な経済成長を実現するためには、経済を世界に開き、新興国等の新たな成長を取り込むことが必要であることをより一層強調すべきである。
- また、大都市戦略検討委員会での議論を踏まえた上で、都市再生特別措置法の改正等、法律面での手当をしていくことが必要である。

第3節：国土空間の変化

- 低・未利用地や空き家等の有効活用を推進するためには、地籍や登記など、土地の所有・利用に関する情報基盤の整備が不可欠であり、本節においてもその必要性を強調すべきである。

第4節：新たな国土形成計画の必要性**第5節：わが国の将来像、国土づくりの目標**

- 今回の国土形成計画（原案）では、次の10年間（2015年～2025年）は「日本の命運を決する10年」であるとし、国土づくりの3つの目標を掲げているが、本計画の実効性を高めるために、第3章「国土の基本構想実現のための具体的方向性」等において、施策の内容や数値目標（KPI）、向こう10年間、また当面3年程度の時間軸・工程について、より具体的な記載をすることが望ましい。

第2章：国土の基本構想**第1節：本格的な人口減少社会における国土の基本構想、「対流促進型国土」の形成****第2節：重層的かつ強靱な「コンパクト+ネットワーク」**

- 第1節、第2節に記載の通り、異なる個性を持つ各地域が主体的に連携し、人、モノ、カネ、情報が結びつくことで新たな価値が生み出される「対流促進型国土」の形成を図ることや、コンパクトシティの形成を推進し各地域を交通・通信等のネットワークでつなげ圏域人口を確保する「コンパクト+ネットワーク」の考え方は、当所としても従来から提言してきたところである。こうした考え方に沿って、今後の国土づくりを進めていくべきである。
- なお、「コンパクト+ネットワーク」の考え方に沿って国土づくりを進めるには、各地域を交通・通信等のネットワークでつなぐだけでなく、国と地方公共団体との連携、地方公共団体同士の連携、行政と民間との連携を更に強化していく視点が重要である。また、都市機能の集約化や公共交通ネットワークの維持・再生を加速する制度・事業手法の絶えざる見直しが必要である。
- 道路ネットワーク形成にあたっては、地域のハブ機能を果たす県庁所在地間や連携中枢都市圏間の幹線道路ネットワーク整備についても、早期かつ着実に進めていくべきである。
- 内閣府の世論調査（※）における「居住地の中心部への集約に対する賛否」では、賛成が29.8%、反対が64.0%である。
- 更には、国土交通省の国民意識調査においても、約半数がコンパクトシティについて「聞いたことがない」と回答している一方で、コンパクトシティの考えに共感する割合も約半数あることから、「コンパクト+ネットワーク」の考え方に基づき国土づくりを進めるには、国民に対する一層の理解促進が不可欠である。
- 加えて、「コンパクト+ネットワーク」の形成推進にあたっては、目指すべき都市構造や都市間連携・機能分担のイメージをより明確にし、人口規模や地域特性に応じた多様な先行事例・モデルを提示していくことも重要である。

第3節：東京一極集中の是正と東京圏の位置付け

- 「第3節：東京一極集中の是正と東京圏の位置付け」について、東京は地方の人や資源、文化に支えられて世界有数の都市として発展してきたが、地方が疲弊し人口が減少する中で、今後、地方創生なくして東京の発展はあり得ないと認識している。
- 一方で、世界の都市間競争が激しさを増す中で、東京はビジネスコストの高さや規制・許認可制度の厳しさ、外国人の受入環境の不十分さ、国際交通ネットワークや空港までのアクセス等の理由から、国際競争力が相対的に低下している。
- 東京は産業・学術・文化など多様な集積を擁し、都内総生産額は約93兆円と全国の2割を占めるなど、今後もわが国経済の成長エンジン、世界に冠たる国際都市としての役割を果たしていかなければならない。
- 東京の国際競争力の向上を国土づくりの面から推進するためには、特に下記の取り組みが重要であり、より強調すべきである。
 - ①子育て世代や高齢者が安全・安心に暮らせるまちづくり
 - ：良質な住宅の供給、中古住宅市場の活性化、公有地を活用した保育所や介護施設の整備、都市公園の整備、バリアフリーの促進、LRT・BRTの整備、ニュータウンの更新等
 - ②外国企業の誘致やインバウンド促進など、新たな成長を取り込むための環境整備
 - ：民間都市再生事業等による良質なオフィスの形成、良質な住宅の供給、外国語対応の生活サービス（医療、教育、商業、文化の各施設）の集積、陸海空の交通ネットワーク整備、看板等の多言語対応、無料公衆無線LAN等の通信環境の整備、文化・交流機能の強化等
 - ③災害に強いまちづくりの推進
 - ：木密地域の早期解消、建築物・インフラの耐震化・更新の促進、民間都市再生事業等による地域防災力の向上・大街区化の促進、都市の低・未利用地や空き家の有効活用、液化化対策の促進、電線地中化・無電柱化の推進、外環道など災害時に重要な役割を担う道路の早期整備等
- なお、①から③の取り組みを推進するにあたっては、国家戦略特区に基づく規制・制度改革を通じて、民間の力を十分に活用していくことが肝要である。

第3章：国土の基本構想実現のための具体的方向性

- 第3章には、各政策の方向性が示されているが、今回の国土形成計画（原案）の目標達成に重要な要素とな

7. 事業 (2)意見活動

る政府固定資本の投資規模が明記されていない。

- 財政状況が厳しい中で、インフラの新規整備や既存インフラの保全等の政府固定資本投資を着実に推進するなど、今回の国土形成計画（原案）に実効性を持たせるためには、計画期間である2015年から2025年までの10年間の投資規模の概算を示すことが望ましい。
- その上で、インフラの新規整備や既存インフラの保全等の政府固定資本投資に優先順位を付けて、必要な財源を確保し、着実に国土形成を進めていくことが期待される。

第1節：ローカルに輝き、グローバルに羽ばたく国土

(1) 個性ある地方の創生

- 「個性ある地方の創生」については、まち・ひと・しごと創生本部において、2060年に1億人程度の人口を確保する中長期展望である「長期ビジョン」、2015年から2019年度（5か年）の政策目標・施策を策定した「国の総合戦略」が示され、都道府県、市区町村では「地方人口ビジョン」および「地方版総合戦略」の策定を進めているところである。
- このように、現在、国と地方が一体となって地方創生に取り組んでいることから、国土形成計画（原案）の実現には、まち・ひと・しごと創生の各施策と十分に連携を図っていく必要がある。
- 国土形成計画（素案）の重要な要素である「コンパクトシティの形成」については、一昨年5月に日商が策定した「まちづくりに関する意見～コンパクトシティの実現と地域商業の再生との融合によるまちづくりの推進を」で、下記の基本的な考えを示し、まちづくりに関して取り組むべき事項を要望している。
 - 【日商「まちづくりに関する意見」の基本的考え】
 - ・ 中心市街地の停滞や都市機能の拡散、中小商店・商店街の低迷により、依然多くのまちは衰退。これからの10年がまちづくりの最後のチャンス。
 - ・ 官民協働によるまちづくりを実現するため、まちづくりへの民の積極的な参画を促進。コンパクトシティの核となる中心市街地への都市機能（商業、福祉、医療等）の集積、公共交通等の整備やその前提となる土地・建物の有効活用の促進等により、中心市街地の再生を加速させることが必要。
- 日商が策定した意見に記載の通り、国土形成計画（素案）においても、今後10年程度が「コンパクトシティの形成」の最後のチャンスと捉えて、官民協働によるまちづくりへの仕組みの転換について、その必要性を強調すべきである。
- 東京一極集中の是正・地方創生の推進には、地方中枢都市圏のみならず、これに準ずる一定の人口、経済規模を有する都市圏の相互連携や役割分担を加速していくことが必要である。

(2) 活力ある大都市圏の整備

- 「(2) 活力ある大都市圏の整備」の東京圏に対する考えは先述の通りである。

(3) グローバルな活躍の拡大

- 「(3) グローバルな活躍の拡大」では、海外との陸海空のネットワーク形成と機能の強化に資する施策が示されているが、わが国が海外からの投資を呼び込み、国際競争力を高めていくためにこれらの施策は不可欠であるため、鋭意、推進されたい。
- また、国土全体の強靱性を確保する上で、日本海・太平洋2面活用型国土の形成を推進していくことも安全・安心な国土を形成していく上で重要な要素である。
- 道路ネットワークの強化は、首都圏のみならず、近畿圏・中部圏等においても重要である。
- リニア中央新幹線は、東京・名古屋・大阪間が直結することでその機能を十分に発揮し、効果を得ることができる。従って、全線が早期に整備されることが望ましい。

第2節：安全・安心と経済成長を支える国土の管理と国土基盤

(1) 災害に対し粘り強くしなやかな国土の構築

- 「(1) 災害に対し粘り強くしなやかな国土の構築」については、木密対策や帰宅困難者対策をはじめ、都市の防災・減災対策の強力な推進が喫緊の課題である一方、地方公共団体が担う役割が大きいことから、地方公共団体との十分な連携を強調することが望ましい。
- また、巨大災害に対するわが国の経済・社会システムの脆弱性を克服するために、ミッシングリンクの解消に資する道路や、防災・医療等地域の安全・安心の実現を担う道路等のライフラインは、多重性・代替性の観点からも着実に整備すべき旨を強調すべきである。
- 防災・減災対策の推進にあたっては、地震・津波、集中豪雨等のみならず、近年活発化している火山活動も念頭におく必要がある。

(2) 国土の適切な管理による安全・安心で持続可能な国土の形成

- 「(2) 国土の適切な管理による安全・安心で持続可能な国土の形成」について、耕作放棄地が増加する中、農地の大区画化等や農地中間管理機構（農地集約バンク）等の活用による担い手への農地利用の集積・集約の必要性が示されており、賛同する次第である。

- 集積・集約した農地を適切かつ有効に利用するためには、株式会社による農地の直接利用が必要であると考えられる。また、民間の経営ノウハウを活かして新たな設備投資やIT化等を進め、規模の拡大や生産性の向上を図るため、農業生産法人の農業者以外の構成員比率について、50%超の場合も認めることが求められる。更には、耕作放棄地に対する課税のあり方に関する検討も必要である。これらを踏まえ、より踏み込んだ方向性を示すことが望まれる。
- 加えて、森林の整備・保全や、山村部を中心とした地籍整備の必要性が示されており、賛同する次第である。
- 所有者不明の山林は、森林経営の集約化・大規模化や6次産業化等を進める上で阻害要因となっていることから、所有者を明確にする権利登記の義務化、隣接地との境界確認などにより、山林の有効活用を促進していく必要がある。
- 併せて、国産木材の利用促進、グリーンツーリズムの推進など森林資源の有効活用を進める必要がある。

(3) 国土基盤の維持・整備・活用

- 「(3) 国土基盤の維持・整備・活用」において、「選択と集中」により計画的にインフラ整備を推進すること、「予防保全型維持管理」の導入、PPP、PFI推進の必要性が示されており、基本的に賛同する。ただし、「選択と集中」の判断におけるストック効果の重視、PPP等民活導入における課題と改善策を明確にした上で、推進すべきである。
- わが国では、高度成長期以降に整備したインフラが急速に老朽化し、今後20年で、建設後50年以上を経過する施設の割合が加速度的に高まっていく状況にある。
- 現在の技術や仕組みを前提とすれば、2013年度に3.6兆円であった維持管理・更新費が、10年後には4.3～5.1兆円、20年後には4.6～5.5兆円になると推定されている。従って、厳しい財政状況の中で、対象とするインフラに優先順位を付けて、効果的・効率的に対策を推進することが不可欠である旨をより強調することが望ましい。
- また、長さ2メートル以上の橋梁の9割、道路トンネルの7割、道路舗装の9割、下水道の全てなど、地方公共団体が管理するインフラの割合は高い。
- しかし、維持管理を取り纏める部署・組織がある地方公共団体は1割強であり、インフラの状況を取り纏めた台帳を更新できている割合も半数程度にとどまる。更に、老朽化の把握状況も簡易な方法に拠っているのが現状である。
- 地方公共団体、特に市町村では老朽化対策に、人員面、技術面、財政面で課題を抱えていることから、市町村の体制強化、国や都道府県による技術的支援の必要性について、今回の国土形成計画（素案）に明記すべきである。

第3節：国土づくりを支える参画と連携

- 建設業等の国土基盤を支える担い手確保の必要性が示されており、賛同する次第である。建設業界では特に若年者の入職増や女性の就労促進が課題となっていることから、民間と密に連携して推進していく旨をより強調されたい。

第4節：横断的な視点

- 【再掲】今回の国土形成計画（素案）では、次の10年間（2015年～2025年）は「日本の命運を決する10年」とし、国土づくりの3つの目標を掲げているが、本計画の実効性を高めるために、第3章「国土の基本構想実現のための具体的方向性」等において、施策の内容や数値目標（KPI）、向こう10年間、また当面3年程度の時間軸・工程について、より具体的な記載をすることが望ましい。

2015年 7月 9日
提出

<提出先> 国土交通省

<実現状況> 〇8月に閣議決定された「新たな国土形成計画」に東商の考え、意見が多数反映された。

〇社会資本整備重点計画（原案）に対する意見

基本的な考え

- 第4次社会資本整備重点計画（原案）は、厳しい財政制約のもとで持続可能な社会資本整備に向けた基本方針として、社会資本整備を通じた生産性向上などストック効果を重視した社会資本の新規整備、メンテナンスサイクルの構築による安全・安心の確保やトータルコストの縮減・平準化の両立、既存ストックの有効活用の推進（賢く使う）が掲げられており、当所はその趣旨に賛同する。
- その上で、第4次計画の期間である今後5年間およびその先を見据えて、社会資本整備事業に対する当所の基本的な考え方を以下に列挙する。

1. 防災・減災など国民の安全・安心の確保と生活の質の向上に寄与する社会資本整備事業であること

- 大規模地震や集中・激甚化する豪雨等の自然災害に対応し、人命と財産を守る安全安心なインフラ整備が不可欠である。
- 地域の生活サービスの持続的・効率的提供を確保し、生活の質の向上を図る事業に重点化することが重要である。

2. 持続的な経済成長や生産性の向上に寄与する社会資本整備事業であること

- 本格的な人口減少社会が到来し、少子化、高齢化も進展する中で、わが国が持続的な経済成長を実現するためには、経済活動全般にわたる生産性向上が不可欠である。
- 社会資本整備にあたっては、地域特性を十分に考慮し、民間投資の誘発、物流・人流の効率化・円滑化による生産性の向上、わが国産業の国際競争力の維持・強化、さらには防災・減災への寄与など、ストック効果を最大限に発揮させるための戦略的な取り組みが不可欠である。

3. 地域の自立的な発展や地域間交流・観光振興の促進に寄与する社会資本整備事業であること

- 人口が減少し地方が疲弊する中で、地域は自らの資源を最大限に活用し、主体性や創意と熱意を持って将来ビジョンを策定・実行し、地方創生を図っていくことがわが国の喫緊の課題となっている。
- 一方、東京をはじめとした大都市圏は、世界から資金や人材を呼び込み国際競争力を高めて、今後もわが国の経済成長のエンジンとしての役割を担っていくことが期待されている。
- 社会資本は、地域間の人・モノ・情報の流れの活発化を通じた自立的な発展と経済の好循環の創出、および、地域間での機能分担・相互補完の促進による活力ある国土の形成に不可欠な基盤である。
- 特に、観光振興については、地域のまちづくり、社会資本の整備・活用と連動した推進が必要である。

4. 限られた財源のもとで、持続可能な社会資本整備事業であること

(1)「選択と集中」の考え方

- 社会資本整備事業の推進にあたっては、厳しい財政制約のもと、優先度と時間軸、ストック効果を考慮した「選択と集中」を図ることが求められる。
- 新規整備については、例えば、防災・減災や医療の視点から代替道路の役目も果たす条件不利地域の路線、港湾・空港等との連絡道路などのミッシングリンクの早期解消や国際競争力の維持・強化に寄与する大都市環状線の整備など、喫緊の課題を持つものを優先すべきである。
- また、維持管理・更新については、重大な事故や致命的な損傷の発生など、危険となる恐れの高いものから早急に実施すべきである。

(2)民間活力の積極的な導入など、多様な整備手法の導入促進

- 限られた財源の中で必要な社会資本を整備していくためには、規格の柔軟化により早期かつ経済的に整備が進捗するよう努めることや、PPP/PFIを通じて民間活力を積極的に導入していくことなど、多様な整備手法をより一層取り入れていくことが求められる。
- PPP/PFIの導入にあたっては、諸外国における成功要因や、わが国で全国的な動きに至っていない要因を分析して課題を明確にした上で、具体的な改善策を検討・実施していくことが必要である。なお、コンセッションを推進する際には原則、全国共通とされているサービス提供に地域差が生じないよう十分な配慮が必要である。

(3)維持管理・更新に係るコストの縮減と平準化の両立

- 高度経済成長期以降に整備された社会資本は急速に老朽化しており、今後20年間で、建設後50年以上を経過する施設の割合が加速度的に高くなる見込みである。それに伴い、維持管理・更新費は、現在の技術や仕組みを前提とした場合、20年後には現在の約1.2～1.5倍に増えると試算されている。
- 個々の社会資本が安全・安心に利用され、かつストック効果を最大限に発揮し続けるためには、予防保全型維持管理の導入など、メンテナンスサイクルを構築し実行することや、メンテナンス産業の育成、新技術の開発等により、トータルコストの縮減と平準化を両立させることが不可欠である。

5. 計画の実効性を確保していく必要性

- 第1次～第3次の社会資本整備重点計画および今回の第4次計画では、社会資本整備を巡る状況変化と政策課題の両方を踏まえた重点目標が掲げられているが、その主たる要素は、戦略的な維持管理・更新、災害リスクの低減、人口減少・高齢化に対応した持続可能な地域社会の形成、民間投資の誘発・国際競争力の強化など、いずれも共通している。
- 今後もこれらの重要性は変わらないことから、現場を支える担い手・技能人材の確保・育成や、「選択と集中」の考えのもとで各事業の着実な遂行を通じて、第4次計画に盛り込まれた定量的指標を計画期間内に着実に達成していくことが何よりも重要である。
- そのためには、中長期的に必要な投資規模や維持管理・更新に係るコストを詳細に明示することが必要であり、その上で、今後の社会資本整備事業のあるべき姿について、国や地方公共団体はもとより、地域で活躍

する企業や団体、教育機関、NPO、住民一人ひとりに至るまで、多くの主体が議論に参画し、理念を共有していくことが必要である。

上記の基本的な考えに基づき、社会資本整備事業を遂行していく上で、強調すべき点や盛り込むべき要素を中心に、下記の通り意見を申し上げる。

第1章：社会資本整備を巡る状況の変化と基本戦略の深化

第1節 社会資本整備が直面する4つの構造的課題に対する意見

- 社会資本整備が直面する4つの構造的課題は、いずれも今後の社会資本形成において留意しなければならない重要な要素である。
- わが国の財政状況は、債務残高がGDPの2倍以上に膨らみ、さらなる累増が見込まれるなど極めて厳しい状況にある。限られた財源の中で中長期的な見通しを持って持続可能な社会資本整備を実現していく必要があることから、構造的課題に「厳しい財政状況」を加えるべきである。
- 建設投資の減少に伴い、建設業就業者数はピーク時（1997年）の約7割に減少するだけでなく高齢化も進展している。現場を支える担い手・技能人材を確保し、次代へ確実に技能を継承していくためにも、女性を含む若年層の建設業への入職を促進していくことが不可欠である。従って、人材不足に関する事項は、「現場の担い手・技能人材の不足」など、1項目を立てて記載すべきである。
- 2012年12月に中央自動車道笹子トンネルで天井板落下事故が発生した。この事故は、道路構造物が通常の供用状態で落下し死亡者・負傷者が生じるといふ、わが国において例を見ない重大な事故であった。この事故を一つの契機として、インフラの老朽化問題に対する認知度や、老朽化が進行する中でインフラの今後について不安に思う割合が高まっていることから、「インフラ老朽化に対する国民不安の高まり」を加えるべきである。
- 2020年を重要な通過点とし、外国人旅行者3千万人が訪れるような魅力あふれる国づくりを目指し、広域観光周遊ルート形成・発信への取り組みの必要性が指摘されているが、その着実な実現に向け、広域ルートの核となる拠点都市の構築とその周辺地域との二次交通の整備が必要である。

第2節 持続可能な社会資本整備に向けた基本方針の確立

1. 持続可能な社会資本整備に向けた課題
2. 機能性・生産性を高める戦略的インフラマネジメントの構築
 - (1) 基本的な考え方に対する意見

- 上記「基本的な考え」に記載の通り。
- 計画中における「戦略的」という文言については、その具体性を含め、分かりやすい表現とすることが望ましい。

(2) 機能性・生産性を高める戦略的インフラマネジメントの重点化方針

①集約・再編を含めた既存施設の戦略的メンテナンスに対する意見

- 本格的な人口減少社会において、社会資本の廃止・除却や集約・再編について、その必要性は認めるものの、合理的かつ明確な客観的判断基準を設定することが必要である。
- 判断基準の設定にあたっては、多様な主体の参画のもと議論を積み重ねるなど、慎重に検討することが望ましい。
- 判断基準に沿って社会資本の廃止・除却や集約・再編を検討する際には、当該地域のみならず周辺地域を含めた社会的・経済的影響や広域的地域情勢を十分に考慮しなければならない。
- なお、社会資本の廃止・除却や集約・再編により、地域経済に重大な影響を及ぼすことが予想される場合には、当該影響の度合いに応じた支援に関する検討も必要である。
- 下水道のすべて、長さ2メートル以上の橋梁の9割、道路舗装の9割、道路トンネルの7割など、地方公共団体が管理するインフラの割合は非常に高い。
- しかし、維持管理を取り纏める部署・組織が確立されている地方公共団体は1割強であり、インフラの状況を取り纏めた台帳を更新できている割合も半数程度にとどまる。さらに、老朽化の把握状況も簡易な方法に拠っているのが現状である。
- 地方公共団体、特に市町村では老朽化対策に、人員面、技術面、財政面で課題を抱えていることから、市町村の体制強化、国や都道府県による技術的な支援が不可欠である。具体的には、地方公共団体における社会資本メンテナンス専門部署の創設、技術者の育成・確保、効率的なメンテナンス手法を共有する仕組みの確立等が考えられる。
- 社会資本のメンテナンス事業者育成についても、国の積極的な支援が必要である。

②既存施設の有効活用（賢く使う取組）に対する意見

- 例示されている社会資本の有効活用策は、厳しい財政状況のもと、ストック効果の最大化の面からも積極的に推進していくべきである。

7. 事業 (2)意見活動

- 官民連携による持続的な取り組みを促すためにも、既存施設の有効活用に向けた民の資金やノウハウを積極的に取り入れることが必要である。また、円滑な用途転換のための環境整備が求められる。
- 長期的な人口減少・高齢化局面においては、トラックドライバー等の慢性的不足が予想されていることから、このような社会資本ユーザーの生産性向上に資する既存施設のさらなる有効活用・改良や規制緩和等（例：道路輸送における重量制限等の見直し、そのための既存施設の改良・修繕の戦略的推進）についても、検討を進める必要がある。

③社会資本の目的・役割に応じた選択と集中の徹底

1) 安全安心インフラによる災害等のリスクの低減に対する意見

- 政府は昨年3月に、南海トラフ地震防災対策推進基本計画を策定しその中で、想定される死者数約33万2千人を概ね8割減少、想定される建築物の全壊棟数を約250万棟から概ね5割減少とする今後10年間の減災目標を掲げている。
- また、政府は本年3月に、南海トラフ地震発生直後に国や地方公共団体が行う救助活動や物資輸送の具体的な計画を公表している。
(重点支援先となる10県を指定し、発災後、国は緊急対策本部の調整により、被害の全容把握を待たずに警察、消防、自衛隊等約14万人の支援部隊を派遣することや、被災地からの要請を待たずに水、食料、毛布等の物資を輸送する内容)
- 一方、首都直下地震については、最悪の場合、死者2万3千人、全壊焼失棟数61万棟、経済的被害は95.3兆円と想定されているが、本年3月に閣議決定した緊急対策推進基本計画の変更において、今後10年間で死者数、全壊・焼失棟数ともに半減させる目標を掲げている。
- 南海トラフ地震、首都直下地震ともに、人的・物的・経済面など経済社会のあらゆる面で国難とも言うべき甚大な被害が想定されており、発災すれば国内のみならず国際社会に対しても重大な影響が及ぶことが懸念される。
- 南海トラフ地震、首都直下地震などの被害の軽減に向けて、政府の基本計画や社会資本整備重点計画等に則り、ハード面の防災・減災対策を加速させていくことが求められる。加えて、計画の実効性を高めるために平時からの訓練やBCP策定、備蓄の促進などのソフト面の対策にも注力していく必要がある。
- 防災・減災対策の推進には、その最前線を担う地方公共団体と国、地方公共団体間との連携強化が不可欠である。
- 巨大災害に対するわが国の経済・社会システムの脆弱性を克服するために、ミッシングリンクの解消に資する道路や、防災・医療等地域の安全・安心の実現を担う道路等のライフラインは、多重性・代替性の観点からも早期かつ着実に整備すべき旨を強調すべきである。
- 防災・減災対策に重要な役割を担うBCPについては、地方公共団体や民間企業における策定率の向上が課題である。発災時にBCPが有効に機能すれば、減災に大いに寄与することから、地方公共団体に対する策定支援の拡充や民間企業に対するインセンティブ付与の必要性を強調することが望ましい。
- また、近年の大規模地震時の出火原因の6割以上が電気に起因することから、密集市街地を中心に感震プレーカーの普及促進策を検討し、実施していくことが肝要である。
- 加えて、首都直下地震については、木密地域の改善整備、無電柱化に加えて、帰宅困難者対策や液状化対策、都市再開発による大街区化を通じた地域防災力の向上に、より一層注力していく必要がある。
- 地下街については、大規模地震発生時に、利用者等が混乱状態となることが懸念される。また、天井等の老朽化も進んでいることから、ハード・ソフトからなる地下街の防災・老朽化対策を推進していく必要がある。
- 防災・減災対策の推進にあたっては、地震、津波・高潮、集中豪雨等のみならず、近年活発化している火山活動に対する取り組みも一層強化していく必要がある。

2) 生活インフラによる持続可能な地域社会の形成に対する意見

- 今後の社会資本整備事業は、現状の人口や年齢構成を前提にするのではなく、現状において想定されている急激な人口減少、少子化、高齢化と、地域的な偏在の加速等を踏まえた将来の人口規模や年齢構成を前提に推進すべきである。
- 今回の第4次計画（原案）では、コンパクトシティの形成を推進し、各地域を交通・通信等のネットワークでつなげて圏域人口を確保する「コンパクト+ネットワーク」の地域構造への転換を目指しているが、その考え方は、当所としても従来から提言してきたところである。こうした考え方に沿って、今後の社会資本整備事業や国土づくりを進めていくべきである。
- なお、「コンパクト+ネットワーク」の考え方に沿って国土づくりを進めるには、各地域を交通・通信等のネットワークでつなぐだけでなく、国と地方公共団体との連携、地方公共団体間の連携、行政と民間との連携をさらに強化していく視点が重要である。また、都市機能の集約化や公共交通ネットワークの維持・再生を加速する制度・事業手法の絶えざる見直しが必要である。
- 道路ネットワークの形成にあたっては、地域のハブ機能を果たす県庁所在地間や連携中枢都市圏間の幹線道路ネットワークの整備についても、早期かつ着実に進めていくべきである。
- 内閣府の世論調査における「居住地の中心部への集約に対する賛否」では、賛成が29.8%、反対が64.

0%である。

- さらには、国土交通省の国民意識調査においても、約半数がコンパクトシティについて「聞いたことがない」と回答している一方で、コンパクトシティの考えに共感する割合も約半数あることから、「コンパクト+ネットワーク」の考え方にに基づき社会資本整備や国土づくりを進めるには、地域の実態に基づく分かりやすい説明による国民の一層の理解促進が不可欠である。
- 加えて、「コンパクト+ネットワーク」の形成推進にあたっては、目指すべき都市構造や都市間連携・機能分担のイメージをより明確にし、人口規模や地域特性に応じた多様な先行事例・モデルを提示していくことも重要である。
- 人口減少、高齢化が進展する中で、空き地・空き店舗や空き家等の有効活用を推進するためには、地籍や登記など、土地の所有・利用に関する制度・情報基盤の整備が不可欠であるため、その必要性を強調すべきである。
- 大都市近郊では、老朽化した団地やニュータウン、マンションの更新が課題となっている。老朽化が進んだ大規模住宅団地等は、更新に併せて計画的に保育所や高齢者支援施設の設置・併設を進めるなど、人口減少、少子化、高齢化に合わせたまちづくりを加速していく必要がある。
- また、一昨年10月時点の全国の空き家率は過去最高の13.5%（東京都は11.1%）になるなど社会問題になっていることから、有効利活用を含め、対策を推進していく必要がある。
- なお、住宅政策については住生活基本計画も踏まえて、子育て世代に配慮した政策や、高齢化の進展に対応した政策を推進していくことが期待される。
- 超高齢化社会への対応のみならず、オリンピック・パラリンピックの開催も見据えて、公共交通機関や公共空間等のバリアフリー化を着実に進め、誰もが安全で円滑に移動できる環境を整備すべきである。

3) 成長インフラによる民間投資の誘発、経済成長の下支えに対する意見

- グローバル化の一層の進展に伴い、アジア主要都市が国際的なハブ機能や金融機能の拡大を目指し、戦略的・重点的にインフラや市場の整備を進め急速に台頭するなど、世界の都市間競争は激化している。その結果、ビジネスコストの高さや規制・許認可制度の厳しさ、外国人の受入環境の不十分さ、国際交通ネットワークや空港までのアクセス未整備等の理由から、東京をはじめわが国の国際競争力は相対的に低下している。
- 東京でも人口減少が予測されている中で、わが国の政治・経済・文化・情報の中枢を担う東京が活力に溢れ、持続的な経済成長を実現していくためには、経済を世界に開き、新興国等の新たな成長を取り込んでいくことが不可欠である。そのためには、第4次計画の計画期間でありオリンピック・パラリンピックが開かれる2020年度（平成32年度）までに、国土交通省が策定している「大都市戦略」も踏まえて、「大都市圏における国際競争力の強化」に記載されている社会資本整備事業を着実に推進し、東京をはじめとした大都市圏の国際競争力を強化していく必要がある。
- とりわけ、下記の社会資本整備事業は、当所のこれまでの意見・提言等を通じて整備促進を主張していることから、着実に推進されることを期待する。

- ・民間都市再生事業による都市機能の高度化および都市の居住環境の向上
- ・外環道など国際競争力の強化に資する道路の整備
- ・都心と首都圏空港間のアクセス改善など、鉄道交通網のさらなる強化
- ・BRT、LRT等高齢者にも優しい中規模な公共交通の整備
- ・京浜港の競争力強化に向けた取り組みの強化
（京浜三港の連携によるサービス向上、大水深コンテナターミナルの整備促進等）
- ・首都圏空港の機能強化と容量拡大、さらなる国際化
（都心上空飛行の解禁、管制方式の見直し、利用者向け施設の機能強化等）
- ・物流効率化に向けた拠点整備の推進
- ・水辺整備や緑の空間形成（都市公園や緑地帯の整備）

- また、民間都市再生事業による都市機能の高度化および都市の居住環境の向上については、大都市戦略検討委員会での議論を踏まえた上で、平成29年3月末の民間都市再生事業計画の大臣認定の申請期限の延長を含む都市再生特別措置法の改正等、法律面での手当をしていくことが必要である。
- 開発途上国を中心とした世界のインフラ需要は膨大であり、高速鉄道・都市鉄道、高速道路・幹線道路、港湾ターミナル、空港ターミナルをはじめ、今後もさらなる市場拡大が見込まれている。従って、大都市圏におけるインフラ整備にとどまらず、わが国の技術・ノウハウを最大限に活かしてインフラシステムの輸出を促進するなど、世界の需要や成長を積極的に取り込んでいく取り組みを強化していくべきである。
- 地方創生、全国各地の観光振興に向けて、「地方圏における産業・観光投資を誘発する都市・地域づくりの推進」に記載の社会資本整備は、着実に推進していくべきである。とりわけ、地方空港における国際線受入体制の拡充、地方空港や高速鉄道の拠点駅等から周辺地域への二次交通の利便性向上、港湾の整備促進によるクルーズ船の受入拡大等は、インバウンドをはじめとした全国各地への訪問者の拡大に直結するものであり、重要である。

7. 事業 (2)意見活動

- ミッシングリンクの解消は、地域活性化や国際競争力強化の観点から早期に実現すべきである。また、人流・物流の効率化に向け都市間連絡速度の向上に資する事業も着実に推進していくべきである。なお、環状道路などの道路ネットワークの強化については、首都圏のみならず、近畿圏・中部圏等においても重要である。
- 観光の持つ広範な波及効果や意義に鑑み、インバウンド・国内観光を含めて地方創生に資する観光地域づくり、観光地域のネットワーク化、国内観光の振興に一層取り組むべきである。東京と地方が共に元気になるために、訪日外国人観光客の増加や2020年オリンピック・パラリンピックの開催に伴う経済効果を東京のみならず広く全国へ波及させていくことが不可欠である。
- そのために、首都圏・国際空港とのネットワークの強化による地方の拠点空港の機能強化や、整備新幹線・リニア中央新幹線の早期全線（東京・名古屋・大阪間）整備、二次交通の整備促進が必要である。

④PPP/PFIの積極活用に対する意見

- 限られた財源の中で必要な社会資本を整備していくためには、規格の柔軟化により早期かつ経済的に整備が進捗するよう努めることや、PPP/PFIなどを通じて民間活力を積極的に導入していくことなど、画一的ではない多様な整備手法や資金調達手法をより一層取り入れていくことが求められる。
- また、「選択と集中」により計画的にインフラ整備を推進すること、「予防保全型維持管理」の導入、PPP/PFI推進の必要性が示されており、基本的に賛同する。ただし、PPP/PFIの導入にあたっては、諸外国における成功要因や、選択と集中の判断におけるストック効果の重視、PPP等民活導入における課題と改善策を明確にした上で、推進すべきである。また、改善策等の周知徹底により、機動的な地域プラットフォームの形成が期待される。
- なお、コンセッションを推進する際には原則、全国共通とされているサービス提供に地域差が生じないよう十分な配慮が必要である。

⑤社会資本整備の生産性を高める生産管理システムの強化に対する意見

- 現場の担い手・技能人材の確保・育成が課題となる中で、「社会資本整備の生産性を高める生産管理システムの強化」に記載の取り組みを推進することは、現場の効率化に寄与することから、積極的に推進すべきである。
- トンネルや橋梁等の社会資本のメンテナンス・維持管理には、「目視」による点検が求められている場合がある。社会資本の効率的・効果的なメンテナンス・維持管理に向けて、ロボットやセンサー等の新技術の開発・導入を推進するための規制緩和を実現すべきである。
- あわせて、ロボットやセンサー等による社会資本の点検やメンテナンスに関わる産業の育成を図っていく必要がある。
- 将来的には、わが国に遅れてインフラ老朽化のピークが到来するアジアの開発途上国等への国際的な展開を見据えて、世界最先端のメンテナンス技術を構築し、新規整備から維持管理・更新までが一体的となったインフラシステムの輸出を目指していくべきである。

3. 社会資本整備を支える現場の担い手・技能人材に係る構造改革等に対する意見

- 建設業は、他産業に比べて若年層比率の低下と高齢化が著しく進行している。今後、団塊世代の大量離職を控える中で、将来にわたる社会資本の品質確保と適切な維持管理を持続的に行うためには、中長期的な視点に立った人材確保・育成対策の強化が不可欠である。
- とりわけ、建設業における女性技能者数を5年で倍増することを目指して、昨年8月に官民を挙げて策定された「もっと女性が活躍できる建設業行動計画」に則って、女性の登用を促すモデル工事の実施や、トイレ、更衣室の設置など、女性も働きやすい現場環境の整備により一層注力していくべきである。

4. 安定的・持続的な公共投資の必要性に対する意見

- 社会資本整備の着実な実施に加え、担い手となる現場の技能人材の確保・育成の観点からも、社会資本整備事業は中長期の見通しを持って計画的に実施していくべきである。
- 将来的にメンテナンスコストが増大することにより財政の逼迫を招き、必要な社会資本整備の実施が困難となるような事態に陥らないよう、メンテナンスコストを中長期的に縮減・平準化するとともに、新設・高度化に必要な社会資本整備の投資余力を確保しなければならない。

その他の意見

- 東日本大震災の被災地では、復興に向けた土地区画整理事業や災害公営住宅整備等に関して、土地の権利調整の難航等により土地のかさ上げ・整備が遅れるなど、当初は予想していなかった課題が顕在化している。
- また、未だ仮設住宅での生活を余儀なくされている住民や仮設店舗での事業を継続せざるを得ない事業者が多い。被災地の本格的な復旧・復興、生活や産業の再建には、住宅や道路等の公共インフラの着実な整備が不可欠であるため、地方公共団体と連携し、取り組みをより一層加速していくべきである。
- 被災地における復興のみならず、国土の有効な利用を促進していくため、地籍調査の推進や登記制度の見直しなど、土地に関する制度の見直しを進めていくべきである。

以 上

2015年 8月19日
提出

<提出先> 国土交通省

<実現状況>

○9月に閣議決定された「第4次社会資本整備重点計画」に東商の基本的な考え、意見が多く採用された。

○なお、三村会頭が社会資本整備審議会会長を務めている。

○「2020年に向けた東京都の取組（素案）－大会後のレガシーを見据えて－」に対する意見

このたび、2020年オリンピック・パラリンピックに向けた東京都の取組を明らかにすることにより、都民が大会に関わりを持ち、参加してもらうきっかけづくりとするために、東京都から標記素案が公表され意見募集が行われている。

東京商工会議所は、地元・東京の地域総合経済団体として、2016年招致、2020年招致に対して特別委員会を設置し、多岐にわたる招致支援活動に取り組んできた。特に2020年招致は課題であった国内支持率の向上に向け、東京都及び招致委員会と緊密に連携し、PRイベントの開催や25万枚に及ぶポスター掲出、IOC総会等公式行事への参加など、組織を挙げて活動を展開した。さらに、東京商工会議所23支部主催のPRイベント、女性会や青年部を含む日本商工会議所諸会議でのPR、東京商工会議所を含む全国514商工会議所におけるバッジ着用・ポスター掲出、東北六県商工会議所連合会による招致決議の採択など、23支部や全国の商工会議所から力強い支援をいただいた。そうした活動が一つの要因となり国内支持率が飛躍的に向上し、東京招致成功に至ったと認識している。

今回の意見募集に際して、「史上最高のオリンピック・パラリンピックの実現」に向けて、東京都をはじめとした関係機関と緊密に連携し、東京商工会議所がその一翼を担っていくために、2020年オリンピック・パラリンピックに対する東京商工会議所の認識と本素案に対する意見を、下記の通り申し上げる。

記

1. 2020年オリンピック・パラリンピックに対する認識

- ①「史上最高のオリンピック・パラリンピックの実現」に向けて、ラグビーワールドカップ2019に向けた取組と一体となって、東京都、政府、大会組織委員会等関係機関及び経済界など各界が一丸となって、大会までの約4年半で着実に準備を進め、大会を成功に導かなければならない。
- ②大会の成功に向けて、東京商工会議所は地元・東京の地域総合経済団体として、招致の時と同様に組織を挙げて協力していく所存である。
- ③2020年大会を起爆剤に、中小企業の受注機会の拡大等を通じた経済活性化や都市基盤の整備、都市防災力の向上を図ることで「世界一の都市・東京」を実現し、併せて、被災地の早期復興、日本全体の持続的な発展につなげていかなければならない。
- ④そのためには、経済・社会全般にわたる有形無形のレガシー形成を見据えて着実に取り組んでいくことが重要である。

2. 2020年に向けた東京都の取組（素案）に対する意見**①素案に盛り込まれた取組を着実に実行すること**

- 素案に盛り込まれた取組は、いずれも大会の成功及びレガシー形成に向けて不可欠であることから、着実に実行されたい。
- なお、今回の素案には8つのテーマに基づく東京都の取組が記載されているが、各取組の年次計画（工程）や2020年時点での到達目標（数値目標等）も明示することが望ましい。そうすることで、東京都の取組がより明確になることから、あらゆる主体が2020年大会に積極的に参画できるきっかけにつながると考える。
- 併せて、概ね10年間の都政の新たな指針として昨年末に公表された「東京都長期ビジョン」の「基本目標Ⅰ：史上最高のオリンピック・パラリンピックの実現」の一項目である「陸・海・空の広域的な交通・物流ネットワークの形成」（三環状道路の整備、東京港の機能強化、首都圏空港の機能強化等）は、大会の成功に向けて重要な要素であることから、2020年に向けた東京都の取組に明確に位置付けるべきである。
- 加えて、テロを含む治安対策やサイバーセキュリティ対策、災害対策、感染症対策に係る危機管理体制を構築するなど、安全・安心な大会に向けて、万全な備えと準備をしていくことが肝要である。

②政府、大会組織委員会等関係機関と緊密に連携すること

- 政府は過日、2020年大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための「基本方針」を閣議決定した。

7. 事業 (2)意見活動

一方、大会組織委員会は去る2月に「大会開催基本計画」を公表したことに加えて、大会までの取組と残すべきレガシーを纏めた「アクション&レガシープラン」を2016年中期に策定する予定である。従って、東京都が具体的な取組を推進するにあたって、政府や大会組織委員会等関係機関と緊密な連携や意思疎通を図り、一体となって準備を進めていくことが極めて肝要である。

- ▶ 大会期間中やその前後を見据えた対策を含め、2020年大会に直接間接に関わる取組は関連し、かつ、多岐にわたる。限られた時間で着実に準備を進めるには、対策を総括的に調整する機能が重要である。また、東京都、政府、大会組織委員会等関係機関がそれぞれの取組の具体的な内容や進捗状況をより積極的に情報発信していくことが重要である。

③あらゆるステークホルダーが主体的に参画できる大会にすること

- ▶ 各界が一丸となったオールジャパン体制で大会準備及び運営にあたるとともに、気運盛り上げやボランティアをはじめ、あらゆるステークホルダーが主体的に参画できる大会にすべきである。

④都内のみならず全国的に気運を盛り上げていくこと

- ▶ 大会関連イベントや文化プログラム、事前キャンプの誘致、聖火リレー、さらには大会に多くの地域資源・文化資源を取り入れていくことで、都内はもちろんのこと、地方との連携により全国的に気運を盛り上げ、地域を活性化していくことが重要である。
- ▶ また、全国的に気運を盛り上げるには、エンブレムや五輪マークの使用、「オリンピック」や「五輪」等の名称及びそれらを連想させる表現など、気運盛り上げに関するルールを明確にする必要がある他、地方を含め各界に対するより一層の情報提供が求められる。
- ▶ なお、経済界をはじめ各界が非営利で気運盛り上げをするにあたり、専用のロゴマーク（ロンドン大会における「インスパイア・マーク」の東京大会版）やキャッチコピーの設定が必要である。また、文化プログラムの開催に参画するための要件等も早期に明示することが求められる。

⑤パラリンピックの成功と、パラリンピックを通じた有形無形のレガシー形成に注力すること

- ▶ パラリンピックの成功には、各競技の認知度向上や障害者スポーツの普及啓発・気運醸成を図ることが必要である。また、パラリンピックを通じて多岐にわたる有形無形のレガシーを形成し「インクルーシブな社会」を形成していくことが不可欠である。

以上

2015年 12月4日
提出

<提出先> 東京都

○東京都環境基本計画のあり方について（中間のまとめ）への意見

東京商工会議所では、去る10月16日に『エネルギー・環境政策に関する基本的考え方』を取りまとめ公表したところですが、このほど東京都環境審議会が取りまとめを行い、現在東京都環境局から一般に意見募集されている『東京都環境基本計画のあり方について（中間のまとめ）』では、会員の大宗を占める中小企業・小規模事業者の意見を反映し、当所の考え方を多数盛り込んでいただきましたこと、厚くお礼申し上げます。

今般提案されている『中間のまとめ』の内容につきましては、当所の基本的考え方と概ね方向性は一致しておりますが、以下の点につきまして特に当所として追加でご意見を申し述べさせていただきたく、ここに意見提出いたしますので、特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

頁	東京都環境基本計画のあり方 (中間のまとめ)	『中間のまとめ』に対する東商の意見
21	<p>□目標</p> <p>○省エネルギー目標について</p> <p>温室効果ガス削減目標の達成に向けて、エネルギー消費量の削減についても、追加的に施策を展開することが必要である。</p> <p>このため、<u>長期ビジョンで定めたエネルギー消費量の削減目標（2030年までにエネルギー消費量を30%削減）をより強化し、2030年までに東京のエネルギー消費量を2000年比38%程度削減することが望</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 省エネルギーの推進にあたっては、今後、省エネ目標の達成に向け、あらゆる施策を総動員して省エネを進めていかれるよう、環境配慮行動を促す仕組みの構築が必要である。特に<u>エネルギー消費量の削減が唯一進んでいない家庭部門に対する一歩踏み込んだ効果的なアプローチが重要なカギとなるであろう。</u>このため、その前提として、<u>各部門の役割や責任を明確にしつつ、部門間でも連携を図り、実効性ある施策が講じられるよう、説得力のある部門別の削減目標を設定が必要</u>である。 ▶ 基本計画本文において、産業、業務、家庭、運輸の部門ごとの省エネ削減目標が設定されるよう、「長期ビジョンで定めたエネルギー消費量の削減目標（略）をより強化し、部門ご

	ましい。	との役割や責任を踏まえ、2030年までに東京のエネルギー消費量を2000年比38%程度削減することが望ましい」との文言（ <u>下線部分</u> ）を挿入すべきである。
22	<input type="checkbox"/> 施策の方向性 (1) 大規模・中小規模事業所における対策（産業・業務部門対策） ○ 中小規模事業所等の取組支援 人材や資金面などで課題を抱える中小規模事業所等に対し、一層の温暖化ガスの削減に取り組めるよう <u>環境づくり</u> が重要である。 省エネ診断や低炭素ベンチマークなどを通じた情報・ノウハウの提供を継続するとともに、 <u>高い取組効果が見込まれる対策にターゲットを絞った支援・助成を進めていくべきである。</u>	▶ 中小企業が温暖化ガス削減の取り組みを一層推進するため、その「環境づくり」には、「 <u>事業者の自主的な省エネの取り組みを継続して支援する</u> 」こと、「 <u>限られた資金力を補う適切な支援策を講じる</u> 」ことが必要である旨を盛り込むべきである。 ▶ 多くの中小企業にとっては、省エネの企画・実行に人員を割くことが難しく、自社の電力使用量や節電可能な作業工程の把握などノウハウに乏しい場合が多い。また、電力コストの負担が限界に近づきつつある中、新たな省エネ関連設備等への投資余力にも乏しい状況にある。こうした中小企業が今後更なる省エネ等の取り組みを推進していくためには、 <u>支援・助成の対象を「高い取組効果が見込まれる対策」だけに限定せず、意欲ある中小企業にも十分配慮する制度設計が必要である。</u>
23	<input type="checkbox"/> 施策の方向性 (3) 運輸部門への対策 ○ 自動車環境性能対策 今後も、低公害・低燃費車指定制度や、自動車を多く使用する事業者に対する環境性能の高い自動車の導入義務付け、中小事業者を対象とした補助・融資あっせん制度などを引き続き運用し、 <u>より環境性能の高い自動車への転換を促していくべきである。</u>	▶ 環境性能の高い自動車への転換を促すためには、 <u>事業者に経済合理性やインセンティブが働く仕組みとしなければ簡単には実現できないと考える。</u> ましてや現状でも十分に使用できる状態の自動車を買替えさせるには尚更のことである。このため、事業者に対する <u>購入費の補助や税制の優遇措置など思い切った支援策を拡充すべきである。</u>
28	2 再生可能エネルギーの導入拡大 <input type="checkbox"/> あるべき姿 ○ 再生可能エネルギーの導入が拡大し、都市活動を支える主要なエネルギーの一つとして活用されている。	▶ 将来のあるべき姿として、再エネの導入拡大と国民負担の抑制との両立が図られ、現在の事業用太陽光に偏重した導入実態が是正されている必要があると考える。このため、「 <u>安価で安定的な再生可能エネルギーの導入が拡大し、都市活動を支える主要なエネルギーの一つとして活用されている</u> 」との文言（ <u>下線部分</u> ）を挿入すべきである。 ▶ また、あるべき姿の具体的項目の中に、「 <u>特定の電源に偏らないバランスの取れた形での再生可能エネルギーの導入拡大が進んでいる</u> 」こと、「 <u>低コストで国民負担が抑制されている</u> 」ことも、あわせて盛り込むべきである。
33	3 水素社会実現に向けた取組 <input type="checkbox"/> 施策の方向性 ○ CO ₂ フリー水素の活用促進 水素エネルギーを低炭素社会の実現に最大限に活用していくためには、再生可能エネルギー由来水素等の導入を積極的に進めていく必要がある。	▶ 環境負荷が低く、エネルギー源の多様化や災害時の非常用電源として期待されている水素エネルギーについては、製造過程や輸送時にCO ₂ を排出させない技術、貯蔵・輸送を容易にする技術等の「 <u>研究開発</u> 」を強力で <u>押し進めるための支援策が必要</u> である旨を盛り込むべきである。

以上

平成27年12月15日
提出

<提出先> 東京都環境局

<実現状況> 3月30日に公表された「東京都環境基本計画」の「中小規模事業所等の取組支援」において、意見が反映された（なお、東京商工会議所が10月16日に公表した「エネルギー・環境政策に関する基本的考え方」の提言内容は、概ね基本計画に反映された）。

○新たな「首都圏広域地方計画」に対する意見

今般、国土交通省 関東地方整備局から新たな「首都圏広域地方計画」の素案が示された。この素案には、東

京圏（1都3県）への一極集中問題や防災力の向上、国際競争力の強化、超高齢社会への対応など、東京および首都圏のさらなる発展に向けて重要な内容が記載されており、かつ、「首都圏広域地方計画」は首都圏における国土づくりや社会資本整備、交通政策の指針となる重要な計画であることから、下記の通り、当所としての意見を申し上げます。

1. 東商の意見（基本的な考え：総論）

(1) 「対流型首都圏」を構築し、広域首都圏全体の国際競争力強化に資する計画であること

- 東京はこれまで世界有数の大都市として発展するとともに、日本の政治・経済・産業・文化等あらゆる面で「牽引役」としての役割を果たしてきた。その一方で、昨今の総人口の減少、地方の疲弊の顕在化等により、「地方創生」の必要性が大きくクローズアップされている。
- 「地方創生」と「東京のさらなる発展」は二律背反の関係ではなく、まさに「車の両輪」である。全国的に人口減少、少子化、高齢化が進行する中で、これからもわが国が持続的な成長を実現していくためには、これまでの様々な分野での多様な集積を活かして、世界から資金や人材、情報呼び込み、東京の国際競争力を高めていくことが不可欠である。その結果生じてくる様々な効果を地方に波及させるとともに、それぞれの地方が個性や資源を活かして地域づくりを進めていくことによって「地方創生」を図っていくことが重要である。
- 上記の基本認識のもと、「首都圏広域地方計画」が対象区域とする首都圏の1都7県、さらには、隣接4県を一体とした広域首都圏の1都11県のさらなる発展に向けて、東京と、多様な魅力や資源を有する圏域内の各地域が連携をさらに深めて、人、モノ、情報等の双方向の流れを活発化することで、新たな活力や付加価値、イノベーションを生み出していく圏域構造である「対流型首都圏」を構築していくことが必要である。
- 「首都圏広域地方計画」に基づき「対流型首都圏」を構築することで、東京のみならず首都圏および広域首都圏全体の国際競争力を強化すること、さらには、その効果を広く全国へ波及させていくことが重要である。
- なお、現在、人口減少、少子化、高齢化というわが国が直面する大きな課題に政府が一体となって取り組んでいることから、「首都圏広域地方計画」の実現には、「一億総活躍国民会議」での議論や、まち・ひと・しごと創生の各施策と十分に連携を図っていくことが重要である。加えて、地域活力の源泉であり経済活動を支える基盤である中小企業の成長・発展が不可欠な要素であることは言うまでもない。

(2) 広域首都圏全体が連携して人口減少、少子化、高齢化を克服することを後押しする計画であること

- 東京都の人口は、将来における政策の効果を加味しない前提では、2020年の1,336万人をピークに減少に転じ、2060年には1,036万人と、2010年の1,316万人と比べて280万人、約2割減少すると見込まれている。
- また、東京都では高齢化が一層進行し、高齢化率は2010年の20.4%から2060年には39.2%に上昇する見込みであるなど、全国に比べ、老年人口が急激に増加し、高齢世帯も増加していくと予想されている。
- それらの背景には、東京の出生率の低さがあり、2014年のわが国の合計特殊出生率が1.42であるのに対して、東京都は1.15と全都道府県で最も低い状況である。これには、未婚化・晩婚化・初産年齢の上昇など様々な要因が考えられるが、とりわけ、未婚率が全国よりも高い傾向にあることが影響している。従って、若者の結婚をバックアップする施策と、東京都における出生率の向上に資する施策をともに推進していかなければならない。
- 一方で、広域首都圏における合計特殊出生率は1.31であるが、東京圏以外の8県はいずれも全国平均を上回っており、加えて2025年以降は高齢人口が東京圏以外の8県で減少することから、少子化、高齢化ともに東京圏と東京圏以外の8県で二重構造となっている。
- 人口減少、少子化、高齢化はわが国の根幹を揺るがしかねない重要な問題であることから、「対流型首都圏」を構築することにより、これらの問題を東京圏だけでなく広域首都圏全体で克服していくことを後押しする計画でなければならない。

(3) 広域首都圏が連携して巨大災害の切迫に対処することを後押しする計画であること

- 首都直下地震および南海トラフ地震は、30年以内に70%程度と高い確率で発生することが予測されている。特に首都直下地震では、東京都のみならず首都圏全域において、人的・物的・経済面など経済社会のあらゆる面で甚大な被害が想定されている。
- また、去る9月の関東・東北豪雨の際に鬼怒川堤防が決壊し甚大な被害が発生したが、雨の降り方が局地化、集中化、激甚化していることから河川の氾濫や土砂災害への対策が喫緊の課題となっている。さらに、広域首都圏内には活火山が点在していることから、火山の噴火への対策も必要になっている。
- こうした巨大災害の切迫に対して、国および圏域内の地方公共団体が訓練等をはじめとした防災・減災対策や国土強靭化対策に連携して取り組むことで、被害を最小限に抑えていくことが重要である。従って、広域首都圏が連携して巨大災害の切迫に対処することを後押しする計画でなければならない。

(4) 人口動態に合わせた国土づくりを推進し、広域首都圏全体の生産性向上に資する計画であること

- ▶ 今後の人口動態の大きな変化を踏まえて、都市サービスや都市の持続性を確保していくために、市街地の拡大や都市機能の拡散を抑制し、効率的・機能的な市街地へと再編していくために、生活に必要な都市機能や居住機能を駅周辺等の交通拠点から一定の地域に集約する地域構造（コンパクトシティ）を形成していく必要がある。
- ▶ コンパクトシティ化の推進に加えて、各地域が交通や通信等のネットワークでつながることで、各種の都市機能に応じた圏域人口を確保していくとともに、高次の都市機能については地域間で分担・連携していく「コンパクト+ネットワーク」の考えに沿った国土づくりを、首都圏および広域首都圏において推進していくことが重要である。
- ▶ 一方、首都圏および広域首都圏においても、低・未利用地や耕作放棄地、空き家、所有者の把握が難しい土地等の問題が顕在化するなど、国土空間に変化が生じている。加えて、生産年齢人口が減少し労働力不足が懸念されている中で、本計画は、水素社会の実現やロボット技術、完全自動走行技術等の科学技術の発展を考慮の上、社会資本整備や交通政策等の指針としての機能を十分に発揮し、国土づくりの面から首都圏および広域首都圏全体の生産性を向上していく役割が求められている。
- ▶ 首都圏および広域首都圏において上記の国土づくりを実現していくとともに、本計画が掲げる「首都圏の将来像」を実現するために、本計画には国土づくりに関する理念や目標、方向性、それらを具現化するコアプログラムが示されている。
- ▶ 上記に加えて、本計画は計画期間である2025年頃、また昨年に関議決定された「交通政策基本計画」、「社会資本整備重点計画」が計画期間とし、かつオリンピック・パラリンピックが開催される2020年度を見据えて、対象とする施策の「選択と集中」を徹底した上で、5年後、10年後の数値目標（KPI）や工程表、投資規模等を明示することで、より実効性を持たせる必要がある。
- ▶ さらには、上記の国土づくりを推進していくとともに、東京商工会議所が全所的に推進している「声かけ・サポート運動」など、「心のバリアフリー」を促進し「共助の心」を醸成する取組を通じて、誰もが安心・安全・快適に暮らし過ごせる地域社会を実現していく必要がある。

(5) 多くの主体が理念を共有し、国土づくりへの参画を促す計画であること

- ▶ 厳しい財政状況を考慮すると、まちづくりや社会資本整備をはじめとした国土づくりには、限られた財源の中で「選択と集中」により最大の効果を上げていく視点が不可欠である。その際、地域社会に関係するあらゆる主体が積極的に議論を積み重ね、合意形成を図っていくことが成否の鍵を握る重要な要素となる。
- ▶ 従って、今回の本計画は、国や圏域内の地方公共団体はもとより、地域で活躍する中小企業や各種団体、教育機関、NPO、住民一人ひとりに至るまで、多くの主体がその理念を共有し、国土づくりへの積極的な参画を促すものでなければならない。

上記の5つの基本的な考えに基づき、向こう10年間の国土づくりや社会資本整備、交通運輸の各政策を展開することで、下記の実現を目指していくことが求められる。

- 首都圏および広域首都圏がさらに発展し、国際競争力を強化していくとともに、その効果を広く全国へ波及させていく。
- 首都圏および広域首都圏が連携し、世界に先駆けて「人口減少、少子化、高齢化」や「巨大災害の切迫への対応」等の難題を克服し、世界に対して範を示していく。

上記の実現を通じて、「国土形成計画（全国計画）が掲げる国土づくりの3つの目標の実現に首都圏および広域首都圏が貢献していく」ことが「首都圏広域地方計画」の最大の使命である。

※国土形成計画（全国計画）が掲げる国土づくりの3つの目標

- ①安全で、豊かさを実感することのできる国
- ②経済成長を続ける活力ある国
- ③国際社会の中で存在感を発揮する国

上記の5つの基本的な考えに基づき、向こう10年間の国土づくりや社会資本整備、交通運輸の各政策を展開する上で、強調すべき点や盛り込むべき要素を中心に、下記の通り意見を申し上げる。

2. 東商の意見（各論）**第1章：日本再興を確実にするための新首都圏広域地方計画**

- (1) 計画の位置付け
- (2) 計画の対象区域
- (3) 計画の期間

(4) 計画の役割

- 第1章に盛り込まれた3つの要素に加えて、国土形成計画(全国計画)が掲げる3つの目標の実現に首都圏および広域首都圏が貢献し、日本再興を確実なものにするためには、「日本再興戦略」改訂2015で日本を成長軌道に乗せるとともに、世界をリードしていく国になるための車の両輪とされている「生産性革命」と「地方の活性化」を明記することが望ましい。
- 特に、全国の企業数の約3割が首都圏に集積し、中小企業はその大半を占めていることから、第1章において中小企業を活性化していく必要性も明記すべきである。
- 建設投資の減少に伴い、社会資本整備の中核を担う建設業の就業者数はピーク時(1997年)の約7割に減少するだけでなく高齢化も進展している。加えて、交通関連産業、製造業、医療・福祉業界などにおいても、労働力不足の問題が懸念されている。従って、労働力不足に関する事項を一項目立てて記載すべきである。
- 首都圏の成長・発展には、経済社会全体の生産性向上が鍵となることから、その対応の一つとして、社会資本全般に係る「ストック効果の最大化による生産性の向上」を強調すべきである。

第2章：首都圏の特性と課題

第1節：首都圏の地域特性とポテンシャル

- (1) 広大な関東平野と多様な地勢、豊かな自然資源
- (2) 約4,400万人が暮らす大都市圏
- (3) 日本経済を牽引する中枢機能の集積
- (4) 先端的な学術・研究分野の集積
- (5) 多彩で魅力的な文化資源

- 東京圏の人口および域内総生産(GRP)は、世界の四大都市圏の中で最も大きく、外国企業から新製品・新サービスに対する競争力が検証できる市場としても評価されている。一方で、アジア主要都市が急速に成長していることから、近年、東京の国際競争力は相対的に低下している。グローバル化の一層の進展に伴い、首都圏のさらなる発展には世界の中における位置付けをしっかりと認識して施策を展開することが重要であることから、「世界の中における首都圏の位置付け」を一項目立てて記載すべきである。
- 首都圏は、国内の特許登録件数に占めるシェアが60%超で推移しており、学術研究機関の高い集積もある。また、首都圏では交通アクセスの利便性向上等の要因から、工場立地のシェアにおいても近年概ね増加傾向にある。こうしたことから、「首都圏白書」においても明確に位置付けられているように、第1節において「首都圏における技術力の高さ」を盛り込むことが望ましい。
- 本計画の計画期間である向こう10年間は、都心部で人口が増加する一方で郊外部では人口が減少していくと思われる。従って、首都圏全体の発展に向け、本節において「魅力ある郊外の再生」を位置付けるべきである。その際、ニュータウンの再生が重要な要素となる。

第2節：首都圏の構造的な特性

(1) 日本経済を牽引する首都圏

- 首都圏、特に東京圏は本計画の素案にも記載の通り、今後とも、日本経済の牽引役として重要な役割を果たしていかなければならない。
- 全国的に人口減少、少子化、高齢化が進行する中で、これからもわが国が持続可能な成長を実現していくためには、これまでの様々な分野での多様な集積を活かして、世界から資金や人材、情報を呼び込み、東京の国際競争力を高めていくことが不可欠である。その結果生じてくる様々な効果を地方に波及させるとともに、それぞれの地方が個性や資源を活かして地域づくりを進めていくことによって「地方創生」を図っていくことが重要である。
- 最新の「世界の都市総合力ランキング」で、東京は2008年のランキング創設以降、8年連続となる4位であったが、5位のシンガポールとの差は年々縮小していることに加え、オリンピック・パラリンピックを契機に都市の総合力を上げたロンドンとの差が年々拡大しているなど、東京の国際競争力を強化していく必要性を裏付ける結果となった。
- 従って、「(1)日本経済を牽引する首都圏」で、東京の国際競争力が相対的に低下していることに対する危機感と、東京が国際競争力を強化していく必要性を強調すべきである。

(2) 二重構造の人口流入と高齢化

- 東京圏における高齢者の増加は、高齢世帯の増加、特に後期高齢者を世帯主とする単独世帯の増加が顕著であることも特性として挙げられる。

(3) 首都圏の中での東京圏への一極集中

- かつては東京一極集中是正の手法として、東京圏の成長を抑え込み、その溢れた部分を東京圏以外のエリアに誘導していく工業等制限法をはじめとした方策が取られてきた。

- しかし、人口減少により、東京圏においても開発圧力が低下し空間的な余裕が生み出されてくることに加えて、コンパクトシティ化を推進していく必要もある。
- 国土形成計画（全国計画）にも記載の通り、東京は「グローバルに羽ばたく国土」を形成する上で重要な役割を担っており、今後とも、日本経済の牽引役として大きな役割を果たしていかなければならない。
- 従って、かつての工業等制限法のような、東京圏の成長を抑え込む政策は取るべきではない。
- 「地方創生」と「東京のさらなる発展」は「車の両輪」であるとの認識に立って、東京と他の地域がそれぞれの持つ魅力を高め、共に栄え成長していくことが重要である旨を強調すべきである。
- 併せて、東京都をはじめとした地方版総合戦略と本計画との連携が重要である旨を盛り込むべきである。
- 首都高速中央環状線が3月に全線開通し、渋滞緩和効果をはじめ高いストック効果が発現している。また今年度、圏央道は開通した区間がさらに増えて整備率が約8割となり、常磐道と東関東道、および、東名高速から東北道がそれぞれつながったことで、観光振興や企業立地など多岐にわたるストック効果が発現している。その一方、東京外かく環状道路（外環道）は整備率が約4割にとどまっている。
- 面的な対流の創出には首都圏三環状道路の早期整備が不可欠である。しかし、現在の整備率は74%にとどまることから、首都圏が抱える課題として、首都圏三環状道路の早期整備の必要性を盛り込むべきである。
- 加えて、4月から外側の環状道路の利用が料金の面において不利にならないよう、経路によらず、起終点間の最短距離を基本に料金を決定することなどを軸とした圏域共通の新しい料金体系が導入される予定である。
- 従って、ストック効果の最大化に向けて、導入後の激変緩和措置を含めて、首都圏の高速道路料金の変更点を利用者へ広く周知していく必要がある旨を盛り込むべきである。
- 首都直下地震および南海トラフ地震は、30年以内に70%程度と高い確率で発生することが予測されているなど、巨大災害の切迫が懸念されている。
- 加えて、河川の氾濫や土砂災害への対策が喫緊の課題となっている他、火山の噴火への対策も必要になってきている。
- 従って、首都圏、特に東京圏が国際競争力を強化し、国際的ビジネス拠点としての確固たる地位を確立するには、ソフト・ハード両面にわたる防災・減災対策が万全に施され、国内外から安全・安心面での信頼を得ていることが大前提となること、また、広域首都圏が連携して巨大災害の切迫に対処することが必要であることを盛り込むべきである。
- また、再開発や大街区化など区部を中心に地域全体の防災力向上に資するプロジェクトが進行している。従って、こうした地域は大災害時でも安全性が高いこと、さらには安全性の高さを世界に広く発信していく必要性を盛り込むべきである。
- 「6）東京圏の世界都市機能強化」に記載されている内容に全面的に賛同する。
- 上述の基本的な考え、および、去る11月に東商の首都圏問題委員会が策定した「東京の国際競争力強化に向けた要望」に記載の通り、「地方創生」と「東京のさらなる発展」は「車の両輪」であるとの認識に立って、国際競争力強化に向けた施策を推進していくべきである。
- アジア主要都市が急速に成長し世界の都市間競争が激化していることに加えて、ビジネスコストの高さや規制・許認可制度の厳しさ、外国人の受入環境の不十分さ、国際交通・物流ネットワークや空港までのアクセス等の理由で、東京の国際競争力は相対的に低下している。従って、それらの課題を解決し、東京の国際競争力強化が喫緊の課題である旨を強調すべきである。

第3節：首都圏の現状と課題

(1) 人口減少・少子化

- 「(1) 人口減少、少子化」については、3月に閣議決定された「少子化社会対策大綱」において、「少子化は、個人・地域・企業・国家に至るまで多大な影響を及ぼし、現在の状況はわが国の経済・社会の根幹を揺るがしかねない危機的な状況にある」と提唱されている。政府が希望出生率1.8の実現、また、東京都が同1.76の実現を目指している中で、本計画において人口減少、少子化は、より強い危機感を持って位置付けるべきである。
- また、東京圏以外の首都圏を含めて、地方における人口減少の最大の要因は若年層を中心とした東京圏への人口流出であり、全国平均に比べて出生率が低い東京圏への人口流出が続けば、国全体の人口急減に拍車をかけていくことが懸念される。
- 従って、国全体で50年後に1億人程度の安定した人口構造を保持するためには、東京都における出生率の飛躍的な向上と、中長期的には、都内人口の自然減に歯止めをかけ、世界に類を見ない高齢化に対応し、東京と地方が共に世代間のバランスが取れた人口構造を保持していくことが不可欠である旨を明記すべきである。
- なお、人口減少、少子化、高齢化というわが国が直面する大きな課題に政府が一体となって取り組んでいることから、「首都圏広域地方計画」の実現には、「一億総活躍国民会議」での議論や、まち・ひと・しごと創生の各施策と十分に連携を図っていくことが重要である。
- 人口減少、少子化、高齢化は、わが国の根幹を揺るがしかねない重要な問題であるため、各地方公共団体がより危機意識を持って、団体間で人口減少、少子化、高齢化の解決に向けた効果的な取組を共有し連携して

7. 事業 (2)意見活動

いくことを通じて、これらの問題を東京圏だけでなく広域首都圏全体で克服していく必要性を盛り込むべきである。

- 老朽マンション・団地・ニュータウンは、今後急速に増加する見込みである。これらの更新が喫緊の課題であることから、都市再開発法等の法令を改正し、更新・建替えに関する要件を緩和していく必要性を盛り込むべきである。
- 併せて、三世代同居・近居がしやすい環境づくりや、老朽マンション・団地・ニュータウンの更新に合わせて計画的に保育施設、高齢者支援施設の設置を進めるなど、人口減少、少子化、高齢化社会に合わせた住宅政策、まちづくりを加速していく必要性を強調すべきである。
- 総務省の住宅・土地統計調査では、一昨年10月時点の全国の空き家率は過去最高の13.5%（東京都は11.1%）になるなど、高齢化の進展や人口減少に伴い増え続けており、社会問題化している。
- その一方、国土交通省は、駅から1km以内で、簡素な手入れにより活用可能なその他の空き家は全国で約48万戸あると推定している。
- こうした中、5月に空家等対策の推進に関する特別措置法が全面施行された。同法に基づき各区市町村は空き家等対策の体制整備・空家等対策計画の作成、必要な措置の実施等中心的な役割を担うことから、区市町村を対象とした計画作成等に関する支援や助言、民間事業者等と連携した総合的な空き家対策の推進、専門家等と連携して実施する空き家対策の先駆的モデル事業への支援を着実に実施していくべきである。
- また、比較的広い住宅を必要とする子育て世帯等に空き家を提供する仕組みを構築したり、子育て世帯は広い住宅へ、老年夫婦世帯は適度な広さの住宅へ住替える仕組みを通じた住替えの促進を図ることも有効である。既存の住宅ストックを活用していくことで、公営住宅の新設費用を抑制していく視点も重要である。
- 空き家対策に加えて、既存（中古）住宅の流通・活用の促進も重要である旨を盛り込むことが望ましい。

(2) 異次元の高齢化の進展

- 東京都では2020年をピークに人口減少に転じ、2025年には4人に1人が高齢者となることが予測されている。こうした予測に対し、東京都は特別養護老人ホーム等について、用地の確保や、整備費の負担軽減、国有地・民有地を賃借、定期借地権を設定する際の負担軽減などにより、施設の設置を促進している。
- 一方で、東京都を含む一都三県では、高齢者数が他地域と比べて大幅に増加し、介護施設が不足することが懸念されている。
- 地方公共団体が高齢化社会の解決に向けた効果的な取組を共有し、連携して実施していくことが有効であるため、東京圏だけでなく広域首都圏全体で克服していく必要性を盛り込むべきである。
- 加えて、国土交通省においても、サービス付き高齢者向け住宅の整備等の施策を推進していくことが期待される。
- 超高齢化社会への対応のみならず、オリンピック・パラリンピックの開催も見据えて、公共交通機関や公共空間等のバリアフリー化を着実に進め、誰もが安全で円滑に移動できる環境を整備すべきである。
- 加えて、住宅のユニバーサルデザイン化・バリアフリー化、サービス付き高齢者住宅の供給促進、リバースモーゲージの普及促進等、高齢化の進展に対応した住宅政策をより一層推進していくことも重要である。

(3) 巨大災害の切迫

- 政府は昨年3月に、南海トラフ地震防災対策推進基本計画を策定しその中で、想定される死者数約33万2千人を概ね8割減少、想定される建築物の全壊棟数を約250万棟から概ね5割減少とする今後10年間の減災目標を掲げている。
- また、政府は本年3月に、南海トラフ地震発生直後に国や地方公共団体が行う救助活動や物資輸送の具体的な計画を公表している。
- 一方、首都直下地震については、最悪の場合、死者2万3千人、全壊焼失棟数61万棟、経済的被害は95.3兆円と想定されているが、本年3月に閣議決定した緊急対策推進基本計画の変更において、今後10年間で死者数、全壊・焼失棟数ともに半減させる目標を掲げている。
- 南海トラフ地震、首都直下地震ともに、人的・物的・経済面など経済社会のあらゆる面で国難とも言うべき甚大な被害が想定されており、発災すれば国内のみならず国際社会に対しても重大な影響が及ぶことが懸念されている。
- 南海トラフ地震、首都直下地震などの被害の軽減に向けて、政府の基本計画や社会資本整備重点計画等に則り、ハード面の防災・減災対策を加速していく必要性を盛り込むべきである。
- 加えて、計画の実効性を高めるために平時からの訓練やBCP策定、備蓄の促進などのソフト面の対策にも注力していく必要性も強調すべきである。
- また、防災・減災対策は、その最前線を地方公共団体が担うことから、国と地方公共団体間、地方公共団体同士の連携強化が必要である旨を盛り込むべきである。
- 墨田区や江東区等の海抜ゼロメートル地帯では、地震の強い揺れにより排水機場の機能不全、堤防や水門等の沈下・損壊に伴う浸水被害が発生する恐れがあり、さらに地震と台風・高潮等との複合災害になった場合には、浸水域が拡大・深刻化する懸念もある。
- 特に、地震や未曾有の大雨等により荒川右岸の堤防が決壊し氾濫すれば、東部低地帯を中心に壊滅的な被害

が発生することが危惧されている。その際、広域かつ深い浸水となり、浸水面積は約110km²、浸水区域内人口は約120万人におよび約50km²を超える範囲で2週間以上浸水が継続し、ライフラインが長期にわたり停止する可能性もあるため、孤立時の生活環境の維持も極めて困難になることが懸念されている。加えて、東証一部上場企業大手100社のうち42社の企業の本社や、銀行・証券・商品先物取引業32社のうち19社が浸水する可能性がある他、氾濫水が地下空間へ進入することにより、地下鉄等が浸水するなど、都心部においても甚大な被害が危惧されている。

- 従って、堤防や水門、排水機場等の海岸・河川管理施設等の整備、耐震化、液状化等の対策など、東部低地帯における水害対策を推進していく必要性を強調すべきである。
- 防災・減災対策に重要な役割を担うBCPは、地方公共団体や民間企業における策定率の向上が課題である。発災時にBCPが有効に機能すれば、減災に大いに寄与することから、地方公共団体に対する策定支援の拡充や民間企業に対するインセンティブ付与の必要性を強調することが望ましい。
- 木密地域等密集市街地は、2020年度までに概ね解消することが政府の首都直下地震緊急対策推進基本計画や社会資本整備重点計画において明確に位置付けられていることから、対策を強力に進めていく必要性を強調すべきである。その際、東京都内については、東京都の不燃化特区制度に基づく取組と密に連携を図るべきである。
- その際、近年の大規模地震時の出火原因の6割以上が電気に起因することから、密集市街地を中心に感震ブレーカーの普及促進策を検討し、実施していくことが肝要である旨を盛り込むべきである。
- また、木密地域等密集市街地をはじめ、細街路や密集市街地など土地の権利関係が複雑な都市部において、地籍調査は都市再生などまちづくりの推進はもとより、災害時の境界復元にも極めて有効であるが、2013年度末時点の地籍調査の実施状況は国の全体平均51%に対して、東京都は21.9%の進捗率であり、区部に限ると9.3%と全体平均から大きく遅れている。災害復旧の迅速化に向けて、地籍情報を整備することは極めて重要であるため、地籍調査を一層推進していくことが必要である。
- 上記に加えて、電線地中化・無電柱化や帰宅困難者対策の推進、液状化対策、都市再開発による大街区化を通じた地域防災力の向上に、より一層注力していく必要がある他、老朽マンション・団地・ニュータウンの耐震化、更新対策をより一層推進していくことも肝要である。
- 電線地中化・無電柱化は、東京都23区では7%と海外主要都市と比較して低い状況にあるが、電線地中化・無電柱化の推進には多額の費用を要することがネックとなっている。
- 電線地中化・無電柱化の推進は、発災時の電線類の被災や電柱の倒壊による道路閉塞を防止するだけでなく、良好な景観形成や、安全で快適な通行空間の確保にも寄与するものであり、社会資本整備重点計画および2020年大会に向けた国土交通省の取組においてもその推進が明記されている。
- 従って、緊急輸送道路や、震災時に一般車両の流入禁止区域の境界となる環状7号線の内側、都市機能が集積している地域、観光客が多く訪れる地域等から順次、電線地中化・無電柱化を推進していくことが求められる。加えて、以前に講じられた固定資産税の減免措置を復活することも有効である。
- 地下街については、大規模地震発生時に、利用者等が混乱状態となることが懸念される。また、天井等の老朽化も進んでいることから、ハード・ソフトからなる地下街の防災・老朽化対策を推進していく必要がある。
- 災害時の人員・物資の緊急輸送ルートを確認するために、迅速な道路啓開に加え、水路（河川・運河）や航路、空路も含めた四路啓開体制を構築すべきである。また、訓練を通じて実効性を確保していくべきである。
- 防災・減災対策の推進にあたっては、地震、津波・高潮、集中豪雨等のみならず、近年活発化している火山活動に対する取組も一層強化していく必要がある。
- 高度経済成長期以降に整備された社会資本は急速に老朽化しており、今後20年間で、建設後50年以上を経過する施設の割合が加速度的に高くなる見込みである。それに伴い、維持管理・更新費は、現在の技術や仕組みを前提とした場合、20年後には現在の約1.2～1.5倍に増えると試算されている。
- 個々の社会資本が安全・安心に利用され、かつストック効果を最大限に発揮し続けるためには、予防保全型維持管理の導入など、メンテナンスサイクルを構築し実行することや、メンテナンス産業の育成、新技術の開発等により、トータルコストの縮減と平準化を両立させることが不可欠である。
- 社会資本整備の着実な実施に加え、担い手となる現場の技能人材の確保・育成の観点からも、社会資本整備事業は中長期の見通しを持って計画的に実施していくべきである。
- 将来的にメンテナンスコストが増大することにより財政の逼迫を招き、必要な社会資本整備の実施が困難となるような事態に陥らないよう、メンテナンスコストを中長期的に縮減・平準化するとともに、新設・高度化に必要な社会資本整備の投資余力を確保しなければならない旨を強調すべきである。
- 本格的な人口減少社会において、社会資本の廃止・除却や集約・再編について、その必要性は認めるものの、合理的かつ明確な客観的判断基準を設定する必要性を盛り込むことが望ましい。
- 判断基準の設定にあたっては、多様な主体の参画のもとで議論を積み重ねるなど、慎重に検討することが望ましい。
- 判断基準に沿って社会資本の廃止・除却や集約・再編を検討する際には、当該地域のみならず周辺地域を含めた社会的・経済的影響や広域的な地域情勢を十分に考慮しなければならない。
- なお、社会資本の廃止・除却や集約・再編により、地域経済に重大な影響を及ぼすことが予想される場合に

7. 事業 (2)意見活動

は、当該影響の度合いに応じた支援に関する検討も必要である。

- 2012年12月に中央自動車道笹子トンネルで天井板落下事故が発生した。この事故は、道路構造物が通常の供用状態で落下し死亡者・負傷者が生じるといふ、わが国において例を見ない重大な事故であった。この事故を一つの契機として、インフラの老朽化問題に対する認知度や、老朽化が進行する中でインフラの今後について不安に思う割合が高まっていることから、「インフラ老朽化に対する国民不安の高まり」を加えるべきである。
- 下水道のすべて、長さ2メートル以上の橋梁の9割、道路舗装の9割、道路トンネルの7割など、地方公共団体が管理するインフラの割合は非常に高い。
- しかし、維持管理を取り纏める部署・組織が確立されている地方公共団体は1割強であり、インフラの状況を取り纏めた台帳を更新できている割合も半数程度にとどまる。さらに、老朽化の把握状況も簡易な方法に拠っているのが現状である。
- 地方公共団体、特に市町村では老朽化対策に、人員面、技術面、財政面で課題を抱えていることから、市町村の体制強化、国や都道府県による技術的な支援の必要性を強調すべきである。具体的には、地方公共団体における社会資本メンテナンス専門部署の創設、技術者の育成・確保、効率的なメンテナンス手法を共有する仕組みの確立等が考えられる。
- トンネルや橋梁等の社会資本のメンテナンス・維持管理には、「目視」による点検が求められている場合がある。労働力不足が懸念されている中で、社会資本の効率的・効果的なメンテナンス・維持管理に向け、ロボットやセンサー、ドローン等の新技術・新手法の開発・導入を推進するための規制緩和の必要性を加えるべきである。

(4) 国際競争の環境と日本の地政学的な位置付けの変化

- アジア主要都市が急速に成長し世界の都市間競争が激化していることに加えて、ビジネスコストの高さや規制・許認可制度の厳しさ、外国人の受入環境の不十分さ、国際交通・物流ネットワークや空港までのアクセス等の理由で、東京の国際競争力は相対的に低下している。従って、それらの課題を解決し、東京の国際競争力強化が喫緊の課題である旨を強調すべきである。
- 併せて、東京圏の国家戦略特区による規制・制度改革を十分に活用し、同特区の目的である、「世界で一番ビジネスのしやすい環境を整備することにより、世界から資金・人材・企業等を集める国際的ビジネス拠点を形成」していくことは、アジア等新興国の成長を取り込んでいく上で非常に重要である。従って、本計画と東京圏の国家戦略特区との連携が重要である旨を盛り込むべきである。
- 併せて、国家戦略特区において事業を行う事業者を支援する税制措置が重要である旨を盛り込むことが望ましい。
- アジアを中心とする新興国の旺盛な国際観光需要を積極的に取り込んでいくためには、2020年大会に向けた国土交通省の取組のうち、首都圏空港の機能強化、空港アクセス等の改善(鉄道、バス、タクシー)および外国人旅行者の受入に係る施策を着実に展開していくことが必要である。
- 新興国等を中心とした世界のインフラ需要は膨大であり、高速鉄道・都市鉄道、高速道路・幹線道路、港湾ターミナル、空港ターミナルをはじめ、今後もさらなる市場拡大が見込まれている。
- 従って、インフラシステムに関するわが国の強みのある技術・ノウハウを最大限に活用して、世界の需要を積極的に取り込んでいく必要がある。「日本再興戦略」改訂2015に記載の通り、国は2020年におけるわが国企業のインフラシステム受注の目標額を約30兆円としているが、目標額の達成はもとよりさらなる高みを目指して、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構によるインフラシステム海外展開に取り組む企業への支援や、トップセールスをはじめ、「インフラシステム輸出戦略」に則り、積極的に推進していく必要性を強調すべきである。
- わが国に対する国際的な注目度が高まる2020年オリンピック・パラリンピックを一つの契機として、わが国が有する高い技術力を世界に発信し、新たな需要を創出していくことが重要である。
- 産業競争力会議および改革2020WGでは、新規技術等を活用した社会的課題の解決・システムソリューション輸出、訪日観光客の拡大に向けた環境整備等、対日直接投資の拡大とビジネス環境の改善・向上の3つの重点政策分野における具体的な6つのプロジェクトが纏められている。
- 上記の具体的な6つのプロジェクトの2020年までの実現は、「日本再興戦略」改訂2015にも明記されている。
- また、経済産業省 産業構造審議会「2020未来開拓部会」では、福島復興を最優先に、世界に先んじて社会的課題を解決することを視野に入れた上で、2020年大会を契機とした具体的な9つのプロジェクトの実施について検討が行われている。
- 加えて、去る11月に閣議決定された2020年大会の準備および運営に関する施策の推進を図るための基本方針に基づき、政府が講ずべき施策が明らかになっている。
- さらに、国土交通省内に2020年大会準備本部が設置され、同大会に向けた国土交通省の取組も明らかになっている。
- 従って、本計画には、2020年および2020年以降を見据えた経済・産業・科学技術分野のこれらの議論と十分な連携を図り、各プロジェクトの具現化を後押ししていく必要性を盛り込むべきである。

- わが国に遅れてインフラ老朽化や高齢化社会が到来するアジアの開発途上国等に対して、世界最先端のメンテナンス技術を構築し、新規整備から維持管理・更新までが一体的となったインフラシステムや、高齢者等にも優しい次世代交通システム、バリアフリーに配慮したまちづくりに係るノウハウ等、わが国が有する技術・ノウハウの国際展開を目指していくべきである。
- なお、海外におけるインフラ整備に関するニーズはシステム化された大型案件のみならず、地方・中核都市における中規模・小型案件も多数存在する。このような多様なインフラニーズにきめ細やかな対応をするためにも、医療、リサイクル、水分野など特定分野において高いポテンシャルを有する中堅・中小企業への支援や、地方自治体の海外展開について後押しをすることも重要である。
- わが国全体の災害対応力の強化や、わが国の地政学的な位置付けの変化に対応する観点からも、現在、諸機能が集中している太平洋側だけではなく、日本海側を活用することの重要性が高まっている。
- 従って、本年8月に閣議決定された「国土形成計画」にも記載の通り、港湾整備等を通じて、日本海側と太平洋側の二面をフル活用し、世界との結び付きを強化する日本海・太平洋二面活用型国土の形成を促進していくべきである。

(5) 拡大し多様化する観光

- 首都圏には世界遺産を含めて多くの地域資源、観光資源が存在している。観光・レクリエーション需要の掘り起こしには、そうした地域資源、観光資源を巡る広域観光ルートの設定と、国内外に対するプロモーションを促進していく必要性を強調すべきである。
- 首都圏三環状道路の新規開通区間の増加により、観光振興や企業立地、物流の信頼性向上など多岐にわたるストック効果が発現している。
- 観光振興の面においては、昨年、東名高速から関越道までがつながったことにより、群馬・埼玉方面から富士山・箱根エリアに訪れる車が約5割増加している。
- 加えて、10月末に常磐道と東関東道、および、東名高速から東北道がそれぞれつながったことで、さらなる効果が期待されていることから、圏央道をはじめ首都圏三環状道路の観光面におけるストック効果を盛り込むべきである。
- アジアを中心とする新興国の旺盛な国際観光需要を積極的に取り込んでいくためには、2020年大会に向けた国土交通省の取組のうち、首都圏空港の機能強化、空港アクセス等の改善（鉄道、バス、タクシー）および外国人旅行者の受入に係る施策を着実に展開していくことが必要である。
- 特に、首都圏空港における国際線需要は2012年度からの10年間で約6～8割増加する見込みで、概ね2020年代前半には約75万回の容量の限界に達する見通しとなっている。また、首都圏空港の需要は増加傾向が続き、2032年度には78～94万回の需要となることが予想されている。
従って、新興国等の新たな成長を取り込み、訪日外国人の増加や、産業・都市の国際競争力強化、ヒトとモノの交流の活発化を通じたわが国全体の活性化につなげていくためにも、首都圏空港のさらなる機能強化が不可欠である旨を盛り込むべきである。
- 加えて、世界のクルーズ人口は急速に増加し、特にアジア域内では、低価格なカジュアルクルーズの提供により、市場のさらなる成長が見込まれている。国土交通省は、2020年の「クルーズ100万人時代」の実現を目標としていたが、2015年中にクルーズ船により入国した外国人旅客数は前年比2.7倍の約112万人となり目標を5年前倒しで達成した。従って、クルーズ市場の成長に対応するべく、大型旅客船ターミナルの整備や積極的な客船誘致等、ソフト・ハード両面における取組をより強化していく必要性を盛り込むべきである。
- 訪日外国人旅行者の増加等により、全国的に客室稼働率は高水準な状態で推移し、特に東京都は80%を超えているなど、宿泊施設の客室不足が懸念されている。
- 一方、宿泊施設タイプ別の稼働率は、シティホテル、ビジネスホテルが高水準であるのに対して、旅館はそれらよりも低い水準になっている。旅館は観光振興の重要な担い手であるとともに、施設そのものが「和」を実感できる観光資源であることから、旅館の活性化や活用促進を図ることも肝要である。

(6) 食料・水・エネルギーの制約・環境問題

- 都市農業は、新鮮で安全・安心な農産物の供給により自給率向上に寄与し、加えて、その農地は防災や環境保全、地域コミュニティなど多面的機能を発揮することから、近年、東京都は振興に力を入れている。
- しかし、ここ10年間で都内の農地が大きく減少するなど危機的な状況にある。特に生産緑地の減少が約4割を占めるが、その背景として現行の法規制や税制のもとでは、期限付きの農地の賃借が困難であるため、意欲ある担い手の確保が進まないことなどが挙げられている。
- こうした状況のもと、東京都は農地流動化による多様な担い手の確保や規模の拡大等の経営基盤の強化、小規模農地の保全等を目的に、去る3月の東京圏国家戦略特区区域会議で「都市農業特区」を提案している。
- 都内には、小松菜やウドをはじめとした特産野菜があり、ブランド力向上に対する期待も高く、地域資源としても有効なことから、特区政策等も活用しつつ都市農業の維持・拡大に向けた施策の必要性を盛り込むことが望ましい。
- 1992年の生産緑地法の改正により、地方公共団体が指定した生産緑地があるが、同法の適用は指定後3

7. 事業 (2)意見活動

0年である。指定された農地は、所有者が高齢化等で農業に従事できない事情がある場合、同法に基づき地方公共団体へ買い取りを申出ることができるが買い取られたケースは少なく、結果として都市計画の手続きにより生産緑地地区の指定が解除されることになる。従って、空き家問題等が顕在化する中で、2022年以降に宅地化がさらに進むことが想定されるが、こうした状況をどのように位置付けるのかを盛り込むべきである。

- 首都圏の農業は、都市化の影響を受けながらも、世界最大規模の消費地に近いという優位性を活かし、農業産出額は全国の約2割を占めている。
- しかし、都市化の影響を受け、耕地面積は年々ゆるやかに減少している。こうした中、首都圏で再生利用可能な荒廃農地は約3万haあり、2013年には3,291haが再生利用されていることから、荒廃農地の再生利用に向けた取組を加速していく必要性を強調すべきである。
- また、農業就業者が高齢化等により減少し、全国的に耕作放棄地が増加する中、国土形成計画（全国計画）では、農地の大区画化等や農地中間管理機構（農地集約バンク）等の活用による担い手への農地利用の集積・集約の必要性が示されている。
- 集積・集約した農地を有効するためには、株式会社による農地の直接利用が必要である。また、民間の経営ノウハウを活かして新たな設備投資やICT化等を進め、規模の拡大や生産性の向上を図るため、農業生産法人の農業者以外の構成員比率を緩和することが求められる。これらを踏まえ、より踏み込んだ方向性を示すことが望まれる。
- 森林の整備・保全に向け、所有者不明の山林は、森林経営の集約化・大規模化や6次産業化等を進める上で阻害要因となっていることから、所有者を明確にする権利登記の義務化、隣接地との境界確認などにより、山林の有効活用を促進していく必要性を盛り込むべきである。
- 併せて、国産木材の利用促進やグリーンツーリズムの推進などにより、森林資源の有効活用を進めていく必要もある。
- 去る10月に当所が策定した「エネルギー・環境政策に関する基本的な考え方」に記載の通り、エネルギー政策については、自給率が震災前の約20%から現在は約6%という、世界的に見ても極めて低い水準となったわが国において、「安全性の確保（Safety）」を前提に、経済効率性の向上により「低コスト（Economic Efficiency）」でエネルギー供給を図りつつ、エネルギーの「安定供給（Energy Security）」と「環境負荷の低減（Environment）」をバランスよく実現していくことが重要であり、既存の事業拠点を国内に留め、わが国のさらなる経済成長を実現していくことにもつながるものである。
- 省エネルギーの推進について、2013年度（速報値）の東京都内の最終エネルギー消費量は、ピークであった2000年度に比べ、家庭部門が+3.6%と増加している中、産業部門においては▲40.1%、運輸部門においては▲39.2%も改善（各部門全体では▲17.6%）しており、産業界は弛まぬ努力を続け積極的に省エネに取り組んできた。特に、エネルギー消費量の削減が唯一進んでいない家庭部門に対する一歩踏み込んだ効果的なアプローチが重要な鍵となる。
- 環境負荷が低く、エネルギー源の多様化や災害時の非常用電源として期待されている「水素エネルギー」は、国・東京都・民間が一体となって燃料電池自動車・バス等の普及を含む活用拡大に向け、用地確保が困難な東京における水素ステーション設置にかかる高圧ガス保安法や建築基準法等の厳しい保安・設置規制に関する課題を検討するとともに、製造過程や輸送時にCO2を排出させない技術、貯蔵・輸送を容易にする技術等の研究開発を強力に推し進めるための支援策が必要である旨を盛り込むべきである。
- 水素エネルギーを利用した燃料電池車や省エネなど日本が誇る最先端の科学技術の研究開発を促進し、2020年の「東京オリンピック・パラリンピック大会」を日本発の技術革新の「ショーケース」とすべく、東京がリーダーシップを発揮して、環境と調和したスマートエネルギーの推進に向けた「未来都市・東京」の優れた事例・ノウハウ等を国内だけでなく世界に発信することで、国際的に東京のプレゼンスを高めていくことも必要である。

(7) 劇的な進歩を遂げるICTの積極的な活用

- ETC2.0のビッグデータ等を活用し、現在の道路ネットワークをより一層「賢く使って」、時間信頼度の向上、交通事故の減少につなげていくなど、ICTをフル活用してストック効果を高めていく視点が重要である。
- 2020年大会を当面の目標とし、屋内外の電子地図や屋内測位環境等の空間情報インフラの整備・活用および移動に資するデータのオープンデータ化等を推進するなど、ICTを活用した行動支援の普及・活用を図ることも肝要である。

第3章：首都圏の将来像

- 「首都圏の将来像」は、多くの主体が本計画の理念を共有し、首都圏における国土づくりへの参画を促すための重要な要素である。
- 従って、「首都圏の将来像」は、多くの主体がイメージを共有できるよう、世界の中および日本の中の首都圏の位置付け、人口動態の変化、科学技術の発展、文化や価値観の変化、食料・水・エネルギー環境問題等

を考慮の上、本計画の目標年次である2025年頃、さらには本計画が見据えている2050年頃の首都圏の将来像をより具体的に示していくことが望ましい。

第4章：将来像実現のための首都圏の政策の基本的考え方

第1節：三大課題への対応

(1) 防災・減災と一体化した成長・発展戦略と基礎的防災力の強化

- 「(1) 防災・減災と一体化した成長・発展戦略と基礎的防災力の強化」について、本計画で例示されている首都圏外郭放水路の整備による企業立地件数の増加に加えて、首都圏三環状道路が有する災害時のリダンダンシー（迂回機能）と各種のストック効果など、より多くの例示をすることで、社会資本整備の重要性や意義、効果を広く周知していくべきである。
- その他、個別意見は上述の通り。

(2) スーパー・メガリージョンを前提とした国際競争力の強化

- 2045年に予定されているリニア中央新幹線の大阪開業のみならず、2027年に予定されている名古屋開業時点におけるメガリージョン形成のあり方も盛り込むべきである。

(3) 都市と農産漁村の対流も視野に入れた異次元の超高齢化社会への対応

※意見なし。

第2節：2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会もターゲットに置いた、より洗練された首都圏の構築

(1) 社会システムの質のさらなる向上

※意見なし。

(2) 柔軟で高効率な生産システム等による日本再興のための取組

- 「(2) 柔軟で高効率な生産システム等による日本再興のための取組」については、その実現にあたり、建設業や交通関連産業、製造業、医療・福祉など、特に労働力不足の問題が懸念されている。
- 首都圏の成長・発展には、個別企業から業界、さらには経済社会全体の生産性向上が鍵となることから、その対応の一つとして、社会資本のストック効果の最大化による生産性の向上を強調すべきである。併せて、国土交通分野においても、ICTをはじめとした最新の科学技術を積極的に取り入れていくことが肝要であることは言うまでもない。
- 都内、特に臨海部等には、老朽化した物流施設が多く立地していることから、物流の高度化や効率化に向けて、建替えや集約化等の再整備、機能更新に対する税制優遇や、施設整備のための財政支援を拡充していくことが求められる。加えて、大規模災害時も機能する物流の構築に向けて、施設の耐震性強化や防災設備の設置促進に加えて、多様な輸送手段を活用した支援助物資輸送に資する広域連携体制の構築、荷主と物流事業者とが連携したBCP（事業継続計画）の策定促進も重要である旨を盛り込むことが望ましい。
- また、圏央道沿線に大規模な物流施設の立地が進展していることから、よりストック効果を高めるべく、圏央道沿線をはじめとした郊外部の高速道路インターチェンジや幹線道路付近への立地支援を強化していく必要もある。首都圏の郊外部に大規模な物流施設の立地を誘導していくには、用途地域指定や地区計画など都市計画手法による土地の利用変更、土地区画整理事業等の手法が考えられる他、物流の効率化や一般道の渋滞対策にも資するスマートインターチェンジの設置も有効である旨を盛り込むことが望ましい。
- 「今後の物流政策の基本的な方向性等について（答申）」にも記載の通り、モーダルシフトの推進やトラック輸送のさらなる効率化、港湾・鉄道等既存インフラのストック効果の一層の発現など、物流生産性の向上に資する取組を推進していく必要もある。
- その他、個別意見は上述の通り。

(3) 地域の環境・クリエイティビティ・イノベーションの刷新

※意見なし。

(4) 若者・女性・高齢者・障害者等の社会への参加可能性を開花させる環境づくり

※意見なし。

(5) 田園回帰を視野に入れた農山漁村の活性化

※意見なし。

(6) 首都圏ならではの世界に通用する観光地域づくり

※意見なし。

(7) オリンピック・パラリンピックの機会に、洗練された首都圏と東北の復興を世界にアピール

※意見なし。

第3節：日本の中の首都圏

(1) 東京一極集中から対流型首都圏への転換

7. 事業 (2)意見活動

- 第3節に対する考えは、上述の「東商の意見（基本的な考え：総論）」に記載の通り。
- 中でも、本計画に基づき「対流型首都圏」を構築することで、東京のみならず首都圏および広域首都圏全体の国際競争力を強化すること、さらには、その効果を広く全国に波及させていくことや、人口減少社会において「コンパクト+ネットワーク」の考えに沿った国土づくりを推進していくことは重要であり、その必要性を当所としても従来から提言してきたところである。
- なお、「コンパクト+ネットワーク」の考え方に沿って国土づくりを進めるには、各地域を交通・通信等のネットワークでつなぐだけでなく、国と地方公共団体との連携、地方公共団体同士の連携、行政と民間との連携をさらに強化していく視点が重要である。また、都市機能の集約化や公共交通ネットワークの維持・再生を加速する制度・事業手法の絶えざる見直しが必要である。
- 内閣府の世論調査における「居住地の中心部への集約に対する賛否」では、賛成が29.8%、反対が64.0%である。
- さらに、国土交通省の国民意識調査においても、約半数がコンパクトシティについて「聞いたことがない」と回答している一方で、コンパクトシティの考えに共感する割合も約半数あることから、「コンパクト+ネットワーク」の考えに基づき社会資本整備や国土づくりを進めるには、地域の実態に基づく分かりやすい説明による国民の一層の理解促進が不可欠である旨を盛り込むべきである。
- 加えて、「コンパクト+ネットワーク」の形成推進にあたっては、目指すべき都市構造や都市間連携・機能分担のイメージをより明確にし、人口規模や地域特性に応じた多様な先行事例・モデルを提示していくことも重要である。
- 「東京一極集中から対流型首都圏への転換」を推進するにあたり、かつての工業等制限法のような、東京圏の成長を抑え込む政策は取るべきではなく、「地方創生」と「東京のさらなる発展」は「車の両輪」とあるとの認識に立って、東京と他の地域がそれぞれの持つ魅力を高め、共に栄え成長していくことが重要であるとの方針のもとで、各種の施策を展開していくべきである。
- なお、「(1)対流型首都圏」の構築に、対流の種となる「連携のかたまり」を首都圏全域で多数創出していく必要性が記載されているが、地域の中堅中小企業・ベンチャー企業が大学、研究機関等のシーズを活用して地域および産業の競争力強化を図る経済産業省の「産業クラスター政策」等と緊密に連携していくべきである。加えて、海外のクラスターとの連携・交流を図ることが重要である。
- 第3節を「日本および世界の中の首都圏」とし、アジア主要都市が急速に成長し、近年、東京の国際競争力が相対的に低下していることから、「東京および首都圏の国際競争力強化」を一項目立てて記載すべきである。

(2) 福島復興および日本海・太平洋二面活用

- 東日本大震災の被災地では、復興に向けた土地区画整理事業や災害公営住宅整備等に関して、土地の権利調整の難航等により土地のかさ上げ・整備が遅れるなど、当初は予想していなかった課題が顕在化している。
- また、未だ仮設住宅での生活を余儀なくされている住民や仮設店舗での事業を継続せざるを得ない事業者が多い。被災地の本格的な復旧・復興、生活や産業の再建には、住宅や道路等の公共インフラの着実な整備が不可欠であるため、地方公共団体と連携し、取組をより一層加速していくべきである。

以上

2015年 1月28日
提出

<提出先> 国土交通省 関東地方整備局

<実現状況>

- 首都圏広域地方計画の策定段階で、東京の国際競争力の強化の必要性など、多くの東商の主張が反映された。
- 広域的視点に立った首都圏問題の解決に向け、官民の連携を推進する「官民連携プロジェクト」を国土交通省と立ちあげた。

○東京都「防災都市づくり推進計画（改定案）」に対する意見

東京都の「防災都市づくり推進計画」は、今後30年間で70%の確率で発生すると予想されている首都直下地震時に、特に甚大な被害が想定されている整備地域の防災性、安全性を確保するために策定されている計画である。このたび、東京都から提示された改定案には、木密地域の改善に向けた目標や施策が記載されていることから、本計画は東京の都市防災力の強化に向けて非常に重要である。

また、東商は東京都と「不燃化推進特定整備事業の推進に関する協定（木密不燃化推進に向けた協定）」を2013年に締結し、施策の周知に取り組んできたことに加え、豊島支部や北支部でも木密地域の改善に向けた活動を鋭意展開している。さらに、木密地域の改善は震災対策特別委員会や首都圏問題委員会の要望でも取り上げてきた政策課題であることから、両委員会で積み重ねてきた議論をもとに、改定案に対する東商の意見を下記の通り申し上げる。

なお、下記の意見は、今回の改定案に係る内容を中心に、「地域防災計画」や「耐震改修促進計画」等に係る内容も含めて、東京の都市防災力を強化していく上で重要な事項を幅広い観点から策定したものである。

記

1. 東商の意見（基本的な考え：総論）

- (1) 首都直下地震の被害想定では、想定最大死者数約9,700人のうち木密地域が約4,100人と4割強を占め、建物被害についても最大で約30.4万棟のうち木密地域が約20万棟と約3分の2を占めていることから、東京の都市防災力を強化していく上で、木密地域の改善は最重要課題の一つである。
従って、東京都が掲げている目標のうち、まずは2020年度を目標年次としている「整備地域における不燃領域率70%」および「全ての重点整備地域における不燃領域率70%以上」を確実に達成すべきである。
- (2) 東京都の木密地域改善に向けた施策により、整備地域の不燃領域率が上昇するなど、徐々に成果が上がりつつある。しかし、木密地域では、居住者の高齢化による建替え意欲の低下や、敷地が狭小等により建替えが困難、権利関係が複雑で合意形成に時間を要する等の理由から、改善が進みにくい状況になっている。
そうした中で、不燃化特区制度が開始された2013年度から2014年度までの2年間の不燃領域率の上昇率を基にした2020年度の不燃領域率の推計値は約67%である。従って、2020年度を目標年次とした上記目標を確実に達成するには、今回の計画改定を機に木密地域改善に向けた取組をさらに加速させるとともに、実効性を高めていくことが不可欠である。また、その裏付けとなる予算措置や、東京都および各区の執行体制や両者の連携のさらなる強化が必要である。
- (3) 東京都が掲げている目標を確実に達成するには、延焼遮断帯の形成やその主要な要素である特定整備路線の整備、老朽木造建築物の除去等の施策をより強制力をもって展開することが必要であり、一定の私権の制限もやむを得ないと考える。その際、移転や住替えを余儀なくされる住民へ移転先をしっかりと確保するなど、きめ細かい支援策を講じていくことが不可欠である。
- (4) 地域危険度が高い整備地域を改善し、地域の安全・安心を確保していくことは、当該地域およびその周辺の住民や企業等にとって、大きな関心事である。
従って、東京都が各整備地域で展開している施策（整備プログラム）を、住民や企業等をはじめとした地域の様々な主体に広く周知し、理解を促進していくことが極めて重要である。そうすることで、東京都の取組に対する地域の様々な主体の協力や参画を促進していくべきである。
- (5) なお、東商は、2013年に東京都と締結した「不燃化推進特定整備事業の推進に関する協定（木密不燃化推進に向けた協定）」や、2014年に締結した「東京の防災力向上のための連携協力に関する協定」に基づき、地元・東京の地域総合経済団体として、木密地域の改善をはじめとした東京の防災力強化に向けた取組に、今後も本支部を挙げて連携・協力していく所存である。

2. 東商の意見（各論）

(1) 不燃化特区の指定地区の拡大

東京都が目標としている2020年度までの整備地域における不燃領域率70%を確実に達成するには、今回の計画改定を機に木密地域改善に向けた取組をさらに加速し、実効性を高めていくことが不可欠である。そのためには、従来よりも強力に施策を展開していく必要がある。

従って、整備地域の中でも特に重点的・集中的に改善を図るべき地域として、東京都と区が連携して老朽家屋の除去や戸建の建替え（準耐火以上）、建替え・共同化などの種地の取得、区画整理、公園・緑地の整備等を行う上で、東京都が従来よりも手厚い支援策を講じている不燃化特区について、現在の52地区から指定地区をより拡大していくことが望ましい。

(2) 延焼を防止するためのハード面の取組

① 特定整備路線の整備促進

延焼遮断帯として重要な役割を担う特定整備路線について、東京都は2020年度までに28区間・約25kmの整備を完了することを目標としている。現在、全28区間において事業に着手し、用地取得を進めているところであるが、地権者に対するきめ細かい支援策を講じつつ、着実に整備を推進していくことが望まれる。

② 防災生活道路の整備促進

各整備地域において整備プログラムに位置付けた防災生活道路の整備は、地域危険度が高く防災上の課題を有する市街地から整備に着手するなど、優先順位を付けて整備を促進していくべきである。

7. 事業 (2)意見活動

なお、早期に整備するためには、都市計画道路事業として取り組んでいくことも必要である。

③沿道建築物の耐震化促進

東京都は「耐震改修促進計画」において、2015年度末までに住宅の耐震化率を90%以上とする目標を掲げているが、2014年度末時点の耐震化率は83.8%であり、木造戸建て住宅に限ると77.5%にとどまっていることから、これまで以上に耐震化を促進していく必要がある。

特に整備地域は、老朽化した木造建築物が多いことから物的被害の軽減のみならず、倒壊による道路閉塞を防ぎ人的被害の軽減や円滑な救命・救助活動を図っていく上でも、耐震化を促進していくことが喫緊の課題となっている。現在、東京都は整備地域内の住宅を対象にアドバイザーの派遣や耐震診断費用の助成、耐震改修等費用の助成を実施しているが、これらの施策を鋭意展開することで、住宅の不燃化・耐震化や耐震改修を促進していく必要がある。

④消防水利の確保

木密地域には幅員が狭く消防車など緊急車両が入れない道や路地が数多く存在している。一方で、東京都「地域防災計画」では木密地域内における消防水利の不足を課題に掲げていることから、延焼防止に向けた対策の一環として、経年した防火水槽の耐震化や深井戸の整備など消防水利の確保を的確に進めていく必要がある。

⑤公園・広場の整備

木密地域では延焼により甚大な被害が想定されていることから、同地域内や隣接地での避難場所や救命・救助活動の拠点となる公園・広場は短期集中的に整備していく必要があるため、国や区と連携しながら取組を加速していくべきである。なお、国に対して用地取得の国費率引き上げを要望していくことも必要である。

⑥電線地中化・無電柱化の推進

電線地中化・無電柱化は、発災時の電線類の被災や電柱の倒壊による道路閉塞を防止するだけでなく、良好な景観形成や安全で快適な歩行空間の確保にも寄与するものである。東京都は一昨年末に公表した「無電柱化推進計画」において、対象となる都道を定め取組を推進しているが、特に震災時に一般車両の流入禁止区域の境界となる環七については、2024年度末までに完了することを目標としている。

一方で、区道における無電柱化の推進は、国道・都道等の幹線道路に比べて進展しておらず、震災時には電柱倒壊による道路閉塞が大いに懸念されることから、補助等を通じて、防災生活道路をはじめとした防災上重要な区道における対策を推進すべきである。

⑦バリアフリー化の推進

高齢化の進展やオリンピック・パラリンピック開催にふさわしい都市機能整備の観点のみならず、発災時に誰もが迅速かつ円滑に避難できるまちづくりを推進していくことは、減災の観点から非常に重要である。

木密地域には高齢者が多く居住していることから、公園・広場や道路を整備していく際には、バリアフリー化を積極的に推進していく必要がある。

(3) 延焼を防止するためのソフト面の取組

①新たな防火規制区域の拡大

整備地域は木造老朽建築物が連担しており、首都直下地震発災時に大規模な火災延焼が発生することが予想されていることから、人的、物的ともに甚大な被害が想定されている。東京都は、整備地域を原則、新たな防火規制区域に指定していくことにしているが、都内全域における新たな防火規制区域の指定は2015年9月末時点で5,740haであり、整備地域6,900haの全域が指定されていない状況である。従って、地域の理解のもとで、整備地域における新たな防火規制区域を早急に拡大していくべきである。

②電気火災を含めた防火対策への意識啓発

阪神・淡路大震災や東日本大震災では、地震の揺れによる火災のうち出火原因が確認されたものについて、いずれも6割以上が電気起因していることから、電気火災を含めた防火対策への意識啓発により一層取り組んでいく必要がある。

③地域における初期消火力と共助体制の強化

東京都は「地域防災計画」で、向こう10年間で達成すべき首都直下地震の防災・減災目標を掲げているが、目標を達成するためには、ハード面の対策に加えて、地域における初期消火力を強化していくことが極めて重要である。従って、その担い手である消防団の機能強化に向けて、団員の確保や装備資機材の整備、防火防災指導等を通じた地域住民との連携強化など、活動支援を促進していくべきである。

また、高齢者が多い木密地域では共助体制の強化が特に重要であることから、防災訓練への参加を促すこと、さらには消火器の使用方法等を習得してもらうことも肝要である。なお、被害の最小化に向けて、各家庭における家具類の転倒・落下・移動防止対策を促進していくことも有効である。

(4) 国との連携を密にして取り組むべき事項**① 国の密集市街地対策との連携**

国は、密集市街地整備事業等により、地方公共団体が行う延焼遮断帯となる道路や防災公園の整備、老朽建築物の除去と併せた耐火建築物への共同建替え、狭あい道路の拡幅などを支援している。その中で、高齢者が多い木密地域において、多様な世帯の居住促進を図るため、子育て支援施設やサービス付き高齢者向け住宅、福祉施設等の生活支援機能の整備を進めるなど、密集市街地における総合的な環境整備に対する支援を重点的に実施している。

国も2020年度までに木密地域を解消することを目標としている中で、こうした国の施策を十分に活用し、木密地域の安全・安心を確保するのはもちろんのこと、福祉インフラの整備等を通じて、多様な世代や世帯の居住を促進していくことも重要である。

② 空き家対策の推進

空き家等の維持管理が不十分な老朽建築物は、発災時に倒壊や火災の危険性が高いことに加え、高齢化の進展や人口減少に伴い木密地域のみならず全国的に増え続けている。

昨年5月には空家等対策の推進に関する特別措置法が全面施行され、同法に基づき各区市町村は空き家等対策の体制整備・空き家等対策計画の作成、必要な措置の実施等中心的な役割を担うことから、区市町村が行う空き家等対策計画の策定や空き家改修工事助成等に対して補助を行う東京都の「空き家活用等支援事業」を着実に遂行されたい。

③ 地籍調査の推進

地籍調査は、細分化された土地や細街路が多く土地の権利関係が複雑な木密地域において、災害後の境界復元に極めて有効であるが、2013年度末時点の実施状況は全国平均の51%に対して、東京都は21.9%、区部に限ると9.3%に過ぎない状況である。

災害復旧の迅速化に向けて、地籍情報を整備することは極めて重要であるため、国と連携し一層推進していくことが必要である。

④ 延焼遮断帯の形成にも資する老朽マンション対策の推進

東京には全国のマンションストックの約4分の1が集積しており、そのうち約36万戸が旧耐震基準であることから、マンションの耐震化は喫緊の課題である。また、築年数の経過したマンションが今後急速に増加する見込みであり、順次、更新期を迎えていく。老朽マンションの耐震化や建替え等が進まなければ、安全・安心な居住環境が確保されないばかりか、周辺地域の防災性等にも影響を与え、都市再生を進める上で大きな問題となることが懸念される。

従って、延焼遮断帯の形成を含む都市防災力の向上や良好な住宅地の形成に向け、アドバイザー派遣や耐震化補助、建替えに際しての諸経費に係る補助の強化等を通じて、老朽マンションの耐震化、更新対策を加速すべきである。

また、一昨年のマンション建替法の改正・施行により、耐震性が不足するマンションについては、敷地売却制度（区分所有者等の5分の4以上の賛成に基づく）や容積率の緩和特例制度が措置されたが、既存不適格などにより自己の敷地のみでは建替えが困難なマンションやなど、現行法制度でもなお円滑な建替えや改修が困難なものが相当数存在している。従って、老朽化が著しいマンションや耐震性が低いマンションを建替える場合の同意要件（区分所有者等の5分の4以上の賛成）の緩和や、既存不適格マンションなどの別敷地での建替えが可能となるような仕組みづくり、借地借家法第28条における解約の正当事由に建替え決議の成立が該当するよう措置することなど、法改正等の措置によりさらなる支援策等が講じられるよう、国に対してより一層働きかけるべきである。

なお、老朽マンションや団地、ニュータウンの更新に併せて、計画的に保育施設や高齢者支援施設の設置を進めるなど、人口減少・少子化・高齢化に合わせたまちづくりを加速していく必要もある。

以上

2016年 3月 3日

提出

<提出先> 東京都

○ 「関東ブロックにおける社会資本整備重点計画」に対する意見

今般、国土交通省 関東地方整備局から「関東ブロックにおける社会資本整備重点計画」の原案が示された。この原案には、関東ブロックにおける社会資本整備事業に関する重点施策や代表的な指標（KPI）に加えて、厳しい財政制約の中で、人口減少や高齢化等に対応した持続可能な社会資本整備に関する内容や、社会資本整

備事業を通じた首都圏の災害リスクの低減、国際競争力強化に関する方策が盛り込まれているなど、首都圏全体の発展やストック効果の最大化を通じた生産性向上に向けて重要な内容が記載されている。また、本計画は、関東ブロックにおける社会資本整備事業の指針となる重要な計画である。

従って、本計画の期間であり東京オリンピック・パラリンピックが開催される2020年度、および、「首都圏広域地方計画」が計画期間としている向こう10年間、さらには同広域地方計画が念頭に置いている2050年の経済・社会のあるべき姿を視野に入れ、社会資本整備事業に対する当所としての意見を下記の通り申し上げる。

記

1. 東商の意見（基本的な考え：総論）

（1）防災・減災など首都圏の安全・安心の確保に寄与する社会資本整備事業であること

①首都直下地震対策の重要性

- 首都直下地震は、今後30年以内に70%程度と高い確率で発生することが予測されている。ひとたび発災すれば、東京都のみならず首都圏全域において人的・物的など甚大な被害が想定されていることに加え、サプライチェーンの寸断等により全国で約95兆円の経済的被害が発生することが予想されている。まさに国難とも言える被害であり、国内のみならず国際社会に対しても重大な影響が及ぶことが懸念されることから、対策を加速し被害を最小限に抑えなければならない。
- 中でも、都内には木密地域等密集市街地が、山手線外周部から環七沿いに広範に分布し、区部面積の約1割、区部居住人口の約2割を占めている。加えて、老朽化した木造建築物が多く道路や公園等の都市基盤が不十分であり地域危険度が高いことから、東京都の被害想定では同地域が想定最大死者数の4割強、建物被害についても約3分の2を占めている。従って、国と東京都、さらには各区が連携し、国と東京都が目標とする2020年度までの改善を目指して、取組を加速していくことが不可欠である。
- また、発災時の救命・救急活動や物資輸送を円滑に行えるよう、緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化を促進していくことも喫緊の課題である。

②首都圏における水害対策等の重要性

- 首都圏における災害リスクは地震に限らず、昨年9月の関東・東北豪雨の際に鬼怒川堤防が決壊し甚大な被害が発生したように、雨の降り方が局地化、集中化、激甚化していることから、河川の氾濫や土砂災害への対策も喫緊の課題である。
- 中でも、地震や未曾有の大雨等により荒川右岸の堤防が決壊し氾濫すれば、都内城北・城東地域を中心に都心部に至るまで広域な浸水となることが予測され、死者数は2千人におよぶという想定もあるなど、首都圏の経済社会に壊滅的な被害をもたらす可能性があることから、対策が急務である。
- また、首都圏の住民や企業に対して、このような水害リスクを周知することで、いたずらに恐怖心をおおるのではなく、正しい認識や知識を持ってもらい、事前の防災・減災対策を促していくことが肝要である。
- さらに、長野県と群馬県にまたがる浅間山をはじめ、広域首都圏内には活火山が点在していることから、火山噴火への対策も必要である。

③首都圏の防災・減災対策に連携して取り組んでいく必要性

- こうした巨大災害の切迫に対して、本計画に基づき、国や地方公共団体が防災・減災、国土強靱化に資する社会資本整備事業を連携して推進していくことで、首都圏の安全・安心を確保するとともに、発災時の被害を最小限に抑えていくことが重要である。
- さらに、国や発災時の救命・救急活動の第一線を担う地方公共団体、そして民間が、訓練などのソフト面の防災・減災対策に連携して取り組んでいくことも肝要である。

（2）首都圏全体の持続的な経済成長や生産性の向上に寄与する社会資本整備事業であること

①首都圏全体の国際競争力を高めていく必要性

- 本格的な人口減少社会が到来し、世界の都市間競争が激化する中で、首都圏が持続的な経済成長を実現し、わが国経済の「牽引役」としての役割を果たしていくことが求められている。
- そのためには、これまでの様々な分野での集積を十分に活かして、世界から資金、人材、情報を呼び込み、アジアなど海外の新たな成長を取り込むことで、東京および首都圏全体の国際競争力を高めていくことが不可欠である。

②首都圏全体の持続的な経済成長に向けた圏域構造を構築していく必要性

- 一方で、その結果生じてくる様々な効果を地方に波及させるとともに、それぞれの地方が個性や資源を活かして地域づくりを進めていくことによって「地方創生」を図っていくことが重要である。
- そのためには、東京と、多様な魅力や資源を有する圏域内の各地域が連携をさらに深めて、人、モノ、情報等の双方向の流れを活発化することで、新たな活力や付加価値、イノベーションを生み出していく圏域構造である「対流型首都圏」を、社会資本整備事業を通じて構築していくことが必要である。

- なお、昨年訪日外国人観光客数が1,974万人、旅行消費額は約3兆5千億円と過去最高を記録し、今後もさらに増加していくことが予想されている中で、首都圏空港の機能強化や地方空港のさらなる利活用、交通ネットワークの強化等を通じて、首都圏の多様な観光資源を十分に活かした広域観光を促進していくことも重要である。

③首都圏全体の生産性を高めていく必要性

- 東京圏の生産年齢人口は、2000年の約2,410万人をピークに減少し始めており、今後10年間でさらに約100万人減少すると見込まれており(2015年:約2,290万人、2025年:2,190万人)、東京圏以外の広域首都圏においても、今後10年間で約110万人減少すると見込まれている(2015年:約1,050万人、2025年:約940万人)。
- すでに建設業や運輸業、福祉分野をはじめ「人手不足」が顕在化し、今後ますます深刻化することが予測されている中で、日商の調査では半数以上、東商の調査では6割以上の中小企業がすでに「人手不足」は大きな経営課題であると考えているなど、「人手不足」は持続的な経済成長のボトルネックとなる構造的な問題である。従って、首都圏全体の持続的な経済成長を実現するには、OECD加盟国の中でも低水準にとどまる労働生産性を向上させていくことが不可欠である。
- そうした中、今後の社会資本整備事業は、地域特性を考慮した上で、民間投資の誘発、物流・人流の効率化・円滑化、民間がインフラを「賢く使う」ための取組など、個々のインフラのストック効果を最大限に発揮させることで、首都圏全体の生産性の向上に寄与していくことが重要である。
- なお、社会資本の整備により民間投資を誘発していくには、社会資本の供用時期を積極的かつタイムリーに情報発信していくことが肝要である。

(3) 人口動態に合わせた国土づくり、まちづくりに寄与する社会資本整備事業であること

①「コンパクト+ネットワーク」の考えに沿った国土づくり、まちづくりを推進していく必要性

- 東京都の人口は、2020年の1,336万人をピークに減少すると予測されている。加えて、高齢化が一層進行し、全国に比べて高齢人口が急激に増加し、高齢世帯も増加していくと予想されている。
- 人口動態の変化により首都圏においても、低・未利用地や耕作放棄地、空き家、所有者の把握が難しい土地等の問題が顕在化するなど、国土空間に変化が生じている。
- 今後の人口動態の大きな変化を踏まえて、都市サービスや都市の持続性を確保していくために、市街地の拡大や都市機能の拡散を抑制し、効率的・機能的な市街地へと再編していく必要がある。そのためには、生活に必要な都市機能や居住機能を駅周辺等の交通拠点から一定の地域に集約する地域構造であるコンパクトシティの形成を促進していく必要がある。
- コンパクトシティ化の促進に加えて、各地域が交通や通信等のネットワークでつながることで、各種の都市機能に応じた圏域人口を確保していくとともに、高次の都市機能については地域間で分担・連携していく「コンパクト+ネットワーク」の考えに沿った国土づくり、まちづくりを、首都圏においても推進していく必要がある。
- なお、「コンパクト+ネットワーク」の考えに沿って国土づくりやまちづくりを進めるには、国民の一層の理解促進が必要である。

②老朽化したマンション、団地、ニュータウンを更新し、安全・安心で質の高い住環境を確保していく必要性

- 東京都には全国のマンションストックの約4分の1が集積しており、そのうち約36万戸が旧耐震基準であることから、マンションの耐震化は喫緊の課題である。また、築年数の経過したマンションが今後急速に増加する見込みであり、順次、更新期を迎えていく。老朽マンションの耐震化や建替え等が進まなければ、安全・安心な居住環境が確保されないばかりか、周辺地域の防災性等にも影響を与え、都市再生を進める上で大きな問題となることが懸念される。
- また、老朽マンションに加えて団地やニュータウンの更新が、首都圏、特に東京圏において今後ますます課題となることから、法改正等の措置によりさらなる対策を講じていくことで、安全・安心で質の高い住環境を確保していく必要がある。
- なお、老朽マンション等の更新に併せ、計画的に保育施設や高齢者支援施設の設置を進めていくとともに、バリアフリー化等のリフォームを促進していく必要もある。

(4) 限られた財源のもとで、持続可能な社会資本整備事業であること

①「選択と集中」の考えに基づく社会資本整備の重要性

- 社会資本整備事業の推進にあたっては、厳しい財政制約のもと、優先度と時間軸、ストック効果を考慮した「選択と集中」を図ることが求められる。
- 新規整備については、例えば、防災・減災や医療の視点から代替道路の役割も果たす路線や、港湾・空港等との連絡道路などのミッシングリンクの早期解消や国際競争力の維持・強化に寄与する大都市環状線の整備など、喫緊の課題を持つものを優先すべきである。
- また、維持管理・更新については、重大な事故や致命的な損傷の発生など、危険となる恐れの高いものか

7. 事業 (2)意見活動

ら早急に実施すべきである。

②社会資本の廃止・除去や集約・再編を検討していく必要性

- ▶ 本格的な人口減少社会において、社会資本の廃止・除却や集約・再編の必要性は認めるものの、まずは合理的・客観的かつ明確な判断基準を設定することが必要である。
- ▶ 判断基準の設定にあたっては、多様な主体の参画のもとで議論を積み重ねるなど、慎重に検討していくべきである。
- ▶ また、判断基準に沿って社会資本の廃止・除却や集約・再編を具体的に検討する際には、当該地域のみならず周辺地域を含めた社会的・経済的な影響や広域的な地域情勢を十分に考慮しなければならない。なお、社会資本の廃止・除却や集約・再編により、地域経済に重大な影響を及ぼすことが予想される場合には、影響の度合いに応じた支援に関する検討も必要である。

③民間活力の積極的な導入など、多様な整備手法を導入していく必要性

- ▶ 限られた財源の中で必要な社会資本を整備していくには、規格の柔軟化により早期かつ経済的に整備が進捗するよう努めることや、PPP/PFIを通じて民間活力を積極的に導入していくなど、多様な整備手法をより一層取り入れていくことが求められる。
- ▶ なお、PPP/PFIの導入にあたっては、諸外国における成功要因や、わが国で全国的な動きに至っていない要因を分析し課題を明確にした上で、具体的な改善策を検討・実施していくことが必要である。なお、コンセッションを推進する際には原則、全国共通とされているサービス提供に地域差が生じないよう十分な配慮が必要である。

④社会資本の維持管理・更新に係るコストの縮減と平準化を両立していく必要性

- ▶ 高度経済成長期以降に整備された社会資本は急速に老朽化しており、今後20年間で、建設後50年以上を経過する施設の割合が加速度的に高くなっていく。それに伴い、維持管理・更新費は、現在の技術や仕組みを前提とした場合、20年後には現在の約1.2～1.5倍に増えると試算されている。
- ▶ 個々の社会資本が安全・安心に利用され、かつストック効果を最大限に発揮し続けるためには、予防保全型維持管理の導入など、メンテナンスサイクルを構築し着実に実行することで、トータルコストの縮減と平準化を両立させることが不可欠である。そうすることで、必要な社会資本を整備していくための投資余力を今後も確保しなければならない。

(5) 計画の実効性を確保していく必要性

- ▶ 今回の原案には、①脆弱国土、②加速するインフラ老朽化、③激化する国際競争、④人口減少と異次元の高齢化、⑤東京圏への一極集中という基本認識に立って、4つの重点目標とそれらに付随するプロジェクトや重点施策、主要取組、数値目標(KPI)が明示されているなど、首都圏全体の発展やストック効果の最大化を通じた生産性向上に向けて非常に重要な計画である。そして、何より大事なことは、多様な主体の理解と参画のもとで、計画に記載された内容を着実かつ計画的に「実行」していくことである。
- ▶ そのためには、中長期的に必要な投資規模や社会資本の維持管理・更新に係るコストを詳細に明示することが必要であり、加えて、「選択と集中」の考えのもと各事業を効果的・効率的に「実行」していくための裏付けとなる予算措置も必要である。
- ▶ なお、本計画の「実行」にあたり、数値目標(KPI)の進捗を常に把握し、PDCAの考え方に立ってフォローアップしていくことや、進捗を積極的かつタイムリーに情報発信していくことが肝要であることは言うまでもない。
- ▶ また、本計画の対象区域は長野県を含む1都8県であるが、「首都圏広域地方計画」は広域首都圏1都11県を視野に入れて策定されていることから、本計画においても広域首都圏を視野に入れるべきである。

上記の基本的な考えに基づき、原案の記載内容でさらに強調すべき点や盛り込むべき要素を中心に、下記の通り意見を申し上げる。

2. 東商の意見(各論)

第1章：関東ブロックの現状と主要課題

- ▶ 国土交通省に一昨年「2020年東京大会準備本部」が設置され、大会準備に向けた取組が進められており、一連の取組の中核を担うのは関東地方整備局である。従って、本計画は2020年度までを計画期間としていることから、第1章において「2020年東京オリンピック・パラリンピック等に向けた対応」を一項目立てて記載すべきである。また、重点目標にも追加すべきである。
- ▶ 労働力人口の減少を上回る生産性を向上させることで、持続的な経済成長の実現を可能とするべく、国土交通省に本年3月「生産性革命本部」が設置された。国土交通省は本年を「生産性革命元年」と位置付け、総力を挙げて「生産性革命」に取り組んでいくことから、第1章において「関東ブロックにおける社会資

本整備事業を通じた生産性革命」を一項目立てて記載すべきである。

1. 関東ブロックの特徴

(1) 広大な関東平野と多様な地勢、豊かな自然資源

- 意見なし。

(2) 約4,600万人が暮らす大都市圏

- 全国規模で首都圏への人口流入による一極集中が続いていることに加え、東京圏への転入者の3分の1は東京圏以外の広域首都圏であることから、首都圏内でも一極集中が生じていることを盛り込むべきである。

(3) 日本経済を牽引する中枢機能の集積

- 東京圏の人口および域内総生産（GRP）は、世界の四大都市圏の中で最も大きい点を盛り込むべきである。
- 「世界の都市総合力ランキング」で東京（23区）は、8年連続となる4位であったが、5位のシンガポールとの差は年々縮小していることに加え、ソウルや香港、上海、北京も順位を上げている。また、オリンピック・パラリンピックを契機に力を付けたロンドンとの差が年々拡大しているなど、東京が国際競争力を強化していく必要性を裏付ける結果となった。
- このように、アジア主要都市が急速に成長していることから、近年、東京の国際競争力は相対的に低下している。グローバル化の一層の進展に伴い、首都圏のさらなる発展には、世界の中における位置付けをしっかりと認識して施策を展開することが重要であることから、「首都圏広域地方計画」と同様に、「世界都市東京を擁する首都圏」を一項目立てて記載すべきである。
そうすることで、東京の国際競争力が相対的に低下していることに対する危機感と、東京が国際競争力を強化していく必要性を強調すべきである。
- また、都心の競争力について、東京は世界の主要8都市のうち、都心10km圏で1位、5km圏で2位に位置付けられていることから、都心以外の各地域の国際競争力をさらに強化していく必要がある。
- 首都圏は、国内の特許登録件数に占めるシェアが60%超で推移しており、学術研究機関の高い集積もある。また、首都圏では交通アクセスの利便性向上等の要因から、工場立地のシェアにおいても近年概ね増加傾向にある。こうしたことから、「首都圏白書」や「首都圏広域地方計画」においても明確に位置付けられているように、「首都圏における技術力の高さ」を盛り込むことが望ましい。

(4) 多彩で魅力的な文化資源

- 首都圏には文化資源のみならず、多様で多彩な自然がコンパクトに凝縮されており、かつ、世界にも引けを取らない豊富な観光資源を有していることを盛り込むべきである。
- 昨年の訪日外国人観光客数が1,974万人、旅行消費額は約3兆5千億円と過去最高を記録し、今後もさらに増加していくことが予想されている中で、首都圏空港の機能強化や地方空港のさらなる利活用、交通ネットワークの強化等を通じて、首都圏の多様な観光資源を十分に活かした広域観光を促進していくことも重要である。

(5) 社会資本整備の原点

- 意見なし。

2. 関東ブロックにおける近年の状況変化

(1) 脆弱国土（切迫する巨大地震、激甚化する気象災害）

- 上述の「東商の意見（基本的な考え：総論）」に記載の通り、首都直下地震や水害等の対策に、国や地方公共団体、民間が連携して取り組んでいくことが肝要である。
- 世界の大都市の自然災害リスク指数でも、東京・横浜圏が圧倒的なワースト1位であることから、首都圏は国際的にも災害リスクが非常に高く、東京圏への一極集中が、防災面でのリスクを高めていることは明らかである旨を盛り込むべきである。
- また、台風による大雨・暴風など激しい気象災害が起きている中で大規模な地震が発生するケースなど、複合型災害の可能性を考慮した対策も推進していく必要がある。

(2) 加速するインフラ老朽化

- 過去の公共投資の急激な増減が、老朽化対策を含む真に必要な社会資本整備の計画的な実施や、担い手である建設業における安定的な経営環境、人材の離職など様々な弊害をもたらしてきたことを盛り込むべきである。
- また、建設投資の減少に伴い、建設業就業者数はピーク時（1997年）の約7割に減少し、高齢化も進展している。現場を支える担い手・技能人材を確保し、次代へ確実に技能を継承していくためにも、女性を含む若年層の建設業への入職を促進していくことが不可欠である。従って、「現場の担い手・技能人材

7. 事業 (2)意見活動

の不足」など、一項目を立てて記載すべきである。

- 2012年12月に中央自動車道笹子トンネルで天井板落下事故が発生した。この事故は、道路構造物が通常の供用状態で落下し死亡者・負傷者が生じるといふ、わが国において例を見ない重大な事故であった。この事故を一つの契機として、インフラの老朽化問題に対する認知度や、老朽化が進行する中でインフラの今後について不安に思う割合が高まっていることから、「インフラ老朽化に対する国民不安の高まり」を加えるべきである。
- 下水道の全て、長さ2メートル以上の橋梁の9割、道路舗装の9割、道路トンネルの7割など、地方公共団体が管理するインフラの割合は非常に高い。
- しかし、維持管理を取り纏める部署・組織が確立されている地方公共団体は1割強であり、インフラの状況を取り纏めた台帳を更新できている割合も半数程度にとどまり、さらに、老朽化の把握状況も簡易な方法に拠っているのが現状である。
- 地方公共団体、特に市町村では老朽化対策に、人員面、技術面、財政面で課題を抱えていることから、市町村の体制強化、国や都道府県による様々な支援が不可欠である。具体的には、地方公共団体における社会資本メンテナンス専門部署の創設支援、技術者の育成・確保支援、効率的なメンテナンス手法を共有する仕組みの確立等が考えられる。

(3) 激化する国際競争

- アジア主要都市が急速に成長し世界の都市間競争が激化していることに加えて、ビジネスコストの高さや規制・許認可制度の厳しさ、外国人の受入環境の不十分さ、国際交通・物流ネットワークや空港までのアクセス等の理由で、東京の国際競争力は相対的に低下している。従って、それらの課題を解決し、東京の国際競争力を強化することが喫緊の課題である旨を強調すべきである。
- 併せて、東京圏の国家戦略特区による規制・制度改革を十分に活用し、ハード面を含め「世界で一番ビジネスのしやすい環境」を整備することにより、世界から資金・人材・企業等を集める国際的ビジネス拠点を形成していくことが重要である旨を盛り込むべきである。
- 「首都圏広域地方計画」において記載されている下記の項目について、盛り込むことが望ましい。
 - アドバンテージがある分野に対する資源の集中
ライフサイエンス、ロボット、航空宇宙、環境等の先端分野では、日本はアジア諸国に対して比較優位を保持している。得意分野に資源を集中することによって、質の面による国際的な存在感の向上を図っていくことが重要。
 - いずれアジア諸国も直面する課題への対応
日本は他の国に先駆けて超高齢化が進展し、また、巨大災害のリスクにも直面している。これらの課題解決力を磨けば、アジア諸国に対して比較優位を保てる可能性がある。

(4) 人口減少と異次元の高齢化

- 東京都の人口は、将来における政策の効果を加味しない前提では、2020年の1,336万人をピークに減少に転じ、2060年には1,036万人と、2010年の1,316万人と比べて280万人、約2割減少すると見込まれている。
- また、現状においても介護施設等が不足している中で、東京都では高齢化が一層進行し、高齢化率は2010年の20.4%から2060年には39.2%に上昇する見込みであるなど、全国に比べ、高齢人口が急激に増加し、高齢世帯も増加していくと予想されている。
- その背景には、東京の出生率の低さがあり、2014年のわが国の合計特殊出生率が1.42であるのに対して、東京都は1.15と全都道府県で最も低い状況である。これには、未婚化・晩婚化・初産年齢の上昇など様々な要因が考えられるが、とりわけ、未婚率が全国よりも高い傾向にあることが影響している。従って、若者の結婚をバックアップする施策と、東京都における出生率の向上に資する施策をともに推進していかなければならない。
- 一方で、広域首都圏における合計特殊出生率は1.31であるが、東京圏以外の8県はいずれも全国平均を上回っており、加えて2025年以降は高齢人口が東京圏以外の8県で減少することから、少子化、高齢化ともに東京圏と東京圏以外の8県で二重構造となっている。
- 人口減少、少子化、高齢化はわが国の根幹を揺るがしかねない重要な問題であることから、「対流型首都圏」を構築することにより、これらの問題を東京圏だけでなく広域首都圏全体で克服していくことを明記すべきである。
- また、三世同居・近居がしやすい環境づくりや、用地確保が困難な都市部においては、老朽マンション・団地・ニュータウンの更新に併せて計画的に保育施設、高齢者支援施設の設置を進めるなど、本計画において人口減少、少子化、高齢化社会に合わせた住宅政策、まちづくりを加速していく必要性を強調すべきである。

(5) 東京圏への一極集中

- かつては東京一極集中是正の手法として、東京圏の成長を抑え込み、その溢れた部分を東京圏以外のエリ

アに誘導していく工業等制限法をはじめとした方策が取られてきた。

- しかし、人口減少により、東京圏においても開発圧力が低下し空間的な余裕が生み出されてくることに加えて、コンパクトシティ化を推進していく必要もある。
- 国土形成計画（全国計画）にも記載の通り、東京は「グローバルに羽ばたく国土」を形成する上で重要な役割を担っており、今後とも、日本経済の「牽引役」として大きな役割を果たしていかなければならない。
- 従って、かつての工業等制限法のような、東京圏の成長を抑え込む政策は取るべきではない。
- 「地方創生」と「東京のさらなる発展」は「車の両輪」であるとの認識に立って、東京と他の地域がそれぞれの持つ魅力を高め、共に栄え成長していくことが重要である旨を強調すべきである。
- 東京を中心とした放射方向の交通ネットワークのみならず、様々な方向に人やモノが行き交う「面的な交流」に転換できれば、東京に集中する諸機能が適切な形で首都圏全域に分散することができる。従って、「面的な対流創出のための交通ネットワークの整備と活用」の必要性をより強調すべきである。
- 上記を実現する最も重要な社会資本の一つは、首都圏三環状道路である。
- 首都高速中央環状線が昨年3月に全線開通し、渋滞緩和効果をはじめ高いストック効果が発現している。また今年度、圏央道は開通した区間がさらに増えて整備率が約8割となり、常磐道と東関東道、および、東名高速から東北道がそれぞれつながったことで、観光振興や企業立地など多岐にわたるストック効果が発現している。その一方、東京外かく環状道路（外環道）は整備率が約4割にとどまっている。
- 面的な対流の創出には首都圏三環状道路の早期整備が不可欠である。しかし、現在の整備率は74%にとどまることから、首都圏が抱える課題として、首都圏三環状道路の早期整備の必要性をより強調すべきである。
- 加えて、4月から外側の環状道路の利用が料金の面において不利にならないよう、経路によらず、起終点間の最短距離を基本に料金を決定することなどを軸とした圏域共通の新しい料金体系が導入される予定である。
- 従って、ストック効果の最大化に向けて、導入後の激変緩和措置を含め、首都圏の高速道路料金の変更点を利用者へ広く周知していく必要がある旨を盛り込むべきである。
- 今後も都心部では人口が増加する一方で、郊外部では人口が減少していくと思われる。従って、首都圏全体の発展に向け、「魅力ある郊外の再生」を位置付けるべきである。その際、ニュータウンの再生が重要な要素となる。

第2章：関東ブロックが目指すべき姿と社会資本整備の基本戦略

1. 関東ブロックの将来像

- 「関東ブロックの将来像」は、多くの主体が本計画の理念を共有し、関東ブロックにおける社会資本整備事業への参画と協力を促すための重要な要素である。
- 従って、「関東ブロックの将来像」は、多くの主体がイメージを共有できるよう、世界の中および日本の中の関東ブロックの位置付け、人口動態の変化、科学技術の発展、文化や価値観の変化、食料・水・エネルギー環境問題等を考慮の上、本計画の目標年次である2020年度、「首都圏広域地方計画」の目標年次である2025年頃、さらには同広域地方計画が見据えている2050年頃の関東ブロックの将来像をより具体的に示していくことが望ましい。

2. 関東ブロックの社会資本整備の基本戦略

(1) 戦略的インフラマネジメントの構築

①集約・再編を含めた既存施設の戦略的メンテナンス

- 高度経済成長期以降に整備された社会資本は急速に老朽化しており、今後20年間で、建設後50年以上を経過する施設の割合が加速度的に高くなっていく。それに伴い、維持管理・更新費は、現在の技術や仕組みを前提とした場合、20年後には現在の約1.2～1.5倍に増えると試算されている。
- 個々の社会資本が安全・安心に利用され、かつストック効果を最大限に発揮し続けるためには、予防保全型維持管理の導入など、メンテナンスサイクルを構築し着実に実行することや、メンテナンス産業の育成、新技術の開発や規制緩和等により、トータルコストの縮減と平準化を両立させることが不可欠である。
- 社会資本整備の着実な実施に加え、担い手となる現場の技能人材の確保・育成の観点からも、社会資本整備事業は中長期の見通しを持って計画的に実施していくべきである。
- 将来的にメンテナンスコストが増大することにより財政の逼迫を招き、必要な社会資本整備の実施が困難となるような事態に陥らないよう、メンテナンスコストを中長期的に縮減・平準化するとともに、新設・高度化に必要な社会資本整備の投資余力を確保しなければならない。
- トンネルや橋梁等の社会資本のメンテナンス・維持管理には、「目視」による点検が求められている場合がある。労働力不足が懸念されている中で、社会資本の効率的・効果的なメンテナンス・維持管理に向け、ロボットやセンサー、ドローン等の新技術・新手法の開発・導入を推進するための規制緩和の必要性を加えるべきである。
- わが国に遅れてインフラ老朽化や高齢化社会が到来するアジアの開発途上国等に対して、世界最先端のメンテナンス技術を構築し、新規整備から維持管理・更新までが一体となったインフラシステムや、高齢者

7. 事業 (2)意見活動

等にも優しい次世代交通システム、バリアフリーに配慮したまちづくりに係るノウハウ等、わが国が有する技術・ノウハウの国際展開を目指していくべきである。

②既存施設の有効活用（賢く使う取組）

- 社会資本を使う主体は民間であるため、民間が社会資本を「賢く使う」取組が重要であるが、まずは、社会資本整備の意義やストック効果とは何かを広く周知していく必要がある。
- 国土交通省の情報発信力をより高めて、「賢く使う」取組を具体的かつ分かりやすく説明することで、国民の理解を促進していくことが肝要である。
- また、今後の社会資本整備事業においては、ストック効果の高い事業に重点投資していくことと、既存ストックを「賢く使う」取組を徹底することが重要である。
- 上記の考えに基づいて、羽田空港の飛行経路の見直し等による首都圏空港の機能強化と容量拡大、さらなる国際化や、地方空港の活性化、首都圏三環状道路や港湾へのアクセス道路等の整備を通じた効率的な物流ネットワークの強化、中央道小仏トンネル等ピンポイント対策を含む首都圏の高速道路における渋滞対策、連続立体交差事業の推進、京浜港の機能強化は、ストック効果が高く首都圏の生産性向上に寄与することから、鋭意推進すべきである。

③社会資本の目的・役割に応じた選択と集中の徹底

1) 安全安心インフラによる災害等のリスクの低減

- 首都直下地震や大規模水害等の災害リスクに対して、ハード・ソフトの対策を講じることで、被害を最小限に抑えることが重要であることは言うまでもない。
- 首都圏外郭放水路をはじめとした安全・安心に寄与するインフラは、防災リスクの低減に大いに寄与することから、その効果を広く周知していくことが重要である。
- また、首都直下地震等の巨大災害が発災した場合、本格的な復興には長時間を要することから、事前に復興プロセスを検討の上、計画を策定し、様々な主体に分かりやすく伝えていくことが肝要である。

2) 生活インフラによる持続可能な地域社会の形成

- 各地域が交通や通信等のネットワークでつながることで、各種の都市機能に応じた圏域人口を確保していくとともに、高次の都市機能については地域間で分担・連携していく「コンパクト+ネットワーク」の考えに沿った国土づくり、まちづくりを、首都圏においても推進していく必要がある。
- とりわけ首都圏においては、この「コンパクト+ネットワーク」の考えに基づいて、世界的に見ても大変発達している鉄道などの公共交通を軸としたまちづくりである「鉄道沿線まちづくり」を具体的に進めていくことが求められる。
- 「立地適正化計画」は、「コンパクト+ネットワーク」の考えに沿った国土づくり、まちづくりの推進に資する重要な施策であるため、首都圏内の市町村に策定を促すとともに、計画を作成する市町村数を本計画の重点施策に位置付けて数値指標に盛り込むことが望ましい。

3) 成長インフラによる民間投資の誘発、経済成長の下支え

- 上述の「東商の意見（基本的な考え：総論）」に記載の通り、「人手不足」が顕在化し、今後ますます深刻化することが予測されている中で、今後の社会資本整備事業は、地域特性を考慮した上で、民間投資の誘発、物流・人流の効率化・円滑化、民間がインフラを「賢く使う」ための取組など、個々のインフラのストック効果を最大限に発揮させることで、首都圏全体の生産性の向上に寄与していくことが重要である。
- 上記の考えに基づいて、羽田空港の飛行経路の見直し等による首都圏空港の機能強化と容量拡大、さらなる国際化や、地方空港の活性化、首都圏三環状道路や港湾へのアクセス道路等の整備を通じた効率的な物流ネットワークの強化、中央道小仏トンネル等ピンポイント対策を含む首都圏の高速道路における渋滞対策、連続立体交差事業の推進、京浜港の機能強化は、ストック効果が高く首都圏の生産性向上に寄与することから、鋭意推進すべきである。
- 首都圏三環状道路、中でも外環道（関越道～東名高速）は多岐にわたる整備効果が期待されており、都内経済界としても、2020年までに確実に開通できるよう、着実な整備を強く望んでいるところである。
- 一方、外環道の東名高速以南（東名高速～湾岸道路）は、未だルートが確定していない予定路線となっているが、同区間が開通すれば、関越道・中央道・東名高速と羽田空港や京浜港とのネットワークが確立され、東京の国際競争力強化に大いに寄与する大変重要な路線である。先月、東京外かく環状道路（東名高速～湾岸道路間）計画検討協議会が設立され計画の具体化に向けた検討が始まったが、同路線について早期に計画を具体化し、事業化を着実に推進していくべきである。なお、事業化した際には、まず、東名高速から第三京浜までの区間（約4km）について早期に整備することが望ましい。
- 首都圏三環状道路の整備は出来るだけ早期に完了すべきである。なお、三環状道路の中で供用時期が明確になっていない箇所については、時期を明示する必要がある。民間企業は社会資本の供用時期の明示とともに、物流拠点、生産拠点、商業施設等の投資計画を策定することから、ストック効果の最大化、沿線の地域活性化に資するためにも、早期かつタイムリーに明示されることを望む。

- 京浜港（東京・横浜・川崎の三港）は、わが国の国際物流を支え、関東ブロック約4,600万人の生活と産業を支える極めて重要な拠点だが、規模や機能、コストの面でシンガポールや釜山などアジア主要港の急速な台頭により、相対的に地位が低下している。
- それに伴う基幹航路の減少が、輸送時間や物流コストの増大につながることから、わが国経済への影響が懸念されている。特に東京港は、世界同時不況後も外貨コンテナ取扱量が増大しているが、現在の東京港のコンテナ取扱量と施設能力との差が大きくなり、交通混雑等の外部不経済が発生する要因となっているため、施設能力の向上等の抜本的な対策が不可欠な状況にある。
- 従って、船舶の大型化に対応するためのコンテナターミナルの整備促進が求められる他、東京港の中央防波堤外側の新規埠頭の整備や、臨港道路南北線など道路ネットワークの強化、周辺道路の渋滞対策を着実に進める必要がある。同時に、京浜三港の連携による利用コストの低減や利便性・サービスの向上を一層推進することも不可欠である。
- 羽田空港は、都心に近く24時間利用できる空港であり、わが国の将来を左右する重要なインフラであるため、その機能を十分に発揮させていくことが必要である。一方、首都圏空港における国際線需要は2012年度からの10年間で約6～8割増加する見込みで、概ね2020年代前半には約75万回の容量の限界に達する見通しとなっている。
- 従って、羽田空港の機能強化に向けて、2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催までに実現し得る方策として提案されている滑走路処理能力の再検証、特定時間帯の活用、飛行経路の見直し、駐機場やターミナルビル等の地上施設の整備等について、地元住民や環境、港湾機能等に十分に配慮をした上で着実に実現し、拡大した発着枠を使ってさらなる国際化を推進していくべきである。
- 加えて、2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催以降の方策として提案されている滑走路の増設についても鋭意、検討を進めていく必要がある。
- また、成田空港の機能強化に向けて提案されている方策についても、関係する地方公共団体等との議論を深めて着実に推進していくべきである。
- これら一連の方策を通じて、本計画や第4次社会資本整備重点計画で重点施策に位置付けられている通り、2020年までの羽田・成田両空港の年間合計発着枠約8万回の拡大や、「交通政策基本計画」で掲げられている首都圏空港の国際線就航都市数（旅客便）をアジア主要空港並みにすることを着実に実現すべきである。また、さらなる国際化により利用者に不便が生じないよう、出入国管理、税関および検疫体制を確保していくことも重要である。
- なお、東京が国際競争力を強化するためには、鉄道路線の整備やバスの運行充実等による首都圏空港（特に羽田空港）と都心間のアクセス改善による移動利便性の向上が不可欠である。
- 加えて、羽田空港跡地に宿泊施設（エアポートホテル）や観光関連、国際交流関連等の複合業務施設を導入する計画が進められているが、空港機能をサポートし、空港のポテンシャルを十分に活かす重要な取組であることから、本計画にも明記した上で、鋭意進めていくことが期待される。
- 東京および首都圏の物流拠点を高度化・効率化し、経済活動全般の生産性を向上していくことは、国際競争力を強化していく上で重要な要素になっている。特に都内の城北地域や臨海部等には、老朽化した物流施設が多く立地していることから、物流の高度化や効率化に向けて、建替えや集約化等の再整備、機能更新に対する支援を拡充していくことが求められる。
- 圏央道沿線に大規模な物流施設の立地が進展していることから、圏央道沿線をはじめとした郊外部の高速道路インターチェンジや幹線道路付近への立地支援を強化していく必要もある。首都圏の郊外部に大規模な物流施設の立地を誘導していくには、用途地域指定や地区計画など都市計画手法による土地の利用変更、土地区画整理事業等の手法が考えられる他、物流の効率化や一般道の渋滞対策にも資するスマートインターチェンジの設置も有効であるため促進していくべきである。
- 中心市街地等では、店舗やオフィス等への貨物車による配送など、多くの物流が集中している。特に、駐車場を持たない建物が集中する地区では荷さばきスペースや駐車場が慢性的に不足していることで、貨物車がやむを得ず路上駐車し配送しなければならないなど、円滑な物流や配送に支障をきたしているとの声が非常に多い。従って、中心市街地等における荷さばきスペースの確保を推進していく必要がある。加えて、都市再開発の際には計画段階から円滑な物流・配送に必要な機能を考慮しておくなど、まちづくりと連携した対策も重要である。
- 国土交通省で東京圏における今後の都市鉄道のあり方が議論されているが、東京都が昨年7月に公表した「広域交通ネットワーク計画」で整備について優先的に検討すべきと位置付けられた路線をはじめ、地元自治体や事業者から要望が強い路線については、事業を推進するための課題を整理し、費用対便益を精査するなど整備に向けた取組を着実に進めるべきである。加えて、既存の都市鉄道網を活用した連絡線の整備等により、都市鉄道ネットワークの充実や利便性の向上を図ることも、東京の国際競争力強化に有効である。
- なお、首都圏の鉄道交通における混雑緩和や安全性の向上、輸送障害の改善に資する取組は引き続き、推進していく必要がある。加えて、訪日外国人旅行者の一層の増加や、2020年東京オリンピック・パラリンピックを見据えて、交通系ICカードの利用エリア拡大、事業者間での共通利用およびエリア間での相互利用、公共交通機関における多言語での情報提供、無料公衆無線LANの導入を推進していくことも

7. 事業 (2)意見活動

重要である。

- ▶ 人口減少、少子化、高齢化社会では、乗降の容易性、定時性、速達性、快適性、整備コストなどの面で優れた特徴を有するなど、人と環境にやさしい公共交通であるBRT、LRT等高齢者にも優しい公共交通の重要性は、東京のみならず全国的にますます高まると思われることから、整備を促進していくべきである。
- ▶ 都内には約1,060カ所の踏切があり、交通事故や交通渋滞、鉄道の輸送障害の一因となっている。第4次社会資本整備重点計画で重点施策に位置付けられている通り、効率的かつ円滑で安全・安心な移動環境の実現に向けて、踏切システムの改善や踏切道の拡幅、連続立体交差事業を積極的に実施すべきである。
- ▶ 特に、連続立体交差事業は、交通渋滞の解消や自動車平均走行速度の向上、鉄道の輸送障害の解消等に大きく寄与するとともに、まちづくりを促進するなど、高いストック効果が期待できることから、鋭意推進すべきである。
- ▶ 2020年東京オリンピック・パラリンピック期間中には、オリンピックレーン(約317km)、オリンピックプライオリティルート(約290km)が設定されることが招致時の立候補ファイルに記載されている。大会期間中は、こうした交通規制が設定されることから、公共交通の利用促進やパークアンドライドなどによる交通モードの転換と合わせて、道路交通の平準化や分散化、道路交通需要の低減に向けた検討を進めていく必要がある。
- ▶ その際、旅客輸送については、鉄道等の公共交通が分担し得るが、貨物輸送については困難な部分があるため、高速道路において貨物車優先レーンを設けるなど、円滑な貨物輸送の確保についても検討していく必要がある。大会期間中の物流対策については、ロンドン大会等の事例を参考に早期に策定し、広く周知していくことが肝要である。

(2) 防災・減災と一体化した成長・発展戦略と基礎的防災力の強化

- ▶ 政府は一昨年3月に、南海トラフ地震防災対策推進基本計画を策定し、その中で、想定される死者数約33万2千人を概ね8割減少、想定される建築物の全壊棟数を約250万棟から概ね5割減少させる今後10年間の減災目標を掲げている。
- ▶ また、政府は昨年3月に、南海トラフ地震発生直後に国や地方公共団体が行う救助活動や物資輸送の具体的な計画を公表している。
- ▶ 一方、首都直下地震については、最悪の場合、死者2万3千人、全壊焼失棟数61万棟、経済的被害は95.3兆円と想定されているが、昨年3月に閣議決定した緊急対策推進基本計画において、今後10年間で死者数、全壊・焼失棟数ともに半減させる目標を掲げている。
- ▶ 南海トラフ地震、首都直下地震ともに、人的・物的・経済面など経済社会のあらゆる面で国難とも言うべき甚大な被害が想定されており、発災すれば国内のみならず国際社会に対しても重大な影響が及ぶことが懸念されている。
- ▶ 南海トラフ地震、首都直下地震等巨大災害の被害軽減に向けて、政府の基本計画や本計画、第4次社会資本整備重点計画等に則り、ハード面の防災・減災対策を加速していく必要性を強調すべきである。
- ▶ 加えて、計画の実効性を高めるために平時からの訓練やBCP策定、備蓄の促進などのソフト面の対策にも注力していく必要性も強調すべきである。
- ▶ また、防災・減災対策は、その最前線を地方公共団体が担うことから、国と地方公共団体、地方公共団体同士の連携強化が必要である旨を盛り込むべきである。
- ▶ 首都圏における災害リスクは地震に限らず、昨年9月の関東・東北豪雨の際に鬼怒川堤防が決壊し、甚大な被害が発生したように、雨の降り方が局地化、集中化、激甚化していることから、河川の氾濫や土砂災害への対策も喫緊の課題である。
- ▶ 墨田区や江東区等の海拔ゼロメートル地帯では、地震の強い揺れにより排水機場の機能不全、堤防や水門等の沈下・損壊に伴う浸水被害が発生する恐れがあり、さらに地震と台風・高潮等との複合災害になった場合には、浸水域が拡大・深刻化する懸念もある。
- ▶ 特に、地震や未曾有の大雨等により荒川右岸の堤防が決壊し氾濫すれば、甚大な被害が発生することが懸念されている。その際、都内城北・城東地域を中心に都心部に至るまで広域な浸水となり、浸水面積は約110km²、浸水区域内人口は約120万人におよび約50km²を超える範囲で2週間以上浸水が継続し、ライフラインが長期にわたり停止する可能性もあるため、孤立時の生活環境の維持も極めて困難になることが懸念されている。加えて、東証一部上場企業大手100社のうち42社の企業の本社や、銀行・証券・商品先物取引業32社のうち19社が浸水する可能性がある他、氾濫水が地下空間へ進入することにより、地下鉄等が浸水するなど、都心部においても甚大な被害となる可能性がある。
- ▶ 従って、堤防や水門、排水機場等の海岸・河川管理施設等の整備、耐震化、液状化等の対策など、首都圏、特に東部低地帯における水害対策を推進していく必要性を強調すべきである。
- ▶ 防災・減災対策に重要な役割を担うBCPは、地方公共団体や民間企業における策定率の向上が課題である。発災時にBCPが有効に機能すれば、減災に大いに寄与することから、地方公共団体に対する策定支援や民間企業に対するインセンティブ付与の必要性を強調することが望ましい。
- ▶ 防災・減災対策には、準天頂衛星システムなど最新技術を活用していくことも重要である。

- 木密地域等密集市街地は、2020年度までに概ね解消することが政府の首都直下地震緊急対策推進基本計画や第4次社会資本整備重点計画、住生活基本計画において明確に位置付けられていることから、対策を強力に進めていく必要性を強調すべきである。その際、東京都内については、東京都の不燃化特区制度に基づく取組と密に連携を図るべきである。
- 近年の大規模地震時の出火原因の6割以上が電気起因することから、電気火災を含めた防火対策への意識啓発に取り組むとともに、密集市街地を中心に感震ブレーカーの普及促進策を検討し、実施していくことが肝要である旨を盛り込むべきである。
- また、木密地域等密集市街地をはじめ土地の権利関係が複雑な都市部において、地籍調査は都市再生などまちづくりの推進はもとより、災害時の境界復元にも極めて有効であるが、2013年度末時点の地籍調査の実施状況は国の全体平均51%に対して、東京都は21.9%の進捗率であり、区部に限ると9.3%と全体平均から大きく遅れている。
災害復旧の迅速化に向けて、地籍情報を整備することは極めて重要であるため、地籍調査を一層推進していくことが必要である。
- 上記に加えて、電線地中化・無電柱化や帰宅困難者対策の推進、液状化対策、都市再開発による大街区化を通じた地域防災力の向上に、より一層注力していく必要がある。
- 電線地中化・無電柱化は、東京23区では7%と海外主要都市と比較して低い状況にあるが、電線地中化・無電柱化の推進には多額の費用を要することがネックとなっている。
- 電線地中化・無電柱化の推進は、発災時の電線類の被災や電柱の倒壊による道路閉塞を防止するだけでなく、良好な景観形成や、安全で快適な通行空間の確保にも寄与するものであり、第4次社会資本整備重点計画および2020年大会に向けた国土交通省の取組においてもその推進が明記されている。
- 従って、緊急輸送道路や、震災時に一般車両の流入禁止区域の境界となる環状7号線の内側、都市機能が集積している地域、観光客が多く訪れる地域等から順次、電線地中化・無電柱化を推進していくことが求められる。
- 地下街については、大規模地震発生時に、利用者等が混乱状態となることが懸念される。また、天井等の老朽化も進んでいることから、ハード・ソフトからなる地下街の防災・老朽化対策を推進していく必要がある。
- 災害時の人員・物資の緊急輸送ルートを確認するために、迅速な道路啓開に加え、水路（河川・運河）や航路、空路も含めた四路啓開体制を構築していくことが重要である。また、訓練を通じて実効性を確保していく必要がある。
- 防災・減災対策の推進にあたっては、地震、津波・高潮、集中豪雨等のみならず、近年活発化している火山活動に対する取組も一層強化していく必要がある。

(3) スーパー・メガリージョンを前提とした国際競争力の強化

- 2045年に予定されているリニア中央新幹線の大阪開業のみならず、2027年に予定されている名古屋開業時点におけるメガリージョン形成のあり方も盛り込むべきである。

(4) 「対流型首都圏」の構築

- 本格的な人口減少社会が到来し、世界の都市間競争が激化する中で、今後も首都圏が持続的な経済成長を実現し、わが国経済の「牽引役」としての役割を果たしていくことが求められている。
- そのためには、これまでの様々な分野での集積を十分に活かして、世界から資金、人材、情報を呼び込み、アジアなど海外の新たな成長を取り込むことで、東京および首都圏全体の国際競争力を高めていくことが不可欠である。
- 一方で、その結果生じてくる様々な効果を地方に波及させるとともに、それぞれの地方が個性や資源を活かして地域づくりを進めていくことによって「地方創生」を図っていくことが重要である。
- そのためには、東京と、多様な魅力や資源を有する圏域内の各地域が連携をさらに深めて、人、モノ、情報等の双方向の流れを活発化することで、新たな活力や付加価値、イノベーションを生み出していく圏域構造である「対流型首都圏」を、社会資本整備事業を通じて構築していくことが必要である。
- 圏央道が整備されたことで、首都圏内の広域観光をはじめ多岐にわたるストック効果が発現しているように、首都圏三環状道路は「対流型首都圏」の構築に必要な不可欠なインフラである。

(5) 人口減少・高齢化等に対応した持続可能性の確保

1) コンパクト+ネットワークの推進

- 今後の人口動態の大きな変化を踏まえて、都市サービスや都市の持続性を確保していくために、市街地の拡大や都市機能の拡散を抑制し、効率的・機能的な市街地へと再編していく必要がある。そのためには、生活に必要な都市機能や居住機能を駅周辺等の交通拠点から一定の地域に集約する地域構造であるコンパクトシティの形成を促進していく必要がある。
- コンパクトシティ化の促進に加えて、各地域が交通や通信等のネットワークでつながることで、各種の都市機能に応じた圏域人口を確保していくとともに、高次の都市機能については地域間で分担・連携してい

7. 事業 (2)意見活動

く「コンパクト+ネットワーク」の考えに沿った国土づくり、まちづくりを、首都圏においても推進していく必要がある。

- なお、「コンパクト+ネットワーク」の考えに沿って国土づくりやまちづくりを進めるには、地域の実態に基づく分かりやすい説明による国民の一層の理解促進が必要である。
- わが国の高速道路のインターチェンジは、平均間隔が約10kmと欧米諸国の約2倍もの長さがあるため利便性が低く、高速道路が有効活用されない一因になっている。加えて、一般道に渋滞を引き起こす要因にもなっている。
- 「コンパクト+ネットワーク」の推進のみならず、既存の高速道路の利便性向上や交通の円滑化、一般道の渋滞緩和、活発な経済活動や円滑な物流の実現など、多岐にわたるストック効果を発揮するスマートインターチェンジは、費用対便益を考慮の上、首都圏においても整備を促進していくべきである。
- 特に、空港、港湾、物流拠点や工場団地、大規模商業施設等に直結するスマートインターチェンジの設置についても、積極的に取り組むべきである。なお、設置について地元から強い要請がある場合等は、直結対象とする施設選定に公共性・公平性を確保しつつも、受益者負担での整備を可能とするスキームを構築していくことが有効である。

2) バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

- わが国では世界のどの国も経験したことがない異次元の高齢化が進行しているとともに、障害者の社会参画の重要性が高まっていることから、高齢者、障害者等の自立と社会参加による健全で活力ある社会の実現が求められている。
- 加えて、2020年東京オリンピック・パラリンピック等の開催に向けて、多くの外国人が来訪することが予想されている。
- 従って、2020年大会を全ての人々が安心して生活・移動できる空間を確保するわが国のまちづくりの取組を世界に発信する絶好の機会と捉え、バリアフリー・ユニバーサルデザインをより一層推進していく必要がある。
- さらに、ハード面の取組のみならず、東京商工会議所が全所的に推進している「声かけ・サポート運動」など、「心のバリアフリー」を促進し「共助の心」を醸成する取組を通じて、誰もが安心・安全・快適に暮らし過ごせる地域社会を実現していく必要もある。

3) 美しい景観・良好な環境の形成と健全な水循環の維持又は回復

- 訪日外国人観光客数が今後もさらに増加していくことが予想されている中で、美しい景観や良好な環境の形成は、首都圏に暮らす人々の生活の質の向上や都市の魅力向上に大いに寄与することから、鋭意推進すべきである。

4) 地球温暖化対策等の推進

- 「首都圏広域地方計画」に記載の通り、首都圏は全国のCO₂排出量の約3割を占めていることから、地球温暖化対策に注力していく必要がある。

5) 担い手の確保・育成

①社会資本整備を支える現場の担い手・技能人材の確保・育成

- 建設投資の減少に伴い、建設業就業者数はピーク時(1997年)の約7割に減少し、高齢化も進展している。現場を支える担い手・技能人材を確保し、次代へ確実に技能を継承していくためにも、女性を含む若年層の建設業への入職を促進していくことが不可欠である。
- とりわけ、建設業における女性技能者数を5年で倍増することを目指して、一昨年8月に官民を挙げて策定された「もっと女性が活躍できる建設業行動計画」に則って、女性の登用を促すモデル工事の実施や、トイレ、更衣室の設置など、女性も働きやすい現場環境の整備により一層注力していくべきである。

②社会資本整備を支える現場の生産性向上

- 本計画に記載の「工程面」や「技術面」の取組をはじめとした現場の生産性向上策は人材確保やより良い職場づくりの面において極めて重要であるため、推進していく必要がある。また、公共調達においてこうした取組を促進していくことが求められる。
- トンネルや橋梁等の社会資本のメンテナンス・維持管理には、「目視」による点検が求められている場合がある。労働力不足が懸念されている中で、社会資本の効率的・効果的なメンテナンス・維持管理に向け、ロボットやセンサー、ドローン等の新技術・新手法の開発・導入を推進するための規制緩和の必要性を加えるべきである。
- 「国土交通省生産性革命プロジェクト第1弾」に盛り込まれた「本格的なi-Constructionへの転換」は、「ICTの全面的な活用」や「規格の標準化」、「施工時期の標準化」などにより抜本的な生産性向上を実現する取組である。また、各地方整備局において「i-Construction推進本部」が発足したことから、鋭意推進していくべきである。

第3章：関東ブロックにおける社会資本整備の重点目標

▶ 重点目標や各プロジェクトについて、追加すべき代表的な指標（KPI）等やその理由を以降に記載する。

「関東ブロックにおける社会資本整備重点計画」原案の概要	東商の意見	
第3章：関東ブロックにおける社会資本整備の重点目標		
重点目標と代表的なKPI	追加すべきKPI等	理由等
重点目標1：災害特性や地域の脆弱性に応じて災害等のリスクを低減する	—	—
プロジェクト1-1：切迫する首都直下地震・津波や大規模噴火等に対するリスクの低減	<p>▶ 【追加すべきKPI】首都直下地震の人的被害（死者）、建物被害（全壊・焼失）に関する今後5年間の減災目標</p>	<p>▶ 昨年3月に閣議決定した首都直下地震緊急対策推進基本計画において、今後10年間で人的被害（死者）、建物被害（全壊・焼失）を概ね半減させる目標を掲げているため。</p>
	<p>▶ 【追加すべきKPI】地震時に著しく危険な密集市街地の2020年度までの概ね解消</p>	<p>▶ 東京都の首都直下地震被害想定では、想定最大死者数約9,700人のうち木密地域における死者数が約4,100人と4割強を占め、建物被害についても最大で約30.4万棟のうち木密地域が約20万棟と約3分の2を占めていることから、KPIに位置付けて対策を推進していくことが不可欠であるため。</p> <p>▶ また、密集市街地の解消は、首都直下地震緊急対策推進基本計画、第4次社会資本整備重点計画、住生活基本計画においても明記されているため。</p>
	<p>▶ 【追加すべきKPI】今後5年間の密集市街地における感震ブレイカーの普及率</p>	<p>▶ 首都直下地震緊急対策推進基本計画が掲げている今後10年間の目標に、密集市街地における感震ブレイカーの普及率25%が明記されているため。</p>
	<p>▶ 【追加すべきKPI】市街地等の幹線道路の無電柱化率</p>	<p>▶ 首都直下地震等大災害時に電柱の倒壊による道路閉塞を防ぎ、円滑に救命・救急活動を行うために、無電柱化を推進することは重要である。また、無電柱化は良好な景観形成にも寄与する事業である。</p> <p>▶ 市街地等の幹線道路の無電柱化率を2020</p>

7. 事業 (2)意見活動

	<p>年度までに20%とすることが、第4次社会資本整備重点計画に明記されているため。</p> <p>➤ 【追加すべきKPI】地籍調査の実施率</p>	<p>➤ 地籍調査は、細分化された土地や細街路が多く土地の権利関係が複雑な木密地域をはじめ、災害後の境界復元に有効であるため。</p> <p>➤ 2013年度末時点の地籍調査の実施状況は全国平均の51%に対して、東京都は21.9%、区部に限ると9.3%に過ぎない状況である。</p> <p>➤ 地籍調査の進捗率を2019年度までに全国平均で57%とすることが、第4次社会資本整備重点計画の参考指標として明記されているため。</p>
	<p>➤ 【追加すべきKPI】2020年までに住宅の耐震化率95%、多数の者が利用する建築物の耐震化率95%を目指すこと</p>	<p>➤ 首都直下地震の人的・物的な被害の軽減に向けて、建築物の耐震化率を高めていくことは極めて重要である。</p> <p>➤ 2020年までに住宅の耐震化率95%、多数の者が利用する建築物の耐震化率95%を目指すことが首都直下地震緊急対策推進基本計画に明記されているため。</p> <p>➤ また、緊急輸送道路沿道建築物の耐震化率を上げていくことも極めて肝要である。</p>
	<p>➤ 【追加すべきKPI】都市再生安全確保計画およびエリア防災計画を策定した地域数(2014年度10地域→2018年度33地域)</p>	<p>➤ 首都直下地震の被害想定では、都内に約490万人の帰宅困難者が発生することが予想されており、発災時に円滑な救命・救急活動を行うためにも帰宅困難者を減らしていくことが重要である。</p> <p>➤ 従って、都市再生安全確保計画およびエリア防災計画を策定した地域数を代表的なKPIに位置付けるべきである。</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ▶ 【追加すべきKPI】 地方公共団体におけるBCPの策定率 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 2015年度の防災白書によると2013年8月時点のBCP策定率は都道府県で60%、市町村で13%にとどまっている。 ▶ 首都直下地震等大災害の発災時にBCPは重要な役割を担うことから、策定率向上に関するKPIを追加すべきである。
重点目標1：災害特性や地域の脆弱性に応じて災害等のリスクを低減する		—	—
プロジェクト1-1：切迫する首都直下地震・津波や大規模噴火等に対するリスクの低減		前項の通り	前項の通り
KPI1 公共土木施設等の耐震化率等	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 災害時における海上からの緊急物資等の輸送体制がハード・ソフト一体として構築されている港湾（重要港湾以上）の割合 【2014年度75%→2020年度100%】 	—	—
	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 災害時における主要な管渠および下水処理場の機能確保 【管渠：2014年度約43%→2020年度約61%】 【下水処理場：2014年度約22%→2020年度約32%】 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 【追加すべきKPI】 上水道施設や管路の耐震化に関する目標 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 下水のみならず上水道施設や管路も重要であるため。
	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 官庁施設の耐震基準を満足する割合 【2014年度90%→2020年度95%】 	—	—
KPI2 南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における河川堤防・海岸堤防等の整備率および水門・樋門等の耐震化率	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 【河川堤防：2014年度37%→2020年度88%】 【海岸堤防等：2014年度59%→2020年度96%】 【水門・樋門等：2014年度3%→2020年度77%】 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 【KPIの上方修正】 河川堤防、水門・樋門等のKPI達成率を上方修正 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 東京都は、東部低地帯河川施設、東京港沿岸部の防潮堤、水門等の整備および耐震・耐水対策の多くを2021年度までに完了または概成する計画を掲げているため。
KPI3 最大クラスの津波・高潮に対応したハザードマップを作成・公表し、住民の防災意識向上につながる訓練を実施した市区町村の割合	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 【津波：2014年度なし→2020年度100%】 【高潮：2014年度なし→2020年度100%】 	—	—

7. 事業 (2)意見活動

プロジェクト1-2: 関東・東北豪雨等激甚化する気象災害に対するリスクの軽減		—	—
KPI4	人口・資産集積地区等における河川整備計画目標相当の洪水に対する河川の整備率および下水道による都市浸水対策達成率	<ul style="list-style-type: none"> 【河川整備率（国管理）：2014年度86%→2020年度91%】 【河川整備率（県管理）：2014年度約55%→2020年度約66%】 【下水道による都市浸水対策達成率：2014年度約52%→2020年度約59%】 	—
KPI5	最大クラスの洪水・内水に対応したハザードマップを作成・公表し、住民の防災意識向上につながる訓練を実施した市区町村の割合	<ul style="list-style-type: none"> 【洪水：2014年度なし→2020年度100%】 【内水：2014年度なし→2020年度100%】 	—
KPI6	最大クラスの洪水等に対応した避難確保・浸水防止措置を講じた地下街等の数	【2014年度なし→2020年度約350】	—
KPI7	要配慮者利用施設、防災拠点を保全し、人命を守る土砂災害対策実施率	【2014年度約41%→2020年度約44%】	—
KPI8	土砂災害警戒区域等に関する基礎調査結果の公表および区域指定数	<ul style="list-style-type: none"> 【公表：2014年度約7万8千区域→2019年度約9万5千区域】 【指定：2014年度約7万3千区域→2020年度約9万5千区域】 	—
プロジェクト1-3: 災害発生時のリスクの低減のための危機管理対策の強化		—	—
KPI9	TEC-FORCEと連携し訓練を実施した都件数	【2014年度なし→2020年度9都県】	<ul style="list-style-type: none"> 【目標年次の前倒し】 ▶ 関東・東北豪雨の際に、全国から集結したTEC-FORCEの排水ポンプ車が24時間体制で迅速に排水し、浸水時間の大幅な短縮に貢献するなど、早期の復旧に重要な役割を担った。 ▶ 従って、首都直下地震や荒川右岸低地氾濫等の大災害の被害を最小限に抑えるために、連携訓練は非常に重要であるため、目標年次を前倒しすることが望ま

			しい。
K P I 1 0 国管理河川におけるタイムラインの策定数	➤ 【2014年度16市区町村→2020年度179市区町村】	—	—
K P I 1 1 国際戦略港湾・国際拠点港湾・重要港湾における港湾の事業継続計画（港湾BCP）が策定されている港湾の割合	➤ 【2014年度75%→2016年度100%】	—	—
プロジェクト1-4：道路・海上交通安全の確保	<p>➤ 【追加すべきKPI】「開かずの踏切」等による渋滞の解消、踏切事故防止のための連続立体交差事業等の推進</p> <p>➤ 【追加すべきKPI】ホームドアの整備駅数</p>	<p>➤ 都内には約1,060カ所の踏切があり、交通事故や交通渋滞、鉄道の輸送障害の一因となっている。</p> <p>➤ 第4次社会資本整備重点計画で重点施策に位置付けられている通り、効率的かつ円滑で安全・安心な移動環境の実現に向けて、踏切システムの改善や踏切道の拡幅、連続立体交差事業を積極的に実施すべきである。</p> <p>➤ 特に、連続立体交差事業は、交通渋滞の解消や自動車平均走行速度の向上、鉄道の輸送障害の解消等に大きく寄与するとともに、まちづくりを促進するなど、高いストック効果が期待できることから、鋭意推進すべきである。</p> <p>➤ 駅利用者のホームからの転落を防止し、利便性や安全性の向上を図るために重要であるため。</p> <p>➤ ホームドアの整備駅数が、第4次社会資本整備重点計画に明記されているため。</p>	
K P I 1 2 道路交通における死傷事故の抑止	➤ 生活道路におけるハンプの装置等による死傷事故抑止率【2020年度約3割抑止（2014年比）】	—	—
重点目標2：社会資本の戦略的な維持管理・更新を行う		—	—

7. 事業 (2)意見活動

<p>プロジェクト2-1:メンテナンスサイクルの構築による安全・安心の確保とトータルコストの縮減・平準化の両立</p>	<p>➤ 【追加すべきKPI】個別施設計画における維持管理・更新等に係るコストの算定率</p>	<p>➤ 社会資本の維持管理・更新に係るトータルコストの縮減・平準化の両立には、個別施設計画において維持管理・更新に係るコストをしっかりと算定することが不可欠であるため。 ➤ 本計画や第4次社会資本整備重点計画の重点施策の指標に位置付けられており、KPIとすることで重要度を高めていくべきである。</p>
	<p>➤ 【追加すべきKPI】地方公共団体における維持管理・更新体制に関する指標</p>	<p>➤ 下水道の全て、長さ2メートル以上の橋梁の9割、道路舗装の9割、道路トンネルの7割など、地方公共団体が管理するインフラの割合は非常に高い。 ➤ しかし、維持管理を取り纏める部署・組織が確立されている地方公共団体は1割強であり、インフラの状況を取り纏めた台帳を更新できている割合も半数程度にとどまり、さらに、老朽化の把握状況も簡易な方法に拠っているのが現状であるため。</p>
<p>KPI13 個別施設ごとの長寿命化計画(個別施設計画)の策定率</p>	<p>➤ 【道路(橋梁):2014年度なし→2020年度100%】 【道路(トンネル):2014年度なし→2020年度100%】 【河川:2014年度86%→2016年度100%(国など)】 【河川:2014年度78%→2020年度100%(地方公共団体)】 【ダム:2014年度30%→2016年度100%(国など)】 【ダム:2014年度45%→2020年度100%(地方公共団体)】 【砂防:2014年度50%→2016年度100%(国)】</p>	<p>—</p>

	<p>【砂防：2014年度44%→2020年度100%（地方公共団体）】</p> <p>【海岸：2014年度3%→2020年度100%】</p> <p>【下水道：2014年度なし→2020年度100%】</p> <p>【港湾：2014年度98%→2017年度100%】</p> <p>【鉄道：2014年度約96%→2020年度100%】</p> <p>【公園：2014年度80%→2020年度100%（国）】</p> <p>【公園：2014年度72%→2020年度100%（地方公共団体）】</p>		
重点目標3：経済成長を支える「対流型首都圏」の実現	—	—	—
プロジェクト3-1：首都圏の国際競争力の強化	<p>➢ 【追加すべきKPI】首都圏空港の国際線就航都市数</p>	<p>➢ 「世界の都市総合力ランキング」の指標である東京の国際線直行便就航都市数は25位となっている。首都圏全体の国際競争力を高めていく上で、首都圏空港の機能強化と容量拡大を図り、国際線直行便就航都市数を増やしていくことは不可欠な要素であるため。</p> <p>➢ 首都圏空港の国際線就航都市数を2013年の88都市から2020年にアジア主要空港並みにすることが、第4次社会資本整備重点計画に明記されているため。</p>	
KPI14 特定都市再生緊急整備地域における国際競争力強化に資する都市開発事業の事業完了数	<p>➢ 【2014年度6→2020年度30】</p>	—	—
KPI15 三大都市圏環状道路整備率（首都圏）	<p>➢ 【2014年度70%→2020年度約82%】</p>	<p>➢ 【KPIの上方修正】2020年度における整備率を約86%とすること</p>	<p>➢ 本計画において2020年度に完成予定と明記されている「圏央道釜利谷JCT～（仮称）戸塚IC、（仮称）栄IC・JCT～藤沢ICを考慮すると約86%</p>

7. 事業 (2)意見活動

			<p>になるため。</p>
		<p>➤ 【追加すべきKPI】東京外かく環状道路（関越～東名）の2020年度までの完成</p>	<p>➤ 「対流型首都圏」の実現には首都圏三環状道路の早期整備が不可欠であるが、東京外かく環状道路の整備率は約4割にとどまっている。</p> <p>➤ 一方、東京外かく環状道路の未完成区間のうち三郷南IC～（仮称）高谷JCT間は2017年度に開通予定であることが公表されている。</p> <p>➤ 東京外かく環状道路（関越～東名）は開通予定時期が公表されていないが、多岐にわたる整備効果が期待されており、2020年東京オリンピック・パラリンピック開催時にも重要な役割を担うことが期待されている。</p> <p>➤ また、昨年11月の「東京外かく環状道路（関越～東名）事業連絡調整会議」において、国、東京都、高速道路会社は「東京オリンピック・パラリンピック開催までの開通という同じ思いを共有する」とともに、「東京オリンピック・パラリンピック開催までの開通の可能性について引き続き検討していく」ことが確認され、公表されている。</p> <p>➤ 従って、東京外かく環状道路（関越～東名）をKPIに位置付け、早期開通を目指していくべきである。</p> <p>➤ なお、東京外かく環状道路（関越～東名）は、都内経済界としても、2020年までに確実に開通できるよう、着実な整備を強く望んでいるところである。</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ▶ 【追加すべきKPI】東京外かく環状道路（東名高速～湾岸道路）の早期計画具体化に向けた目標年次 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 東京外かく環状道路（東名高速～湾岸道路）は、未だルートが確定していない予定路線となっているが、同区間が開通すれば、関越道・中央道・東名高速と羽田空港や京浜港とのネットワークが確立され、東京の国際競争力強化に大いに寄与する大変重要な路線である。 ▶ 先月、東京外かく環状道路（東名高速～湾岸道路間）計画検討協議会が設立され計画の具体化に向けた検討が始まったが、同路線について早期に計画を具体化し、事業化を着実に推進していくことが望まれるため。 ▶ なお、事業化した際には、まず、東名高速から第三京浜までの区間（約4km）について早期に整備することが望ましい。
KPI16 国際コンテナ戦略港湾へ寄港する基幹航路の便数	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 【北米基幹航路：2013年度デイリー寄港→2018年度デイリー寄港を維持・拡大】 ▶ 【欧州基幹航路：2013年度週2便→2018年度週3便】 	—	—
プロジェクト3-2：地方圏の産業・観光投資を誘発する都市・地域づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 【追加すべきKPI】道路による都市間速達性の確保率、海上貨物輸送コスト低減効果に関する指標 ▶ 【追加すべきKPI】クルーズ船で入国する外国人旅客数、地域の拠点空港等の機能強化、LCCの就航促進に関する指標 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ これらは首都圏全体の産業関連投資の誘発に向け重要であり、第4次社会資本整備重点計画にも明記されているため。 ▶ これらは首都圏全体の観光関連投資の誘発に向け重要であり、第4次社会資本整備重点計画にも明記されているため。 	
KPI17 水辺の賑わい創出に向け、水辺とまちが一体となった取組を実施した都市の割合	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 【2014年度35%→2020年度50%】 	—	—
重点目標4：人口減少・高齢化等に対応した持続可能な地域社会を形成する		—	—
プロジェクト4-1：地域生活サービスの維持・向	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 【追加すべきKPI】立地 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 「立地適正化計画」は、 	

7. 事業 (2)意見活動

<p>上を図るコンパクトシティの形成等</p>	<p>適正化計画を作成する市町村数</p>	<p>「コンパクト+ネットワーク」の考えに沿った国土づくり、まちづくりの推進に資する重要な施策であり、首都圏内の市町村に策定を促すことが重要であるため。</p>
<p>K P I 1 8 持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定率</p>	<p>➤ 【2014年度11%→2020年度100%】</p>	<p>—</p>
<p>プロジェクト4-2：安心して移動できる空間の確保（バリアフリー対策の推進）</p>	<p>➤ 【追加すべきKPI】不特定多数の者等が利用する一定の建築物のバリアフリー化率に関する指標</p>	<p>➤ 公共施設等のみならず、不特定多数の者等が利用する建築物のバリアフリー化を推進することは重要であり、第4次社会資本整備重点計画にも参考指標として明記されているため。</p>
<p>K P I 1 9 公共施設等のバリアフリー化率等</p>	<p>➤ 都市公園における園路および広場、駐車場、便所のバリアフリー化率 【園路：および広場：2013年度47%→2020年度60%】 【駐車場：2013年度46%→2020年度60%】 【便所：2013年度35%→2020年度45%】 ➤ 特定路外駐車場のバリアフリー化率 【2013年度63%→2020年度70%】 ➤ 特定道路におけるバリアフリー化率 【2013年度85%→2020年度100%】</p>	<p>—</p>
<p>プロジェクト4-3：美しい景観・良好な環境の形成と健全な水循環の維持又は回復</p>	<p>➤ 【追加すべきKPI】市街地等の幹線道路の無電柱化率【再掲】</p>	<p>➤ 首都直下地震等大災害時に電柱の倒壊による道路閉塞を防ぎ、円滑に救命・救急活動を行うために、無電柱化を推進することは重要である。また、無電柱化</p>

			は良好な景観形成にも寄与する事業である。 ▶ 市街地等の幹線道路の無電柱化率を2020年度までに20%とすることが、第4次社会資本整備重点計画に明記されているため。
KPI20	景観計画に基づき取組を進める地域の数（市区町村数）	▶ 【2014年度148団体→2020年度193団体】	—
KPI21	汚水処理人口普及率	▶ 【2013年度約92%→2020年度約96%】	—
プロジェクト4-4：地球温暖化対策等の推進		▶ 【追加すべきKPI】低炭素都市づくりの推進、交通渋滞を緩和する対策、モーダルシフトに関する指標	▶ これらは地球温暖化対策として有効であり、第4次社会資本整備重点計画にも明記されているため。
KPI22	下水汚泥エネルギー化率	▶ 【2013年度約8%→2020年度約23%】	—

以上

2016年 3月14日提出

＜提出先＞国土交通省 関東地方整備局

＜実現状況＞ 2016年3月29日に大臣決定された関東ブロックにおける社会資本整備重点計画において、「2020年東京オリンピック・パラリンピック等に向けた対応」の章立て、外かく環状道路を含む首都圏三環状道路の早期整備検討など、多くの意見項目が反映された。

○「サイバーセキュリティ人材育成総合強化方針（案）」に対する意見

＜はじめに＞

今やインターネットは日常生活もさることながら、ビジネスに不可欠なインフラであり、政府の成長戦略においてもIoT（Internet of Things）の活用が取り上げられるなど、様々なモノがインターネットにつながる時代となっている。

その一方、サイバー攻撃の件数も年々増加し、手法も巧妙かつ多様化している。ビジネスを行うにあたって、サイバーセキュリティ対策を行うことは全ての事業者において必須事項であり、さらに2015年9月には個人情報保護法の改正、2016年1月よりマイナンバー制度が開始されるなど、もはや企業にセキュリティ対策が早急に求められる社会環境にある。

中小・小規模事業者は、日本国内企業全体の99.7%を占めており日本経済の屋台骨を支えていることから、今後中小・小規模事業者のサイバーセキュリティ対策を抜きに日本経済の持続的な成長は考えられない。日本経済の持続的な発展を図るうえで、サイバーセキュリティ分野の人材を確保・育成する事は喫緊の課題である。このような状況を踏まえ、内閣サイバーセキュリティセンターが発表した「サイバーセキュリティ人材育成総合強化方針（案）」に対して、とりわけ中小・小規模事業者のサイバーセキュリティ対策の推進に資するべき観点から、以下の通り意見を取りまとめた。

＜基本的な考え方＞

現在、情報セキュリティ人材は不足している状況にある。（※参考-1）また、企業の規模が小さくなるほど、情報セキュリティ対策の担当者・部門を置いている割合が少なくなるとの結果が出ている。

※参考-1

7. 事業 (2)意見活動

2014年7月、IPA（独立行政法人 情報処理推進機構）の報告によると情報セキュリティ人材は約26.5万人いるが、そのうち約16万人はスキル不足であり、また絶対数としてもあと8万人は必要なので、結果的に24万人に教育が必要。

このような状況の中、内閣サイバーセキュリティセンターから発表された「サイバーセキュリティ人材育成総合強化方針（案）」は、量的・質的に不足しているサイバーセキュリティ人材の育成・供給に具体的な方針を示すものとして歓迎したい。

今後は、一層の実効性を高めるべく具体的なKPI（Key Performance Indicator）及びKGI（Key Goal Indicator）を示されたうえで、この方針をもとに施策が実行されることを期待したい。

東京商工会議所では、中小・小規模事業者の経営者向けに情報セキュリティ対策セミナーを毎年実施しており、受講者数は過去5年間で3,000名超となっているほか、2016年2月には、昨年12月に経済産業省が公表した「サイバーセキュリティ経営ガイドライン」の説明会を実施したところである。今後も、中小・小規模事業者を主体とする地域総合経済団体として、ICT（Information and Communications Technology）の有効活用による生産性向上の取組みと併せて、情報セキュリティ対策の必要性についても啓発活動を行っていく所存である。

以上の基本的な考えに基づき、サイバーセキュリティ分野の人材確保・育成を推進すべく、格段の配慮を払われるように要望する。

記

1. 経営層の意識改革について

I. 1. 人材の需要と供給の好循環の形成、及びI. 2. 経済社会の変化に対応した経営戦略には、
・経営層において、サイバーセキュリティに係る取組を経営戦略の一環として積極的に取り組むよう意識改革を促す

・サイバーセキュリティの取組を「投資」と認識すべき

と記載があるが、東京商工会議所の「ICT推進委員会」においても同様の意見があり、この基本方針について大いに賛同するものである。

特に、中小・小規模事業者においては、情報セキュリティ対策を行う専任の担当者がいない場合が多く（※参考-2）、経営者の意識改革が必要不可欠である。

人材も資金も限られている中小・小規模事業者でも、「お客様や取引先に迷惑をかけてはいけない」という意識は強く持っていることから、中小・小規模事業者の意識改革を図るにあたっては、情報漏えいなどの事故が発生した場合、関係者への迷惑の度合い、また信頼を取り戻すための労力やコストなど、具体例を挙げて例示するとともに、BCP（Business Continuity Plan）の観点からも積極的に取り組むなど、その必要性について強く訴求すべきである。

※参考-2

IPAの「企業におけるサイバーリスク管理の実態調査2015」によると、情報セキュリティ管理の担当部署・部門を置いている企業は、大企業24.2%、中堅企業8.0%、中小企業3.7%と、企業規模が小さくなるほど割合が低くなっている実態がある。

I. 2. (1)「経営層」の意識改革（人材の需要の喚起）において、「企業等がサイバーセキュリティ対策に取り組んでいることをステークホルダー等に情報発信する方策等について検討」とあるが、基本的には賛同するが、Pマーク（プライバシーマーク制度）やISO27001など、既存の認証制度との違いを明確にする必要がある。また、これらの取組みが社会的に認知されるためには一定の時間がかかると想定されることから、一過性のもものでは無く、2020年以降も見据えた上で、中長期の取組みが必要である。

2. 人材育成の取組みの充実について

I. 3. (1) 求められる人材像の明示にて、『サイバーセキュリティの知識だけでなく、経営等他分野の知識を併せ持つ「ハイブリッド型人材」が求められる』とある。確かに橋渡し人材として経営などの知識は必要であるが、それ以前に、サイバーセキュリティに係る人材は、企業の機密情報や個人情報、更には重要インフラに接する機会が多いため、技術面の知識のみならず、守秘義務の順守など、高い倫理規範や行動規範が求められる。人材育成にあたって加えるべき留意点である。

I. 3. (2) 産学官が連携した教育の充実にて、「サイバーセキュリティに関する素養は、すべての人にとって必要なものとなりつつある中、理論・基礎の習得について大学等の段階から行われることが期待される」とある。

高度な専門的知識の習得については大学等の段階からであることは当然である。一方で、2015年の文部科学省の調査では、小学生のスマートフォン所有率の全国平均は58.0%、最も所有率の高い東京都では68.1%となっている。このような状況を踏まえ、インターネットの仕組みや利用にあたってのルールやマナー、脅威の種類や対処方法についての基礎的な知識は、小・中学校からの早期教育が必要である。

3. 資格・評価基準等の能力の可視化の取組みについて

1. 3. (4) 資格・評価基準等の能力の可視化にて、『国家資格である「情報処理安全確保支援士」の創設』また、『自社内で情報セキュリティ対策の実務をリードできるマネジメント人材の評価の基準となる新たな試験として「情報セキュリティマネジメント試験」を導入する』とあり、人材育成の一つの目標として新たな資格・評価基準ができることは大いに意味のあることであり、歓迎する。

ただし、情報処理安全確保支援士については、国家資格であるが、公認会計士や税理士などと異なり独占業務がなく、士業として独立できるメリットが少ない。よって、インセンティブが働かず、有資格者の確保が困難になることが容易に想定される。本文中に「能力に見合った適正な処遇を実現していくことも重要」との記載もあるが、有資格者本人のキャリアパスにとっても有益かつ、中小・小規模事業者にとっても有益な人材として活躍できるような制度設計が望まれる。将来的には、一定の従業員数を超える企業に対しては、情報処理安全確保支援士の設置の義務付けを検討されたい。また、有資格者が順調に増加していけば、東京商工会議所のような中小企業支援機関において、セミナー講師や窓口相談、専門家派遣などでの活躍を期待している。

「情報セキュリティマネジメント試験」については、中小・小規模事業者の社員でも、「ITパスポート試験」の次に目指す資格として認知度を高めるとともに、手軽に受験できるよう、受験料をできる限り抑えることや、現行の年2回だけでなく、受験機会を増やすなど、普及促進に向けた取組みを期待したい。

日本企業では、情報システム部門は業務繁忙にも関わらず、コスト部門と位置付けられ、企業内におけるキャリアパス上の位置付けや処遇は必ずしも高くないように見受けられる。一方、米国では、CIO (chief information officer: 最高情報責任者) が定着し、セキュリティのみならず、ICTによる製品・サービス開発強化やビジネスモデル変革など、攻めのICT投資を実践し、生産性向上に寄与している。政府方針でも、国際競争力確保や人口減少による人材不足に対応するため、ICTを有効活用し生産性を向上させる取組みが不可欠との認識が示されている。今回の「サイバーセキュリティ人材育成総合強化方針(案)」で育成した人材を最大限活かすためにも、ICT化推進及び情報セキュリティ対策の従事者の地位向上や、モチベーションを高める方策を示されることが望まれる。

以上

平成28年 3月18日

提出

<提出先>内閣サイバーセキュリティセンター

(3) 調査研究

① 定期調査

1) 東商けいきょう (中小企業の景況感に関する調査)

実施時期	回答企業	担当部署
5月21日～6月1日(第1回)	東京商工会議所会員企業、中小企業景況調査対象企業 878社	中小企業部
8月21日～9月1日(第2回)	東京商工会議所会員企業、中小企業景況調査対象企業 874社	中小企業部
11月6日～11月13日(第3回)	東京商工会議所会員企業、中小企業景況調査対象企業 857社	中小企業部
2月19日～3月1日(第4回)	東京商工会議所会員企業、中小企業景況調査対象企業 835社	中小企業部

7. 事業 (3) 調査研究

② 不定期調査

調査名	実施時期	調査対象	担当部署
中堅企業の経営の現状に関するアンケート	5月 7日～ 5月 22日	東京商工会議所会員のうち、資本金1億円超～10億円以下かつ従業員数100～999人の企業901社	中小企業部
中小企業の戦略的知的財産活用に関する調査	7月 1日～ 7月 17日	東京都内に事業所のある中小および小規模の製造業者4,632社	産業政策第一部
東京商工会議所会員企業の防災対策に関するアンケート	7月 7日～ 7月 31日	東京商工会議所の会員10,000社	地域振興部
東京23区内中小企業の生産性向上を図るための設備投資に関するアンケート	9月 4日～ 9月 25日	23区内中小・小規模企業5,000社	産業政策第一部
中小企業の経営課題に関するアンケート	1月 5日～ 1月 25日	東京商工会議所会員中小企業7,844社	中小企業部
中小企業の国際展開に関するアンケート	1月 18日～ 2月 4日	東京商工会議所貿易登録事業者5,000件	中小企業相談センター

(4) 広 報

① 広報紙

1) 東商新聞

創 刊 昭和30年7月(平成28年3月末紙齢2058号)
 判 型 タブロイド判(10日号12頁・平成5年6月5日号より、20日号16頁・平成25年4月20日号より)、横組み左開き(平成26年10月20日号より)
 デジタルブック版(平成26年10月20日号より)
 発 行 月2回(10・20日)発行、発行回数24回(平成27年4月10日号～平成28年3月20日号まで)
 発行数 通常号77,000部
 内 容 1～3面:東商活動広報・中小企業のための経営支援情報、4面:企業・経済解説記事等、5面:経済データ、6面:特集記事等(東商発World Topics等)、7面:ビジネスコラム、8面:(10日号)Life(トレンドトピックス・健康等に関するコラム)、(20日号)東商事業案内、10・11面:(10日号)東商事業案内、(20日号)会員企業新商品・サービス情報・新刊紹介、12面:東商事業PR、特集記事等
 Biz Extra(ビズ エクストラ):(20日号)各界著名人インタビュー、文化・科学などに関するコラムなど

② 冊子小包による会員向け定期一括配送サービス(広告チラシ同封サービス)

東商新聞をはじめ、本・支部の会員サービス事業案内や調査などを、冊子小包により毎月2回定期的に全会員に配送するサービス。本部各部署や各支部の事業案内をパッケージにして配送することにより、郵送コストを効率化し会員の利便性を高めている。また、会員企業のビジネスチャンス拡大を目的として、毎月10日号には会員企業の事業広告を同封するサービスを行っている。

配 送 頻 度 月2回・毎月10日・20日

内 容 東商新聞、ならびに本・支部の会員サービス事業案内、アンケート調査、会員企業の事業広告など、総計は10日号は14点、20号が8点。A4サイズ以下

総 同 封 数 274点(会員・団体78点、東商事業等172点、東商新聞24点)

③ ウェブサイト

開 設 平成8年7月26日

U R L <http://www.tokyo-cci.or.jp/>

内 容 東商の組織概要や会員サービス事業などの経営支援事業、提言・要望や調査などの政策活動、地域振興活動、支部活動のほか助成金情報など中小企業経営に役立つ施策情報などを掲載している。

アクセス数 4,702,235PV(平成27年度)※所内アクセスを除く

④ イベントカレンダー

開 設 平成16年9月

U R L <http://event.tokyo-cci.or.jp/>

内 容 東商が開催するイベントを会員企業がインターネット上で閲覧、検索、申込できるシステム。「閲覧専用サイト」では、本部の部会・委員会、支部会議など各種会議情報を一元的に管理している。平成27年度の掲載イベント数は5,869件。

⑤ メールマガジン【経営力upマガジン】の発行

創 刊 平成19年7月26日(隔週発行、平成26年8月より週1回発行)

発 行 毎週水曜日

内 容 会員企業のほか、広く一般社会に対し東京商工会議所の活動を周知することを目的に発行。各

7. 事業 (4) 広報

種イベント、政策活動、地域振興活動を紹介している。平成28年3月末日現在の登録者は58,255件。

⑥ SNS (フェイスブック) を活用したPR

東商の活動やイベントを広く一般に周知するため、毎営業日にFacebookページを更新。平成28年3月末日の登録件数3,831件。

⑦ 東商 プロモーションムービー

趣 旨 経営支援事業や会員サービス事業などを短編動画化し、分かりやすく紹介。東商ウェブサイトやフェイスブックなどを通じて、広く一般に周知し、各種会員向けサービスや各種事業を活用してもらうことを目的とする。

内 容 <平成27年10月制作>経営相談編 (約90秒)

<平成28年2月制作>人材採用編、販路開拓編、共済制度編 (1本あたり約90秒)

U R L <http://www.tokyo-cci.or.jp/about/movie>

⑧ パブリシティ活動

1) 記者会見

a. 定例会頭記者会見

- 4月2日(20名) 景気認識/賃上げ/解雇の金銭解決/AIIB(アジアインフラ投資銀行)/設備投資
- 4月16日(16名) エネルギー問題/賃上げ・取引価格の適正化/TPP/民間企業の設備投資/株価の中小企業への影響
- 5月14日(9名) 安保関連法制/財政健全化計画/中小企業数の減少/シャープ株式会社の減資について/日韓関係/温室効果ガス削減国際枠組み交渉
- 5月27日(18名) 経済団体訪中団/株価・為替水準/賃上げ/景気動向/消費税の複数税率導入/新銀行東京と東京TYフィナンシャルグループの経営統合/政府の長期エネルギー需給見通し(エネルギーミックス)/川内原発の再稼働/新国立競技場建設問題
- 6月5日(18名) 日本創成会議提言(地方移住)/G7サミットでの温室効果ガス削減目標の公表/企業の設備投資/為替動向/日本年金機構個人情報漏えい問題/マイナンバー制度/原油価格の下落/骨太方針2015/安保関連法制/労働者派遣法改正案
- 6月18日(15名) アベノミクスの地域経済への波及/群馬県経済に関する認識/東京商工会議所個人情報漏えい問題/改正電気事業法成立/労働者派遣法改正/コーポレートガバナンス/ギリシャ問題/骨太の方針
- 7月2日(19名) ギリシャ情勢/春季労使交渉/民法改正/新卒採用/財政健全化/為替水準/マスメディアへの圧力/配偶者控除の見直し
- 7月15日(15名) 日商夏季政策懇談会/地方創生/中国経済/イランの核協議合意/新国立競技場/安保関連法案の衆院特別委員会での採決/所得税改革/人口減少問題への対応/就職・採用活動開始時期
- 8月31日(19名) 国内外の経済情勢/就職・採用活動/人手不足問題/東芝の不適切会計問題/戦後賠償/マイナンバー制度
- 9月16日(17名) 消費税軽減税率/安全保障関連法案/就職活動・採用活動開始時期の後ろ倒し/景気動向/経済対策/中国経済/豪雨災害
- 10月1日(18名) 日銀短観/安倍首相の経済政策/追加金融緩和・財政出動/就職・採用活動後ろ倒し/防衛装備庁/企業献金/TPP閣僚会合
- 10月15日(23名) 就職・採用活動の後ろ倒し/消費税軽減税率/官民対話
- 11月10日(18名) 採用活動後ろ倒し/官民対話(賃上げ・設備投資)/TPP
- 11月19日(17名) 消費税軽減税率/フランスにおけるテロの日本経済への影響/就職・採用活動開始

- 時期/TPP/GDP成長率/法人税減税/中村専務理事退任挨拶
- 12月 3日 (18名) 石田専務理事就任挨拶/法人税減税・外形標準課税/消費税軽減税率/賃上げ/設備投資
- 12月17日 (16名) 米国の利上げ/今年1年を振り返って/消費税軽減税率/ASEAN共同体/夫婦別姓/東京の再開発/政治と経済の関係/産経新聞前ソウル支局長の裁判
- 1月14日 (16名) 株価下落/賃上げ/厚生年金の未加入事業所/中国の対日貿易/原子力発電所の再稼働/原油価格の下落/機械受注統計結果・設備投資の動向/消費税率の引き上げ/中国経済
- 1月22日 (15名) 株価下落/日銀の金融緩和/中国経済/春季労使交渉/イランに対する経済制裁解除/甘利経済再生担当大臣の政治資金疑惑/スキーバス事故
- 2月 9日 (15名) 株価・為替の動向、マイナス金利/春闘/経団連副会長人事/報道に対する総務大臣発言/同一労働同一賃金
- 2月18日 (16名) 震災復興に関する意見・観光振興に関する意見/春闘/株式市場/財政出動/マイナス金利/採用活動/復興支援/原発再稼働/消費税
- 3月 4日 (16名) 経済情勢・景気の先行き/東日本大震災からまもなく5年の所感/辺野古沖の工事を巡る訴訟の和解/中国経済/同一労働同一賃金/消費税/参院選
- 3月16日 (18名) 春闘/国際金融経済分析会合/消費税/財政出動/新卒採用選考活動

b. その他記者会見

- 6月10日 (45名) 緊急記者会見 (個人情報漏えい関連)
- 1月 5日 (53名) 経済三団体長共同記者会見
- 2月 2日 タイにおける記者会見 (訪タイ・マレーシア経済ミッション)
日本・タイ経済フォーラム 等
- 2月 4日 マレーシアにおける記者会見 (訪タイ・マレーシア経済ミッション)
日本・マレーシア経済フォーラム/ナジブ首相との会談 等

2) 会頭コメントの発表

- 6月25日 米議会上院におけるTPA法案の可決について
- 6月30日 骨太の方針ならびに日本再興戦略改訂の閣議決定について
- 8月 1日 TPPハワイ閣僚会合の結果について
- 8月11日 九州電力・川内原子力発電所1号機の再稼働について
- 8月14日 戦後70年内閣総理大臣談話について
- 9月 7日 小林陽太郎氏のご逝去にあたって
- 9月 8日 自由民主党総裁選について
- 9月 9日 参議院における労働者派遣法改正案の可決について
- 9月19日 安全保障関連法の成立について
- 10月 5日 TPP交渉の大筋合意について
- 10月 7日 第3次安倍改造内閣の発足について
- 10月 7日 相次ぐ日本人のノーベル賞受賞決定について
- 12月13日 COP21「パリ協定」採択について
- 12月16日 平成28年度与党税制改正大綱について
- 12月24日 平成28年度政府予算案の閣議決定について
- 3月11日 東日本大震災から5年を迎えて

3) 会頭インタビュー・テレビ出演・講演等 (取材・収録日を記載)

- 4月 8日 雑誌「THEMIS (月刊テーミス)」(「挑戦者登場 『50年後の日本』」)
- 4月 9日 朝日新聞 (第二次安倍政権の評価)

7. 事業 (4) 広報

- 5月26日 雑誌「経済界」(「デフレマインドを転換する時がきた」)
- 9月 8日 日本経済新聞 (「アベノミクス第2ステージ」)
- 10月16日 NHKスペシャル (「TPPは日本に何をもたらすか」)
- 11月13日 日刊工業新聞創刊100周年記念シンポジウム講演
- 11月25日 雑誌「財界」新春ワイド座談会
- 12月16日 日刊工業新聞「広角」
- 12月21日 産経新聞新春インタビュー
- 1月29日 テレビ和歌山「きのくに21」(仁坂吉伸 和歌山県知事との対談) ※和歌山県広報番組
- 1月20日 ロイター通信 (2016年世界経済・日本経済について)
- 3月28日 共同通信社きさらぎ会講演「日本経済の行方」

4) 会頭共同インタビュー (囲み取材等)

- 4月 2日 経済の好循環に向けた政労使会議後
- 4月16日 甘利経済再生担当大臣と日本商工会議所との懇談後
- 4月20日 宮沢経済産業大臣と中小企業関係団体との懇談後
- 6月30日 経済財政諮問会議・産業競争力会議合同会議後
- 7月10日 「日本健康会議」発足式後
- 9月16日 塩崎厚生労働大臣と日本商工会議所との懇談後
- 10月 8日 民主党と日本商工会議所との懇談後
- 10月13日 経済三団体長による総理訪問後
- 10月16日 官民対話後
- 10月29日 第1回一億総活躍国民会議後
- 12月17日 甘利経済再生担当大臣との懇談後
- 1月21日 林経済産業大臣との懇談会後
- 1月28日 甘利経済再生担当大臣の辞任発表後
- 1月29日 第4回一億総活躍国民会議後
- 2月23日 第5回一億総活躍国民会議後
- 3月 4日 第4回官民対話後
- 3月17日 自由民主党首脳と日本商工会議所との懇談後
- 3月22日 首都圏外郭放水路の視察後

5) 報道機関との懇談

- 4月23日 (24名) 経済団体記者会加盟社記者と三村会頭・副会頭等との懇談会
- 12月10日 (21名) 経済団体記者会加盟社記者と三村会頭・副会頭等との懇談会

6) 記者発表

発表日	形態	種別	内容・標題
4月 1日	資料配布	事業/取材案内	「企業におけるマイナンバー制度実務対応セミナー」(東京開催) について
4月 9日	資料配布	政策/周知	国家戦略特区に対する意見について
4月 9日	資料配布	事業/周知	「食の文京ブランド100選-おいしゅうございまっぷ」(2016~2018年版) 推薦店舗の募集(公募)を開始
4月21日	資料配布	事業/周知	「東京都事業引継ぎ支援センター」平成26年度の相談実績および成約件数について
4月21日	資料配布	事業/周知	東京都事業引継ぎ支援センターのマッチングにより株式譲渡が成約

発表日	形態	種別	内容・標題
4月23日	資料配布	事業/周知	『長寿企業の訓え～長寿企業における変革・革新（イノベーション）活動～』発刊
4月30日	資料配布	事業/周知	管理職の育成をサポートする新検定「ビジネスマネジャー検定試験」5月8日（金）に申込受付開始（第1回試験）
4月30日	資料配布	その他	平成27年5月の主な行事予定について
5月11日	資料配布	事業/周知	ICT総合支援サイト「東商ICTスクエア」開設について
5月13日	資料配布	政策/周知	東京都の中小企業対策に関する重点要望について
5月13日	資料配布	政策/周知	わが国と東京における観光振興に関する意見について
5月20日	資料配布	事業/周知	荻窪の街と人を応援するタウンマガジン o g i b o n オギボンvol. 4 を発行
5月20日	資料配布	事業/取材案内	「会員企業と学校法人との就職情報交換会」（5/27）の開催について
5月21日	資料配布	事業/取材案内	東京商工会議所・東京都共催 東京都「第二高潮対策センター」視察会の開催について
5月25日	資料配布	事業/取材案内	「花と緑の井草祭り」開催について
5月29日	資料配布	事業/取材案内	「高校と会員企業による就職情報面接会」（6/8）の開催について
5月29日	資料配布	事業/取材案内	トップアスリートの就職支援ナビゲーション「アスナビ」説明会の開催について
5月29日	資料配布	その他	平成27年6月の主な行事予定について
6月1日	資料配布	その他	東京商工会議所副会頭の内定について（伊東孝伸副会頭）
6月1日	資料配布	事業/取材案内	『光の画家・松井守男画伯と100人の子供たちが描く夢』の実施について
6月1日	資料配布	事業/取材案内	在日外国商工会議所向け船上視察会・セミナーの開催について
6月1日	資料配布	事業/周知	「新入社員意識調査の結果概要」について
6月2日	資料配布	事業/取材案内	「あだち菜うどん」の区内学校給食採用決定
6月2日	資料配布	事業/取材案内	「企業におけるマイナンバー制度実務対応セミナー」（追加開催）について
6月8日	資料配布	事業/周知	東京の魅力発信サイト「東商 地域の宝ネット」開設について
6月10日	資料配布	事業/取材案内	「かつしかミライテラス ～葛飾区認定製品販売会～」の開催について
6月10日	資料配布	その他	東京商工会議所 パソコンのウイルス感染による情報漏えいについて
6月11日	資料配布	事業/周知	2016年3月卒業予定者等対象 2015年度第1回「東商の合同会社説明会」の開催について
6月19日	資料配布	政策/取材案内	2015年度 東京商工会議所「夏期セミナー」の開催について
6月24日	資料配布	政策/周知	東商けいきょう（東京23区内の中小企業の景況感に関する調査）2015年4～6月期 集計結果 付帯調査：「設備投資の動向について」
6月30日	資料配布	事業/周知	「採用情報メール配信サービス」の提供開始について

7. 事業 (4) 広報

発表日	形態	種別	内容・標題
6月30日	資料配布	その他	平成27年7月の主な行事予定について
7月1日	資料配布	事業/取材案内	2016年3月卒業予定者等対象 2015年度第1回「東商の合同会社説明会」の開催について
7月9日	資料配布	政策/周知	国の中小企業対策に関する重点要望について
7月9日	資料配布	政策/周知	「中小企業の国際展開に関する重点要望」について
7月9日	資料配布	政策/周知	世界に冠たる観光都市・東京を実現するための観光政策に関する意見について
7月17日	資料配布	事業/周知・取材案内	被災地の農産物等を企業提供のスペースで販売 「被災地復興支援 天王州マルシェ」(7/27・28)開催
7月17日	資料配布	事業/周知	渋谷での創業を支援する「SHIBUYAベンチャー予備校」〈特別編〉の開催について
7月21日	資料配布	事業/周知・取材案内	ムスリム・インバウンド・ビジネス 「応用セミナー&パネルディスカッション」の開催について
7月21日	資料配布	事業/周知	中小企業の「健康経営」の実践を支援する体制の構築について
7月21日	資料配布	事業/取材案内	セミナー「“最新” ストレスチェック制度と労務リスクマネジメント」開催について
7月28日	資料配布	政策/取材案内	東京商工会議所移動議員総会・常議員会等の開催について
7月30日	資料配布	事業/周知	新事業「東商リレーションプログラム」の実施について
7月31日	資料配布	その他	平成27年8月の主な行事予定について
8月3日	資料配布	事業/周知	「あらかわもんじゃ・北区おでんコン！」の初開催について
8月5日	資料配布	政策/周知	「企業における教育支援活動等に関する調査結果」について
8月17日	資料配布	事業/周知・取材案内	「葛飾町工場物語・いいものセレクション in KITTE 丸の内」の初開催について
8月20日	資料配布	事業/取材案内	「人材の定着率を向上させる秘策大公開！子育て支援、ワーク・ライフ・バランス・シンポジウム」(8/27)の開催について
8月20日	資料配布	事業/取材案内	「東商リレーションプログラム」(大学初年次からの就業体験事業) 事前研修会
8月20日	資料配布	事業/周知	2016年3月卒業予定者等対象 2015年度第2回・第3回「東商の合同会社説明会」開催について
8月24日	資料配布	事業/周知	防災週間における「家族との安否確認訓練」の実施について
8月24日	資料配布	事業/周知	会員企業の防災対策に関するアンケート 調査結果
8月26日	資料配布	事業/周知	管理職の育成をサポートする新検定 「ビジネスマネジャー検定試験」 第1回試験は中小企業を中心に200社以上が一括申込み(団体受験)
8月31日	資料配布	その他	平成27年9月の主な行事予定について
8月31日	資料配布	その他	計報(岡部義裕 東商常任参与・前常務理事、日豪経済委員会事務総長)
9月4日	資料配布	政策/周知	「平成28年度税制改正に関する意見」について
9月4日	資料配布	事業/取材案内	2016年3月卒業予定者等対象 2015年度第2回・第3回「東商の合同会社説明会」の開催について

発表日	形態	種別	内容・標題
9月7日	資料配布	事業/周知	「e c o 検定アワード2015」受賞者の決定について ～エコユニット大賞は(株)セリタ建設(佐賀県)、エココピー大賞は小林由紀子さん(岐阜県)～
9月14日	資料配布	事業/周知	産学公連携相談窓口の紹介実績が100件を突破のうち10件が共同研究へ～中小企業と大学との共同研究、製品性能評価、製品化等に貢献～
9月17日	資料配布	事業/周知	第13回「勇気ある経営大賞」受賞企業の決定について
9月18日	資料配布	事業/取材案内	第53回日豪経済合同委員会会議の開催について
9月28日	資料配布	事業/取材案内	第40回日印経済合同委員会会議等の開催について
9月29日	資料配布	政策/周知	東京けいきょう(東京23区内の中小企業の景況感に関する調査)2015年7～9月期 集計結果 付帯調査:「賃金の動向について」
9月29日	資料配布	事業/周知・取材案内	シブヤ散歩会議2015～10月9日(てくてく)は「散歩の日」認定記念イベント～
9月30日	資料配布	その他	平成27年10月の主な行事予定について
10月5日	資料配布	事業/取材案内	「会員企業と学校法人との就職情報交換会」(10/13)の開催について
10月5日	資料配布	事業/周知	2016年3月卒業予定者対象「東商の合同会社説明会(対象:外国人留学生)」開催について
10月7日	資料配布	事業/周知	第9回 葛飾ブランド「葛飾町工場物語」認定製品の決定および10/17「認定証授与式」(葛飾区産業フェア)の実施について
10月8日	資料配布	政策/周知	東京都の防災対策に関する意見について
10月8日	資料配布	事業/取材案内	「あらかわもんじゃ・北区おでんコン!」初開催～都電荒川線が繋ぐ「もんじゃ発祥の地・荒川」と「おでんのまち・北」が連携して地域活性化～
10月8日	資料配布	事業/周知	「声かけ・サポート運動」の開始について
10月8日	資料配布	その他	専務理事の内定について(石田徹専務理事)
10月15日	記者レク	政策/周知	就職・採用活動の後ろ倒しに係る課題と今後の対応について
10月15日	資料配布	事業/周知	2016年3月卒業予定者等対象 第4回「東商の合同会社説明会」の開催について
10月21日	資料配布	事業/周知	「楽しくわかる すみだの仕事～私達の町の商業・工業～」発行
10月21日	資料配布	事業/取材案内	2016年3月卒業予定者等対象「東商の合同会社説明会(対象:外国人留学生)」の開催について
10月21日	資料配布	事業/取材案内	「職場で始める!感染症対応力向上プロジェクト」事業説明会開催について
10月26日	資料配布	事業/取材案内	2016年3月卒業予定者等対象 第4回「東商の合同会社説明会」の開催について
10月26日	資料配布	事業/周知・取材案内	ご当地レトルトカレー『荻窪名店イタリアンカレー』発売開始-10月31日～高円寺フェス「カレーなる戦い in すぎなみ」で実食販売開始-
10月28日	資料配布	事業/周知	東京都事業引き継ぎ支援センター 平成27年度上半期の相談実績および成約実績について
10月30日	資料配布	その他	平成27年11月の主な行事予定について

7. 事業 (4) 広報

発表日	形態	種別	内容・標題
11月9日	資料配布	政策/周知	東京の国際競争力強化に向けた要望について
11月9日	資料配布	その他	専務理事の選任について(石田徹専務理事)
11月9日	資料配布	事業/取材案内	「インターンシップ交流会」の開催について
11月11日	資料配布	事業/周知	三菱地所・東京商工会議所・東京會館による共同プロジェクト「(仮称)丸の内3-2計画」着工
11月24日	資料配布	政策/周知	「東京外かく環状道路(関越道~湾岸線)の整備促進に関する決議」について
11月24日	資料配布	事業/取材案内	健康(睡眠)(食事)(健康チェック)をテーマにした体験型ヘルスツアー 都市型観光プログラム「TOKYO DISCOVERY」を開催
11月25日	資料配布	事業/取材案内	明治大学・早稲田大学生による「社長みっちゃく観察図鑑」発表会
11月30日	資料配布	その他	平成27年12月の主な行事予定について
12月1日	資料配布	事業/周知・取材案内	12/11「実践的ダイバーシティ経営入門(女性活躍推進)」、12/15「介護離職予防セミナー」の開催について
12月1日	資料配布	事業/取材案内	講演会「変わる社員の『働き方』」の開催について
12月10日	資料配布	政策/周知	報告書「中堅企業を目指す中小企業へのメッセージ~中堅企業の成長要因から~」の発行について
12月10日	資料配布	事業/周知	ICTの有効活用により経営効果を上げる「ICT活用事例集 vol. 2」の発行について
12月15日	資料配布	政策/周知	東京けいきょう(東京23区内の中小企業の景況感に関する調査) 2015年10~12月期 集計結果 付帯調査:「外国人旅行者の増加に伴う直接的・間接的影響について」
12月16日	資料配布	事業/取材案内	オーストラリア首相マルコム・ターンブル閣下歓迎昼食会等の開催について
12月25日	資料配布	事業/周知	「帰宅困難者対策訓練」の実施について
12月28日	資料配布	その他	平成28年1月の主な行事予定について
1月6日	資料配布	事業/周知	「食の文京ブランド100選」文京区内の飲食店・菓子店等の推奨106店を選出!
1月6日	資料配布	政策/取材案内	東京商工会議所「2016年 新年賀詞交歓会」取材のご案内
1月7日	資料配布	事業/取材案内	「福島・宮城 復興応援物産展」(1/19・20)開催
1月13日	資料配布	事業/周知	「世田谷区における外国人買い物客実態調査結果」について
1月14日	資料配布	事業/周知	第14回「勇気ある経営大賞」応募企業の募集開始について
1月15日	資料配布	事業/取材案内	「会員企業と学校法人との就職情報交換会」(1/22)の開催について
1月15日	資料配布	事業/取材案内	「かつしかミライテラス ~葛飾区認定製品販売会~」の開催について
1月18日	資料配布	事業/周知	第9回葛飾ブランド「葛飾町工場物語」認定製品 ストーリーマンガの発行ならびに展示会への出展について
1月19日	資料配布	事業/周知	震災復興支援「東京北区・岩手ビジネス商談会」開催

発表日	形態	種別	内容・標題
1月20日	資料配布	事業/周知	足立区の新ご当地グルメ「あだち菜うどん」の“乾麺”の商品化について
1月20日	資料配布	事業/周知	「建設業・運輸業・製造業のための技能系社員採用ハンドブック」発行
1月21日	資料配布	事業/取材案内	「フォーラム2016 クリエイション×テクノロジー×コンテンツ～最新コンテンツと超人スポーツ～」(2/4)の開催について
1月26日	資料配布	事業/取材案内	第2回「東商リレーションプログラム」(大学初年次からの就業体験事業)事前研修会
1月27日	資料配布	事業/取材案内	「論語とそろばん」セミナー2016の開催について
1月29日	資料配布	その他	平成28年2月の主な行事予定について
2月2日	資料配布	事業/取材案内	「帰宅困難者対策訓練」の実施について
2月4日	資料配布	事業/取材案内	事業承継シンポジウム(2/12)の開催について
2月8日	資料配布	事業/取材案内	「ドローン研究会」第1回会合を開催
2月10日	資料配布	その他	東京商工会議所副会頭人事について(垣内威彦副会頭)
2月10日	資料配布	政策/周知	「中小企業の戦略的知的財産活用に関する調査報告書」及びガイドブック「企業の強みを活かす～知的財産の力で会社の成長を」について
2月15日	資料配布	事業/取材案内	震災復興支援「東京北区・岩手ビジネス商談会」開催
2月17日	資料配布	事業/取材案内	「見つけよう!未来への扉～アートの力+夢みる力～」(2/21)を初開催
2月17日	資料配布	事業/周知・取材案内	震災復興物産展「味力発見～三陸・陸奥こだわりの素材～」(2/24・25)開催
2月24日	資料配布	事業/取材案内	都市型観光プログラム「TOKYO DISCOVERY」大人の社会科見学<新宿・中野編>
2月25日	資料配布	事業/取材案内	第10回日本・エジプト経済合同委員会会議(兼投資セミナー)の開催について
2月29日	資料配布	事業/周知	「BC(事業継続)読本」配布開始
2月29日	資料配布	その他	平成28年3月の主な行事予定について
3月1日	資料配布	事業/取材案内	「今日は昼から、はしご酒&はしご飯～しみちで見つける、自分のとっておきの店～」開催
3月10日	資料配布	政策/周知	「中小企業の経営課題に関するアンケート結果」について(東京23区内調査)
3月10日	資料配布	政策/周知	「中小企業のための女性活躍推進ハンドブック」を発行
3月11日	資料配布	事業/周知	「経営変革アシストプログラム 事業報告書」の発行について
3月11日	資料配布	政策/周知	「東京23区内中小企業の生産性向上を図るための設備投資に関するアンケート調査」報告書について
3月14日	資料配布	事業/取材案内	首都圏外郭放水路視察について
3月14日	資料配布	事業/取材案内	声かけ・サポート運動特別企画「鉄道博物館・親子見学会」の実施について
3月14日	資料配布	事業/取材案内	シンポジウム「どうなる?インバウンド消費」を開催

7. 事業 (4) 広報

発表日	形態	種別	内容・標題
3月17日	資料配布	政策/周知	「知的財産政策に関する意見」について
3月23日	資料配布	政策/周知	東京けいきょう（東京23区内の中小企業の景況感に関する調査）2016年1～3月期 集計結果 付帯調査：「採用の動向について」
3月31日	資料配布	事業/周知	「飲食店経営ハンドブック」（改訂版）の発行について
3月31日	資料配布	その他	日商・東商の事務局人事について（4月1日付）
3月31日	資料配布	その他	平成28年4月の主な行事予定について

⑨ 放送番組

1) 「中小企業の底ヂカラ」（TOKYO MX）

放送 平成27年4月19日～平成28年3月20日

隔月第3日曜日 18時15分～18時30分（全6回）

（再放送）翌月第3日曜日 18時15分～18時30分

内容 高度な技術や高いシェアを誇るオンリーワン企業、ユニークな発想で画期的なサービスを展開する企業、さまざまな工夫や努力で限界に挑む職人など東京で活躍する革新的、創造的な企業等を紹介する番組を制作・放送。

CM放映 日商制作の商工会議所CM2種類等を放送。

⑩ 刊行物一覧

タイトル	発行月	価格	部署名
楽しくわかる すみだの仕事	10月	無料	墨田支部
ICT活用事例集 vol. 2	11月	無料	地域振興部
中堅企業を目指す中小企業へのメッセージ～中堅企業の成長要因から～	12月	無料	中小企業部
外国人買い物客実態調査アンケート集計結果報告書	1月	無料	世田谷支部
葛飾町工場物語	1月	無料	葛飾支部
建設業・運輸業・製造業のための技能系社員採用ハンドブック	1月	無料	江戸川支部
BC（事業継続）読本	1月	無料	江東支部
中小企業の戦略的知的財産活用に関する調査報告書	2月	無料	産業政策第一部
企業の強みを生かす～知的財産の力で会社の成長を～	2月	無料	産業政策第一部
東京23区内中小企業の生産性向上を図るための設備投資に関するアンケート調査報告書	2月	無料	産業政策第一部
中小企業のための女性活躍推進ハンドブック	3月	無料	産業政策第二部

(5) 証明

① 国内関係証明

(単位：件)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
営業証明	0	0	1	0	1	0	0	1	1	1	0	0	5
所在地証明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
同一法人証明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
商標周知証明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	1	0	4
商標使用証明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
会員証明(和文)	2	0	0	1	1	1	1	0	1	1	0	1	9
計	2	0	1	1	2	1	1	1	2	5	1	1	18

② 特定(恵)原産地証明書

経済連携協定に基づき輸入関税の減免措置を受けるための特定(恵)原産地証明書を、日・シンガポールEPAについては当所において、その他のEPAについては当所内に設置した日本商工会議所東京事務所において発給した。

(単位：件)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
日シンガポール	8	8	7	6	8	4	13	6	7	4	5	7	83
日メキシコ	371	478	540	376	448	417	494	415	442	475	465	675	5,596
日マレーシア	552	433	572	572	528	534	545	536	519	473	623	711	6,598
日チリ	213	178	314	242	232	202	225	184	311	204	199	258	2,762
日タイ	3,576	3,252	3,627	3,508	3,228	3,442	3,751	3,513	3,033	3,425	3,904	4,099	42,358
日インドネシア	1,956	1,868	1,765	1,903	1,692	1,922	2,075	2,081	2,041	1,978	2,074	2,489	23,844
日ブルネイ	2	3	0	5	1	0	3	3	1	0	5	3	26
日アセアン	444	448	542	559	533	559	542	594	562	600	634	739	6,756
日フィリピン	363	315	375	377	325	401	418	383	340	334	382	489	4,502
日スイス	185	210	226	222	166	197	174	183	180	161	202	253	2,359
日ベトナム	564	609	744	726	586	710	783	772	755	583	764	790	8,386
日インド	1,794	1,625	2,029	1,893	1,794	1,951	1,994	1,935	1,982	1,883	2,210	2,304	23,394
日ペルー	67	59	54	60	54	71	52	49	30	52	59	60	667
日オーストラリア	172	179	149	178	192	173	204	166	221	201	172	219	2,226
計	10,267	9,665	10,944	10,627	9,787	10,583	11,273	10,820	10,424	10,373	11,698	13,096	129,557

③ 貿易関係証明(非特惠原産地証明書等)

各種貿易関係証明(原産地証明、インボイス証明、サイン証明等)は、輸入国の通関時や信用状の決済条件などで求められている。

(単位：件)

	日本産原産地証明	外国産原産地証明	インボイス証明	サイン証明	その他の証明	合計
4月	21,543	1,445	2,507	3,828	25	29,348
5月	19,648	1,128	2,207	3,168	13	26,164
6月	22,457	1,403	2,672	4,071	22	30,625
7月	22,309	1,437	2,553	4,377	23	30,699
8月	19,025	1,205	2,133	3,955	22	26,340
9月	19,896	1,440	2,438	4,470	19	28,263
10月	21,843	1,458	2,441	5,082	22	30,846
11月	19,857	1,358	2,314	4,749	20	28,298
12月	21,845	1,482	2,603	5,233	30	31,193
1月	17,916	1,109	2,100	4,312	22	25,459
2月	20,207	1,288	2,498	5,116	29	29,138
3月	23,561	1,528	3,019	5,419	28	33,555
計	250,107	16,281	29,485	53,780	275	349,928

※「その他の証明」は、会員証明(英文・仏文・西文)、日本法人証明(英文)及び営業証明(英文)

※上記のうち会員限定サービス「お急ぎ証明」(申請後、直ちに証明書を発給)は、延15,203件の利用実績であった。

7. 事業 (5) 証明

④ 非特惠原産地証明書（日本産）の仕向国・品目別明細

(単位：件)

国名	商品名	機械機器				金属及び 金属製品	化学 製品	紡績及び 繊維製品	食料品	雑貨	その他	国別 合計
		一般機械	電気機器	輸送用機器	精密機器							
アジア	バングラデシュ	407	31	641	217	990	357	121	32	12	488	3,296
	ブルネイ	6	21	22	0	6	12	0	25	0	11	103
	中国	8,272	1,418	9,468	1,460	26,339	24,523	987	1,322	379	6,237	80,405
	香港	710	338	235	326	4,303	6,864	97	1,116	56	1,968	16,013
	インド	2,898	666	1,862	450	3,662	6,356	124	107	116	2,089	18,330
	インドネシア	530	110	71	223	1,087	892	12	424	6	362	3,717
	韓国	395	302	107	158	2,383	2,494	38	639	30	634	7,180
	マレーシア	804	194	507	34	1,531	887	64	327	38	519	4,905
	モンゴル	4	10	11	5	1	56	0	54	1	65	207
	ミャンマー	67	26	32	28	101	47	5	8	10	130	454
	パキスタン	80	4	261	69	243	150	6	21	0	153	987
	フィリピン	397	66	55	7	200	240	12	88	8	70	1,143
	シンガポール	391	172	363	99	1,496	543	19	568	27	275	3,953
	スリランカ	88	18	88	17	11	122	3	60	7	37	451
	台湾	781	111	89	103	1,420	2,817	59	7,427	39	1,033	13,879
	タイ	717	161	27	109	1,033	1,969	14	2,420	3	528	6,981
	ベトナム	2,506	514	1,082	1,497	3,390	2,787	872	1,014	50	1,702	15,414
	アジアその他	137	48	62	73	80	53	32	35	13	195	728
小計	19,190	4,210	14,983	4,875	48,276	51,169	2,465	15,687	795	16,496	178,146	
中近東	アフガニスタン	5	1	1	2	1	1	0	1	0	0	12
	バーレーン	93	12	234	36	35	51	0	12	6	94	573
	イラン	207	26	280	318	90	83	14	35	15	41	1,109
	イラク	45	1	28	115	23	28	0	0	0	17	257
	イスラエル	76	20	14	34	0	145	1	46	10	11	357
	ヨルダン	109	11	95	90	39	160	26	7	4	107	648
	クウェイト	503	198	390	161	228	97	27	22	30	236	1,892
	レバノン	61	2	108	50	6	46	1	52	11	48	385
	オマーン	356	76	310	65	154	103	0	3	15	244	1,326
	カタール	596	104	321	93	203	55	1	56	9	296	1,734
	サウジアラビア	3,890	406	974	601	750	737	18	95	81	1,283	8,835
	シリア	1	1	1	5	0	7	0	0	2	13	30
	トルコ	359	110	678	125	523	716	196	11	26	573	3,317
	アラブ首長国連邦	1,219	832	1,212	509	867	1,164	65	342	113	1,722	8,045
	イエメン	8	3	15	9	8	8	0	0	0	2	53
	中近東その他	25	10	85	24	34	13	68	3	2	22	286
小計	7,553	1,813	4,746	2,237	2,961	3,414	417	685	324	4,709	28,859	

国名	商品名	機械機器				金属及び 金属製品	化学 製品	紡績及び 繊維製品	食料品	雑貨	その他	国別 合計
		一般機械	電気機器	輸送用機器	精密機器							
ア フ リ カ	アルジェリア	79	12	28	132	21	33	0	4	1	28	338
	アンゴラ	23	3	20	0	3	0	0	0	0	6	55
	エジプト	523	100	468	295	311	277	4	173	12	439	2,602
	ケニア	21	3	149	6	57	54	12	3	2	64	371
	リベリア	2	0	0	0	1	6	0	1	0	5	15
	リビア	6	6	1	17	0	2	0	1	0	22	55
	モロッコ	20	4	57	17	5	12	0	0	0	10	125
	ナイジェリア	6	2	21	29	22	31	1	1	0	21	134
	南アフリカ	98	17	83	43	79	167	9	42	6	107	651
	スーダン	19	4	48	60	7	18	12	1	0	46	215
	チュニジア	18	0	18	105	1	23	0	0	0	3	168
	アフリカその他	98	20	531	66	150	189	68	94	2	359	1,577
	小 計	913	171	1,424	770	657	812	106	320	23	1,110	6,306
欧 州	オーストリア	12	2	169	14	66	50	2	13	5	22	355
	ベルギー	66	6	173	8	451	575	7	38	5	174	1,503
	キプロス	10	0	13	0	6	14	0	4	2	5	54
	チェコ	167	46	154	0	11	25	2	0	2	3	410
	デンマーク	9	16	23	6	19	23	2	2	0	4	104
	フィンランド	38	51	1	0	15	33	1	0	0	99	238
	フランス	64	2	44	71	95	530	50	75	26	145	1,102
	ドイツ	722	146	187	953	370	2,366	45	240	93	448	5,570
	ギリシャ	14	9	41	3	25	17	0	0	3	46	158
	オランダ	168	92	59	127	218	1,181	22	85	3	261	2,216
	ハンガリー	6	1	74	2	6	27	1	1	0	14	132
	アイルランド	0	0	89	4	1	98	0	1	0	3	196
	イタリア	123	88	498	29	451	881	53	135	62	680	3,000
	ノルウェー	0	45	0	1	126	59	0	2	6	16	255
	ポーランド	11	52	101	11	18	160	180	19	17	106	675
	ポルトガル	20	14	46	0	19	38	3	6	0	93	239
	ロシア	173	85	270	79	539	235	377	204	17	1,140	3,119
	スペイン	169	94	464	39	209	457	35	34	23	187	1,711
	スウェーデン	1	8	0	3	72	47	1	0	18	16	166
	スイス	10	2	0	93	29	139	22	25	5	80	405
英 国	11	12	191	12	96	428	24	11	19	158	962	
欧州その他	140	107	452	117	198	263	65	55	42	500	1,939	
小 計	1,934	878	3,049	1,572	3,040	7,646	892	950	348	4,200	24,509	

7. 事業 (6)企業信用調査

国名	商品名	機械機器				金属及び 金属製品	化学 製品	紡績及び 繊維製品	食料品	雑貨	その他	国別 合計
		一般機械	電気機器	輸送用機器	精密機器							
北・ 中南米	アルゼンチン	47	3	28	5	19	196	1	23	1	110	433
	バハマ	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	2
	ボリビア	4	3	15	3	2	0	0	1	0	4	32
	ブラジル	69	5	2	7	293	512	19	63	27	548	1,545
	カナダ	8	6	0	14	69	123	4	39	12	57	332
	チリ	54	9	14	19	18	27	0	3	14	29	187
	コロンビア	10	7	61	7	152	93	0	2	2	95	429
	コスタリカ	1	0	57	8	70	18	0	10	0	3	167
	エクアドル	0	0	92	11	15	31	0	3	0	4	156
	メキシコ	175	152	189	18	1,443	522	6	57	42	156	2,760
	パナマ	64	3	83	0	1	52	0	40	4	115	362
	パラグアイ	9	2	93	7	3	22	0	3	2	13	154
	ペルー	6	2	9	20	185	40	0	4	0	36	302
	米 国	215	139	84	124	863	1,157	40	345	67	161	3,195
	ベネズエラ	13	12	4	3	8	24	0	0	0	0	64
北・中南米その他	120	3	285	38	73	94	0	74	0	82	769	
小 計	795	346	1,017	284	3,214	2,911	70	667	171	1,414	10,889	
太平 洋	オーストラリア	51	18	4	5	93	235	10	29	6	104	555
	ニュージーランド	14	3	1	0	57	82	0	35	0	16	208
	マーシャル諸島	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	2
	大洋州その他	11	0	39	5	20	6	0	3	1	28	113
	小 計	76	21	46	10	170	323	10	67	7	148	878
国名不明										520	520	
合 計	30,461	7,439	25,265	9,748	58,318	66,275	3,960	18,376	1,668	28,597	250,107	

(6) 企業信用調査

① 種類別利用件数

地域別

種別	件数	比率
国内調査	272	96.5%
海外調査	10	3.5%
合計	282	100%

調査種類別

種別	件数	比率
新規・最新調査	67	23.8%
既存調査	215	76.2%
合計	282	100%

② 利用件数の推移

年度	利用件数	内 訳	
		国内調査	海外調査
H18	477	445	32
H19	427	405	22
H20	395	381	14
H21	427	405	22
H22	343	324	19
H23	254	218	36
H24	274	245	29
H25	290	271	19
H26	262	252	10
H27	282	272	10

(7) 使節団派遣

① 訪タイ・マレーシア経済ミッション

1) 訪タイ・マレーシア経済ミッション連絡担当者事前打ち合わせ

12月22日(35名)

- a. ミッションの準備状況について
- b. ミッション当日までのスケジュールについて

2) 訪タイ・マレーシア経済ミッション結団式

1月27日(55名)

- a. 開会挨拶 日本・東京商工会議所 会頭 三村 明 夫
- b. 来賓ブリーフィング
 - ①「最近のタイ情勢と日・タイ関係」
「最近のマレーシア情勢と日・マレーシア関係」
外務省 アジア大洋州局 南部アジア部長 梨 田 和 也 氏
 - ②「タイ・マレーシアの経済状況」
経済産業省 通商政策局 アジア大洋州課 課長 岩 田 泰 氏
- c. 訪タイ・マレーシア経済ミッションについて
 - ①団長、副団長、顧問、事務総長について
 - ②日程等について
 - ③団費について
- d. 閉会

3) 訪タイ・マレーシア経済ミッション

1月31日～2月6日

メンバー 三村明夫 日本・東京商工会議所会頭を団長に、東商副会頭・議員および各地商工会議所会頭等、総勢79名

訪問地：タイ（バンコク）、マレーシア（クアラルンプール）

内容：

- a. タイ
 - ①プラユット・ジャンオーチャー首相への表敬訪問
 - ②アーコム・トゥームピッタヤパイシット運輸大臣への表敬訪問
 - ③ポンチャイ・タルクルワラノン工業大臣政務官への表敬訪問
 - ④ウィニッチャイ・チュムチャウン商務大臣政務官への表敬訪問

7. 事業 (7)使節団派遣

⑤日タイ経済フォーラム

挨拶 タイ商業・工業・金融合同常任委員会 会長 ブーンタック・ワンチャルーン 氏
日本・東京商工会議所 会頭 三村 明 夫

基調講演

商務省 副大臣 スウィット・メーメンシー 氏
タイ商業・工業・金融合同常任委員会と日本商工会議所との覚書署名

「中小企業のビジネスチャンスについて」

(株)みずほフィナンシャルグループ 常任顧問 塚本 隆 史 氏

タイ工業連盟 副会長 チェン・ナムチャイシリ 氏

「経済統合（TPP、RCEP、AEC）について」

(株)三井住友銀行 顧問 星 文 雄 氏

タイ貿易院 副会長 ピヤブトゥル・チョンビジャン 氏

「インフラの発展について」

日商・東商特別顧問 丸紅(株) 会長 朝 田 照 男

TMB銀行 卸売金融事務所長 ピティ・タンタカセム 氏

⑥カシコン銀行視察

⑦現地事情ブリーフィング

在タイ日本大使館 公使 内 川 昭 彦 氏

在タイ日本大使館 公使 大 村 周 太郎 氏

盤谷日本人商工会議所 会頭 村 越 晃 氏

ジェットロバンコク 所長 保 住 正 保 氏

タイ投資委員会 エグゼクティブディレクター ボンゴット・アヌロート 氏

⑧ウィラサック外務大臣政務官主催夕食会

⑨盤谷日本人商工会議所との夕食会

b. マレーシア

①ナジブ・ラザク首相への表敬訪問

②サイド・ハミド陸上公共交通委員会議長への表敬訪問

③日本・マレーシア経済フォーラム

開会挨拶 日本・商工会議所 会頭 三村 明 夫

歓迎挨拶 マレーシア日本経済協議会 会長 アズマン・ハシム 氏

セッション1 基調講演

国際貿易産業省 第二大臣 オン・カ・チュアン 氏

セッション2

「イントロダクション」

マレーシア日本経済協議会 事務総長 モハメド・イクバル 氏

日本・東京商工会議所 専務理事 石 田 徹

「エネルギーに関する課題と懸念、エネルギー効率化について」

マレーシア投資開発庁 クリーンテクノロジー&環境マネジメント部門 ディレクター

ズアイダ・アブドゥラ 氏

日商特別顧問・東商副会頭 釜 和 明

「ハラル食品のサプライチェーンについて」

マレーシア貿易開発公社 食品・バイオ・ハラル部門 ディレクター

モハマド・アミノドゥン・シヤム 氏

ブラヒムズ・ホールディング アソシエイト・ディレクター ナセル・アブ・バカール 氏

日本通運(株) 執行役員 内田 敏明 氏

④現地事情のブリーフィング

在マレーシア日本大使館 公使 兒玉 良則 氏
マレーシア日本人商工会議所 会頭 外 処 敏彦 氏
ジェトロクアラルンプール 所長 梶 田 朗 氏
伊勢丹クアラルンプール 社長 湯 谷 信治 氏

⑤マレーシア日本国際工科院視察

⑥宮川眞喜雄駐マレーシア日本大使主催夕食会

⑦マレーシア日本人商工会議所との夕食会

② 世界商工会議所大会・ミラノ万博視察会

1) 世界商工会議所大会・ミラノ万博視察会事前説明会

5月26日(25名)

- a. 開会挨拶 日本・東京商工会議所 専務理事 中村 利雄
b. 出席者紹介
c. 説明

- ① 視察会の目的、ご参加者について
② 世界商工会議所大会・ミラノ万博(日本館優先入館)について
③ 結団式の開催について
④ 視察会の行程内容(スケジュール)について
⑤ ドレスコードについて
⑥ イタリア基本情報、ホテル情報、市内視察先情報について
⑦ 各種ご案内・ご注意事項等について

- d. 質疑応答
e. 閉会

2) 世界商工会議所大会・ミラノ万博視察会結団式

6月5日(23名)

- a. 視察会参加者紹介
b. 視察会の行程について

3) 世界商工会議所大会・ミラノ万博視察会

6月9日～14日(27名)

訪問地：イタリア(トリノ、ミラノ)

内容：世界商工会議所連合主催の「第9回世界商工会議所大会」に参加するとともに、「ミラノ国際博覧会(ミラノ万博)」を視察

(8) 見本市・展示会

① 展示会・トレードショウ出展支援

1) エコプロダクツ2015

環境に配慮した製品やサービスに関する日本最大級の環境展示会。

主 催 (一社)産業環境管理協会、(株)日本経済新聞社 後援：東京商工会議所 他

会 期 平成27年12月10日～12日(3日間)、午前10時～午後6時(最終日午後5時)

会 場 東京ビッグサイト

出 展 消費財・産業資材・エネルギー等あらゆる分野のエコ製品・サービスに関連する企業・団体
702社・団体、1,587小間

入場者数 169,118人

◆商工会議所会員コーナー「商工会議所エコビジネススクエア」概要◆

会 場 東1ホール内

7. 事業 (8)見本市・展示会

小間仕様 3㎡(間口2m×奥行き1.5m×高さ2.7m) / 1小間

出展料 1小間: ¥93,000

2小間: ¥176,000

3小間: ¥255,000 (料金はいずれも税抜3日間)

※出展の柔軟性を図るため、複数の出展形式を設定

出展社数 27社43小間 ※横浜商工会議所・川崎商工会議所と連携して出展

○出展者説明会・小間位置抽選会 9月30日 午後4時15分～5時

○出展者交流会 a. 出展者説明会後 9月30日 午後5時～6時

参加人数 18名

b. 会期初日後 12月10日 午後6時30分～7時30分

参加人数 18名

2) CEATEC JAPAN2015

アジア最大級のIT・エレクトロニクス総合展。

主催 CEATEC JAPAN実施協議会

(一社)電子情報技術産業協会、(一社)情報通信ネットワーク産業協会、

(一社)コンピュータソフトウェア協会 後援:東京商工会議所 他

会期 平成27年10月7日～10日(4日間)、午前10時～午後5時

会場 幕張メッセ

出展 ■機器メーカー ■部品、デバイス、材料メーカー ■放送・通信事業者 ■ソフト・コンテンツ制作企業 ■商社・流通企業 ■サービス企業 ■新聞・雑誌等の出版社 ■教育・研究機関 ■行政機関・行政法人、公益法人・非営利法人、公共団体、業界団体等

531社・団体、1,609小間

入場者数 133,048人

◆商工会議所会員コーナー「商工会議所ビジネススクエア」概要◆

会場 4ホール内

小間仕様 3㎡(間口2m×奥行き1.5m×高さ2.7m) / 1小間

出展料 1小間: ¥170,000

2小間: ¥267,000

3小間: ¥363,000 (料金はいずれも税抜4日間)

出展社数 10社15小間 ※川崎商工会議所と連携して出展

○出展者説明会・小間位置抽選会 7月28日 午後3時15分～5時

○出展者交流会・出展者説明会後 7月28日 午後5時～6時

3) SEMICON Japan2015

37年の実績を誇る、世界最大の半導体製造装置・材料の総合展示会。

主催 SEMI

会期 平成27年12月16日～18日(3日間) 午前10時～午後5時

会場 東京ビッグサイト 東展示棟

出展 732社・団体

入場者数 60,378人

◆商工会議所会員コーナー「商工会議所パビリオン」概要◆

会場 東2ホール内

小間仕様 4㎡(間口2m×奥行き2m×高さ2.7m) / 1小間

出展料 1小間: ¥190,000

2小間: ¥380,000 (料金はいずれも税抜3日間)

出展社数 2社2小間

4) N+ (エヌプラス) 2015

製品企画・開発担当者が自社製品の高機能化・高付加価値化を実現するための7つのキーワードを元に開催する材料と技術の複合展

主催 一般社団法人プラスチック工業技術研究会

会期 平成27年9月30日～10月2日(3日間) 午前10時～午後5時

会場 東京ビッグサイト 西1・2ホール

出展 255社

入場者数 32,047人

◆商工会議所 合同出展コーナー概要◆

会場 西2ホール内

小間仕様 6.0㎡(間口3m×奥行き2m×高さ2.7m) / 1小間

※出展の柔軟性を図るため、複数の出展形式を設定

出展料 1小間: ¥250,000(料金は税込3日間)

出展社数 10社11小間

5) JAPAN PACK 2015

包装を中心として、製品の製造から流通までに関する最新鋭機器・技術・サービスとそのユーザー・バイヤーが一堂に会するアジア最大級の包装総合展

主催 一般社団法人日本包装機械工業会

会期 平成27年10月13日～16日(4日間) 午前10時～午後5時

会場 東京ビッグサイト 東棟

出展 415社・団体

入場者数 119,317人

◆商工会議所会員コーナー「商工会議所ビジネススクエア」概要◆

会場 東5ホール内

小間仕様 3.92㎡(間口1.98m×奥行き1.98m×高さ2.7m) / 1小間

出展料 1小間: ¥200,000(料金は税抜4日間)

出展社数 6社6小間

6) 2015 “よい仕事おこし” フェア

“つながり”や“絆”を結ぶ機会の提供から、国民経済の活力を取り戻すための新たな“よい仕事おこし”を実現し、日本を明るく元気にすることを目的として開催する展示会。

東商ブースを1小間設け、各種事業のPR等を実施。

主催 「2015 “よい仕事おこし” フェア」事務局 後援: 復興庁、東京都、東京商工会議所他

会期 平成27年9月8日～9月9日(2日間) 午前10時～午後6時(最終日午後4時)

会場 東京国際フォーラム

出展 375ブース

入場者数 29,423人

7) 江戸・TOKYO 技とテクノの融合展2015

新製品・新技術・新サービスの開発や既存事業の拡大や、経営革新に取り組み、自社の製品・商品・技術・サービスについて情報の発信を希望している中小企業を広く紹介する展示会。

東商ブースを2小間設け、「勇気ある経営大賞」受賞企業の紹介、東商事業のPR等を実施。

テーマ 東京創造力 ～踏み出そう! 中小企業がきづく明日～

主催 東京信用保証協会 後援: 東京商工会議所他

会期 平成27年10月2日 午前10時～午後5時

7. 事業 (9) 蓼科フォーラム

会 場 東京国際フォーラム
 出 展 中小企業271社、支援機関13機関・団体
 入場者数 11,245人

8) 産業交流展2015

原則として、首都圏（東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県）に事業所を有する中小企業などの優れた技術や製品を一堂に展示し、販路開拓による受発注の拡大、企業間連携の実現、情報収集・交換などのビジネスチャンスを提供する展示会。

東商ブースを3小間設け、2015年度「勇気ある経営大賞」受賞企業の紹介、東商事業のPR等を実施。

主 催 産業交流展2015実行委員会（東京都、東京商工会議所他）

会 期 平成27年11月18日～11月20日（3日間）

午前10時～午後6時（最終日午後5時）

会 場 東京ビッグサイト 西1・2ホール

出 展 906社・団体

入場者数 50,067人

② 展示会活用セミナー

1) 5月21日（71名）～中小企業こそ展示会を活用せよ～展示会からの「売上」の作り方！

講師：シンフォニーマーケティング㈱ 代表取締役 庭山 一郎 氏

2) 9月30日（46名）中小企業の展示会出展“必勝法”～なぜ、あのブースに人が集まるのか？～

講師：サクラインターナショナル㈱ 取締役企画営業統括本部長 武田 学 氏

(9) 蓼科フォーラム

本年度の宿泊者数は、5,094名で前年度の4,800名を294名上回った（106.1%増）。研修・会合での利用者は1,967名（前年度1,866名）、リゾート利用は3,127名（同2,934名）。利用者数に占める会員の割合は全体の77.0%だった。

施設の維持・管理については、積雪や落雷による被災への対応のほか、夏の高稼働期を迎える前の、エアコンや大浴場のろ過装置修繕など、利用者の安全・衛生と快適性の確保に努めた。

また、6月5日に開催された臨時議員総会で、2016年11月での閉館が報告された。

① 稼働状況

月	営業日数	宿泊者数	宿泊稼働	客室稼働
4月	29日	280名	17.9%	15.6%
5月	31日	384名	22.9%	22.9%
6月	30日	300名	18.5%	22.1%
7月	31日	610名	36.4%	41.1%
8月	31日	996名	59.5%	59.0%
9月	30日	650名	40.1%	44.4%
10月	31日	688名	41.1%	47.2%
11月	29日	390名	24.9%	29.9%
12月	31日	257名	15.4%	15.4%
1月	31日	227名	13.6%	12.2%
2月	29日	111名	7.1%	6.5%
3月	31日	201名	12.0%	13.3%
合計	364日	5,094名	25.9%	27.6%

② 形態別利用状況

		宿泊者・利用者数	構成比
研 修 ・ 会 合	本 部	611名	11.2%
	支 部	97名	1.8%
	会員企業	1,155名	21.2%
	そ の 他	104名	1.9%
	計	1,967名	36.0%
リ ゾ ー ト (福 利 厚 生)	本 部	14名	0.3%
	支 部	167名	3.1%
	会員企業	2,087名	38.2%
	そ の 他	626名	11.5%
	事務局員	233名	4.3%
計	3,127名	57.3%	
宿泊者数計		5,094名	93.3%
ディユース		363名	6.7%
合 計		5,457名	100%

※本部・支部の利用者数には主催事業に参加した会員企業679名含む

③ 運営管理業務 エームサービス㈱に業務委託

④ 企画商品

1) 通年企画

研修サポートパック・会議サポートパック (延1, 967名)

老舗旅館「ぬのはん」温泉&ランチプラン (49名)

スパティオ体験工房 そば打ち体験プラン (37名)

2) 期間限定企画

バラクライングリッシュガーデンプラン (21名) 4月 3日 (金) ~ 11月 2日 (月)

ゴルフプラン (延1, 235名) 4月 4日 (土) ~ 11月29日 (日)

上高地散策プラン (70名) 4月25日 (土) ~ 11月 8日 (日)

年末年始プラン (延170名) 12月28日 (月) ~ 1月 3日 (日)

スキープラン (延125名) 12月 5日 (土) ~ 3月21日 (月)

春休み・ゴールデンウィーク3世代プラン (延べ20名) 4月1日 (水) ~ 5月10日 (日)

3) バスツアー

10月20日 (火) ~ 21日 (水) 「紅葉の上高地と笹一酒造『酒遊館』見学」(42名)

(中央・新宿支部共催)

⑤ 主な施設・設備関連の工事

4月 落雷被害による中央監視盤・非常用発電機、積雪被害による大浴場底、エアコン客室系統の修繕を実施。

5月 大浴場浴室ろ過装置の修繕、給湯循環ポンプの更新を実施。

8月 エアコン室外機 (客室系統) の予防的部品交換の実施。

11月 ダイニングシェードカーテン・客室及び廊下カーテンの交換を実施。

(10) 講演会・講座

通学・合宿講座は、123テーマ、268回開催し、総受講者数は7,547名であった。

顧客への訪問ヒアリングからニーズを把握し、研修内容の改善や講師交代などによる既存講座の充実を図った。「リーダーのための職場活性化講座」や、「海外販路開拓の実践講座」など、ビジネススキル分野や国際ビジネスに関わる分野の講座をはじめ、新規に18テーマを企画。平成28年1月から全面施行されたマイナンバー法については、実務対応に必要なポイントをまとめた研修を、経営者・法務、財務・経理、人事・総務の各担当者向けに実施した。

また既存顧客の満足度と社外研修の利用実態を調べるため、研修担当者を対象に「『社外研修』の利用に関するアンケート2015調査」を行った。

通信講座は本年度より創設された「ビジネスマネジャー検定試験」開始に合わせ、東京商工会議所主催の通信講座として「ビジネスマネジャー検定試験公式通信講座」を開設。従来の通信他団体との提携講座も併せて120講座開講し、総受講者数は1,601名であった。

① 通学・合宿講座

セミナー名	開催日 (開始)
担当講師	参加者数
a. 新入社員	
【A1-2】新入社員ビジネス基礎講座〔1日コース〕	4月 2日
(株)マネジメントサポート 講師 北村 真澄 氏	89名
【A1-2】新入社員ビジネス基礎講座〔1日コース〕	4月 2日
(株)マネジメントサポート 講師 野々山 美紀 氏	89名
【A1-3】新入社員ビジネス基礎講座〔1日コース〕	4月 3日
(株)マネジメントサポート 講師 野々山 美紀 氏	81名

7. 事業 (10)講演会・講座

セミナー名	開催日 (開始)
担当講師	参加者数
【A1-4】新入社員ビジネス基礎講座〔1日コース〕 (株)マネジメントサポート 講師 北村 真澄 氏	4月 6日 55名
【A1-5】新入社員ビジネス基礎講座〔1日コース〕 (株)マネジメントサポート 講師 北村 真澄 氏	4月 7日 71名
【A1-1】新入社員ビジネス基礎講座〔1日コース〕 (株)マネジメントサポート 社長 古谷 治子 氏	3月31日 36名
【A2-1】新入社員ビジネス基礎講座〔2日コース〕 (株)ノビテク 講師 越山 揺巳香 氏	4月 2日 90名
【A2-1】新入社員ビジネス基礎講座〔2日コース〕 (株)ノビテク 講師 坂本 行廣 氏	4月 2日 89名
【A2-2】新入社員ビジネス基礎講座〔2日コース〕 (株)ノビテク 講師 坂本 行廣 氏	4月 6日 90名
【A2-3】新入社員ビジネス基礎講座〔2日コース〕 (株)ノビテク 講師 越山 揺巳香 氏	4月 7日 91名
【A3-1】新入社員ビジネス基礎講座〔少人数・実践中心／2日コース〕 シックス・スターズコンサルティング(株) 講師 柄澤 百代 氏	4月 2日 42名
【A3-1】新入社員ビジネス基礎講座〔少人数・実践中心／2日コース〕 シックス・スターズコンサルティング(株) 講師 西川 智子 氏	4月 2日 42名
【A3-2】新入社員ビジネス基礎講座〔少人数・実践中心／2日コース〕 シックス・スターズコンサルティング(株) 講師 柄澤 百代 氏	4月 6日 42名
【A3-3】新入社員ビジネス基礎講座〔少人数・実践中心／2日コース〕 シックス・スターズコンサルティング(株) 講師 柄澤 百代 氏	4月 8日 42名
【A3-4】新入社員ビジネス基礎講座〔少人数・実践中心／2日コース〕 シックス・スターズコンサルティング(株) 講師 柄澤 百代 氏	5月19日 40名
b. 合宿	
【B1-1】戦略的管理者育成コース (有)コンサルネット 代表取締役 小林 茂之 氏	5月19日 7名
【B1-2】戦略的管理者育成コース (有)コンサルネット 代表取締役 小林 茂之 氏	7月 8日 21名
【B1-3】戦略的管理者育成コース (有)コンサルネット 代表取締役 小林 茂之 氏	10月21日 11名
【B1-5】戦略的管理者育成コース (有)コンサルネット 代表取締役 小林 茂之 氏	2月17日 8名
【B2-1】新任管理者育成コース (株)ノビテク 取締役 永野 宏樹 氏	5月12日 14名
【B2-2】新任管理者育成コース (株)ノビテク 取締役 永野 宏樹 氏	6月 9日 17名
【B2-3】新任管理者育成コース (株)ノビテク 取締役 永野 宏樹 氏	7月14日 23名
【B2-4】新任管理者育成コース (株)ノビテク 取締役 永野 宏樹 氏	9月 8日 9名
【B2-5】新任管理者育成コース (株)ノビテク 取締役 永野 宏樹 氏	10月 6日 10名
【B2-6】新任管理者育成コース (株)ノビテク 取締役 永野 宏樹 氏	11月17日 18名
【B2-7】新任管理者育成コース (株)ノビテク 取締役 永野 宏樹 氏	12月15日 21名
【B2-8】新任管理者育成コース (株)ノビテク 取締役 永野 宏樹 氏	1月19日 7名

セミナー名	開催日 (開始)
担当講師	参加者数
【B2-9】新任管理者育成コース ㈱ノビテク 取締役 永野 宏樹 氏	3月 8日 12名
c. 階層別	
【C1-1】管理職準備基礎講座 ㈱エトス 代表取締役 門田 由貴子 氏	8月 5日 35名
【C1-2】管理職準備基礎講座 ㈱エトス 代表取締役 門田 由貴子 氏	10月 20日 32名
【C1-3】管理職準備基礎講座 ㈱エトス 代表取締役 門田 由貴子 氏	12月 2日 36名
【C1-4】管理職準備基礎講座 ㈱エトス 代表取締役 門田 由貴子 氏	1月 19日 17名
【C2-1】女性リーダー行動革新講座 ㈱マネジメントサポート 社長 古谷 治子 氏	7月 9日 36名
【C2-2】女性リーダー行動革新講座 ㈱マネジメントサポート 社長 古谷 治子 氏	11月 17日 30名
【C2-3】女性リーダー行動革新講座 ㈱マネジメントサポート 社長 古谷 治子 氏	2月 17日 25名
【C3-1】中堅社員パワーアップ講座〔社会人経験5～10年編〕 ㈱ユニゾン 社長 堤 幸政 氏	6月 9日 30名
【C3-2】中堅社員パワーアップ講座〔社会人経験5～10年編〕 ㈱ユニゾン 社長 堤 幸政 氏	10月 7日 39名
【C3-3】中堅社員パワーアップ講座〔社会人経験5～10年編〕 ㈱ユニゾン 社長 堤 幸政 氏	11月 19日 40名
【C3-4】中堅社員パワーアップ講座〔社会人経験5～10年編〕 ㈱ユニゾン 社長 堤 幸政 氏	1月 26日 23名
【C4-1】中堅社員パワーアップ講座〔社会人経験3～5年編〕 ㈱プライムタイム 代表取締役 坂本 敦子 氏	6月 16日 27名
【C4-2】中堅社員パワーアップ講座〔社会人経験3～5年編〕 ㈱プライムタイム 代表取締役 坂本 敦子 氏	10月 15日 35名
【C4-3】中堅社員パワーアップ講座〔社会人経験3～5年編〕 ㈱プライムタイム 代表取締役 坂本 敦子 氏	2月 4日 18名
【C5-1】若手社員パワーアップ講座〔社会人経験2～3年編〕 ㈱ノビテク 代表取締役 大林 伸安 氏	6月 24日 46名
【C5-2】若手社員パワーアップ講座〔社会人経験2～3年編〕 ㈱ノビテク 講師 内山 巖 氏	8月 4日 44名
【C5-3】若手社員パワーアップ講座〔社会人経験2～3年編〕 ㈱ノビテク 講師 内山 巖 氏	10月 14日 48名
【C5-4】若手社員パワーアップ講座〔社会人経験2～3年編〕 ㈱ノビテク 代表取締役 大林 伸安 氏	2月 16日 41名
【C6-1】新入社員フォローアップ講座〔平成27年度入社編〕 シックス・スターズコンサルティング㈱ 講師 柄澤 百代 氏	8月 7日 40名
【C6-2】新入社員フォローアップ講座〔平成27年度入社編〕 シックス・スターズコンサルティング㈱ 講師 柄澤 百代 氏	10月 6日 32名
【C6-3】新入社員フォローアップ講座〔平成27年度入社編〕 シックス・スターズコンサルティング㈱ 講師 柄澤 百代 氏	11月 11日 42名
【C6-4】新入社員フォローアップ講座〔平成27年度入社編〕 シックス・スターズコンサルティング㈱ 講師 柄澤 百代 氏	1月 28日 37名
【C7-1】新入社員のための電話対応徹底訓練講座 ㈱プランアンドオーガナイゼーション 講師 山中 慧夏 氏	4月 24日 50名

7. 事業 (10)講演会・講座

セミナー名	開催日 (開始)
担当講師	参加者数
【C8-1】新入社員のための社会人基礎講座〔平成27年度入社社員向け〕 ㈱ワークセッション 代表取締役 鈴木 泰 詩 氏	10月 2日 31名
【C8-2】新入社員のための社会人基礎講座〔平成27年度入社社員向け〕 ㈱ワークセッション 代表取締役 鈴木 泰 詩 氏	10月 5日 20名
【C9-1】新入社員のための「報・連・相」徹底訓練講座 ㈱ワークセッション 代表取締役 鈴木 泰 詩 氏	4月22日 52名
【C9-2】新入社員のための「報・連・相」徹底訓練講座 ㈱ワークセッション 代表取締役 鈴木 泰 詩 氏	4月23日 47名
【C9-3】新入社員のための「報・連・相」徹底訓練講座 ㈱ワークセッション 代表取締役 鈴木 泰 詩 氏	5月13日 51名
【C9-4】新入社員のための「報・連・相」徹底訓練講座 ㈱ワークセッション 代表取締役 鈴木 泰 詩 氏	5月28日 52名
【C10-1】新入社員のためのビジネスモラル講座 ㈱じんざい社 社長 柘 植 智 幸 氏	4月20日 49名
【C10-2】新入社員のためのビジネスモラル講座 ㈱じんざい社 社長 柘 植 智 幸 氏	4月21日 49名
d. 経営・マネジメント	
【D1-1】経営幹部のための財務3表一体理解講座 インテグラス㈱ 社長 諸 橋 清 貴 氏	7月 3日 29名
【D1-2】経営幹部のための財務3表一体理解講座 インテグラス㈱ 社長 諸 橋 清 貴 氏	11月19日 30名
【D1-3】経営幹部のための財務3表一体理解講座 インテグラス㈱ 社長 諸 橋 清 貴 氏	2月25日 28名
【D2-1】経営幹部のためのデータ分析・活用講座 システムリサーチ&コンサルト㈱ 代表取締役 住 中 光 夫 氏	7月23日 16名
【D2-2】経営幹部のためのデータ分析・活用講座 システムリサーチ&コンサルト㈱ 代表取締役 住 中 光 夫 氏	10月22日 16名
【D3-1】戦略をやり切る組織づくり講座 ㈱シー・シー・アイ 講師 平 尾 貴 治 氏	1月21日 16名
【D4-1】実務に基づく実践型経営戦略講座 ㈱MBA経営 代表取締役 山 田 修 氏	12月 4日 14名
【D6-1】エグゼクティブのためのスピーチトレーニング講座 ㈱グローバルリンク 代表取締役 大 串 亜由美 氏	12月10日 13名
【D7-1】経営幹部のための意思決定力向上講座 ㈱エトス 代表取締役 門 田 由貴子 氏	6月 2日 12名
e. 指導・育成	
【E1-1】部下の育成・指導法講座 ㈱アイ・イーシー 講師 福 本 伸 夫 氏	5月22日 42名
【E1-2】部下の育成・指導法講座 ㈱アイ・イーシー 講師 福 本 伸 夫 氏	8月21日 41名
【E1-3】部下の育成・指導法講座 ㈱アイ・イーシー 講師 福 本 伸 夫 氏	10月28日 25名
【E1-4】部下の育成・指導法講座 ㈱アイ・イーシー 講師 福 本 伸 夫 氏	11月27日 24名
【E1-5】部下の育成・指導法講座 ㈱アイ・イーシー 講師 福 本 伸 夫 氏	2月19日 30名
【E2-1】後輩指導力(OJTリーダー)養成講座 シックス・スターズコンサルティング㈱ 講師 柄 澤 百 代 氏	4月22日 28名

セミナー名	開催日 (開始)
担当講師	参加者数
【E2-2】後輩指導力 (OJTリーダー) 養成講座 シックス・スターズコンサルティング(株) 講師 柄澤百代氏	6月5日 28名
【E2-3】後輩指導力 (OJTリーダー) 養成講座 シックス・スターズコンサルティング(株) 講師 柄澤百代氏	11月13日 32名
【E2-4】後輩指導力 (OJTリーダー) 養成講座 シックス・スターズコンサルティング(株) 講師 柄澤百代氏	2月24日 26名
【E3-1】部下の指導・育成に活かすコーチング講座 ビジネスコーチ(株) 代表取締役 細川馨氏	7月15日 50名
【E3-2】部下の指導・育成に活かすコーチング講座 ビジネスコーチ(株) 代表取締役 細川馨氏	12月9日 26名
【E3-3】部下の指導・育成に活かすコーチング講座 ビジネスコーチ(株) 代表取締役 細川馨氏	3月9日 26名
【E4-1】ゆとり教育世代への効果的指導法講座 (株)じんざい社 社長 柘植智幸氏	3月15日 16名
【E5-1】外国人部下に対するコミュニケーション・指導法講座 (一社)キャリアマネジメント研究所 代表理事 千葉祐大氏	5月14日 7名
【E6-1】部下との面接・面談スキルアップ講座 (株)キャラウィット 代表取締役 上岡実弥子氏	9月4日 10名
f. 法務	
【F1-1】ビジネス法務入門講座 (株)ワールド・ヒューマン・リソース 弁護士 住吉健一氏	4月24日 25名
【F1-2】ビジネス法務入門講座 (株)ワールド・ヒューマン・リソース 弁護士 住吉健一氏	9月17日 24名
【F1-3】ビジネス法務入門講座 (株)ワールド・ヒューマン・リソース 弁護士 住吉健一氏	2月17日 26名
【F2-1】契約実務の法律基礎講座 海谷・江口・池田法律事務所 弁護士 江口正夫氏	5月22日 39名
【F2-2】契約実務の法律基礎講座 海谷・江口・池田法律事務所 弁護士 江口正夫氏	10月29日 40名
【F2-3】契約実務の法律基礎講座 海谷・江口・池田法律事務所 弁護士 江口正夫氏	3月9日 41名
【F3-1】契約法務の実践講座 海谷・江口・池田法律事務所 弁護士 江口正夫氏	7月24日 41名
【F3-2】契約法務の実践講座 海谷・江口・池田法律事務所 弁護士 江口正夫氏	11月13日 31名
【F4-1】労働法実務講座〔入門編〕 石寄・山中総合法律事務所 弁護士 山中健児氏	5月20日 23名
【F4-2】労働法実務講座〔入門編〕 石寄・山中総合法律事務所 弁護士 山中健児氏	1月28日 19名
【F5-1】マイナンバー実務対策講座〔経営者・法務担当者向け〕 牛島総合法律事務所 弁護士 影島広泰氏	7月16日 49名
【F5-2】マイナンバー実務対策講座〔経営者・法務担当者向け〕 牛島総合法律事務所 弁護士 影島広泰氏	7月16日 48名
【F7-1】法律から学ぶ債権管理・回収講座 (株)ワールド・ヒューマン・リソース 弁護士 田中寿一郎氏	5月26日 18名
【F8-1】役員に必要な会社経営の法務知識講座 海谷・江口・池田法律事務所 弁護士 江口正夫氏	7月10日 23名

7. 事業 (10)講演会・講座

セミナー名	開催日 (開始)
担当講師	参加者数
g. 人事・総務	
【G1-1】社会保険実務講座〔入門編〕	5月27日
兼子・山下経営労務事務所 代表社員 山下 順子 氏	44名
【G1-2】社会保険実務講座〔入門編〕	9月18日
兼子・山下経営労務事務所 代表社員 山下 順子 氏	41名
【G1-3】社会保険実務講座〔入門編〕	1月27日
兼子・山下経営労務事務所 代表社員 山下 順子 氏	35名
【G2-1】社会保険実務講座〔実践編〕	6月16日
兼子・山下経営労務事務所 代表社員 兼子 憲一 氏	30名
【G2-2】社会保険実務講座〔実践編〕	10月22日
兼子・山下経営労務事務所 代表社員 兼子 憲一 氏	29名
【G2-3】社会保険実務講座〔実践編〕	2月15日
兼子・山下経営労務事務所 代表社員 兼子 憲一 氏	16名
【G3-1】総務スタッフ入門講座	5月13日
(株)コンサル・コープ 代表取締役 高橋 幸子 氏	40名
【G3-2】総務スタッフ入門講座	10月21日
(株)コンサル・コープ 代表取締役 高橋 幸子 氏	34名
【G3-3】総務スタッフ入門講座	2月23日
(株)コンサル・コープ 代表取締役 高橋 幸子 氏	29名
【G4-1】給与計算の実務講座	6月4日
兼子・山下経営労務事務所 代表社員 兼子 憲一 氏	35名
【G4-2】給与計算の実務講座	10月7日
兼子・山下経営労務事務所 代表社員 兼子 憲一 氏	28名
【G4-3】給与計算の実務講座	2月3日
兼子・山下経営労務事務所 代表社員 兼子 憲一 氏	26名
【G5-1】高齢者賃金の決め方と年金・社会保険手続き対策講座	8月6日
兼子・山下経営労務事務所 代表社員 山下 順子 氏	15名
【G6-1】育成体系・教育体系の作り方講座	10月14日
(株)アイ・イーシー 講師 福本 伸夫 氏	21名
【G7-1】海外赴任者の労務管理・給与・社会保険・税務講座	7月8日
トムズ・コンサルタント(株) 代表取締役 河西 知一 氏	13名
【G8-1】年末調整の実務講座	10月27日
トムズ・コンサルタント(株) 代表取締役 河西 知一 氏	41名
【G8-2】年末調整の実務講座	11月5日
トムズ・コンサルタント(株) 代表取締役 河西 知一 氏	25名
【G9-1】他社事例から学ぶ評価・昇格・報酬の再点検講座	8月26日
人材パワーアップコンサルティング(株) 社長 二宮 靖志 氏	18名
【G10-1】人事採用担当者のための会社説明会での話し方・伝え方講座	2月24日
(株)ブレイクビジョン 代表取締役 車塚 元章 氏	23名
【G10-2】人事採用担当者のための会社説明会での話し方・伝え方講座	3月10日
(株)ブレイクビジョン 代表取締役 車塚 元章 氏	22名
【G11-1】会社を守る「就業規則セミナー」	5月19日
TOMA社会保険労務士法人 代表社員 麻生 武信 氏	28名
【G12-1】問題社員の指導・対処と正しい辞めさせ方講座	11月18日
TOMA社会保険労務士法人 代表社員 麻生 武信 氏	36名
【G13-1】“新卒”採用面接官トレーニング講座	8月20日
(株)イノベートワン 代表取締役 竹中 勝則 氏	27名
【G14-1】マイナンバー実務対策講座〔人事・総務担当者向け〕	8月4日
兼子・山下経営労務事務所 代表社員 山下 順子 氏	100名

セミナー名	開催日 (開始)
担当講師	参加者数
【G15-1】マイナンバー実務対応 直前チェック講座 牛島総合法律事務所 弁護士 影島広泰氏	10月13日 51名
h. 財務・経理	
【H1-1】財務分析講座〔入門編〕 城所総合会計事務所 所長 城所弘明氏	6月24日 38名
【H1-2】財務分析講座〔入門編〕 城所総合会計事務所 所長 城所弘明氏	10月28日 32名
【H1-3】財務分析講座〔入門編〕 城所総合会計事務所 所長 城所弘明氏	1月22日 31名
【H2-1】財務分析講座〔実践編〕 城所総合会計事務所 所長 城所弘明氏	11月25日 17名
【H4-1】資金繰り実務講座〔入門編〕 TOMAコンサルタンツグループ(株) 理事 井関臣一朗氏	6月11日 25名
【H4-2】資金繰り実務講座〔入門編〕 TOMAコンサルタンツグループ(株) 理事 井関臣一朗氏	2月9日 19名
【H5-1】新任経理担当者の基礎実務講座 税理士法人田中事務所 専務・税理士 田中義晴氏	6月17日 40名
【H5-2】新任経理担当者の基礎実務講座 税理士法人田中事務所 専務・税理士 田中義晴氏	9月8日 29名
【H5-3】新任経理担当者の基礎実務講座 税理士法人田中事務所 専務・税理士 田中義晴氏	1月21日 35名
【H6-1】経理担当者レベルアップ講座 税理士法人田中事務所 専務・税理士 田中義晴氏	7月17日 37名
【H6-2】経理担当者レベルアップ講座 税理士法人田中事務所 専務・税理士 田中義晴氏	9月16日 17名
【H6-3】経理担当者レベルアップ講座 税理士法人田中事務所 専務・税理士 田中義晴氏	2月16日 27名
【H7-1】社長を支える経理部長の役割と実務講座 (株)組織デザイン研究所 社長 小笠原士郎氏	5月18日 10名
【H7-2】社長を支える経理部長の役割と実務講座 (株)組織デザイン研究所 社長 小笠原士郎氏	9月16日 18名
【H8-1】決算書の基礎講座 湊税理士事務所 税理士 湊義和氏	7月7日 18名
【H8-2】決算書の基礎講座 湊税理士事務所 税理士 湊義和氏	12月9日 12名
【H8-3】決算書の基礎講座 湊税理士事務所 税理士 湊義和氏	1月20日 9名
【H9-1】在庫最適化のための効率的実地棚卸方法講座 (株)流通エンジニアリング 社長 横山英機氏	11月17日 25名
【H10-1】法人税申告書の基礎講座 渡邊一成税理士事務所 所長 渡邊一成氏	11月6日 12名
【H11-1】初歩から学ぶ原価計算の基礎講座 (株)MEマネジメントサービス 公認会計士 橋本賢一氏	6月9日 34名
【H11-2】初歩から学ぶ原価計算の基礎講座 (株)MEマネジメントサービス 公認会計士 橋本賢一氏	2月2日 14名
【H14-1】マイナンバー実務対策講座〔財務・経理担当者向け〕 城所総合会計事務所 所長 城所弘明氏	8月10日 110名

7. 事業 (10)講演会・講座

セミナー名	開催日 (開始)
担当講師	参加者数
i. 営業・販売	
【I1-1】営業“基礎力”養成講座 ビジネスディベロップサポート 代表 大 軽 俊 史 氏	4月14日 39名
【I1-2】営業“基礎力”養成講座 ビジネスディベロップサポート 代表 大 軽 俊 史 氏	7月 7日 37名
【I1-3】営業“基礎力”養成講座 ビジネスディベロップサポート 代表 大 軽 俊 史 氏	10月15日 34名
【I1-4】営業“基礎力”養成講座 ビジネスディベロップサポート 代表 大 軽 俊 史 氏	2月 4日 16名
【I2-1】営業力強化講座〔営業経験2～5年編〕 ㈱営業会議 社長 野 口 明 美 氏	5月21日 19名
【I2-2】営業力強化講座〔営業経験2～5年編〕 ㈱営業会議 社長 野 口 明 美 氏	9月10日 18名
【I2-3】営業力強化講座〔営業経験2～5年編〕 ㈱営業会議 社長 野 口 明 美 氏	1月21日 17名
【I3-1】営業チームリーダー養成講座 ㈱ディ・フォース・インターナショナル 代表取締役 福 島 章 氏	6月10日 37名
【I3-2】営業チームリーダー養成講座 ㈱ディ・フォース・インターナショナル 代表取締役 福 島 章 氏	11月10日 23名
【I3-3】営業チームリーダー養成講座 ㈱ディ・フォース・インターナショナル 代表取締役 福 島 章 氏	2月23日 10名
【I4-1】稼ぎ続ける営業チームづくり講座 ㈱V字経営研究所 代表取締役 酒 井 英 之 氏	6月11日 17名
【I4-2】稼ぎ続ける営業チームづくり講座 ㈱V字経営研究所 代表取締役 酒 井 英 之 氏	10月 8日 10名
【I7-1】女性の営業力強化講座〔新任女性営業担当者向け〕 クロス・コンサルティング㈱ 代表取締役 島 津 愛 氏	5月14日 20名
【I7-2】女性営業力養成講座 クロス・コンサルティング㈱ 代表取締役 島 津 愛 氏	11月 6日 21名
【I11-1】成果の出る営業会議運営テクニック講座 ビジネスコーチ㈱ 代表取締役 細 川 馨 氏	9月16日 11名
【I13-1】営業交渉力トレーニング講座 (特)日本交渉協会 講師 小 前 俊 哉 氏	6月18日 28名
【I13-2】営業交渉力トレーニング講座 (特)日本交渉協会 講師 小 前 俊 哉 氏	10月 9日 21名
【I13-3】営業交渉力トレーニング講座 (特)日本交渉協会 講師 小 前 俊 哉 氏	2月24日 24名
【I14-1】「欲しい」を引き出すコーチング営業講座 ㈱セブンフォールド・ブリス 代表取締役 本 田 賢 広 氏	9月 3日 16名
【I16-1】接客の視点が変わるサービス力向上講座 ㈱三越伊勢丹ヒューマン・ソリューションズ 講師 塚 本 真 也 氏	9月 7日 15名
j. ビジネススキル	
【J1-1】ビジネスマナートレーニング講座 ㈱ビタミンM 代表取締役 鈴 木 真理子 氏	4月16日 41名
【J1-2】ビジネスマナートレーニング講座 ㈱ビタミンM 代表取締役 鈴 木 真理子 氏	6月25日 41名
【J1-3】ビジネスマナートレーニング講座 ㈱ビタミンM 代表取締役 鈴 木 真理子 氏	9月17日 35名

セミナー名	開催日 (開始)
担当講師	参加者数
【J1-4】ビジネスマナートレーニング講座 ㈱ビタミンM 代表取締役 鈴木 真理子 氏	11月12日 39名
【J1-5】ビジネスマナートレーニング講座 ㈱ビタミンM 代表取締役 鈴木 真理子 氏	2月10日 30名
【J2-1】信頼をつなぐ電話対応トレーニング講座 ㈱プランアンドオーガナイゼーション 講師 青木 桂子 氏	5月25日 26名
【J2-2】信頼をつなぐ電話対応トレーニング講座 ㈱プランアンドオーガナイゼーション 講師 青木 桂子 氏	9月15日 24名
【J3-1】ビジネス文書・Eメールの書き方講座〔入門編〕 ㈱ビタミンM 代表取締役 鈴木 真理子 氏	5月14日 34名
【J3-2】ビジネス文書・Eメールの書き方講座〔入門編〕 ㈱ビタミンM 代表取締役 鈴木 真理子 氏	10月22日 36名
【J3-3】ビジネス文書・Eメールの書き方講座〔入門編〕 ㈱ビタミンM 代表取締役 鈴木 真理子 氏	3月10日 27名
【J4-1】プレゼンテーション力アップ講座〔入門編〕 ㈱アイ・イーシー 講師 難波 法 広 氏	6月19日 26名
【J4-2】プレゼンテーション力アップ講座〔入門編〕 ㈱アイ・イーシー 講師 難波 法 広 氏	9月 4日 21名
【J4-3】プレゼンテーション力アップ講座〔入門編〕 ㈱アイ・イーシー 講師 難波 法 広 氏	1月15日 24名
【J5-1】プレゼンテーション力アップ講座〔実践編〕 マーキュリッチ㈱ 代表取締役 西野 浩 輝 氏	7月10日 18名
【J5-2】プレゼンテーション力アップ講座〔実践編〕 マーキュリッチ㈱ 代表取締役 西野 浩 輝 氏	11月 5日 12名
【J5-3】プレゼンテーション力アップ講座〔実践編〕 マーキュリッチ㈱ 代表取締役 西野 浩 輝 氏	2月10日 8名
【J6-1】聴き手がうなずく企画書・提案書のつくり方講座 システムリサーチ&コンサルト㈱ 代表取締役 住中 光 夫 氏	7月22日 36名
【J7-1】信頼される女性社員の気がさく仕事術講座 ㈱ソフィアパートナーズ 代表取締役 増谷 淳 子 氏	8月20日 54名
【J7-2】信頼される女性社員の気がさく仕事術講座 ㈱ソフィアパートナーズ 代表取締役 増谷 淳 子 氏	3月 8日 34名
【J8-1】信頼と協力を獲得する説得力向上講座 ㈱話し方研究所 顧問 櫻井 弘 氏	11月10日 22名
【J9-1】「分かりやすい文章」の書き方講座 藤沢晃治オフィス 代表 藤沢 晃 治 氏	2月 3日 33名
【J10-1】業務効率を上げるタイムマネジメント講座 ㈱セブンフォールド・ブリス 代表取締役 本田 賢 広 氏	2月23日 33名
【J11-1】クレーム対応徹底訓練講座 ㈱コントロール 代表取締役 人見 玲 子 氏	6月15日 28名
【J11-2】クレーム対応徹底訓練講座 ㈱コントロール 代表取締役 人見 玲 子 氏	8月18日 29名
【J11-3】クレーム対応徹底訓練講座 ㈱コントロール 代表取締役 人見 玲 子 氏	12月 8日 40名
【J15-1】アサーティブ・コミュニケーション講座 ㈱グローバリンク 代表取締役 大串 亜由美 氏	7月 9日 22名
【J16-1】リーダーのための職場活性化講座 シックス・スターズコンサルティング㈱ 代表取締役 原田 由美子 氏	6月 3日 31名

7. 事業 (10)講演会・講座

セミナー名	開催日 (開始)
担当講師	参加者数
【J16-2】リーダーのための職場活性化講座 シックス・スターズコンサルティング(株) 代表取締役 原田 由美子 氏	3月 3日 18名
【J17-1】ロジカルシンキングの活かし方講座 HRデザインスタジオ 代表 生方正也 氏	6月12日 41名
【J17-2】ロジカルシンキングの活かし方講座 HRデザインスタジオ 代表 生方正也 氏	9月15日 18名
【J17-3】ロジカルシンキングの活かし方講座 HRデザインスタジオ 代表 生方正也 氏	3月 3日 28名
【J21-1】報連相で極めるビジネスコミュニケーション講座 (株)ワークセッション 代表取締役 鈴木 泰詩 氏	10月 6日 34名
【J22-1】ムダを徹底削減する事務改善講座 ハートリンク 代表 阿部 紀子 氏	9月11日 12名
【J22-2】ムダを徹底削減する事務改善講座 ハートリンク 代表 阿部 紀子 氏	2月 9日 24名
【J23-1】チームビルディング基礎講座 (株)ディ・フォース・インターナショナル 代表取締役 福島 章 氏	10月19日 8名
【J24-1】リーダーのためのハラスメント対策講座 キャリアハーモニー 代表 小倉 環 氏	12月 8日 15名
k. 貿易	
【K1-1】貿易実務講座〔基礎編〕 中矢一虎法務事務所 代表 中矢一虎 氏	6月 3日 49名
【K1-2】貿易実務講座〔基礎編〕 中矢一虎法務事務所 代表 中矢一虎 氏	7月29日 50名
【K1-3】貿易実務講座〔基礎編〕 中矢一虎法務事務所 代表 中矢一虎 氏	9月 2日 52名
【K1-4】貿易実務講座〔基礎編〕 中矢一虎法務事務所 代表 中矢一虎 氏	11月25日 52名
【K1-5】貿易実務講座〔基礎編〕 中矢一虎法務事務所 代表 中矢一虎 氏	1月13日 49名
【K1-6】貿易実務講座〔基礎編〕 中矢一虎法務事務所 代表 中矢一虎 氏	3月 8日 50名
【K3-1】貿易実務講座〔輸入編〕 (一社)貿易アドバイザー協会 講師 芝田 政之 氏	7月14日 48名
【K3-2】貿易実務講座〔輸入編〕 (一社)貿易アドバイザー協会 講師 芝田 政之 氏	12月 4日 32名
【K4-1】貿易実務講座〔輸出編〕 中矢一虎法務事務所 代表 中矢一虎 氏	7月30日 47名
【K4-2】貿易実務講座〔輸出編〕 中矢一虎法務事務所 代表 中矢一虎 氏	11月26日 41名
【K5-1】実践型貿易実務講座〔輸出入編〕 (株)アースリンク 代表取締役 曾我 しのぶ 氏	6月22日 24名
【K5-2】実践型貿易実務講座〔輸出入編〕 (株)アースリンク 講師 川村 久美子 氏	2月18日 24名
【K7-1】貿易実務に役立つ英文契約基礎講座 中矢一虎法務事務所 代表 中矢一虎 氏	1月14日 11名
【K11-1】三国間貿易における書類作成の実務とEPAの利用 中矢一虎法務事務所 代表 中矢一虎 氏	9月 3日 36名
【K13-1】非特惠原産地証明申請の基礎実務講座 貿易証明アドバイザー 松本 猛 氏 他	5月15日 32名

セミナー名	開催日 (開始)
担当講師	参加者数
【K14-1】ウーン売買条約と貿易実務講座 (一社)日本商事仲裁協会 理事・大阪事務所長 大貫 雅 晴 氏	11月18日 17名
【K15-1】貿易実務に役立つ通関知識講座 中矢一虎法務事務所 代表 中 矢 一 虎 氏	6月 4日 50名
1. 国際ビジネス	
【L1-1】外国為替講座〔入門編〕 (株)アースリンク 講師 川 村 久美子 氏	2月 3日 17名
【L2-1】国際売買契約講座〔基礎編〕 フリーマン国際法律事務所 弁護士 ダグラス・K・フリーマン 氏	6月19日 26名
【L2-2】国際売買契約講座〔基礎編〕 フリーマン国際法律事務所 弁護士 ダグラス・K・フリーマン 氏	3月 2日 16名
【L3-1】英文ビジネスEメールライティング講座〔入門編〕 (株)オフィス・ビー・アイ 代表取締役 大島 さくら子 氏	6月12日 29名
【L3-2】英文ビジネスEメールライティング講座〔入門編〕 (株)オフィス・ビー・アイ 代表取締役 大島 さくら子 氏	12月11日 37名
【L4-1】英文ビジネスEメールライティング講座〔実践編〕 ナレッジマネジメントジャパン(株) 代表取締役 牧 野 和 彦 氏	8月27日 32名
【L4-2】英文ビジネスEメールライティング講座〔実践編〕 ナレッジマネジメントジャパン(株) 代表取締役 牧 野 和 彦 氏	1月26日 26名
【L5-1】海外の与信管理と債権回収講座 ナレッジマネジメントジャパン(株) 代表取締役 牧 野 和 彦 氏	11月11日 22名
【L7-1】Business Presentation Seminar Business Communications Consultant David Wagner 氏	10月19日 10名
【L8-1】「分かりやすい英文」の書き方講座 (公社)日本工業英語協会 専任講師 徳 田 皇 毅 氏	3月 3日 23名
【L10-1】英語プレゼンテーションスキルアップ講座 マーキュリッチ(株) 代表取締役 西 野 浩 輝 氏	7月16日 20名
【L11-1】Negotiation Course Business Communications Consultant David Wagner 氏	10月19日 11名
【L15-1】「ビジネス英語」電話対応講座〔基礎編〕 (株)オフィス・ビー・アイ 代表取締役 大島 さくら子 氏	2月25日 17名
【L16-1】中小企業のための国際税務基礎講座 松田会計事務所 所長 松 田 修 氏	7月16日 9名
【L17-1】海外展示会で使える「ビジネス英語」講座 Explodia Consulting 代表 洞 口 智 行 氏 統轄講師 Richard Ascough 氏	10月14日 13名
【L18-1】海外販路開拓の実践講座 Explodia Consulting 代表 洞 口 智 行 氏	11月25日 12名
p. パソコン・IT	
【PA1-1】アクセス基礎(2007編) 東商パソコン・IT担当講師	6月10日 8名
【PA1-2】アクセス基礎(2007編) 東商パソコン・IT担当講師	10月14日 5名
【PA1-3】アクセス基礎(2007編) 東商パソコン・IT担当講師	1月19日 6名
【PA2-1】アクセス応用(2007編) 東商パソコン・IT担当講師	7月 7日 3名
【PA2-2】アクセス応用(2007編) 東商パソコン・IT担当講師	11月12日 3名

7. 事業 (10)講演会・講座

セミナー名	開催日 (開始)
担当講師	参加者数
【PB-1】ワード&エクセル実践ベンリ技テクニック (2010編) 東商パソコン・IT担当講師	6月18日 12名
【PB-2】ワード&エクセル実践ベンリ技テクニック (2010編) 東商パソコン・IT担当講師	10月 8日 9名
【PB-3】ワード&エクセル実践ベンリ技テクニック (2010編) 東商パソコン・IT担当講師	3月 9日 16名
【PE1-1】エクセル基礎 (2010編) 東商パソコン・IT担当講師	5月12日 17名
【PE1-2】エクセル基礎 (2010編) 東商パソコン・IT担当講師	7月 9日 10名
【PE1-3】エクセル基礎 (2010編) 東商パソコン・IT担当講師	9月 8日 11名
【PE1-4】エクセル基礎 (2010編) 東商パソコン・IT担当講師	11月17日 4名
【PE1-5】エクセル基礎 (2010編) 東商パソコン・IT担当講師	1月13日 11名
【PE2-1】エクセル応用 (2010編) 東商パソコン・IT担当講師	5月19日 10名
【PE2-2】エクセル応用 (2010編) 東商パソコン・IT担当講師	7月16日 14名
【PE2-3】エクセル応用 (2010編) 東商パソコン・IT担当講師	9月16日 16名
【PE2-4】エクセル応用 (2010編) 東商パソコン・IT担当講師	12月 3日 10名
【PE2-5】エクセル応用 (2010編) 東商パソコン・IT担当講師	1月21日 6名
【PE3-1】エクセル関数応用活用編 (2010編) 東商パソコン・IT担当講師	6月 9日 8名
【PE3-2】エクセル関数応用活用編 (2010編) 東商パソコン・IT担当講師	8月 7日 9名
【PE3-3】エクセル関数応用活用編 (2010編) 東商パソコン・IT担当講師	10月 7日 10名
【PE3-4】エクセル関数応用活用編 (2010編) 東商パソコン・IT担当講師	12月 9日 10名
【PE3-5】エクセル関数応用活用編 (2010編) 東商パソコン・IT担当講師	2月18日 11名
【PE4-1】エクセルマクロVBA入門 (2010編) 東商パソコン・IT担当講師	8月19日 13名
【PG-1】新入社員向けワード&エクセル基礎短期演習講座2010 東商パソコン・IT担当講師	4月 8日 19名
【PG-2】新入社員向けワード&エクセル基礎短期演習講座2010 東商パソコン・IT担当講師	4月 9日 20名
【PG-3】新入社員向けワード&エクセル基礎短期演習講座2010 東商パソコン・IT担当講師	4月14日 18名
【PG-4】新入社員向けワード&エクセル基礎短期演習講座2010 東商パソコン・IT担当講師	4月16日 15名
【PH-1】ホームページ作成【HTML/CSS】 東商パソコン・IT担当講師	8月 5日 16名

セミナー名 担当講師	開催日(開始) 参加者数
【PH-2】ホームページ作成【HTML/CSS】 東商パソコン・IT担当講師	11月10日 6名
【PM-1】IT担当者入門 東商パソコン・IT担当講師	4月22日 7名
【PN-1】ネットワーク入門 東商パソコン・IT担当講師	4月23日 7名
【PP-1】パワーポイント(2007編) 東商パソコン・IT担当講師	6月16日 8名
【PW1-1】ワード基礎(2010編) 東商パソコン・IT担当講師	5月14日 4名
【PW2-1】ワード応用(2010編) 東商パソコン・IT担当講師	5月21日 7名

② 通信講座・eラーニング講座

1) 東京商工会議所主催通信講座

- a. ビジネス実務法務検定試験対策通信講座 合計750名

講座名	受講者数
1級コース	92名
2級コース	271名
3級コース	387名

- b. ビジネスマネジャー検定試験公式通信講座 受講者数558名 ((学)産業能率大学経由申込分75名含む)

- c. 福祉住環境コーディネーター検定試験対策通信講座 合計146名

講座名	受講者数
1級コース	70名
2級コース	36名
3級コース	40名

2) 他団体主催通信講座・eラーニング講座

- a. 業務提携先 (学)産業能率大学、(株)日本マンパワー、(株)日本能率協会マネジメントセンター、(株)ネットラーニング
- b. 講座数 113講座
- c. 受講者数 147名

(11) 交流事業

① 新年賀詞交歓会

国会議員や東京都議会議員など、多くの来賓を招き、役員・議員・会員間のより一層の交流促進を図るために開催。

1月14日(934名)

於：パレスホテル東京

② 新入会員ビジネス交流会

新入会員に対し、東商の事業・サービス利用のきっかけ作りとして、名刺・情報交換のための交流会を実施した。(計10回・延547社660名)また、新入会員だけでなく、会員による紹介者(非会員企業)も

7. 事業 (11)交流事業

参加可能な「朝活ビジネス交流会」(計2回・計65名)を開催した。

4月23日(66社、75名)	於:丸の内二丁目ビル	3階「会議室7」
5月26日(59社、72名)	於:丸の内二丁目ビル	3階「会議室7」
6月25日(57社、67名)	於:丸の内二丁目ビル	3階「会議室7」
7月29日(50社、61名)	於:丸の内二丁目ビル	3階「会議室7」
9月15日(59名、72名)	於:丸の内二丁目ビル	3階「会議室7」
10月28日(65社、78名)	於:丸の内二丁目ビル	3階「会議室7」
11月26日(37社、47名)	於:丸の内二丁目ビル	3階「会議室7」
12月22日(48社、63名)	於:丸の内二丁目ビル	3階「会議室7」
1月27日(52社、62名)	於:丸の内二丁目ビル	3階「会議室7」
2月23日(54社、63名)	於:丸の内二丁目ビル	3階「会議室7」

③ 東商ビジネス交流プラザ

会員企業間の情報交換、人的交流によりビジネスチャンス拡大の機会を提供する異業種交流会。「他社を支援できる商品やサービス」、「他社に支援してほしい課題」を中心とした自社PRを行った後、各自が自由に交流(名刺・情報交換)を行う。当年度においては全9回開催し、延532社674名が参加した。

4月14日	第114回(59社 74名)
5月28日	第115回(62社 80名)
6月30日	第116回(52社 72名)
7月31日	第117回(56社 69名)
8月20日	第118回(60社 72名)
9月29日	第119回(64社 84名)
11月13日	第120回(57社 69名)
12月 4日	第121回(62社 77名)
2月24日	第122回(60社 77名)

④ ビジネス交流会

東商のみならず他の商工会議所等と連携した地域間交流、階層・職種別等のテーマを設定した異業種交流会。会員企業間の情報交換、人的交流によりビジネスチャンス拡大の機会を提供。適宜、テーマに沿った講演などをあわせて実施。当年度は全12回開催(内3回は、川崎、横浜、吉祥寺にて開催)。延656社829名が参加した。

5月19日	「地域連携」	(62社 83名) ※首都圏政令指定都市商工会議所共催
6月10日	「観光」	(53社 70名) ※東京都商工会議所連合会・ 東京都商工会連合会共催

(内容) 1) 講演 テーマ「観光ビジネスのチャンス到来！」

(株)やまところ 代表取締役 村山慶輔氏

2) 自社紹介・自由交流

6月23日	「環境」	(45社 58名) ※首都圏政令指定都市商工会議所共催 東京都商工会議所連合会 東京都商工会連合会共催
7月 7日	「経営者」	(47社 48名)
7月24日	「ものづくり」	(50社 73名) ※首都圏政令指定都市商工会議所共催 東京都商工会議所連合会 東京都商工会連合会共催
9月 2日	「地域連携(川崎開催)」	(69社 83名) ※首都圏政令指定都市商工会議所共催
9月 8日	「女性限定」	(55社 67名)
10月29日	「企業PR」	(62社 84名)

11月16日	「インターン」	(48社 62名)
11月24日	「資格保有者・検定合格者」	(37社 40名)
1月29日	「地域連携(横浜開催)」	(70社 94名) ※首都圏政令指定都市商工会議所共催
3月18日	「地域連携(吉祥寺開催)」	(58社 67名) ※東京都商工会議所連合会・ 東京都商工会連合会共催

⑤ アライアンスフォーラム

事業連携を目的とした、同業種交流会。参加企業情報を事前提供することで、交流会前に面談希望企業の情報が収集できるため、効率的なビジネスマッチングの場を提供。適宜、テーマに沿った講演をあわせて実施。当年度においては1回開催。延47社61名が参加した。

4月28日	「IT・情報通信」	(47社 61名) ※首都圏政令指定都市商工会議所共催
(内容) 1) 講演 テーマ「北米ITトレンド最前線! フォーチュン500企業利用する ITサービスとウェアラブルの最新情報の発表」		
	リンクトイン・ジャパン(株) 日本オフィス代表代行	杉本 隆一郎 氏
	(株)Box Japan マーケティング部部長	土肥 渉 氏
	AliphCom DBA Jawbone ゼネラルマネージャー日本代表	岩崎 顕悟 氏
	Mobify (株)ドローモ) 社長	占部 雅一 氏
	Recon (株)美貴本) 海外事業マルチメディア商品・サブリーダー東部統括	永井 清史 氏
2) 自社紹介・自由交流		

⑥ スペシャリスト交流会

弁護士・弁理士・司法書士・行政書士・公認会計士・税理士・社会保険労務士・中小企業診断士・土地家屋調査士・不動産鑑定士・ITコーディネータ・建築士の士業者同士が交流し、情報交換や事業連携の可能性を探る場として2009年度より実施している交流会。従来参加対象としていた11士業の他に、アンケートで希望の多かった「建築士」を新たに追加した。当年度においては全5回開催。延250名が参加した。

5月12日	第21回(52名)
8月7日	第22回(49名) ※非会員事業所の参加可
10月2日	第23回(47名)
12月5日	第24回(52名) ※非会員事業所の参加可
2月5日	第25回(50名)

⑦ ザ・商談! し・ご・と発掘市

中小企業製造業者の取引機会の創出を図るため、発注案件を提示できるメーカーなどの参加を得て、具体的な商談の場を提供する受発注商談会。初めての試みとして、主催商工会議所連携会議を東京ビッグサイトにて開催し、医療機器専門の展示会「MEDTEC2015」の視察会を併せて開催した。

※参加企業数等は2回合計

開催日	①10月23日 ②3月11日
会場	丸の内二丁目ビル 3階会議室
商談テーマ	金属製品、機械器具、関連業種(加工・組立・試作・供給)、樹脂成型・加工、その他関連工事
主催	東京商工会議所、川崎商工会議所、相模原商工会議所、川口商工会議所、さいたま商工会議所、船橋商工会議所、小山商工会議所、宇都宮商工会議所、甲府商工会議所、横浜商工会議所、むさし府中商工会議所、名古屋商工会議所、柏商工会議所、浜松商工会議所、日立商工会議所、ひたちなか商工会議所、長岡商工会議所、青梅商工会議所、仙台商工会議所、平塚商工会議所、千葉商工会議所、郡山商工会議所、京都商工会議所、前橋商工会議所、福井商工会議所
共催	東京都

7. 事業 (11)交流事業

参加企業数	発注企業・・・・・・・・・・	延 72社 (① 39社、② 33社)
	受注希望企業・・・・・・・・・・	延270社 (①132社、②138社)
	受注エントリー企業・・・・・・	延511社 (①283社、②228社)
商談件数	延809件 (①395件、②414件)	
商談方式	事前マッチング方式	

⑧ 東京トラベルマート

観光関連事業者のビジネスチャンス創出のため、旅行会社との商談の場を提供する商談会。

開催日	8月26日	
会場	丸の内二丁目ビル 3階会議室	
商談テーマ	東京観光向け商品、サービス	
共催	(公財)東京観光財団	
協力	東京都商工会議所連合会・東京都商工会連合会	
参加企業数	バイヤー (旅行会社)・・・・・・・・・・	18社
	サプライヤー (観光関連事業者)・・・・	38社・団体
商談件数	216件	
商談方式	タイムスケジュールに従う予約商談方式、逆指名商談も一部実施。	

⑨ ビジネスマッチング@FTJ2016

中小食品製造業などの取引機会の創出を図るため、首都圏における百貨店・スーパー、外食、卸のバイヤーとの受発注商談会。

開催日	2月10日～12日	
会場	東京ビッグサイト 西2ホール「スーパーマーケット・トレードショー内特設会場」	
商談テーマ	「加工食品」「和洋日配」「菓子」「酒類・飲料」等に該当する飲食料品	
共催	(一社)新日本スーパーマーケット協会	
参加企業数	バイヤー企業・・・・・・・・・・	43ブース
	サプライヤー企業・・・・・・	97社 (エントリー131社)
商談件数	235件	
商談方式	バイヤーによる指名商談方式	

⑩ 観光情報交換会

観光関連事業者のビジネスチャンス創出のため、観光業界を中心としたメディアや旅行会社との商談会。

開催日	2月17日	
会場	東京タワーホール	
商談テーマ	観光向け商品、サービス	
参加企業数	メディア・旅行会社・・・・・・・・・・	41社
	出展社・団体・・・・・・	34社・団体
商談方式	見本市形式	

⑪ 東商第3ベンチャーグループ

1)総会

4月15日	a. 平成26年度活動報告並びに収支決算について
	b. 運営内規の変更(案)について
	c. 平成27年度役員選任について
	d. 平成27年度年間活動計画並びに収支予算について
	e. 新規会員募集について
	f. 新メンバー自社紹介

2)月例研究会

- 5月20日 a. 幹事からの連絡事項
b. 10月開始!マイナンバー制導入における備えとビジネスチャンス
牛島総合法律事務所 弁護士 薬師寺 怜 氏
コーディネーター 会計幹事 小野寺 孝 成 氏
- 6月17日 a. 幹事からの連絡事項
b. 電話応対からわかる「伸びる会社」と「錆びる会社」
(株)感性労働研究所 代表取締役 宮 竹 直 子 氏
コーディネーター 副代表幹事 若 村 和 之 氏
- 7月15日 a. 幹事からの連絡事項
b. 川崎市議の4年間から見た地方政治のこれまでとこれから
元川崎市議会議員 吉 田 史 子 氏
コーディネーター 幹事 吉 田 耕 彰 氏
- 9月 5日～ 6日 懇親ゴルフ大会(白河高原カントリークラブ)
9月16日 a. 幹事からの連絡事項
b. 「世界のスーパードクター6」肺がん治療の権威が語る
東京医科大学 名誉教授 加 藤 治 文 氏
コーディネーター 代表幹事 大 浜 保 徳 氏
- 10月 2日～ 4日 国内視察会
視察先:富山、長岡
- 11月18日 a. 幹事からの連絡事項
b. 海から陸へのエボリューション(造船技術と建築の融合)
(株)高橋工業 代表取締役 高 橋 和 志 氏
コーディネーター 会計幹事 小野寺 孝 成 氏
- 12月16日 a. 幹事からの連絡事項
b. 2016年の経済展望
三菱東京UFJ銀行 経営企画部 経済調査室 鶴 田 零 氏
コーディネーター 代表幹事 大 浜 保 徳 氏
- 1月20日 a. 幹事からの連絡事項
b. 「画家の修行はラグビー日本代表と同じ!!」
～美術トレーニングはハートでハートフル～
画家 平 野 克 己 氏
コーディネーター 幹事 吉 田 耕 彰 氏
- 2月17日 a. 幹事からの連絡事項
b. 私が通った横綱への道
日本相撲協会 副理事 芝田山 康 氏
(元第62代横綱 大乃国 氏)
コーディネーター 幹事 吉 田 耕 彰 氏
- 3月16日 a. 幹事からの連絡事項
b. 年度末に振り替える、東商第3ベンチャーグループ27年度の活動
コーディネーター 代表幹事 大 浜 保 徳 氏

⑫ 会員向け交流事業

1) 会員交流事業

- 4月 7日 (380名) 東商園遊会 於:開東園
- 10月19日 (145名) 会頭杯 本・支部役員懇親ゴルフ会 於:程ヶ谷カントリー倶楽部
- 2月 6日 (400名) 東商ウェルネスフットサルフェスタ 於:墨田区総合体育館

7. 事業 (11)交流事業

3月 8日 (144名) 会頭杯 会員交流ボウリング大会

於：品川プリンスホテルボウリングセンター

⑬ 文化活動推進事業

1) 視察会

12月 3日・4日 (20名) 石川県(金沢・輪島)視察会

⑭ FC東京公式戦でのPR事業

FC東京の公式戦(味の素スタジアム)において、東商をPRする「東京商工会議所Day」を実施した。

対戦カード：FC東京対ベガルタ仙台戦

日時・場所：7月29日 19時3分キックオフ 味の素スタジアム

来場者数：16,635名

実施内容： 1)会員事業所1,000名招待

2)来場者にFC東京(当日会場限定)オリジナルカードを配布

3)全来場者を対象に大型ビジョンを利用した抽選会を実施

(当選者には「オリジナル手ぬぐい」、東京商工会議所Day限定デザイン「働くドロンパぬいぐるみ」をプレゼント)

4)中村専務理事による両チームキャプテンへの花束贈呈

5)日本ブラインドサッカー協会とタイアップしたブラインドサッカー体験コーナー

6)宮城県東京事務所と連携して復興支援コーナー「宮城県の物産展および観光PR」の設置

⑮ 海外との交流事業

1) 訪日外国要人の接遇等

4月 8日 ラサルハイマ投資庁との面談(事務局対応)

4月27日 ジョン・マンリー カナダ経営者評議会会長兼最高経営責任者の三村会頭表敬訪問

5月15日 IMFジャパンチームミッション団との面談(事務局対応)

5月19日 アール・レイ・トムリン 米国ウエストバージニア州知事の中村専務理事表敬訪問

6月 2日 ベルギー・フランダース政府貿易投資局との面談(事務局対応)

7月 9日 酒生文弥在日ルーマニア商工会議所の中村専務理事表敬

7月13日 坂本秀之 駐ナミビア共和国特命全権大使の中村専務理事表敬

8月27日 ジャン＝ルイ・ビオン コートジボワール商業大臣の西尾事務局長表敬

9月 3日 米国ジョージア州視察団とのネットワーキング

9月10日 「コンゴ民主共和国・就業起業支援研修」研修団の受入れ(事務局対応)

9月15日 在日ドイツ商工会議所とのワークショップ(事務局対応)

9月30日 欧州経済社会評議会(EESC)との懇談(事務局対応)

10月13日 ミハル・コットマン駐日スロヴァキア大使の中村専務理事表敬

10月22日 ゴマホン・ドスー・シール・ルフィン駐日ベナン共和国大使の表敬(事務局対応)

10月29日 リオネル・ザンスー ベナン首相、ベナン商工会議所ジャン・バティスト・サティヴィ会頭の中村専務表敬とベナン商工会議所との協力協定締結

10月30日 マルコス・タケル・リケ駐日エチオピア大使との面談(事務局対応)

11月17日 ベッロ・カゾレ・フセ二駐日ナイジェリア大使館公使との面談(事務局対応)

11月18日 藤井眞理子 駐ラトビア共和国特命全権大使の三村会頭表敬

11月20日 カート・トン米国商務省首席次官補との朝食懇談会(井上特別顧問他4名)

12月 3日 モハメド・アル・ザルーニ ドバイ・エアポート・フリーゾーン庁長官の表敬(事務局対応)

12月 8日 アブラウン・ピオ・ドス・サントス・ゴルジュエル アンゴラ経済大臣の石田専務理事表敬

12月10日 ドイツ商工会議所Japan Deskインターンの受け入れ(事務局対応)

1月28日 IMFジャパンチームミッション団との面談(事務局対応)

- 2月 2日 オト・プンガルトニク 駐日スロベニア大使館公使の表敬 (事務局対応)
- 2月 2日 米国商務省国際貿易局グローバルマーケット部 S e l e c t U S A プログラムとの対米・対日投資の促進を目指す覚書締結
- 2月 25日 門司健次郎 駐カナダ日本大使の三村会頭表敬
- 2月 5日 ウラディ斯拉バ・ルティツカ ウクライナ農業省次官の表敬 (事務局対応)
- 2月 23日 ドラジェン・フラスティッチ 駐日クロアチア大使の石田専務理事表敬
- 2月 24日 ギュンテル・スレーワーゲン 駐日ベルギー王国大使の石田専務理事表敬
- 2月 29日 アレシュ・カンタルティ スロベニア共和国経済発展技術副大臣の石田専務理事表敬
- 2月 29日 猪俣弘司 駐オランダ特命全権大使の三村会頭、朝田丸紅(株)取締役会長表敬
- 3月 7日 キューバ共和国商業会議所との懇談 (事務局対応)
- 3月 9日 ジョヴァンニ・ダ・ポッツォ ウーディネ商工会議所会頭の表敬 (事務局対応)
- 3月 9日 ビヤーチェスラブ・ブリル ベラルーシ商工会議所副会頭の表敬 (事務局対応)

2) 在日外国商工会議所会員との交流レセプション

a. 在日外国商工会議所会員との交流レセプション

6月 24日 参加者：380名 (うち東商会員32名)

開催地：東京/六本木ヒルズクラブ

共 催：在日外国商工会議所 (アメリカ、オーストラリア・ニュージーランド、イギリス、カナダ、デンマーク、フランス、イタリア、南アフリカ)

12月 10日 参加者：320名 (うち東商会員33名)

開催地：東京/カナダ大使館

共 催：在日外国商工会議所 (カナダ、アメリカ、イギリス、フランス、デンマーク、アイルランド、南アフリカ、スイス)

b. 在日フランス商工会議所会員企業との交流レセプション

5月 22日 参加者：250名 (うち東商会員26名)

開催地：東京/CROSS TOKYO

共 催：在日フランス商工会議所

c. 在日英国商業会議所会員企業との交流レセプション

7月 23日 参加者：250名 (うち東商会員50名)

開催地：東京/アンダーズ東京

共 催：在日英国商業会議所、(一社)日英協会、英国政府観光庁

d. 在日オーストラリア・ニュージーランド商工会議所 役員・会員企業との交流レセプション (食資源編)

9月 15日 参加者：186名 (うち東商会員42名)

開催地：東京/豪州大使館

共 催：在日オーストラリア・ニュージーランド商工会議所

e. 在日イタリア・ブラジル商工会議所会員企業との交流レセプション

10月 28日 参加者：100名 (うち東商会員40名)

開催地：東京/B i C E T o k y o

共 催：在日イタリア・ブラジル商工会議所

f. 在日外国商工会議所 (欧州地域) 会員企業との交流レセプション

11月 26日 参加者：150名 (うち東商会員38名)

開催地：東京/ANAインターコンチネンタルホテル東京

共 催：在日外国商工会議所 (オーストラリア、英国、ベルギー・ルクセンブルク、ドイツ、フィンランド、イタリア、アイルランド、アイスランド、オランダ、ノルウェー、スイス、スウェーデン)

7. 事業 (12) 技能技術の普及検定

(12) 技能技術の普及検定

① 検定試験

1) 日商簿記検定試験

施行日	回次	級	受験者数	実受験者数	合格者数	合格率
6月14日	第140回	1級	1,792	1,256	105	8.4%
		2級	8,991	5,660	1,867	33.0%
		3級	13,865	9,619	5,005	52.0%
		4級	3	3	1	33.3%
		合計	24,651	16,538	6,978	—
11月15日	第141回	1級	1,881	1,279	159	12.4%
		2級	10,965	7,422	954	12.9%
		3級	13,711	9,650	2,560	26.5%
		4級	0	0	0	—
		合計	26,557	18,351	3,673	—
2月28日	第142回	1級	—	—	—	—
		2級	11,476	7,447	1,256	16.9%
		3級	14,400	9,839	2,501	25.4%
		4級	4	4	1	25.0%
		合計	25,880	17,290	3,758	—
合計		1級	3,673	2,535	264	10.4%
		2級	31,432	20,529	4,077	19.9%
		3級	41,976	29,108	10,066	34.6%
		4級	7	7	2	28.6%
年度合計			77,088	52,179	14,409	—

2) リテールマーケティング(販売士)検定試験

施行日	回次	級	受験者数	実受験者数	合格者数	合格率
7月11日	第76回	3級	699	599	349	58.3%
9月26日	第43回	2級	834	695	444	63.9%
2月17日	第43回	1級	187	140	36	25.7%
	第44回	2級	446	348	238	68.4%
	第77回	3級	1,087	916	540	59.0%
合計		1級	187	140	36	25.7%
		2級	1,280	1,043	682	65.4%
		3級	1,786	1,515	889	58.7%
年度合計			3,253	2,698	1,607	—

3) 珠算能力検定試験

施行日	回次	級	受験者数	実受験者数	合格者数	合格率
6月28日	第204回	1級	482	469	132	28.1%
		2級	683	659	246	37.3%
		3級	1,230	1,191	568	47.7%
		合計	2,395	2,319	946	—
10月25日	第205回	1級	429	417	89	21.3%
		2級	685	666	241	36.2%
		3級	1,094	1,057	440	41.6%
		合計	2,208	2,140	770	—
2月21日	第206回	1級	546	532	149	28.0%
		2級	822	780	341	43.7%
		3級	1,250	1,191	558	46.9%
		合計	2,618	2,503	1,048	—
合計		1級	1,457	1,418	370	26.1%
		2級	2,190	2,105	828	39.3%
		3級	3,574	3,439	1,566	45.5%
年度合計			7,221	6,962	2,764	—

a. 準級 (全国施行分)

施行日	回次	級	受験者数	実受験者数	合格者数	合格率	施行会議所数
6月28日	第204回	準1級	307	299	155	51.8%	5
		準2級	502	488	313	64.1%	5
		合計	809	787	468	—	—
10月25日	第205回	準1級	288	282	163	57.8%	5
		準2級	538	522	329	63.0%	5
		合計	826	804	492	—	—
2月21日	第206回	準1級	323	311	195	62.7%	5
		準2級	552	529	379	71.6%	5
		合計	875	840	574	—	—
合計		準1級	918	892	513	57.5%	—
		準2級	1,592	1,539	1,021	66.3%	—
年度合計			2,510	2,431	1,534	—	—

b. 準級 (東商施行分)

施行日	回次	級	受験者数	実受験者数	合格者数	合格率
6月28日	第204回	準1級	219	212	110	51.9%
		準2級	377	368	230	62.5%
		合計	596	580	340	—
10月25日	第205回	準1級	203	201	119	59.2%
		準2級	408	394	240	60.9%
		合計	611	595	359	—
2月21日	第206回	準1級	216	207	132	63.8%
		準2級	419	397	281	70.8%
		合計	635	604	413	—
合計		準1級	638	620	361	58.2%
		準2級	1,204	1,159	751	64.8%
年度合計			1,842	1,779	1,112	—

7. 事業 (12) 技能技術の普及検定

4) カラーコーディネーター検定試験

a. 全国施行分

施行日	回次	級	受験者数	実受験者数	合格者数	合格率	施行会議所数
6月21日	第38回	2級	2,120	1,832	824	45.0%	179
		3級	4,142	3,741	1,909	51.0%	179
		合計	6,262	5,573	2,733	—	—
11月29日	第39回	1級(1分野)	168	149	44	29.5%	104
		〃(2分野)	220	176	55	31.3%	104
		〃(3分野)	272	208	36	17.3%	104
		2級	2,187	1,848	813	44.0%	179
		3級	4,572	4,006	2,755	68.8%	179
		合計	7,419	6,387	3,703	—	—
合計		1級	660	533	135	25.3%	—
		2級	4,307	3,680	1,637	44.5%	—
		3級	8,714	7,747	4,664	60.2%	—
年度合計			13,681	11,960	6,436	—	—

b. 東商施行分

施行日	回次	級	受験者数	実受験者数	合格者数	合格率
6月21日	第38回	2級	284	228	103	45.2%
		3級	548	463	228	49.2%
		合計	832	691	331	—
11月29日	第39回	1級(1分野)	37	34	11	32.4%
		〃(2分野)	41	30	12	40.0%
		〃(3分野)	53	39	7	17.9%
		2級	308	254	116	45.7%
		3級	543	436	310	71.1%
		合計	982	793	456	—
合計		1級	131	103	30	29.1%
		2級	592	482	219	45.4%
		3級	1,091	899	538	59.8%
年度合計			1,814	1,484	787	—

5) ビジネス実務法務検定試験

a. 全国施行分

施行日	回次	級	受験者数	実受験者数	合格者数	合格率	施行会議所数
7月5日	第37回	2級	8,116	6,504	1,357	20.9%	198
		3級	10,907	9,354	6,944	74.2%	198
		合計	19,023	15,858	8,301	—	—
12月6日	第38回	1級	747	569	66	11.6%	106
		2級	10,907	8,788	2,160	24.6%	198
		3級	13,294	11,437	8,482	74.2%	198
		合計	24,948	20,794	10,708	—	—
合計		1級	747	569	66	11.6%	—
		2級	19,023	15,292	3,517	23.0%	—
		3級	24,201	20,791	15,426	74.2%	—
年度合計			43,971	36,652	19,009	—	—

b. 東商施行分

施行日	回次	級	受験者数	実受験者数	合格者数	合格率
7月5日	第37回	2級	2,018	1,526	374	24.5%
		3級	2,387	1,918	1,517	79.1%
		合計	4,405	3,444	1,891	—
12月6日	第38回	1級	281	202	30	14.9%
		2級	2,635	2,019	552	27.3%
		3級	2,588	2,116	1,657	78.3%
		合計	5,504	4,337	2,239	—
合計		1級	281	202	30	14.9%
		2級	4,653	3,545	926	26.1%
		3級	4,975	4,034	3,174	78.7%
年度合計			9,909	7,781	4,130	—

6) 福祉住環境コーディネーター検定試験

a. 全国施行分

施行日	回次	級	受験者数	実受験者数	合格者数	合格率	施行会議所数
7月12日	第34回	2級	15,480	14,233	10,072	70.8%	300
		3級	6,926	6,312	3,971	62.9%	300
		合計	22,406	20,545	14,043	—	—
11月22日	第35回	1級	733	618	41	6.6%	105
		2級	14,780	13,495	5,345	39.6%	300
		3級	7,157	6,521	4,171	64.0%	300
		合計	22,670	20,634	9,557	—	—
合計		1級	733	618	41	6.6%	—
		2級	30,260	27,728	15,417	55.6%	—
		3級	14,083	12,833	8,142	63.4%	—
年度合計			45,076	41,179	23,600	—	—

b. 東商施行分

施行日	回次	級	受験者数	実受験者数	合格者数	合格率
7月12日	第34回	2級	891	780	613	78.6%
		3級	378	323	242	74.9%
		合計	1,269	1,103	855	—
11月22日	第35回	1級	87	74	6	8.1%
		2級	832	710	314	44.2%
		3級	413	347	272	78.4%
		合計	1,332	1,131	592	—
合計		1級	87	74	6	8.1%
		2級	1,723	1,490	927	62.2%
		3級	791	670	514	76.7%
年度合計			2,601	2,234	1,447	—

7. 事業 (12) 技能技術の普及検定

7) B A T I C (国際会計検定)

a. 全国施行分

施行日	回次	Subject	受験者数	実受験者数	認定者数		施行会議所数
7月26日	第29回	Subject1/2	411	332	Bookkeeper	428	50
		Subject1	898	766	Accountant	564	
		Subject2	328	244	Accounting Manager	137	
		合計	1,637	1,342	Controller	14	
12月13日	第30回	Subject1/2	544	420	Bookkeeper	478	50
		Subject1	988	800	Accountant	751	
		Subject2	466	356	Accounting Manager	181	
		合計	1,998	1,576	Controller	29	
合計		Subject1/2	955	752	Bookkeeper	906	
		Subject1	1,886	1,566	Accountant	1,315	
		Subject2	794	600	Accounting Manager	318	
年度合計			3,635	2,918	Controller	43	

b. 東商施行分

施行日	回次	Subject	受験者数	実受験者数	認定者数	
7月26日	第29回	Subject1/2	174	133	Bookkeeper	136
		Subject1	289	238	Accountant	215
		Subject2	129	83	Accounting Manager	43
		合計	592	454	Controller	5
12月13日	第30回	Subject1/2	225	167	Bookkeeper	157
		Subject1	302	235	Accountant	254
		Subject2	170	121	Accounting Manager	62
		合計	697	523	Controller	12
合計		Subject1/2	399	300	Bookkeeper	293
		Subject1	591	473	Accountant	469
		Subject2	299	204	Accounting Manager	105
年度合計			1,289	977	Controller	17

8) 環境社会検定試験 (e c o検定)

a. 全国施行分

施行日	回次	級	受験者数	実受験者数	合格者数	合格率	施行会議所数
7月26日	第18回	—	13,264	11,871	7,390	62.3%	246
12月13日	第19回		13,389	11,978	6,314	52.7%	246
年度合計			26,653	23,849	13,704	—	—

b. 東商施行分

施行日	回次	級	受験者数	実受験者数	合格者数	合格率
7月26日	第18回	—	1,680	1,480	1,041	70.3%
12月13日	第19回		1,575	1,373	811	59.1%
年度合計			3,255	2,853	1,852	—

9) ビジネスマネジャー検定試験

a. 全国施行分

施行日	回次	級	受験者数	実受験者数	合格者数	合格率	施行会議所数
7月19日	第1回	—	7,493	7,106	5,158	72.6%	124
12月20日	第2回		7,388	6,763	2,694	39.8%	124
年度合計			14,881	13,869	7,852	—	—

b. 東商施行分

施行日	回次	級	受験者数	実受験者数	合格者数	合格率
7月19日	第1回	—	1,605	1,502	1,166	77.6%
12月20日	第2回		1,363	1,219	585	48.0%
年度合計			2,968	2,721	1,751	—

10) 和裁検定試験

施行日	回次	級	受験者数	実受験者数	合格者数	合格率
9月12日・13日	第58回	1級	14	14	1	7.1%
		2級	19	17	9	52.9%
		3級	39	39	23	59.0%
		4級	79	72	66	91.7%
年度合計			151	142	99	—

11) メンタルヘルス・マネジメント検定試験（東商施行分）

施行日	回次	級	受験者数	実受験者数	合格者数	合格率
11月1日	第19回	I種	629	480	65	13.5%
		II種	2,139	1,811	945	52.2%
		III種	1,100	956	759	79.4%
		合計	3,868	3,247	1,769	—
3月20日	第20回	II種	2,784	2,361	1,389	58.8%
		III種	1,304	1,146	961	83.9%
		合計	4,088	3,507	2,350	—
合計		I種	629	480	65	13.5%
		II種	4,923	4,172	2,334	55.9%
		III種	2,404	2,102	1,720	81.8%
年度合計			7,956	6,754	4,119	—

備考：大阪商工会議所主催

7. 事業 (12) 技能技術の普及検定

12) ビジネス会計検定試験 (東商施行分)

施行日	回次	級	受験者数	実受験者数	合格者数	合格率
9月6日	第17回	2級	550	361	150	41.6%
		3級	1,148	925	515	55.7%
		合計	1,698	1,286	665	—
3月13日	第18回	1級	107	72	17	23.6%
		2級	604	390	177	45.4%
		3級	1,154	912	629	69.0%
		合計	1,865	1,374	823	—
合計		1級	107	72	17	23.6%
		2級	1,154	751	327	43.5%
		3級	2,302	1,837	1,144	62.3%
年度合計			3,563	2,660	1,488	—

備考：大阪商工会議所主催

13) 消費生活アドバイザー資格試験 (東商施行分)

回次	施行日	受験者数	実受験者数	合格者数	合格率
第36回	1次 10月4日	1,339	1,134	386	34.0%
	2次 11月28日 ・29日	400 (1次合格者) 69 (1次免除者)	387 (1次合格者) 62 (1次免除者)	291	64.8%

備考：主催団体は日本産業協会、日本商工会議所が受託し、当商工会議所が施行。

② 講習会・講座

1) 2級販売士資格更新講習会

開催日	講師	参加者数
10月14日	(株)ビジネスラポール 代表取締役 東京販売士協会 副会長／中小企業診断士 (一社)日本販売士協会委員／販売士育成会 代表	292名
11月12日	(株)ビジネスラポール 代表取締役 東京販売士協会 副会長／中小企業診断士 (一社)日本販売士協会委員／販売士育成会 代表	
		324名

2) 3級販売士資格更新講習会

開催日	講師	参加者数
10月14日	(株)ビジネスラポール 代表取締役 東京販売士協会 副会長／中小企業診断士	246名
11月12日	(株)ビジネスラポール 代表取締役 東京販売士協会 副会長／中小企業診断士	
		230名

3) カラーコーディネーター検定試験 3級指導者養成&認定講座、3級・2級指導者更新講座

開催日	講師	参加者数
1月9日～11日 (計3日間)	日本色彩学会講師	3級指導者養成&認定講座 5名 3級指導者更新講座 31名 2級指導者更新講座 5名

③ 出版物

1) カラーコーディネーター検定試験

書籍名	本体価格(税込)	備考
1級1分野〈ファッション色彩〉テキスト	8,100	
1級2分野〈商品色彩〉テキスト	8,100	平成27年5月改訂
1級3分野〈環境色彩〉テキスト	8,100	
2級公式テキスト	5,076	
3級公式テキスト	3,024	
1級過去問題集(2013・2012・2011)	2,160	
2級問題集	2,376	
3級問題集	1,944	

2) ビジネス実務法務検定試験

書籍名	本体価格(税込)	備考
1級公式テキスト(2016年度版)	4,644	平成28年3月改訂
2級公式テキスト(2016年度版)	4,536	平成28年1月改訂
3級公式テキスト(2016年度版)	3,024	平成28年1月改訂
1級公式問題集(2016年度版)	3,456	平成28年3月改訂
2級公式問題集(2016年度版)	3,456	平成28年2月改訂
3級公式問題集(2016年度版)	2,592	平成28年2月改訂

3) 福祉住環境コーディネーター検定試験

書籍名	本体価格(税込)	備考
1級公式テキスト改訂4版	5,832	平成28年2月改訂
2級公式テキスト改訂4版	4,860	平成28年1月改訂
3級公式テキスト改訂4版	2,700	平成28年1月改訂

4) B A T I C (国際会計検定)

書籍名	本体価格(税込)	備考
Subject1公式テキスト 新版	2,700	
Subject2公式テキスト 2016年版	3,672	平成28年3月発行
Subject1問題集 新版	2,268	
Subject2問題集 2016年版	2,808	平成28年3月発行

7. 事業 (13)貿易取引斡旋

5) 環境社会検定試験 (e c o検定)

書籍名	本体価格 (税込)	備考
改訂5版 e c o検定公式テキスト	2, 808	
2016年版過去・模擬問題集	2, 160	平成28年3月発行

6) ビジネスマネジャー検定試験

書籍名	本体価格 (税込)	備考
ビジネスマネジャー検定試験公式テキスト	3, 024	

④ セミナー・視察会の開催

- 1) ビジネス実務法務検定 PRセミナー 9月18日 (51名)
社員の意識を変える！中小企業がとるべきコンプライアンス対策とは
(経済法規・CSR委員会と共催)
- 2) e c o検定PRセミナー
e c o検定アワード2015 10月16日 (57名)
環境推進担当者ミーティング i n大阪 3月10日 (20名)
- 3) ビジネス会計検定PRセミナー (大阪商工会議所と連携)
会社の数字に強くなろう！財務諸表の読み方・活かし方 7月27日 (73名)
会社の数字に強くなろう！財務諸表の読み方・活かし方 7月28日 (68名)
会社の数字に強くなろう！財務諸表の読み方・活かし方 1月19日 (73名)
会社の数字に強くなろう！財務諸表の読み方・活かし方 1月22日 (64名)
- 4) 日商簿記検定PRセミナー
できる社会人の必須スキル！簿記の仕組みが分かるセミナー 12月 2日 (75名)
(資格の大原と共催)
- 5) ビジネスマネジャー検定PRセミナー
管理職の土台をつくれ！「今の時代に求められるマネジメント知識の測定と育成とは」
(産業能率大学と共催) 2月15日 (68名)
企業を変える、ミドルマネジャー～成果を生むリーダーを育成するヒントを探る～
3月 8日 (149名)

(13) 貿易取引斡旋

① 受信数

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
件数	261	388	368	293	204	219	230	154	200	192	184	124	2,817

② 地域別・内容別

1)地域別

地域	件数
アジア	1, 174
中近東	436
欧州	641
アフリカ	215
北米	92
中南米	37
大洋州	14
不明	208
合計	2, 817

2)内容別

内容	件数
貿易 (輸出入)	737
合弁	27
投資	67
その他	1, 986
合計	2, 817

※業務を共管している日商宛照会件数を含む。

③ 商工会議所会員企業向け国内外（企業等）からの引き合い情報等掲載サイト（CCI-I BO）

商工会議所会員企業と海外企業等とのマッチングを目的にCCI-I BOを作り、希望する会員企業の情報をWebサイト上に日本語・英語で掲載し、発信している（平成28年3月18日現在の登録件数は330件）。

④ 相談・指導

貿易専門相談

来所相談件数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
計	8	8	8	4	4	4	7	10	2	6	8	9	78

(専門相談員) 海外展開コーディネーター	加 来 国 雄 氏
貿易相談員	林 孝 司 氏
弁護士	神 谷 宗之介 氏
弁護士	長 濱 隆 氏

7. 事業 (14) 経営改善普及事業

(14) 経営改善普及事業

① 経営指導員による巡回・窓口相談指導

1) 本支部別巡回指導実績

支部名	巡 回 指 導										
	経営革新	経営一般	情報化	金 融	税 務	労 働	取 引	環境対策	創 業	その他	計
千代田	0	266	6	1,018	0	2	1	0	0	1,171	2,464
中央	0	293	5	730	5	1	1	0	0	870	1,905
港	0	200	4	520	2	5	3	0	0	913	1,647
新宿	5	204	1	712	101	9	4	0	1	607	1,644
文京	0	175	15	596	6	1	1	0	0	886	1,680
台東	0	144	37	739	2	5	2	0	1	1,240	2,170
北	0	335	92	553	5	2	6	0	3	814	1,810
荒川	22	320	16	689	2	8	4	0	4	1,285	2,350
品川	0	450	12	613	1	4	3	0	0	935	2,018
目黒	3	229	8	484	6	3	1	0	0	1,365	2,099
大田	0	128	15	381	34	29	51	0	0	1,013	1,651
世田谷	1	373	30	534	12	13	15	0	1	1,086	2,065
渋谷	3	312	16	637	13	27	17	0	6	594	1,625
中野	0	370	28	827	13	14	48	0	5	742	2,047
杉並	0	574	42	671	24	16	29	0	5	1,036	2,397
豊島	0	438	6	529	1	6	18	0	1	1,213	2,212
板橋	1	334	7	670	11	4	4	0	4	1,468	2,503
練馬	0	393	14	554	8	7	11	0	1	726	1,714
江東	1	247	5	670	1	0	1	0	0	1,264	2,189
墨田	1	286	17	779	18	9	11	0	0	830	1,951
足立	0	163	5	771	2	2	1	0	3	1,315	2,262
葛飾	1	374	56	334	7	10	117	0	0	707	1,606
江戸川	2	468	7	719	9	25	3	0	0	1,003	2,236
本部	4	207	28	59	8	9	3	0	4	169	491
BSD 東京東	13	40	17	9	11	8	1	0	3	29	131
BSD 東京西	5	89	3	16	1	2	0	0	0	53	169
BSD 東京南	10	53	4	5	8	7	22	1	1	67	178
BSD 東京北	0	349	106	100	5	42	46	0	9	150	807
分室	0	208	0	65	143	2	1	1	1	134	555
計	72	8,022	602	14,984	459	272	425	2	53	23,685	48,576

2) 本支部別窓口指導実績

支部名	窓 口 指 導 (文書・電話等によるものを含む)										
	経営革新	経営一般	情報化	金 融	税 務	労 働	取 引	環境対策	創 業	その他	計
千代田	5	276	1	1,107	5	2	0	0	12	821	2,229
中 央	2	312	4	1,027	3	0	3	0	26	848	2,225
港	0	122	1	1,206	2	4	1	2	10	433	1,781
新 宿	39	199	0	1,014	12	0	1	0	16	292	1,573
文 京	2	100	4	932	6	1	0	1	20	350	1,416
台 東	2	268	17	1,270	11	5	22	0	71	788	2,454
北	1	270	85	698	13	3	9	1	25	502	1,607
荒 川	5	179	12	1,077	15	8	6	0	63	593	1,958
品 川	0	557	11	1,356	28	10	41	2	24	225	2,254
目 黒	2	230	5	884	7	3	3	1	53	945	2,133
大 田	2	221	5	1,013	22	14	30	1	63	483	1,854
世田谷	1	283	7	1,179	36	7	12	1	124	653	2,303
澁 谷	5	214	5	1,094	8	8	16	0	146	314	1,810
中 野	0	384	6	1,158	63	8	24	1	85	622	2,351
杉 並	2	443	47	940	19	5	20	2	117	669	2,264
豊 島	1	466	0	1,003	23	4	81	0	38	615	2,231
板 橋	3	311	2	963	23	5	3	1	65	497	1,873
練 馬	3	326	6	1,066	29	9	16	0	117	168	1,740
江 東	0	239	4	1,149	13	4	77	0	26	584	2,096
墨 田	3	287	7	971	7	1	6	0	30	247	1,559
足 立	2	258	8	1,040	50	4	5	1	131	445	1,944
葛 飾	1	511	8	749	29	6	25	0	23	414	1,766
江戸川	4	568	2	1,306	27	6	0	0	18	359	2,290
本 部	187	2,621	106	1,005	117	47	170	3	938	1,618	6,812
BSD東京東	62	186	53	224	18	2	0	1	168	6	720
BSD東京西	8	259	3	140	2	5	1	0	100	31	549
BSD東京南	14	163	4	14	5	3	31	0	93	177	504
BSD東京北	1	88	4	8	2	3	1	0	9	7	123
分 室	3	254	0	295	222	0	43	0	9	448	1,274
計	360	10,595	417	25,888	817	177	647	18	2,620	14,154	55,693

7. 事業 (14) 経営改善普及事業

② 講習会・講演会等の開催による指導

1) 講師謝金無料分

支部名	経営革新		経営一般		情報化		金融		税務		労働		取引		環境対策		その他		計	
	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人
千代田	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	25	0	0	1	25
中央	0	0	1	75	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	75
港	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
新宿	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
文京	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	29	0	0	1	29
台東	0	0	0	0	0	0	1	22	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	22
北	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
荒川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
品川	0	0	0	0	0	0	1	34	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	34
目黒	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大田	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
世田谷	0	0	1	196	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	196
渋谷	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中野	1	31	3	74	0	0	0	0	0	0	1	41	0	0	0	0	0	0	5	146
杉並	0	0	0	0	0	0	1	17	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	17
豊島	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
板橋	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
練馬	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
江東	0	0	2	98	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	98
墨田	0	0	0	0	1	55	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	55
足立	0	0	1	38	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	38
葛飾	0	0	0	0	1	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	6
江戸川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
本部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	1	31	8	481	2	61	3	73	0	0	1	41	0	0	2	54	0	0	17	741

※連続講習会を主な種目で1回として計上した場合、下記の通りとなる。

計	1	31	8	481	2	61	3	73	0	0	1	41	0	0	2	54	0	0	17	741
---	---	----	---	-----	---	----	---	----	---	---	---	----	---	---	---	----	---	---	----	-----

2) 講師謝金有料分

支部名	経営革新		経営一般		情報化		金融		税務		労働		取引		環境対策		その他		計	
	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人
千代田	0	0	20	1,262	0	0	2	84	0	0	1	55	0	0	0	0	0	0	23	1,401
中央	0	0	23	1,807	4	118	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	123	30	2,048
港	0	0	23	1,173	0	0	0	0	1	39	2	67	0	0	0	0	0	0	26	1,279
新宿	0	0	18	1,144	0	0	1	39	0	0	4	249	0	0	0	0	1	16	24	1,448
文京	0	0	15	1,074	4	178	0	0	0	0	1	44	0	0	1	38	0	0	21	1,334
台東	0	0	13	828	4	187	2	114	0	0	2	46	0	0	0	0	0	0	21	1,175
北	0	0	20	648	0	0	1	33	0	0	2	77	1	36	0	0	0	0	24	794
荒川	0	0	25	1,098	2	107	0	0	0	0	1	55	0	0	0	0	2	74	30	1,334
品川	0	0	23	900	2	102	0	0	0	0	2	87	0	0	0	0	0	0	27	1,089
目黒	0	0	25	962	1	30	0	0	3	92	0	0	0	0	0	0	1	148	30	1,232
大田	0	0	19	987	0	0	1	62	2	83	4	147	0	0	0	0	0	0	26	1,279
世田谷	0	0	20	767	2	105	1	32	0	0	1	81	0	0	0	0	1	37	25	1,022
渋谷	0	0	21	1,154	1	57	0	0	0	0	1	46	0	0	0	0	2	97	25	1,354
中野	0	0	14	437	3	123	2	49	1	14	2	77	1	49	0	0	4	154	27	903
杉並	0	0	23	1,076	1	31	0	0	1	30	0	0	0	0	0	0	2	51	27	1,188
豊島	0	0	21	799	0	0	0	0	2	61	1	38	0	0	0	0	3	383	27	1,281
板橋	0	0	22	833	0	0	0	0	2	32	1	57	0	0	1	122	1	48	27	1,092
練馬	0	0	39	1,029	2	97	1	44	5	152	5	234	0	0	0	0	1	86	53	1,642
江東	1	329	19	836	1	48	1	42	1	32	2	81	0	0	0	0	0	0	25	1,368
墨田	1	33	18	677	3	133	0	0	0	0	1	17	0	0	0	0	2	66	25	926
足立	0	0	17	645	0	0	2	74	0	0	4	90	0	0	0	0	1	27	24	836
葛飾	0	0	19	669	3	48	3	56	0	0	3	87	0	0	0	0	0	0	28	860
江戸川	0	0	19	1,123	0	0	2	89	0	0	2	126	0	0	0	0	0	0	23	1,338
本部	0	0	1	135	0	0	0	0	6	572	0	0	0	0	0	0	0	0	7	707
計	2	362	477	22,063	33	1,364	19	718	24	1,107	42	1,761	2	85	2	160	24	1,310	625	28,930

※連続講習会を主な種目で1回として計上した場合、下記の通りとなる。

計	2	362	444	22,063	32	1,364	19	718	23	1,107	42	1,761	2	85	2	160	24	1,310	590	28,930
---	---	-----	-----	--------	----	-------	----	-----	----	-------	----	-------	---	----	---	-----	----	-------	-----	--------

7. 事業 (14) 経営改善普及事業

3) 講習会 (本部実施分)

No.	開催日	講演講習会の内容 (テーマ)	講師名		参加者数	対象者等
			職業	氏名		
1	6月23日	マイナンバー制度説明会 (城北ブロック)	(一財) 日本情報 経済社会推進協会 マイナンバー対応 プロジェクト室 副室長	若泉 和彦 氏	92	小規模事業者
2	6月30日	マイナンバー制度説明会 (城東ブロック)	(一財) 日本情報 経済社会推進協会 マイナンバー対応 プロジェクト室 副室長	若泉 和彦 氏	114	小規模事業者
3	7月 2日	マイナンバー制度説明会 (城西ブロック)	(一財) 日本情報 経済社会推進協会 マイナンバー対応 プロジェクト室 副室長	若泉 和彦 氏	94	小規模事業者
4	7月 7日	マイナンバー制度説明会 (城南ブロック)	(一財) 日本情報 経済社会推進協会 マイナンバー対応 プロジェクト室 副室長	若泉 和彦 氏	69	小規模事業者
5	7月 9日	マイナンバー制度説明会 (本部)	(一財) 日本情報 経済社会推進協会 マイナンバー対応 プロジェクト室 副室長	若泉 和彦 氏	164	小規模事業者
6	8月19日	危ない会社の見分け方 -倒産の確率-	(株)東京商工リサー チ 東京支社調査 部 上席部長	黒崎 洋平 氏	135	小規模事業者
7	12月10日	創業者のための記帳べんり講座	税理士	矢田 勝久 氏	39	都内の創業予 定者 (創業後 1年未満の者 を含む)

4) 特別講演会

支部	開催日	テーマ	講師名	参加者数
千代田	10月13日	世界に賞賛される「おもてなし」日本の新幹線清掃サービス「新幹線劇場に学ぶ最強の現場力」	合同会社おもてなし創造カンパニー 代表 矢部 輝夫 氏	130名
〃	3月23日	中小企業はいかに生き残るか～日本とアジア、経済の展望～	経済ジャーナリスト 財部 誠一 氏	266名
中央	12月9日	特別講演会 勝ち残る企業の条件	(株)国際ビジネスブレイン 社長 (株)グローバル・リンケージ 取締役会長 新 将命 氏	158名
〃	1月25日	新春経済講演会 2016年の日本と世界経済を占う	エコノミスト BRICs 経済研究所代表 門倉 貴史 氏	154名
港	7月13日	世界の構造転換と日本の進路	(一社)日本総合研究所 理事長 寺島 実郎 氏	157名
〃	2月15日	今後の日本経済の展望	経済ジャーナリスト 須田慎一郎 氏	131名
新宿	11月11日	2020年東京/変わる交通、変わる人、変わるモノ	みずほ情報総研(株) チーフコンサルタント 平古場浩之 氏	81名
〃	1月20日	2016年の日本経済の展望	東京大学大学院経済学研究科 教授 伊藤 元重 氏	167名
文京	9月10日	世界経済・日本経済の見通し	(株)三菱総合研究所 政策・経済研究センター 主席研究員 武田 洋子 氏	75名
〃	3月25日	2016年どうなる日本経済・世界経済	法政大学法学部 教授 ジャーナリスト 萩谷 順 氏	284名
台東	10月29日	みるみるファンが増えていく！「接客」×「笑い」の法則	(一社)日本クレーム対応協会 代表理事 谷 厚志 氏	72名
〃	11月19日	政局と今後の経済見通し	テレビ朝日コメンテーター 三反園 訓 氏	211名
北	2月 2日	中小企業経営者のための女性の力を最大に活かす組織経営のポイント	Office W-being 代表 響城 れい 氏	43名
荒川	7月15日	イノベーションの生まれる組織文化と今後の働き方	C Channel(株) 代表取締役 森川 亮 氏	190名
〃	2月17日	『チームHAKUTO』の『民間月面探査プロジェクト』へのチャレンジ	(株)ispace 代表取締役 袴田 武史 氏	124名
品川	12月 7日	2015年ヒット商品番付から見る消費トレンド	日本経済新聞社人材教育事業局 教育コンテンツ部研修・解説委員 若林 宏 氏	68名
〃	2月 8日	「世界に誇れる日本の美点～日本的なグローバル化を目指して～」	(株)ジャーマン・インターナショナル CEO ルース・マリー・ジャーマン 氏	52名
目黒	1月20日	2016年の国際政治経済	拓殖大学特任教授 第11代防衛大臣 森本 敏 氏	148名
〃	2月17日	2016日本経済の展望～世界の不安材料と東京五輪～	国際エコノミスト 今井 激 氏	180名
大田	10月26日	リーダーは夢を語りなさい！	合同会社おもてなし創造カンパニー 代表 矢部 輝夫 氏	74名
〃	2月17日	今年の経済、これからの経営	元金融庁長官 五味 廣文 氏	63名
世田谷	7月24日	中小企業は観光資源をこう生かせ！	(株)日本総合研究所調査部 主席研究員 (株)日本政策投資銀行地域企画部 特任顧問 藻谷 浩介 氏	70名
〃	11月25日	幸せな人生を送るために知っておきたい法則～感動は人を動かす！～	(株)アビリティトレーニング 代表取締役 木下 晴弘 氏	118名

7. 事業 (14) 経営改善普及事業

支部	開催日	テーマ	講師名	参加者数
渋谷	2月17日	シブヤの未来戦略 オリンピックまで4年 大変な年2016年	(有)コンサルティング・エース 代表取締役 西村 晃 氏	57名
〃	3月23日	世界の都市総合力ランキングから見る「国際都市・渋谷」の可能性	(一財)森記念財団理事 明治大学専門職大学院長・ガバナンス研究科長 政治経済学研究科 教授 市川 宏雄 氏	52名
中野	3月19日	姫路に学ぶ中野のまちづくりブランドデザイン	明治大学大学理工学部 教授 小林 正美 氏	92名
杉並	7月16日	経営者のためのピケティ入門－話題のトマ・ピケティ『21世紀の資本』を読み解く	アゴラ研究所 所長 池田 信夫 氏	110名
〃	2月18日	日本経済の展望	双日総合研究所 チーフエコノミスト 吉崎 達彦 氏	84名
豊島	7月16日	オリンピック金メダリストを支えた勝負脳～人生を劇的に変える脳の鍛え方～	日本大学 名誉教授 林 成之 氏	90名
〃	2月23日	日本経済のゆくえ	慶応義塾大学経済学部 教授 金子 勝 氏	302名
板橋	10月27日	東京ヴェルディ羽生英之社長 特別講演会	東京ヴェルディ1969フットボールクラブ(株) 社長 羽生 英之 氏	36名
〃	2月10日	『2016年、日本経済のゆくえ!』～景気の大波、黄金期幕開けは?～	(株)第一生命経済研究所 主席エコノミスト 永濱 利廣 氏	122名
練馬	7月22日	どうなる日本!今後の日本経済と政治の明日を読む	経済ジャーナリスト 須田慎一郎 氏	109名
〃	2月16日	東京は本当に安全なのか?…経営者のための震災対策	防災システム研究所 所長 山村 武彦 氏	86名
江東	10月21日	日本経済の今後と中小企業経営の在り方	帝京大学経済学部 教授 黒崎 誠 氏	48名
〃	1月8日	「日本経済のゆくえ」～オリ・パラの経済効果と成長戦略	(独)産業経済研究所 理事長 中島 厚志 氏	329名
墨田	2月18日	楽しく元気なまちづくり	NPO法人日本マンガ・アニメトキワ荘フォーラム 副理事長 首都圏新都市鉄道(株) 代表取締役専務 明治大学 兼任講師 小室 裕一 氏	33名
足立	2月15日	中小企業の今後と日本経済	獨協大学経済学部 教授 森永 卓郎 氏	94名
葛飾	2月9日	2016年 日本の政治・経済の見通し	明治大学政治経済学部 特任教授 東北公益文科大学 客員教授 山田 伸二 氏	150名
江戸川	7月15日	「2015年 日本経済最新動向」今、日本、そして世界経済で何が起きているか?	(株)ニッセイ基礎研究所 専務理事・チーフエコノミスト 樋 浩一 氏	116名
〃	12月4日	どうなる?2016年日本経済・世界経済	豊島逸夫事務所 代表 豊島 逸夫 氏	102名

③ 窓口専門相談

(本支部別窓口専門相談)

本部・支部	税 務		法 律		金 融・その他		計	
	回 数	人 数	回 数	人 数	回 数	人 数	回 数	人 数
千 代 田	10	21	0	0	(38) 0	(128) 0	(38) 10	(128) 21
中 央	(1) 11	(2) 19	18	24	(4) 0	(13) 0	(5) 29	(15) 43
港	15	30	11	12	(6) 2	(8) 4	(6) 28	(8) 46
新 宿	15	22	47	63	0	0	62	85
文 京	13	25	11	23	(12) 0	(30) 0	(12) 24	(30) 48
台 東	15	29	11	19	(2) 9	(3) 18	(2) 35	(3) 66
北	21	38	21	16	0	0	42	54
荒 川	7	14	12	25	(13) 0	(23) 0	(13) 19	(23) 39
品 川	15	23	22	24	(3) 0	(8) 0	(3) 37	(8) 47
目 黒	8	12	11	18	(2) 0	(4) 0	(2) 19	(4) 30
大 田	34	78	49	51	(12) 0	(5) 0	(12) 83	(5) 129
世 田 谷	25	27	23	22	(27) 10	(11) 11	(27) 58	(11) 60
渋 谷	48	66	48	72	(5) 0	(12) 0	(5) 96	(12) 138
中 野	19	27	36	43	(16) 1	(42) 2	(16) 56	(42) 72
杉 並	18	29	36	66	(1) 0	(7) 0	(1) 54	(7) 95
豊 島	6	14	32	48	(8) 0	(17) 0	(8) 38	(17) 62
板 橋	20	21	21	21	0	0	41	42
練 馬	20	42	12	17	(2) 0	(2) 0	(2) 32	(2) 59
江 東	18	49	18	44	(2) 0	(3) 0	(2) 36	(3) 93
墨 田	29	51	21	27	(11) 0	(1) 0	(11) 50	(1) 78
足 立	19	40	12	20	(12) 0	(1) 0	(12) 31	(1) 60
葛	21	32	11	8	(24) 0	(17) 0	(24) 32	(17) 40
江 戸 川	17	25	11	15	(24) 8	(44) 8	(24) 36	(44) 48
本 部	123	344	229	677	(137) 197	(176) 408	(137) 549	(176) 1,429
計	(1) 547	(2) 1,078	723	1,355	(361) 227	(555) 451	(362) 1,497	(557) 2,884

() は専門相談員謝金無料分

7. 事業 (14)経営改善普及事業

④ 金融指導

(支部別金融斡旋・貸付決定状況)

制度名 支部名	金 融 の									
	日本政策金融公庫 A				Aのうち小規模事業者経営改善資金				そ の 他	
	斡延 べ 件 数	貸延 付 決 定 数	斡総 旋 額	貸総 付 決 定 額	斡延 べ 件 数	貸延 付 決 定 数	斡総 旋 額	貸総 付 決 定 額	斡延 べ 件 数	貸延 付 決 定 数
本 部	10	4	102,700	66,000	0	0	0	0	2	0
千代田	225	224	1,887,300	1,883,380	218	218	1,833,300	1,833,300	4	5
中 央	258	258	1,953,900	1,953,900	255	255	1,923,900	1,923,900	0	0
港	201	197	1,666,500	1,638,000	190	188	1,525,500	1,511,500	3	0
新 宿	200	191	1,571,100	1,486,600	191	189	1,506,100	1,478,100	0	0
文 京	128	126	1,030,600	992,600	114	114	858,100	853,100	5	3
台 東	163	160	1,228,100	1,193,700	156	154	1,158,500	1,140,700	1	1
北	135	132	797,700	771,700	127	127	737,400	737,400	0	0
荒 川	143	141	969,700	953,200	137	137	929,200	927,200	0	0
品 川	180	173	1,337,700	1,263,700	172	169	1,243,200	1,217,200	1	0
目 黒	146	131	1,045,400	813,200	129	129	800,200	800,200	0	0
大 田	187	182	1,241,400	1,197,200	175	174	1,081,400	1,068,400	2	1
世田谷	167	169	1,032,000	1,044,000	167	167	1,032,000	1,032,000	0	0
渋 谷	289	277	2,296,400	2,179,600	264	262	2,061,100	2,046,100	3	3
中 野	153	151	1,062,100	1,051,100	148	148	1,036,100	1,036,100	0	0
杉 並	172	168	1,110,400	1,058,400	162	160	1,013,900	984,900	1	0
豊 島	133	130	985,900	947,900	127	127	925,600	920,600	7	4
板 橋	217	207	1,358,200	1,301,600	207	202	1,285,400	1,255,900	0	0
練 馬	179	168	1,233,000	1,124,500	166	166	1,111,800	1,111,800	2	2
江 東	145	143	1,137,100	1,126,900	144	143	1,131,900	1,126,900	0	0
墨 田	214	204	1,901,300	1,734,700	189	189	1,609,700	1,609,700	2	2
足 立	275	267	1,842,200	1,748,200	267	267	1,747,200	1,748,200	0	0
葛 飾	153	151	847,100	843,100	150	149	836,100	834,100	0	0
江戸川	249	234	1,780,000	1,657,100	231	228	1,648,700	1,613,800	1	2
浅草分室	11	6	73,500	23,500	6	6	23,500	23,500	0	0
合 計	4,333	4,194	31,491,300	30,054,200	4,092	4,068	29,059,800	28,834,600	34	23

7. 事業 (14)経営改善普及事業

(単位：件、千円)

金融機関 B		幹 旋				合 計 (A+B)			
幹 総 旋 額	貸 総 付 決 定 額	B の うち 都 の 中 小 企 業 制 度 融 資				幹 延 べ 件 数 旋 額	貸 延 べ 件 数 旋 額	幹 総 旋 額	貸 総 付 決 定 額
		幹 延 べ 件 数 旋 額	貸 延 べ 件 数 旋 額	幹 総 旋 額	貸 総 付 決 定 額				
24,000	0	2	0	24,000	0	12	4	126,700	66,000
35,500	45,000	4	5	35,500	45,000	229	229	1,922,800	1,928,800
0	0	0	0	0	0	258	258	1,953,900	1,953,900
20,500	0	3	0	20,500	0	204	197	1,687,000	1,638,000
0	0	0	0	0	0	200	191	1,571,100	1,486,600
25,000	17,000	5	3	25,000	17,000	133	129	1,055,600	1,009,600
5,000	1,000	1	1	5,000	1,000	164	161	1,233,100	1,194,700
0	0	0	0	0	0	135	132	797,700	771,700
0	0	0	0	0	0	143	141	969,700	953,200
3,000	0	1	0	3,000	0	181	173	1,340,700	1,263,700
0	0	0	0	0	0	146	131	1,045,400	813,200
23,500	12,500	2	1	23,500	12,500	189	183	1,264,900	1,209,700
0	0	0	0	0	0	167	169	1,032,000	1,044,000
16,500	8,500	3	3	16,500	8,500	292	280	2,312,900	2,188,100
0	0	0	0	0	0	153	151	1,062,100	1,051,100
5,000	0	1	0	5,000	0	173	168	1,115,400	1,058,400
38,500	18,000	0	0	0	0	140	134	1,024,400	965,900
0	0	0	0	0	0	217	207	1,358,200	1,301,600
3,000	3,000	2	2	3,000	3,000	181	170	1,236,000	1,127,500
0	0	0	0	0	0	145	143	1,137,100	1,126,900
8,000	8,000	2	2	8,000	8,000	216	206	1,909,300	1,742,700
0	0	0	0	0	0	275	267	1,842,200	1,748,200
0	0	0	0	0	0	153	151	847,100	843,100
3,000	6,000	1	2	3,000	6,000	250	236	1,783,000	1,663,100
0	0	0	0	0	0	11	6	73,500	23,500
210,500	119,000	27	19	172,000	101,000	4,367	4,217	31,701,800	30,173,200

7. 事業 (14) 経営改善普及事業

⑤ 中小企業倒産防止共済制度（経営セーフティ共済制度）

平成27年度（平成27年4月～平成28年3月）の全国企業倒産件数（負債総額1,000万円以上）は8,684件（前年度比9.0%減）となり25年ぶりに9,000件を下回った。また負債総額は2兆358億4,300万円（前年度比8.9%減）であった。【東京商工リサーチ資料引用】

このような状況下、当商工会議所においては、本共済金の貸付請求が、8件（前年度比55.6%減）と減少傾向にあった。また新規加入についても64件（前年度比8.6%減）となっている。

中小企業倒産防止共済加入・貸付状況

単位：万円

支 部 名	加 入	貸 付	
	件 数	件 数	金 額
千 代 田	7	0	0
中 央	7	3	1,705
港	12	1	207
新 宿	7	0	0
文 京	0	0	0
台 東	2	1	300
北	0	1	845
荒 川	0	1	490
品 川	0	0	0
目 黒	1	0	0
大 田	6	0	0
世 田 谷	0	0	0
渋 谷	10	0	0
中 野	1	0	0
杉 並	0	0	0
豊 島	1	0	0
板 橋	1	0	0
練 馬	3	0	0
江 東	0	0	0
墨 田	2	1	2,120
足 立	0	0	0
葛 飾	0	0	0
江 戸 川	0	0	0
分 室	0	0	0
本 部	4	0	0
合 計	64	8	5,667

⑥ 小規模企業共済制度

当商工会議所における小規模企業共済加入申込件数については、前年度に引き続き、今年度も前年度を下回る結果となった。(63件：前年度比6.0%減)。

小規模企業共済加入状況

単位：件

支部名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	支部別合計
千代田													0
中央													0
港			1		2	2		2					7
新宿		1						1	1	1		1	5
文京		1		1				2					4
台東													0
北													0
荒川													0
品川										1			1
目黒													0
大田	1		1	3				2	2		1		10
世田谷													0
渋谷	1	1	1	3	1			2	4	3		2	18
中野													0
杉並		1											1
豊島								1					1
板橋							1			1			2
練馬							1	1	2				4
江東													0
墨田													0
足立					1						1		2
葛飾	1					1							2
江戸川													0
分室													0
本部	1								2	1		2	6
月別合計	4	4	3	7	4	3	2	11	11	7	2	5	63

7. 事業 (14) 経営改善普及事業

⑦ 記帳指導 (本支部別実績表)

支部名	記帳相談員数 (名)	指導対象者数 (対象)	記帳指導件数 (件)		
			指導件数	非継続指導件数	合計指導件数
千代田	—	—	—	—	—
中央	—	—	—	—	—
港	1	133	419	1	420
新宿	1	98	468	13	481
文京	1	113	471	35	506
台東	—	—	—	—	—
北	2	178	663	10	673
荒川	—	—	—	—	—
品川	—	—	—	—	—
目黒	—	—	—	—	—
大田	1	154	432	1	433
世田谷	—	—	—	—	—
渋谷	1	241	566	5	571
中野	—	—	—	—	—
杉並	—	—	—	—	—
豊島	—	—	—	—	—
板橋	—	—	—	—	—
練馬	1	152	402	6	408
江東	—	—	—	—	—
墨田	2	186	533	9	542
足立	—	—	—	—	—
葛飾	1	170	657	84	741
江戸川	—	—	—	—	—
本部	—	—	—	—	—
計	11	1,425	4,611	164	4,775
一支部平均		158.3	512.3	18.2	530.5

⑧ 専門経営指導

平成27年度における専門経営指導員及び嘱託専門指導員の事業実績は以下の通り。

1) 専門指導センターの指導実績

業種別	巡回指導							計
	専門分野	業種別	中心市街地活性化	地域振興	環境対策	創業	その他	
製造業	22	0	0	0	0	2	1	25
建設業	0	0	0	0	0	0	2	2
小売業	5	0	0	0	0	0	0	5
卸売業	12	0	0	0	0	0	2	14
サービス業	37	1	0	1	0	0	0	39
その他	34	1	1	3	0	2	4	45
計	110	2	1	4	0	4	9	130

業種別	窓口指導							計
	専門分野	業種別	中心市街地活性化	地域振興	環境対策	創業	その他	
製造業	224	0	1	1	1	4	19	250
建設業	9	0	0	0	0	3	0	12
小売業	98	8	0	0	0	8	2	116
卸売業	195	8	0	0	0	11	16	230
サービス業	417	0	1	0	0	29	25	472
その他	672	148	1	5	0	288	41	1,155
計	1,615	164	3	6	1	343	103	2,235

⑨ 経営・技術強化支援事業（エキスパートバンク）

1) 目的

本事業は小規模事業者等が直面している経営・技術等に係る専門的な課題に関し、当所で登録しているエキスパートを無料で最大3回まで派遣し、解決に向けた支援を行っている。

2) 事業の内容及び結果

a. エキスパートの登録

平成28年3月31日現在の登録エキスパートは571名

b. 小規模事業者等の要請に基づき適任のエキスパートを派遣し、販売戦略の策定、IT活用及び技術・技能について専門的・実践的な指導・助言を行った。

	平成27年度
指導企業	280企業
指導日数	597日

⑩ 施策普及広報活動

1) 金融PR活動

a. 小規模事業者経営改善資金融資（マル経融資）の制度紹介リーフレット（105,700部）を作成し、支部窓口、DM、巡回指導等にて配布を行い、マル経融資希望者や制度未周知の小規模事業者に対しPRを行った。また、マル経融資残高減少者に対しては、申込書をかねたマル経チラシ（5,000部）を作成し、借替のPRを行った。

b. マル経融資のPRハガキ（247,800部）を作成し、23支部から区内小規模事業者にダイレクト

7. 事業 (14)経営改善普及事業

メールを送付して、同融資制度の普及に努めた。

- c. 制度融資を取りまとめた「融資のしおり」(3, 170部)を作成し、融資相談会や小規模事業者の相談・指導に役立てた。
- 2)パンフレット・チラシ類の作成
 - a. 経営改善普及事業総合ガイドブック(26, 150部)、窓口専門相談リーフレット(76, 100部) 記帳相談リーフレット(16, 000部)、支部独自の経営改善普及事業PRチラシ、ハガキ(323, 974部)を作成し、支部窓口や東京都関係機関窓口、イベント等で配布し経営改善普及事業の利用促進を図った。
- 3)新聞・関連団体機関紙への広告掲載
 - a. マル経融資・融資相談会・経営相談の全面広告を、東商新聞に4回掲載し、制度の普及を図った。
 - b. 各区の商店街連合会をはじめ、青色申告会や法人会、23区関連団体等の各地地域団体が発行する機関紙等に広告を掲載し、地域の特性や業種に密着した事業案内に努めた。
- 4)大都市対策特別普及振興事業
 - a. 「中小企業 経営・融資相談会」の開催
小規模事業者の円滑な資金調達に資するため、政府系金融機関をはじめ公的金融機関や専門家による相談会を10月～11月にかけて各支部にて実施した(来場事業所数327社、相談件数401件)。なお、PRとして交通広告、インターネット広告(バナー広告)を約1か月間行った。また、PR用のハガキ(56, 700部)を作成し、23支部から区内小規模事業者にダイレクトメールを送付した。
 - b. 東京都商工会議所連合会による新聞広告掲載の実施
東京都商工会議所連合会を構成している都内8会議所で実施している講習会等の経営改善普及事業について日本経済新聞(全5段広告×1回)に掲載し、都内全域の小規模事業者へ幅広くPRを行った。
 - c. テレビによる啓発・普及
経営改善普及事業の周知・浸透を図るため、東京メトロポリタンテレビジョン(MX-TV)で、経営改善普及事業のCM(内容:資金支援編/30秒×3本、経営相談編/30秒×3本)を放送し施策普及を展開した。
 - d. 鉄道 車内窓上ポスター掲出による啓発・普及
経営改善普及事業の周知・浸透を図るため、車両に経営改善普及事業のPR広告を掲出した。
(9月30日～10月29日)
都営地下鉄浅草線・三田線・新宿線・大江戸線
日暮里・舎人ライナー(9月28日から1ヶ月)
(2月15日～3月14日)
都営地下鉄浅草線・新宿線
日暮里・舎人ライナー

⑪ 地域持続化支援事業（活性化事業） 実施状況一覧

部署	事業名
千代田	区内小規模企業の特性を探り、特徴的な企業を顕彰し知名度向上支援
中央	中央区問屋街活性化事業
品川	若手経営者・従業員交流促進事業
世田谷	外国人買い物客実態調査事業
杉並	荻窪（杉並）での創業者根付き促進事業
板橋	東商板橋経営塾
江東	B C P 策定の啓発事業
墨田	漫画で学ぶ墨田区の商工業
葛飾	葛飾区内ものづくり産業の販路開拓等に関するニーズ調査・普及啓発事業
江戸川	技能系社員雇用対策事業
中小企業部	海外展開支援支援事業
中小企業部	創業支援プログラム
中小企業部	「企業の存続に結びつくイノベーション活動のポイント」調査普及啓発事業
産業政策第一部	中小企業の戦略的知財活用に関する調査・普及啓発
産業政策第一部	中小企業の生産性向上を図るための経営実態の調査、解決策の提案
産業政策第二部	環境・エネルギー関連分野の事業展開支援事業
地域振興部	I C T の有効活用による営業力強化、業務改善支援事業
サービス・交流部	商店街・飲食店等活性化事業
サービス・交流部	震災復興回復支援事業

1) 【千代田支部】区内小規模企業の特性を探り、特徴的な企業を顕彰し知名度向上支援

a. 目的

経営改善普及事業を通じて指導した事業者の現状を確認し、経営改善はもとより、経営基盤強化や経営革新に取り組んでいる小規模企業に光を当て顕彰する。従来の経営指導の積み重ねを活かし、小規模事業者のさらなる販路拡大、収益向上、知名度向上を目指す。また、顕彰過程を通じて千代田区内企業のエリア特性をまとめ、他の企業にも広く提供をするとともに、企業間のネットワーク拡大につなげた事業を展開していく。

b. 事業概要

経営改善普及事業を通じて指導した事業者を再度個別訪問して現状を把握すると共に、支援機関・金融機関・士業者・コンサル専門家・企業等から選出したワーキング会議を2回実施した。把握した情報を調査、分析してエリア特性を抽出し、併せて特徴的な事業所を「製品・サービス」「経営戦略」「人材」等を基準に一次審査（指導員協議）及び二次審査（ヒアリング、現地調査）を経てワーキング会議にて9社決定した。総合的な優秀顕彰および部門顕彰（経営革新、特徴的な商品サービス、地域貢献、国際展開、事業承継、チャレンジ精神等）を2通り設定、顕彰企業を紹介する冊子を1,000部作成し、区内金融機関、支援機関、区内土業

7. 事業 (14) 経営改善普及事業

団体、業種団体に広く紹介した。また、ビジネス地としての千代田区の特徴を踏まえ、事業者向けにセミナーを開催し、43名の参加があった。

c. 事業

①講習会・ワーキンググループ

11月6日 (10名) 第1回地域持続化支援事業プロジェクトワーキンググループ

1月13日 (11名) 第2回地域持続化支援事業プロジェクトワーキンググループ

3月17日 (43名) 「中小企業活性化のための戦略思考～ビジネス地としての千代田区～」

明治大学 経営学部 教授 岡田浩一氏

②個別訪問調査

平成27年11月下旬～平成28年1月中旬に10社に対して実施。

③事例集の制作・配布

顕彰企業および千代田区内企業のエリア特性をまとめた冊子を1,000部制作し、3月下旬より経営支援機関・団体および支部窓口等で無料配布した。

2) 【中央支部】中央区問屋街活性化事業

a. 目的

「問屋街」として知られる日本橋横山町・日本橋馬喰町界隈を中心に、中小・小規模事業者、特に服飾関係の商品を取り扱う卸売業者が集積しているが、近年経営を取り巻く環境の変化が著しく、売り先である商店街の小売店の減少、インターネットを利用した受発注へのシフト、外国人バイヤーの増加など、「問屋街」においても時代のニーズに対応すべく変化が求められている。そこで、中小・小規模事業者（特に服飾関係等の卸売業）が対応すべく課題解決に向けた現状把握ならびに経営改善に向けた取り組みへの支援、「問屋街」の活性化に向けた取り組みを支援することを目的とする。

b. 事業概要

日本橋横山町・日本橋馬喰町界隈を中心に中央区に集積している中小・小規模の服飾関係の卸売業者の経営改善に資する調査・研究ならびに、問屋街の活性化に向けた調査・研究を行うとともに、本事業に関する意見聴取ならびにとりまとめを行う。本活動にあたっては、地元服飾業者の協力を得て実施し、服飾業者ならびに専門家等を委員とした運営会議を設置し、事業の効果的運用を図る。具体的には、問屋街の顧客である全国の服飾小売業者を対象に基礎調査の実施、「問屋集積のためのまちづくり」を目的に問屋街の卸売業者へのアンケート調査を実施、また、区内卸売業者の経営に資するセミナーを開催する。

c. 事業

①運営会議 (全15回)

5月12日 (9名) ・中央区問屋街活性化事業について
・問屋街事業者アンケート調査ならびにヒアリング結果について
・その他

5月27日 (11名) ・中央区問屋街活性化事業について
・問屋街事業者アンケート調査ならびにヒアリング結果について
・その他

6月3日 (9名) ・中央区問屋街活性化事業について
・問屋街事業者アンケート調査ならびにヒアリング結果について
・その他

6月25日 (8名) ・中央区問屋街活性化事業について
・問屋街事業者アンケート調査ならびにヒアリング結果について
・その他

7月22日 (11名) ・中央区問屋街活性化事業について

- ・問屋街事業者アンケート調査ならびにヒアリング結果について
- ・その他
- 8月 4日 (8名) ・小売店アンケート調査ならびにヒアリングについて
- ・その他
- 8月19日 (8名) ・小売店アンケート調査ならびにヒアリングについて
- ・その他
- 9月18日 (8名) ・小売店アンケート調査ならびにヒアリングについて
- ・その他
- 10月 9日 (8名) ・小売店アンケート調査ならびにヒアリングについて
- ・その他
- 12月25日 (9名) ・小売店アンケート調査実施状況について
- ・今後の検討事項について
- ・その他
- 1月13日 (8名) ・小売店アンケート調査のとりまとめについて
- ・今後の検討事項について
- ・その他
- 1月15日 (12名) ・小売店アンケート調査のとりまとめについて
- ・今後の検討事項について
- ・その他
- 1月26日 (9名) ・小売店アンケート調査とりまとめについて
- ・問屋集積のまちづくりについて
- ・その他
- 2月17日 (7名) ・小売店アンケート調査とりまとめについて
- ・問屋集積のまちづくりについて
- ・その他
- 3月 2日 (10名) ・小売店アンケート調査とりまとめについて
- ・問屋集積のまちづくりについて
- ・その他
- 3月10日 (10名) ・小売店アンケート調査について(報告)
- ・問屋集積のまちづくりについて
- ・その他

②セミナー

2月 5日 (40名) 「問屋街の生き残り戦略」

早稲田大学大学院商学研究科 教授 永井 猛氏

③アンケート

I) 実店舗向けアンケート調査

調査名：アパレル・服飾雑貨系店舗の経営状況に係る実態調査

期 間：11月24日～12月11日

対 象：区内服飾卸売事業者ならびに区内卸売業団体(横山町奉仕会および東京問屋連盟)

会員有志の顧客でかつ、関東を中心とした全国の服飾関係小売業者6,172件

方 法：郵送にて配布・周知、FAXまたは郵送にて回答

回答数：1,030件

II) インターネットショップ向けアンケート調査

i) 楽天リサーチ(株)登録モニター向けアンケート調査

調査名：服飾雑貨系ネットショップに対するアンケート調査

期 間：11月20日～11月23日

7. 事業 (14) 経営改善普及事業

対 象：楽天リサーチ㈱にモニター登録をしている服飾雑貨系小売店舗でかつネット店舗の経営または運営に携わり、かつ商品仕入れ、選定に関与している方が回答者となりうる関東を中心とした全国のネット店舗200件

方 法：楽天リサーチ㈱登録モニターへのメール配信による周知、インターネットからの回答

回答数：200件

ii) インターネットモール出店店舗向けアンケート調査

調査名：アパレル・服飾雑貨系ネットショップの経営状況に係る実態調査

期 間：11月25日～12月8日

対 象：インターネットモール（楽天市場とYahoo!ショッピング）に出店しているアパレル服飾雑貨小売店舗で、ネット店舗の経営または運営に携わり、かつ商品仕入れ、選定に関与している方が回答者となりうる関東圏内のネット店舗

※2,160件配信、うち2,131件配信有効

方 法：対象店舗に対しメール配信により周知、インターネットからの回答

回答数：27件（配信有効先に対する回答率1.3%）

iii) 卸売事業者向けアンケート調査

調査名：「問屋集積のまちづくりに関するアンケート」

期 間：3月14日～3月18日

対 象：問屋街活性化委員会に所属する事業者

方 法：区内卸売業団体を通じて周知・配布、FAXによる回答

回答数：21件

④ヒアリング

I) ネットショップ運営事業者に対するグループヒアリング

実施日：12月7日

対 象：楽天リサーチ㈱にモニター登録をしている服飾雑貨系小売店舗でかつネット店舗の経営または運営に携わり、かつ商品仕入れ、選定に関与している方で、「服飾雑貨系ネットショップに対するアンケート調査」の回答者6名

テーマ：問屋街の印象、自社の仕入れ状況等について

II) 区内卸売業者に対するグループヒアリング

実施日：2月5日・15日

対 象：区内卸売事業者延16名

テーマ：「問屋集積のまちづくり」について

3) 【品川支部】若手経営者・従業員交流促進事業

a. 目的

品川区小規模事業所の継続的安定的発展のため、若手経営者・従業員を対象とした交流促進事業を展開する。

b. 事業概要

品川区内の若手経営者および事業承継予定者を対象に、今後の地域社会での活躍するために必要な情報交換や人脈づくりの場としての交流会を実施。また、品川区内の小規模事業者勤務する若手従業員等を対象に、日常的に隔たりがちな対人関係改善を図るためのコミュニケーション能力向上に資するセミナーを実施。

c. 事業

- 1) 若手経営者交流会
11月27日 (18名)
- 2) 若手従業員セミナー
2月17日 (29名)

4) 【世田谷支部】外国人買い物客実態調査事業

a. 目的

2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催を控え、東京を訪れる外国人観光客数は年々増加しており、世田谷区内でも外国人観光客等が区内商店街など小売店に買い物に訪れる機会が増えているほか、区内の外国人居住者数は16,000人を超える(世田谷区ホームページ「世田谷区全域の人口と世帯」より)など、増加傾向にある。一方、区内の小規模小売店における外国人買い物客に対応可能な施設や人材はまだ少なく、せっかく外国人買い物客が来店しても外国語が話せず、意思疎通が図れないことから、十分な対応が出来ないため商売に結び付いていないケースも散見される。

そこで、世田谷区や世田谷区商店街連合会、世田谷区内の大学と連携して、区内の小規模小売店を対象に、来店する外国人買い物客を迎え入れるにあたり、現在抱えている問題や障壁となっている課題等について、アンケート調査を実施し、次のステップに繋げるための実態を把握することを目的とする。

b. 事業概要

外国人買い物客実態調査実行委員会を設置し、世田谷区内事業者を対象に外国人買い物客への対応についてアンケート調査を実施、その結果をもとに調査報告書を作成。結果報告会の開催、調査報告書の配布によって、アンケート調査の結果について周知を行った。

c. 事業

①調査

- ・調査期間 平成27年7月7日～平成27年7月31日
- ・調査方法 郵送による配布、郵送による回収
- ・調査対象 小売業、飲食業、不動産業、サービス業(洗濯、理容、美容、浴場、宿泊施設、娯楽施設、その他)を営む世田谷区内事業者
※店舗を構え外国人買い物客に接客する機会があると思われる業種を選定
- ・配布数及び有効回答数 配布件数 : 3,066件
有効回答数 : 330件(有効回答率10.8%)

②結果報告書作成

外国人買い物客実態調査 結果報告書作成 部数1,500部

③報告会

2月12日 (65名) 第一部 外国人買い物客実態調査結果報告
第二部 講習会「外国人客『お・も・て・な・し』による集客戦略」
(株)ユア・ストラテジー 代表取締役 江村 歆 氏

5) 【杉並支部】「荻窪(杉並)での創業者根付き促進」

a. 目的

杉並区では産業競争力強化法にもとづく「創業支援事業計画」を策定、認定を得た。また区の産業振興条例では、商工会議所をはじめとする地域経済団体への加入を事業者課すなど、連携を深めてきた。これまで、単発で開催してきた創業者向け講演会や交流会を区と連携し、複数回の開催することで内容を充実させるとともに、集客の向上を図る。また創業者は創業後に販路開拓で困難に直面することが多く、荻窪(杉並)地域に根差した事業活動を展開する先輩経営者との交流会や懇談会を開催することで、人脈構築を支援する。

b. 事業概要

7. 事業 (14) 経営改善普及事業

セミナー・懇談会、交流会を計4回開催し、創業促進と定着支援を行う。

・創業予定者向けセミナーの開催（掘り起し事業）

※杉並区産業振興センターと連携し、創業予定者向けのセミナーを連続講習会として開催する。

・創業者向け先輩経営者との人脈構築会の開催（根付き事業）

支部役員等荻窪（杉並）地域に根差した事業活動を展開する交流会を開催し、地域の中核企業経営者との人脈構築を支援する。また2代目・3代目として事業を引き継いで経営する若手経営者との懇談会を開催し、事業を長期的に続けていく秘訣を習得する。

c. 事業

11月	4日	(27名)	講演会	「独立・開業後、事業継続発展のためのピンチに活かす判断力」 グロービート・ジャパン(株) 社長 北条晋一氏 (株)ス・ミズーラ 代表取締役 重岡中也氏
			交流会	「荻窪地域に根差す企業経営者との交流会」 荻窪地域情報発信委員会
2月	8日	(47名)	講演会	「～創造性を生み出すにはコツがある～今までにないサービス で差をつけるための『イノベーション シンキング』」 (株)ビーコンラーニングサービス コンサルタント 萱沼義一氏

6) 【板橋支部】「東商板橋経営塾」

a. 目的

2014年度版中小企業白書によれば、日本の高齢比率（65歳以上）は2010年に23.0%であり、オリンピックが開催される2020年には30%に迫る勢いである。板橋区も例外でなく、平成26年10月の年齢別人口表によれば、高齢比率は22.4%となっている。高齢比率の高まりは、即ち経営者の高齢化であり、例えば同白書によれば2012年には自営業主のうち60～64歳が全体に占める割合が最も高い年齢層となる。小規模事業者の8割以上が後継者の育成には最低3年以上かかると考えており、後継者の育成は急務であると思料される。

本事業の目的は次代を担う人材の育成である。明確な目的意識とやる気を持つ若手の後継者（父等を代表に持ち経営権をまだ譲渡されていない後継予定者）ならびに若手経営者を固定メンバーとする経営塾を開講する。本経営塾の学びにより、次代を担う若手経営者の実力向上、同世代の区内経営者の連携の強化といった効果が期待でき、波及効果として区内産業の新たな牽引役の育成による産業振興、各企業における事業承継の推進を狙うものとする。

b. 事業概要

若手後継者・若手経営者のニーズに合致した経営塾プログラムの策定（全11回）および固定メンバーによる経営塾の実施

c. 事業

9月	7日	(27名)	第1回「経営戦略」
9月	24日	(20名)	第2回「リーダーシップ」
10月	5日	(27名)	第3回「財務・会計①」
10月	19日	(18名)	第4回「財務・会計②」 溝井&パートナー経営コンサルティング事務所 代表 溝井伸彰氏
11月	1日～2日	(8名)	合宿「ケーススタディ（経営戦略およびリーダーシップ等）」 マーケティングオフィス& 代表 平澤明氏
11月	4日	(14名)	第5回「マーケティング」

		(株)オージュ・コンサルティング 社長	大 森 渚 氏
1 1 月 1 6 日	(1 6 名)	第 6 回「思考法・発想法」	
		中小企業診断士・経営学修士	酒 井 勇 貴 氏
1 1 月 2 5 日	(1 8 名)	第 7 回「営業方法」	
		(株)コンサラート 取締役	菅 生 将 人 氏
1 2 月 3 日	(1 2 名)	第 8 回「マネジメント」	
		インサイトアップ(株) 社長	藤 田 雅 三 氏
1 2 月 1 6 日	(1 4 名)	第 9 回「メンタルヘルス」	
		よしだ社会保険労務士事務所 代表	吉 田 敬 子 氏
1 2 月 2 1 日	(1 2 名)	第 1 0 回「資金調達(補助金活用)」	
		中小企業診断士・経営学修士	酒 井 勇 貴 氏
1 月 1 2 日	(1 6 名)	第 1 1 回「経営法務」	
		シティユーワ法律事務所 パートナー弁護士	岡 田 美 香 氏
1 月 2 8 日		東商板橋若手経営塾修了証授与式	
3 月 5 日	(8 名)	特別講座「総復習コース」	
		中小企業診断士・経営学修士	酒 井 勇 貴 氏
3 月 6 日	(5 名)	特別講座「社長講演コース」	
		東京山喜(株) 社長	中 村 健 一 氏
		ビジネス・コア・コンサルティング 代表	坂 本 篤 彦 氏

7) 【江東支部】「BCP策定の啓発事業」

a. 目的

江東区は低地帯、デルタ地域、埋立地であり荒川の氾濫による浸水被害、地震による液状化被害などが想定されるロケーションである。立地する企業にとってBCP計画を策定しておくことは重要。しかし、中小企業は経営資源に余裕が無く、非日常への備えは後回しになっている。当所のものをはじめ各種調査結果、また江東区のBCP策定支援施策が、利用が少ないことを理由に廃止されたことなどが証左。そこで、事業者へのBCPへの意識を啓発することに絞った事業を実施する。取組への意識を喚起できれば、都はじめ策定支援策は用意されているので、既存の事業との相乗効果を図る。有事の際に、BCPが存在しないことによる廃業を減らす事を目的とする。

b. 事業概要

専門家を通じて事例を収集、整理分類し、特に効果の理解しやすいものを抽出。さらに漫画で「見える化」することにより、中小企業の社員が興味を持って読み、自身のこととして考えられるものを作成する。全員参加が肝であり壁であるBCP策定に、社内で行き届く際の下地作りに役立ててもらう。

小冊子を2,000部印刷し、区内中小企業に配布、江東支部ホームページでもダウンロードできるようにした。

8) 【墨田支部】「漫画で学ぶ墨田区の商工業」

a. 目的

墨田区の商工業の魅力についてわかりやすくまとめた漫画冊子を作成し、区内の小学生に配布することで産業界と教育行政が一体となり、その啓発活動に取り組んでいくとともに、漫画冊子を通じて区内の商店街や個店、町工場のPRにつとめ、それらの取引拡大の支援を図っていく。

あわせて同冊子を観光団体や旅行代理店にも配布し情報提供を行うことで、修学旅行等の学習旅行や小規模事業者の視察会を墨田区内に誘致し、それをきっかけとした区内商工業者の取引拡大支援につなげていく。

b. 事業概要

墨田区内の商工業についての歴史や魅力を漫画としてまとめた冊子を作成する。作成した冊子については社

7. 事業 (14) 経営改善普及事業

会科で「地元の社会（墨田区）」について学ぶ、区内の小学3年生～5年生に配布し授業の内容とリンクをさせることにより冊子の効果と学習効果双方にシナジー効果を発揮するよう努める。

また、冊子は区内観光団体や旅行代理店等にも配布。それらを通じた情報拡散を図ることで、学習旅行等による墨田区への来街機会増加につなげていく。

c. 事業

作成物 「楽しくわかるすみだの仕事～私達の町の商業・工業～」(A5無線綴じ冊子/1部50ページ)

作成部数 9,500部

配布先 墨田区立小学校に通う3～5年生の全児童、墨田区立図書館(8か所)、区内事業所等

掲載企業(五十音順)

おしなり商店街振興組合

(株)片岡屏風店(屏風)

(株)言問(団子)

(有)さいとう工房(電動車椅子)

(有)坂井鍍金工業所(メッキ加工)

すみだ青空市ヤッチャバ(野菜直売市)

一般社団法人墨田区観光協会

墨田区商店街振興組合連合会

(株)浜野製作所(東京スカイツリーの金属製立体モデル加工)

丸和繊維工業(株)(Tシャツの動体裁断技術)

山口産業(株)(ランドセル等の皮革なめし加工)

(株)やまもと(長命寺桜もち)

9) 【葛飾支部】「葛飾区内ものづくり産業の販路開拓等に関するニーズ調査・普及啓発事業」

a. 目的

葛飾区は、城東地域の一画を占める代表的な工業集積地域で、東京都では第4位の製造業事業所数を誇る一方で、工場数は年々減少傾向にあり、特に近年の減少は著しい。区内ものづくり企業が、厳しい経営環境を乗り越え事業を継続していくためには、継続的な販路開拓支援が不可欠であり、区内ものづくり企業の実態、販路開拓等への取り組み状況、支援ニーズを調査し、調査結果のフィードバックを行うことにより、区内ものづくり産業の活性化を図る。

b. 事業概要

- ・区内ものづくり企業の実態、販路開拓への取り組み状況・支援ニーズの調査を実施
- ・報告書の作成・配布
- ・ワーキンググループを実施し、区内ものづくり企業の販路開拓に資する事業を企画提案

c. 事業

①調査

- ・調査対象 葛飾区内製造業者等
- ・調査基準日 平成27年11月6日～27日
- ・調査方法 郵送配布、郵送回収
- ・調査期間 平成27年11月6日～27日
- ・回収状況 総発送数 : 5,000件
有効発送数 : 4,321件
有効回収数 : 188件(有効回答率4.35%)

②調査報告書作成

葛飾区内ものづくり産業の販路開拓等に関するニーズ調査報告書作成 部数1,000部

③ワーキンググループ

座長 ㈱杉野ゴム化学工業所 社長 杉野 行雄氏

委員 9名

- 3月23日 (9名) 1)販路開拓等に関するニーズ調査結果について
 2)区内ものづくり企業の販路開拓に資する事業展開等の検討について
 3)その他

10) 【江戸川支部】「技能系社員雇用対策事業」

a. 目的

江戸川区の主な産業として建設業、運輸業、製造業があるが、近年の人手不足（特に技能系社員の不足）で仕事はあってもこなすことができないという声が非常に多い。また、当支部で実施している高校卒業者の就職を支援する情報交換会（企業と高校の担当教諭の面接会）でも、工業高校の卒業者を採用したいという企業の採用担当者が多く、当支部としては、その需給ギャップをいかに緩和するかが支部の喫緊の課題として捉えていた。

そこで、その需給ギャップ緩和のため、採用活動において情報量が少ない小規模事業者向けに、技能系社員をどういうルートで採用し、そしてどのように雇用を継続化させるか、また、東京都等の公的な技能系教育機関の利用法など、行政の施策活用を促すことも視野に入れた小冊子を作成し、情報提供をすることを目的とする。

b. 事業概要

- ・ワーキンググループ開催
- ・技能系社員採用ハンドブック作成
- ・普及啓発のための講演会実施

c. 事業

(1)技能系社員雇用対策事業ワーキンググループ

- 5月14日 (11名) ①委員の委嘱について
 ②事業実施スケジュール(案)について
 ③小冊子作成内容(案)について
- 7月2日 (11名) ①第1回WG主旨について
 ②小冊子原稿(案)について
- 9月16日 (10名) ①第2回WG主旨について
 ②小冊子原稿(案)について
- 10月13日 (11名) ①第3回WG主旨について
 ②小冊子原稿(案)について
 ③2月講演会について
- 1月13日 (10名) ①ハンドブック内容について
 ②今後のハンドブック配布計画について
 ③2月講演会について

(2)講演会

2月12日 (80名) 「自立型人材の育て方～FC東京の人材育成術から学ぶ～」

東京ガス㈱リビング本部ライフバル推進部長 阿久根 謙 司 氏

(3)小冊子「建設業・運輸業・製造業のための技能系社員採用ハンドブック」の作成

<作成部数>

4,000部

<配布先>

区内小規模事業者、区役所等行政関連団体、江戸川建設業協会等業界関連団体、講演会参加者

7. 事業 (14) 経営改善普及事業

<その他>

江戸川支部ホームページからもPDF版をダウンロードできるように提供

11) 【中小企業部】海外展開支援事業

a. 目的

海外展開を実施して間もない、または検討をしている小規模事業者を対象に、貿易セミナー・ゼミナールおよび冊子などを通して理解しなければならない必要最低限の知識や留意点を習得してもらい、海外展開成功へ導く。

b. 事業概要

海外展開に関する情報提供や知識の習得のために、国・地域別および貿易実務、知的財産保護、予防法務などのテーマ別のセミナーやゼミナールを開催。海外展開支援を実施している公的機関・民間企業の担当者から成る勉強会を発足。定期的な勉強会開催を通して中小・小規模事業者向け海外展開支援に関する情報交換を実施し、勉強会メンバーの事業や専門分野を紹介した小冊子を作成し、小規模事業者等の参考に資する。

c. 事業

<海外ビジネスセミナー・ゼミナール>

4月15日(177名) 「海外展開公的支援機関・政府系金融機関事業説明会」

(独)日本貿易振興機構 関東貿易情報センター 所長	長 島 信 之 氏
(独)中小企業基盤整備機構 海外販路支援部 参事	中 島 康 明 氏
(公財)東京都中小企業振興公社 国際化支援室 係長	山 本 康 博 氏
株式会社国際協力銀行 産業ファイナンス部門 参事役	会 田 智 彦 氏
(株)日本政策金融公庫 海外交流グループ リーダー	恒 川 孝 司 氏
株式会社商工中金 貿易・投資支援センター 所長	中 村 宏 樹 氏
株式会社日本貿易保険 営業第一部	吉 岡 亮 氏
東京商工会議所 海外展開支援コーディネーター	鶴 野 祐 二 氏

6月18日(144名) 「国際物流のトラブル事例と解決策」

株式会社鴻池運輸 海外事業本部 上級理事	遠 藤 和 明 氏
株式会社住友倉庫 海外事業部 係長	白 尾 彰 浩 氏
株式会社日新 事業戦略部 主管	小 泉 典 久 氏
株式会社日本通運 海外管理部 次長	高 橋 嘉 英 氏

6月30日, 7月14日, 28日, 8月11日(延45名)

「東商海外展開実践ゼミナール」

株式会社中小企業経営コンシェルジュ 代表取締役	加 来 国 雄 氏
-------------------------	-----------

8月19日(97名) 「開発コンサルタントによるODA活用セミナー」

株式会社カーボンフリーコンサルティング 代表取締役	中 西 武 志 氏
株式会社みどり工学研究所 CEO	繁 永 幸 久 氏
株式会社八光工業 取締役	和 田 芳 英 氏

2月16日(100名) 「海外PLセミナー」

株式会社損保ジャパン日本興亜リスクマネジメント 本店企業保険金サービス部	安 藤 悟 空 氏
株式会社損害保険ジャパン日本興亜	荒 木 由 紀 子 氏

3月17日(22名) 「海外ビジネス 弁護士・弁理士・行政書士等個別相談会」

桑山総合法律事務所 弁護士	桑 山 克 彦 氏
北村・牧山法律事務所 弁護士	牧 山 義 道 氏
北川総合法律事務所 弁護士	北 川 祥 一 氏
天城国際特許事務所 弁理士	竹 花 喜 久 男 氏
双京知的財産事務所 弁理士	太 田 洋 子 氏

3月23日 (78名)	「EC・ネットビジネス参入の7つのポイント」	(株)シンシアインターナショナル 行政書士	鶴野 祐二 氏
		GMOメイクショップ(株) 法人営業部 部長	笹崎 淳史 氏
		鈴与(株) フルフィルメント営業推進室 リーダー	渡辺 洋平 氏
＜海外展開支援機関企業担当者間勉強会＞			
5月26日 (27名)	「インドネシアの経済状況」	外務省 南部アジア部 南東アジア第二課 課長補佐	菅田 泰弘 氏
7月29日 (31名)	「公的支援機関の支援事業」	(独)日本貿易振興機構 関東貿易情報センター 所長代理	山本 稔 氏
		(独)中小企業基盤整備機構 海外販路支援部 参事	中島 康明 氏
		(公財)東京都中小企業振興公社 国際化支援室 係長	木村 正幸 氏
9月29日 (38名)	「ビジネスマンの海外展開の基礎」	光和総合法律事務所 弁護士	池内 稚利 氏
12月7日 (37名)	「タイ王国の現状」	外務省 南部アジア部 南東アジア第一課 課長補佐	大森 司 氏
2月16日 (42名)	「築地卸売市場の国際化」	東京魚市場卸協同組合 業務部 次長	山中 雅人 氏
		東京魚市場卸協同組合 輸出アドバイザー	江口 慎一 氏
		日本通運(株) 航空事業支店 課長	立木 光尚 氏
3月24日 (29名)	「今年度活動の振り返りと次年度の活動」		

＜小冊子発行＞

「東商海援隊くらぶ 海外ビジネスお助けマップ」

作成部数1,500部

＜調査＞中小企業の国際展開に関するアンケート

○調査目的

わが国の中小企業が、国際展開を検討・実施する際の課題や、求めている具体的な支援策などについて調査し、今後東商が行う中小企業の国際展開支援事業の拡充・改善を行う際の基礎資料を得ることを目的に実施した。

○調査実施期間

平成28年1月18日～2月4日 郵送による調査の実施

○調査内容

国際展開の実施状況、国際展開を行う上での課題、充実して欲しい公的支援等

○調査票送付対象・送付件数

東京商工会議所の貿易登録事業者 5,000件

○回答者数・回答率

1,317社 (回収率26.3%)

○報告書作成

中小企業の国際展開に関するアンケート結果 部数1,500部

12) 【中小企業部】創業支援プログラム

a. 目的

独立開業等を志す起業家の円滑な創業を促すとともに、新規事業や雇用機会等の創出・拡大を進め、地域経済の活性化を図ることを目的とする。

7. 事業 (14) 経営改善普及事業

b. 事業概要

自ら事業を起こそうとする志がある方に対して、実践型ゼミナールやフォローアップセミナー、情報提供など、一連の創業支援プログラムを提供し、新規開業の促進、創業者の抱える課題解決を図る。

c. 事業

①<東商・創業ゼミナール> (全8回) 協力: 東京信用保証協会

(第48期コース)

5月7日・14日・21日・28日, 6月4日・11日・18日・25日 (20名)

コーディネータ 山名 欽也 氏

(第49期コース)

8月20日・25日, 9月3日・10日・17日・24日, 10月1日・8日 (20名)

コーディネータ 四ッ柳 茂樹 氏

(第50期コース)

10月9日・16日・23日・30日, 11月6日・13日・20日・27日 (20名)

コーディネータ 坂本 篤彦 氏

(第51期コース)

1月14日・21日・28日, 2月4日・10日・18日・25日, 3月3日 (20名)

コーディネータ 平村 一紀 氏

②<創業フォーラム>

12月 3日 (111名)

共催: 東京信用保証協会 協力: (株)日本政策金融公庫・(公財)東京都中小企業振興公社

[第一部] 特別講演会

「起業する意味とストーリーを持つ事の重要性」

(株)Knot 代表取締役 遠藤 弘満 氏

[第二部] 創業を考えている皆様へ 公的支援をフル活用! 創業支援事業のご紹介

[第三部] 創業ショートセミナー

中小企業診断士 佐川 博樹 氏

③<創業テーマ別セミナー>

2月10日 (51名) 「マスコミからドンドン取材が来る 広報プレスリリース」

(株)マジックマイスター・コーポレーション 代表取締役 大谷 芳弘 氏

3月 9日 (68名) 「創業を成功に導くビジネスモデルの作り方」

中小企業診断士 大庭 聖司 氏

④<小冊子発行>

「開業ガイドブック (平成27年度版)」

作成部数 5,000部

「創業をめざす方へ 起業家のスピリッツに学ぶ 創業事例集」

作成部数 3,000部

13) 【中小企業部】「企業の存続に結びつくイノベーション活動のポイント」調査普及啓発事業

a. 目的

東京の中小・小規模事業者は、地域・業種の特性、また各事業者の特性等を活かして事業を展開し、東京の経済を支えてきた。

東京における長寿企業が関東大震災や戦争など幾多の環境変化を乗り越え、これまで事業を継続できたの

は、時代や顧客の変化に対応した経営変革・革新（イノベーション）活動等への取り組みがあったからではないだろうか。そこで、長寿企業の経営変革・革新（イノベーション）活動に焦点を当てた調査を行い、その結果を広く周知することで、中小・小規模事業者の今後の経営の参考に資することを目的とする。

b. 事業概要

長寿企業の経営変革・革新（イノベーション）活動を明らかにするため、東京都内の中小・小規模事業者で、業歴が長い東京都伝統産業事業者にヒアリング調査を実施。調査結果をとりまとめた報告書を作成し、中小・小規模事業者やその支援機関に広く周知した。

c. 事業

(1) ヒアリング調査

東京都内に所在する、創業100年内外の東京都伝統産業事業者14事業所を対象にヒアリング調査を実施した。

- ① 調査期間 : 平成27年10月15日～11月6日
- ② 調査方法 : 事業主を対象とした訪問によるヒアリング調査
- ③ 調査対象 : 東京都伝統産業事業者で概ね創業100年を経過した事業所14件

(2) 報告書作成

外部専門家の協力のもと、ヒアリング等調査結果に基づき、報告書を作成した。

「伝統工芸産業の『不易流行』」 作成部数1,500部

14)【産業政策第一部】中小企業の戦略的知財活用に関する調査、普及啓発

a. 目的

企業の競争力強化のためには、知的財産（知財）を効果的に経営に活用することが求められるが、中小企業においては活用が未だ不十分な状況にあると考えられる。そこで、アンケート調査を行い、最近の中小企業における知財の活用の実態・課題を把握する。（なお、前回の調査は平成24年度に実施）

本調査結果を踏まえて、知財の意味や経営への活用の仕方など、中小企業の知財経営に参考になる情報を提供する小冊子を作成し、中小企業の戦略的知財活動を支援する。

b. 事業概要

- ・中小企業の戦略的知財活用に関する調査研究会の開催
- ・中小企業の戦略的知財活用に関する調査の実施、報告書の取りまとめ
- ・中小企業向け戦略的知財活用小冊子の作成

c. 事業

(1) 中小企業の戦略的知財活用に関する調査研究会

- | | |
|------------|--|
| 5月27日（10名） | 中小企業の戦略的知財活用に関する調査の実施について
調査研究会について
小冊子について
アンケート調査について |
| 9月2日（12名） | 中小企業の戦略的知財活用に関する調査「中小企業の強みを守り、経営に生かす」結果および調査報告書のとりまとめ方針について
小冊子の構成等について |
| 11月17日（7名） | 「中小企業の強みを守り、経営に生かす」アンケート調査報告書（案）について
強みを知的財産にして経営に活用するための小冊子（素案）について |
| 1月26日（9名） | 中小企業の戦略的知財活用的小冊子（案）について
「中小企業の強みを守り、経営に生かす」アンケートの調査報告書につ |

7. 事業 (14) 経営改善普及事業

いて

(2) 中小企業の戦略的知財活用に関する調査

<実施期間>

7月1日～17日 郵送による調査の実施

<調査内容>

自社の強みに関する基本的な認識、技術やノウハウなどの経営への活用・保護、中小企業が望む支援策、職務発明、営業秘密、その他意見等

<送付件数>

東京都内に事業所のある中小および小規模の製造業者 4,632社

<回収件数>

901件 (回収率 19.5%)

(3) 調査報告書の作成、及び小冊子「企業の強みを生かす～知的財産の力で会社の成長を～」の作成

① 「中小企業の戦略的知財活用に関する調査」報告書

<作成部数>

1,000部

<配布先>

中小企業支援機関、行政機関等

<その他>

WEBからもPDF版をダウンロードできるように提供

② 小冊子「企業の強みを生かす～知的財産の力で会社の成長を～」

調査の結果を踏まえ、これから知財経営に取り組みようとする企業経営者に、中小企業が技術・ノウハウ等の強み(知的財産)を経営に活用するための方策を提案する小冊子「企業の強みを生かす～知的財産の力で会社の成長を～」を発行した。

<作成部数>

10,000部

<内容>

経営に知的財産を活用することの5つの効能、会社の強みを洗い出そう～4つのステップで強みが見える化～、強みを知的財産の「形」にするための3つの方策、知財活用お助け帳等

<配布先>

都内中小・小規模企業、中小企業支援機関、行政機関等

<その他>

WEBからもPDF版をダウンロードできるように提供

15) 【産業政策第一部】 中小企業の生産性向上を図るための経営実態の調査、解決策の提案

a. 目的

国際競争の激化する中で、わが国が人口減少を克服し、経済の好循環を実現することは、待ったなしの状況である。とりわけ、全事業者の99%を占める中小企業が、成長分野等の新市場の開拓や、付加価値の高い製品・サービスの開発等により、競争力を強化し、生産性を向上することが不可欠と言える。そこで、東京23区内中小企業の生産性向上に対する取り組みの実態を把握し、その課題解決の一助とするための調査を実施し、より実態に即した意見・要望活動を東京都や国に行うことで、中小企業の生産性向上を促進するための施策の充実を図り、中小企業の成長を後押ししていくことを目的とした。

b. 事業概要

東京23区内の中小企業における生産性向上を目的とした設備投資に係る実態について調査を行い、平成28年度末をもって期限到来を迎える設備投資減税に関し、必要な対策を講じるための資料とするとともに、報告書・セミナーを通じて、生産性向上に資する経営および設備投資を後押しする諸制度の周知を図った。

c. 事業

①会議

- ・中小企業の生産性向上を図るための経営実態の調査研究会

7月30日(5名)協議 中小企業の設備投資による生産性向上を図るための実態調査の実施について

- ・調査の概要について
- ・実施スケジュール
- ・調査票について

10月16日(4名)協議①「生産性向上のための設備投資に関するアンケート調査」集計結果(速報版)について

②「生産性向上のための設備投資に関するアンケート調査」報告書の作成について(素案)

1月15日(5名)協議 「生産性向上のための設備投資に関するアンケート調査」報告書(案)について

②調査

23区内中小事業者5,000社に調査票を送付し、758社から調査票を回収(回収率15.2%)

③報告書作成

東京23区内中小企業の生産性向上を図るための設備投資に関するアンケート調査 報告書作成

部数 1,600部

④セミナー「価値創造経営で業績向上!～『攻めの投資』を加速するための補助金活用のポイント～」

3月7日(32名)講演①「価値創造経営で業績向上!」

明治大学 経営学部 教授 岡田浩一氏

②「経営計画と補助金活用のポイント」

中小企業診断士 中村稔氏

16)【産業政策第二部】環境・エネルギー関連分野の事業展開支援事業

a. 目的

「環境・エネルギー問題の解決と経済の両立」の具現化策として、中小企業・小規模事業者による環境・エネルギー関連分野の事業展開を支援する。このため、環境・エネルギー関連分野の事業を展開している中小企業・小規模事業者の事例を調査し、ビジネスとして成り立たせる要素等を広く情報提供することにより、環境・エネルギー関連分野において、自社の技術・ノウハウを活かした新規事業を展開することや、付加価値を向上させていくことを目的とする。

b. 事業概要

- ・事例調査
- ・事例調査報告書の作成
- ・WEB情報提供の充実

c. 事業

(1)事例調査

<実施期間>

9月～11月、各社約2～3時間のヒアリング調査を実施

<調査内容>

事業開始の契機、事業拡大までの経緯、これまでに直面した課題等

<実施件数>

環境・エネルギー関連分野の事業を展開している企業 8社

URIMAT Japan(株)

かぶちゃん電力(株)

7. 事業 (14) 経営改善普及事業

- (株)グリーンシンク
- (株)グローバルエンジニアリング
- (株)サンジュニア
- 新和環境(株)
- 西都通信(株)
- 日本メディカル・ウェイスト・マネジメント(株)

(2) 事例調査報告書の作成

事例紹介を中心に、ビジネスとして成り立たせる要素等を取りまとめた「小規模・中小企業向け 環境・エネルギー分野における事業展開支援のための事例調査 報告書」を作成。ホームページからPDF版をダウンロードできるように提供。

(3) WEB情報提供の充実

東商の環境関連サイト「今すぐできる中小企業向けヒント集～省エネ・温暖化対策を新たな成長の原動力に～」の「環境ビジネス展開支援」に、事例紹介および事例調査報告書を掲載。

17) 【地域振興部】 ICTの有効活用による営業力強化、業務改善支援事業

a. 目的・効果

本事業は中小・小規模事業者の営業力強化、業務改善に向け、ICTの有効活用方法について情報提供および専門家による個別派遣指導を行い、生産性向上を図ることを目的とする。

本事業を通じて中小・小規模事業者は、自社の経営課題やリテラシーに応じたICTの有効活用についての知見を得ることができ、営業力強化（新規開拓、既存顧客の維持）、業務改善（社内外との情報連携、業務のスピードアップ）等の効果が期待できる。

b. 実施内容

① Web活用による営業力強化支援

SEO対策、アクセス解析、Webマーケティング等、Webを活用した営業力強化につながる情報提供セミナーおよび専門家による個別派遣指導

② 社内業務改善に向けた支援

紙の帳票のデジタル化、顧客データベース構築、グループウェアの導入等、社内外との情報連携、業務のスピードアップにつながる情報提供セミナーおよび専門家による個別派遣指導

③ ICT導入ガイドブックの作成

ICT導入のポイントや事例等をまとめたガイドブックを作成・配布する

④ 専門家による運営会議

上記の取り組みを企画運営するための専門家による会議を行う

c. 事業

① ICT関連セミナー

標的型メール攻撃の急増や、情報漏えいの危険性が増す中、マイナンバー開始、改正個人情報保護法（5000件要件の撤廃）等、法整備が進んだことにより、中小・小規模事業者にとっても、情報セキュリティ対策は必須の取り組みとなっている。ただし、中小・小規模事業者は社内にICT専門の担当者がいないところがほとんどであり、適正な管理や対策は後手に回っているのが実態である。

これらの状況を踏まえ、情報セキュリティ対策セミナーを重点的に実施した。

・ 11/24 中小企業における情報セキュリティのポイント 40名参加 満足度96.9%

・ 12/1 中小企業における情報セキュリティのポイント 48名参加 満足度95.6%

※①②は同一内容

講師：(株)アスカブレインズ 取締役 杉本 亮 氏

・ 2/23 サイバーセキュリティ経営ガイドライン説明会 115名参加 満足度97.8%

講師：経済産業省 商務情報政策局 情報セキュリティ政策室長 瓜生和久氏

② 専門家派遣

本事業は、個別指導を希望する中小・小規模事業者に対して、(特)ITコーディネータ協会より当会議所へ推薦されたIT専門家を派遣するもの。

- ・ Web利活用による営業力強化支援 17社
SEO対策、アクセス解析、Webマーケティング等、Webを活用した営業力強化につながる支援
- ・ 社内業務改善に向けた支援 4社
紙の帳票のデジタル化、顧客データベース構築、グループウェアの導入等、社内外との情報連携、業務のスピードアップにつながるICTを活用した業務改善支援

③ ICT導入ガイドブック

中小企業経営者がICTを有効活用した業務改善を推進し生産性向上を図るためのヒントとなるよう、実際にICTを導入し成功した東京の中小企業の成功例を収集した事例集を作成。

昨年度に続き、第二弾の発行を行った。

- ・ 発行日：11月
- ・ 発行部数：3,000部

④ 運営会議

上記(1)～(3)の事業を企画運営するための専門家(学識経験者、ICT支援者、コンサルタント、中小企業経営者等)による会議を実施した。

- ・ 第一回：4月7日
報告：2014年度の活動報告
懇談：2015年度の活動(案)について
- ・ 第二回：10月16日
報告：2015年度上期報告・下期予定について
討議：導入事例集(ガイドブック)発行について

18) 【サービス・交流部】 商店街・飲食店等活性化事業

a. 目的

今年度は地域資源等を活用した地域・商店街等の活性化事業及び経改事業と連携した飲食店の経営指導を行い、「点と面」の支援を行う。また本事業のプロセスを都内の商工会議所・商工会の事業の参考に資するよう、報告書に取り纏めて、HP等で広く周知する。

b. 事業概要

23区内のモデル商店街として「四谷しんみち通り商店会」を対象に、来街者の増加等による地域の活性化と飲食店の経営力や収益力を向上させることを目的として、ホテルと地域の商店街が連携した事業の実施と飲食店ハンドブックを改訂した。

c. 事業

(1) 会議

① 「商店街・飲食店等活性化事業」ワーキンググループ

- | | | |
|--------------|----|---|
| 8月27日 (7名) | 協議 | ①今年度の事業内容の説明について
②今後の事業運営について(意見交換) |
| 11月 5日 (4名) | 協議 | ①しんみち通りの飲食店事業者との連携について
②次回の飲食店との打ち合わせについて
③マップの活用方法について |

7. 事業 (14) 経営改善普及事業

- 11月19日 (5名) 協議 ①地域活性化イベントのたたき台の作成について
②その他
- 12月14日 (5名) 協議 ①今後の事業のスケジュールについて
1月25日 (4名) 協議 ①今後の事業のスケジュールについて
2月 1日 (4名) 協議 ①今後の事業のスケジュールについて
3月18日 (5名) 協議 ①今年度の事業報告について
②意見交換
- ②「しんみち通り事業者との会議」
- 10月24日 (7名) 協議 ①今年度の事業内容の説明について
②今後の事業運営について (意見交換)
- 11月26日 (4名) 協議 ①今年度実施予定の事業について
②今後の事業運営について (意見交換)
- ③「事業者に対する説明会」
- 2月 1日 (12名) 協議 ①飲食店ガイドマップ、イベントの概要、今後のスケジュールなど
のご説明
②質疑応答
- 3月 1日 (12名) 協議 ①しんみち通り「3月5日イベントの開催」について

(2) セミナー

- 5月11日 (119名) 2020年に向けて対応力アップ 外国人旅行者「おもてなし」セミナー
東京都産業労働局観光部 受入環境担当課長 米澤 哲平氏
(株)ぐるなび ぐるなび大学講師 水野 奈美氏
- 12月14日 (11名) 飲食店ガイドマップの活用方法
中小企業診断士 飯島 宗裕氏

(3) 飲食店マップ作成

しんみちグルメガイドマップ作成

作成部数10,000部

(4) 地域活性化イベント

四ツ谷駅前の「しんみち通り」にある飲食店13店舗を「スタンプラリー形式」で複数訪問し、各店舗が提供するオススメ品を楽しんでいただく「食べ歩きイベント」を実施。本イベントの実施とホテル等との連携による飲食店マップの配付により、広く来街者を取り込んで集客・地域活性化を図るモデルを構築した。

①日時：3月5日(土) 13:00~17:00

②会場：四ツ谷駅前周辺(しんみち通り)の飲食店13店

③内容：四ツ谷駅前のしんみち通りにある飲食店13店舗をスタンプラリー形式で食べ歩きし、地域やイベントの参加店舗の魅力を知っていただく。

④参加者：230名

(5) 小冊子発行

飲食店経営ハンドブック

作成部数2,000部

19) 【サービス・交流部】震災復興回復支援事業

a. 目的

東日本大震災で被害に遭われた事業者の一度途切れてしまった販路の回復

b. 事業概要

商談会や展示会を通じて、東京都内バイヤーとの取引機会の創出を行うB to B支援や、物産展を通じて一大消費地である東京での販売機会を設けるB to C支援など幅広く行う。

c. 事業

<物産展>

○10月25日 「第10回諸国往来市」

・概要

日本橋・京橋まつり実行委員会事務局主催「諸国往来市」に被災地事業所のブースを展開

・場所 東京都中央区日本橋1丁目付近 ※国分ビルと榮太郎ビル間のスペース

・出展企業数 1社1小間

・来場者数 約70,000人

・出展事業者、出展品目

公益社団法人宮城県物産振興協会宮城ふるさとプラザ

宮城県の特産品の販売(ずんだだんご、地酒などが中心)

○10月28日～30日 「地域のちからコレクション2015」

・概要

『地域のちからコレクション』実行委員会事務局主催「地域のちからコレクション」に被災地事業所のブースを展開

・場所 新宿駅西口広場イベントコーナー(JR新宿駅西口直結スペース)

・出展企業数 2社2小間

・来場者数 3日間で延約50,000人

・出展事業者、出展品目

夢・菓子工房かめまん 福島県の特産品の販売(大福、羊羹などが中心)

株式会社栄楽館ホテル華の湯 福島県の特産品の販売(華カレーなどが中心)

○1月19日～20日 「福島・宮城応援物産展」

・概要

東日本大震災から5年の節目を迎えることから、風評被害の払拭と記憶の風化防止を目的に物産展を開催

・場所 JPタワー・KITTE地下1階「東京シティアイ」

・出展企業数 4社

・来場者数 2日間で延約9,000人

・出展事業者、出展品目

日本橋ふくしま館 今が旬のイチゴや銘菓、日本酒

ふくしまおいしい大賞事務局 六次化商品

宮城ふるさとプラザ 萩の月やずんだ団子等の名産品、日本酒

東京商工会議所 いわき市・相馬市・南相馬市・南三陸町の特産品

○2月24日～25日 「味力発見～三陸・陸奥こだわりの素材～」

・概要

震災復興を目的に、物産展への出展経験が少ない事業者11社に、沿岸部こだわりの水産加工品約70品を東京でアピールしてもらうため開催。

・場所 JPタワー・KITTE地下1階「東京シティアイ」

・出展企業数 11社

・来場者数 2日間で延約10,000人

・出展事業者、出展品目

(福島県)

(株)マルリフーズ 冷凍あおさのり等

(宮城県)

シーフーズあかま アカモク90g等

山徳平塚水産 さば味噌煮等

三養水産(株) 牡蠣くん製オリーブオイル漬け等

マルキ遠藤商店 YORIIISOわかめ等

7. 事業 (14) 経営改善普及事業

(株)丸光製麺 気仙沼・海鮮ふかひれラーメン等
(株)斉吉商店 金のさんままぶし～実山椒入り～等
(株)菓房山清 仙台いちごのコンフィチュール(プレーン) 等
(岩手県)
フードバック 浜ラーメンのたれ等
(株)宏八屋 特選いちご煮等
(株)長根商店 のだ塩さば飯の素 2 合用等

<展示会>

○2月10日～12日

「スーパーマーケット・トレードショー2016 被災地復興回復支援ブース」

・概要

(一社)新日本スーパーマーケット協会主催「スーパーマーケット・トレードショー」に被災地事業所のブースを展開

・場所 東京ビッグサイト西館1階 地方・地域産品ゾーン

・出展企業数 4社2小間

・来場者数 3日間で延約90,518人

・出展事業者、出展品目

石巻うまいもの発信協議会

(株)ヤマトミ 煮焼穴子、さばの塩焼きなど

(株)田伝むし もみがら玄米スープ(和風)、玄米ぼんトーストなど

その他

(株)バンザイファクトリー 三陸椿茶など

島津麴店 華糰など

<冊子・調査>

○「スーパーマーケット・トレードショー2016 被災地復興回復支援ブース」

商品ガイドブック作成

・概要

スーパーマーケット・トレードショーに被災地事業所のブースを展開。

それに伴い出展者の商品の魅力を伝えるべく商品ガイドブックを作成。

ブースにて商品PRとともに冊子の配布を行った。

・仕様

カラー印刷、48ページ、1000部作成

出展者を中心に福島、宮城、岩手県の事業者を103社掲載。

○「被災地ニーズ調査と今後の支援策」に関する調査

・概要

東北の広範な地域で被災している現状を踏まえ、変化する被災地ニーズを的確に把握し、支援策を検討することで、今後の被災地の販路回復につなげていく。

⑫ 地域持続化支援事業(拠点事業)

1) 概要

多様化・複雑化する経営課題に関する相談窓口を中小企業相談センターに加え、港・新宿・北・墨田の4支部内に「ビジネスサポートデスク」として4月から新設した。

23区内の中小企業からのアクセスを改善するとともに、複数の専門家を配置して、支部経営指導員と連携しながら、事業承継、創業、事業計画策定、経営改善等の専門的な課題への支援を推進した。

2) 相談実績

ビジネスサポートデスク

	窓口		巡回		窓口専門相談		派遣専門家	
	事業所数	指導回数	事業所数	指導回数	事業所数	指導回数	事業所数	指導回数
東京東	147	259	173	378	128	160	90	351
東京西	405	635	190	345	219	282	88	435
東京南	239	354	115	266	176	215	82	369
東京北	131	214	278	691	88	164	139	667
合計	922	1,462	756	1,680	611	821	399	1,822

3) ビジネスサポートデスク (東京東)

ビジネスサポートデスク(東京東)は城東エリアの5区(台東区・江東区・墨田区・葛飾区・江戸川区)の小規模事業者及び創業者、中小企業に対して、5名のコーディネータが各社の経営課題と支援ニーズをヒアリングし、個別の支援プランを作成。また、「インバウンド支援」や「アニメ・キャラクタービジネス支援」など、地域特性を踏まえた専門相談に対応する6名の窓口専門家、「飲食業支援」や「WEBデザイン」など各種専門分野を有する派遣専門家により、きめ細かい支援を行った。

また、区などの行政機関や地域金融機関、支部とも連携して、地域の小規模事業者等に向けた事業承継の普及啓発事業である「事業承継シンポジウム」の開催した他、後継者育成支援の一環として、経営に必要な知識を体系的に学ぶ「若手経営者・後継者塾」を実施し、事業を引き渡す側と事業を引き継ぐ側の双方に対しての事業承継支援に取り組んだ。

a. セミナー

事業承継シンポジウム ～明日は我が身!? 中小企業は、事業承継にどう取り組むべきか～

2月12日(123名) 基調講演及びパネルディスカッション

(共催 墨田区・東京東信用金庫・中之郷信用組合・東信用組合・日本政策金融公庫江東・上野支店)

基調講演 事業承継&相続～元気とやる気が出るお金の話!～

元気が出るお金の相談所 所長・FP 安田 まゆみ 氏

パネルディスカッション 明日は我が身!? 失敗・成功事例に学ぶ、中小企業の事業承継の進め方!

コーディネータ ビジネスサポートデスク(東京東) 課長 奥津 裕介

パネリスト 税理士法人田尻会計副所長・税理士 田尻 重暁 氏

広尾なみき法律事務所代表・弁護士 松崎 久美子 氏

元気が出るお金の相談所所長・FP 安田 まゆみ 氏

若手経営者・後継者塾

2月19日(24名) 財務管理と金融取引

ビジネスサポートデスク(東京東) 課長 奥津 裕介・公認会計士 吉岡 博樹 氏

2月26日(18名) 販売促進とWEB活用

中小企業診断士 石川 知穂 氏・中小企業診断士 村上 知也 氏

3月4日(17名) 労務管理と助成金活用

特定社会保険労務士 原 祐美子 氏

3月11日(19名)・3月18日(20名) 事業計画と補助金活用

中小企業診断士 佐藤 正樹 氏・中小企業診断士 中村 稔 氏

4) ビジネスサポートデスク (東京西)

主に新宿区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、練馬区に事業所がある中小企業・小規模事業者を対象に、経営課題解決に向けたサポートを実施。地域の金融機関等との連携により相談ニーズを掘り起こし、専門家による個別指導のほか、創業融資や事業資金の融資あっせん、補助金・助成金制度の活用提案などを行った。また、事業承継の支援では、個別支援に加え、後継者の経営力・実践力向上を目的とした経営塾を開催し、円滑

7. 事業 (14) 経営改善普及事業

な事業承継支援に向けた事業を展開した。

a. セミナー

7月10日	(46名)	これから取り組む事業承継セミナー	中小企業診断士	松林伯尚氏 (共催：新宿支部)
8月27日	(17名)	300万円以下での創業を考えている方のための 「創業“直前”チェックポイント」	中小企業診断士	平村一紀氏
10月14日	(53名)	継続的な業績向上のための改善マネジメント (株)グロースブリッジ 代表取締役		岩渕由博氏 (共催：新宿支部)
2月22日	(76名)	採択されやすい補助金申請書の作り方	中小企業診断士	佐藤正樹氏 (共催：新宿支部)
3月3日	(30名)	補助金活用と事業計画書の作り方セミナー	中小企業診断士	佐藤正樹氏 (共催：昭和信用金庫)
3月18日	(48名)	会計実務入門セミナー	税理士	武嶋賢治氏 (共催：さわやか信用金庫)

b. 後継者育成事業

10月22日	(22名)	後継者経営塾 (第1回) 「プロモーション」	中小企業診断士	水上洋介氏
10月29日	(24名)	後継者経営塾 (第2回) 「WEBマーケティング」	中小企業診断士	松田充敏氏
11月5日	(22名)	後継者経営塾 (第3回) 「労務管理」	特定社会保険労務士	島麻衣子氏
11月11日	(20名)	後継者経営塾 (第4回) 「事業計画策定」	中小企業診断士	平阪靖規氏
11月19日	(20名)	後継者経営塾 (第5回) 「資金管理」	税理士	松本恒氏

c. 個別相談会

8月24日	(7社)	相談会 「経営なんでも相談会」		(共催：新宿支部)
10月19日	(16社)	相談会 「経営なんでも相談会」		(共催：新宿支部)
11月11日	(5社)	相談会 「経営なんでも相談会」		(共催：新宿支部)
11月16日	(11社)	経営個別相談会 (西京信用金庫本店)		(共催：西京信用金庫)
11月17日	(13社)	経営個別相談会 (西京信用金庫練馬支店)		(共催：西京信用金庫)
3月23日	(13社)	経営個別相談会 (西京信用金庫大山支店)		(共催：西京信用金庫)

5) ビジネスサポートデスク (東京南)

主に千代田区・中央区・港区・品川区・目黒区・大田区の、城南エリア6区の小規模事業者への支援を実施した。都心区が含まれるため、その地域特性を考慮し「不動産活用・取引」「女性向けビジネス支援」「飲食店の創業・経営改善」などの相談窓口を設置した。また、後継者育成を目的とした連続セミナーを開催し、事業者の事業承継の意識啓発に努めた。

a. セミナー

事例で分かる後継者連続セミナー～早めの準備で会社を引き継ぐ！～

(共催：日本政策金融公庫 東京中央支店)

- 11月12日 (39名) 後継者目線の事業承継概論～後継者が知っておくべき事業承継のキホン～
公認会計士・税理士・行政書士 城所弘明氏
- 11月19日 (45名) 経営戦略の立て方～戦略策定からアクションプランの立案まで～
中小企業診断士 岩崎彰吾氏
- 11月26日 (39名) 事例で考える営業のヒント～製品・サービスの効果的な「売り方」について～
中小企業診断士 寶積昌彦氏
- 12月3日 (37名) ケースで考える財務の知識向上～数字が読める経営者になろう～
税理士・中小企業診断士 大内力氏
- 12月9日 (34名) 後継者による中小企業の経営革新
日本政策金融公庫総合研究所 主任研究員 立澤隆氏
研究員 鈴木啓吾氏
金融機関担当者から見た融資審査のポイントについて
日本政策金融公庫 東京中央支店 支店長 堀井武氏

b. 出張相談会

中央支部なんでも相談会

- 10月21日 (13名) 各種経営課題の解決・改善支援のため、相談員4名を派遣
対象先：中央区内の小規模事業者
相談員：中小企業診断士・会計士・税理士

6) ビジネスサポートデスク (東京北)

主に文京区、北区、荒川区、豊島区、板橋区、足立区の小規模事業者を対象に、様々な経営課題解決に向けた支援を実施した。事業承継をはじめ、販路拡大、資金繰り円滑化、社内体制強化等の経営課題に対し、5名の専門家コーディネーターが課題の整理を行い、派遣専門家による様々な支援を行った。また地域の金融機関や中小企業支援機関と連携し、相談ニーズの掘り起こしも行った。さらに、若手後継者育成を目的に、城北ブロック支部(文京、北、荒川、豊島、板橋、足立支部)と共催で「次世代リーダーミーティング」を実施し、事業承継・事業継続への啓発に努めた。

a. セミナー

- 5月8日 (32名) まだまだ間に合う！小規模事業者持続化補助金 申請の秘訣
中小企業診断士 栗原啓悟氏
(共催：北支部)
- 6月17日 (20名) 実はカンタンだった！新規事業で業績アップの秘訣を大公開
中小企業診断士 酒井勇貴氏
(共催：北支部)
- 7月1日 (64名) マイナンバーの対策は大丈夫？
これだけはやっておきたい情報セキュリティ
中小企業診断士 新木啓弘氏

7. 事業 (14) 経営改善普及事業

			(共催：文京支部)
7月 8日	(19名)	事業発展・継続を成功させる全員営業の秘訣大公開 中小企業診断士	酒井 勇 貴 氏 (共催：板橋支部)
7月15日	(60名)	マイナンバーの対策は大丈夫？ これだけはやっておきたい情報セキュリティ 中小企業診断士	新 木 啓 弘 氏 (共催：文京支部)
10月20日	(38名)	マイナンバーの対策は大丈夫？ これだけはやっておきたい情報セキュリティ 中小企業診断士	新 木 啓 弘 氏 (共催：北支部)
11月20日	(31名)	「マイナンバー制度」影響と対策 中小企業診断士	新 木 啓 弘 氏 (共催：荒川支部)
b. 後継者育成事業			
2月24日	(93名)	次世代リーダーミーティング ＜第1部＞ 講演会 「周りが動き出すリーダーシップ」 夢と感動を届ける人材育成トレーナー	佐 藤 政 樹 氏
		＜第2部＞ パネルディスカッション 「事業を100年続けるためのリーダーシップ」 渡邊製本(株) 取締役 榎 フォルトゥーナ 代表取締役 ENVIROME(株) 社長兼CEO 中小企業診断士	渡 邊 彰 子 氏 榎 本 麻 衣 子 氏 丸 山 智 久 氏 酒 井 勇 貴 氏
		＜第3部＞ 交流会	

⑬ 倒産防止特別相談事業

- 1) 経営安定特別相談室では、商工調停士はじめ弁護士、経営コンサルタントなどの専門スタッフが危機に直面した事業者からの相談に応じている。経営の現状を分析し実態を把握のうえ倒産の回避のための助言や円滑な整理方法について相談指導を実施した。
92社、101回の指導を実施した。
 - a. 事業の整理、破産、廃業となったもの 38.0%
 - b. 倒産を回避して経営改善等を行ったもの 62.0%
- 2) 経営再建、資金調達に関する相談が目立つ中、後継者問題や事業譲渡の相談も増え始めている。また、経営不振の主な原因は、受注の減少・販売不振によるものが圧倒的に多い。
- 3) 経営安定のための講習会を2回開催し、専門家による情報提供を行った。

4) 相談件数

① 相談受付件数	92件
② 指導処理終結	92件

6) 指導内容

① 遊休資産の処分	0件
② 事業の整理縮小	6件
③ 金融・資金に関する指導	20件
④ 経営・再建計画等の作成・指導	23件
⑤ 売上・経費面の指導・助言	6件
⑥ その他の指導	11件

5) 処理の内容

内訳	1. 倒産回避	57件
	2. 整理	35件
	3. 調停不能	0件

7) 開催セミナー

No.	開催日	講演講習会の内容		講師		参加者数
		種類	テーマ	職業	氏名	
1	7月23日	講習会	「成長企業へ転換する道の切り拓き方の黄金律は何か」～支援現場で実感した事業者の悩みと解決策は～	「東京都よろず支援拠点」コーディネーター	金網潤氏	44名
2	12月16日	講習会	「事業継続―世代を超える会社を目指して」～あなたの想いを持続的成長へ繋げるために～	弁護士 公認会計士	池内 稚利氏 坪谷 敏郎氏	24名

(15) 奨励・後援等

① 奨励

商工関係表彰永年功労経営者・優良従業員表彰

件名	申請事業所数	対象者数
永年功労経営者表彰	1事業所	2名
優良従業員表彰	20事業所 (18事業所)	48名 (46名)

() 内は支部申請数

② 会頭賞(後援・協賛含む)

開催日	終了日	件名	主催者名
9月24日	10月2日	第105回貴金属宝飾品装身具創作コンクール	東京貴金属工芸品工業協同組合
10月4日	11月6日	2015全日本洋装技能コンクール	(一社)日本洋装協会
11月13日		平成27年度 関東地方発明表彰	(公財)発明協会
12月9日	12月12日	第59回東京都児童生徒発明くふう展	東京都
2月19日	2月20日	第55回東京仏壇展示コンクール	東京唐木仏壇工業協同組合
3月4日	3月31日	第54回東京手描友禅染芸展コンクール展示会	東京都工芸染色協同組合
3月11日		平成27年度優良企業表彰	(一社)東京都信用金庫協会

③ 共催・後援・協賛

開催日	終了日	件名	主催者名
4月1日	3月31日	2015Tokyo新人デザイナーファッション大賞	繊維ファッション産学協議会
4月15日	4月18日	INTERMOLD2015「第26回金型加工技術展」	(一社)日本金型工業会

7. 事業 (15) 奨励・後援等

開催日	終了日	件名	主催者名
4月17日		「Doing Business in Oregon」セミナー	米国オレゴン州政府駐日代表部
4月21日		「国際即戦力育成インターンシップ事業」説明会	(独)日本貿易振興機構
4月22日		WTC午餐会	(一社)世界貿易センター東京
4月25日		短期大学生のための合同企業セミナー	(一社)東京都私立短期大学協会
5月10日		第59回女子小・中学生珠算選手権大会	村田女子高等学校
5月11日	5月15日	第118回東京シューフェア・ウィーク	東京シューフェア実行委員会
5月13日	5月19日	第21回ニューヨーク最新小売業態視察ツアー	日本小売業協会
5月14日	5月15日	福島産直市	東京都営地下鉄
5月14日		ICC国際仲裁セミナー	国際商業会議所日本委員会
5月18日		「人民元、アジア通貨とビジネス」セミナー	関西学院大学
5月20日	5月22日	企業立地フェア2015	(一社)日本経営協会
5月20日	5月22日	自治体総合フェア2015	(一社)日本経営協会
5月21日		優良従業員表彰(東京都硝子製品協同組合)	東京硝子製品協同組合
5月23日		ICC国際仲裁セミナー	国際商業会議所日本委員会
5月26日		「2015台湾インフラ、LED、ギフト関連製品商談会」	台湾貿易センター 東京事務所
5月26日	5月29日	2015NEW環境展	日報ビジネス(株)
6月1日	3月31日	第23回社会に開かれた大学・大学院展 Web大学・大学院展2015	社会に開かれた大学・大学院展実行委員会
6月1日	3月31日	GTF東京みつけ♪2015	GTFグレータートウキョウフェスティバル実行委員会
6月1日		インコタームズ2010セミナー	国際商業会議所日本委員会
6月2日	6月8日	第41回アメリカ最新小売業態視察ツアー	日本小売業協会
6月3日	6月4日	TSK&NFJ合同展2015/16 Autumn&Winter	東京装身具工業協同組合
6月12日		第6回 さわやか信用金庫 物産展	さわやか信用金庫
6月12日		第11回 ビジネスフェア	さわやか信用金庫
6月12日		中堅・中小企業のための中国セミナー	(株)国際協力銀行
6月12日		エコアクション21普及セミナー	東京城南環境カウンセラー協議会
6月13日		「社会人のための歌舞伎鑑賞教室」	(独)日本芸術文化振興会
6月14日	6月16日	香港・広東 事業提携投資訪日ミッション	香港貿易発展局
6月15日		第54回全国和裁技能コンクール	全国和裁着装団体連合会
6月19日	6月20日	アメリカ住宅建材セミナー	米国ワシントン州政府商務局日本事務所
6月20日		第18回アジア人材就職・転職説明会	(公社)東京都専修学校各種学校協会
6月20日		「社会人のための歌舞伎鑑賞教室」	(独)日本芸術文化振興会
6月23日		働き方・休み方改革セミナー	経済4団体主催
6月24日		第9回 創業支援フォーラム	(株)日本政策金融公庫
6月24日	6月30日	ミラノ万博&イタリア流通視察ツアー	日本小売業協会
6月24日		WTC午餐会	(一社)世界貿易センター東京

開催日	終了日	件名	主催者名
6月24日		第21回ASPICTクラウドビジネス交流会	特定非営利法人ASP・SaaS・クラウドコンソーシアム(ASPICT)
6月25日		(公財)国民工業振興会講演会「ミャンマーの最近の動向」	(公財)国民工業振興会
6月28日		第13回認定特定非営利活動法人おやじ日本全国大会	認定特定非営利活動法人おやじ日本
6月29日		米国先端技術産業のビジネスチャンス	米国ペンシルベニア州政府 地域振興・経済開発局
6月30日	7月7日	オムニチャネル体感 流通視察ツアー	日本小売業協会
7月1日	8月31日	ジャパン・ショッピング・フェスティバル	(一社)ジャパンショッピングツーリズム協会
7月1日	7月31日	平成27年度 蓄熱月間	(一財)ヒートポンプ・蓄熱センター
7月8日	7月10日	第4回環境放射能除染研究発表会	(一社)環境放射能除染学会
7月8日		第11回企業向けセミナー 障害のある生徒の雇用のあり方と就労支援～特別支援学校高等部生徒の雇用の拡大とインターンシップの活用～	東京都
7月10日		「国際即戦力育成インターンシップ事業」2次募集説明会	(独)日本貿易振興機構
7月11日		「社会人のための歌舞伎鑑賞教室」	(独)日本芸術文化振興会
7月13日		平成27年度 産金学官連携研究会	(一社)コラボ産学官
7月14日		WTC午餐会	(一社)世界貿易センター東京
7月15日	7月17日	国際モダンホスピタルショー2015	(一社)日本病院会・(一社)日本経営協会
7月16日		第8回 専門家と共に考える災害への備え～地域における専門家団体の活動と今後の方向～	災害復興まちづくり支援機構
7月17日		復興まちづくりシンポジウム 「第9回 専門家と共に考える災害への備え 減災編」～首都直下地震の被害を最小限に抑える13本の矢～	災害復興まちづくり支援機構
7月18日		「社会人のための歌舞伎鑑賞教室」	(独)日本芸術文化振興会
7月22日		次世代へのバトンタッチ支援事業セミナー「円滑な事業承継・事業終了に必要なこと」	荒川区
7月22日		MCPC M2M/IOT経営者向けセミナー	モバイルコンピューティング推進コンソーシアム(MCPC)
7月22日	7月24日	無電柱化推進展	(一社)日本能率協会
7月24日		人材移動推進情報交換会	(公財)産業雇用安定センター東京事務所
7月29日		中小企業のための障害者雇用フェア	東京都
7月30日	7月31日	平成27年度沖縄県企業誘致セミナー	沖縄県
8月8日	8月30日	2015年夏休み特別展「くらしの技術 ⇄ 50年『大・展望展』	(公財)日本科学技術振興財団・科学技術館
8月10日	11月30日	平成27年度職場のメンタルヘルス対策推進キャンペーン	東京都産業労働局
8月11日		LIGHT UP NIPPON 2015	(一社)LIGHT UP NIPPON
8月12日	8月14日	丸の内キッズジャンボリー2015	株東京国際フォーラム

7. 事業 (15) 奨励・後援等

開催日	終了日	件名	主催者名
8月25日		第11回教育旅行シンポジウム	(公財)日本修学旅行協会
8月31日		「ベトナム・ハノイ市事業展開セミナー」	ハノイ市人民委員会
9月1日		WTC午餐会	(一社)世界貿易センター東京
9月2日	9月4日	JASIS2015	(一社)日本科学機器協会
9月2日	9月4日	第80回東京インターナショナル・ギフト・ショー秋2015	㈱ビジネスガイド社
9月3日		WTC午餐会	(一社)世界貿易センター東京
9月5日	9月8日	日本会計研究学会第74回大会	日本会計研究学会 第74回大会準備委員会
9月8日	9月9日	2015よい仕事おこしフェア	城南信用金庫
9月9日		ひまわりほっと法律相談会&講演会	第一東京弁護士会
9月11日	9月12日	よく知って、正しく使おうOTC医薬品	(公社)東京生薬協会
9月14日		「城北未来塾」平成27年度第1回セミナー・交流会	城北信用金庫
9月15日	3月31日	eco japan cup 2015	エコジャパン官民連携協働推進協議会
9月16日		ASPICクラウドフォーラム2015	(特)ASP・SaaS・クラウドコンソーシアム(ASPIC)
9月16日		女子学生就職応援セミナー	東京都産業労働局
9月17日	9月19日	IFPEX2014(第24回フルードパワー国際見本市)	(一社)日本フルードパワー工業会
9月18日		台湾エクセレント商品及びパテント商品商談会	台北駐日経済文化代表処
9月19日	11月28日	第9回シニアライフコーディネーター養成講座	NPO法人 関東シニアライフアドバイザー協会
9月23日		第47回全関東学年別珠算選手権大会	関東珠算振興会
10月6日		香港金融ビジネスセミナー	(独)日本貿易振興機構
10月7日		首都大学東京システムデザインフォーラム2015	公立大学法人首都大学東京システムデザイン学部、同大学院システムデザイン研究所
10月11日		第32回全国高等学校珠算競技大会	中央大学珠算研究会、白珠会
10月16日		働き方改革セミナー	経団連他
10月22日	10月23日	福島県産直市	東京都
9月22日	9月26日	台湾生活用品商談会2014	台湾貿易センター
9月24日	9月27日	ツーリズムEXPOジャパン2015	ツーリズムEXPOジャパン組織委員会
9月25日	9月26日	第30回ベビー・キッズ&マタニティショー2015	全国ベビー&シルバー用品連合会
9月26日		第23回ナマステ・インドア2015	ナマステ・インドア実行委員会、(特)日印交流を盛り上げる会、インド大使館、インド政府観光局
10月1日		首都大学東京システムデザインフォーラム2014	首都大学東京システムデザイン学部、同大学院システムデザイン研究所
10月1日		「マレーシアにおけるビジネス機会」セミナー	マレーシア国際通商産業省、マレーシア投資開発庁、マレーシア貿易開発公社
10月2日		江戸・TOKYO 技とテクノの融合展2015	東京信用保証協会

開催日	終了日	件名	主催者名
10月2日	11月4日	女性の活躍推進起業セミナー	東京労働局
10月4日	10月9日	第119回東京シューフェア・ウィーク	東京シューフェア実行委員会
10月6日		ASPICクラウドアワード2015	特定非営利活動法人ASP・SaaS・クラウドコンソーシアム(ASPIC)
10月6日		職域ゲートキーパー養成研修「職場のメンタルヘルス対策セミナー」	東京都福祉保健局
10月7日	10月10日	CEATEC JAPAN 2015	(一社)電子情報技術産業協会
10月8日		香港/中国-日本ICT・ソフトウェア・ゲーム産業ビジネスセミナー in 東京	香港貿易発展局
10月9日		コロラド州経済開発セミナー	メトロデンバー経済開発(株)
10月12日	10月18日	Mercedes-Benz Fashion Week TOKYO	(一社)日本ファッション・ウィーク推進機構
10月13日	10月16日	JAPAN PACK 2015	(一社)日本包装機械工業会
10月13日		スロヴァキア投資セミナー2015	スロヴァキア投資・貿易開発庁(SARIO)
10月13日		ミシシッピ州投資セミナー	米国ミシシッピ州政府経済開発庁
10月16日	10月22日	平成27年度北海道の物産と観光展	(一社)北海道貿易物産振興会
10月16日	10月17日	(公社)日本医業経営コンサルタント学会・東京大会	(公社)日本医業経営コンサルタント協会
10月17日		香港金融ビジネスセミナー	香港貿易発展局
10月19日		ICC国際仲裁セミナー	国際商工会議所日本委員会
10月21日		平成27年度「仕事と介護の両立推進対策シンポジウム」	東京都
10月22日	10月23日	ふくしま⇄東京キャンペーン「福島産直市」	東京都
10月22日	10月31日	第28回東京国際映画祭	(公財)ユニジャパン
10月26日		2015年度第2回タイムビジネス協議会普及促進セミナー	(一社)日本データ通信協会
10月26日		The Advanced Materials and Composites Sector in the State of Maine	米国メイン州国際貿易センター
10月28日		第22回ASPICクラウドビジネス交流会	(特)ASP・SaaS・クラウドコンソーシアム(ASPIC)
10月28日		職域ゲートキーパー養成研修「職場のメンタルヘルス対策セミナー」	東京都福祉保健局
10月28日	10月30日	地域のちからコレクション2015	地域のちからコレクション実行委員会
10月29日		インコタームズ2010セミナー	国際商業会議所日本委員会
10月29日	12月9日	知的財産セミナー2015	日本弁理士会関東支部
10月30日	10月30日	第10回 創業支援フォーラム	日本政策金融公庫
10月30日		均等・両立推進企業セミナー	東京労働局
10月30日	11月1日	第14回ドリーム夜さ来い祭り	(一財)ドリーム夜さ来い祭りグローバル振興財団
10月31日		第21回暮らしと事業のよろず相談会	よろず相談実行委員会
11月1日	11月5日	2015年度 日中経済協会合同訪中団	日中経済協会

7. 事業 (15) 奨励・後援等

開催日	終了日	件名	主催者名
11月4日		女性の活躍推進起業セミナー	東京労働局
11月4日		ドバイ・エアポート・フリーゾーンセミナー「ドバイ・エアポート・フリーゾーンの魅力」	ドバイ・エアポート・フリーゾーン庁(DAFZA)
11月5日		コラボ産学官設立11周年記念事業「第9回コラボ学長フォーラム」	(一社)コラボ産学官
11月7日		東商の挑戦—渋沢栄一—の精神を生かして	(公財)渋沢栄一記念財団
11月9日	11月11日	いわて・三陸けせん希望ストリート2015	いわて三陸けせん希望ストリート連絡協議会
11月11日		中小規模事業者向け 第8回省エネセミナー	東京都環境公社東京都地球温暖化防止活動促進センター
11月11日		ウルグアイ大統領来日 ビジネス・セミナー「日本—ウルグアイの橋を建設する」	駐日ウルグアイ大使館
11月10日	11月16日	第43回アメリカ最新小売業態視察ツアー	日本小売業協会
11月10日		第11回日独産業フォーラム2015	ドイツ貿易・投資振興機関
11月11日		WTC午餐会	(一社)世界貿易センター東京
11月11日	11月12日	TSK&NFJ 合同展2016 Spring&Summer	東京装身具工業協同組合
11月12日	11月13日	信金発! 地域発見フェア	(一社)東京都信用金庫協会
11月12日	11月13日	第19回いたばし産業見本市	(公財)板橋区産業振興公社
11月14日	11月15日	ザ・コーポレートゲームズ東京2015 アジアパシフィック	ザ・コーポレートゲームズ東京実行委員会
11月16日	11月22日	第5回ヨーロッパ最新小売業態視察ツアー	日本小売業協会
11月17日		第11回 創業支援フォーラム	(株)日本政策金融公庫
11月17日		特別シンポジウム「外形標準課税はなにが問題か！」	東京中小企業家同友会
11月17日	11月23日	平成26年度職場のメンタルヘルス対策推進週間行事	東京都産業労働局
11月19日		航空政策研究会「航空シンポジウム」	航空政策研究会
11月21日		テレワークセミナー in 東京	(株)富士通総研
11月25日		第20回 産業保健フォーラム IN TOKYO 2015	東京労働局他
11月25日	11月27日	クリーンEXPO2015	(一社)日本能率協会 (一社)日本掃除能力検定協会
11月25日	11月27日	第2回トイレ産業展	(一社)日本能率協会
11月25日	11月27日	HOSPEX Japan 2015 (第44回 日本医療福祉設備学会 併設展示会)	(一社)日本医療福祉設備協会
11月25日		「TOKYO GREEN 2020」推進会議キックオフ・フォーラム	「TOKYO GREEN 2020」推進会議
11月25日		食のビジネスマッチング展	(一社)東京都信用組合協会
11月25日	11月27日	IFFT/インテリア ライフスタイルリビング 2015	メサゴ・メッセフランクフルト(株)
11月26日		第18回グッド・ペインティング・カラー	(一社)日本塗料工業会

開催日	終了日	件名	主催者名
11月27日 12月16日		産業技術大学院大学創立10周年記念イベント「A I I Tの軌跡と成果」	公立大学法人首都大学東京
11月29日		第13回東京シティガイド検定	(公財)東京観光財団
11月29日		第69回全東京珠算選手権大会	(一社)東京珠算教育連盟
12月1日	2月28日	ジャパン・ショッピング・フェスティバル	(一社)ジャパンショッピングツーリズム協会
12月1日		ポーランド・デイ in 東京 2015	在日ポーランド商工会議所
12月2日		プロダクト・イノベーションの継続的実現を目指す(第4回)～“勇気ある経営大賞”受賞者に学ぶ製品開発と経営戦略～	(公財)日本発明振興協会
12月3日		平成27年度非正規雇用対策シンポジウム	東京都
12月4日		平成26年度 事業承継/知的資産経営フォーラム	(独)中小企業基盤整備機構
12月4日		貿易決済の電子化と次期NACCS～日本貿易のさらなる発展に向けて～	関西学院大学 (公財)日本関税協会
12月4日		アンゴラビジネスセミナー	アンゴラ共和国大使館
12月5日		「社会人のための文楽鑑賞教室」	(独)日本芸術文化振興会
12月7日	12月8日	飲食店開業勉強会 in 東京	㈱日本政策金融公庫
12月8日		「社会人のための文楽鑑賞教室」	(独)日本芸術文化振興会
12月9日	12月10日	第25回国際ミーティング・エキスポ(IME2015)	(一社)日本コンgres・コンベンション・ビューロー
12月10日	12月12日	エコプロダクツ2015	(一社)産業環境管理協会・日本経済新聞社
12月11日		インドネシア投資セミナー	日本商工会議所
12月12日		「社会人のための文楽鑑賞教室」	(独)日本芸術文化振興会
12月15日		「社会人のための文楽鑑賞教室」	(独)日本芸術文化振興会
12月16日	12月18日	SEMICON JAPAN 2015	SEMI ジャパン
12月17日		セミナー「エチオピア製造業への投資と工業団地開発」	駐日エチオピア連邦民主共和国大使館、(一財)海外投融資情報財団
12月18日	12月19日	福島産直市	東京メトロ
12月18日		マルコム・ターンブル オーストラリア首相閣下歓迎昼食会	日豪経済委員会
12月21日		(公財)国民工業振興会講演会「経済産業省による今後の中小企業の地域政策について」	(公財)国民工業振興会
1月13日	1月19日	第22回ニューヨーク最新小売業態視察ツアー	日本小売業協会
1月20日		事業創造TOKYO LEAGUE	㈱日本政策金融公庫
1月22日		「資源のない日本、将来のエネルギーの姿に関するシンポジウム」～再エネ、原子力、化石エネルギーのベストミックスの実現にむけて	経済産業省資源エネルギー庁
1月26日		第3回JTAトップフォーラム	(一社)日本テレワーク協会
1月27日	1月29日	ENEX2016「第40回地球環境とエネルギーの調和展」	(一財)省エネルギーセンター
1月28日	1月29日	ライフサポートフェア2016	(公財)東京都中小企業振興公社

7. 事業 (15) 奨励・後援等

開催日	終了日	件名	主催者名
1月29日		障害者職場定着サポート推進事業・報告セミナー	障害者就業・生活支援センター連絡会
1月29日	1月30日	東京から元気を届けよう！復興応援2016	東京都 ㈱東京国際フォーラム
2月2日		Select USAロードショー2016 対米投資セミナー	米国商務省国際貿易局グローバルマーケット部、在日米国大使館
2月3日		知的資産経営WEEK2015シンポジウムin東京	東京都行政書士会
2月3日	2月5日	流通大会2016	(公財)流通経済研究所
2月3日	2月5日	第81回東京インターナショナル・ギフト・ショー春2016	㈱ビジネスガイド社
2月4日		第15回 国土セイフティネットシンポジウム	特定非営利活動法人リアルタイム地震・防災情報利用協議会 国立研究開発法人 防災科学技術研究所
2月5日		チャレンジふくしまサミットin首都圏	福島県
2月8日		平成27年度 東京港のつどい	東京都
2月9日		ワーク・ライフ・バランスフェスタ2016	東京都
2月10日	2月12日	第50回 スーパーマーケット・トレードショー2016	(一社)新日本スーパーマーケット協会
2月10日		東北4県・東日本大震災復興フォーラム	東北4県・東日本大震災復興フォーラム実行委員会
2月12日		平成27年度福島県企業立地セミナー	福島県
2月16日		第16回テレワーク推進賞	(一社)日本テレワーク協会
2月17日		「でんさい活用セミナー」	㈱全銀電子債権ネットワーク ((一社)全国銀行協会)
2月18日		ポーランド・デイin東京2016	在日ポーランド商工会議所
2月19日		BCPセミナー「中小企業のためのBCP(事業継続計画)」	東京都行政書士会
2月19日		人材移動推進情報交換会	(公財)産業雇用安定センター東京事務所
2月20日		平成27年度第2回経営支援セミナー	㈱日本政策金融公庫
2月22日		営業秘密保護推進研究会 設立記念セミナー	営業秘密保護推進研究会
2月23日		セカンドライフ ビジネスプランコンテスト2016	西武信用金庫
2月25日		第31回東京都異業種交流グループ合同交流会	東京都異業種交流グループ
2月25日		首都圏広域連携未来シンポジウム～対流型首都圏の実現に向けて～	首都圏広域地方計画協議会
2月26日		みちのく☆マルシェ	㈱NTTドコモ
2月28日		東京マラソン2016	(一社)東京マラソン財団
3月2日		次世代へのバトンタッチ支援事業セミナー「円滑な事業承継・事業終了に必要なこと」	荒川区
3月3日	3月6日	リテールテックJAPAN2015(第31回流通情報システム総合展)	㈱日本経済新聞社

開催日	終了日	件名	主催者名
3月3日		平成25年度NICT Entrepreneurs' Challenge 2Days	(独)情報通信研究機構
3月5日	3月6日	第3回福祉住環境サミット&ウェルビーイングフェア	(一社)福祉住環境アソシエーション
3月6日		第12回学年別そろばん東京一決定戦	(一社)東京珠算教育連盟
3月8日		メキシコ投資セミナー	日本商工会議所
3月8日		第26回流通交流フォーラム	日本小売業協会
3月8日	3月11日	リテールテック JAPAN 2016 (第32回流通情報システム総合展)	日本経済新聞社
3月8日	3月12日	MATTA FAIR 2016 & ムスリムトラベラー受入れのためのスタディーツアー	(株)JT Bコーポレートセールス
3月8日		メキシコ投資セミナー	日本商工会議所、在日メキシコ大使館、経済産業省、(独)日本貿易振興機構
3月8日	3月9日	平成27年度 総務省 NICT Entrepreneurs' Challenge 2Days	国立研究開発法人 情報通信研究機構
3月9日		第23回ASPIICクラウドビジネス交流会	特定非営利法人ASP・SaaS・クラウドコンソーシアム (ASPIIC)
3月10日		企業防災セミナー～水災害時の被害最小化に向けて～	国土交通省荒川下流河川事務所
3月14日		「城北未来塾」平成27年度第2回セミナー・交流会	城北信用金庫
3月14日	3月19日	Mercedes-Benz Fashion Week TOKYO	(一社)日本ファッション・ウィーク推進機構
3月16日	3月21日	平成27年度北海道の物産と観光展	(一社)北海道貿易物産振興会
3月19日	3月20日	シニアライフEXPO/セミナー2015	(一財)シニアライフ協会
3月24日		WTC合同講演会	(一社)世界貿易センター東京
3月28日		第20回全日本中学生・高校生管打楽器ソロコンテスト	(公社)日本吹奏楽指導者協会
3月28日		ロシアにおける商事仲裁その他紛争解決の実情と諸問題	(公社)日本仲裁人協会、ロシア仲裁協会
3月28日		(公財)国民工業振興会講演会「経済産業省の技術開発の現状について」	(公財)国民工業振興会
3月29日		ALL Japan Soroban Champion Ship 2016	(一社)日本計算技能連盟

7. 事業 (16)資料収集・閲覧

(16) 資料収集・閲覧

①-1) 東商の蔵書資料 (平成28年3月31日現在)

受入件数	9,798件
除籍件数	10,237件
蔵書総数	22,237件
資料発送件数	国内2,496件

蔵書内訳分類別資料数

I. 書籍の部			計	21,320
	1	和書	14,536	
	2	社史・団体史	3,891	
	3	洋書	126	
	4	製本雑誌・新聞	265	
	5	和雑誌	275	
	6	新聞	136	
	7	洋雑誌	21	
	8	洋書 (未遡及分)	2,070	
II. 書籍以外の部			計	917
	1	ビデオ	168	
	2	CD-ROM	749	

①-2) マイクロフィルム資料

当センター所蔵資料のマイクロフィルム化	780リール (10,037冊/28,401件)
---------------------	--------------------------

② 全国商工会議所関連資料DVD版頒布実績累計 (平成27年1月~12月)

経済資料センター所蔵資料を基に制作され、丸善雄松堂株式会社が発売したデジタル版「全国商工会議所関係資料」「第I期：東京商工会議所関係資料 (明治10年~昭和40年)」および「第II期：東アジア日本人商工会議所関係資料 (明治36年~昭和20年)」を図書館・大学に頒布している。(企画・発行は当商工会議所)

- 1) 第1期：東京商工会議所関連資料 DVD版661枚 33図書館・大学等
- 2) 第2期：東アジア日本人商工会議所関係資料 DVD版398枚 23図書館・大学等

(17) 各種支援事業

① 第13回「勇気ある経営大賞」

「勇気ある経営大賞」は、厳しい経営環境の中で勇気ある挑戦をしている中小企業を顕彰する制度。

革新的あるいは創造的な技術・技能やアイデア、経営手法等により、独自性のある製品・サービスを生み出している企業を顕彰している。併せて、その活動を広くPRすることで、後に続く企業に目標と勇気を与え、ひいては経済の活性化に資することを目的に実施している。

第13回は、平成27年1月8日から3月6日まで募集を行い、171件の応募があった。4段階にわたる厳正な選考を行った結果、5社の本賞受賞企業と今回より新設した奨励賞9社を決定した。

1) 顕彰制度の概要

a. 選考基準

製品・サービス	経営手法
チャレンジ精神・経営者の理念	業績・財務状況

b. 賞金

「大賞」	200万円
「優秀賞」	50万円
「特別賞」	30万円

c. 募集期間

平成27年1月8日～3月6日

d. 応募資格

次の①②のいずれにも該当する企業もしくは企業グループ（自薦・他薦は問わない）。

①中小企業基本法に定める中小企業で、原則として未上場企業。

②東京都に事業活動の拠点（支社、支店、工場、営業所、事務所等も含む）を置く企業。

但し、1都8県（東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県・群馬県・茨城県・栃木県・山梨県・静岡県）に本社がある企業に限る。なお、東京商工会議所の会員・非会員を問わない。

e. 選考経過

第一次選考会（書類審査）	4月21日・22日
第二次選考会（書類審査）	6月9日
実地調査	6月24日～8月3日
第三次選考会（実地調査審査）	8月20日
最終選考会（プレゼンテーション審査）	9月8日

f. 後援・協力

後援：東京都、日本商工会議所、関東商工会議所連合会、東京都商工会議所連合会

協力：フジサンケイビジネスアイ

2) 運営組織

- 実行委員会（委員長＝東京商工会議所 副会頭 伊東孝紳）
- 選考委員会（委員長＝東京理科大学 イノベーション研究科 教授 伊丹敬之氏）
- 選考ワーキンググループ（座長＝早稲田大学商学大学院 教授 鶴飼信一氏）
- 第一次選考委員（中小企業診断士8名で構成）

3) 応募総数

171件

4) 選考結果

- 大賞（1社） スタック電子㈱
- 優秀賞（2社） ㈱ウエマツ、㈱CSS技術開発
- 特別賞（2社） 北星鉛筆㈱、㈱ヒカリ
- 奨励賞（9社） ㈱井口一世、協育歯車工業㈱、㈱協和、㈱コスモテック、ジャパンメディアシステム㈱、㈱新栄スクリーン、日本ビジュアルサイエンス㈱、㈱ハセベ、ロイヤルブルーティージャパン㈱

5) 顕彰式典

7. 事業 (17)各種支援事業

10月 8日/於:ホテルニューオータニ(第676回常議員会と合わせて実施)

② 東商テクノネット事業

1) メールマガジン「東商テクノネット事業・メール」配信

技術開発や産学連携、企業経営に役立つ情報を不定期に電子メールで無料配信するサービスを実施。産学連携のイベントを中心にホットな情報をタイムリーに配信している。平成27年度は約900件の中小企業製造業向けに38件の情報を配信した。

③ 東京区部・神奈川臨海部地域産業活性化協議会

東京区部・神奈川臨海部地域産業活性化協議会は、企業立地促進等により東京区部、神奈川臨海部(横浜市、川崎市)の産業集積の形成、活性化を図るための計画や取組みについて、関係自治体、支援機関等により協議し事業を実施していくために発足した会議である。東京都、神奈川県、東京都区部(23区)、横浜市、川崎市、(公財)川崎市産業振興財団、(公財)横浜企業経営支援財団、(公財)東京都中小企業振興公社、(地独)東京都立産業技術研究センター、(独)産業技術総合研究所、東京商工会議所を委員とし、東京商工会議所が事務局を担っている。

1) 協議会

7月 8日 (36名) 協議 平成27年度の事業計画について
意見交換

④ 中小企業国際展開支援事業

中小企業の国際展開支援を図るため、「中小企業国際展開アドバイザー制度」の運営をはじめ、公的機関との連携(F/S調査支援等)、アジア新興国への実務型ミッションの派遣、国別・テーマ別のセミナー等、各種事業を実施したほか、中小・小規模事業者の海外展開に関して、656件の経営相談に対応した。

1) 中小企業国際展開アドバイザー制度

中小企業の国際展開支援に豊富な実績をもつ法人企業・団体を、「中小企業国際展開アドバイザー」として登録し、有償での支援を希望する中小企業からの依頼に対してマッチングを行い、国際展開する過程で発生する様々な課題の解決を支援する制度。公的機関等で実施している無料相談だけでは十分な準備や対応ができない中小企業が、本制度を利用することにより、国際展開における成功の確率を高めることを狙いとする。国際部、中小企業部、証明センターと連携しながら、きめ細かい支援を行っている。

(専用Webサイト <http://www.sme-global.net/>)

- ・登録アドバイザー数・支援件数 平成27年度
- ・登録アドバイザー企業数 230件
- ・アドバイザーによる支援件数 92件

2) 公的機関との連携(F/S調査支援)

外務省・JICAによる「ODAを活用した中小企業等の海外展開支援に係る委託費事業」等、公的機関が実施する中小企業向けの国際展開支援策の周知協力や、「中小企業国際展開アドバイザー」の活用等による連携・協力を行った。

8月 7日(132名) 「平成27年度中小企業向けJICAによる海外展開支援事業説明会」
説明「JICAの海外展開支援事業の概要説明」

(独)国際協力機構 国内事業部

中小企業支援副室長 小林 雪 治 氏

事例紹介①「視覚障害者向け福祉機器ビジネスに関する事業調査」

～2013年中小企業連携促進基礎調査～

日本テレソフト(株) 社長 金子 秀明 氏

事例紹介②「道路法面災害対策の技術普及案件化調査」
～2014年案件化調査～

(株)エスイー 環境防災事業部 技術部

総括主任 山口 倫 兄 氏

説明「コンサルタントマッチングに関して」

(一社)日本国際協力センター 国際協力推進部

国際協力推進課 原 寛 史 氏

⑤ 人材確保支援事業

1) 東商合同会社説明会

2016年3月卒業予定者等の人材確保に向けて、東商会員企業の採用広報活動の支援を目的に、合同会社説明会を開催した。

第1回： 7月 7日 (企業24社 / 学生200名 / 面談数600件 / 内定15名)

於：アクセス青山フォーラム

第2回： 9月10日 (企業33社 / 学生152名 / 面談数495件 / 内定12名)

於：アクセス青山フォーラム

第3回： 9月11日 (企業30社 / 学生189名 / 面談数720件 / 内定21名)

於：アクセス青山フォーラム

第4回： 11月 5日 (企業34社 / 学生196名 / 面談数680件 / 内定18名)

於：アクセス青山フォーラム

2) 採用情報メール配信サービス

2016年3月卒業予定者の新卒採用を実施する会員企業の採用情報を取りまとめ、首都圏で就職活動中の大学生1万人および会員大学のキャリアセンターに、メール形式で配信した。また関東商工会議所連合会と連携し、各地商工会議所の会員企業情報も配信した。

時 期： 8月 1日～12月31日

件 数： 100件 (うち東商会員企業92件)

3) 会員企業と学校法人との就職情報交換会

「就職・採用、インターンシップ」に関する情報交換を目的に、新卒採用を検討している会員企業の人事担当者と会員学校法人の就職指導担当者が一堂に会し、名刺交換・情報交換をする就職情報交換会を開催した。

第1回： 5月27日 (企業291社 / 学校法人85校 / 面談数3,995件)

於：東京都立産業貿易センター浜松町館

第2回： 10月13日 (企業278社 / 学校法人81校 / 面談数3,637件)

於：大田区産業プラザ (P i O)

第3回： 1月22日 (企業342社 / 学校法人85校 / 面談数4,250件)

於：東京都立産業貿易センター台東館

4) 採用およびインターンシップ受入企業情報提供事業

学校法人および学生に会員企業の魅力を伝えることを目的に、会員企業の採用およびインターンシップ受入企業情報を取りまとめ、会員学校法人に提供した。また関東商工会議所連合会と連携し、各地商工会議所の会員企業情報を提供した。

連携商工会議所： 37会議所

情報提供数： 712社 (うち東商会員企業184社)

5) インターンシップ交流会

7. 事業 (17)各種支援事業

会員企業と大学間でのインターンシップ推進を目的に、インターン生として大学生の受入を希望、もしくは今後の受入を検討している企業と、学生をインターン生として派遣したい大学が一堂に会し、インターンシップに関する情報交換・情報共有をする交流会を開催した。

開催概要：11月16日（企業27社 / 大学18校） 於：丸の内二丁目ビル 会議室7

内容：全社全校面談（企業：大学全校、大学：企業全社との1分間面談）

自由交流

共催：ビジネス交流センター

6) 東商リレーションプログラム

「中小企業の魅力発信」と「大学初年次からの職業観の醸成」を目的に、「会社を知る」「仕事を知る」をテーマに大学1・2年生が企業に足を運び、経営者や従業員と接することで視野を広げ、卒業後の進路を考える参考にしてもらおうプログラムを実施した。

第1回：(事前研修会) 8月28日 (学生68名)

(会社ツアー) 9月1日～10月6日 (企業9社 / 大学5校 / 学生63名)

第2回：(事前研修会) 2月3日 (学生87名)

(会社ツアー) 2月8日～3月14日 (企業18社 / 大学9校 / 学生のべ160名)

7) 東商合同会社説明会【対象：外国人留学生】

日本の大学・大学院等に留学中の外国人留学生と会員企業とのマッチングを目的に、外国人留学生を対象とした合同会社説明会を開催した。

開催概要：10月28日（企業25社 / 学生290名 / 内定24名） 於：アクセス青山フォーラム

協力：(一財)日本・ベトナム文化交流協会、(特)JAFSA

後援：国際機関日本アセアンセンター

8) 外国人留学生求人サイト「就職じゃばん」

会員企業の外国人留学生採用を支援することを目的に、外国人留学生を対象とした求人情報サイト「就職じゃばん」にて、2016年3月卒業予定者等の採用を行う会員企業の求人情報を掲載した。

求人掲載企業数：29社（うち大阪商工会議所会員企業5社）

登録留学生数：562名

応募エントリー件数：984件

9) 東商ミドル人材Next

30～40歳代の中堅層人材を求める会員企業と求職者とのマッチングを図ることを目的に、協力会社に登録のある求職者に対し、会員企業の求人情報を提供した。

求人企業数：409社

求人件数：672件

内定：55名（42社）

協力：(株)リクルートキャリアコンサルティング

10) 東商転職ジョブフェア

会員企業の中途採用支援を目的として、求人企業と求職者が直接面接できる面接会を実施した。

第20回：6月16日（企業8社 / 求職者15名 / 面談数38件 / 内定2名）

於：大同生命霞ヶ関ビル

第21回：11月10日（企業8社 / 求職者10名 / 面談数14件 / 内定0名）

於：大同生命霞ヶ関ビル

協力：(株)リクルートキャリアコンサルティング

11) 東商人材情報プラザ

会員企業間における中高年の人材移動を目的に、人材保有企業（登録制）の人事担当者に対し、会員企業の求人情報を提供、その他各種事業を実施した。

a. 人材保有企業 32社

業種内訳	水産・農林業	1社	製造業—機械	3社
	製造業—医薬品	1社	電気機器	6社
	食料品	1社	輸送用機器	1社
	繊維製品	3社	その他製品	2社
	化学	6社	電気・ガス業	1社
	鉄鋼	2社	卸売業—商社	5社

b. 求人状況

求人企業数： 265社

求人件数： 1,009件

c. 人材移動決定状況

決定件数： 15件（10社）

d. 登録企業懇談会

人材保有企業の登録責任者や実務担当者を対象に、前年度事業の報告及び本年度の活動方針を説明したほか、意見交換を行う懇談会を実施した。

開催概要：5月15日（37名）

於：ホテルグランドパレス

内容：a. 平成26年度東商人材情報プラザ事業実施結果について

b. 平成27年度東商人材情報プラザ事業実施計画について

c. 基調講演「人生80年時代のキャリア・ビジョン」

(株)キャリア・ブレーション 代表取締役 白根陸夫氏

e. 人材情報交換会

求人企業の採用担当者と人材保有企業の実務担当者との情報交換を目的に、事前に双方から提出される面談希望に基づいたスケジュールの下、求人案件について直接話し合う情報交換会を開催した。

第1回： 5月21日（求人企業19社 / 人材保有企業23社 / 面談数105件）

於：丸の内二丁目ビル 会議室5・6・7

第2回： 7月17日（求人企業21社 / 人材保有企業22社 / 面談数128件）

於：丸の内二丁目ビル 会議室5・6・7

第3回： 9月17日（求人企業24社 / 人材保有企業22社 / 面談数132件）

於：丸の内二丁目ビル 会議室5・6・7

第4回： 12月 2日（求人企業24社 / 人材保有企業23社 / 面談数129件）

於：丸の内二丁目ビル 会議室5・6・7

第5回： 3月 3日（求人企業26社 / 人材保有企業23社 / 面談数155件）

於：丸の内二丁目ビル 会議室5・6・7

f. 運営研究会

人材保有企業の実務担当者が抱えている課題等について議論し、スキルアップと情報交換、相互交流を図る場として、運営研究会を開催した。

開催概要：10月23日～24日（21名）

於：蓼科フォーラム

内容：a. 班別研究会

b. 講演「これからのハッピーライフの作り方」

7. 事業 (17)各種支援事業

俳優・経営診断士・国際魅力学会理事長 片岡五郎氏

g. 人材移動実務研究会

人材保有企業のうち、参加を希望する企業の実務担当者で組織。人材移動実務を中心とした共通の問題・課題について、事例研究等を通じて、実務担当者のスキルアップと人材移動の円滑化に資することを活動の目的としている。

平成27年度は21名が参加し2つの班を編成。下記全体会合の他、それぞれの班において、月1回程度の頻度で自主的に研究会活動を行った。

<第1回>

開催概要：4月10日（24名） 於：丸の内二丁目ビル 会議室7

- 内 容：a. 平成26年度人材移動実務研究会活動報告
b. 平成27年度研究会メンバー及び班構成案について
c. 平成27年度代表幹事、副代表幹事の選出
d. 平成27年度人材移動実務研究会スケジュールについて

<第2回>

開催概要：7月30日（27名） 於：丸の内二丁目ビル 会議室7

内 容：講演「次世代シニア問題への処方箋」

NPO法人KANATAN 理事長 長島一由氏

<第3回>

前記の運営研究会の中で、拡大実務研究会として開催した。

<第4回>

開催概要：2月10日（38名） 於：丸の内二丁目ビル 会議室7

- 内 容：a. 第1班発表
テーマ「移動支援における面談ノウハウ～流れが変わるその瞬間を目指して～」
b. 第2班発表
テーマ「ずっとイキイキ、もっとワクワク～事例に学ぶイキイキの源～」

⑥ ICT推進支援事業

中小・小規模事業者の生産性向上を図るためのICTの利活用について、各種情報提供セミナー、専門家派遣、ICT関連ポータルサイトの運営、導入事例集の発行等の各種事業を通じて啓発・支援活動を実施。

1) 普及・啓発セミナー

a. Web活用実践講座

成功するサイト作りのポイント（コンセプト設計、効果的なWeb広告の出し方、ショッピングモール活用方法等）を解説。また、希望者には個別相談を実施。

上期：6月3～7月22日 全15回 452名参加 満足度84.3% 個別相談28名

下期：10月7～11月11日 全12回 442名参加 満足度93.7% 個別相談13名

講師：(有)アウトライヴ 代表取締役 小林邦人氏

FIRSTITPRO 代表 川端俊之氏

(株)ペンタゴン 代表取締役 富田さより氏

(株)インサイトアイ 代表取締役 松永菜穂子氏

b. ITカイゼンセミナー

社内各部署で個別管理されているデータを連携させ、業務のムリ・ムラ・ムダを無くす改善手法を解説。

- ・ 7月27日 見積編 (30名参加) 満足度71.4%
- ・ 9月14日 受注編 (46名参加) 満足度75.7%
- ・ 9月25日 POS編 (33名参加) 満足度88.8%

- ・ 2月17日 見積・請求編(15名参加)満足度92.3%

講師:ITコーディネータ	川内 晟 宏 氏
ITコーディネータ	小池 龍 輔 氏
ITコーディネータ	池谷 隆 典 氏
ITコーディネータ	石橋 晶 氏
ITコーディネータ	岩田 薫 氏

- c. セキュリティセミナー
 - ・ 11月24日(40名) 中小企業における情報セキュリティのポイント 満足度96.9%
 - ・ 12月1日(48名) 同上(同一内容) 満足度95.6%

講師:(株)アスカブレインズ 取締役	杉本 亮 氏
--------------------	--------
 - ・ 12月8日(77名) IPA情報セキュリティ講習能力養成セミナー 満足度96.5%

講師:(独)情報処理推進機構	江島 将和 氏
	小門 寿明 氏
 - ・ 2月23日(115名) サイバーセキュリティ経営ガイドライン説明会 満足度97.8%

講師:経済産業省 商務情報政策局 情報セキュリティ政策室長	瓜生 和久 氏
-------------------------------	---------

- d. マイナンバー制度説明会

2016年1月利用開始となったマイナンバーについては、全事業者に適切な管理措置が義務付けられており、財務システムの更改・新規導入やセキュリティ対策が必須であることから、中小企業への周知、具体策の提示等のための説明会を都内各地で開催。計9回、1,616名が参加。

 - ・ 4月8日(虎の門) (600名) 日商との共催
 - ・ 6月9日(科学技術館) (300名) 日商との共催

講師:牛島総合法律事務所 弁護士	影島 広泰 氏
------------------	---------
 - ・ 6月23日(城北) (92名) 満足度 84.6%
 - ・ 6月30日(城東) (114名) 86.5%
 - ・ 7月2日(城西) (94名) 93.2%
 - ・ 7月7日(城南) (69名) 90.3%
 - ・ 7月9日(本部) (164名) 87.2%
 - ・ 7月28日(本部) (120名) 77.0%

講師:(一財)日本情報経済社会推進協会 マイナンバー対応プロジェクト室 副室長	若泉 和彦 氏
---	---------
 - ・ 9月4日(本部) (63名) 100.0%

講師:(株)フォーバル 首都圏第二支社中央第二支店 副支店長	吉田 祐一郎 氏
--------------------------------	----------

- e. 観光・まちづくり委員会との連携セミナー
 - ・ 10月15日 外国人旅行者の受入環境整備セミナー 118名参加 満足度 97.5%

講演①「企業におけるICTを活用した外国人旅行者の受入環境整備について」	講師:明治大学 大学院経営学研究科 教授 岡田 浩一 氏
講演②「東京都の外国人旅行者の受入環境整備方針について」	講師:東京都産業労働局観光部 受入環境課長 福田 哲平 氏
事例紹介「グローバルコミュニケーション計画の推進ー多言語音声翻訳技術の研究開発及び社会実証ー」	講師:総務省 情報通信国際戦略局技術政策課研究推進室 課長補佐 中川 拓哉 氏
 - ・ 11月9日(139名) 参加 消費税免税制度活用セミナー 満足度100.0%

講演①「インバウンド消費を取り込む消費税免税制度の活用について ～インバウンド市場の状況、免税制度、今後の見通しなど～」	
---	--

7. 事業 (17)各種支援事業

講師：(一社)ジャパンショッピングツーリズム協会 専務理事・事務局長 新津 研一氏
講演② 「グローバルコミュニケーション計画の推進ー多言語音声翻訳技術の研究開発及び社会実証ー」
講師：総務省 情報通信国際戦略局技術政策課 研究推進室長 荻原 直彦氏

・12月 2日 (160名) ネットを活用した観光ビジネスセミナー 満足度 97.5%

講演① 「民泊・空き家活用の現状と課題」

講師：(株)百戦錬磨 社長 上山 康博氏

講演② 「成長するシェアリングエコノミー」

講師：(株)TOKYOSTAY 社長・立教大学経済学部講師 鈴木 庸介氏

講演③ 「グローバルコミュニケーション計画の推進ー多言語音声翻訳技術の研究開発及び社会実証ー」

講師：総務省 情報通信国際戦略局技術政策課研究推進室 課長補佐 中川 拓哉氏

2) 専門家派遣事業

本事業は、個別指導を希望する中小・小規模事業者に対して、(特)ITコーディネータ協会より当会議所へ推薦されたIT専門家を派遣するもの。テーマは「ホームページの戦略的活用」および、「ITカイゼン」の2種類。

・ホームページの戦略的活用 17社

・ITカイゼン 4社

3) 東商ICTスクエアによる情報提供

中小企業にICT関連情報を発信するための独自サイトを2015年5月に開設。

・セミナー情報

・コラム

・導入事例の紹介

・ICT相談

を主なコンテンツとし、東商だけでなく、連携するIT支援団体主催セミナー等も紹介している。

4) ICT導入事例集vol.2

中小企業経営者がICTを有効活用した業務改善を推進し生産性向上を図るためのヒントとなるよう、実際にICTを導入し成功した東京の中小企業の成功例を収集した事例集を作成。昨年度に続き、第二弾の発行を行った。

・発行日：11月

・発行部数：3,000部

5) ザ・ビジネスモール

全国の商工会議所、商工会が共同して運営する企業情報サイト「ザ・ビジネスモール」(<http://www.b-mall.ne.jp/>)にて、会員企業に向けてインターネットを活用した製品・サービスのPR及び全国の企業との商談機会などを提供している。今年度は、登録企業のサービスの利用促進と、新規登録者獲得のため、活用セミナーを開催した。

a. 登録数 (平成28年3月31日現在)

登録社数	5,138社
------	--------

b. セミナー

9月18日 (28名) ウェブを活用してビジネスチャンスをつかむ! ザ・ビジネスモール100%活用セミナー

講師：ザ・ビジネスモール事務局 大阪商工会議所経営情報センター 古川 佳和氏

⑦ メンバーズビジネスローン事業

東京商工会議所と民間金融機関（銀行・信用金庫・信用組合）との提携に基づき、東商の会員事業所が通常より優遇された条件で融資を受けられる制度として、平成16年9月15日に本事業をスタートした。会員事業所が受けられる優遇内容は、主に融資利率や融資限度額、手数料などであり、金融機関ごと、商品ごとにその内容は異なる。

申し込み要件は、①東京商工会議所の会員であること、②会費の未納がないこと、③その他各金融機関が個別に定める条件を満たしていることとなっている。利用方法は、原則として会員事業者が東商の窓口にて「会員確認書」の発行を受けた後、希望する金融機関で直接融資を申し込む。

平成27年度末時点での提携金融機関数は16である。平成27年度の会員確認書の発行件数は596件、提携金融機関による融資実行は520件／17億97百万円であった。なお、事業創設時からの融資実行累計では7,889件、520億11百万円にのぼっている。

表1 提携金融機関（平成28年3月31日現在）

都市銀行（1行）	三井住友銀行
地方銀行（2行）	東京都民銀行、東日本銀行
その他の銀行（1行）	新銀行東京
信用金庫（11金庫）	朝日信用金庫、興産信用金庫、芝信用金庫、東京東信用金庫、足立成和信用金庫、東京三協信用金庫、西京信用金庫、西武信用金庫、昭和信用金庫、世田谷信用金庫、川崎信用金庫
信用組合（1組合）	第一勸業信用組合

⑧ 創業支援融資保証制度

東京商工会議所と東京信用保証協会、民間金融機関が連携し、創業予定者等に対し経営面・資金面でのサポートを行う「創業支援融資保証制度」による資金調達支援を実施している。本制度は、創業予定者等で、当所が実施する「創業計画審査会」において創業計画の「認定書」を受けるか、「東商・創業ゼミナール」を受講し「修了証」を授与した方が東京信用保証協会に保証を申込み、提携金融機関より融資を受けられるもので、運転・設備資金合わせ2,500万円（創業前の場合は自己資金の範囲内）までを上限額とする融資保証制度である。

平成27年度の提携金融機関による融資実行は0件であった（平成28年3月31日現在の融資実行ベースの実績）。

表1 提携金融機関

地方銀行（3行）	東京都民銀行、八千代銀行、山梨中央銀行
信用金庫（7金庫）	朝日信用金庫、さわやか信用金庫、東京東信用金庫、小松川信用金庫、西京信用金庫、西武信用金庫、東京信用金庫
信用組合（4組合）	全東栄信用組合、東京厚生信用組合、大東京信用組合、第一勸業信用組合

⑨ 創業融資（創業支援特例）

東京都の中小企業向け融資制度メニューの一つである創業融資において、平成27年度より創設された特例制度である。本制度は、認定特定創業支援事業（産業競争力強化法第2条に規定する区市町村が実施する事業）に準ずる支援として、商工会議所等が実施する窓口相談やセミナー等による指導を受けた創業前から創業後5年未満の者が、通常より0.4%低い利率で融資の申し込みが可能になるというもの。

申し込みの手順は、まず商工会議所等で直近1年以内に4回以上、1ヶ月以上の期間にわたる創業支援を受け、創業支援内容証明書を発行された後に、民間金融機関を通して、または東京信用保証協会に直接、信用保証の申し込みを行い、保証が決定すれば民間金融機関から融資を受けられるという流れである。平成27年度、当所における創業支援内容証明書の発行件数は3件であった。

7. 事業 (17)各種支援事業

⑩ 小口資金融資（経営指導特例）

平成19年度より、東京都中小企業向け融資制度のメニューの一つとして創設された制度である。

本制度は、商工会議所等の経営指導員から6ヶ月以上の経営指導を受けた小規模事業者が、通常より0.4%低い利率で融資の申し込みが可能になるというもの。

申し込みの手順は、まず商工会議所等の経営指導を6ヶ月以上受け、経営指導内容証明書を発行された後に、民間金融機関を通して、または東京信用保証協会に直接、信用保証の申し込みを行い、保証が決定すれば民間金融機関から融資を受けられるという流れである。平成27年度、当所における経営指導内容証明書の発行件数は19件であった。

⑪ 記帳代行サービスと記帳相談

個人事業主の会員を対象とした記帳代行サービス。

<平成27年度実績>

	代 行		相 談		
	対象者数 (対象)	延件数 (件)	対象者数 (対象)	延件数 (件)	非継続相談延件数 (件)
記帳代行センター	110	846	107	148	83

⑫ 経営課題解決支援事業

1) 経営課題解決支援事業

経営指導員と中小企業診断士が都内中小企業を訪問の上、企業の強み・弱みを発見し、経営力向上のためのアドバイスや中小企業支援策を紹介するもの。都内（多摩地区を含む）の中小企業に対して1,200件の企業診断を実施する目標を掲げ、今年度は都内で1,169件、そのうち東京商工会議所としては23支部を中心に、629件の企業診断を実施した。

<実施期間> 平成27年4月～平成28年3月

本事業による中小企業診断士の派遣件数

千代田支部	24件
中央支部	27件
港支部	21件
新宿支部	21件
文京支部	20件
台東支部	25件
北支部	21件
荒川支部	42件
品川支部	30件
目黒支部	26件
大田支部	21件
世田谷支部	25件
渋谷支部	30件
中野支部	25件
杉並支部	31件
豊島支部	25件
板橋支部	25件
練馬支部	19件
江東支部	26件
墨田支部	22件
足立支部	25件
葛飾支部	20件
江戸川支部	34件

本部	44件
合計	629件

2) 展示会等出展支援助成事業

東京都の「展示会等出展支援助成事業」へ協力し、中小企業の販路拡大支援として次の事業を行った。

<展示会等出展支援助成事業>

経営課題解決支援事業で企業診断を実施した企業を対象に、展示会の出展経費またはカタログ作成費を助成。東京商工会議所からは231件の申請を行った。

2回目の助成要件として、企業診断の代わりに経営指導員が経営状況を確認する「経営状況等確認書」に基づく申請については、東京都中小企業振興公社と業務委託契約を締結し、60件の経営状況等確認業務を行った。

<受発注商談会>

中小企業の受発注機会の拡大を目的として、助成事業を利用した企業を対象とする受発注商談会を、東京都からの委託を受けて開催した。

「第18回ザ・商談!し・ご・と発掘市」

開催日 10月23日

会場 丸の内二丁目ビル 3階会議室

商談テーマ 金属製品、機械器具、関連業種(加工・組立・試作・供給)、樹脂成型・加工、その他
関連工事

参加企業数 発注企業・・・39社

受注希望企業・・・132社

エントリー・・・283社

商談件数 395件

「第19回ザ・商談!し・ご・と発掘市」

開催日 3月11日

会場 丸の内二丁目ビル 3階会議室

商談テーマ 金属製品、機械器具、関連業種(加工・組立・試作・供給)、樹脂成型・加工、その他
関連工事

参加企業数 発注企業・・・33社

受注希望企業・・・138社

エントリー・・・228社

商談件数 395件

⑬ 経営変革アシストプログラム事業

東京都の補助事業として23区内の中小企業を対象に実施。中長期的に取り組むべき経営課題を持った中小企業に対し、抜本的な変革を図り、将来の安定的かつ戦略的な経営の実現に寄与することを目的に、専門家を最大10回派遣し、中期的な経営計画の策定とその実行支援を行った。支援の中核を担うディレクターと個別の課題をサポートするアドバイザーが連携して支援を実施した。

1) ディレクター・アドバイザーによる企業変革プランの策定、実行支援

支援実施企業数 114社 延支援回数 1,052回

2) コーディネーターによる相談、支援

アシストプログラム事業の支援先の発掘や海外展開、事業承継などの専門的な相談テーマへの対応を強化するため、11名の専門家に委託して、コーディネーター業務を実施。中小企業相談センターにて各種相談・支援を行った。

支援実施企業数 419社 延支援回数 1,302回

3) 事業報告書の作成、配布

7. 事業 (17)各種支援事業

平成25年から27年にかけて本事業を利用した企業へのアンケート調査の結果や、実際の支援事例を紹介した事業報告書を作成した。他の中小企業の経営変革の参考に資するため、2,500部作成し、都内金融機関や関係支援機関等に配布した。

⑭ 創業支援機関との連携事業

1) 創業塾

平成22年度まで国の委託事業として開催していた創業塾（創業を目指す方々を対象に、新規開業に必要な基礎知識を、短期間で一通り習得する入門コース）を、平成23年度より(株)日本政策金融公庫の協力を得て東京商工会議所の独自事業として、2日間コースを年2回開催した。

主催：東京商工会議所

<開催日>

(9月コース) 共催：(株)日本政策金融公庫

9月26日・9月27日

(2月コース) 後援：(株)日本政策金融公庫

2月6日・2月7日

<開催時間>

各回 1日目：午前10時～午後1時 午後2時 ～午後5時

2日目：午前10時～午後1時30分 午後2時30分～午後5時30分

<会場>

(株)日本政策金融公庫 東京中央支店 研修室

<テーマ>

(9月コース)

1日目 午前「創業の心構え～成功する創業のために必要なこと～」

中小企業診断士 竹内幸次氏

午後「ビジネスプラン作成の考え方」

中小企業診断士 竹内幸次氏

2日目 午前「開業資金の調達方法について」

(株)日本政策金融公庫 国民生活事業 東京創業支援センター 所長代理 眞崎恵介氏

「創業に必要な税務・会計の知識」 税理士 湊義和氏

午後「先輩起業家体験談－金なし・経験なし・人脈なしからの起業

～個人事業主からマザーズ上場までの軌跡～

(株)ラクーン 社長 小方功氏

(2月コース)

1日目 午前「創業の心構え～成功する創業のために必要なこと～」

中小企業診断士 竹内幸次氏

午後「ビジネスプラン作成の考え方」

中小企業診断士 竹内幸次氏

2日目 午前「開業資金の調達方法について」

(株)日本政策金融公庫 国民生活事業 東京創業支援センター 所長代理 眞崎恵介氏

「創業に必要な税務・会計の知識」 税理士 湊義和氏

午後「先輩起業家体験談－金なし・経験なし・人脈なしからの起業

～個人事業主からマザーズ上場までの軌跡～

(株)ラクーン 社長 小方功氏

<参加者数>

(9月コース) 70名

(2月コース) 129名

2) 創業ビジネス交流会

創業者・創業予定者の相互交流の場を提供し、ビジネスチャンスの拡大やネットワークづくりに寄与する

ことを目的に、交流会を実施した。

主催：東京商工会議所

<開催日・会場>

3月 9日 於：丸の内二丁目ビル 会議室7

<参加者数>

41名

3) 都内公的創業支援機関との連携

都内の公的創業支援機関である(株)日本政策金融公庫、東京信用保証協会、(公財)東京都中小企業振興公社及び東京商工会議所で、相互の事業連携を図ることを目的に、12月に開催した創業フォーラムにて4機関の創業支援事業のPRを行ったほか、4機関がそれぞれ開催するセミナーの情報を1枚に纏めた「創業セミナーニュース」を毎月(12回)発行して各機関で配布した。

⑮ 東商 社長ネット

1) 東商 社長ネット

○開設 平成26年12月1日

○URL <http://www.tokyo-cci.or.jp/shachonet/>

○内容 会員企業の代表者の魅力を紹介するウェブサイト。経営理念や座右の銘などを掲載し、自社のウェブサイトとの相互リンクも図る。会員限定で掲載無料。

○アクセス数 186,680PV(平成27年4月～平成28年3月)

○登録企業数 436社

2) 経営者交流会

○開催日 平成28年2月25日

○内容 社長ネット掲載企業等を対象に、交流会を開催し、会員の販路開拓支援を行った。

第1部 講演会「社長にしかできない会社のPR」

(株)共同ピーアール PRプランナー 中澤 充氏

第2部 交流会

○会場 丸の内二丁目ビル 会議室6・7

○参加企業数 96社(104人)

⑯ プレスリリース支援

共同通信PRワイヤーと提携し、会員企業のプレスリリースを国内のメディアへ配信。

プレスリリース配信

新規入会(登録)114社 配信数 276本

⑰ 東商ニュースポスト

会員企業の新製品・新サービス等の情報(トピック)を東商がメールマガジンで中小企業情報の受け取りを希望する記者に配信。会員向けの無料サービスで、21年4月より開始。累計登録企業数は、計1,832社。27年度は、24社の会員企業が新規登録。217件のトピックが寄せられ、それらをコンテンツとしたメルマガを25号配信。

なお、同サービスは、平成27年9月末をもって休止とし、代わりにメディアを招いた広報担当者交流会やセミナー、個別相談などのプレスリリース支援事業(「東商メディア塾」)を開始した。

⑱ 東商メディア塾

1) プレスリリースの書き方に関する個別相談

会員企業のメディアアプローチを支援するためのプレスリリース支援事業として「プレスリリースの書き方に関する個別相談」を開催。

7. 事業 (18) 会員優待サービス

開催日 9月14日 (6社相談)
 10月19日 (6社相談)
 11月9日 (6社相談)
 1月18日 (4社相談)
 2月8日 (6社相談)
 3月14日 (4社相談)

会場 丸の内二丁目ビル3階 相談センター
 相談員 (株)共同通信PRワイヤー 営業部長 谷口伯雄氏

2) プレスリリースセミナー

プレスリリースに関する基礎知識をはじめ、効果的かつ効率的なプレスリリースの作り方を紹介した。

開催日 9月15日
 会場 丸の内二丁目ビル3階 会議室6・7
 内容 第1部 広報の役割とプレスリリース
 ー プレスリリースに関する基礎知識の紹介
 第2部 プレスリリースの活用事例
 ー 他社事例をもとにプレスリリースの効果的な書き方を紹介

講師 (株)共同通信PRワイヤー 取締役 広沢敏正氏

3) メディアを招いた広報担当者交流会 (サービス・交流部共催)

開催日 10月29日
 会場 丸の内二丁目ビル3階 会議室6・7
 内容 第1部 基調講演「WBSデスクが語る! トレたま制作秘話」
 第2部 自席にて自社紹介
 第3部 自由交流・名刺交換

講師 (株)テレビ東京ワールドビジネスサテライト
 「トレたま」担当デスク 浅岡基靖氏

⑩ 東商トク割便

郵便局のゆうメール (旧: 冊子小包郵便) を大口割引価格で利用できる会員対象のサービス。

契約数 100社 利用通数 358,709通

(18) 会員優待サービス

① Mチケットサービス

1) あずさ茅野

利用区間	券種	利用枚数
(東京都区内~下諏訪駅)	普通車	736

2) ホテル優待

(提携ホテル)	ホテルオークラ東京	ホテルニューオータニ大阪
	ハイアットリージェンシー東京	シェラトン都ホテル大阪
	ザ・ビー赤坂	アークホテル大阪心斎橋
	アークホテル東京池袋	ホテルニューオータニ博多
	シェラトン都ホテル東京	博多都ホテル
	アークホテルロイヤル福岡天神	阪急阪神第一ホテルグループ
	リーガロイヤルホテル東京	ホテルJALシティ関内横浜
	ホテルミッドイン目黒駅前	東急ホテルズ
	ホテルウイングインターナショナルプレミアム東京四谷	

② チェンバーズカード

1) カード会員

	事業所カード		個人カード		合計
	一般	ゴールド	一般	ゴールド	
口座	1,091	422	80	34	1,627
枚	1,577	662	96	54	2,389

2) 優待協力店 (当所にて直接開拓した分)

87社 (件)

(19) 福利厚生支援事業

① 共 済

1) 各共済制度実績

a. 生命共済制度

- ・ 加入事業所 3,155事業所
- ・ 加入人員 20,578人
- ・ 加入口数 127,855口
- ・ 保険金・給付金支払状況 (平成26年12月 1日～平成27年11月30日)
 - * 死亡保険金 (高度障害を含む) 44件 264,000,000円
 - * 災害保険金 3件 18,000,000円
 - * 障害給付金 1件 3,000,000円
 - * 入院給付金 36件 8,434,500円
- ・ 配当金還元率 43.50% (平成26年12月 1日～平成27年11月30日)

b. 特定退職金共済制度

- ・ 加入事業所 2,706事業所
- ・ 加入人員 33,710人
- ・ 加入口数 311,084口
- ・ 給付金支払状況
 - * 退職年金 6人 3,063,684円
 - * 退職一時金 2,984人 3,399,939,152円
 - * 遺族一時金 29人 52,520,833円
 - * 解約手当金 14人 21,339,309円

c. 経営者年金共済制度

- ・ 加入事業所 522事業所
- ・ 加入人員 845人
- ・ 加入口数 4,578口
- ・ 給付金支払状況
 - * 退職年金 7人 10,596,850円
 - * 退職一時金 83人 854,602,684円
 - * 遺族一時金 8人 139,069,111円

d. 大型保障プラン

- ・ 加入事業所 428事業所
 - ・ 加入人員 737人
- | | | | |
|---|-----------|--------|------|
| } | 三井生命保険 | 29事業所 | 61人 |
| | ジブラルタ生命保険 | 10事業所 | 12人 |
| | アクサ生命保険 | 389事業所 | 664人 |

e. がん保険共済制度

- ・ 加入事業所 253事業所

7. 事業 (19)福利厚生支援事業

・ 加入人員	637人		
f. マイライフ年金共済制度			
・ 加入人員	1,687人		
・ 加人口数	26,965口	(内一時払)	9,870口
・ 給付金支払状況			
*脱退年金	228人		115,405,394円
*脱退一時金	80人		308,619,924円
*遺族一時金	6人		54,478,552円
g. 労災上乗せ共済制度			
・ 加入事業所	1,198事業所		
h. PL保険制度			
・ 加入事業所	3,197事業所		
i. 所得補償共済制度			
・ 加入事業所	304事業所		
・ 加入者数	1,362人		
j. 個人情報漏えい共済制度			
・ 加入事業所	416事業所		
k. 医療共済			
・ 加入者数	1,852人		
l. 東商401k			
・ 成約件数	1件		
m. 業務災害補償共済制度			
・ 加入事業所	2,278事業所		
n. ビジネス総合共済制度			
・ 加入事業所	22事業所		

2) セミナーの開催

a. 『PL対策』特別セミナー

会員事業所向けに、PL事故対策や事故発生時の対応方法等リスク対応へのノウハウについての情報提供とPL保険制度の理解・促進を兼ねてセミナーを開催した。

○開催日 平成27年 6月30日(128名)

○講師 ㈱インターリスク総研 事業リスクマネジメント部 CSR・法務第二グループ

上席コンサルタント 吉田 潔氏

○会場 丸の内二丁目ビル 会議室5・6・7

b. “最新” ストレスチェック制度と労務リスク対策セミナー

会員事業所向けに、改正労働安全衛生法やストレスチェック制度についての情報提供と、法改正で想定される企業リスクに関する周知を目的としてセミナーを開催した。

○開催日 平成27年 7月29日(142名)

○講師 第1部 三井住友海上火災保険㈱ 営業推進部 法人開発室

三井住友海上経営サポートセンター

海外支援チームリーダー 向井 孝行氏

第2部 三井住友海上火災保険㈱ 新種保険部 費用技術保険チーム

課長 内山 大樹氏

○会場 丸の内二丁目ビル 会議室5・6・7

c. 「メンタルヘルスと労務管理の視点から見た『パワハラ・セクハラ』のリスクマネジメント」セミナー

会員事業所向けに、メンタルヘルス関連の環境変化が企業に及ぼす影響とその対応例、「パワハラ・セクハラ」に対する取り組みと対応方法に関する情報提供と、業務災害補償共済制度の理解・促進を兼ねて

セミナーを開催した。

○開催日 平成27年 9月14日 (135名)

○講師 東京海上日動火災保険㈱

本店広域法人部次長 兼 営業開発部参事 横山昌彦氏

○会場 丸の内二丁目ビル 会議室5・6・7

d. 「情報セキュリティの重要性と実践」セミナー

会員事業所向けに、個人情報漏えい事故の実例や事故発生時の対応へのノウハウについての情報提供と個人情報漏えい共済制度のPR、加入・更新促進を兼ねてセミナーを開催した。

○開催日 平成27年11月16日 (125名)

○講師 東京海上日動リスクコンサルティング㈱ ビジネスリスク本部

リスクコンサルタント 松下健氏

○会場 丸の内二丁目ビル 会議室5・6・7

e. 分かりやすい「海外PLセミナー」

会員事業所向けに、海外PL事故対策や事故発生時の対応方法等リスク対応へのノウハウについての情報提供と海外PL保険制度のPR、加入・更新促進を兼ねてセミナーを開催した。

○開催日 平成28年 2月16日 (100名)

○講師 第1部 損保ジャパン日本興亜リスクマネジメント㈱

リスクエンジニアリング事業本部 PLグループ

主任コンサルタント 安藤悟空氏

第2部 損害保険ジャパン日本興亜㈱

本店企業保険金サービス部 法人保険金サービス課

特命課長 荒木由起子氏

○会場 丸の内二丁目ビル 会議室5・6・7

f. 職員向け共済制度研修会

平成27年度入所および受講を希望する職員を対象に医療共済の募集事務および各共済制度のポイントについての研修を実施。全会員訪問時や支部での経営相談における共済制度の説明対応、職員による医療共済募集の実施等を実現し、紹介・成約件数の増加を目指した。

○開催日 平成27年11月20日、25日 (36名)

○講師 ㈱ワールド・ヒューマン・リソース 代表取締役 石橋弘文氏 他

g. 保険会社との共催セミナー

○アクサ生命保険㈱との共催

・内容 「経営者・後継者のための相続事業承継セミナー」(渋谷支部共催)

(開催日) 平成27年 6月22日 (81名)

(講師) 東京都事業引継ぎ支援センター サブマネージャー 上原久和氏

森総合会計事務所 公認会計士・税理士 森耕平氏

(会場) 渋谷区立商工会館 大研修室

・内容 「経営者・後継者のための相続事業承継セミナー」(江戸川支部共催)

(開催日) 平成27年 7月 2日 (46名)

(講師) 東京都事業引継ぎ支援センター サブマネージャー 玉置恵一氏

森総合会計事務所 公認会計士・税理士 森耕平氏

(会場) タワーホール船堀 研修室

・内容 「経営者・後継者のための相続事業承継セミナー」(豊島支部共催)

(開催日) 平成27年 7月14日 (38名)

(講師) 東京都事業引継ぎ支援センター サブマネージャー 谷越隆秀氏

森総合会計事務所 公認会計士・税理士 森耕平氏

(会場) 池袋ウエストパークビル2階会議室

・内容 「経営者・後継者のための相続事業承継セミナー」(新宿支部共催)

7. 事業 (19) 福利厚生支援事業

- (開催日) 平成27年 9月18日 (33名)
(講師) 東京都事業引継ぎ支援センター センター長 岩本 勉氏
森総合会計事務所 公認会計士・税理士 森 耕平氏
(会場) BIZ新宿 研修室A
- ・内容 「経営者・後継者のための相続事業承継セミナー」(中央支部共催)
(開催日) 平成27年10月 6日 (76名)
(講師) 森総合会計事務所 公認会計士・税理士 森 耕平氏
(会場) 日本印刷会館
 - ・内容 「経営者・後継者のための相続事業承継セミナー」(港支部共催)
(開催日) 平成27年11月17日 (30名)
(講師) 東京都事業引継ぎ支援センター サブマネージャー 上原 久和氏
森総合会計事務所 公認会計士・税理士 森 耕平氏
(会場) 港区新商工会館 研修室
 - ・内容 「退職金をもらわないリスクを知っていますか?」(中央支部共催)
(開催日) 平成28年 2月 5日 (46名)
(講師) 森総合会計事務所 公認会計士・税理士 森 耕平氏
(会場) 日本印刷会館

3) イベント等の実施

a. 健康ウォーキングの実施

共済加入事業所を中心とした会員事業所向けに、加入者への還元並びに健康増進を目的に健康ウォークを実施した。

○開催日 平成27年11月 4日 (256名)

○内 容 第6回健康ウォーキング

～いまも23区内に残る古墳と溪谷を訪ねよう!～

○行 程 多摩川台公園→亀甲山古墳→宝来公園→田園調布住宅街→九品仏(浄真寺)→
等々力溪谷→多摩川土手→多摩川台公園(ゴール)

4) 生保推進会議の開催

a. 第1回推進会議

○開催日 平成27年 4月15日 (15名)

○内 容 共済制度募集実績について

平成27年度共済制度推進について

東京商工会議所共済制度取扱マニュアル

共済推進の上期状況並びに下期推進計画について

その他

b. 第2回推進会議

○開催日 平成27年 7月22日 (12名)

○内 容 共済制度募集実績について

40周年還元事業について

第3回共済制度推進会議について

その他

c. 第3回推進会議

○開催日 平成27年 9月10日 (9名)

○内 容 共済制度募集実績について

生命共済・特定退職金共済制度の推進に向けた各社の取り組みについて

その他

d. 第4回推進会議

- 開催日 平成27年12月 8日 (12名)
- 内 容 共済制度年間募集実績について
 新年度4共済制度シェアについて
 新年度共済制度年間目標
 28年度共済制度表彰基準について
 生命共済制度差込み文書について
 共済制度年間功労者表彰式について
 マイナンバー対応について
 28年度共済推進計画について
 その他

5) 損保会議の開催

a. 第1回営業・事務担当者合同会議 於：丸の内二丁目ビル 会議室5

- 開催日 平成27年 4月21日 (20名)
- 内 容 ・営業担当者会議
 損保共済制度中間実績報告について
 各社目標数値について
 特別会員の東商共済利用について
 その他
 ・事務担当者会議
 全共済制度募集時の注意点
 「団体PL保険制度」事務手続きについて
 その他

b. 第2回営業担当者会議 於：丸の内二丁目ビル 会議室4

- 開催日 平成27年 6月23日 (14名)
- 内 容 損保共済制度中間実績報告について
 平成27年度 労災上乘せ共済更改状況
 業務災害補償共済(人数方式) 平成27年度更改の変更点・留意点
 その他

c. 第1回推進会議 於：蓼科フォーラム

- 開催日 平成27年 8月24日 (17名)
- 内 容 共済制度の更改実績について
 業務災害補償共済(人数方式)について
 その他

d. 第3回営業担当者会議 於：丸の内二丁目ビル 会議室4

- 開催日 平成27年10月13日 (13名)
- 内 容 損保共済制度中間実績報告について
 東商のビジネス総合団体保険制度(総合賠償・総合補償保険制度)導入について
 その他

e. 第2回推進会議 於：丸の内二丁目ビル 会議室4

- 開催日 平成27年12月 7日 (13名)
- 内 容 平成27年度実績報告
 次年度の募集に向けて
 その他

f. 第2回事務担当者会議 於：丸の内二丁目ビル 会議室5

- 開催日 平成28年 1月22日 (16名)

7. 事業 (19) 福利厚生支援事業

- 内 容 新規・更改における事務手続きについて
 単独方式の東商共済制度の事務・精算業務の今後について

g. 第4回営業担当者会議 於：丸の内二丁目ビル 会議室5

○開催日 平成28年 2月19日 (16名)

- 内 容 損保共済制度実績報告について
 東商損保4共済制度内規改定について
 ビジネス総合共済について
 平成27年度代理店年間表彰について
 東商会員に対する「損保共済制度」の情宣活動について(平成28年度)
 その他

6) 表彰式の開催

a. 共済制度年間功労者表彰式 於：東武ホテルレバント東京
 生命共済制度・特定退職金共済制度に年間表彰基準を設定し、達成した引受保険会社と推進員を表彰。

○開催日 平成28年 3月 3日 (78名)

b. 損保共済制度年間表彰式 於：第一ホテル東京
 損保共済制度に年間表彰基準を設定し、達成した代理店を表彰。

○開催日 平成28年 3月10日 (表彰代理店 延123代理店)

② CLUB CCI

CLUB CCIというブランド名で、会員企業の従業員およびその家族向けに、月々わずかな会費で、充実した福利厚生を実現できる福利厚生代行サービスを提供している。

1) 加入状況

	バフェプラン		バフェプランLite		えらべる倶楽部	
	加入 事業所数	登録 会員数	加入 事業所数	登録 会員数	加入 事業所数	登録 会員数
連携 商工会議所	321社	3,424人	18社	57人	8社	114人
東京 商工会議所	782社	16,152人	147社	1,334人	80社	1,691人
合計	1,103社	19,576人	165社	1,391人	88社	1,805人

2) 連携商工会議所(18カ所)

千葉、名古屋、大阪、豊中、広島、神戸、北大阪、習志野、北九州、徳島、青梅、和泉、八千代、多治見、海老名、草加、三島、水戸

③ 健康管理サービス

1) 郵送によるがん検診

検査種類	受診者数
大腸がん検査	464
子宮頸がん検査	124
胃ペプシノゲン検査	301
胃ピロリ検査	307
前立腺がん検査	190
合計	1,386

2) 雇入時・定期健診

a. 受診者数

検査種類	受診件数
雇入時健診	87
定期健診	357
略式定期健診	86
合計	530

b. 健診会場

東京商工会議所

3) 生活習慣病健診

a. 受診者数

検査種類	受診件数
生活習慣病＋定期健康診断	1,038
生活習慣病	89
胃がん予防健診	317
前立腺がん予防健診	172
肝炎ウイルス検査	153
卵巣がん検査	126
合計	1,895

b. 健診会場 (7ヶ所)

東京商工会議所、屋外広告健保会館、大田区産業プラザ、ハピネス・ケア四谷、台東区浅草公会堂、すみだ産業会館、北沢タウンホール

4) 腹部超音波・胃部X線健診

a. 受診者数

検査種類	受診件数
A 腹部超音波	602
B A＋胃部レントゲン検査	421
C 乳腺超音波＋CA125検査	240
前立腺検査	134
肝炎ウイルス検査	87
合計	1,484

b. 健診会場 (6ヶ所)

屋外広告健保会館、大田区産業プラザ、ハピネス・ケア四谷、台東区浅草公会堂、すみだ産業会館、北沢タウンホール

- 5) 一般健診 受診者数 1,197名
- 6) 婦人科健診 受診者数 0名
- 7) 人間ドック 受診者数 499名
- 8) 脳ドック 受診者数 3名

7. 事業 (20)受託・協力事業

9) 生活習慣病健診	受診者数	50名
10) PET-CT	受診者数	0名
11) ストレスチェック制度	受診者数	0名

(20) 受託・協力事業

① 東京都中小企業再生支援協議会事業

中小企業の抜本的な再生に向けた取り組みを支援するため、「産業競争力強化法（前根拠法：産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法、平成26年1月20日より現根拠法に変更）」に基づき、東京商工会議所が認定支援機関となり、平成15年3月に東京商工会議所に設置された公正中立な公的機関である。事業性はあるが、財務上の問題を抱えている中小企業者等を対象に、事業再生の常駐専門家がきめ細かい経営相談・再生支援を行う。

1) 会議

全体会議 5月18日

- 議 題 1) 再生支援業務部門における平成26年度活動実績及び平成27年度活動方針（案）について
 2) 事業引継ぎ支援センターにおける平成26年度活動実績及び平成27年度活動方針（案）について

卓 話 「事業承継の現状」

(独)中小企業基盤整備機構 事業承継・引継ぎ支援センター

事業引継ぎ支援担当プロジェクトマネージャー 安 藝 修 氏

出席者 29名

2) 相談実績

	27年度	設立時からの累計 (H15.3～)
相談企業数	194社	3,169社
再生計画策定支援完了件数	45件	559件

3) セミナー・シンポジウム

中小企業事業再生セミナー 12月 7日

【第一部】「再生支援協議会の役割」

東京都中小企業再生支援協議会 プロジェクトマネージャー代行 高 橋 貞 雄

【第二部】「相談企業の特徴と傾向」

東京都中小企業再生支援協議会 サブマネージャー 掛 札 峰 雄

【第三部】「貴社の状況をチェックしてみませんか」

東京都中小企業再生支援協議会 サブマネージャー 小 林 貴 光

東京都中小企業再生支援協議会 サブマネージャー 松 岡 憲 史

東京都中小企業再生支援協議会 サブマネージャー 柳 橋 考 剛

出席者 33名

② 東京都経営改善支援センター

金融支援等を必要とする中小・小規模事業者に対し、経営改善計画の策定費用の一部について国が支援するもの。「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成26年1月20日より産業競争力強化法に変更）」に基づき、全国の中小企業再生支援協議会に設置された。東京商工会議所では、平成25年2月に業務を開始。本事業の利用申請窓口として受付および費用の支払を行っている。

1) 申請実績

	25年度	26年度	27年度
利用申請受付	189件	361件	311件
支払申請受付	35件	107件	172件
モニタリング実施回数	13回	78回	257回

③ 東京都事業引継ぎ支援センター

昨今、後継者不在を理由に廃業を検討する中小企業が増えるなか、経済産業省は平成23年5月に「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」を改正し（平成26年1月20日より産業競争力強化法に変更）、廃業を選択する前に自社の事業を引継いでくれる企業を探すにあたり、M&Aの活用について詳しい専門家が公平中立な立場でアドバイスをを行う「東京都事業引継ぎ支援センター」を東京商工会議所に設置した。東京商工会議所では平成23年10月3日に業務を開始し、きめ細かい支援を行っている。

1) 相談実績

	27年度	設立時からの累計 (H23.10～)
相談企業数	636社	2,079社
事業引継ぎ支援完了件数	32件	75件

④ 東京都よろず支援拠点

経済産業省は地域の支援機関と連携をしながら中小企業・小規模事業者が抱える売上拡大や資金繰り等の経営課題に対して、ワンストップで対応する「よろず支援拠点」を各都道府県に1ヵ所設置しており、東京商工会議所では本事業を平成26年に受託した。平成26年6月30日より業務を開始し、27年度は本部・中小企業相談センター内に中小企業診断士等を配置し、総合支援型の窓口を設置し、相談対応にあたった。

1) 相談実績

	27年度	設立時からの累計 (H26.6～)
来所相談数	1,642社	2,622社
相談対応件数	4,126件	6,428件

2) セミナー

- 6月 8日 (113名) 「優しく、厳しく、トコトンお付き合い！中小企業を元気にする経営支援」
板橋区立企業活性化センター センター長 中嶋 修 氏
- 7月 2日 (18名) 「成功事例に学べ！ 無料窓口相談を活用した創業・企業成長ノウハウの大公開セミナー」
東京都よろず支援拠点サブコーディネーター 大庭 聖 司
- 7月13日 (60名) 「ものづくり補助金を獲得しよう！採択される事業計画書のポイントをズバッと理解するセミナー」
東京都よろず支援拠点サブコーディネーター 戸田 正 弘
- 9月25日 (30名) 「～女性顧客を獲得するための～販売力強化セミナー」
東京都よろず支援拠点サブコーディネーター 稲垣 桃子
- 10月 6日 (43名) 「～はじめてのホームページ作成から集客まで！～お金をかけずに始めるWEBマーケティング」
東京都よろず支援拠点サブコーディネーター 藤田 尚 美
- 10月 7日 (70名) 「中小企業が決算書を活用するための5つの基本」

7. 事業 (20)受託・協力事業

10月13日	(21名)	東京都よろず支援拠点サブコーディネーター 星田直太 「これだけは知っておきたい！中小・小規模事業者におけるマイナンバー制度」
10月20日	(32名)	東京都よろず支援拠点サブコーディネーター 高坂竜太 「流通・サービス業の方必聴！ 『小さな会社の大きな売上拡大セミナー』」
10月23日	(28名)	東京都よろず支援拠点サブコーディネーター 弥富尚志 「オンリーワンの魅力づくりでお客様から選ばれる『差別化を行うための事業コンセプトの策定』」
10月27日	(40名)	東京都よろず支援拠点サブコーディネーター 金子敦彦 「ご子息・ご息女に安心して事業を受け継がせるための後継者への相続セミナー」
11月17日	(48名)	東京都よろず支援拠点サブコーディネーター 関義之 「誰でも取組める効果的な販路開拓の進め方」
2月8日	(27名)	(株)流通プランニング研究所 代表取締役 川上正人氏 七田総合研究所 代表・中小企業診断士 七田亘氏

⑤ 容器包装リサイクル申請関係事業

1) 概要

東京商工会議所では、平成11年11月以来、(公財)日本容器包装リサイクル協会の委託により、中小企業相談センターにおいて、法定義務を負う「特定事業者」からの再商品化委託契約締結に係る申込受付代行業務を行うとともに、専門相談窓口を開設し法令の周知遵守に努めてきた。

容器包装のリサイクルに要する社会全体のコストの効率化、リデュース(減量化)・リユース(再使用)、リサイクル(再商品化)推進の基本原則に則った循環型社会構築の推進、国・自治体・事業者・消費者等すべての関係者の協働といった基本的方向に沿って、平成18年12月以降「容器包装リサイクル法の一部を改正する法律」が段階的に施行され、平成20年度においても容器包装リサイクル法の一部改正が行われた。

リサイクル制度の内容および申込の基本事項を確認する「容器包装リサイクル制度説明会」を開催し、説明会開催後、無料個別相談会を同会場にて実施した。

また、受付締切間際の最盛期以外の相談にも平均的に対応するため、窓口専門相談にリサイクル相談日を設置し、通年での対応を継続した。

2) 東商における「再商品化委託申し込み」手続きの代行状況

再商品化委託申込事業者数 2,974件

3) 専門相談窓口の開設

4月～11月 第3火曜日

12月 毎週火曜日

1月～3月 毎週月～金曜日

4) 「容器包装リサイクル制度説明会・個別相談会」

12月14日

会場：東京商工会議所 会議室5・6・7

説明会参加人数：121名

講師：(公財)日本容器包装リサイクル協会

理事・企画広報部長 木野正則氏

理事・総務部長 高松和夫氏

相談会参加人数：7名

12月15日

会 場：東京商工会議所 会議室5・6・7

説明会参加人数：127名

講 師：(公財)日本容器包装リサイクル協会

理事・企画広報部長 木野正則氏

総務部 総務課長 松島一高氏

相談会参加人数：7名

⑥ GS1事業者コード(JAN企業コード)受付事業

POS受付件数一覧表

(単位：件)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
本部	15	13	23	16	11	17	12	3	5	6	3	9
千代田	6	6	10	9	9	8	8	3	7	8	8	4
中央	8	11	7	5	5	4	12	8	3	10	5	4
港	8	8	2	4	5	10	9	3	2	4	5	0
新宿	6	9	9	8	8	7	4	2	3	5	3	1
文京	3	5	7	3	5	3	2	3	3	1	4	1
台東	5	8	12	13	5	6	10	4	5	8	10	2
北	1	2	2	2	0	2	0	2	2	1	2	3
荒川	0	3	3	3	0	4	3	1	1	3	2	2
品川	1	5	6	1	1	2	5	5	3	2	3	3
目黒	3	5	4	1	4	3	1	0	1	1	4	1
大田	1	1	1	3	2	4	3	3	1	2	1	3
世田谷	3	3	6	5	3	2	3	1	3	4	3	2
渋谷	9	13	10	11	10	5	12	5	7	8	3	4
中野	2	6	6	3	6	0	0	3	2	0	3	1
杉並	4	2	4	5	2	2	4	2	1	3	4	1
豊島	3	10	5	7	3	5	5	6	2	2	1	1
板橋	1	2	5	3	3	2	1	1	0	6	1	0
練馬	2	1	6	2	1	2	2	1	2	3	2	0
江東	2	5	4	4	2	5	3	3	1	1	3	1
墨田	9	7	7	5	6	2	4	6	1	9	3	2
足立	4	5	7	2	8	3	4	2	1	6	2	0
葛飾	2	3	5	2	3	6	2	3	3	3	4	0
江戸川	3	4	2	6	4	2	2	2	0	2	6	1
合計	101	137	153	123	106	106	111	72	59	98	85	46

⑦ 消費税転嫁対策窓口相談等事業

1) 概要

平成26年4月(8%)と平成29年4月(10%)の消費税率の引上げにあたり、事業者が税率引上げ分を価格に適正に転嫁し、また転嫁拒否等を防ぐために、中小企業庁が全国の商工会議所等を通じ、消費税転嫁対策窓口相談等事業を実施する。東商は日商から業務委託を受け、経営指導員や施策普及員等により事業者へ以下の事業を行った。

2) 実施内容

過去の消費税対策とは異なり、価格転嫁に資する経営支援(価格表示や設定をはじめ、販路開拓や新商

7. 事業 (20) 受託・協力事業

品開発等、価格競争力強化等)が必要という考えから、価格転嫁対策等に関するワンストップ相談窓口を設置し、転嫁拒否、価格表示、カルテル、価格転嫁に関する本質的な経営力強化等への支援を行った。

経営指導員、ならびに7名の施策普及員が都内中小企業者を巡回訪問し、消費税転嫁対策特別措置法の周知や価格転嫁対策に資する施策の紹介等を行った。併せて、講習会等の開催や専門家派遣による個別指導も実施し、中小・小規模事業者への広報活動、適正な価格転嫁をアピールするノベルティグッズ等の作成・配布も実施した。

- a. 冊子
 - ・ケースで考える消費税率引上げ対策 1. 7万冊
 - ・中小企業のための消費税率引上げ対策 2. 01万冊
- b. 啓発用ツール
 - ・啓発用ボールペン 1. 2万本
 - ・啓発用付箋 1. 1万部
- c. 広報
 - ・新聞広告掲載 (読売新聞23区内全5段・平成27年11月)
- 3) 指導など件数の実施件数
 - 中小・小規模事業者向けセミナー・講習会等開催 58回(2,920人)
 - 巡回・窓口指導 7,176件
 - 巡回・窓口指導以外の指導(役員会での説明等) 267件
 - 施策普及員による施策普及 11,233件
 - 専門家派遣(消費税エキスパート) 132回
 - 窓口専門相談 1,870回
- 4) 設備投資に係る税制措置への対応
 - 消費税率引上げに対応するためレジスターを入れ替えるなど、卸売業・小売業・サービス業の方で新しく設備導入される場合、30%の特別償却か、7%の税額控除を受けることが出来る「商業・サービス業活性化税制」が創設された。本税制を活用する場合は、商工会議所等の指導助言を受け「指導及び助言を受けた旨を明らかにする書類」を添付する必要がある、東商本部相談センターならびに23支部において対応を行った。書類発行件数は5件であった。

⑧ 中小企業会計啓発・普及セミナー事業

1) 概要

中小企業の経営者が「中小企業の会計に関する基本要領(中小会計要領)」に則った決算書を作成する事の意義、財務情報の経営活動への活用方法等について理解を深めることにより、自社の経営状況を把握し、金融機関からの資金調達力の強化、取引先からの受注拡大等へのきっかけをつかむことを目的として、東商と(独)中小企業基盤整備機構との共催で実施した。

2) 実施内容

セミナー名 「(中小企業会計啓発・普及セミナー) 税務申告のためだけの決算書ではもったいない! 経営者のための中小会計要領セミナー」

6月26日 参加人数: 33名

講師: 税理士 飯田義明氏

8月24日 参加人数: 53名

講師: 税理士・中小企業診断士 西内孝文氏

2月22日 参加人数: 34名

講師: アルパーコンサルティング(株) 代表取締役・経営士 古川忠彦氏

⑨ 電子認証サービス

1) 概要

電子証明書とはネット社会における印鑑登録証明書ともいえるものであり、インターネット上での取引の基盤となる仕組みである。当所では、(株)帝国データバンクおよびセコムトラストシステムズ(株)が発行する4タイプの証明書を、会員に対し、特別料金で提供できるサービスを実施している。

2) サービス件数

サービス名	(株)帝国データバンク		セコムトラストシステムズ(株)	
	TDB TypeA	TDB Class 2	SECOM for G-ID	SECOM 行政書士
申 込 件 数	3 5 4 件	2 件	2 0 件	6 5 件

⑩ 汚染負荷量賦課金申告・納付受付事業

概 要：法律に基づき、事業主が負担する汚染負荷量賦課金制度の普及・啓発ならびに申告書の受付点検事業を行った。

委託元：(独)環境再生保全機構

委託区域	項目	協会から委託を受けた事業所数	申告の対象となる事業所数	申告を受けた事業所数
千代田		94	94	93
中央		40	40	38
港		59	59	58
新宿		34	34	34
文京		26	26	26
台東		11	11	11
北		27	27	27
荒川		4	4	4
品川		26	26	26
目黒		15	15	14
大田		34	34	30
渋谷		25	25	25
豊島		11	11	11
板橋		27	27	27
江東		32	32	29
墨田		12	12	12
足立		18	18	18
葛飾		13	13	11
江戸川		11	11	11
尼崎市		2	2	2
大阪市		9	9	8
大牟田市		1	1	1
川崎市		9	9	9
北九州市		3	3	3
神戸市		4	4	4
堺市		3	3	3
四日市市		1	1	1
名古屋市		6	6	5
三重郡楠町		1	1	1
横浜市		4	4	4
その他の地域		202	202	198
合計		764	764	744

汚染負荷量賦課金申告受付期間

平成27年4月1日から5月15日

7. 事業 (20) 受託・協力事業

平成27年度汚染負荷量賦課金申告・納付説明会 4月14日 (57社出席)

⑪ 経営革新計画点検業務委託事業

1) 目的及び内容

東京商工会議所では中小企業新事業活動促進法に基づき、経営革新計画策定に取り組む中小企業のサポートを行うことを目的に、平成20年11月から、東京都産業労働局の委託事業として「中小企業経営革新計画承認申請受付窓口」を中小企業相談センター内に設置している。

専門相談員を窓口配置し、制度の説明、経営革新計画承認申請書作成の支援、申請に必要な書類の確認・受領、東京都産業労働局への申請書提出・説明報告、東京都審査会用の資料作成・発表・審査結果の通知等、幅広い支援を行うと共に、経営革新に関する説明会も実施した。

2) 相談実績 (平成27年4月～平成28年3月)

経営革新計画承認申請書提出件数	114社
窓口における相談・指導	400回
メール・電話による相談・指導	638回

⑫ 新・経営力向上TOKYOプロジェクト事業

平成25年度以降、「新・経営力向上TOKYOプロジェクト」として、これまで得たノウハウの普及や、急速な経営環境の変化にも対応できる中小企業の創出を支援することを目的として実施している。

1) 会議等の開催

a. 実行委員会

- 【第1回】 ○ 日時 平成28年3月22日より書面開催
○ 議事 ① 平成27年度事業報告について
② 平成27年度収支決算について

b. 幹事会

- 【第1回】 ○ 日時 平成27年7月8日 10時30分から12時00分まで
○ 場所 東京都庁第一本庁舎会議室
○ 議事 ① 平成27年度 事業の進捗状況について
② 平成27年度 WEBセキュリティ検査の報告について
③ 平成27年度 経営課題解決支援事業の診断事例紹介について

- 【第2回】 ○ 日時 平成28年2月4日 10時30分から12時00分まで
○ 場所 東京都庁第一本庁舎会議室
○ 議事 ① 27年度事業の進捗状況について
② 事業報告会の開催について
③ 都内中小企業の支援モデルについて

2) 診断・支援ツール

a. オンラインセミナー動画の配信

平成26年度に引き続き、セミナー動画/ミニ動画を制作・公開した。映像とスライドを連動させ、資料のダウンロードも可能なシステムで配信するもので、今年度は15分完結型のセミナーを5本制作・公開した。

b. 公式ホームページの改修・セキュリティ対策

公式ホームページのほぼ全ページに対し、スマートフォン用に最適化された画面が表示されるよう改修を行った。また、セキュリティ対策として、外部機関によるセキュリティ診断を実施した結果、重大

な悪影響を及ぼす（危険度の高い）脆弱性は検出されなかった。より高い安全性を確保するための措置としてサーバ上の暗号化通信の設定等について提案を受けたため、直ちに委託業者に指示し対応した。

3) 企業経営者向けセミナー

3種類計5回のセミナーを下記のとおり開催した。

A. 業種別セミナー（飲食・小売・サービス業向け）

- テーマ 「お客様に選ばれる陳列のコツ～商品の魅力をしっかり伝えるお店づくり・ブースづくり～」
- 講師 田中 聡子氏（中小企業診断士）
- 開催日／場所／参加者
 - ・平成27年5月22日／東京商工会議所／81名
 - ・平成27年5月29日／立川商工会議所／22名

B. 業種別セミナー（製造業向け）

- テーマ 「中小企業支援施策はこう使おう！」
- 講師 櫻井 武志氏（東京ブラインド工業㈱ 代表取締役社長）
- 開催日／場所／参加者
 - ・平成27年9月14日／東京商工会議所／66名

C. 企業ステージ別セミナー（小規模企業向け）

- テーマ 「自分でも作れる！商売繁盛のためのA4チラシ活用術」
- 講師 大森 渚氏（中小企業診断士、1級販売士）
- 開催日／場所／参加者
 - ・平成27年10月26日／武蔵野商工会議所／56名
 - ・平成27年11月6日／東京商工会議所／85名

4) 支援者向け説明会

- a. 都内商工会・商工会議所の経営指導員を対象にした事業スキーム等の説明会を計3回実施した。
- b. 登録中小企業診断士を対象にした事業内容等の説明会を計2回実施した。

5) プロジェクトPR、広報活動

当事業の認知度を高めるために、東京都産業労働局、中小企業支援団体、東京都内の商工会・商工会議所と協力し、PRチラシの作成、配布、ホームページでの広報、メールマガジンの配信等を実施した。

6) 都内中小企業の支援モデルの作成

過去に実施された企業診断の実績を集約し、様々な角度から中小企業の経営課題を分析し、その結果を報告書「都内中小企業の支援モデル」に取りまとめた。冊子を都内中小企業支援機関等に提供することによって、今後の都内中小企業支援に役立てることを目的としている。経営力の向上を図るためには、融資や助成金などの資金提供による直接的な支援だけでなく、経営者自らが経営管理の強化やその必要性に気づき、自発的な行動に結びつけること（「習慣化」）が重要である。このような視点を取り入れて、診断実績の蓄積データから都内中小企業の傾向を分析した。

7) 事業報告会の開催

- 内容 「都内中小企業の支援モデル」のご報告～新・経営力向上TOKYOプロジェクト3年間の成果～支援事例の発表（3社）
平成28年度事業のご案内
- 開催日／場所／参加者

7. 事業 (20) 受託・協力事業

平成28年3月17日／東京都トラック総合会館／99名

⑬ 東京都公立学校教員10年経験者研修「社会体験」受入れ事業

7月22日～8月19日 民間企業派遣研修の実施(3日間)

受入実数は15社62名

⑭ 東京都教員採用候補者選定に伴う面接委員の推薦

8月30日

東京都公立学校教員採用の面接試験(面接委員46名推薦)

⑮ 地域応援ナビゲータ事業

1) 目的及び内容

東京商工会議所では(公財)東京都中小企業振興公社から支援機関として認定を受け、「地域資源活用イノベーション創出助成事業」に関する助成申請書の作成や助成対象事業採択後の事業化支援を行っている。本事業は、東京都と(独)中小企業基盤整備機構が造成したファンドの運用益を使い、同公社が地域資源の活用、または都市課題の解決に資する事業を新規に始める中小企業者等に対して実施しているもので、東京商工会議所では23区内に本店を有する中小企業者等や創業予定者からの相談に対応し、ビジネスプラン作成等の専門家である地域応援ナビゲータを派遣した。

2) 実績

a. 支援事業者数・相談実績(延実施回数)

支援事業者数	51社(人)
支援回数	141回

b. 支援結果

助成事業申請者数	37社(人)
助成事業採択者数	10社(人)

⑯ 中小企業の健康投資促進に向けた実証事業(経済産業省「平成27年度健康寿命延伸産業創出推進事業」)

1) 目的及び内容

中小企業においては、人手不足、従業員の高齢化、疾病等による生産性の低下・欠勤などが経営に与える影響が大きく、大企業以上に従業員の健康づくり(健康経営)に取り組む必要がある。本事業では、健康経営の概念・体系・内容の整理、中小企業に向けた普及・推進、アドバイザー制度の構築、健康づくり活動を通じた地域・産業の活性化に取り組む。

2) 活動実績

a. 健康経営セミナーの開催

健康経営アドバイザー研修プログラム作成のためのマーケティングリサーチの一環および中小企業を訪問する際の事前準備として、中小企業支援者(中小企業診断士・社会保険労務士)、企業経営者・担当者、金融機関担当者を対象に、健康経営の必要性や実施方法また活用可能なサービスの理解を促すセミナーを実施した。

7月7日 (143名)

場所: TKPガーデンシティ竹橋 ホール10A

7月7日 (112名)

場所: TKP東京駅大手町カンファレンスセンター ホール22G

7月14日 (152名)

場所: TKP東京駅大手町カンファレンスセンター ホール22G

7月17日 (279名)

場所: TKPガーデンシティ品川 グリーンウィンド

7月17日 (53名)

場所: TKPカンファレンスセンター品川 バンケットホール5G

b. 健康経営の普及・啓発(および中小企業の健康投資増進に向けた実態調査)

健康経営セミナー等の受講により知識を習得した金融機関担当者等が東京都内および全国の中小企業を

訪問し、経営者や担当者等に普及用のチラシ・パンフレットを用いて、面談形式で健康経営の概念の普及を図ると同時に、健康経営に関する調査票を用意し、面談の際に調査票を配布・回収・集計することで、健康投資増進に向けた実態調査を行った。

対象者：東京都内をはじめとする全国の中小企業

実施者：金融機関担当者等 約6,000名

実施期間：9月1日～3月31日

訪問社数：約10万社

c. 東京における健康企業宣言運動についての説明会

健康経営の普及・推進を図る体制の構築のため、全国健康保険協会東京支部と連携して、保険者等や関係団体に向けた説明会を2回開催した。趣旨説明、協力依頼と健康経営の普及方法について各団体と意見交換を行った。

10月9日 (34名) 説明①予防・健康増進の取組への期待

厚生労働省 保険局 保険課 主査 岩井恒太氏

②健康経営の推進

経済産業省 商務情報政策局 ヘルスケア産業課

課長補佐 藤岡雅美氏

③健康企業宣言（協会けんぽ東京支部のデータヘルス計画（案））について

全国健康保険協会東京支部 レセプト部長 阿川玉樹氏

④健康経営アドバイザー制度（仮称）について

東京商工会議所 サービス・交流部 担当部長 藤田善三

2月9日 (40名) 説明①健康企業宣言運動の概要および実施状況について

全国健康保険協会東京支部 レセプト部長 阿川玉樹氏

②中小企業への健康経営の普及・促進について

東京商工会議所 サービス・交流部 担当部長 藤田善三

d. 健康経営ハンドブックの作成

健康経営の普及・促進を図る目的で、全国の中小企業5社等の事例や健康経営に取り組むためのツール・全国の健康宣言運動や自治体による健康経営促進の活動（表彰制度やインセンティブ）などの行政施策を掲載した「健康経営ハンドブック2016」を作成した。

発行部数：10,000部

e. 中小企業健康投資・健康経営推進委員会の開催

7月17日 (14名) 議件①本年度事業の運営方針(案)について

②その他

10月27日 (13名) 報告 健康経営の啓発と中小企業の健康投資増進に向けた実態調査の中間結果について

(株)NTTデータ経営研究所

ライフ・バリュー・クリエイションコンサルティングユニット

シニアマネージャー 米澤麻子氏

議件①健康経営アドバイザー制度 研修テキスト骨子（案）について

②健康経営ハンドブックの制作について

③その他

2月2日 (17名) 説明①健康経営促進に向けた動き

経済産業省 商務情報政策局 ヘルスケア産業課

7. 事業 (20) 受託・協力事業

係長 高田 真利絵 氏

②健康経営の啓発と中小企業の健康投資増進に向けた実態調査の結果報告について

㈱NTTデータ経営研究所

ライフ・バリュー・クリエイションコンサルティングユニット

シニアマネージャー 米澤 麻子 氏

議件①健康経営アドバイザー制度の概要について

②健康経営アドバイザー制度 研修テキスト (案) について

③健康経営ハンドブック (案) について

④その他

f. 健康経営アドバイザー研修テキスト検討会議の開催

8月30日 (10名) 報告 第1回委員会 (7. 17) 以降の活動状況の報告について
議件①健康経営アドバイザー研修プログラム (初級) v e r . 1 の内容 (骨子) について

②今後のスケジュールについて

10月2日 (6名) 議件①健康経営アドバイザー研修プログラム初級テキストについて

②その他

11月25日 (6名) 議件①健康経営アドバイザー研修プログラム初級テキストについて

②その他

12月18日 (4名) 議件①健康経営アドバイザー研修プログラム初級テキストについて

②その他

2月16日 (4名) 議件①健康経営アドバイザー研修テキストの内容の最終確認について

g. 健康経営アドバイザー研修プログラム検討会議の開催

10月26日 (10名) 説明①当ワーキンググループの役割について

②健康経営に関する東京商工会議所の取り組みの説明

③テキストの骨子案について

④健康企業宣言運動の説明

11月11日 (19名) 説明①研修対象に求められるプロフィールについて

②第2回中小企業健康投資・健康経営推進委員会の指摘事項のフィードバック

11月30日 (17名) 説明①研修テキストの進捗状況報告

②研修プログラム検討状況報告

議件①トライアル研修について

12月26日 (11名) 議件①研修テキストについて

②研修プログラムについて

③プレ研修について

h. 健康経営アドバイザー 初級研修 (トライアル) の開催

健康経営アドバイザー研修 (初級) の研修テキスト・研修プログラムを試験運用し、意見・要望等をいただき、様々な視点から検討するために開催。参加者は健康づくり・スポーツ振興委員会の委員企業の担当者、健康経営に関心のある民間企業、保険者関係者、保健師、健康運動指導士、中小企業診断士、社会保険労務士などが中心。

1月20日 (36名)

場所：東京商工会議所 会議室7

1月26日 (32名)

場所：東京商工会議所 会議室2

i. 健康経営アドバイザーの業務内容に関する会議の開催

健康経営アドバイザーの支援フローや支援ツールについて、保険者関係者、保健師、中小企業診断士、社会保険労務士などと意見交換を実施。

- 2月26日 (4名) 議件①健康経営アドバイザーの業務の流れと内容
 ②チェックリスト、健康経営計画書などの支援ツール
 ③3月24日の研修の内容について
 ④今後のスケジュール/その他

- 3月10日 (5名) 議件①健康経営アドバイザーの業務の流れと内容
 ②チェックリスト、健康経営計画書などの支援ツール
 ③3月24日の研修の内容について
 ④今後のスケジュール/その他

j. 健康経営アドバイザー 講師向け研修の開催

健康経営アドバイザー初級研修を実施するにあたって、初級研修の内容を講義できる講師を育成する目的で、保険者関係者、保健師、中小企業診断士、社会保険労務士などに研修を実施。

- 3月24日 (22名) 場所：東京商工会議所 会議室2

k. 健康経営経営倶楽部の設置

健康経営を実践する、あるいは健康宣言等に取り組む企業などのネットワークを構築し、行政等の施策や企業の好事例等について情報発信を行う。

参加者数：30社

⑩ 職域における感染症対策普及促進事業

1) 目的及び内容

インフルエンザ等の身近な感染症が職場で発生した場合、企業活動に支障が出ることがある。平成24年から25年にかけての大規模な風しんの流行では、患者の大多数が働く世代であった。本事業では、東京都、東京都医師会、および東京商工会議所が連携し、感染症に対する必要な知識の習得、風しん予防対策などを実践するために、3コースの研修を提示し、企業の感染症対策を支援するものである。

	コース名	サポート内容	達成基準
コースⅠ	感染症理解のための従業員研修	感染症の基礎知識ドリル(研修教材)を提供し、正しい知識の定着を図る。	従業員の8割以上が教材受講
コースⅡ	感染症BCP(業務継続計画)の作成	BCPのひな形を提供し、職場で感染症患者が発生した場合に、業務を円滑に継続するための対処策の作成を図る。	事業所単位でのBCP作成
コースⅢ	風しん予防対策の推進	予防接種等協力医療機関を紹介し、従業員の抗体(免疫)保有の確認や予防接種の推奨等を促し、職場ぐるみで風しん予防を図る。	風しん抗体保有者が従業員の9割以上

2) 活動実績

a. 事業説明会(健康経営セミナー)の開催

- 10月28日 (155名) 「グローバル化する感染症～職場でできる対策とは～」
 国立感染症対策研究所 感染症疫学センター
 第三室長 多屋馨子氏
 「職場で始める!『感染症対応力向上プロジェクト』事業説明」
 東京都福祉保健局 健康安全部 感染症対策課長 西塚至氏
- 11月4日 (47名) 「職場で始める!『感染症対応力向上プロジェクト』事業説明」
 東京都福祉保健局 健康安全部 感染症対策課長 西塚至氏
 「12月からいよいよ義務化開始!ストレスチェックの実務対応」

7. 事業 (20) 受託・協力事業

- 11月9日 (57名) 特定社会保険労務士 永田幸江氏
『職場で始める！感染症対応力向上プロジェクト』事業説明
東京都福祉保健局 健康安全部 感染症対策課
課長代理 雨谷真人氏
「転倒災害防止対策について」
東京都労働局 労働基準部 安全課
産業安全専門官 成田光志氏
「改正労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度について」
東京都労働局 労働基準部 健康課
労働衛生専門官 浅倉正孝氏
- 12月11日 (62名) 『職場で始める！感染症対応力向上プロジェクト』事業説明
東京都福祉保健局 健康安全部 感染症対策課長 西塚至氏
「転倒災害防止対策について」
東京都労働局 労働基準部 安全課
産業安全専門官 成田光志氏
「改正労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度について」
東京都労働局 労働基準部 健康課
労働衛生専門官 柳多賀子氏
- 12月14日 (34名) 『職場で始める！感染症対応力向上プロジェクト』事業説明
東京都福祉保健局 健康安全部 感染症対策課長 西塚至氏
「転倒災害防止対策について」
東京都労働局 労働基準部 安全課
産業安全専門官 成田光志氏
「改正労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度について」
東京都労働局 労働基準部 健康課
労働衛生専門官 柳多賀子氏

b. 展示会への出展

- 12月15日 「データヘルス・予防サービス見本市2015」
- 1) 展示会への来場者数
当日入場者：2,919名
 - 2) 東京商工会議所ブースにおける展示、案内等
 - ① コースⅠ（従業者研修）のeラーニングのデモによる紹介
 - ② モニターでの動画放映による感染症対策等の案内
 - ③ パネルによるプロジェクトの紹介、および感染症対策等の案内
 - ・プロジェクト案内パネル
 - ・コースⅠサンプル問題パネル 3種類
 - ・風しん対策啓発パネル 4種類
 - ・その他感染症予防啓発パネル（インフルエンザ、デング熱、エイズ、結核）
 - ④ プロジェクト案内チラシ、募集要項の配布、コースⅠ、Ⅱのサンプル展示
 - ⑤ マスコットキャラクターによる応援
平成27年度東京都インフルエンザ予防啓発キャンペーン
マスコットキャラクター（ガチャピン）登場 30分×3回

c. 企業等参画状況

コースの申し込み状況

コースの申し込みを受け、教材を送付した企業・事業所は、以下のとおりである。

	コースⅠ (従業者研修)	コースⅡ (BCP作成)	コースⅢ (風しん対策)	合計 (延べ数)
企業数	60	42	13	115
事業所数	70	52	23	145
対象従業員数	12,684	-	926	-

※コースの重複を除いた申し込み件数は、66企業、76事業所

コースの達成状況

プロジェクト実施報告書の提出を受け、東京都HPに掲載された企業、事業所は、以下のとおりである。

	コースⅠ	コースⅡ	コースⅢ
企業数	11	0	0
事業所数	11	0	0
対象従業員数	1,771	0	0

d. 取り組み企業へのヒアリング

実施期間：平成28年1月12日(火)～18日(月)

ヒアリング実施企業 5社

業種	製造業	建設業	サービス業	情報通信業	医療
従業員数	3名	102名	101名	200名	27名
申し込みコース	全コース 申し込み	全コース 申し込み	全コース 申し込み	全コース 申し込み	コースⅠ,Ⅲ 申し込み

⑩ ジョブ・カード制度（職業能力形成プログラム）推進事業

ジョブ・カード制度の活用を推進するため、有期実習型訓練の実施によるキャリアアップ助成金等の活用方法について企業に周知するとともに、ジョブ・カード制度の活用を希望する企業に対して支援を行った。

1) ジョブ・カード制度の普及、啓発

<第1回企業説明会>

(日 時) 6月 4日 午後3時～4時30分

(会 場) ベルサール新宿グランド コンファレンスセンター

(内 容) a. 挨拶

東京労働局 職業安定部 地方訓練受講者支援課

訓練受講者支援第二係長 西尾賢三氏

b. 有期実習型訓練の概要

東京都地域ジョブ・カードサポートセンター 本田雅夫

c. 事例発表「ジョブ・カード制度を活用して（有期実習型訓練）」

丸栄工業(株) 専務取締役 山下美之氏

d. 有期実習型訓練～計画から助成金受給まで～

東京都地域ジョブ・カードサポートセンター 乙幡光男

(参 加) 185名（168社・5関係機関等）

<第2回企業説明会>

(日 時) 11月10日 午後3時～4時30分

(会 場) ベルサール新宿グランド コンファレンスセンター

(内 容) a. 挨拶

厚生労働省 職業能力開発局 キャリア形成支援課 課長補佐 松浦直行氏

b. 有期実習型訓練の概要

東京都地域ジョブ・カードサポートセンター 濱本絵美

c. 事例発表「有期雇用訓練を活用した人材育成の実践」

(株)アンピール 代表取締役 鈴木雅晴氏

7. 事業 (21)被災地支援ビジネスマッチング事業

d. 有期実習型訓練～計画から助成金受給まで～

東京都地域ジョブ・カードサポートセンター 大塚 隆 裕

(参加) 167名(148社・1関係機関等)

2) 活動実績 ※東京都地域ジョブ・カードセンターのみ。八王子、立川、むさし府中、町田サポートセンターを除く

(サポーター企業数) 279社

(認定コース数) 764コース

(訓練生募集数) 2,319名

(21) 被災地支援ビジネスマッチング事業

① 遊休機械無償マッチング支援事業

1) 概要

平成23年3月11日に発生した東日本大震災の影響により、機械等が使用できなくなった被災地製造業者の復興を支援するため、被災地商工会議所を通じて、東商の会員企業等から集められた遊休機械等を無償提供するもの。震災から4年が経過し、政府による設備復旧の支援策が実施されてきており、売上向上・販路拡大など「販路面の支援策」への重要性が増してきていることから、平成27年12月末をもって同プロジェクトは休止。

2) 搬出・搬入件数(平成27年12月31日現在累計)

東商会員企業等 搬出実績…25社179点

被災地商工会議所(釜石、宮古、大船渡、仙台、塩釜、石巻、気仙沼、相馬、原町)会員企業搬入実績…73社179件

② バイヤー派遣型商談会

1) 概要

被災地では企業活動の再開とともに、震災で喪失した販路の回復・拡大を求める声が、数多く寄せられたことを踏まえ、東北六県商工会議所連合会に協力し、被災地域に小売業・卸売業・飲食業などのバイヤーを派遣し、首都圏への販路開拓としてビジネスマッチングを創出するもの。

2) 開催結果概要

a. 6月16日～17日 東北復興水産加工品 展示商談会

派遣バイヤー: 21社33名

b. 8月25日～26日 伊達な商談会 in ISHINOMAKI・SHIOGAMA

派遣バイヤー: 4社6名

c. 9月15日～16日 伊達な商談会 in OSAKI

派遣バイヤー: 2社3名

d. 10月27日～28日 伊達な商談会 in KESENNUMA・OFUNATO

派遣バイヤー: 5社9名

8. 登 録

(1) 法定台帳

① 作成・定期訂正

作 成 7月21日 (平成27年度新規該当者)

定期訂正 8月17日 (継続該当者)

② 登録業者数

会員・非会員	特定商工業者数	台帳提出数	提出率 (%)
会 員	39,370	22,449	57.0
非 会 員	25,070	8,480	33.8
計	64,440	30,929	47.9

③ 法定台帳の管理運用

- 1) 五十音順整備 (地区別、営業種目別、資本金別、事業税別、従業員数別、支社・支店の分類体制)
- 2) 地区内商工業者の実態把握、取引の照会、信用調査、商工業に関する各種証明・鑑定、行政庁入札関係基礎資料
- 3) 23区別「特定商工業者統計表」の作成
- 4) 登録後の名称、住所、代表者、資本金等の変更事項訂正

(2) 貿易登録

(単位：件)

会員・非会員	新規登録	登録更新	年度末登録業者数
会 員	410	2,272	5,099
非会員 (含地区外)	500	1,198	3,001
計	910	3,470	8,100

※貿易登録の有効期間は2年間

(3) 会員之章 (貸与)

平成26年度末現在	平成27年度新規貸与	退会・返却	平成27年度末現在
5,257	7	208	5,056

9. 事務所・建物等運用

(1) 事務所所在地

1	本	部	千代田区丸の内2-5-1丸の内二丁目ビル
2	千代田	支	部 千代田区神田神保町3-19 ダイナミックアート九段下ビル2階
3	中央	支	部 中央区銀座1-25-3 中央区立京橋プラザ分庁舎3階
4	港	支	部 港区浜松町2-4-1 世界貿易センタービル5階E
5	新宿	支	部 新宿区西新宿6-8-2 BIZ新宿4階
6	文京	支	部 文京区春日1-16-21 文京シビックセンターB2階
7	台東	支	部 台東区花川戸2-6-5 台東区民会館1階 (平成27年4月11日移転)
8	北	支	部 北区王子1-11-1 北とぴあ12階
9	荒川	支	部 荒川区荒川2-1-5 セントラル荒川ビル9階
10	品川	支	部 品川区西品川1-28-3 品川区立中小企業センター4階
11	目黒	支	部 目黒区目黒2-4-36 目黒区民センター4階
12	大田	支	部 大田区南蒲田1-20-20 大田区産業プラザ5階
13	世田谷	支	部 世田谷区太子堂2-16-7 世田谷産業プラザ2階
14	渋谷	支	部 渋谷区渋谷1-12-5 渋谷区立商工会館7階
15	中野	支	部 中野区新井1-9-1 中野区立商工会館2階
16	杉並	支	部 杉並区上荻1-2-1 インテグラルタワー2階
17	豊島	支	部 豊島区西池袋3-27-12 池袋ウエストパークビル9階
18	板橋	支	部 板橋区板橋3-9-7 板橋センタービル8階
19	練馬	支	部 練馬区練馬1-17-1 Coconeri4階
20	江東	支	部 江東区東陽4-5-18 江東区産業会館2階
21	墨田	支	部 墨田区江東橋3-9-10 すみだ産業会館9階
22	足立	支	部 足立区千住1-5-7 あだち産業センター4階
23	葛飾	支	部 葛飾区青戸7-2-1 テクノプラザかつしか3階
24	江戸川	支	部 江戸川区船堀4-1-1 タワーホール船堀3階
25	浅草	分室	台東区花川戸2-17-8 ハン六ビル8階

(2) 自己所有土地・建物の概要

① 概要

1) 旧東京商工会議所ビルディング跡地

所在地	(地番) 千代田区丸の内三丁目14番1
敷地面積	2,308.92 m ² うち、東商所有分：1119.36 m ²

2) 新宿三丁目イーストビル (旧新宿支部跡地を活用した再開発ビル)

所在地	東京都新宿区新宿三丁目1番26号 (地番：新宿区新宿三丁目130番～141番)
敷地面積	2,578.69 m ² うち、東商所有分：176.65 m ² (地番：141番)
建築面積	1,804.70 m ²
延床面積	26,360.56 m ² うち、東商所有分 (共有持分) 建物専有部分 577.55 m ² 建物共用部分 124.10 m ² 駐車場部分 50.19 m ²
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造
階数	地下3階、地上14階、PH2階

高さ	80.70m
用途	物販、飲食、映画館、地域変電所、駐車場
着工	平成16年10月1日
竣工	平成19年1月31日

3) 蓼科フォーラム

所在地	長野県茅野市豊平チェルトの森柳川5-2-10 (地番: 茅野市豊平字東嶽ノ内古田山7695番521)
敷地面積	20,010.04 m ² (6,053.04 坪) うち借地分 175.20 m ² (52.99 坪) 含む
建築面積	2,005.42 m ² (606.64 坪), 延床面積 4,349.84 m ² (1,315.82 坪)
構造	鉄筋コンクリート造 (RC)
階数	一部地下1階、地上2階、塔屋1階
高さ	地盤からパラペット上端まで 9.791m、パラペットトップライト上端まで 11.091m
深さ	平均地盤から基礎下端まで 6.3m
着工	平成5年3月16日
竣工	平成6年6月15日

(3) 建物の運用

① 定期貸室使用者 (五十音順)

【丸の内二丁目ビル】

国際商業会議所日本委員会	(株)東商サポート&サービス
新・経営力向上TOKYOプロジェクト実行委員会	日本小売業協会
(特)生活・福祉環境づくり21	日本商工会議所
(公社) 東京屋外広告協会	(一財)日本民族工芸技術保存協会
(一社) 東京珠算教育連盟	福祉住環境コーディネーター協会
東京販売士協会	(有)丸の内(橋膳)

(4) 丸の内二丁目ビル

① 使用区分

東京商工会議所	10,668.55 m ² / 3,227.31 坪 (100.0%)
1) 役員室及び事務局	5,389.27 m ² / 1,633.11 坪 (50.51%)
① 3階	2,427.53 m ²
② 4階	1,991.00 m ²
③ 5階	970.74 m ²
2) 定期貸室 (関連団体使用分)	1,496.37 m ² / 452.66 坪 (14.03%)
3) 共用部	3,782.91 m ² / 1,146.33 坪 (35.46%)

9. 事務所・建物等運用 (5)東京商工会議所ビル建替え

(5) 東京商工会議所ビル建替え

① 新ビル建築 工事施工者の決定

- 1) 施工者：(建築)大成建設(株)
(電気設備) (株)関電工
(空気調整設備)高砂熱学工業(株)
(衛生設備) (株)西原衛生工業所
(エレベーター)三菱電機(株)、東芝エレベータ(株)
- 2) 契約日：平成27年11月16日

② 新ビル建築 新築工事着工：平成27年11月16日

③ 土地売買契約の締結(旧東商ビル敷地 東商所有土地の一部売却)

- 1) 締結先：三菱地所(株)
- 2) 契約日：平成27年12月22日

10. 関係団体への加入および連繋等

(1) 日本商工会議所

(平成28年3月31日現在)

日本商工会議所における役職名	就任者名	当商工会議所における役職名
会 頭	三 村 明 夫	会 頭 ・ 議 員
専 務 理 事	石 田 徹	専 務 理 事
総 合 政 策 委 員 長	小 林 栄 三	特別顧問・議員・総合政策委員長
国 際 経 済 委 員 長	飯 島 彰 己	特別顧問・常議員・貿易部会長
税 制 委 員 長	田 中 常 雅	副会頭・議員・税制委員長
労 働 委 員 長	宮 村 眞 平	副会頭・議員・労働委員長
中小企業国際化支援特別委員長	朝 田 照 男	特別顧問・議員・国際経済委員長

(共同委員長就任委員会)

産業経済委員会、中小企業委員会、税制委員会、労働委員会、情報化委員会、エネルギー・環境委員会、教育委員会、中小企業国際化支援特別委員会

(委員就任委員会)

総合政策委員会、信用基金管理特別委員会、表彰特別委員会

(事務局職務協力)

(平成28年3月31日現在)

日本商工会議所における協力職務	兼務人数	当商工会議所における部署名
広 報 部	1人	広 報 部
国 際 部	19人	国 際 部
企 画 調 査 部	4人	企 画 調 査 部
産 業 政 策 第 一 部	5人	産 業 政 策 第 一 部
産 業 政 策 第 二 部	6人	産 業 政 策 第 二 部

(2) 関東商工会議所連合会

(平成28年3月31日現在)

関東商工会議所連合会における役職名	就任者名	当商工会議所における役職名
会 長	三 村 明 夫	会 頭 ・ 議 員
代 表 幹 事	高 野 秀 夫	常 務 理 事

(事務局)

(総務統括部総務課)

(3) 東京都商工会議所連合会

(平成28年3月31日現在)

東京都商工会議所連合会における役職名	就任者名	当商工会議所における役職名
会 長	三 村 明 夫	会 頭 ・ 議 員

(事務局)

(総務統括部総務課)

(4) 関東商工会議所女性会連合会

(平成28年3月31日現在)

関東商工会議所女性会連合会における役職名	就任者名	当商工会議所における役職名
会 長	山 崎 登 美 子	議 員 ・ 女 性 会 会 長

(事務局)

(総務統括部組織運営課)

10. 関係団体への加入および連繋等 (5) 専門図書館協議会

(5) 専門図書館協議会

(平成28年3月31日現在)

専門図書館協議会における役職名	就任者名	当商工会議所における役職名
◎専門図書館協議会		
会長	三村明夫	会頭・議員
理事長	中村利雄	顧問
常任理事	西尾昇治	理事・事務局長
運営委員会委員長	西尾昇治	理事・事務局長

(事務局)

専門図書館協議会

(日本図書館協会会館内)

(6) その他加入団体 (五十音順)

(特)ASP・SaaS・クラウドコンソーシアム
 (一社)大手町・丸の内・有楽町地区まちづくり協議会
 (一社)海外環境協力センター
 (一財)機械システム振興協会
 倶楽部懇話会
 (一財)航空振興財団
 (独)国際観光振興機構
 (公財)国際研修協力機構
 国際商業会議所日本委員会
 心の東京革命推進協議会
 (社)国旗協会
 (公財)産業雇用安定センター
 (公財)渋沢栄一記念財団
 (一社)情報科学技術協会
 (一社)情報サービス産業協会
 (一社)新日本スーパーマーケット協会
 (公財)新日本フィルハーモニー交響楽団
 (特)生活・福祉環境づくり21
 (一社)全国銀行協会
 (一財)知的財産研究所
 中央労働災害防止協会
 (一社)中高年齢者雇用福祉協会
 千代田年金委員会
 (一財)デジタルコンテンツ協会
 (一財)伝統的工芸品産業振興協会
 (公社)東京屋外広告協会
 (公財)東京観光財団
 (特)東京シティガイドクラブ
 (一財)東京社会保険協会
 (一社)東京珠算教育連盟
 (公社)東京青年会議所
 (一社)東京駐車協会
 (一社)東京都港湾振興協会
 東京都産業教育振興会

東京都職業能力開発協会
 (公社)東京のあすを創る協会
 東京販売士協会
 (一社)内外情勢調査会
 (一財)日中経済協会
 (一社)日中経済貿易センター
 (特)日本NPOセンター
 (公社)日本観光振興協会
 (一社)日本経営協会
 (一社)日本経済青年協議会
 (一社)日本経済調査協議会
 (一社)日本原子力産業協会
 (公財)日本交通公社
 日本小売業協会
 (一社)日本在外企業協会
 (一財)日本産業協会
 日本色彩学会
 (一社)日本商事仲裁協会
 (一財)日本情報経済社会推進協会
 (一社)日本テレワーク協会
 (特)日本都市計画家協会
 (公社)日本図書館協会
 (一社)日本販売士協会
 (特)日本PFI・PPP協会
 (一財)日本ファッション協会
 (特)日本ヘルスツーリズム振興機構
 (一社)日本貿易会
 (一財)日本貿易関係手続簡易化協会
 (公財)日本ユースリーダー協会
 (一社)日本流行色協会
 (公社)発明協会
 福祉住環境コーディネーター協会
 (公社)丸の内法人会
 民間外交推進協会

(7) 外部団体就任状況

① 役員・議員等

1) 政府・官庁関係

(平成27年度在任)

就任団体名	役職	氏名(東商での役職)
関東運輸局 関東観光広域連携キャンペーン事業推進協議会	委員長	佐々木 隆 (副会頭・議員・観光・まちづくり委員長)
関東運輸局 関東地方交通審議会	会長	佐々木 隆 (副会頭・議員・観光・まちづくり委員長)
関東運輸局 関東地方交通審議会	会長	杉山 清次 (顧問)
関東運輸局 地酒及び地場産品認定にかかる最終審査	審査員	佐々木 隆 (副会頭・議員・観光・まちづくり委員長)
関東財務局 国有財産関東地方審議会	委員	間部 彰成 (理事・中小企業部長)
関東財務局 東京財務事務所	財務行政モニター	大津 洋子 (女性会理事)
関東森林管理局 国有林野管理審議会	委員	高野 秀夫 (常務理事)
経済産業省 営業秘密官民フォーラム	委員	水野 智夫 (㈱IHI 技術開発本部 知的財産部 部長)
経済産業省 研究開発税制等の今後の在り方に関する勉強会	委員	武田 健三 (㈱大崎コンピュータエンジニアリング 社長)
経済産業省 産業構造審議会 知的財産分科会 情報普及活用小委員会	委員	萩野源次郎 (大和合金㈱ 社長)
産学官連携から生じる研究成果活用促進のための特許権の取扱いに関する調査研	委員	小林 洋一 (東光薬品工業㈱ 社長)
総務省 個人住民税検討会	委員	武田 健三 (㈱大崎コンピュータエンジニアリング 社長)
経済産業省 J-クレジット制度運営委員会	委員	小林 治彦 (理事・産業政策第二部長)
経済産業省 標準化官民戦略会議	幹事会委員	駒沢 聡 (大崎電気工業㈱ 取締役 技術開発本部長)
経済産業省 標準化官民戦略会議	作業グループ委員	福田 博彦 (ものづくり推進委員会 委員・知的財産戦略委員会 委員)
経済産業省 理工系人材育成に関する産学官円卓会議	委員	横倉 隆 (議員・ものづくり推進共同委員長)
公正取引委員会 独占禁止懇話会	会員	櫻田 厚 (常議員・経済法規・CSR共同委員長)
公正取引委員会 独占禁止政策協力委員会議	協力委員	前田 新造 (副会頭・議員・若者・産業人材育成委員長)
公正取引委員会 独占禁止政策協力委員会議	協力委員	山本 泰人 (常議員・地方分権推進共同委員長)
厚生労働省 技能者表彰審査	第24期委員	高野 秀夫 (常務理事)
厚生労働省 社会保障審議会	臨時委員	藤巻 隆 (渡辺パイプ㈱ 執行役員人事ユニットリーダー)
厚生労働省 女性の活躍推進協議会	委員	渡邊 剛彦 (労働委員会委員)
厚生労働省 中央最低賃金審議会	委員	渡辺 元 (常議員・労働共同委員長)
厚生労働省 中央最低賃金審議会	委員	中西志保美 (労働委員会委員)
厚生労働省 労働政策審議会	委員	渡邊 佳英 (特別顧問・議員・地方分権推進委員長)
厚生労働省 労働政策審議会	委員	市瀬 優子 (女性会副会長・労働委員会委員)
厚生労働省 労働政策審議会 安全衛生分科会	委員	中村 節雄 (議員・労働委員会委員)
厚生労働省 労働政策審議会 勤労者生活分科会	委員	加藤 雄一 (常議員)
厚生労働省 労働政策審議会 勤労者生活分科会 中小企業退職金共済部会	委員	須永 明美 (女性会副会長)
厚生労働省 労働政策審議会 雇用均等分科会	委員	渡邊 剛彦 (労働委員会委員)
厚生労働省 労働政策審議会 雇用均等分科会	委員	中西志保美 (労働委員会委員)
厚生労働省 労働政策審議会 雇用均等分科会 家内労働部会	委員	渡邊 剛彦 (労働委員会委員)
厚生労働省 労働政策審議会 障害者雇用分科会	委員	石田 彌 (世田谷支部副会長)
厚生労働省 労働政策審議会 職業安定分科会	委員	熊谷 俊範 (議員)
厚生労働省 労働政策審議会 職業安定分科会 雇用対策基本問題部会	委員	市瀬 優子 (女性会副会長・労働委員会委員)
厚生労働省 労働政策審議会 職業安定分科会 高齢者有期雇用特別部会	委員	市瀬 優子 (女性会副会長・労働委員会委員)
厚生労働省 労働政策審議会 職業能力開発分科会	委員	諏訪 貴子 (議員・労働委員会委員)
厚生労働省 労働政策審議会 職業能力開発分科会 若年労働者部会	委員	諏訪 貴子 (議員・労働委員会委員)
厚生労働省 労働政策審議会 労働条件分科会	委員	加藤 雄一 (常議員)

10. 関係団体への加入および連繋等 (7) 外部団体就任状況

就任団体名	役職	氏名（東商での役職）
厚生労働省 労働政策審議会 労働条件分科会 有期雇用特別部会	委員	市瀬 優子 (女性会副会長・労働委員会委員)
厚生労働省 労働政策審議会 労働条件分科会 最低賃金部会	委員	渡辺 元 (常議員・労働共同委員長)
厚生労働省 労働政策審議会 労働条件分科会 最低賃金部会	委員	中西志保美 (労働委員会委員)
知的財産戦略本部 検証・評価・企画委員会	委員	荒井 寿光 常任顧問・知的財産戦略委員長
東京国税局 土地評価審議会	委員	高野 秀夫 (常務理事)
東京労働局 雇用保険審査	参与	小笠原幹治 (㈱アテナ 監査役)
東京労働局 職業安定部 東京都地域訓練協議会	委員	高野 秀夫 (常務理事)
東京労働局 職業安定部 東京都地域ジョブ・カード運営本部	委員	高野 秀夫 (常務理事)
東京労働局 東京新卒者就職応援本部	構成員	高野 秀夫 (常務理事)
東京労働局 公正採用選考人権啓発	協力員	小林 治彦 (理事・産業政策第二部長)
東京労働局 東京地方労働審議会	委員	佐々木 明 (議員)
東京労働局 東京地方労働審議会	委員	大津 洋子 (千代田支部副会長)
内閣府 子ども・子育て会議／基準検討部会	委員	蜂谷 真弓 (労働委員会委員)
内閣官房 新型インフルエンザ等対策有識者会議	委員	田畑日出男 (常議員・震災対策特別共同委員長)
内閣官房 新型インフルエンザ等対策有識者会議 社会機能に関する分科会	委員	田畑日出男 (常議員・震災対策特別共同委員長)
法務省 法制審議会 会社法制部会	委員	伊藤 雅人 (常議員・経済法規・CSR委員長)
法務省 法制審議会 民法（債権関係）部会	委員	大島 博 (常議員・経済法規・CSR共同委員長)
法務省 法制審議会 商法（運送・海商関係）部会	委員	柄 秀典 (経済法規・CSR委員会 委員)

2) 東京都関係

(平成27年度在任)

就任団体名	役職	氏名（東商での役職）
東京都 駅前放置自転車クリーンキャンペーン推進委員会	委員	小林 治彦 (理事・産業政策第二部長)
東京都 介護保険審査会	委員	高野 秀夫 (常務理事)
東京都 環境審議会	委員	中村 恒明 (エネルギー・環境委員会委員)
東京都 教育委員会 商業教育検討委員会	委員	小林 治彦 (理事・産業政策第二部長)
東京都 緑の東京募金実行委員会	委員	渡邊 佳英 (大崎電気工業㈱ 代表取締役会長)
東京都 景観審議会	委員	塚本レイ子 (議員)
東京都 景観審議会	委員	山本 和彦 (森ビル㈱元副社長)
東京都 広告物審議会	委員	高野 秀夫 (常務理事)
東京都 国土利用審議会	委員	高野 秀夫 (常務理事)
東京都 国民保護協議会	委員	高野 秀夫 (常務理事)
東京都 ボランティア活動推進協議会	副会長	佐々木 隆 (副会頭)
東京都 こころの東京革命協会	副会長	伊東 孝紳 (副会頭・議員)
東京都 こころの東京革命協会	委員	高野 秀夫 (常務理事)
東京都 産業交流展 2015 実行委員会	委員	西尾 昇治 (理事・事務局長)
東京都 産業労働局 ものづくり・匠の技の祭典2016 実行委員会	委員	西尾 昇治 (理事・事務局長)
東京都 自殺総合対策東京会議	委員	小林 治彦 (理事・産業政策第二部長)
東京都 消費者被害救済委員会	委員	橋本 昌道 (常任参与)
東京都 消費生活対策審議会	委員	小林 治彦 (理事・産業政策第二部長)
東京都 情報公開・個人情報保護審議会	委員	高野 秀夫 (常務理事)
東京都 信用保証補助審査会	委員	服部津貴子 (議員)

10. 関係団体への加入および連繋等 (7) 外部団体就任状況

就任団体名	役職	氏名 (東商での役職)
東京都 水素社会の実現に向けた東京推進会議	委員	小林 治彦 (理事・産業政策第二部長)
東京都 水道事業経営問題研究会	委員	高野 秀夫 (常務理事)
東京都 スポーツ振興審議会	委員	後藤 忠治 (常議員・健康づくり・スポーツ振興委員長)
東京都 退職管理委員会	委員	高野 秀夫 (常務理事)
東京都 東京圏国家戦略特別区域における雇用労働相談センター設置事業運営推進会議	委員	小林 治彦 (理事・産業政策第二部長)
東京都 東京都社会福祉審議会	委員 (第20期)	渡辺 光子 (女性会顧問)
東京都 中小企業世界発信プロジェクト推進協議会	委員	間部 彰成 (理事・中小企業部長)
東京都 東京都心・臨海地域都市再生緊急整備協議会	構成員	三村 明夫 (会頭)
東京都 東京都心・臨海地域都市再生緊急整備協議会 会議	構成員	石田 徹 (専務理事)
東京都 東京都心・臨海地域都市再生緊急整備協議会 大丸有地区整備計画作成部会	構成員	小林 治彦 (理事・産業政策第二部長)
東京都 特別職報酬等審議会	委員	高野 秀夫 (常務理事)
東京都 都市計画審議会	委員	田畑日出男 (常議員)
東京都 廃棄物審議会	委員	小林 治彦 (理事・産業政策第二部長)
東京都 福祉のまちづくり推進協議会	第10期 委員	高野 秀夫 (常務理事)
東京都 労働委員会 第42期東京都労働委員会	使用者 委員	阿部 智幸 (㈱東商サポート&サービス 取締役)
東京都 労働委員会 第42期東京都労働委員会	使用者 委員	内田 隆文 (㈱資生堂 社友)
東京都 労働委員会 第42期東京都労働委員会	使用者 委員	梅内 克範 (大崎電気工業㈱ 社友)
東京都 労働委員会 第42期東京都労働委員会	使用者 委員	門馬 卓 (鹿島建設㈱ 顧問)

3) その他

(平成27年度在任)

就任団体名	役職	氏名 (東商での役職)
(一財)朝日中小企業経営情報センター	理事	高野 秀夫 (常務理事)
(公社)ACジャパン	東京執行委員会委員	西尾 昇治 (理事・事務局長)
(公財)オイスカ	顧問	三村 明夫 (会頭)
オリンピック・パラリンピック等経済界協議会	常任顧問	三村 明夫 (会頭)
オリンピック・パラリンピック等経済界協議会	最高顧問	岡村 正 (名誉会頭)
オリンピック・パラリンピック等経済界協議会	委員	宮村 眞平 (副会頭)
オリンピック・パラリンピック等経済界協議会	委員	石井 卓爾 (副会頭)
オリンピック・パラリンピック等経済界協議会	委員	鳥原 光憲 (副会頭)
オリンピック・パラリンピック等経済界協議会	委員	福井 威夫 (副会頭)
オリンピック・パラリンピック等経済界協議会	委員	小林 健 (副会頭)
オリンピック・パラリンピック等経済界協議会	委員	伊藤 一郎 (副会頭)
オリンピック・パラリンピック等経済界協議会	委員	佐々木 隆 (副会頭)
オリンピック・パラリンピック等経済界協議会	委員	前田 新造 (副会頭)
オリンピック・パラリンピック等経済界協議会	委員	釜 和明 (副会頭)
オリンピック・パラリンピック等経済界協議会	委員	田中 常雅 (副会頭)
オリンピック・パラリンピック等経済界協議会	委員	北山 禎介 (副会頭)
オリンピック・パラリンピック等経済界協議会	委員	渡邊 佳英 (特別顧問)
オリンピック・パラリンピック等経済界協議会	委員	後藤 忠治 (常議員・健康づくり・スポーツ振興委員長)
外国人旅行者向け免税制度に関する協議会	会長	佐々木 隆 (副会頭・議員・観光・まちづくり委員長)
外国人旅行者向け免税制度に関する協議会	委員	高野 秀夫 (常務理事)
橿原神宮 平成28年紀元祭	奉賛発起人	三村 明夫 (会頭)

10. 関係団体への加入および連繋等 (7) 外部団体就任状況

就任団体名	役職	氏名（東商での役職）
(株) カリアック	取締役	高野 秀夫 (常務理事)
(公財) 教育資金融資補償基金	評議員	間部 彰成 (理事・中小企業部長)
経済団体健康保健組合	選定委員	小林 治彦 (理事・産業政策第二部長)
(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構 東京職業訓練支援センター 運営協議会	委員	高野 秀夫 (常務理事)
国際商業会議所 日本委員会	名誉会長	岡村 正 (名誉会頭)
国際商業会議所 日本委員会	顧問	三村 明夫 (会頭)
国際商業会議所 日本委員会	副会長・理事	石田 徹 (専務理事)
国際商業会議所 日本委員会	常任参与	中村 利雄 (顧問)
(一社) 産業環境管理協会 エコライフカーボンフットプリントプログラム アドバイザリーボード	委員	高野 秀夫 (常務理事)
(公財) 産業教育振興中央会	副会長	小林 治彦 (理事・産業政策第二部長)
「四国こんびら歌舞伎大芝居」推進協議会	顧問	三村 明夫 (会頭)
首都圏エネルギー懇談会 運営委員会	運営委員	石田 徹 (専務理事)
新・経営力向上TOKYOプロジェクト実行委員会	委員	西尾 昇治 (理事・事務局長)
(特) 生活・福祉環境づくり21	顧問	三村 明夫 (会頭)
(特) 生活・福祉環境づくり21 総務委員会	委員	小林 治彦 (理事・産業政策第二部長)
(株) 世界貿易センタービルディング	監査役	高野 秀夫 (常務理事)
(特) 全国就労支援事業者機構	理事	渡邊 佳英 (特別顧問・議員・地方分権推進委員長)
(一財) 全国商工会議所共済会	理事	高野 秀夫 (常務理事)
(一財) 全国商工会議所共済会 年金委員会	委員	西尾 昇治 (理事・事務局長)
専門図書館協議会	会長	三村 明夫 (会頭)
専門図書館協議会	理事長	中村 利雄 (顧問)
専門図書館協議会	理事・運営委員会委員長	西尾 昇治 (理事・事務局長)
専門図書館協議会	表彰審査委員会委員	西尾 昇治 (理事・事務局長)
(株) 地域経済活性化支援機構	社外取締役	中村 利雄 (顧問)
(株) 地域経済活性化支援機構 地域経済活性化支援委員会	委員	中村 利雄 (顧問)
地球環境基金運営委員会	委員	鳥原 光憲 (副会頭・議員・エネルギー・環境委員長)
(公社) 中小企業研究センター 優良中小企業表彰事業	審査専門委員	間部 彰成 (理事・中小企業部長)
(公社) 鉄道貨物協会	評議員	高野 秀夫 (常務理事)
(公社) 東京屋外広告協会	顧問	石田 徹 (専務理事)
(公社) 東京屋外広告協会	理事	高野 秀夫 (常務理事)
(公社) 東京屋外広告協会	コンクール審査委員	西尾 昇治 (理事・事務局長)
(公財) 東京リビッツ・パビリッツ競技大会組織委員会	顧問	岡村 正 (名誉会頭)
(公財) 東京リビッツ・パビリッツ競技大会組織委員会	特別顧問	三村 明夫 (会頭)
(公財) 東京リビッツ・パビリッツ競技大会組織委員会	顧問	上條 清文 (顧問)
(公財) 東京観光財団	理事長	前田 新造 (副会頭・議員・若者・産業人材育成委員長)
(公財) 東京観光財団	監事	高野 秀夫 (常務理事)
(公財) 東京観光財団 「東京シティガイド検定」検定委員会	委員	西尾 昇治 (理事・事務局長)
(公財) 東京しごと財団	評議員	高野 秀夫 (常務理事)
(一社) 東京珠算教育連盟	会長	石井 卓爾 (副会頭・議員・中小企業委員長)
(一社) 東京珠算教育連盟	理事長	高野 秀夫 (常務理事)
東京中小企業投資育成(株)	監査役	中村 利雄 (顧問)
(公社) 東京都医師会 東京都地域産業保険センター運営協議会	委員	小林 治彦 (理事・産業政策第二部長)
東京信用保証協会	理事	高野 秀夫 (常務理事)

10. 関係団体への加入および連繋等 (7) 外部団体就任状況

就任団体名	役職	氏名 (東商での役職)
(公財) 東京都環境公社	評 議 員	小林 治彦 (理事・産業政策第二部長)
(社福) 東京都共同募金会	会 長 ・ 理 事	三村 明夫 (会頭)
(社福) 東京都共同募金会	理事・配分委員長	高野 秀夫 (常務理事)
(社福) 東京都共同募金会	評 議 員	西尾 昇治 (理事・事務局長)
(社福) 東京都共同募金会 奉仕者事故見舞審査委員会	委 員	高野 秀夫 (常務理事)
(公財) 東京都公園協会	理 事	高野 秀夫 (常務理事)
(特) 東京都更生保護就労支援事業者機構	会 長	渡邊 佳英 (特別顧問・議員・地方分権推進委員長)
東京都産業教育振興会	副 会 長	小林 治彦 (理事・産業政策第二部長)
(一社) 東京都産業廃棄物協会	監 事	高野 秀夫 (常務理事)
(公財) 東京都私学財団	評 議 員	高野 秀夫 (常務理事)
(公財) 東京都私学財団 育英資金奨学生選考委員会	委 員	高野 秀夫 (常務理事)
(社福) 東京都社会福祉協議会	理 事	西尾 昇治 (理事・事務局長)
(社福) 東京都社会福祉協議会	理 事	小林 治彦 (理事・産業政策第二部長)
(社福) 東京都社会福祉協議会 東京善意銀行運営委員会	委 員 長	西尾 昇治 (理事・事務局長)
東京都職業能力開発協会	理 事	小林 治彦 (理事・産業政策第二部長)
(一社) 東京都信用金庫協会 優良企業表彰制度	平成27年度選考委員	高野 秀夫 (常務理事)
(公財) 東京都人権啓発センター	理 事	小林 治彦 (理事・産業政策第二部長)
(公財) 東京都スポーツ文化事業団	理 事	高野 秀夫 (常務理事)
東京都赤十字協賛委員支部協議会	委 員	高野 秀夫 (常務理事)
東京都中小企業再生支援協議会 全体会議	委 員	高野 秀夫 (常務理事)
(公財) 東京都中小企業振興公社	評 議 員	井上 裕之 (特別顧問・常議員・税制共同委員長)
(公財) 東京都中小企業振興公社	理 事	間部 彰成 (理事・中小企業部長)
(公財) 東京都歴史文化財団	理 事	大谷 信義 (議員・サービス副部会長)
東京販売士協会	副 会 長	高野 秀夫 (常務理事)
(株) 東京ビッグサイト	取 締 役	高野 秀夫 (常務理事)
東京フットボールクラブ(株)	監 査 役	高野 秀夫 (常務理事)
東京弁護士会 任官候補者審査部会	委 員	高野 秀夫 (常務理事)
東京ボウリング場協会	理 事	高野 秀夫 (常務理事)
東京ホームレス就業支援事業推進協議会	構 成 員	小林 治彦 (理事・産業政策第二部長)
東京ミチテラス実行委員会 東京ミチテラス 2015	名 誉 顧 問	三村 明夫 (会頭)
東京ミチテラス実行委員会 東京ミチテラス 2015	実行委員会 会 長	中村 利雄 (顧問)
東京ミチテラス実行委員会 東京ミチテラス 2015	委 員	高野 秀夫 (常務理事)
東京メトロポリタンテレビジョン(株)	特 別 顧 問	三村 明夫 (会頭)
東京メトロポリタンテレビジョン(株)	監 査 役	中村 利雄 (顧問)
(株) 東京流通センター	社 外 取 締 役	中村 利雄 (顧問)
(株) 東商サポート&サービス	取 締 役	中村 利雄 (顧問)
株 日刊工業新聞社 キャンパスベンチャーグランプリ (CVG) 東京実行委員会	委 員 長	三村 明夫 (会頭)
株 日刊工業新聞社 キャンパスベンチャーグランプリ (CVG) 東京実行委員会	委 員	中村 利雄 (顧問)
株 日刊工業新聞社 第12回キャンパスベンチャーグランプリ (CVG) 東京審査委員会	委 員	間部 彰成 (理事・中小企業部長)
日本銀行 金融広報中央委員会	委 員	三村 明夫 (会頭)
(財) 日本環境協会 「エコマーク運営委員会」	委 員	高野 秀夫 (常務理事)
(一社) 日本経営協会	評 議 員	高野 秀夫 (常務理事)
日本小売業協会	顧 問	三村 明夫 (会頭)

10. 関係団体への加入および連繋等 (7) 外部団体就任状況

就任団体名	役職	氏名 (東商での役職)
日本小売業協会	顧問	石田 徹 (専務理事)
日本小売業協会	専務理事	高野 秀夫 (常務理事)
日本司法支援センター (法テラス)	顧問	石井 卓爾 (副会頭・議員・中小企業委員長)
(一社) 日本珠算連盟	特別顧問	高野 秀夫 (常務理事)
日本商工会議所 運営専門委員会	委員	高野 秀夫 (常務理事)
日本商工会議所 信用基金管理特別委員会	委員	高野 秀夫 (常務理事)
日本商工会議所 表彰特別委員会	委員	高野 秀夫 (常務理事)
日本商工会議所 貿易関係証明専門委員会	委員	高野 秀夫 (常務理事)
日本商工会議所 貿易関係証明規律委員会	委員	西尾 昇治 (理事・事務局長)
(一社) 日本商事仲裁協会	理事	高野 秀夫 (常務理事)
日本赤十字社 東京都支部	副支部長	鳥原 光憲 (副会頭・議員・エネルギー・環境委員長)
日本赤十字社 東京都支部	評議員	高野 秀夫 (常務理事)
(公財) 日本チャリティ協会	理事	高野 秀夫 (常務理事)
(一財) 日本ファッション協会	理事・副理事長	石田 徹 (専務理事)
(一財) 日本ファッション協会	参与	高野 秀夫 (常務理事)
(一社) 日本貿易会	審議員	石田 徹 (専務理事)
(独) 日本貿易振興機構 関東貿易情報センター	会長	宮村 眞平 (副会頭・議員・労働委員長)
(一財) 日本民族工芸技術保存協会	理事	高野 秀夫 (常務理事)
(公財) 日本容器包装リサイクル協会	評議員	高野 秀夫 (常務理事)
(財) 日本立地センター「関東地域政策研究センター運営委員会」	委員	高野 秀夫 (常務理事)
日本和裁検定協会	会長	高野 秀夫 (常務理事)
標準化研修/SME 規格開発支援ツール検討委員会	委員	福田 博彦 (ものづくり推進委員会 委員、知的財産戦略委員会 委員)
(特) ふるさとテレビ	顧問	高野 秀夫 (常務理事)
防衛懇話会	理事・副会長	三村 明夫 (会頭)
防衛懇話会	理事・常務理事	中村 利雄 (顧問)
(公財) 暴力団追放運動推進都民センター	相談役	三村 明夫 (会頭)
(公財) 暴力団追放運動推進都民センター	評議員	高野 秀夫 (常務理事)
(公財) 暴力団追放運動推進都民センター	理事	西尾 昇治 (理事・事務局長)
株式会社毎日新聞社 毎日経済人賞	最終選考委員	中村 利雄 (顧問)
民事司法を利用しやすくする懇談会	委員	大山 忠一 (常議員・品川支部会長・税制共同委員長・経済法規・CSR共同委員長)
明治神宮	責任役員・総代	三村 明夫 (会頭)
明治神宮 外苑運営委員会	委員	三村 明夫 (会頭)
明治神宮 崇敬会	会長	三村 明夫 (会頭)
明治神宮 崇敬会	監事	石田 徹 (専務理事)
明治神宮 崇敬会	常務理事	中村 利雄 (顧問)
明治神宮 武道場至誠館運営委員会	委員	三村 明夫 (会頭)
(公財) ライオン歯科衛生研究所	評議員	高野 秀夫 (常務理事)
(公財) ラグビーワールドカップ2019組織委員会 財務委員会	財務委員	石田 徹 (専務理事)
ラ・フォル・ジュルネ・オ・ジャポン熱狂の日音楽祭実行委員会	特別顧問	三村 明夫 (会頭)
リニア中央新幹線建設促進経済団体連合会	常任理事	高野 秀夫 (常務理事)
事業再生実務家協会	常務理事	間部 彰成 (理事・中小企業部長)

② 支部役員等

(平成27年度在任)

就任先団体等名称	就任役職名	就任者氏名(東商での主な役職)
(一社)千代田区観光協会	副会長	前川 秀樹 (千代田支部会長)
(公財)まちみらい千代田	理事	前川 秀樹 (千代田支部会長)
(公財)まちみらい千代田「千代田ビジネス大賞」諮問委員会	委員	前川 秀樹 (千代田支部会長)
社会を明るくする運動千代田区実施委員会	委員	前川 秀樹 (千代田支部会長)
千代田区特別職報酬等審議会	委員	塚本レイ子 (議員・千代田支部相談役)
千代田区道路通称名選定委員会	委員	前川 秀樹 (千代田支部会長)
(公社)「ゆとりちよだ」	社員	前川 秀樹 (千代田支部会長)
千代田区地球温暖化対策推進懇談会	委員	久保 和人 (千代田支部建設分科会副分科会長)
千代田区立神田一ツ橋中学校運営連絡会	委員	中山 幸裕 (千代田支部工業分科会副分科会長)
千代田区図書館評議会	委員	谷 義雄 (千代田支部小売分科会副分科会長)
千代田区子ども・子育て会議	委員	舟橋千鶴子 (千代田支部情報産業分科会副分科会長)
千代田区個人情報保護審議会	委員	大津 洋子 (千代田支部副会長)
黄葉見SAKE2015運営委員会委員	委員	前川 秀樹 (千代田支部会長)
黄葉見SAKE2015運営委員会委員	委員	大津 洋子 (千代田支部副会長)
(財)中央区勤労者サービス公社	理事長	中野里孝正 (中央支部副会長)
中央区リッパック・パ・ラリッパック区民協議会	部会員	岡本 圭祐 (中央支部工業分科会副分科会長)
中央区男女共同参画推進委員会	委員	遠藤 彬 (中央支部サービス分科会副分科会長)
日本橋再生推進協議会	委員	國分勘兵衛 (常議員・中央支部会長)
港区環境審議会	委員	池田 朝彦 (常議員・港支部会長)
港区中小企業振興審議会	委員	池田 朝彦 (常議員・港支部会長)
みなと区民まつり実行委員会	副委員長	池田 朝彦 (常議員・港支部会長)
国民体育大会港区実行委員会	常任委員	池田 朝彦 (常議員・港支部会長)
新宿区景観まちづくり審議会	委員	和田総一郎 (新宿支部観光分科会評議員)
新宿区産業振興会議	委員	益田佳代子 (新宿支部商業分科会評議員)
新宿区次世代育成協議会	委員	武田 哲一 (新宿支部教育・情報産業分科会評議員)
(社福)新宿区社会福祉協議会	理事	喜多 崇介 (新宿支部相談役)
新宿区男女共同参画推進会議	委員	藤沢 薫 (新宿支部観光分科会評議員)
新宿区都市計画審議会	委員	喜多 崇介 (新宿支部相談役)
新宿区内万引き防止対策協議会	委員	高野吉太郎 (新宿支部会長)
新宿シティハーフマラソン実行委員会	副実行委員長	高野吉太郎 (新宿支部会長)
大新宿区まつり実行委員会	副会長	高野吉太郎 (新宿支部会長)
東西自由通路等新宿駅周辺整備促進同盟	副会長	高野吉太郎 (新宿支部会長)
「文の京」の第九実行委員会	委員	金子 収 (文京支部会長)
文京区史編さん委員会	委員	金子 収 (文京支部会長)
(公財)文京アカデミー	理事	岩井 隆 (文京支部名誉会長)
文京区基本構想推進区民協議会	委員	出井 久之 (文京支部卸売分科会長)
文京区行財政改革区民協議会	委員	寺村 光司 (文京支部不動産副分科会長)
文京区献血推進協議会	委員	高村 清 (文京支部医療産業副分科会長)
文京区コミュニティバスBーぐる沿線協議会	委員	青柳 保之 (文京支部交通運輸分科会長)

10. 関係団体への加入および連繋等 (7) 外部団体就任状況

就任先団体等名称	就任役職名	就任者氏名(東商での主な役職)
文京区情報公開及び個人情報保護審査会	委 員	犬塚 俊裕 (文京支部出版・情報副分科会長)
文京区青少年問題協議会	委 員	今井 茂雄 (文京支部副会長)
文京区地域包括ケア推進委員会	委 員	古関 伸一 (文京支部医療産業副分科会長)
文京区地球温暖化対策地域推進協議会	委 員	瀬川 昌輝 (文京支部不動産分科会長)
文京区特別職報酬等審議会	会 長	金子 收 (文京支部会長)
文京区「文の京」安全・安心まちづくり協議会	委 員	利根川英二 (文京支部不動産分科会評議員)
文京区リサイクル清掃審議会	委 員	藤田 哲朗 (文京支部卸売副分科会長)
文京区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会	委 員	高橋 基陽 (文京支部副会長)
文京区地域福祉推進協議会子ども部会及び文京区子ども・子育て会議	委 員	白井 圭子 (文京支部卸売副分科会長)
文の京の観光促進タウンガイドミーティング	委 員	渡辺 新吉 (文京支部医療産業分科会評議員)
上野駅周辺滞留者対策推進協議会	委 員	小田切満寿雄 (台東支部会長)
したまち演劇祭実行委員会	会 計 監 事	小田切満寿雄 (台東支部会長)
したまちコメディ映画祭 in 台東実行委員会	会 計 監 事	小田切満寿雄 (台東支部会長)
国立西洋美術館世界遺産登録たいとう推進協議会	委 員	小田切満寿雄 (台東支部会長)
(公財)台東区産業振興事業団	評 議 員	小田切満寿雄 (台東支部会長)
台東区産業振興推進会議	委 員	小田切満寿雄 (台東支部会長)
台東区社会福祉協議会	監 事	長沼 一雄 (台東支部副会長)
台東区少年少女発明クラブ運営委員会	副 会 長	梶原 徳二 (議員・台東支部相談役)
台東区新観光ビジョン改定検討委員会	委 員	小田切満寿雄 (台東支部会長)
台東区特別職議員報酬及び給料審議会	委 員	小田切満寿雄 (台東支部会長)
台東区都市計画審議会	委 員	大塚 義司 (台東支部商業副分科会長)
台東区廃棄物減量等推進審議会	委 員	高橋 通 (台東支部商業分科会長)
ときめき たいとうフェスタ推進委員会	委 員	小田切満寿雄 (台東支部会長)
台東区まち・ひと・しごと創生総合戦略等策定委員会	委 員	長沼 一雄 (台東支部副会長)
台東区産業フェア実行委員会	委 員	中川 雅雄 (台東支部副会長)
北区産業振興会議	委 員	越野 充博 (北支部会長)
北区産業振興会議 担い手会議	委 員	杉山 徳卓 (北支部工業副分科会長)
(社福)北区社会福祉協議会	理 事	越野 充博 (北支部会長)
王子駅前滞留者対策協議会	委 員	田村 純郎 (北支部副会長)
(一財)東京城北勤労者サービスセンター	監 事	田口 絢子 (北支部小売・サービス・情報産業副分科会長)
北区小・中学生アイデア工夫展実行委員会	審 査 員	齊藤 正美 (北支部工業分科会長)
北区仕事と生活の両立推進認定審査会	委 員	越野 充博 (北支部会長)
北区きらりと光るものづくり顕彰審査委員会	委 員	齊藤 正美 (北支部工業分科会長)
2015北区花火会実行委員会	実 行 委 員	越野 充博 (北支部会長)
(公財)荒川区芸術文化振興財団	評 議 員	山下 登 (荒川支部副会長/建設・不動産分科会長)
(一財)東京城北勤労者サービスセンター	理 事	富永新三郎 (荒川支部会長)
(社福)荒川区社会福祉協議会	理 事	岡本 義雄 (荒川支部相談役)
荒川区都市計画審議会	委 員	熊井昌一郎 (荒川支部交通運輸分科会長)
荒川区国際交流協会	理 事	折原 征一 (荒川支部副会長)
荒川区産業展実行委員会	副 委 員 長	富永新三郎 (荒川支部会長)
荒川区産業展実行委員会	副 委 員 長	増野 繁 (荒川支部副会長)

10. 関係団体への加入および連繋等 (7) 外部団体就任状況

就任先団体等名称	就任役職名	就任者氏名(東商での主な役職)
荒川区介護保険運営協議会	委員	増野 繁 (荒川支部副会長)
荒川区観光振興懇談会	委員	富永新三郎 (荒川支部会長)
川の手荒川まつり実行委員会	委員	富永新三郎 (荒川支部会長)
荒川区環境審議会	委員	湯田 啓一 (荒川支部副会長)
荒川区清掃審議会	委員	湯田 啓一 (荒川支部副会長)
荒川区商業振興功労賞選考委員会	委員	富永新三郎 (荒川支部会長)
「あらかわの心」推進運動区民委員会	副会長	富永新三郎 (荒川支部会長)
平成27年度荒川マイスター表彰選考審査会	委員	富永新三郎 (荒川支部会長)
旧東海道品川宿周辺まちづくり協議会	顧問	井上 裕之 (議員・特別顧問)
しながわ観光協会	会長	井上 裕之 (議員・特別顧問)
しながわ観光協会	副会長	大山 忠一 (議員・品川支部会長)
品川区都市計画審議会	委員	松本 亨 (品川支部建設・不動産分科会副分科会長)
品川区景観審議会	委員	安藤 公裕 (品川支部副会長)
(公財)品川文化振興事業団	評議	員 増田 成寿 (品川支部情報産業副分科会長)
品川区民芸術祭2015実行委員会	委員	員 増田 成寿 (品川支部情報産業副分科会長)
品川区子ども・子育て会議	委員	員 山下智栄子 (品川支部情報産業副分科会長)
品川区都市型観光プラン検討委員会	委員	員 伊東 堅 (品川支部商業副分科会長)
品川区総合戦略策定委員会	委員	員 勝山 宏則 (品川支部商業副分科会長)
エコライフめぐろ推進協会	理事	相馬 熊郎 (目黒支部副会長)
目黒区環境審議会	委員	員 小田 利隆 (目黒支部工業副分科会長)
目黒区地球温暖化対策地域協議会	副会長	橋永 孝雄 (目黒支部商業副分科会長)
目黒区廃棄物減量等推進審議会	委員	員 小林富佐子 (目黒支部情報・卸副分科会長)
(公財)目黒区国際交流協会	評議	員 白川節太郎 (目黒支部副会長)
目黒区地域保健協議会	委員	員 白川節太郎 (目黒支部副会長)
中目黒駅周辺地区街づくり協議会	委員	員 竹内 良信 (目黒支部副会長)
目黒区まち・ひと・しごと創生懇話会	委員	員 佐藤 與治 (目黒支部会長)
めぐろ10kmマラソン実行委員会	委員	員 下川 徳雄 (目黒支部副会長)
めぐろ10kmマラソン運営会議	委員	員 小澤 淳二 (目黒支部情報・卸副分科会長)
めぐろ10kmマラソン専門部	会	員 後藤 栄太 (目黒支部建設・不動産分科会評議員)
(一社)大田観光協会	会	長 田中 常雅 (副会頭・大田支部顧問)
(一社)大田観光協会	副会長	長 浅野 健 (大田支部会長)
大田区エイトライナー促進区民協議会	副会長	長 浅野 健 (大田支部会長)
大田区新空港線「蒲蒲線」整備促進区民協議会	副会長	長 浅野 健 (大田支部会長)
大田区環境審議会	委員	員 浅野 健 (大田支部会長)
大田区献血推進協議会	委員	員 浅野 健 (大田支部会長)
(公財)大田区産業振興協会	評議	員 浅野 健 (大田支部会長)
(公財)大田区産業振興協会 勤労者共済事業運営協議会	委員	員 磯 収二 (情報・サービス分科会長)
大田区地球温暖化対策地域協議会	副会長	長 浅野 健 (大田支部会長)
大田区保健所運営協議会	委員	員 倉持 武 (大田支部副会長)
(株)ジェイコム大田	監査	役 田中 常雅 (副会頭・大田支部顧問)
おおた少年少女発明クラブ	副会長	長 浅野 健 (大田支部会長)

10. 関係団体への加入および連繋等 (7) 外部団体就任状況

就任先団体等名称	就任役職名	就任者氏名(東商での主な役職)
OTAふれあいフェスタ実行委員会	委員	浅野 健 (大田支部会長)
(株)大田まちづくり公社	取締役	浅野 健 (大田支部会長)
東京都公共職業訓練運営委員会	委員	舟久保利明 (大田支部副会長)
「国際都市おおた」推進に関する区民・有識者会議	委員	浅野 健 (大田支部会長)
第10期大田区男女共同参画推進区民会議	委員	原田由季子 (建設不動産分科会 評議員)
大田区制70周年記念事業実行委員会	委員	浅野 健 (大田支部会長)
大田区制70周年記念事業実行委員会	委員	諏訪 貴子 (工業分科会長)
世田谷区「開かずの踏切」解消促進協議会	理事	大場 信秀 (世田谷支部会長)
エイトライナー促進世田谷区民の会実行委員会	会長	大場 信秀 (世田谷支部会長)
世田谷区障害者雇用促進協議会	会長	石田 彌 (世田谷支部副会長)
世田谷区環境審議会	委員	栗本 洋二 (世田谷支部情報・サービス副分科会長)
(公財)世田谷区産業振興公社	理事	大場 信秀 (世田谷支部会長)
(公財)世田谷区産業振興公社	評議員	石川 和夫 (世田谷支部副会長)
世田谷区健康づくり推進委員会	委員	片平 三郎 (世田谷支部工業分科会長)
世田谷区産業表彰審査会	委員	大場 信秀 (世田谷支部会長)
世田谷区民まつり実行委員会	委員	大場 信秀 (世田谷支部会長)
世田谷区たまがわ花火大会実行委員会	委員	石川 和夫 (世田谷支部副会長)
世田谷246ハーフマラソン実行委員会	副会長	大場 信秀 (世田谷支部会長)
(一財)せたがやトラストまちづくり	理事	渡瀬 靖夫 (世田谷支部副会長)
ボロ市・代官屋敷周辺活性化地域協議会	会長	大場 信秀 (世田谷支部会長)
(特)渋谷駅周辺地区まちづくり協議会	理事	多田 修人 (常議員・渋谷支部会長)
(特)渋谷・鹿児島文化等交流促進協議会	理事	多田 修人 (常議員・渋谷支部会長)
(一財)渋谷区観光協会	顧問	多田 修人 (常議員・渋谷支部会長)
(一財)渋谷区観光協会	理事	渡邊 功 (渋谷支部副会長)
渋谷区基本構想等審議会	委員	渡邊 功 (渋谷支部副会長)
渋谷区くみの広場実行委員会	副委員長	多田 修人 (常議員・渋谷支部会長)
渋谷区国民保護協議会	委員	多田 修人 (常議員・渋谷支部会長)
渋谷区防災会議	委員	多田 修人 (常議員・渋谷支部会長)
渋谷再開発協会	副会長	多田 修人 (常議員・渋谷支部会長)
原宿表参道元氣祭実行委員会	会長	多田 修人 (常議員・渋谷支部会長)
(財)中野区勤労者サービスセンター	理事	五味 道雄 (中野支部副会長)
(財)中野区勤労者サービスセンター	理事	宮島 茂明 (中野支部副会長)
中野区区民公益活動推進協議会	委員	玉井 重敏 (中野支部サービス副分科会長)
(財)中野区国際交流協会	理事	麻沼 雅海 (中野支部会長)
中野区障害者福祉事業団	理事	佐藤 光男 (中野支部工業副分科会長)
中野区特別職報酬等審議会	委員	麻沼 雅海 (中野支部会長)
中野区都市計画審議会	委員	鈴木 輝男 (中野支部建設・不動産副分科会長副分科会長)
中野区環境審議会	委員	赤星 義彰 (中野支部建設・不動産副分科会長副分科会長)
中野区ICT・コンテンツ産業振興協議会	委員	麻沼 雅海 (中野支部会長)
中野区帰宅困難者対策協議会	委員	宮島 茂明 (中野支部副会長)
中野区産業振興審議会	委員	正村 宏人 (中野支部副会長、サービス分科会長)

10. 関係団体への加入および連繋等 (7) 外部団体就任状況

就任先団体等名称	就任役職名	就任者氏名(東商での主な役職)
区役所・サンプラザ地区再整備推進区民会議	委員	正村 宏人 (中野支部副会長、サービス分科会長)
区役所・サンプラザ地区再整備推進区民会議	委員	赤星 義彰 (中野支部建設・不動産副分科会長副分科会長)
教育課程編成委員会	委員	樋口 修 (中野支部建設・不動産副分科会長副分科会長)
教育課程編成委員会	委員	中山 典隆 (中野支部情報副分科会長)
学校関係者評価委員会	委員	樋口 修 (中野支部建設・不動産副分科会長副分科会長)
産業商工会館運営協議会	委員	井口 一与 (杉並支部副会長)
産業商工会館運営協議会	委員	東 敏治郎 (杉並支部副会長)
産業商工会館運営協議会	委員	牧野 光洋 (杉並支部副会長)
杉並区健康づくり推進協議会委員	委員	氏橋 治信 (杉並支部サービス・情報産業分科会長)
杉並区交流協会	理事	水島 隆年 (杉並支部副会長)
(財)杉並区障害者雇用支援事業団	理事	原田 正夫 (杉並支部副会長)
杉並区情報公開・個人情報保護審議会	委員	柴田 豊幸 (杉並支部副会長)
杉並区特別職報酬等審議会	委員	宇田川紀通 (杉並支部会長)
杉並区都市計画審議会委員	委員	和田 新也 (杉並支部副会長)
杉並区社会福祉協議会	理事	柴田 豊幸 (杉並支部副会長)
杉並区立中学校職場体験学習推進委員会	委員	井口 一与 (杉並支部副会長)
(特)すぎなみ環境ネットワーク	理事	大場 淳一 (杉並支部建設副分科会長)
すぎなみフェスタ実行委員会	委員	柴田 豊幸 (杉並支部副会長)
すぎなみフェスタ実行委員会	委員	坂井 潤 (杉並支部商業分科会長)
東京都共同募金会杉並区配分推せん委員会	委員	東 敏治郎 (杉並支部副会長)
杉並区産業振興審議会	委員	八方 淑夫 (杉並支部副会長)
杉並区産業振興審議会	委員	坂田 幸彦 (杉並支部相談役)
杉並区文化・芸術振興審議会	委員	志村 正之 (杉並支部副会長)
杉並区環境清掃審議会	委員	和田 新也 (杉並支部副会長)
中央線あるあるプロジェクト実行委員会	委員	井口 一与 (杉並支部副会長)
荻窪駅前滞留者対策協議会	委員	矢澤 規充 (杉並支部商業副分科会長)
西荻窪駅前滞留者対策協議会	委員	猪鼻 徳壽 (杉並支部商業評議員)
池袋駅周辺地域再生委員会	委員	鈴木 正美 (豊島支部会長)
池袋副都心グランドビジョン推進懇談会	委員	鈴木 正美 (豊島支部会長)
池袋副都心交通戦略委員会	委員	鈴木 正美 (豊島支部会長)
造幣局地区街づくり計画検討委員会	委員	鈴木 正美 (豊島支部会長)
第9回としまものづくりメッセ実行委員会	副委員長	鈴木 正美 (豊島支部会長)
第9回としまものづくりメッセ企画部会	委員	深山 大介 (豊島支部不動産分科会評議員)
第11回新池袋モンパルナス西口まちかど回遊美術館実行委員会	委員	大森 寿明 (豊島支部副会長)
第65回社会を明るくする運動	常任委員	鈴木 正美 (豊島支部会長)
(一財)東京城北勤労者サービスセンター	理事	高瀬 西帆 (豊島支部情報副分科会長)
(一財)東京城北勤労者サービスセンターサービス向上懇談会	委員	鈴木 正美 (豊島支部会長)
豊島区行政情報公開・個人情報保護審議会	委員	國松 省三 (豊島支部情報分科会長)
豊島区国際アート・カルチャー都市懇話会	委員	原 正晃 (豊島支部不動産分科会評議員)
豊島区商工政策審議会	委員	菊池 章二 (豊島支部サービス分科会長)
豊島区セーフコミュニティ推進協議会	委員	鈴木 正美 (豊島支部会長)

10. 関係団体への加入および連繋等 (7) 外部団体就任状況

就任先団体等名称	就任役職名	就任者氏名(東商での主な役職)
豊島区男女共同参画推進会議	委員	倉田 大輔 (豊島支部観光分科会評議員)
豊島区地域公共交通会議	委員	鈴木 正美 (豊島支部会長)
豊島区都市計画審議会	委員	渡邊 裕之 (豊島支部副会長兼建設分科会長)
豊島区表彰審査会	委員	佐々木啓之 (豊島支部副会長)
豊島区まち・ひと・しごと創生総合戦略懇談会	委員	新倉 弘識 (豊島支部サービス分科会評議員)
板橋区観光協会	副会長	吉村 健正 (板橋支部会長)
板橋区産業活性化推進会議	委員	吉村 健正 (板橋支部会長)
板橋区資源環境審議会	委員	中尾美佐男 (板橋支部建設副分科会長)
(公財)板橋区文化・国際交流財団	評議員	岩月 宏昌 (板橋支部副会長)
(公財)板橋区文化・国際交流財団	監事	谷田 剛一 (板橋支部相談役)
板橋区民まつり実行委員会	委員	吉村 健正 (板橋支部会長)
板橋区立企業活性化センターオフィス利用審査会	委員	永安 裕之 (板橋支部工業副分科会長)
いたばし産業見本市実行委員会	委員	吉村 健正 (板橋支部会長)
板橋製品技術大賞審査会	委員	安達 博一 (板橋支部工業分科会長)
板橋製品技術大賞審査会	委員	水野 安憲 (板橋支部工業副分科会長)
いたばし花火大会運営委員会	委員	吉村 健正 (板橋支部会長)
エコポリス板橋環境行動会議	委員	永友 正志 (板橋支部建設分科会長)
経営品質賞認定委員会	委員	吉村 健正 (板橋支部会長)
(公財)板橋区産業振興公社	評議員	吉村 健正 (板橋支部会長)
ねりまシティマラソン実行委員会	委員	横山 正二 (練馬支部会長)
(一社)練馬区産業振興公社	社員	緒方 巧 (練馬支部副会長)
練馬区社会福祉協議会	理事	木内 幹雄 (練馬支部副会長)
(一社)練馬区産業振興公社	役員	瀧島平八郎 (練馬支部副会長)
公益財団法人練馬区環境まちづくり公社	評議員	瀧島平八郎 (練馬支部副会長)
練馬区安全・安心協議会	委員	高内 恒行 (練馬支部副会長)
新型インフルエンザ等対策行動計画策定に伴う有識者会議	委員	高内 恒行 (練馬支部副会長)
練馬区環境循環型社会推進会議	委員	高内 恒行 (練馬支部副会長)
練馬区産業振興専門家委員	委員	高内 恒行 (練馬支部副会長)
練馬区エネルギービジョン検討会議	委員	渡邊 吉行 (練馬支部建設分科会長)
シティプロモーション・おもてなし委員	委員	三宅 泉 (練馬支部サービス・情報産業分科会長)
練馬子ども・子育て会議	委員	三宅 泉 (練馬支部サービス・情報産業分科会長)
練馬区環境審議会	委員	藪本 史郎 (練馬支部飲食副分科会長)
練馬区環境美化推進会議	委員	五十嵐和代 (練馬支部不動産副分科会長)
練馬区観光協会	理事副会長	井戸 勤 (練馬支部顧問)
江東エコライフ協議会	委員	市川 英治 (江東支部副会長)
江東区環境審議会	委員	市川 英治 (江東支部副会長)
江東区環境フェア実行委員会	委員	新井 英希 (江東支部サービス・情報産業副分科会長)
(一社)江東区観光協会	理事	市川 英治 (江東支部副会長)
江東区勤労者福祉サービスセンター	副理事長	石島 龍治 (江東支部副会長)
江東区社会福祉協議会	理事	小泉 宗孝 (江東支部副会長)
江東区商店街振興事業審査会	委員	網代良太郎 (江東支部会長)

就任先団体等名称	就任役職名	就任者氏名(東商での主な役職)
江東区中小企業活性化協議会	座 長	網代良太郎 (江東支部会長)
江東区特別職報酬等審議会	委 員	網代良太郎 (江東支部会長)
江東区保健所運営協議会	委 員	小泉 宗孝 (江東支部副会長)
江東区民まつり中央実行委員会	会 計 監 査	網代良太郎 (江東支部会長)
江東区優秀技能者表彰審査会	委 員	網代良太郎 (江東支部会長)
江東区優良従業員表彰審査委員会	委 員	網代良太郎 (江東支部会長)
江東地域雇用問題連絡会	委 員	網代良太郎 (江東支部会長)
江東ブランド推進協議会	座 長	網代良太郎 (江東支部会長)
すみだまつり実行委員会	委 員 長	阿部 貴明 (墨田支部会長)
すみだまつり実行委員会	副 委 員 長	宇津野和俊 (墨田支部副会長)
すみだまつり実行委員会	副 委 員 長	岡本 郁雄 (墨田支部副会長)
すみだまつり実行委員会	副 委 員 長	滝澤 賢司 (墨田支部副会長)
すみだまつり実行委員会	副 委 員 長	山田 昇 (墨田支部副会長)
すみだまつり実行委員会	副 委 員 長	小菅 崇行 (墨田支部副会長)
すみだまつり実行委員会	副 委 員 長	浜野 慶一 (墨田支部副会長)
すみだまつり実行委員会	副 委 員 長	澁谷 哲一 (墨田支部副会長)
すみだまつり実行委員会	副 委 員 長	久米 信行 (墨田支部副会長)
すみだまつり実行委員会	副 委 員 長	猪越 行廣 (墨田支部副会長)
すみだまつり実行委員会	副 委 員 長	谷内田良吉 (墨田支部副会長)
すみだまつり実行委員会	副 委 員 長	廣田 達夫 (墨田支部副会長)
すみだまつり実行委員会	副 委 員 長	風間 利昭 (墨田支部副会長)
すみだまつり実行委員会	副 委 員 長	尾崎 誠 (墨田支部副会長)
すみだまつり実行委員会	副 委 員 長	寺尾 肇 (墨田支部副会長)
(社)墨田区観光協会	理 事 長	阿部 貴明 (墨田支部会長)
(社)墨田区観光協会	理 事	久米 信行 (墨田支部副会長)
墨田区がん対策関係者連絡会	委 員	風間 利昭 (墨田支部副会長)
墨田区次世代育成支援行動計画推進審議会	委 員	小菅 崇行 (墨田支部副会長)
隅田川花火大会実行委員会	委 員	阿部 貴明 (墨田支部会長)
(財)墨田区勤労者福祉サービスセンター	理 事 長	風間 利昭 (墨田支部副会長)
(財)墨田区勤労者福祉サービスセンター	顧 問	阿部 貴明 (墨田支部会長)
墨田区献血推進運動協議会	委 員	瀧澤 賢司 (墨田支部副会長)
墨田区都市計画審議会	委 員	岡本 郁雄 (墨田支部副会長)
墨田区老朽建物等審議会	委 員	岡本 郁雄 (墨田支部副会長)
墨田区特別職報酬等及び政務調査費審議会	委 員	山田 昇 (墨田支部副会長)
墨田区優秀技能選考委員会	委 員 長	浜野 慶一 (墨田支部副会長)
墨田区生活安全推進協議会	委 員	阿部 貴明 (墨田支部会長)
墨田区景観審議会	委 員	岡本 郁雄 (墨田支部副会長)
すみだ地域ブランド推進協議会	副 理 事 長	阿部 貴明 (墨田支部会長)
すみだ地域ブランド推進協議会	理 事	小高 集 (墨田支部 I T 分科会長)
(一財)墨田まちづくり公社	評 議 員	岡本 郁雄 (墨田支部副会長)
墨田区廃棄物減量等推進審議会 (第7期)	委 員	廣田 健史 (墨田支部サービス分科会長)

10. 関係団体への加入および連繋等 (7) 外部団体就任状況

就任先団体等名称	就任役職名	就任者氏名(東商での主な役職)
大学誘致選定審査会	委 員	阿部 貴明 (墨田支部会長)
産業観光プラザすみだまち処運営委員会	委 員	小高 集 (墨田支部IT分科会長)
東京東部地域産業保健センター運営協議会	委 員	阿部 貴明 (墨田支部会長)
墨田区新型インフルエンザ等対策有識者会	委 員	森 八一 (墨田支部小売商業分科会長)
足立区観光交流協会	副 会 長	堀口 宗弘 (足立支部副会長)
足立区特別職議員報酬等審議会	委 員	高杉 浩明 (足立支部会長)
足立ブランド認定事業推進委員会	委 員	小倉 英夫 (足立支部副会長)
足立区基本構想審議会	委 員	近藤 勝 (足立支部副会長)
公益財団法人足立区生涯学習振興公社	幹 事	田中 克己 (足立支部建設分科会長)
(財)足立区勤労福祉サービスセンター	理 事	高杉 浩明 (足立支部会長)
(財)足立区勤労福祉サービスセンター	理 事	飯島 弘 (足立支部副会長)
(財)足立区勤労福祉サービスセンター	評 議 員	田中 光義 (足立支部建設副分科会長)
(財)足立区勤労福祉サービスセンター	評 議 員	三上 有子 (足立支部情報分科会評議員)
足立区経済活性化会議	委 員	高杉 浩明 (足立支部会長)
足立区景観審議会	委 員	海老沼孝二 (足立支部サービス産業分科会長)
足立区環境基金審査会委員	委 員	村松 実 (足立支部建設分科会評議員)
足立区環境審議会	委 員	小泉 俊夫 (足立支部工業分科会評議員)
葛飾区行政評価委員会	委 員	金子 昌男 (葛飾支部副会長)
葛飾区工業振興会議	会 長	浅川 弘人 (議員・葛飾支部会長)
葛飾区工業振興会議	委 員	浅野 文明 (葛飾支部副会長)
葛飾区工業振興会議	委 員	山田 幸三 (葛飾支部副会長)
葛飾区子ども・子育て会議	委 員	浅川 弘人 (議員・葛飾支部会長)
葛飾区産学公連携推進協議会	会 長	杉野 行雄 (葛飾支部工業分科会長)
葛飾区産学公連携推進協議会	委 員	浅川 弘人 (議員・葛飾支部会長)
葛飾区産学公連携推進協議会	委 員	浅野 文明 (葛飾支部副会長)
葛飾区産業フェア運営委員会	名 誉 顧 問	信川 仁道 (葛飾支部顧問・名誉会長)
葛飾区産業フェア運営委員会	委 員 長	浅川 弘人 (議員・葛飾支部会長)
葛飾区産業フェア実行委員会	委 員	村上 侖 (葛飾支部情報・サービス副分科会長)
葛飾区史編さん委員会	委 員	染谷 光雄 (葛飾支部副会長)
社会福祉法人葛飾区社会福祉協議会	理 事	信川 仁道 (葛飾支部顧問・名誉会長)
社会福祉法人葛飾区社会福祉協議会	評 議 員	飯吉修一呂 (葛飾支部副会長)
葛飾区商業振興会議	委 員	瀬尾 滋 (葛飾支部副会長)
葛飾区総合庁舎整備のあり方検討委員会	委 員	牧田盛市郎 (葛飾支部副会長)
葛飾区男女平等推進審議会	委 員	向山 光重 (葛飾支部常任相談役)
葛飾区地域安全活動連絡会	委 員	浅川 弘人 (議員・葛飾支部会長)
葛飾区地域温暖化対策地域協議会	委 員	矢澤孝太郎 (葛飾支部副会長)
葛飾区健康医療推進協議会	委 員	浅川 弘人 (議員・葛飾支部会長)
葛飾区フードフェスタ実行委員会	委 員	瀬尾 滋 (葛飾支部副会長)
葛飾区フードフェスタ実行委員会	委 員	秋元 成夫 (葛飾支部情報・サービス評議員)
かつしかごみ減量・リサイクル推進協議会	委 員	浅川 弘人 (議員・葛飾支部会長)
かつしかごみ減量・リサイクル推進協議会「事業者活動部会」	部 会 員	近藤 宏一 (葛飾支部情報・サービス副分科会長)

就任先団体等名称	就任役職名	就任者氏名(東商での主な役職)
かつしかふれあいRUNフェスタ実行委員会	委員	鈴木三津雄 (葛飾支部交通運輸副分科会長)
新小岩創業支援施設入居審査会	委員	金子 昌男 (葛飾支部副会長)
東京東部地域産業保健センター運営協議会	委員	浅川 弘人 (議員・葛飾支部会長)
寅さんサミット実行委員会	委員	瀬尾 滋 (葛飾支部副会長)
(一社)日本商事仲裁協会	調停人	信川 仁道 (葛飾支部顧問・名誉会長)
江戸川区産業賞表彰選考委員会	委員	平田 善信 (江戸川支部会長)
江戸川区精神保健福祉連絡協議会	委員	平田 善信 (江戸川支部会長)
江戸川区特別職報酬等審議会	委員	平田 善信 (江戸川支部会長)
江戸川区民まつり実行委員会	委員	平田 善信 (江戸川支部会長)
江戸川労働基準協会	常任理事	平田 善信 (江戸川支部会長)
小岩消防署災害防止会	顧問	平田 善信 (江戸川支部会長)
小岩消防懇話会	会長	平田 善信 (江戸川支部会長)
小松川交通安全協会	理事	平田 善信 (江戸川支部会長)
日本電信電話ユーザー協会	理事	石橋 正男 (江戸川支部副会長)
江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会	会長	平田 善信 (江戸川支部会長)
都立葛西南高等学校運営連絡協議会	委員	金子 延廣 (江戸川支部評議員)
えどがわ百景実行委員会	委員	石橋 正男 (江戸川支部副会長)
江戸川区自殺防止連絡協議会	委員	平田 善信 (江戸川支部会長)
江戸川地域産業保健センター運営協議会	委員	平田 善信 (江戸川支部会長)
江戸川区子ども・子育て応援会議	委員	平田 善信 (江戸川支部会長)
仕事と生活の調和推進協議会	委員	近藤 昭義 (江戸川支部副会長)
エコタウンえどがわ推進本部	本部員	平田 善信 (江戸川支部会長)
公共施設のあり方懇話会	委員	平田 善信 (江戸川支部会長)

③ 事務局員

1) 政府・官庁関係

(平成27年度在任)

就任団体名	役職	氏名(東商での役職)
関東地方整備局 事業評価監視委員会	委員	朝香 博 (地域振興部長)
関東運輸局 トラック輸送における取引環境・労働時間改善東京地方審議会	委員	朝香 博 (地域振興部長)
厚生労働省「平成27年度テレワークモデル実証事業検討委員会」	委員	朝香 博 (地域振興部長)
厚生労働省 次世代育成支援対策推進員会議	推進員	福田 泰也 (産業政策第二部副部長)
東京労働局 雇用均等行政	推進員	小倉 政則 (産業政策第二部主査)
東京労働局 職業安定部 子育て女性の就職支援協議会	委員	福田 泰也 (産業政策第二部副部長)
東京労働局 東京新卒者就職応援本部作業部会	構成員	福田 泰也 (産業政策第二部副部長)
東京労働局 東京都高等学校就職問題研究会	構成員	小倉 政則 (産業政策第二部主査)
東京労働局 東京地方最低賃金審議会	委員	福田 泰也 (産業政策第二部副部長)
東京労働局 東京地方最低賃金審議会 東京都最低賃金専門部会	委員	福田 泰也 (産業政策第二部副部長)
東京労働局 東京地方最低賃金審議会 鉄鋼汎用機械業最低賃金専門部会	委員	福田 泰也 (産業政策第二部副部長)
東京労働局 労働者派遣事業適正運営	協力員	小倉 政則 (産業政策第二部主査)
内閣府・東京都 首都直下地震 帰宅困難者等対策協議会幹事会	構成員	朝香 博 (地域振興部長)
内閣府大臣官房 統計委員会	専門委員	森 まり子 (検定事業部長)

10. 関係団体への加入および連繋等 (7) 外部団体就任状況

就任団体名	役職	氏名（東商での役職）
文部科学省「成長分野等における中核的専門人材養成の戦略的推進事業」実施委員会	委員	佐藤幸太郎（検定事業部検定センター所長）
東京労働局 職業安定部「訓練受講希望者等に対するジョブ・カード作成支援推進事業」に関する技術審査委員会	委員	蔵方康太郎（人材・能力開発部人材支援センター所長）
東京労働局 職業安定部 求職者セミナー、キャリア・コンサルティング等業務に関する技術審査委員会	委員	蔵方康太郎（人材・能力開発部人材支援センター所長）
東京労働局 職業安定部 平成27年度「東京都地域ジョブ・カード運営本部」	委員	照井 正俊（人材・能力開発部人材支援センター）

2) 東京都関係

(平成27年度在任)

就任団体名	役職	氏名（東商での役職）
東京都 いきいき職場推進事業認定企業審査会	審査委員	福田 泰也（産業政策第二部副部長）
東京都 イノベーションマップ策定会議	外部委員	山下 健（中小企業部担当部長）
東京都 エイズ専門家会議	委員	小倉 政則（産業政策第二部主査）
東京都 エイズ専門家会議小委員会（職域への普及啓発）	委員	小倉 政則（産業政策第二部主査）
東京都 駅前放置自転車クリーンキャンペーン推進委員会	委員	湊元 良明（総務統括部長）
東京都 駅前放置自転車クリーンキャンペーン推進委員会	幹事	進藤 創（総務統括部総務課長）
東京都 ECO-TOP プログラム認定審査会検討部会	委員	森 まり子（検定事業部長）
東京都 課題マップ策定会議	外部委員	山下 健（中小企業部担当部長）
東京都 観光事業審議会	委員	朝香 博（地域振興部長）
東京都 教育委員会 都立高等学校「人間としての在り方生き方に関する新教科」検討委員会	委員	大井川智明（企画調査部担当部長）
東京都 経営革新優秀賞第2次審査会	平成27年度審査員	山下 健（中小企業部担当部長）
東京都 健康推進プラン21（第二次）推進会議	委員	安寫 潔（サービス・交流部長）
東京都 健康推進プラン21（第二次）推進会議 職場における健康づくり部会	委員	藤田 善三（サービス・交流部担当部長）
東京都 子育て応援とうきょう会議	委員	福田 泰也（産業政策第二部副部長）
東京都 子供・子育て会議	委員	福田 泰也（産業政策第二部副部長）
東京都 産業労働局 ものづくり・匠の技の祭典2016実行委員会 事業部会	委員	染谷 政克（中小企業部担当部長）
東京都 事業推進連絡会議	委員	小倉 政則（産業政策第二部主査）
東京都 職場のメンタルヘルス対策推進事業検討会議	委員	小倉 政則（産業政策第二部主査）
東京都 スポーツ推進モデル企業選定委員会	平成27年度審査員	安寫 潔（サービス・交流部長）
東京都 自殺総合対策東京会議	委員	湊元 良明（総務統括部長）
東京都 児童生徒発明くふう展審査会	第59回審査員	佐藤 勝彦（中小企業部参事）
東京都 青少年・治安対策本部 東京都自転車安全利用推進計画協議会	委員	湊元 良明（総務統括部長）
東京都 若年者就業推進ネットワーク会議	委員	蔵方康太郎（人材・能力開発部人材支援センター所長）
東京都 生涯学習審議会 第9期	委員	大井川智明（企画調査部担当部長）
東京都 障害者就労支援協議会	委員	福田 泰也（産業政策第二部副部長）
東京都 消費生活対策審議会	専門員	朽原 克彦（企画調査部長）
東京都 中小企業世界発信プロジェクト推進協議会幹事会	幹事	染谷 政克（中小企業部担当部長）
東京都 東京都商店街グランプリ審査会	委員	朝香 博（地域振興部長）
東京都 東京都伝統工芸品産業振興協議会	委員	山下 健（中小企業部担当部長）
東京都 東京の中小企業の現状 有識者ヒアリング	委員	染谷 政克（中小企業部担当部長）
東京都 東京ブランド推進会議	委員	朝香 博（地域振興部長）
東京都 MICEアドバイザーボード	委員	朝香 博（地域振興部長）
東京都 共助社会づくりを進めるための検討会	委員	杉崎 友則（地域振興部 都市政策担当課長）
東京都 麻しん・風しん対策会議 平成27年度委員会	委員	藤田 善三（サービス・交流部担当部長）
東京都 優秀技能者（東京マイスター）知事賞贈呈における総合審査会	平成27年度委員	山下 健（中小企業部担当部長）

就任団体名	役職	氏名（東商での役職）
東京都 労政事業評価委員会	委員	福田 泰也（産業政策第二部副部長）
東京都 ロードマップ策定・推進会議	外部委員	山下 健（中小企業部担当部長）
東京都 産業労働局 中小企業しごと魅力発信プロジェクト実施運営等業務委託企画案選定に係る企画審査会	委員	蔵方康太郎（人材・能力開発部人材支援センター所長）
御茶の水美術専門学校 職域プロジェクト事業推進委員会	委員	蔵方康太郎（人材・能力開発部人材支援センター所長）

3) その他

(平成27年度在任)

就任団体名	役職	氏名（東商での役職）
(特非)ITコーディネータ協会 「つなぐIT推進委員会」	委員	朝香 博（地域振興部長）
エコプロダクツ 2015 実行委員会	委員	和泉 純治（サービス・交流部ビジネス交流センター所長）
大阪商工会議所 ザ・ビジネスモール プロジェクト会議	委員	和泉 純治（サービス・交流部ビジネス交流センター所長）
(一社)海外環境協力センター 研修部会	委員	空岡 正英（産業政策第二部調査役）
海外リスクマネジメント研究会	委員	染谷 政克（中小企業部担当部長）
関東地区電気使用合理化委員会	委員	湊元 良明（総務統括部長）
クラウドソーシング活用推進コンソーシアム「中小企業におけるクラウドソーシング実践的活用推進に係る有識者検討会」	委員	朝香 博（地域振興部長）
経済団体健康保健組合	選定委員	湊元 良明（総務統括部長）
(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構 東京職業訓練支援センター 東京都地域訓練コンソーシアム	委員	染谷 政克（中小企業部担当部長）
(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構 精神障害者雇用支援連絡協議会	委員	福田 泰也（産業政策第二部副部長）
産業技術大学院大学 運営諮問会議 実務担当者会議	委員	染谷 政克（中小企業部担当部長）
(一財)持続性推進機構 平成27年度 環境省事業「環境 人づくり企業大賞2015」実施検討会及び審査委員会	審査委員	佐藤幸太郎（検定事業部検定センター所長）
公立大学法人首都大学東京 オープンユニバーシティ企画経営委員会	委員	高橋 芳行（人材・能力開発部長）
産業交流展2015 企画選定委員会	委員	和泉 純治（サービス・交流部ビジネス交流センター所長）
(一財)職業教育・キャリア教育財団 平成27年度「専修学校留学生アシスト事業」事業実施委員会	委員	蔵方康太郎（人材・能力開発部人材支援センター所長）
平成26年度補正予算 地域中小企業・小規模事業者人材確保等支援事業 東京地区関係機関連携会議	委員	蔵方康太郎（人材・能力開発部人材支援センター所長）
(一社)全国福祉用具専門相談員協会	理事	森 まり子（検定事業部長）
学校法人中央情報学園 学校関係者評価委員会	委員	蔵方康太郎（人材・能力開発部人材支援センター所長）
中央労働災害防止協会	参与	福田 泰也（産業政策第二部副部長）
東京唐木仏壇工業協同組合 第55回東京仏壇展示コンクール	審査委員	山下 健（中小企業部担当部長）
(公財)東京観光財団	理事	朝香 博（地域振興部長）
(公財)東京観光財団 コンベンション誘致資金助成事業審査会	委員	朝香 博（地域振興部長）
(公財)東京観光財団 コンベンション開催助成事業審査会	委員	朝香 博（地域振興部長）
東京貴金属工芸品工業協同組合 第105回貴金属宝飾品装身具秋季創作コンクール	審査委員	佐藤 勝彦（中小企業部参事）
(一社)東京珠算教育連盟	監事	長澤 広幸（財務・管理部長）
(一社)東京珠算教育連盟	理事	松本 謙治（検定事業部 統括調査役）
(一財)東京都営交通協力会	理事	朝香 博（地域振興部長）
(公財)東京都環境公社 優良性基準適合認定制度における評価委員会	委員	空岡 正英（産業政策第二部調査役）
(公財)東京都環境公社 東京都地球温暖化防止活動推進センター連絡調整会議	委員	空岡 正英（産業政策第二部調査役）
(公財)東京都中小企業振興公社 自家発電設備等導入費用助成金審査委員会	委員	染谷 政克（中小企業部担当部長）
東京都工芸染色協同組合 第54回東京手描友禅染芸展コンクール展示会	審査委員	山本 格（中小企業部中小企業相談センター経営相談担当課長）
(社福)東京都社会福祉事業団	理事	湊元 良明（総務統括部長）
東京都職業能力開発協会	参与	福田 泰也（産業政策第二部副部長）
東京都職業能力開発協会 東京都若年技能者人材育成支援等事業連携会議	委員	高橋 芳行（人材・能力開発部長）
(公財)東京都人権啓発センター	理事	湊元 良明（総務統括部長）

10. 関係団体への加入および連繋等 (7) 外部団体就任状況

就任団体名	役職	氏名 (東商での役職)
(公財) 東京都生活衛生営業指導センター	理事	山下 健 (中小企業部担当部長)
(公財) 東京都中小企業振興公社 中小企業設備リース事業審査委員会	委員	染谷 政克 (中小企業部担当部長)
(一社) 東京都中小企業診断士協会	理事	山下 健 (中小企業部担当部長)
(公財) 東京のあすを創る協会	理事	森 まり子 (検定事業部長)
東京販売士協会	専務理事	森 まり子 (検定事業部長)
(一財) 東京マラソン財団	理事	朝香 博 (地域振興部長)
(特) 日本NPOセンター	理事	朝香 博 (地域振興部長)
(一社) 日本経営協会	参与	安寫 潔 (サービス・交流部長)
(社) 日本建築士会連合会 専攻建築士認定評議会	評議員	朝香 博 (地域振興部長)
(一財) 日本産業協会 運営委員会	委員	森 まり子 (検定事業部長)
日本商工会議所 特定原産地証明に関する研究会	委員	加藤 和夫 (共済・証明事業部証明センター所長)
日本商工会議所 特定原産地証明に関する研究会	委員	山崎 幹人 (共済・証明事業部証明センター所長補佐)
日本商工会議所 非特惠原産地証明に関する研究会	委員	加藤 和夫 (共済・証明事業部証明センター所長)
(社福) 日本心身障害児協会	評議員	湊元 良明 (総務統括部長)
(一社) 日本テレワーク協会 地域中小企業におけるクラウドソーシング活用推進事業における調査検討会	委員	鳥取 聖史 (地域振興部 主任調査役)
(一社) 日本洋装協会・(公社) 全日本洋装技能協会 2015全日本洋装技能コンクール	審査委員	小山 康司 (中小企業部中小企業相談センター業務推進担当課長)
(一社) 日本流行色協会	監事	森 まり子 (検定事業部長)
福祉住環境コーディネーター協会	専務理事	森 まり子 (検定事業部長)
福祉住環境コーディネーター協会	監事	長澤 広幸 (財務・管理部長)
(一社) 留学生支援ネットワーク アドバイザリーボード会議	メンバー	蔵方康太郎 (人材・能力開発部人材支援センター所長)

④ 支部事務局長

(平成27年度在任)

就任先団体等名称	就任役職名	就任者氏名 (東商での主な役職)
千代田区商工振興連絡調整会議	委員	小野田賀人 (千代田支部事務局長)
中央区大江戸まつり実行委員会	運営委員	蓮池 秀夫 (中央支部事務局長)
中央区観光協会	理事	蓮池 秀夫 (中央支部事務局長)
中央区観光写真コンクール本選	審査員	蓮池 秀夫 (中央支部事務局長)
中央区協働推進会議	委員	蓮池 秀夫 (中央支部事務局長)
中央区商店街プラン策定委員会	委員	蓮池 秀夫 (中央支部事務局長)
東京駅八重洲口再開発協議会	理事	蓮池 秀夫 (中央支部事務局長)
中央区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定審査会	委員	蓮池 秀夫 (中央支部事務局長)
中央区自殺対策協議会	委員	蓮池 秀夫 (中央支部事務局長)
中央区勤労サービス公社評議員選定委員会	委員	蓮池 秀夫 (中央支部事務局長)
勝どき五丁目サービス付高齢者向け住宅(仮称)等複合施設運営事業者選定委員会	委員	蓮池 秀夫 (中央支部事務局長)
湊二丁目認知症高齢者グループホーム(仮称)等複合施設運営事業者選定委員会	委員	蓮池 秀夫 (中央支部事務局長)
中央区立特別養護老人ホーム「マイホームはるみ」等指定管理者候補事業者選定委員会	委員	蓮池 秀夫 (中央支部事務局長)
中央区福祉保健部指定管理者評価委員会	委員	津田裕紀子 (中央支部事務局次長)
勝どき5丁目A街区私立認可保育所運営事業者選定委員会	委員	津田裕紀子 (中央支部事務局次長)
東京国際映画祭みなと委員会	委員	岩政 靖 (港支部事務局長)
港区環境美化推進協議会	委員	岩政 靖 (港支部事務局長)
港区観光協会 総務・企画委員会	副委員長	岩政 靖 (港支部事務局長)

10. 関係団体への加入および連繋等 (7) 外部団体就任状況

就任先団体等名称	就任役職名	就任者氏名 (東商での主な役職)
港区観光フォトコンテスト	審査委員	岩政 靖 (港支部事務局長)
港区区民まつりパレード部会	委員	岩政 靖 (港支部事務局長)
港区3R企画会議	委員	岩政 靖 (港支部事務局長)
港区3R推進行動会議	委員	岩政 靖 (港支部事務局長)
港区商店グランプリ	審査委員	岩政 靖 (港支部事務局長)
港区地域雇用問題連絡会	委員	岩政 靖 (港支部事務局長)
港区防衛親交会	常任理事	岩政 靖 (港支部事務局長)
港区ものづくり・商業観光フェア実行委員会	委員、会計	岩政 靖 (港支部事務局長)
新宿区エコ事業者連絡会	理事	中台 浩正 (新宿支部事務局長)
新宿区環境審議会	委員	中台 浩正 (新宿支部事務局長)
(公財)新宿区勤労者・仕事支援センター	評議員	中台 浩正 (新宿支部事務局長)
新宿区耐震補強推進協議会	理事	中台 浩正 (新宿支部事務局長)
新宿区ものづくり産業支援委員会	委員	中台 浩正 (新宿支部事務局長)
新宿区優良企業表彰審査委員会	委員	中台 浩正 (新宿支部事務局長)
新宿区リサイクル清掃審議会	委員	中台 浩正 (新宿支部事務局長)
新宿シティハーフマラソン実行委員会	委員	中台 浩正 (新宿支部事務局長)
大新宿区まつり実行委員会	副委員長・財務部会長	中台 浩正 (新宿支部事務局長)
高田馬場創業支援センター利用者選考委員会	委員	中台 浩正 (新宿支部事務局長)
東西自由通路等新宿駅周辺整備促進同盟	会計	中台 浩正 (新宿支部事務局長)
文京区男女平等参画推進会議	委員	鈴木 秀昭 (文京支部事務局長)
文京博覧会(ぶんぱく)実行委員会	副委員長	鈴木 秀昭 (文京支部事務局長)
文京区技能名匠者認定事業審査会	審査委員	鈴木 秀昭 (文京支部事務局長)
文京区アカデミー推進協議会	委員	鈴木 秀昭 (文京支部事務局長)
文京区創業支援事業企画運営業務委託事業者選定委員会	委員	鈴木 秀昭 (文京支部事務局長)
文京区未就職若年者就労サポート事業委託事業者選定委員会	委員	鈴木 秀昭 (文京支部事務局長)
文京区社会人基礎力養成講座等企画運営業務委託事業者選定委員会	委員	鈴木 秀昭 (文京支部事務局長)
台東区アトリエ化支援事業審査会	委員	中井 宏好 (台東支部事務局長)
台東区環境MVP選考委員会	委員	中井 宏好 (台東支部事務局長)
(公財)台東区産業振興事業団	理事	中井 宏好 (台東支部事務局長)
台東区商店街空き店舗活用支援事業審査会	委員	中井 宏好 (台東支部事務局長)
台東区少年少女発明クラブ運営委員会	委員	中井 宏好 (台東支部事務局長)
台東区新市場開拓支援事業審査会	委員	中井 宏好 (台東支部事務局長)
台東区新製品新技術開発支援事業審査会	委員	中井 宏好 (台東支部事務局長)
東京都立忍岡高等学校学校運営連絡協議会	協議委員	中井 宏好 (台東支部事務局長)
台東区次世代育成支援地域協議会	委員	中井 宏好 (台東支部事務局長)
したまちTAITO産業賞審査会	審査委員	中井 宏好 (台東支部事務局長)
中央・城北職業能力開発連絡協議会	委員	佐塚 太一 (北支部事務局長)
北区コミュニティビジネス意見交換会	委員	佐塚 太一 (北支部事務局長)
荒川区自然科学フォーラム	事務局長	水谷 幸宏 (荒川支部事務局長)
日暮里織維街活性化ファッションショー実行委員会	会計監事	水谷 幸宏 (荒川支部事務局長)
あらかわ観光ツーリズム連絡協議会	理事	水谷 幸宏 (荒川支部事務局長)

10. 関係団体への加入および連繋等 (7) 外部団体就任状況

就任先団体等名称	就任役職名	就任者氏名 (東商での主な役職)
荒川区産業観光スポット整備支援事業	審査委員	水谷 幸宏 (荒川支部事務局長)
荒川区低炭素地域づくり協議会	委員	水谷 幸宏 (荒川支部事務局長)
荒川区景観まちづくり推進委員会	委員	水谷 幸宏 (荒川支部事務局長)
(仮称)日暮里地域活性化施設整備及び運営に関する検討委員会	委員	水谷 幸宏 (荒川支部事務局長)
しながわ観光協会	理事	井田千香子 (品川支部事務局長)
城南職業能力開発連絡協議会	委員	井田千香子 (品川支部事務局長)
東京都立産業技術高等専門学校地域連携委員会	委員	井田千香子 (品川支部事務局長)
大井町駅周辺帰宅困難対策者協議会	委員	木村 篤人 (品川支部経営指導員)
目黒区景況調査連絡会議	委員	金井 文隆 (目黒支部事務局長)
中目黒をさらに良くする連絡会	幹事	金井 文隆 (目黒支部事務局長)
めぐろ観光まちづくり協会	委員	金井 文隆 (目黒支部事務局長)
目黒区商工まつり運営委員会	委員	近藤 仁 (目黒支部経営指導員)
目黒区商工まつり運営委員会	委員	鈴木 康仕 (目黒支部経営指導員)
(一社)大田観光協会	監事	矢口 和彦 (大田支部事務局長)
大田区蒲蒲線整備促進区民協議会	理事	矢口 和彦 (大田支部事務局長)
(公財)大田区産業振興協会	理事	矢口 和彦 (大田支部事務局長)
(株)ジェイコム大田	取締役	矢口 和彦 (大田支部事務局長)
大森再開発推進委員会	事務局長	矢口 和彦 (大田支部事務局長)
蒲田再開発推進委員会	事務局長	矢口 和彦 (大田支部事務局長)
大田区地域労働関係協議会	委員	矢口 和彦 (大田支部事務局長)
世田谷区障害者雇用促進協議会	事務局長	宇田川裕司 (世田谷支部事務局長)
世田谷区障害者雇用促進協議会	常任幹事	安藤 薫 (世田谷支部経営指導員)
城南地域中小企業振興センター連絡協議会	委員	宇田川裕司 (世田谷支部事務局長)
世田谷区商店街連合会せたがや商連報編集委員会	委員	宇田川裕司 (世田谷支部事務局長)
世田谷区中小商工業振興対策委員会	委員	宇田川裕司 (世田谷支部事務局長)
烏山コミュニティポイント地域活性化協議会	委員	宇田川裕司 (世田谷支部事務局長)
渋谷・世田谷・目黒雇用問題連絡会議	委員	宇田川裕司 (世田谷支部事務局長)
産業交流促進会議	メンバー	宇田川裕司 (世田谷支部事務局長)
せたがやポイント協議会	委員	宇田川裕司 (世田谷支部事務局長)
世田谷区民まつり企画委員会	委員	大石 英資 (世田谷支部経営指導員)
世田谷区自殺対策協議会	委員	宇田川裕司 (世田谷支部事務局長)
世田谷スイーツ&ブレッドコンテスト実行委員会	委員	宇田川裕司 (世田谷支部事務局長)
世田谷空き家再生プロジェクト「空き家研究会」	メンバー	宇田川裕司 (世田谷支部事務局長)
世田谷区自立支援協議会	委員	宇田川裕司 (世田谷支部事務局長)
世田谷まちなか観光協議会	委員	宇田川裕司 (世田谷支部事務局長)
ボロ市・代官屋敷周辺活性化地域協議会	委員	宇田川裕司 (世田谷支部事務局長)
渋谷駅周辺帰宅困難者対策協議会	委員	西郷 直紀 (渋谷支部事務局長)
渋谷・鹿兒島おはら祭大会実行委員会	監事	西郷 直紀 (渋谷支部事務局長)
中野区国民保護協議会	委員	菊池 圭二 (中野支部事務局長)
中野まちめぐり博実行委員会	委員	菊池 圭二 (中野支部事務局長)
中野区帰宅困難者対策協議会	委員	菊池 圭二 (中野支部事務局長)

10. 関係団体への加入および連繋等 (7) 外部団体就任状況

就任先団体等名称	就任役職名	就任者氏名 (東商での主な役職)
社会福祉法人杉並区社会福祉協議会	生活福祉資金調査委員会委員	星野ひとみ (杉並支部事務局長)
杉並区中学校対抗駅伝大会2015実行委員会	委員	星野ひとみ (杉並支部事務局長)
すぎなみ産業フェスタ実行委員会	委員	新井 洋一 (杉並支部調査役)
池袋駅周辺混乱防止対策協議会	委員	栗野 浩 (豊島支部事務局長)
雇用問題連絡会議	委員	栗野 浩 (豊島支部事務局長)
第9回としまものづくりメッセ企画部会	委員	栗野 浩 (豊島支部事務局長)
第9回としまものづくりメッセ企画部会	委員	三ヶ田 学 (豊島支部経営指導員)
第11回新池袋モンパルナス西口まちかど回遊美術館実行委員会	委員	栗野 浩 (豊島支部事務局長)
第11回新池袋モンパルナス西口まちかど回遊美術館実行委員会	委員	樺澤 りか (豊島支部経営指導員)
中央・城北職業能力開発連絡協議会	委員	栗野 浩 (豊島支部事務局長)
板橋区雇用問題連絡会議	委員	城戸口隆俊 (板橋支部事務局長)
板橋区中小企業勤労者福利共済事業運営協議会	委員	城戸口隆俊 (板橋支部事務局長)
板橋区民まつり実行委員会	委員	城戸口隆俊 (板橋支部事務局長)
いたばし産業見本市実行委員会	委員	城戸口隆俊 (板橋支部事務局長)
中央・城北職業能力開発連絡協議会	委員	城戸口隆俊 (板橋支部事務局長)
東京都立練馬工業高等学校学校運営連絡協議会	委員	田中 秀明 (練馬支部事務局長)
練馬区観光協会観光資源開発委員会	委員	田中 秀明 (練馬支部事務局長)
江東区産学公連携連絡会	委員	内田 透 (江東支部事務局長)
江東区産業展実行委員会	委員	内田 透 (江東支部事務局長)
江東シーサイドマラソン大会実行委員会	委員・監査	内田 透 (江東支部事務局長)
江東区ブランディング戦略検討委員会	委員	寺田 直子 (江東支部事務局長次長)
クリエイティブスタジオ運営協議会 (墨田区創業支援事業)	委員	鳥光 周一 (墨田支部事務局長)
すみだベンチャーサテライトオフィス入居企業者選考会 (墨田区ベンチャー支援事業)	委員	鳥光 周一 (墨田支部事務局長)
すみだまつり実行委員会	委員	鳥光 周一 (墨田支部事務局長)
フォーラム・イン・すみだ実行委員会	会計監査	鳥光 周一 (墨田支部事務局長)
すみだ次世代経営研究協議会	監事	鳥光 周一 (墨田支部事務局長)
障害者就労支援協議会	委員	鳥光 周一 (墨田支部事務局長)
錦糸町駅周辺路上禁煙推進連絡会	委員	鳥光 周一 (墨田支部事務局長)
東京東部地域産業保健センター問題協議会	委員	鳥光 周一 (墨田支部事務局長)
城東職業能力開発連絡協議会	委員	鳥光 周一 (墨田支部事務局長)
“すみだと北斎”プロモーション実行委員会	委員	鳥光 周一 (墨田支部事務局長)
墨田区新ものづくり創出拠点整備補助金事業者選定審査会	委員	鳥光 周一 (墨田支部事務局長)
墨田区産業振興会議	委員	鳥光 周一 (墨田支部事務局長)
東京都立城東職業能力開発センター連絡協議会	委員	鳥光 周一 (墨田支部事務局長)
個だわりすみだ発掘隊	審査員	千葉喜久雄 (墨田支部経営指導員)
城東職業能力開発連絡協議会	委員	岡本 貴志 (足立支部事務局長)
足立区就労支援委員会	委員	岡本 貴志 (足立支部事務局長)
足立区勤労福祉会館指定管理者評価委員会	委員	岡本 貴志 (足立支部事務局長)
足立区認知症サポーター推進連絡会	理事	岡本 貴志 (足立支部事務局長)
特定非営利活動法人あだち菜うどん学会	理事	岡本 貴志 (足立支部事務局長)
葛飾エフエム放送(株)	監査役	柳本 満生 (葛飾支部事務局長)

10. 関係団体への加入および連繋等 (7) 外部団体就任状況

就任先団体等名称	就任役職名	就任者氏名（東商での主な役職）
葛飾区産学公連携推進協議会	委員	柳本 満生（葛飾支部事務局長）
葛飾区産業フェア実行委員会	委員	柳本 満生（葛飾支部事務局長）
葛飾区障害者就労支援協議会	委員	柳本 満生（葛飾支部事務局長）
葛飾区フードフェスタ実行委員会	委員	柳本 満生（葛飾支部事務局長）
かつしかごみ減量・リサイクル推進協議会「事業者活動部会」	部会委員	柳本 満生（葛飾支部事務局長）
かつしかごみ減量・リサイクル推進協議会「区民啓発活動部会」	部会委員	南條 俊介（葛飾支部経営指導員）
かつしかふれあいRUNフェスタ実行委員会	委員	柳本 満生（葛飾支部事務局長）
寅さんサミット実行委員会	委員	柳本 満生（葛飾支部事務局長）
えどがわ起業ビジネスプランコンテスト	審査員	山本 順一（江戸川支部事務局長）
産業ときめきフェア実行委員会	委員	池浦 邦彦（江戸川支部経営指導員）